昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十四年十月十日發行

同盟旬報

第三卷 第二十七號・十月十日發行 (No. 82)

【昭和十四年九月下旬號】

主要記事

首相權限强化決定……
野村大將外相に就任……
總動員七勅令案決る……
機械設備制限規則公布……
鐵鋼對策要綱可決……
湖南戰線長沙に肉薄……
獨ソ新協定締結さる……
ソ聯の小國工作進展す……

發行 社團法人 同盟通信社

昭和十四年
九月下旬

重要日誌

九月二十一日（木）

▽第六次聯合委員會開催
▲ソ軍ピンスク占領
▲トルコ外相モスクワへ出發
▲ルーマニア首相暗殺さる
▲米議會開會
▲英政府英獨交渉に關する白書發表

同　二十二日（金）

▽武漢政務委員會準備會成立
▽我が最後案を鼓浪嶼側承認
▲波蘭分割の獨ソ協定成立

同　二十三日（土）

△外相に野村大將就任
△石油配給統制令公布
△鑛物製造設備制限規則公布
▽湖南第九戰區殲滅戰開始
▲エストニア外相訪露
▲汎米會議開催

同　二十四日（日）

△秋季皇靈祭
△陸戰隊洞庭湖岸に敵前上陸
▽天津の洪水日本租界排水完了
▽滿洲國皇帝陛下錦州御巡狩より御還
▲エストニア外相突如歸國
▲英佛空軍ツェッペリン飛行機工場空襲
▲獨ソ不可侵條約批准交換

同二十五日（月）

△軍艦「鹿島」進水式
△機械設備制限規則公布
△滿關支向輸出調整省令實施
△愛婦新會長に水野婦人決定
▲佛外相ソ聯大使と會見
▲エストニア緊急閣議開催

同二十六日（火）

△首相權限强化閣議決定
△貿易省設置閣議決定
△駐佛大使に澤田次官就任
△外務次官に谷公使起用
▲佛共產團體に解散命令
▲ガンヂー翁印度總督と協議

同二十七日（水）

△後醍醐天皇六百年祭
△總動員七勅令案審議會決定
△國境取締法施行令公布
△用材生產統制規則公布
△東郷モロトフ會見
▽湖南戰線平江縣城占領
▲ワルシャワ遂に陷落
▲ソ聯汽船バルチック海で擊沈さる
▲獨外相モスクワ着獨ソ會談開始
▲ソ聯エストニア兩外相重要會談
▲ソ土兩外相會談
▲勃ソ空路開設協議
▲ソ聯大使英外相と會談
▲英增稅案下院可決

同　二十八日（木）

△映畫法施行令公布
△中等學校入學試驗廢止通牒
△酒匂駐波大使に歸朝命令
△鐵鋼配給規則公布
▽海空軍重慶大空襲
▽王寵惠米の調停希望を語る
△天津英租界抗日分子一齊檢擧
▲獨ソ第二第三次會談
▲勃、イラン兩公使ソ聯外相訪問
▲ソ聯駐勃大使任命
▲英ソ戰時通商協定をソ聯提議
▲ルーマニア新內閣成立
▲反ユダヤ運動を勃政府禁止
▲獨空軍英海岸を空襲
▲ソ聯エストニア相互援助條約並に通商條約成立
▲英蘭銀行利下げ
▲カナダ屑銅輸出禁止
▲米中立法案上院委員會通過

同　二十九日（金）

△加藤駐支公使歸京
△煉炭木炭最高價格決定
△鐵鋼對策要綱可決
▽陸空軍寧夏省楡林空襲
▽湖南省政府衡陽に移轉
▽蔣政府華興券流通禁止通告
▽獨政府對支那事變策不變聲明
▲獨ソ國境劃定、友好條約調印
▲獨外相モスクワから歸國
▲獨、英佛に宣戰撤回要求聲明
▲ソ聯エストニア條約ソ側批准
▲獨羅新通商協定成立
▲獨ユーゴ通商交渉開始
▲佛大統領前線視察
▲英機ヘリーゴーランド軍港空襲
▲米大統領不參戰を聲明

同　三十日（土）

△駐伊大使に天羽公使決定
△日滿點無荷ケーブル落成通話式
▽西尾支那派遣軍總司令官南京着
▽湖南戰線長沙東方十八キロに肉薄
▲波新內閣佛で成立
▲波前大統領フランスへ
▲獨國會召集を發表
▲伊外相突如ベルリンへ
▲エストニア外相露都より歸國
▲羅新首相施政方針發表

同盟旬報 第三卷・第二十七號 九月下旬 主要目次

●印は「表紙掲出」記事

宮廷

秋季皇靈祭宮中の御儀〔九・二四〕……五
杉山大將軍狀奏上〔九・二五〕……五
練習艦隊乘組員拜謁〔九・二五〕……五
兩宮殿下大陸より御歸還〔九・二六〕……五
後醍醐天皇六百年祭〔九・二七〕……六
歸還二十將軍拜謁〔九・二八〕……六
故朴泳侯の餘榮〔九・二八〕……六

支那事變

中支戰線各部隊に聖旨傳達〔九・一—二七〕……五
西尾總司令官南京着〔九・三〇〕……五
歸還將官……五
戰死將校……五

【戰況】

【中支戰況】……五
高安作戰々果……五
▲湖南戰線……五
九戰區殲滅戰開始〔九・二三〕……五
洞庭湖岸敵前上陸〔九・二三〕……五
新墻河堅陣一齊攻擊〔九・二三〕……六
二十三日夜迄の戰況……六
全線百キロの大夜襲〔九・二三〕……六
汨水南方で粵漢線遮斷〔九・二四〕……七
岳州・長沙公路遮斷〔九・二五〕……七
高安攻略部隊敵の右側背奇襲〔九・二五〕……七
通城東南山嶺の敵陣粉碎〔九・二五〕……七
通城平江間の山陣占領〔九・二六〕……七
海軍陸戰隊洞庭湖岸上陸〔九・二四〕……七
汨水渡河進擊〔九・二五〕……七
汨水南岸の敵陣全く崩壞〔九・二六〕……七
長沙北方十里の要衝占領〔九・二七〕……八
二十七日迄の戰況……八
通城長沙公路の要衝奪取〔九・二七〕……八
平江縣城占領〔九・二七〕……八
通城南下部隊猛進〔九・二九〕……八
二十八日夕迄の戰況……八
東西五十キロの大追擊陣……八
平江東方十里の要衝占領〔九・二九〕……八
平江長沙公路三ケ所で遮斷〔九・二九〕……八
敗敵の據點占領〔九・二九〕……八
長沙東北方に更に攻圍體勢〔九・三〇〕……九
●長沙東方十八キロに進迫〔九・三〇〕……九
敵の非道極る細菌戰術……九
【空中戰・空爆】……九
陸海機地上部隊に協力〔九・三、四〕……九
▲陸海軍……九
中南支各地爆擊〔九・二〇、一〕……九
福建、廣東海岸爆擊〔九・二一—二〕……九
湖南戰線に協力其他〔九・二三—四〕……九
北中支各地爆擊〔九・二四—六〕……九
長沙附近爆擊〔九・二七〕……九
地上部隊に協力〔九・二八〕……九
重慶大空襲〔九・二八〕……九
南寧、潮州爆擊〔九・二八〕……九
▲陸空軍……九
奉新東方迫擊砲陣潰滅〔九・二五〕……九
奉新西方の敵陣爆擊〔九・二五〕……九
岳州南方敵部隊爆擊〔九・二九〕……九
楡林空襲〔九・二九〕……九

【特政府】

王正廷急遽重慶に招致〔九・二〕……一〇
歐洲動亂に蔣政府苦悶……一〇
四川省を三省に分割……一〇
香港、韶關間の輸送路再建……一〇
白崇禧長沙へ急行……一〇
康定に航空學校新設……一〇
國府上半期輸出總額發表……一〇
王寵惠米の調停を希望〔九・二八〕……一一
湖南省政府衡陽に移轉〔九・二九〕……一一
重慶政府對華興券流通禁止通告〔九・二九〕……一一

新支那建設

八月中の全支貿易……一二
▲正統國民黨……一二
汪兆銘氏聲明〔九・二〕……一二
▲聯合委員會……一二
第六次聯合委員會開催〔九・二〕……一二
兩政府汪氏支持を聲明〔九・二〕……一二

【北支情勢】

濟南に魯興銀行創立〔九・二五〕……一二
日本租界の排水完了〔九・二四〕……一二
北支の法幣暴落……一二
津浦線全部復舊〔九・二八〕……一二
英租界抗日分子一網打盡〔九・二八〕……一二

【中支情勢】

武漢政務委員會準備會成立〔九・二〕……一二
共同租界改訂問題小委員會〔九・二〕……一二
各民衆團體の和平促進運動〔九・二四〕……一二
米系商社の小額紙幣を通貨に〔九・二九〕……一四

【南支情勢】

廣東治維會三巨頭會談に呼應〔九・二〕……一四
我が最後案を鼓浪嶼側承認〔九・二〕……一四

列國動向

香港對日貿易著增……一四
佛印でも軍事徵用令發令……一四
佛印支那間の國境閉鎖……一四
上海ソ聯總領事館員引揚げ……一四
ソ聯義勇兵入支說……一四
王の調停希望說と米國……一四
獨の對支那事變策不變聲明〔九・二九〕……一四

政治・外交

【政治】

▲樞密院……一五
樞密院本會議〔九・二七〕……一五
▲一般……一五
平尾多額議員起訴……一五
身分保障制度影響調査……一五
映畫法施行令公布〔九・二八〕……一五
神祇院設置要請……一七
國境取締法施行令公布〔九・二七〕……一七
●首相權限强化決定〔九・二六〕……一七
▲總動員審議會……一七
●總動員七勅令案決定〔九・二七〕……一七
賃金臨時措置委員會設置……一九
官吏增俸停止申合せ……一二
▲貿易省問題……一二
貿易省設置方針決定……一二
各省の意嚮……一二
▲稅革問題……一二
審議進捗狀況……一二
一般所得稅率……一二
分類一般所得稅負擔額……一二
稅制調査小委員會〔九・二八—三〇〕……一二
▲內政彙報……一四
東京府會正副議長決定〔九・二一〕……一四
東京市記念事業可決〔九・二八〕……一四
新高港起工式擧行〔九・二五〕……一四
第二豫備金支出……一五
府縣議選擧棄權率……一五
府縣議黨派別得票數……一五
△閣議……一六
△內閣參議……一六
△拜謁奏上……一六
△政界消息……一六
△往來……一七
△法令公布……一七

【文部】

科學振興研究費交付機關決定……一七
文部省映畫認定規準決定〔九・二七〕……一七
中等學校入學者選拔通牒〔九・二八〕……一八

【農林】

農林省に四顧問設置……一八
用材生產統制規則公布〔九・二七〕……一八

【大藏】

本年度第三種所得決定額……一九

【商工】

工業の地方分散計畫成る……一九

【厚生】

國民體力管理法原案成る……二〇
勞務管理委員會設置……二〇

【鐵道】

鐵道運賃低減實施……二〇

【司法】

日本固有法調査委員會開設……二一
商法施行法打合會同〔九・二五—二六〕……二一
辯護士登用……二一

【外交】
▲一般……三
新駐伊大使に澤田次官〔九・二六〕……三
駐伊大使決定〔九・三〇〕……三
ソ聯駐日大使館員增加……三
東郷大使ゼロトフ委員と會見〔九・二七〕……三
還國名「泰」を使用……三
酒勾駐波大使に歸朝命令〔九・二八〕……三
加藤公使歸京〔九・二九〕……三
日英會談申入れの事實なし……三
佛國の共產黨解散主旨發表……三
寺內大將動靜……三
各國使臣往來……三
專任外相設置
●野村大將外相就任受諾〔九・三〕……三
海外反響……三
外務次官決定〔九・二六〕……三
【國防】
▲陸軍……三
臨時軍事參議官會同〔九・二八〕……三
▲海軍……三
新鋭「鹿島」進水式〔九・二五〕……三
練習艦隊南洋方面へ……三
【人事】
各省人事、叙位叙勳……三

財政・經濟

【一般】
▲一般……三
俸給制限令適用範圍……三
九月分生計費指數概況……三
八月勞働統計概況……三
八月中十三都市賃金指數……三
▲專任農相設置問題……三
商工偏重政策に憤激……三
農相、農村團體側と對立……三
專任農相設置運動展開……三
水產諸團體專任農相設置要望……三
【配給】
▲金屬品……三
鑄鋼配給規則公布〔九・二六〕……三
第二鋼材販賣會社設立決定……三
▲繊維品……三
故繊維屑の統制準備……三
更生繊維業者當局に陳情……三
次期繊維需給割當決定〔九・三〇〕……三
▲電力、石炭、石油……三
樺太炭輸送手當終る……三
若松商議石炭共販制に反對……三
繊維工業關係者陳情……三
配電制限による打擊責任追究……三
石炭戰時統制に政府本腰……三
電氣化學用不定時電力一部定時化……三
發送電の本年度所要炭激增……三
電力制限方法を合理化……三
石油配給統制令公布〔九・三〕……三
農林水產用石油には特別處置……三
石油共販制に絶對反對……三
石油共販會社を統制會社に指定……三
▲農林、水產資材……三
農村團體足並揃はず……三
關西農林團體決議……三
カーバイト割當に重大關心……三
砂糖供給制限決定……三
砂糖卅二萬擔追加供給……三
水產罐詰販賣會社創立……三
【物價】
▲一般……三
製紙用屑紙價格指定〔九・三〕……三
電氣料金懇談會〔九・三〇―三〕……三
標準價格を業者に提示……三
十三都市小賣物價昂騰……三
▲繊維品……三
染色加工賃の善處方要望……三
綿糸に關する告示改正〔九・二七〕……三
スフ糸格付一部改正……三
▲農林……三
鷄卵販賣價格指定〔九・二七〕……三
煉炭木炭最高販賣價格可決〔九・二九〕……三
各米穀市場最高價格引上げ……三
最高米價一部改正……三
【財政】
八月末國庫現……三
【金融】
▲一般……三
津島副總裁金融報告……三
本年度預金部商組融資決定〔九・三〕……三
勸銀旱害地に特別融通……三
產組中金餘裕金取扱要項發表〔九・二七〕……三
地方銀行既成シンヂケートに加盟……三
地方金利平準化運動進展〔九・二九〕……三
綜合課稅による稅引利廻調……三
通貨加速度的に膨脹……三
東京手形交換高最高記錄……三
▲保險……三
新戰保プール結成に決定〔九・三〕……三
戰保再保國家補償制を設定……三
一木會改稱〔九・二七〕……三
▲公社債……三
蠶糸證券借換發行〔九・二五〕……三
米券借換發行〔九・三〕……三
公社債發行狀況……三
【爲替】
對米レート算定基準轉換論擡頭……三
對米爲替算定基準を公定相場に轉換……三
對米爲替協定の追加條項……三
對獨爲替取引再開〔九・二九〕……三
【貿易】
▲一般……三
自動車を重要輸出品に指定〔九・三〕……三
輸出水產物檢査規則改正……三
輸出稅設置を考究……三
生糸輸出稅設定絶對反對……三
蠶糸業一元的統制を要望……三
外務省濠毛の輸入調整に努む……三
原毛手當南阿毛に集中せん……三
日伊通商委員會〔九・二七〕……三
米國本邦向鋼材値段大巾引上げ……三
滿洲大豆輸入組合を結成……三
出超額四億圓を突破……三
墨、對日貿易促進を希望……三
圓域輸出問題……三
統制團體實績期間決定〔九・三〕……三
農林、商工兩省再び對立……三
茶及び水產物罐詰の所管解決……三
【市場】
▲一般……三
人絹引合ひは思惑的……三
新東拂込みを否定……三
東株九月限受渡高……三
實株擔保銘柄追加……三
▲米穀……三
朝鮮米穀市場會社內容……三
米穀配給統制法市場關係勅令案……三
米穀市場に關する農林商工省令要綱……三
舊米取引員の轉換資金融通規定等決定……三
七市場の取引方法等決定……三
新米穀市場立會概要……三
仁川期米休會……三
朝鮮米取最高價格發表〔九・三〕……三
臺灣米最高値段引下〔九・三〕……三
生豚拂底……三
東京肥料商組合の標準相場決定……三
【產業】
▲一般……三
民需向スフ減產方法を協議……三
早期製糖中止……三
本年春繭期の產繭處理狀況……三
小麥增產施設費支出……三
▲金屬工業……三
鑄物製造設備制限規則公布〔九・三〕……三
●機械設備制限規則公布〔九・三〕……三
●鐵鋼對策要綱可決〔九・二九〕……三
▲船舶海運……三
羅津六社專屬取扱店新設……三
PO社ボンベイ航路配船中止……三
紐育極東同盟の先物契約廢止……三
第二回海運統制協議會〔九・二六〕……三
出荷統制の遲延に海運業者不滿……三
東亞海運正式營業開始……三
遠洋運賃急騰……三
對米生糸運賃五割引上げ……三
近海運賃引上げ氣運濃化……三
【會社】
資金認許可六十一件〔九・三〕……三
配當審査十件決定〔九・三〕……三
上期主要銀行業績……三
增資合併拂込狀況……三

社會・文化

▲檢察・裁判……三
八月中の高番取締違反……三
▲雜……三
轉失業の現狀……三

愛婦新會長に水野夫人〔九・二五〕……五六
日滿ケーブル通話祝賀式〔九・三〇〕……五六
同盟通信日滿直通電話開通〔九・一〕……五六
ニッポン號世界一周飛行……五六
計……五六
【スポーツ】……五六

滿洲國

皇帝陛下錦州御巡狩より御還〔九・二四〕……六〇
協和會人事異動〔九・二五、六〕……六〇
協和會全國聯合協議會〔九・三〇〕……六〇
梅輯線全通式〔九・二八〕……六〇
外蒙國境戰戰死將校……六〇
【財政・經濟】……六〇
專管公社の收買販賣方法決定……六〇
弗建を併用……六〇
歐洲戰で貿易萎縮……六〇
八月中貿易……六〇
產金買上げ値實質的引上げ……六〇

世界情勢

●獨ソ新協定成立す
【獨ソ兩軍分界線發表】……六一
獨ソ兩國軍事代表意見一致〔九・二〕……六一
獨ソ兩軍分界線發表〔九・三〕……六一
ソは石油を獨は工業地帶を獲得……六一
分界線決定の反響……六一
【獨ソ兩軍の波領清掃】……六一
▲獨軍の戰果……六二
獨軍洪國境に向ふ〔九・二〕……六二
獨軍戰果公表……六二
東部戰線綜合戰果……六二
波軍執拗に抗戰繼續〔九・二四〕……六三
ヘラ半島の波軍未だ抵抗〔九・二四〕……六三
波軍殘敵を捕捉攻擊中〔九・二四〕……六三
獨軍死傷十五萬人……六四
ヒ總統の動靜……六四
▲ワルシヤワ遂に陷落……六四
ワルシヤワの死守續く〔九・二四〕……六四
ワルシヤワ遂に陷落〔九・二七〕……六四
ワルシヤワ愈々廿九日開城……六五
ワルシヤワ入城式十月二日……六五
ワルシヤワ攻防戰の經過……六五
ソ聯大使館員ワルシヤワ脫出……六五
死都ワルシヤワ籠城記……六五
フリツチユ將軍戰死〔九・三〕……六六
▲ソ軍の進駐狀況……六六
ソ軍ピンスク占領〔九・二〕……六六
ソ軍戰果……六六
ソ聯艦隊邊航を續く〔九・二四〕……六六
赤軍引續き分界線へ進出〔九・二四〕……六六
ソ軍ハンガリー國境到達〔九・二七〕……六七
ソ聯海軍バルチック海を遊戈……六七
ソ汽船擊沈さる〔九・二七〕……六七
▲獨ソの占領地工作……六七
ドイツ戰後經營に努む……六八
ソ聯占領地帶に地方ソヴェート組織……六八
▲從軍報告……六八
ウクライナ人の叛亂……六八
▲波政府其後の行動……六九
波政府の佛領內再生は困難……六九
波新內閣佛で成立〔九・三〇〕……六九
波前大統領フランスへ〔九・三〕……七〇
駐ソ波蘭大使館員芬蘭へ……七〇
敎皇ポーランド人を慰む〔九・三〇〕……七〇
【獨ソ新協定成る】……七〇
▲リ外相ソ聯訪問……七〇
獨外相モスクワ着〔九・二七〕……七〇
獨外相訪ソに對する諸觀測……七〇
▲獨ソ會談……七一
獨ソ第一次會談〔九・二七〕……七一
獨ソ第二次會談〔九・二八〕……七一
獨ソ第三次會談〔九・二八〕……七一
獨ソ會談に對する諸觀測……七二
▲獨ソ新協定……七二
新協定モスクワで調印〔九・二九〕……七二
附屬議定書による新國境線……七三
獨ソ共同宣言全文……七三
獨ソ交換公文內容……七三
獨外相歸國〔九・二九〕……七四
獨經濟使節團近くソ都へ……七四
獨、波蘭に特殊政權樹立か……七四
モロトフ氏ベルリン訪問せん……七四
新協定に對する諸觀測……七四
各國への反響……七五
▲獨政府和平聲明……七六
獨政府重大和平聲明〔九・二九〕……七六
和平聲明に對する觀測及び反響……七六
ドイツ國會召集を發表〔九・三〇〕……七七
▲伊外相訪獨……七七
チアノ外相突如ベルリンへ〔九・三〇〕……七七
獨伊會談豫想……七七
●ソ聯の小國工作進展
【ソ・エ相互援助條約締結】……七八
▲ソ・エ交渉の經過……七八
エストニア外相訪露〔九・二三〕……七八
エストニア外相突如歸國〔九・二四〕……七八
エストニア政府緊急閣議召集……七八
タス通信コンミュニケを發表〔九・二六〕……七八
エ軍部强硬決意放送〔九・二七〕……七九
エストニア外相再度訪露〔九・二七〕……七九
ソ・エ兩外相重要談議〔九・二七〕……七九
▲ソエ相互援助條約並に通商條約成立……七九
ソ聯政府コンミュニケ〔九・二九〕……七九
ソ・エ相互援助條約全文……七九
ソ・エ通商協定內容……八〇
ソ・エ條約ソ聯側批准〔九・二九〕……八〇
セルター外相歸國〔九・三〇〕……八〇
▲ソ・土交渉……八〇
土外相訪ソ〔九・二〕……八〇
モロトフ・サラジョグル會談〔九・二七〕……八〇
ソ・土交渉再會……八〇
▲ソ・勃接近……八一
勃ソ空路開設協議〔九・二七〕……八一
勃ソ通商交渉進む……八一
勃、イラン公使ソ外相訪問〔九・二八〕……八一
ソ聯駐勃大使任命〔九・二八〕……八一
勃首相ソ聯訪問の豫定……八一
ソ羅相互中立……八一
羅外相モスクワ訪問〔一〇・一〕……八一
▲ソ・洪外交復活……八一
ソ聯の進出とバルカン諸國の動向……八一
【ソ聯の動向】……八二
ソ聯動員を布告〔九・二三〕……八二
ソ軍百箇師國境に集結……八二
英佛外務當局ソ聯大使と會見〔九・二三、三〕……八二
ソ聯大使英外相と會談〔九・二七〕……八二
英ソ戰時通商協定をソ聯提議〔九・二八〕……八三
ソ聯英國向石油禁輸說〔九・三〇〕……八三
【バルカンの情勢】……八三
▲ルーマニア……八三
カ首相暗殺さる〔九・二一〕……八三
暗殺は鐵衛團の陰謀……八三
後任首相アルゲセアヌ將軍〔九・二一〕……八四
鐵衛團の處刑數千に上る……八四
暗殺犯人は獨より流入說……八四
ルーマニア內閣更迭〔九・二八〕……八五
羅新首相施政方針發表〔九・三〇〕……八五
ルーマニア戰備を進む〔九・二八〕……八五
獨羅新通商協定成立〔九・二九〕……八五
▲ハンガリー……八五
ハンガリー豫備兵動員〔九・二一〕……八五
獨洪關係も緊張か……八五
▲ブルガリア……八五
獨勃經濟交渉成立せん……八五
反ユダヤ運動を勃政府禁止〔九・二八〕……八五
▲ユーゴー……八五
獨ユ通商交渉開始〔九・二九〕……八五
▲ギリシア……八五
ギリシアも物資統制〔九・三〕……八五
▲トルコ……八五
英土協定近く調印……八五
トルコ英佛に通告說〔九・三〇〕……八五
土外相ルーマニア訪問か……八六
各國バルカン政策……八六
西部戰線
兩軍の戰況公表……八六
佛軍ジ線最弱點を衝く……八七
獨中立國通過の意圖なし……八七
西部戰線戰況漸く深刻……八七
英國の本格的進擊は明春か……八八
獨白和國境方面獨軍集結は豫防措置……八八
獨佛戰線戰機漸く熱す……八九
白・リユ間鐵道爆破……八九
佛大統領前線視察〔九・二九〕……九〇
ザールブルツケンの死命を制す……九〇
戰局西部へ移る……九一
ドイツの戰略……九一
ジーグフリード線の實情……九一
▲空襲・空中戰……九二
外國機スイス上空に飛來〔九・三〕……九二
英佛空軍活躍……九二

英佛空軍フリードリッヒスハーフエン空襲〔九・二四〕……九三
獨空軍起たん……九三
佛機廿六機を撃墜〔九・二五〕……九三
パリに空襲警報〔九・二九〕……九三
獨機英海岸を襲ふ〔九・二八〕……九三
獨側九月中の英佛機撃墜數發表〔九・三〇〕九四
▲海上……九四
英驅逐艦撃沈さる〔九・二四〕……九四
ベルゲン沖の海戰〔九・二四—五〕……九四
ファルスンド沖の海戰〔九・二六〕……九四
獨機英艦を爆撃〔九・二七〕……九五
ヒ總統潜水艦隊を激勵〔九・二八〕……九五
英機ヘリーゴーランド軍港空襲〔九・二九〕九五
英艦中米沖で獨船を狙ふ……九六
獨潜水艦芬蘭船撃沈〔九・三〕……九六
獨潜水艦佛船撃沈〔九・二四〕……九六
スウエーデン汽船撃沈さる〔九・二五〕……九六
ノルウエー貨物船攻撃さる〔九・二九〕……九六
獨、オランダ船拿捕〔九・二九〕……九六
丁抹船四隻拿捕〔九・二九〕……九六
ブレーメン號の行方……九七
英獨火花散る宣傳戰……九七
【全歐戰局展望】……九七
歐洲戰爭週間日誌……九八
【交戰各國の動向】……九九
▲ドイツ……九九
戰時下のベルリン……九九
青年男女動員〔九・二五〕……一〇〇
産業國防力英佛を凌ぐ……一〇〇
獨軍追加徵兵……一〇〇
海軍建艦に大童……一〇〇
「我が闘爭」閲覧禁止……一〇〇
反共政策緩和……一〇〇
伯林で又爆破事件〔九・三〕……一〇〇
ヒ總統スロヴアキア首相謝電〔九・二五〕一〇一
ボヘミア地方意外の平靜……一〇一
汽船會社在米支店閉鎖〔九・二五〕……一〇一
獨ソ不可侵條約批准交換〔九・二四〕……一〇一
獨ソ經濟提携强化せん……一〇一
技術顧問をソ聯に增派……一〇一
駐獨ソ聯通商部大增員……一〇一
シベリアと飛行船連絡計畫……一〇一
於田中佐一行ベルリンへ〔九・二八〕……一〇一
▲イギリス……一〇一
英首相議會聲明〔九・二〕……一〇一
英政府「白書」公表〔九・二〕……一〇一
軍需會議新設〔九・二〕……一〇二
軍需工業全能力〔九・二〕……一〇二
各派政治休戰申合せ〔九・三〕……一〇二
英、諸の中立尊重確約〔九・三〕……一〇二
下院に首相報告〔九・二六〕……一〇二
下院議員改選一切停止〔九・二六〕……一〇四
戰時財政内容（藏相發表）〔九・二七〕……一〇四
增稅案下院可決〔九・二七〕……一〇四
アイレ駐在代表任命〔九・二七〕……一〇五
英國綿業統制局の目的〔九・二六〕……一〇五
英蘭銀行利下げ〔九・二八〕……一〇五
樞府會議開催〔九・二八〕……一〇五
英佛の動員可能資金〔九・三〇〕……一〇五
兩相訪佛發表〔九・二〕……一〇五
第二回英佛最高會議〔九・三〕……一〇五
綿業勞働者賃上げ要求〔九・二五〕……一〇五
火藥工場爆發〔九・二八〕……一〇六
練習船發火〔九・二九〕……一〇六
鹿島、箱根兩船リヴアプール着……一〇六
△自治領及び植民地
ガンヂ翁總督と協議〔九・二六〕……一〇六
印度に完全獨立を與へよ〔九・三〇〕……一〇六
濠洲六飛行中隊歐洲派遣〔九・二〕……一〇六
濠洲輸出許可制實施〔九・三〕……一〇六
カナダ屑銅輸出禁止〔九・二八〕……一〇六
南阿聯邦に捕虜收容所〔九・三〕……一〇六
邦人漁業許可證交付〔九・三〕……一〇六
▲フランス……一〇六
首相國民の奮起要望〔九・二〕……一〇六
共産團體に解散發令〔九・二六〕……一〇七
國務會議戰況報告〔九・二六〕……一〇七
佛領ヌーメア空港使用許可〔九・三〕……一〇七
石炭飢饉〔九・二六〕……一〇七
デュアメル放送事業擔當〔九・三〕……一〇七
映畫スター續々應召〔九・三〕……一〇七
沼田大佐着任〔九・二〕……一〇七
【イタリアの態度】……一〇七
伊紙の和平論……一〇七
首相既定方針强調〔九・三〕……一〇八
首相演說の反響……一〇八
緊急閣議〔九・三〕……一〇九
伊太利和平工作に邁進〔九・二七〕……一〇九
首相再度和平提案說〔九・二八〕……一〇九
歐洲平和會議を敎皇要請か〔九・二八〕……一〇九
閣議增稅案決定〔九・三〇〕……一〇九
北伊警備優勢〔九・三〕……一〇九
首相皇太子と要談〔九・二六〕……一一〇
政府英米貨以外兌換停止〔九・三〕……一一〇
貿易振興に必死〔九・三〕……一一〇
生産力增大〔九・二六〕……一一〇
【アメリカの動向】……一一〇
▲中立法問題……一一〇
米議會開會〔九・三〕……一一〇
大統領敎書〔九・三〕……一一〇
贊否兩論對峙〔九・三〕……一一一
ピ委員新法案起草〔九・三〕……一一一
新中立法案提出〔九・三〕……一一一
軍需資源輸出抑制大統領要望〔九・二六〕一一一
ピ法案上院委員會通過〔九・二八〕……一一三
中立法案十月二日本會議上程……一一三
電報洪水を統制〔九・二八〕……一一三
米國參戰の意圖なし〔九・二九〕……一一三
怪潜水艦沿海に出現〔九・三〕……一一三
空軍擴張〔九・三〕……一一三
舊驅逐艦再就役〔九・三〕……一一三
航空、重爆機比島着〔九・三〕……一一三
海軍太平洋上に豫備演習〔九・三〕……一一三
艦隊ハワイ派遣考慮中〔九・三〕……一一三
分遣艦隊ハワイ派遣公表〔九・三〇〕……一一四
共産黨彈壓開始か〔九・二六〕……一一四
對日禁輸斷行論〔九・三〕……一一四
グルー駐日大使歸任〔九・二六〕……一一四
英國よりの避難米人約一萬〔九・三〕……一一四
中南米貿易振興を强調〔九・二八〕……一一四
昨年米對外投資內容〔九・二〕……一一四
▲汎米會議……一一五
汎米會議開會〔九・三〕……一一五
「米洲安全地帶」設置案提出〔九・二八〕……一一五
▲比島臨時議會……一一五
【其他諸國】……一一六
リトアニア動員一部解除〔九・二五〕……一一六
ラトヴイア國家保全法可決〔九・二七〕……一一六
バルチック諸國貿易打開焦慮……一一六
白國經濟的中立を各國と折衝……一一六
白國再動員〔九・二八〕……一一六
和蘭水浸し戰術〔九・二九〕……一一六
スペイン召集解除〔九・二四〕……一一六
瑞西國境防備進捗〔九・二六〕……一一六
イギリス……一一六
フロイド博士死去〔九・三〕……一一六
北歐諸國……一一六
リトアニア前首相逝去〔九・三〇〕……一一六
トルコ……一一六
スミルナの激震〔九・三〕……一一六
中南米諸國……一一六
メキシコの經濟開發計畫〔九・二四〕……一一六
ペルー、エクアドル國境紛爭〔九・二八〕一一六

宮廷

秋季皇靈祭宮中の御儀

【九・二四】秋季皇靈祭の廿四日宮中では天皇陛下御親祭のもとに嚴かなる御祭典を行はせられ御歴代天皇を始め奉り御皇靈を祀らせられた

杉山大將軍狀奏上

【九・二五】二十五日朝東京へ榮ある歸還をなした前北支派遣軍最高指揮官杉山元大將は直ちに宮中から差廻しの馬車にて二重橋正門から晴れて宮城に參内した、この日常岡寛治中將上野鎮甫少將の兩歸還將軍も相次いで參内、大元帥陛下には午前十時半表御座所に出御、杉山大將は感激一入にて御前に參進拜謁、在任中の軍狀を具さに奏上申上ぐれば畏くも陛下には優渥なる御嘉賞の勅語を賜ひ次いで常岡中將、上野少將に賜謁大陸の戰野に於ける武勳を嘉せられて有難き御言葉を賜はつた、杉山將軍以下三將軍は更に大奥に於いて皇后陛下に拜謁仰付けられたが畏き邊りでは御慰勞の思召に依り杉山大將に對しては御敍付銀花瓶一封並に金一封を、常岡、上野兩將軍に對しては同一箇並金一封を下賜せられた

練習艦隊乘組員拜謁

【九・二五】此の度遠洋航海の壯途に就く練習艦隊司令官澤本頼雄中將以下少尉候補生等は廿五日午前十時宮中鳳凰間に於いて天皇陛下に拜謁仰付けられ更に同中將以下一同は賢所に參拜した

兩宮殿下大陸より御歸還

【九・二六】畏くも去る四日御渡支、北支前線を御視察中であらせられた閑院宮春仁王殿下並に七月廿一日御渡支前線を御視察中であらせられた閑院宮春仁王殿下並に七月廿一日御渡

支那事變

旬間大觀

敵の第九戰區潰滅をめざす湖東地區の我が進擊作戰は、二十三日新墻河敵前渡河を皮切りとする一齊攻擊開始以來、僅か六日にして敵が死守抗戰を揚言する長沙防衛第一、第二線陣地たる新墻河、汨水の兩堅陣を突破、第九戰區前衛部隊たる第二、二十五、六十、百七百九十五の中央直系軍五ヶ師に對し逐次致命的打擊を與へつゝ引續き巧緻精妙なる作戰を展開してゐる。

汨水及び平江の守りを破摧された敵はいづれも支離滅裂となり、二十、三十の小部隊をなして錯綜を極める湖東の山岳・丘陵地帶の隘路を續々長沙東南方面へ潰走中であるが、これらも我が神速部隊の退路遮斷により隨所に殲滅的損害を蒙つてゐる。

かくて湖南戰線いよ〳〵酣、長沙の司令部上を下への混亂中。

中支戰線各部隊に聖旨傳達

南京【九・三〇】中支戰線に晝夜を分たず活躍を續ける我軍將兵の勞苦を多とせられ畏き邊りより御差遣遊ばされた侍從武官澤本砲兵大佐は聖旨並に令旨を奉じて九月一日より約一ヶ月に亘り次の如く普く中支各戰線にある各部隊を實視有難き聖旨並に令旨を傳達將兵の勞苦を犒はせられた

△九月一日　南京附近部隊△同一日より十八日迄　武漢附近部隊△同十九日、二十日　東流、安慶、大通各部隊△同二十一日　在上海部隊△同二十二日　海杭線部隊並に嘉興及び杭州部隊△同二十三日　杭州附近最前線部隊△同二十四日　蘇嘉線沿線及び在蘇州部隊△同二十五日　蘇州、無錫間沿線及び在江陰部隊△同二十六日　無錫附近無錫、丹陽間沿線及び在金壇部隊丹陽、鎭江間沿線部隊△同二十七日　廬州を上空より視察　蚌埠附近及び津浦線沿線部隊

西尾總司令官南京着

南京【一〇・二】內外時局の進展に對應し聖戰目的貫徹の完璧を期する爲今回新たに編成を見たる支那派遣軍總司令部の最高統帥に任ずべき總司令官西尾壽造大將は總參謀長松垣征四郎中將以下各幕僚を隨へ三十日午後一時過ぎ軍用機で南京〇〇飛行場に到着し新段階中樞の地に意義深き第一歩を印した

歸還將官

▲坂口靜雄少將　二十二日中支戰線より福岡飛行場着▲杉山元大將　二十三日北支より門司着▲阿南惟幾中將　二十六日北支より下關着▲佐々木到一中將　〇〇日歸還▲飯田祥二郎中將　二十九日南支より福岡飛行場着▲大賀茂少將　二十九日北支より門司歸還

戰死將校

▲島村大佐　〇〇【九・三】島村英次郎大佐（埼玉縣）は江南作戰に活躍中病を得去る十八日漢口〇〇病院で陣歿した旨二十二日安岡部隊に入電があつた

▲中山大尉　〇〇前線【九・二四】佐野部隊中山熊彥大尉（熊本縣出身）は廿三日新墻河南岸の敵追擊戰に於て壯烈なる戰死を遂げた

▲伊集院部隊【九・二四】原隊發表

△步兵中尉佐藤武治（東京市）

▲吉野部隊【九・二五】原隊發表

△騎兵少尉伊藤三好（千葉縣）

▲成松中尉　〇〇【九・二六】坪島部隊成松洪中尉（熊本縣出身）は廿四日江南新戰場〇〇附近の追擊戰に於て陣頭に立つて奮戰中敵彈を受け壯烈なる戰死を遂げた

▲室谷部隊【九・二六】原隊發表

△戰傷死步兵少佐山下與八（京城府）△中尉中村正雄（京城府）△戰傷死同少尉淺岡忠夫（岡山縣）

▲大西部隊【九・二七】原隊發表

△步兵准尉金城孝市（北海道）

▲三宮部隊【九・二八】原隊發表

△步兵准尉藤田武雄（東京市）

戰況

中支戰況

高安作戰々果

漢口【九・二一】中支軍報道部では高安作戰の戰果に就き廿一日迄に判明せるものを左の如く發表した

我軍と交戰した敵は九ヶ師でその部隊名は中央直系五十一、傍系百四十一、四川新編十六、雲南新編十、百八十二、百八十三、百八十四及び十一、百八の各師で十、百八十四、百四十一の三師は殆ど殲滅した、遺棄死體六千五百、捕虜七百四十、鹵獲品迫擊砲三門、馬六十二頭、重機十四、チェッコ機銃廿三、小銃千百六十、手榴彈二千四百四十八、小銃彈十四萬發

〇〇【九・三】高安附近に於ける包圍殲滅戰の綜合戰果は其の後判明せるものを加へ總計左の如く今次作戰の壓倒的成功を物語つてゐる

敵遺棄死體九、四四〇、捕虜一、二四〇、鹵獲品（山砲二、迫擊砲三、重機一八、チェッコ九、小銃一、六〇〇、同彈藥一七萬發、手榴彈二、一六七）

☆湖南戰線

九戰區殲滅戰開始

漢口【九・二四】（中支軍午前零時發表）軍は江南の敵第九戰區軍を殲滅すべく九月中旬作戰行動を開始せり

漢口【九・二四】（中支軍午前零時發表）岳州附近に於て攻擊を準備中の我精鋭部隊は九月二十三日拂曉敵第九戰區軍の中核第十五集團軍を擊滅すべく洞庭湖學漢線通城地區より一齊に進擊を開始せり

洞庭湖岸敵前上陸

漢口【九・二四】（中支軍午前零時發表）我が陸軍洞庭湖渡航部隊は海軍部隊と密接なる協同の下に九月廿三日拂曉汨水河口南方洞庭湖岸に敵前上陸を敢行せり

〇〇【九・二三】陸軍部隊は海軍艦艇誘導の下に洞庭湖の奥深く進入、廿三

鮮親しく朝鮮、滿洲、北支を御視察中の朝香宮孚彦王兩殿下には御附武官を隨へさせられ廿六日空路太刀洗飛行場に御歸還あらせられた

後醍醐天皇六百年祭

【九・二七】後醍醐天皇神去りまして廿七日は六百年、興亜非常の秋に迎へて吉野神宮を始め吉野南山其の他各御遺跡、勤王の志士を祀る社寺等を中心に全國津々浦々國を擧げて建武中興の御鴻業を景仰し御聖志を偲び奉つたがこの日宮中では天皇陛下御親拜のもとに嚴かな六百年式年祭の御儀を行はせられた

歸還二十將軍拜謁

【九・二八】支那各戰線並に蘇滿國境方面に於いて活躍、赫々たる武勳を樹て歸還した安岡陸軍中將以下左の將官廿氏は廿八日午前十時參内、表御座所に於いて天皇陛下に拜謁仰せつけられ夫々歸還の旨を言上して宮中を退下した

陸軍中將安岡正臣、同篠原次郎、同鈴木春松、同坂井德太郎、同三浦敏事、同少將島本正一、同永見俊德、同寺倉正三、同寺本熊市、同中川廣、同中富秀夫、同東榮治、同酒井直次、同寶藏寺久雄、同高橋爲一郎、同役山久義、同間崎信夫、同小野賢三郎、同林末松、同軍醫少將三宅二一

故朴泳孝侯の餘榮

【九・二六】畏き邊りでは故朴泳孝侯（「社會文化」參照）が生前日韓合併朝鮮統治並に日鮮融和等に盡したる功勞顯著なるを嘉せられ廿八日優渥なる御沙汰を賜ひ更に旭日大授章加授並びに正二位進陞の御沙汰あらせられた

日黎明の朝霧を衝いて湘江河口に近き○○に敵前上陸を敢行、午前六時五分其の第一陣は彈丸雨飛の中を敢然上陸に成功し直ちに同地一帶の敵陣に制壓を加へてゐる

新墻河堅陣一齊攻擊

○○【九・二三】廿三日拂曉洞庭湖岸の敵前上陸に成功せる部隊は川俣、富村、愛甲、石橋各部隊精鋭より成る大兵團で午前六時二十五分早くも湖岸の敵を蹴散らし敵堅陣に殺到して猛擊を開始、目下彼我激戰中

○○【九・二三】敵第九戰區擊碎作戰は遂に二十三日黎明初秋の冷氣を衝いて全面的に火蓋を切つた、前線の戰域は東西二百五十キロ、南北百五十キロに亘り我九州全土の倍に垂んとし將に武漢攻略戰のそれに匹敵する豪快無双の大作戰である、即ち洞庭湖岸敵前上陸部隊を以て敵戰區の横道深く一擊を加へると同時に二十三日未明新墻河、大雲山々麓及び通城南方の三方面より蜿蜒百餘キロの敵正面陣地帶に向つて猛然總攻擊の火蓋を切り、更に他の部隊は二十三日早曉○○○○方飛の敵の背後に向つて攻擊を開始○○基地の陸鷺又この日初秋の快晴を利して大擧戰線上空に飛び地上進擊に呼應活躍を續けつつあり、空陸一體の我大進擊陣は早くも敵第九戰區を呑むの概がある

○○【九・二三】諸情報を綜合した結果による第九戰區に於ける敵配備狀況は新墻河南岸地區より通城西南方に亘る蜿蜒百數十キロの第一線陣地には關麟徵の指揮する中央直系軍約十ケ師が蟠踞し第九戰區の中樞兵團として我が矢面に立ち樞要地區には揚森麾下の四川軍三、四ケ師が配備されてをり廿三日一齊進擊を開始した我軍は坪島、岩崎、佐野、池田各部隊を以て當り新墻河の線に、北村、山村、柴、藤田各部隊は大雲山西麓地帶より新墻河の支流遊港河岸の敵堅陣に、又飯田、鹽見、藤森、中村の各部隊は通城南方より敵の左翼陣地帶に向ひそれ〴〵猛攻を浴せつゝあり更に奉新、高安の敵陣地を粉碎敵十ケ師を擊滅赫々たる戰果を收めた長崎、池田（純）蘭田、木島各部隊は反擊して通山、武寧、修水を結ぶ山岳地帶にあつて蠢動中の焚嵋甫の指揮する遊擊兵團及び王陵基指揮の第三十集團軍數ケ師の背後を衝くべく廿三日早曉新墻河方面進攻部隊は相呼應して猛進擊を開始し、斯くて南北二百五十キロに亘る我が進擊態勢は全く完成し朝來總攻擊を續行中である

▲小川部隊長談　○○【九・二三】廿三日拂曉俄然江南の原に展開された進攻作戰の重大意義に關し小川武夫部隊長は前線○○に於て左の如き談話をなした

今や全面的總攻擊を開始したる我軍は洞庭湖上機動部隊の敵前上陸に引續く粵漢線の遮斷進擊に相策應して新墻河の敵正面陣地に對する各部隊は一齊に起つて敵陣突破並に之に引續く迅速果敢なる追擊を開始せり、敵は武漢失陷後所謂抗戰第二期に於ける有名無實の反抗を內外に宣傳しつゝあつたが南昌攻略戰、贛東會戰によつて大打擊を受け以後第九戰區を主要戰區となし中央軍を基幹とする約六十師の大兵力を配備し新墻河、汨水兩河岸に夫々百餘キロに亘る堅牢なる陣地を構築、且つ公路、城壁を破壞して我進擊阻止に汲々たるものがあつたが今や老練新鋭相交へ元氣益々揚る我精鋭の一齊總進擊によつて長沙前面の前敵總司令關麟徵麾下の中央直系軍を始め第九戰區數兵團の完滅は將に目睫の間に迫つてゐる

二十三日夜迄の戰況

○○【九・二三】江南進擊各部隊の廿三日午後八時現在に於ける進擊狀態左の如し

一、敵前上陸○○、○○部隊は正午鐵條網を張り巡らせる敵護岸團三千の防備陣地を突破の後目下敵第三線陣地に對し猛砲火を集中擊滅中、敵は九十五、二十五、百九十九各師に屬する約三千にして相當頑强に抵抗しつゝあるがその後方七キロ附近の敵主力は續々南方に向つて潰走中

一、岩崎、佐野、坪島、池田の粵漢線南進部隊は今朝新墻河の敵前渡河に成功するや敵第二、第二十五兩師の間隙地帶を一擧に突破の後引續きその後方陣地線に肉薄猛攻中、敵は主力部隊の退却掩護のため必死の抵抗を試みつゝある

一、○○、○○、○○各部隊は今黎明一齊進擊に移り新墻河支流○○河北岸の敵前進陣地を粉碎の後同河を渡河今やその南岸二キロの線に進出頑敵猛擊中、前面の敵兵力は續々潰走中にして我が陸軍機の偵察によれば新墻河、汨水中間山岳地帶を敵砲兵部隊、歩兵部隊が目白押となつて南方に敗走しつゝある

一、通城南方進擊の○○、○○、○○、○○各部隊は重疊たる峻嶮を衝いて早くも通城南方二十數キロの○○山南麓に進出して居る

漢口【九・二四】湖南作戰の火蓋を切つた我が軍は目下全線に亘つて敗敵を猛追中であるが二十三日迄に判明せる戰果に付中支軍報道部は左の如く發表した

一、新墻河北南線は二十日、二十二日の兩回の夜襲により中央軍第二第九十五の兩師を殲滅せり、敵遺棄死體五百五十

一、大雲山西麓は十九日中央直系第二十五師の一部と交戰南方に追擊中なり、敵遺棄死體六十

一、通城南方戰は第三十集團軍に屬する五個師と目下交戰中で此の戰果は尙不明

全線百キロの大夜襲

○○【九・二四】敵第九戰區の中樞をなす關麟徵軍猛攻の我が正面攻擊部隊は新墻河畔より萬洋山系主脈嶮嶺に至る蜿蜒一○○餘キロの全戰線に亘り中秋に眞近き廿三日夜の月明下一齊に大夜襲を敢行、廿四日黎明迄に各部隊は何れも完全に敵陣地帶を突破し敵の追擊戰に移つた、即ち坪島岩崎、佐野、池田各部隊は廿三日午後四時三十分新墻河南方四キロ附近に於て岳州長沙公路を遮斷の後、更に其の南方四キロ○○の隘路に據つて我が進擊を阻止する敵主力に向つて猛攻擊を加へ激戰約四時間、同八時十二分遂に此の頑敵を蹴散らして同隘路口を突破、引續き所在の敵を夜襲戰を以て屠りつゝ九時には武漢失陷後十ケ月の日時を費して構築した新墻河畔の敵陣地帶は行動開始以來僅かに十數時間にして完全に我が鐵脚下に蹂躙され我軍は敗敵を追つて月下の追擊戰に移つた、又大雲山西麓地より進擊を開始した北村、山村各部隊は廿三日午前新墻河支流○○

流北岸の敵陣地中央突破の後、續いて同河を强行渡河、南岸一連の敵陣に殺到猛攻中であつたが廿三日夜全軍一塊りとなつて鐵火の猛突擊を敢行すること數回、廿四日黎明遂に敵陣地帶の完全突破に成功した、更に通城西南方の萬洋山脈主脈地帶の敵陣に向つた飯田、鹽見、藤森、中村各部隊も亦廿三日夜の夜襲によつて通城南方三十キロの要衝○○山に據る第百四十師の主力及び第廿一、第百卅四兩師の一部約七千の敵を粉碎して湖北、湖南省境を突破、廿四日朝來○○河方向に向つて敗敵急追中である

汨水南方で粵漢線遮斷

○○【九・二五】洞庭湖敵前上陸部隊の一部金井部隊は廿四日午後六時汨水南方一キロ半の地點に於て粵漢線を遮斷完全に敵の退路を遮斷した

岳州、長沙公路遮斷

○○【九・二五】昨夕粵漢線を遮斷敵の退路を封じた我が金井部隊は廿五日午前十時三十分强烈なる敵の抵抗を排除して粵漢線東南二キロ汨水南岸の敵要所○○に突入し岳州長沙公路を遮斷したが、これによつて堅牢を誇つた敵第九戰區の第二陣地線たる汨水兩岸陣地の一廓は脆くも崩壞を告げたわけである、一方洞庭湖敵前上陸の主力たる石橋、横田、山中、吉川各部隊は同時刻頃上陸地點南方十五キロ湘江支流の線に於て長沙方面より增援部隊を加へて移行中の敵に猛擊を加へてゐる、尙粵漢線東方地區を關麟徵軍の主力を追及しつゝ果敢なる追擊を續けてゐる岩崎、佐野、池田、坪島の諸部隊は廿五日午前十時過ぎ汨水北方七キロ乃至九キロの線に近迫し爾後數縱隊となつて愈々汨水敵陣の猛攻戰に轉じた

高安攻略部隊敵の右側背奇襲

○○【九・二五】高安附近に於て敵數箇師を擊滅の後反轉して九嶺、萬洋山系の交叉點附近に出現し敵第九戰區の右側背を奇襲した我軍は有蘭、仁禮部隊を以て九嶺山嶮に其他鬼塚、吉岡、池田、酒井の各部隊を以て萬洋山系に向つて攻擊を加へ二十五日朝來着々戰果を擴大中である

通城東南山嶺の敵陣粉碎

○○【九・二五】通城東南方山岳地帶の要害に蟠踞する頑敵掃滅戰續行中の池田、佐藤各部隊は廿四日夜より廿五日拂曉にかけて敵重要根據地○○嶺に果敢なる攻擊を開始し佐藤、古田兩部隊はその主力を以て敗敵の南方退路を遮斷完全に包圍態勢を備へ一齊に集中砲火を浴せ廿四日敵が頑强を誇る○○嶺陣地一帶の敵に潰滅的打擊を與へた池田、佐藤兩部隊は○○嶺制壓後一氣に山麓の重要據點に進出二十五日午前七時湖北湖南江西三省境の敗敵に肉薄陸鷲の的確なる空爆と相俟つて省境山系に據る楊森麾下の百三十四師新編第九十八師の大部を斃り之に殲滅的打擊を與へた、此の大敗北に浮足立つた敵は省境附近から雪崩を打つて平江方面に敗走我が○○部隊は時を移さず同日午後その一部を以て果敢なる敗敵攻擊を開始した

通城平江間の山陣占領

○○【九・二六】湖南、湖北、江西三省省境山系の敵陣を突破し敗敵を猛追中の佐藤、飯田部隊は廿六日拂曉より通城平江間の敵要衝○○山一帶の猛攻を開始した峻嶮に據つて頑强に抵抗する敵大部隊は最後の死力を絞つて迫擊砲、チエツコ機銃を亂射する中を我が勇士は物ともせず敵陣に突入、果敢なる突擊戰を試み同日午後○○山山頂高く日章旗を翻した、又進藤、古田、森川の各部隊も敵の退路を遮斷して○○に猛攻を加へ敵が長沙、平江防備の重要陣地と恃む同方面一帶を着々制壓しつゝある、尙この戰鬪に於て佐藤部隊人見赫治大尉（茨城縣出身）は敵陣に躍り込み數名を血祭りに擧げた後不幸飛び來つた敵彈を頭部にうけ壯烈なる戰死を遂げた

海軍陸戰隊洞庭湖岸上陸

○○【九・二四】廿四日早朝我が有力なる海軍陸戰隊は岳州南方廿五キロ洞庭湖に突出する○○半島の突端○○市に果敢なる敵前上陸をなし陸軍南進部隊に策應前面の敵に猛擊を加へ着々戰果擴張中

▲鹿角附近要地占領　上海【九・二四】（艦隊報道部午後四時發表）揚子江遡江部隊に屬する我が艦艇の精鋭部隊は減水期に臨める極めて困難なる水路を强行突破、昨廿三日早朝洞庭湖に進出機雷原其の他防禦物を啓開森麾下の百三十四師新編第九十八師の大部を斃り之に殲滅的打擊を與へた、此の大敗北に浮足立つた敵は省境附近から雪崩を打つて平江方面に敗走我が○○部隊は時を移さず同日午後その一部を以て果敢なる敗敵攻擊を開始した

▲機雷堰啓開　上海【九・二五】（艦隊報道部午後四時發表）廿三日洞庭湖東岸中部の一角に敵前上陸を敢行し鹿角附近の要地を確保せし有力なる海軍陸戰隊は昨廿四日水上艦艇及び海軍航空部隊の援護の下に同地附近の殘敵掃蕩に從事し着々戰果を擴大中なり、尙上陸部隊の進擊に策應し水上艦艇部隊は幾多の困難を冒し引續き鹿角附近水路の機雷堰啓開作業を續行昨夕刻迄に處分せし機雷數既に約四十に達せり

▲磊石山一角占領　上海【九・二五】（艦隊報道部午後六時發表）二十五日午前十一時海軍陸戰隊は洞庭湖東岸磊石山の一角を占領せり

▲機雷處分百餘　上海【九・二七】（艦隊報道部午後四時發表）湘江啓開作業を續行中の江上艦艇は磊石山附近水路の機雷堰を今次作戰開始以來既に百餘箇の機雷を處分せり

汨水渡河進擊

○○【九・二五】我が南下部隊坪島、澁田各部隊は廿四日以來丘陵を利用して頑强に抵抗する敗敵を急追廿五日午後二時過ぎ早くも汨水北岸に進出○○より壯烈なる敵前渡河を敢行して一擧に汨水南岸の要衝○○市に迫り必死の抵抗を續ける敵大軍に殲滅的打擊を與へて同市に突入した、一方佐野、池田兩部隊も敗敵を猛追して同日午後五時半頃相前後して汨水北岸の要衝○○に進出、雪崩を打つて對岸に潰走する敵に對し痛烈極まる猛擊を加へ敵に大打擊を與へた

○○【九・二四】二十三日新墻河の敵前渡河の後僅か三日間にして支那軍中最强と言はれる關麟徵軍約六ケ師に徹底的打擊を加へ新墻、汨水兩河の中間地帶約四十キロを突破した我岩崎、佐野、池田、坪島等南下各部隊は一部は既に汨水を渡河し其他も廿五日夕汨水河岸に達し目下對岸の敵陣地を制壓中であるが新墻河渡河後二十五日に至るまでの關麟徵軍の遺棄死體は約五千に上り、蔣介石直系の秘藏軍たる同軍の徹底的潰滅は重慶政府の抗戰力に深刻なる影響を齎らすもので蔣介石今後の政治的勢力にまで暗い影を投げ與へることになるうといはれる

粵漢線を更に遮斷

○○【九・二六】洞庭湖敵前上陸部隊の石橋、横田、吉川、山中各部隊は敵の粵漢戰防禦部隊を完全に粉碎、廿六日午後一時汨水南方十二キロの地點に於て再び粵漢線を切斷した後、引續き東南方深く敵中に進入、汨水南方に集結中の敵第九戰區後方兵團の左側背を衝くと共に汨水一帶の敵の退路を遮斷した

汨水南岸の敵陣全く崩壞

○○【九・二六】長驅敗敵を急追して汨水河岸に殺到した我が南進各部隊は二十五日夕より二十六日朝にかけ相次いで壯烈なる汨水敵前渡河を敢行して南岸敵陣地に突入これを蹂躙しつつあり敵が長沙防禦の第二線陣地として必死の防禦態勢をとつて我れを邀擊した汨水の陣地線は遂に全面的崩壞に瀕するに至つた、即ち今早曉對岸よりの銃砲火をついて粵漢線東方十キロの要衝○○附近に於て渡河した佐野、二木、鎌浦、松崎各部隊は遂に○○市街の猛攻を開始し廿六日午前八時より三時間に亘る我が砲擊に市街各所より火炎を起し各部隊は濃煙をあげる市街に突入敗敵約三百を殲滅して午前十一時過完全にこれを確保、引續き同地を據點として東方に向ひ戰果を擴大しつつあり一方廿六日早朝佐野部隊の渡河點より更に東方八キロ岳州、長沙本街道の渡河點たる汨水北岸最後の敵據點○○街に曉の猛攻を浴せて之を奪取した藤崎、成友、迫田各部隊は間髪を入れず川幅二百米に亟んとする濁

水を蹴つて敵前渡河を敢行午前十時過には早くも全部隊の渡河を終へ一擧に對岸の敵陣を擊碎してその一角を確保、佐野部隊と東西相呼應して敵を粉碎しつつあり、敵は名狀すべからざる混亂に陷り長沙方面よりの增援新鋭部隊を加へ我が進擊を絶對阻止せんとした汨水陣地線も今や全面的崩潰に瀕するに至つた

長沙北方十里の要衝占領

○○【九・二七】二十六日午後一時汨水南方十二キロの地點に於て第二の粵漢線遮斷に凱歌を擧げた石橋、横田吉川、山中各部隊は引續き鐵路に沿つて南下驀進敵抵抗部隊を一戰々々と蹂躙突破し二十七日朝六時遂に敵第九戰區の本據長沙北方四十キロの要所を奪取した、狼狽した敵は同部隊前面に增援軍を派し躍起となつて我猛進阻止に努め激烈なる戰鬪が展開されてゐる

二十七日朝迄の戰況

○○【九・二七】廿七日午前十時我陸軍機の偵察によると湖南進攻作戰の現在戰況左の如し

一、今曉我が石橋、横田、吉川、山中各部隊が突破せる長沙北方四十キロ粵漢線上の要衝○○は今尙硝煙に包まれてをり同地奪取戰の激烈さを物語つてゐる、我各部隊は既にその南方粵漢線兩側高地に據つて抵抗する敵に猛砲火を浴せてゐる

一、敵主力部隊に向へる正面南進の佐野、岩崎、坪島、池田各部隊は昨日一晝夜に亘る猛攻擊によつて今曉既に全軍汨水敵前渡河を完了してゐる

一、新墻河支流○○河を渡河の後錯雜なる峻險地帶を蹈路傳ひに南進新墻、汨水中間地帶を突破した山中、藤田、竹久、四宮各部隊は廿七日朝遂に汨水の西北十五キロ汨水北岸に達し河流を挾んで兩岸敵陣地の最强部に向つて猛擊を浴せつつある

通城長沙公路の要衝奪取

○○【九・二七】潰走する敵第二、第二十五新編二十三各師の敗敵を追擊驀進中の我が坪島、白濱各部隊は廿七日午後五時汨水南方二十キロ○○市街西方二キロの地點に於て粵漢線遮斷後東南方に向ひ敗敵を追擊中の石橋、横田、吉川各部隊の先遣隊と連絡に成功、兩部隊勇士は高原上に感激の固き握手を交し湖東の山野も搖げと萬歲を叫んだ後互ひに緊密なる聯繫を保ちつつ飽くまでも敗敵を補捉擊碎するの烈々たる鬪志に燃へつつ粵漢線東側の丘陵地帶を猛進中である、又坪島以下各部隊の東方地區を進擊せる佐野、池田、岩崎各部隊は廿七日午後六時現在汨水南岸二十四キロの線を數縱隊となり所在の敵を席捲しつつ南進を續け更に二十七日朝汨水北岸に到達した山村、藤田竹久、四宮、北村各部隊は同正午平江西北方十五キロの地點より白晝堂々汨水の濁流を一氣に渡河し息をもつかず南岸の敵最强陣地帶を强襲突破し、午後六時既に渡河點より三キロを躍進、平江西北方十三キロ通城長沙公路上の要點○○市に據る數百の敗敵を殲滅、これを奪取の後南方に進擊陣を押し進めてゐるこの日暗雲低迷してあたら仲秋の明月は遮切られるかと見えたが午後九時過ぎより滿天晴れ渡り勇士達は冴え渡る仲秋の月光を浴びつつ果敢なる追擊を續行しつつある

平江縣城占領

○○【九・二八】二十七日午後平江西北方十五キロの線に達した山村、藤田竹久、四宮の各部隊は皎々と冴え渡る中秋の名月下、平江縣城に向つて殺到、城内外に據つて抵抗する頑敵を徹底的に猛攻殲滅して今曉各部隊一齊に城内に突入、汨水地區敵最大の要衝たる平江縣城を完全に確保し萬歲を三唱した

握手地點南方の山岳確保

○○【九・二八】廿七日夕刻汨水南方二十キロ粵漢線東側の高原上に於て南進部隊と感激の握手を遂げた石橋、横田、吉川、山中各洞庭湖敵前上陸部隊は引續き徹宵月光下の進軍を續け廿八日午前九時握手地點より南方六キロ○○山に據る敵を擊滅同地一帶の敵陣地線を確保引續き南下中、又佐野、二木、松崎の快速部隊は廿八日午前九時汨水渡河點西南方二十七キロ平江、長沙公路の要點○○に迫つて猛擊を加へつつあり、敵は一度この要衝を奪取されゝば東北方一帶の退路を絶ち切られる爲必死の抵抗を續けてゐる

通城南下部隊猛進

○○【九・二九】通城東南方山岳地帶に於て有利なる地勢を利用し頑强に抵抗せる數千の敵を擊破した門脇、飯田の各部隊は引續き敗敵を急追し廿九日午前九時汨水上流平江東北方約四十三キロの地點に進出、山岳陣地に據る敵に總攻擊を加へてゐる

二十八日夕迄の戰況

○○【九・二九】平江に進出したる山村藤田、四ノ宮、武久各部隊に相呼應して汨水南岸地區を敗敵急追中の我が部隊は峻險なる山岳地帶或は敵の公路破壞を物ともせず南下進擊中にして二十八日午後五時に於ける狀況左の如し

平江西南方地區に進出したる佐野二木、池田、藤崎部隊は平江、長沙公路を扼し平江西南方二十一キロの○○に進出、又汨水河岸要衝○○より南下した坪島、高木、岩崎各部隊は汨水南方約二十キロ平江西南方三十七キロの要衝○○に進出し引續き敗敵を急追しつゝ南下進擊中、又坪島、岩崎部隊と要衝○○に於て握手したる石橋、横田、吉川各部隊は汨水南方三十五キロを粵漢線東側一帶の敗敵を席捲しつゝ南下陣を接しつゝ進擊中

東西五十キロの大追擊陣

○○【九・二九】南下進擊部隊の先陣石橋、横田、吉川各部隊は廿九日午前九時長沙東北方三十六キロ平江、長沙公路上に於ける敵左翼據點○○西側に肉薄猛攻中で同據點の確保は目睫に迫つた、其の他の進擊精鋭部隊も廿九日朝來湖南の野に生ひ茂る秋草を踏みしきつゝ東西五○キロに亘る敗敵追擊陣を押し進め坪島、白濱岡山部隊は汨水南方三十キロ佐野、池田、二木、藤崎各部隊は平江西南方十九キロの線に進出引續き南進を續け又廿八日朝平江の敵を殲滅確保した、山村、武久、四宮、北村各部隊は平江南方汨水河岸に據つて抵抗する敵に猛擊を加へ逐次これを沈默せしめつゝある

萬洋山系南斜面に進出

○○【九・二九】通城東南方の峻險に據る敵第百三十四、百四十、二十一の三個師を猛攻中の門脇、佐藤、飯田、進藤の各部隊は二十八日午後八時朧な月光の下に總攻擊を敢行執拗に抵抗する頑敵を破碎し廿九日黎明敵は遂に支へ切れず算を亂して汨水上流及び萬洋山中に逃げ込んだが我軍は更に猛追し廿九日夕刻○○盆地を望む同山系南斜面に迄進出し突兀たる山嶺各處に日章旗が飜つてゐる捕虜の言によると我軍と當面した敵は二十一師を中心に百三十四師をも加へたものであつたが大半は死傷し盡し殘る後方の各師も戰意を殆んど喪失してゐる

平江東方十里の要衝占領

○○【九・二九】昨廿八日完全な追擊態勢を整へ一氣に南走する敵を葬らんとする通城南方攻略の佐藤、田中、坂本、大西等の各部隊は廿八日夜俄然追擊の火蓋を切り連日の疲勞に鞭打つて山又山の起伏する同地區一帶の敵を追ひ廿九日早朝卅餘粁の强行軍の後平江東方約十里の敵要衝○○に突入し同市内外の敵を掃蕩した同部隊は更に楊森麾下の敵軍に徹底的壓迫を加へるべく直ちに西方に鉾を轉じて出擊を開始、一方池田、進藤等の各部隊も之に相呼應して東西兩側の線を南下次第に○○方面に敵を追込みつゝあり最後の殲滅戰に同地一帶の敵の運命が決する日は目睫の間に迫つてゐる

平江長沙公路三ケ所で遮斷

○○【九・二九】廿九日薄暮に至つて我が湖南進擊部隊は平江長沙公路の要衝三ケ所に於て敵の主要敗走路たる同公路を完全に遮斷敗敵殲滅の態勢を完成した、即ち石橋、藤田、吉川山中各部隊は長沙東北方三十六キロ坪島、白濱、岡山部隊は石橋等各部隊の遮斷點北方十二キロ、更に佐野池田部隊は平江南方十キロの地點に於て夫々公路の兩側高地を扼し雪崩來る敗敵に痛快なる殲滅彈を浴せる

と共に各部隊の進擊隊は引續き南進しつゝあり又平江を席捲した山村、藤田、武久、四宮、北村各部隊は西南地區に集結しつゝある敗敵を擊碎すべく同日午後三時を以て堂々南進を開始し午後五時其の先鋒は平江南方三キロの高地線による約五百の敵を猛攻中である

敗敵の據點占領

○○【九・三〇】廿八日朝要衝平江を屠つた殊勳の山村、藤田、武久部隊は引續き南進を續け廿九日正午過ぎ平江南方十二キロの敗敵集結據點○○市に殺到猛攻四時間にして敵に殲滅的損害を與へて午後四時同地を完全に手中に收めた

長沙東北方に更に攻圍體勢

○○【九・三〇】我が湖南進擊部隊は敵殲滅の新戰場を長沙東北方三十數キロの線に求め三十日午後以來平江長沙公路の東側及び西側高原地帶に集結しつゝある數ケ師の敗敵に對して逐次攻圍態勢に移行しつゝあり同夕刻に於ける各部隊の進擊狀況は左の如し

一、平江蹂躙後廿九日夕刻其の南方十二キロ○○市に據る數百の敵を殲滅同地を掌中に收めた山村、藤田、武久、四宮各部隊は廿日朝來再び南進を開始同夕刻○○南方四キロの線に進出前面の敵を制壓中

二、佐野、池田各部隊は三十日朝平江、長沙公路上の要衝○○（平江西南三十一キロ）を進發南方に進擊し同夕刻迄に所在の敵を排除しつゝ六キロ進出し遠く山村部隊と相呼應しつゝあり

三、坪島、岩崎部隊は三十日朝進擊に移り平江長沙公路を南下同夕刻現在位置は平江西南方四十五キロ半の線にあり

四、敵前上陸の後粵漢線沿線地區の衆敵を粉碎奮戰を續けつゝある石橋、横田、吉川、山中各部隊は坪島部隊の西方十五キロに在つて同部隊と東西相呼應しつゝ南進續行中で今夜より明曉にかけて各部隊前面の戰況は新たなる飛躍を豫想される

長沙東方十八キロに進迫

○○【九・三〇】汨水の渡河點を南岸より奪取し更に粵漢線に沿ひその兩側地區の頑敵を猛追擊中の湖岸上陸部隊川俣、横田、石橋、小澤、島村、片岡各部隊は三十日拂曉長沙北方二十五キロに進出敗敵を追つて東南に鋭鋒を轉じ同日午後二時長沙市街を右手に望みつゝ長沙東方十八キロの地點を進擊中である、飛行機偵察によれば同市街は既に人影なく敵將關麟徵が豪語した長沙防衛も虚妄の言と化し去つた

敵の非道極る細菌戰術

○○【九・二九】井戸にコレラ菌を投入して我が進擊の鋭鋒を逃れんとした敵の非人道極まる細菌戰術が暴露し我が將兵を痛く憤激せしめてゐる、廿三日朝我が新墻河敵前渡河部隊の蹂躙した同河南岸岳州長沙公路の要點○○市内に廿三日頃より住民中からコレラが發生したので我が方で調査の結果敵退却に當り市内の井戸にコレラ菌を投入してゐる事實が判明幸に我が軍に損害なく却つて無辜の國民を非道なる細菌戰術の犠牲に供したがいつも乍らの敵の惡辣なる抗戰手段に對し將兵は痛憤してゐる

陸海機地上部隊に協力（廿三日）

○○【九・三一】我が陸の荒鷲今西部隊は廿三日拂曉洞庭湖東岸○○より敵前上陸を敢行して地上部隊に協力敵陣に猛爆を加へたが海の荒鷲もこれに呼應附近殘敵に亘彈を浴せた、河村部隊の偵察によれば同日午前八時半粵漢線に沿ひ南下中の我が○○、○○部隊先鋒は約十二、三粁に亘る大煙幕下に二ケ所より勇壯果敢なる新墻河の敵前渡河を敢行同九時渡河成功、又粵漢線西方廿五粁に於て新墻河の敵前渡河に成功した部隊も南方に向け猛進を續けてゐるが森玉、今西の各部隊はこれに協力し連續爆擊を敢行した

同（廿四日）

○○前線【九・二四】本日午後三時三十分頃陸軍飛行隊田中、小野兩中尉の率ゐる○○機は地上部隊の猛進擊に協力して○○附近戰場に暗雲を潛つて低空飛行しつゝ○○山の三段構へ迫擊砲陣地を爆擊これを粉碎した、又海軍航空隊の○○機は本日午後四時陸軍機に相呼應して○○に現はれ敵の有力陣地を殆んど爆碎、多大の戰果を收めた

☆海空軍

中南支各地爆擊（廿・廿一日）

上海【九・二二】（艦隊報道部午後四時發表）

△中支方面に於て海軍航空隊は昨廿一日左記爆擊を實施し甚大なる戰果を收めたり㊀辰州及び辰谿攻擊の海軍航空隊はその精鋭○○機の大部隊を以て昨廿一日湖南省西部の敵軍事據點辰州及び辰谿を急襲同市近郊の倉庫群に全彈を集中その大部を破壞し數棟に火災を生ぜしめ之に潰滅的打擊を與へ全機無事歸還せり、尙同攻擊部隊は歸途桃源附近に傳單八萬枚を撒布せり㊁同日陸軍部隊の作戰に協力せる他の精鋭部隊は同日午後長驅して柿溪口及び柳林沙（湖南省中部）を急襲軍需品倉庫二十數棟を爆破しその過半數に大火災を生ぜしめ濛々たる黑煙の天に沖するを認めたり㊂江西省北西部の殘敵掃蕩に出擊せる一部隊は同日又修水、三都及び梁口附近に蠢動する敵を攻擊しその大部を潰滅せり

△南支方面戰況　去る廿二日有力なる海軍航空部隊は福建省南部古田に於て敵第二十師司令部及び附近の軍事施設を爆擊しこれに甚大なる損害を與へたる外、延平沙に於て軍用自動車庫を爆破し又閩江々口に於て敵砲臺を攻擊之を沈默せしめ更に同地附近の軍需品倉庫數ケ所を爆碎せり

湖南戰線に協力其他（廿二―四日）

上海【九・二五】（艦隊報道部午後四時發表）

△北支方面戰況　海軍航空部隊は去る廿二日廿三日の兩日に亘り陸軍部隊と緊密なる協力の下に山東省東北部萊州附近に蠢動中の敵一千餘名に對し巨彈を集中しこれを擊破せる外龍口（山東省南部）鹽城（江蘇省）及び灌河、射陽河（江蘇省）流域の敵軍事施設を爆擊しいづれも多大の損害を與へたり

△中支方面戰況

一、洞庭湖附近の作戰に協力中の海軍航空隊の精鋭部隊は廿四日午前午後に亘り險惡なる天候を冒しその全力を擧げて再び鹿角及び營田東南側方の敵陣地に對し有效適確なる爆擊を敢行したる上隨所に敵擊軍事施設の全面に亘彈を集中その大部を大破又は燒失せしめ、更に同地附近に集結待機中の敵軍隊を襲擊しこれを潰走せしめたり㊁他の精鋭部隊は同日午後長驅して柿溪口及び柳林沙（湖南省中部）を急襲軍需品倉庫二十數棟を爆破しその過半數に大火災を生ぜしめ濛々たる黑煙の天に沖するを認めたり㊂江西省北西部の殘敵掃蕩に出擊せる一部隊は同日又修水、三都及び梁口附近に蠢動する敵を攻擊しその大部を潰滅せり

△南支方面戰況　去る廿二日有力なる海軍航空部隊は福建省南部古田に於て敵第二十師司令部及び附近の軍事施設を爆擊しこれに甚大なる損害を與へたる外、延平沙に於て軍用自動車庫を爆破し又閩江々口に於て敵砲臺を攻擊之を沈默せしめ更に同地附近の軍需品倉庫數ケ所を爆碎せり

湖南戰線に協力其他（廿二―四日）

上海【九・二五】（艦隊報道部午後四時發表）

△北支方面戰況　海軍航空部隊は去る廿二日廿三日の兩日に亘り陸軍部隊と緊密なる協力の下に山東省東北部萊州附近に蠢動中の敵一千餘名に對し巨彈を集中しこれを擊破せる外龍口（山東省南部）鹽城（江蘇省）及び灌河、射陽河（江蘇省）流域の敵軍事施設を爆擊しいづれも多大の損害を與へたり

△中支方面戰況

一、洞庭湖附近の作戰に協力中の海軍航空隊の精鋭部隊は廿四日午前午後に亘り險惡なる天候を冒しその全力を擧げて再び鹿角及び營田東南側方の敵陣地に對し有效適確なる爆擊を敢行したる上隨所に敵

空中戰・空爆

の密集部隊を捕捉果敢なる銃爆撃を加へ之を殲滅又は潰走せしめ地上部隊の進出を支援せり

一、又同日他の空襲部隊は夫々洞庭湖西岸要衝常德附近に山積せる軍需貨物及び同地上流河洑郊外の倉庫群を爆撃その大部を燒失一部を炎上せしめたる外辰州攻撃隊は同市對岸の倉庫群の過半數を全壊せしめ甚大なる戦果を收めたり

一、江西省北西部に於て海軍航空隊は昨廿四日前日に引續き修水、奉新、胡床を中心とする地域一帶の敵部隊を索め之を反覆爆撃し何れも多大の損害を與へたり

中南支各地爆撃（廿三—五日）

上海【九・二六】（艦隊報道部午後四時發表）

一、中支方面に於て昨廿五日海軍航空部隊は陸軍部隊の作戦に呼應し修水南方の石街及び水口鈎附近に於て夫々約一千名の敵大部隊の移動しつゝあるを發見、これに猛烈なる銃爆撃を浴せ潰走せしめたる外赤岡山（武寧西方）九仙湯（修水南東）及び三都に於て敵陣地を爆撃し之に甚大なる損害を與へたり

二、南支方面に於て去る廿三日及び廿四日の兩日に亘り海軍航空部隊は親日土民軍の進攻を支援しつゝ海壇島（福州東南沿岸）内掃蕩を實施すると共に對岸敵據點を爆撃し梅列壯丁訓練所古田兵營及び福州北方の重要軍需品倉庫數棟を爆破し何れも大損害を與へたり

北中支各地爆撃（廿四—六日）

上海【九・二七】（艦隊報道部午後四時發表）

△北支方面戦況　去る二十四、二十五日の兩日に亘り海軍航空部隊は灌河及び射陽河流域及び龍口（山東半島北部）附近の敵據點十數ヶ所を爆撃し之に甚大なる損害を與へたり

△中支方面戦況　海軍航空部隊は昨二十六日陸軍部隊の作戦に協力し煙港（武寧西方）黄沙橋、萬壽宮及び我橋（何れも修水南東）に於て各數百名の敵集團部隊を爆撃し之を潰滅せしめたり

△南支方面戦況

一、廿六日海軍航空部隊は折柄の惡天候を冒し南寧攻撃を實施敵陣地よりの猛烈なる防禦銃砲火を冒し同地東岸の敵軍需品倉庫群及び舟艇群を爆撃したる上更に軍需品輸送中の自動車群を爆砕しこれに甚大なる損害を與へたり

二、同日他の有力なる攻撃部隊は浙江省南部沿岸地區及び甌江流域の主要敵據點を攻撃し台州灣、溫州甌江口、河漕類、瑞安、麗水、雲和等に於て夫々軍事施設並びに倉庫群及び工場等を攻撃し多大の戦果を收めたり

長沙附近爆撃（廿七日）

上海【九・二八】（艦隊報道部午後四時發表）

△中支方面戦況

一、海軍航空部隊は昨二十七日甘坊（江西省）附近丘山に據り陣地構築中の數千の敵集團部隊を發見之に有效なる低空銃爆撃を敢行し地上部隊の進攻に寄與する所ありたり

二、同日他の有力なる航空部隊は長沙附近及び青山市等を逐次攻撃し青山市に於ては山中に集結中の敵約五千の部隊を爆撃したる外長沙上流に於て敵部隊輸送中の軍用舟艇群を爆破し何れも多大の戦果を收めたり

地上部隊に協力（廿八日）

上海【九・二九】（艦隊報道部午後四時發表）昨二十八日海軍航空部隊は前日に引續き陸軍部隊に協力し甘坊、赤岡石、石街、我橋等に據り我が地上部隊の進攻に抵抗せる敵大集團（いづれも千以上）を爆撃しいづれも甚大なる損害を與へたり

重慶大空襲（廿八日）

上海【九・三〇】（艦隊報道部午前十時發表）久しく重慶爆撃行の好機を窺ひありし海軍航空部隊は惡氣流未だ低回せる二十八日深更總主力を以て出動し敵の地上銃砲火を潛り且つ挑戦し來れる敵戦闘機を撃退しつゝ廣陽壩、梁山の各飛行場を急襲之に亘彈を集中し悉く大破せしめて二十九日未明全機悠々歸還の途につけり

▲重慶大空襲詳報　○○【九・二九】辛くも餘喘を保つ敵空軍の潰滅を期して我が海軍航空隊は昨二十八日夜半より月明を利し突如連續重慶四周の各飛行場を空襲、數百の亘彈を浴せ多大の戦果を擧げた、即ち二十八日午後十時森（富）大尉の率ゐる○○機及び二十九日午前三時半細川大尉の率ゐる○○機は共に重慶廣陽壩飛行場に壯絶極る夜間空襲を敢行森大尉機は小癪にも立上つて來た敵數機と交戦しつゝ巧みに城内軍事機關に命中彈を投下、又細川隊は格納庫を猛爆地上機の燃燒するのを確認した更に森（千）大尉、棚町少佐の夫々指揮する他の二隊は同日午前三時相前後して梁山飛行場を空襲城内外を猛爆軍事施設に火災の起るのを確認し、歸路更に奉節飛行場を空襲し四成る敵自動車部隊を爆撃しその大部分を燃燒せしめたり、更に同日鎮南關、明江間に於て敵自動車部隊（六十輛以上）を銃撃し之に多大の損害を與へたり

南寧、潮州爆撃（廿八日）

上海【九・三〇】（艦隊報道部午後四時發表）南支方面に於て去る廿八日海軍航空部隊は南寧（廣西省）攻撃を實施同市江岸の軍需品倉庫及び棧橋を爆撃これに甚大なる損害を與へたる外南寧、賓陽間に於て多量の燃料罐輸送中の敵自動車群を爆砕し其の大部を炎上せしめたり、更に他の航空部隊は潮州（廣東省）附近の敵根據地及び保安隊本部を爆撃し多大の戦果を收めたり

中南支各地爆撃（廿九、卅日）

上海【一〇・一】（艦隊報道部午後四時發表）

△中支方面戦況

一、一昨二十九日深更海軍航空隊の有力部隊は最近新設せられたる敵航空隊基地遂寧（四川省）を急襲同地飛行場を完膚なき迄に爆破し更に前日に引續き廣陽壩飛行場を攻撃し亘彈を集中これを大破せしめ全機無事歸還せり

二、海軍航空部隊は陸軍部隊と緊密なる協力の下に江西省北部地區の作戦に從事しありしが去る二十九日及び三十日の兩日敵後方陣たる大堰街、石牌、余庄、寒毛山、觀前、修水等に於て敵大集團を逐次捕捉爆撃したる外、甘坊西方丘陵の敵陣地及び掩蔽せる建築物を爆破燒失せしめ何れも甚大なる損害を與へたり

△南支方面戦況　海軍航空部隊は一昨二十九日廣西省西南部省境憑祥附近に於て熾烈なる敵防禦砲火を冒しつつ燃料輸送中の三十輛より攻撃を恐れ滑走路に迷彩を施すなどの手段を講じてゐた

☆陸空軍

奉新東方追撃砲陣潰滅（廿五日）

○○前線【九・二五】本日午前七時陸軍航空隊阿久津中尉岩崎曹長等○○機は奉新東方敵の有力なる追撃砲陣地に亘彈の雨を降らせて完全に潰滅し去つた

奉新西方の敵陣爆撃（廿五日）

○○前線【九・二五】小野中尉、白瀬曹長等の陸軍飛行隊○○機は廿五日午後三時又も奉新西方○○キロの敵重要陣地○○を襲ひ地上部隊に協力果敢な銃爆撃を加へ多大の損害を與へた

岳州南方敵部隊爆撃（廿九日）

○○【九・二九】陸上部隊に協力連日湖南戦場一帯は爆彈の雨を降らせてゐる我が軍の荒鷲今西、杉村、竹下、是松各部隊は昨日に引續き廿九日早朝大擧して岳州南方を襲ひ潮の如く退却する敵大部隊及び各要地軍需品集積所等を猛爆之等を潰滅せしめた

楡林空襲（廿九日）

○○【九・二九】陸空軍山口部隊の○○機は廿七日の爆撃に引續き廿九日午前十時再び陝西省楡林の空襲を敢行西北の敵陣を震慴せしめた

蔣政府

王正廷急遽重慶に招致

香港【九・三〇】重慶來電によれば前駐米大使王正廷は蔣介石の急電に接し許世英に續いて廿一日香港から空路重慶に到着したが、王は現下國際情

勢の激變に對處すべく目下重慶に於て開催中の新外交政策審議會に出席するものと見られる、尙同會顔觸は蔣介石、王寵惠、宋子文、許世英、王正廷と謂はれてゐる

歐洲動亂に蔣政府苦悶

上海【九・三五】重慶來電によれば宋子文は前週佛印河內に赴き目下同地に滯在中であると云はれるが右は歐洲動亂以來佛印當局が滇越鐵路經由支那に送られるべき輸入物資を海防に於て差押へたゝめこれが引渡しの交渉に赴いたものと言はれてゐる、尙駐英大使郭泰祺は目下イギリス政府に對し對支輸出信用借款の殘額を以て對支輸出を繼續するやう要請しつつありと言はれ歐洲動亂に伴ふ重慶政府の苦悶を如實に示して居る

四川省を三省に分割

上海【九・三五】重慶來電によれば國民政府は過般開催されたる第四次國民參政會の決議に基き四川省を東西南の三省に分割重慶、成都、叙州をそれ〴〵各省の首都とする事になつた去る十九日國府命令による蔣介石の省長就任以來四川省に對する蔣の壓力は急激に增加、かねてより反蔣氣運濃厚な四川軍閥の不滿は極めて穩かならぬものがあり、今回三省分割も之等不平分子に對する人事問題に關聯し多分に政治的考慮が拂はれてゐるものと見られる

香港、韶關間の輸送路再建

香港【九・三五】曩の我が九龍國境作戰によつて香港と廣東の抗戰根據地韶關との間の聯絡を遮斷された支那側は最近頻りに聯絡路の再建に狂奔して居たが本日當地支那側の報ずる所に據るとこの程支那側は九龍半島の大埔を基點として船で墩頭港の澳門港に至りそれより淡水經由惠陽に出で、惠陽から東江によつて龍川に至り其處から西行して韶關に至る聯絡路を設け既に貨客の運搬を行つてゐると云はれる、右聯絡路による輸送を活潑ならしめるため重慶政府財政部では香港に運輸辦事處を開設する計畫を樹て既に重慶より代表者が香港に到着して居り澳頭港、淡水、惠陽龍川、韶關に夫々辦事處の出張所が設けられる筈といはれる

白崇禧、禧沙へ急行

香港【九・三六】桂林よりの支那側電報によれば今次日本軍の湖南作戰に狼狽した蔣介石は桂林行營主任白崇禧をして之が防禦戰の總指揮に當らしめる事となり白崇禧は既に桂林を出發、急遽長沙に向け北上したといふ

康定に航空學校新設

南京【九・三六】我が空軍の爲め殆ど全支の制空權を掌握された重慶政府は昆明、成都及び西康省康定間の軍用航空路を確保すべく狂奔してゐるが本年六月康定に第五航空分校を新設し主任に陳慶雲を任命し學生は十八ケ月で速成卒業せしめる事となり教習に要する航空材料は昆明から既に康定に到着したと言はれてゐる、尙飛行實習機として全國經濟委員會秘書長秦汾が米國グラス會社と契約講入した四臺（一臺八萬米弗）は來る十一月頃ラングーンから昆明に輸送される筈であるといはれてゐる

國府上半期輸出總額發表

香港【九・三六】重慶來電によれば國府經濟部は六月迄の上半期輸出に就いて左の如く發表した

上半期に於ける支那全省の輸出總額は四億百十四萬六千元であつたこの中大部分は佛領印度支那の國境に近い雲南省蒙自を通じて行はれてゐるが、その他海防、香港、廣州、北海の諸港からも若干づゝ輸出が行はれてゐる

王寵惠、米の調停を希望

額港【九・三九】UP通信重慶來電によれば重慶政府外交部長王寵惠は同記者との會見に於て若しも米國にして日支紛爭の急速終熄に對する調停者たるの意思を有するとせば今最も好適の地位にある事を仄めかし且支那が平和を欲するその根據は次の如きものであると語つた

支那の外交政策は最近勃發した歐洲戰爭によつて決して變化されない、即ち九ケ國條約の基礎の上に立つものである、我が國政策の第一の點は支那の獨立と領土保全を保障した同條約の勵行に存する、第二の點は吾等が總ての友好各國と經濟合作を欲するものである、米英佛三國の何れも華府條約の勵行には重大なる利害關係を有することは勿論であるが同條約の調印國ならざるソ聯も亦日本の一方的破棄から受ける脅威の點に於て他の調印國同樣の利害を有する、一方米國は突如一九一一年の通商條約廢棄宣言によつて日本を驚倒せしめ今も尙日本が日米條約樹立の希望を表示する迄は日本と新條約の商議に入る事を拒否する態度を持して居る、日本の對米友好關係を再建したいとの希望は條約廢棄當時から既に現れて居た野村外務大臣は米國通であり米國人間に知己があり米國との新通商條約締結交渉も可能であると信ぜられて居る、斯る情勢下にあつて始めて米國は日本を說得し得るのだ、又延いてはルーズヴエルト大統領をして調停の役を買つて出ることも日本をして受諾せしめ得る、即ち日本に對し日支事變によつて兩國が荒廢する前に同事變を双方面子の立つ樣に終焉させる提案をなし得るのである、吾人はルーズヴエルト大統領の斯る根據に基く調停は必ず成功すると確信する

▲蔣と事前諒解か　香港【九・三九】本日の重慶電は外交部長王寵惠の日支紛爭に對する米國の調停を要請したるステートメントは各方面に多大の反響を生み殊に重慶政府部內に於ては各派間に激烈な論爭を惹起するに至つた旨報じてゐる、確報によれば王寵惠のステートメントは國民黨元老特に文治派並びに親米派の意見に聽從した蔣介石の事前に於ける諒解の下になされたと信じられる、即ち王寵惠の意見は宋子文、王正廷、李石曾、許世英等の支持を得てゐるものなることは確實であつて、これに對し陳誠等の抗戰主流派は尠くとも表面的には絕對沈默を守つてゐるが共產黨は非常に激昂し、共產黨の見解を以てすれば王寵惠のステートメントは「主權を尊重するといふ名目に立つ和平」の提議は擬裝された明白なる敗北主義の表現以外の何ものでもない、同時にそれは保守派並びに和平派の抗戰派に對する政治的陰謀である、それ故に共產黨は「徹底抗戰」「打倒妥協降伏主義」のスローガンを揭げ既に和平派に對して猛然闘爭を開始し兩派の論爭は國民黨對共產黨の激烈なる衝突に迄發展する可能性ある段階に入らんとしてゐる

▲魏道明、元老派と和平協議　香港【九・三〇】某方面よりの情報によれば國府外交部長王寵惠は熱烈なる和平主張を發すると同時に腹心の魏道明を香港に特派し、廿九日香港に到着した魏は目下李石曾、蔡元培等國民黨元老派と和平問題に關し種々協議を遂げた模樣である、李石曾は最近佛印經由重慶から香港に到着し蔡元培は重慶要人達と意見合はず蔣介石數次の招請にも拘らず過般來より香港に滯在してゐたものである、魏の使命に關しては支那全土に和平機運の醸釀を圖ると共に香港在住の有力支那人に働き掛け又米支文化協會の斡旋によりアメリカ政府の和平調停乘出しを策するものと謂はれてゐる

▲王談話修正　上海【一〇・一】重慶來電によれば去る廿八日UP記者になした重慶政府外交部長王寵惠の和平談は多大の反響を惹起し各方面に重慶政府は最近徹底抗戰の意無きに非ずやとの疑問を抱かしめるに至つてゐるが、餘りの反響に驚いた王外交部長は曩の談話に修正の必要を感じ廿日改めて左の如き聲明を發表した

去る廿八日UP記者との會見に於て述べた樣に國府は最後の勝利の達成される迄日本に對し抗戰を繼續するであらう、我等は中國の主權の爲に闘つてゐるのみならず九ケ國條約その他國際諸條約擁護の爲に戰を續けてゐるのである、この目標に到達せざる限り我等は我等の武器を投げ打たないであらう廿八日の會見で余が極東に於ける米國の地位に觸れたのは米國は極東に於て重要な役割を演ずる運命にあり、又米國こそ九ケ國條約及び一九三八年十二月廿一日付對日通牒の基礎に立つて日支間の紛爭解決を齎らし得る國であると考へたからに外ならない、私の强調す

るのは支那が抗戰目的を達することにあつて最後の勝利を獲得した時にのみ和平は可能であるといふ事であつて誤解なきやうされたい

湖南省政府衡陽に移轉

香港【九・三〇】長沙陷落を目睫に控へて支那當局は湖南省政府を包含する全軍、黨政を去る廿八日湖南省南部の衡陽に移轉するに決定廿九日より移轉を開始した、右は日本軍進擊を前に長沙を放棄する第一手段と見られ白崇禧並びに西南行營の蔣介石麾下各將領は粵漢線中央沿線の後衛を強化、再編成のため衡陽に向ひ、一方韶關（廣東省）衡山縣（湖南省）間には軍隊の交流が盛んに行はれてゐる、支那軍の長沙放棄は支那當局が防禦本營を衡陽と沅陵縣の二ケ所に分散する企圖に出でたもので、衡陽山の自然の天險を利し湖南省南部の中央防禦に當り又沅陵縣は益陽、寧鄉縣、湘鄉縣を繫ぐ第一線より後方にあり湖南省西半部の中央防禦に當る筈である

重慶政府華興券流通禁止通告

上海【九・三〇】支那側消息に依れば、華興商業銀行券の流通增大に驚愕した重慶政府はこれが對策に躍起の努力を續けてゐるが重慶政府財政部では遂に華興券取引を禁止、廿九日上海錢莊業に對して上海各銀行錢莊は既すでに華興券の買買を行つてゐると傳へられるが華興券は一律に拒否し絕對流通せしめることなきやうとの嚴重な通告を行つた

新支那建設

八月中の全支貿易

上海【九・三〇】八月中の全支貿易は前月に比し輸出入共增加し總額に於て三千四百五十萬元增の二億三千百二十五萬九千元と再び年初來の最高記錄を示した、稅關發表の數字に從へば輸出の增勢著しく入超額は二、九五〇萬元と前月に比し七五〇萬元を減少してゐる、但し八月に於ける爲替相場の第四次崩落を考慮に入れるならば實際の貿易額に於ては輸出の增加は輸入のそれに及ぼす貿易尻は反つて前月より惡化してゐるものと見られる、この事實は上海港のみの輸出入統計に就ても同樣である、尙地域別に見れば重慶政府下各港の輸出は八月に於て再び減少歩調を示し從つて貿易尻の惡化せるのが注目される八月の全支貿易詳細は左の通りである（單位千元）

一、總額八月輸入　一三〇、三九一
　輸出　一〇〇、八六八
　合計　二三一、二五九
　入超　二九、五二三
　七月輸入　一一六、八七五
　輸出　七九、八八五
　合計　一九六、七六〇
　入超　三六、九九〇・二

二、主要國別

輸入

八月

△日本二九、二六七△英國七、二一七△米國一八、九三七△獨逸一〇、四四九△英印一五、四八三

七月

△日本二六、五三六△英國五、一八七△米國一八、九七一△獨逸八、五三四△英印一六、六八二

輸出

八月

△日本五、〇八六△英國一三、〇七七△米國一九、六二五△獨逸五、六一八△香港一八、一一二△佛印六、四七四

七月

△日本五、五四八△英國一一、〇八七△米國一二、七八六△獨逸四、九九六△香港一三、四五三△佛印一〇、二一一

三、地域別

新政權下各港

八月輸入　一一八、六一八
　輸出　八五、五九一
　入超　三三、〇二七
七月輸入　一〇五、七三九
　輸出　六二、〇六二
　入超　四三、六七七

蔣政權下各港

八月輸入　一二、八四五
　輸出　一五、八一〇
　出超　二、九六五
七月輸入　一一、六六四
　輸出　一七、八九二
　出超　六、二二八

正統國民黨

汪兆銘氏聲明

上海【九・二一】汪兆銘氏は南京に於て臨時政府王委員長及び維新政府梁院長と會見（前號參照）し新政府樹立に關する重大協議を遂げ本廿一日上海に歸還した後次の聲明を發表し臨時維新兩政府從來の功績を讃へ今後一致協力して新政府樹立に邁進すべき決意を表明した

蘆溝橋事變發生してより國民政府は軍事に失敗し逐次北平、南京等を放棄し政治は解體し民衆は其據る所を失へり王叔魯先生、梁崇興先生等との紛亂の間一身を挺し相續いて政權を組織し以て日本との和平を斡旋し人民をして流離顚沛の間なほ生息の餘地あらしむるを得たり、その慘澹たる苦心は世人の遍く知る所なり、當時國民政府は繼續抗戰を主張せる關係上自然これらの措置を以て政府の主義と相抵觸せるものと認めざるを得ざりしが事態今日に至りては和平運動は既に一刻も怠せにすべからざる國家の大計にして最近中國國民黨第六次全國大會に於ても和平反共建國を宣言してこれを國民に明示し、且鄭重に本黨は至誠を以て全國有志の士と聯合し派別を分たず共同して時局收拾の責任を負擔せんことを願ふ旨聲明せり、本黨がこの重大なる使命を達成せんがため既成政權に對し偏見を懷かず進んで衆智を蒐め衆力を併せ、ともに艱難を克服すべきこと元より事の理の當然とする所なり、而して既成政權に於ても王叔魯先生の如きは從前嘗つて國民政府の官に任んじ、國事に盡瘁して功績を擧げ國家の休戚に關係あり、又梁崇興先生の如きは從前超然として在野の地位にありたりと雖も段芝泉先生が中華民國に盡したる勳功と國民政府に對して示せる愛護の念とに鑑み必ずよく其の遺志を繼ぎ國家民族をして其の危機を脫せしめこれを安泰なる地位に轉ぜしめんとするの念切なるものありと信ず汪兆銘は大會より國內賢達の士の參加を懇請して中央政治委員會を組織すべき權限を授けられ旬日以來屢々王、梁諸先生と誠意を披瀝して時局收拾に關する具體辨法を協議したるが既に完全なる諒解と熱烈なる贊同を得たり、深く信ず爾今必ず相與に力を盡して和平の實現と憲政の實施とに邁進し得べき事を、之れ余の欣快に堪へざるところなり

聯合委員會

第六次聯合委員會開催

南京【九・二一】汪兆銘氏と王克敏、梁鴻志兩首領の南京會談と關聯し多大の注目を惹いた第六次聯合委員會は臨時政府より王克敏、王揖唐、朱深維新政府より梁鴻志、溫宗堯、陳羣の各委員出席二十一日午後三時より南京頤和路四號の維新政府招待處に於て開會し今回は從前の如き豫備會議を省略して直ちに本會議に入り各議案を一瀉千里に議決し午後四時閉會した、該委員會の議案及び議決は左の如くである

第一案　南北爲替交流の件（議決）

第五次聯合委員會の決議促進のため關係銀行の調査報告書を聯合委員會に提出せしめ研究を進める事

第二案　親族法及び相續法修正の件（議決）

第三案　學制改革に關する件（議決）

第四案　船舶行政統一に關する件（議決）

第五案　曆書に關する件（議決）

第六案　第七次聯合委員會開催に關する件（議決）

第七次聯合委員會は來る十月中に北京に於て開催すること

兩政府、汪氏支持を聲明

南京【九・三】汪兆銘氏が南京會談を圓滿裡に終了後上海に於いて發表した臨時、維新兩政府に感謝する聲明に答ふる爲め第六次中華民國政府聯合委員會は廿二日南京行政院大禮堂に於ける成立一周年記念典禮を期し

て左の如き決議を行ひ汪兆銘氏に協力する正式態度を表明した

中華民國政府聯合委員會はその成立の使命に基き此の際汪兆銘氏に全幅協力し以て中央政府の成立を期待す

北支情勢

濟南に魯興銀行創立

北京【九・三】臨時政府治下に於ける地方金融機關の充實に就いては臨時政府中國聯合準備銀行並びに興亜院華北連絡部に於て種々協議の後曩に純華人側への金融機關として青島に大阜銀行が創立されたが今回更に濟南を中心とする地方中小商工業並びに農業金融機關として聯銀統制下に魯興銀行が創立され二十五日濟南に於て開業する事になつた、同行は資本金三百萬圓第一回拂込み百五十萬圓で出資内譯は聯銀側百五十萬圓殘り百五十萬圓は濟南を中心とする山東省内で公募されたもので經營は全く華人に委ねられ一名の日本人顧問が重役會に出席して意見を述べ得る事となつてゐる、而して北京の關係當局としては青島の大阜銀行及び新設魯興銀行の成績如何によつては山西省、河南省等にも夫々地方金融機關としての聯銀の子銀行を設置すべく計畫を進めてゐる

濟南【九・八】豫て設立計畫中であつた魯興銀行は豫定の如く廿五日開業し受入預金高二百七十五萬六千五百圓といふ好成績を擧げた同銀行は今後濟南を中心として地方金融界に多大の貢獻をなすものと期待されてゐる

日本租界の排水完了

天津【九・三日】日本租界及び華街の排水作業は防衛司令部の手に依り豫想外に進捗し廿四日夕刻侵水地域全部の排水を完了、廿五日振りで舊態に復するに至つた、右につき天津防衛司令官は左の如き聲明を發表した

今次天津を襲ひたる洪水はその規模の廣範なるその水量の巨大なる眞に未曾有のものにして未だ近代的文化都市にして斯くの如き水の慘禍を蒙りたる類例ありしを聞かず、本職は之が對策に最善を期し且つ其の復舊を神速機敏ならしめるがため諸機能を擧げて一元的に活躍せしむるの必要を痛感し請ふて在津日華各機關の統一指揮權を與へられ曩に布告を發して其の意圖する處を闡明せり、爾來本職の隷下部隊並びに區署下にある各部隊は元より帝國總領事館、居留民團、在鄕軍人會聯合分會、天津特別市公署、建設總署其他衆心一致協同の緊急性を認識して欣然として本聯の統制に服し、居留民又試練に遭ふ毎に益々奮起する不撓の精神を發揮し渾然として軍官民の完全なる一體化を具現して水魔の克服に邁進し驚嘆すべき超人的速度を以て侵水濁流の境地より脱逸し以て明朗天津の再建に着手するを得るに至れり、然れども天津復興の完遂は尙今後の努力に俟つもの眞に多し、願くば一時的打擊に怯まず諸般の困難に屈せず毅然たる決意を以て速かに舊態を復興するのみならず、眞に興亜精神を内容とする大天津市の建設に邁進、以て東亜新秩序確立に最大の寄與をなされんことを望む

北支の法幣暴落

天津【九・二四】從來過渡的現象として不當の打歩を受けてゐた天津外國租界に於ける法幣、聯銀券交換比率は南方券の暴落を契機として最近遺憾なく法幣の脆弱性を曝露し殊に天津出水後は兩者の關係逆轉し聯銀券一千圓に對して法幣二百圓内外の打歩を付するに至つた、而して今後臨時政府の通貨統制政策强化並に歐洲戰亂の擴大に伴ひ更に法幣崩落の一途を辿るべく奥地治安の恢復と共に聯銀券對法幣の打歩は益々增大するものと見られてゐる之が主なる原因としては

一、洪水の結果凡ゆる商取引が一時停頓した時に行はれた小口取引は悉く現金決濟となつた爲現金需要を喚起し、北方券を以てする餘裕なく現金としての聯銀券に對する需要が旺盛となつた事

一、爲替集中制實施以來二ヶ月を經過し之が實施以前取引せられた輸入爲替は大體決濟に使用し、最近此の方面よりの法幣需要が激減した事

一、歐洲動亂の結果援蔣政策の弱化が豫想され法幣の前途に對する悲觀的空氣が濃厚となつて來た事等である

津浦線全部復舊

北京【九・六】北支未曾有の水害の爲去る八月十五日以來不通となつてゐた津浦線楊柳青、靜海間は青村部隊華北交通會社關係者必死の努力により見事復舊二十八日試運轉を爲し二十九日より四十五日目で開通をみることになつた

英租界抗日分子一網打盡

天津【九・六】英佛租界を根城に治安經濟攪亂を企圖、暗躍を續けて居た抗日共産分子、藍衣社、CC團も租界隔絶に引續き水魔の襲來により全く手も足も出なくなつた結果抗日分子の大部分は秘かに上海、香港方面に逃亡してしまつたが敗戰に喘ぐ重慶政府はなほも最後の足掻きとして殘留直系分子藍衣社CC團をして後方攪亂を爲さしめんとしてゐるとの情報が我が憲兵隊に入つたので時を遷さず二十八日未明を期し我が憲兵隊特高課長は部下數十名と共に英租界工部局に赴きハーバート領事デス十四日突戸陸戰隊司令官は各國共同防備軍先任指揮官たるの資格を以て工部局長と會見、共同搜査につき打合せの上午前五時より不意打に抗日分子のアヂトを襲ひ三十餘名を一網打盡に檢擧、工部局に留置した、之によつて過去數年間英佛租界を根城に抗日運動に狂奔してゐた天津の不逞分子は全く潰滅に歸したも同然で重慶政府唯一の望みたる後方攪亂の意圖も水泡に歸した譯である

▲逮捕された抗日巨頭 天津【九・二九】廿八日未明を期し行はれた日英共同搜査による天津英佛租界内抗日共産分子の大檢擧により逮捕された者は藍衣社系の巨頭で抗日暗殺團長宋鐵副首領王文外十餘名、CC團の首領張希一外十餘名、國民黨抗日派巨頭王若惠外數名で之等は何れも重慶政府指令の下に後方攪亂に狂奔してゐたものでこの檢擧により重慶政府の企圖は未然に挫折するに至つた

中支情勢

武漢政務委員會準備會成立

漢口【九・三】新中央政權成立を目睫に控へ武漢地方民衆の熱望にこたへて豫ねて成立準備中の武漢政務委員會は廿二日まづその準備會が成立し準備會々長何佩瑢氏、副會長張仁蟠（前武漢特別市長）他十三名の委員が就任した、武漢政務委員會は新中央政權設立前に設立される模樣で、武漢特別市、湖北、江西、湖南の三省を統轄し臨時、維新兩政府と並んで新中央政府に直屬するものである

共同防備改訂問題小委員會

上海【九・三】我が陸戰隊本部では上海の新事態に即應し上海共同租界の各國共同防備計畫を改訂すべく去る第一回改訂委員會を開催、當日の會談に於ては我が陸戰隊に於て改訂原案を作成するに意見の一致を見たが此の程右原案の作成を見たので我が陸戰隊當局は廿二日午前十時より北四川路の海軍倶樂部に第一回小委員會を開催、陸戰隊側から栗原先任參謀と蘭少佐、米國駐屯軍スタック中佐、ステント少佐、英國駐屯軍アシュー、アハント兩少佐、伊太利駐屯軍ベンニイポリオ大尉、ベイ同國領事館員、工部局側からスマイス警務部長等出席先づ栗原參謀より我原案を提示して說明、各々忌憚なき意見の交換を遂げて正午散會したが、今後も引續き小委員會を開催具體的討議を行つた上各國指揮官によつて組織される共同防備委員會に提出各國共同防備問題の決定を爲す筈である

各民衆團體の和平促進運動

上海【九・三日】南京に於る三巨頭會談により汪派の和平運動は軌道に乘り新中央政權の樹立も愈々近く實現を見るものと豫想されるに至つたが中國民衆は和平促進聯盟東亜反共聯盟等上海、南京一帶の民衆團體十七は各代表を送つて上海廣東路に聯合宣

傳委員會を常設、廿四日左の如き三種の通電を決議夫々通達の手續を取つた

一、重慶に在る蔣介石に對して和平を行はずんば下野を要請するとの通電

二、汪兆銘氏に對して和平提議を支持するとの決議

三、英米兩國政府に對して東亜和平回復に協力するやう要請する通電

米系商社の小額紙幣を通貨に

上海【九・二九】國府中央銀行では上海の銅幣缺乏を救ふ爲アメリカ商社永寧公司をして一份券及び五份券五十份券を印刷之を市場に投下せんとしたが紙幣發行前に僞札が現はれた爲約一ケ月に亘り發行を見合せてゐた處小額通貨不足に伴ふ市民の困難は益々加重する一方なので廿九日遂にこれを流通せしめるに決し中央銀行上海分行の名を以てこれを發表したこれによつて小額通貨不足は一部救はれることゝならうが一方市内には既に通貨代用として四十萬元に上る郵便切手及び電車、バス、百貨店其他各商店發行の代價券多數が流通して居りこれが處理には一波瀾免れまいと見られてゐる

南支情勢

廣東治維會三巨頭會談に呼應

廣東【九・三】廣東治安維持會は汪、王、梁の三巨頭會談に關して二十二日左の如き通電を發した

三領袖の南京會談は新中央統一政權創立の基礎をなすもの、廣東人士は風を聞いて勇躍の情に滿ち速に中央政權の確立、中國の復興を切望す

我が最後案を鼓浪嶼側承認

厦門【九・三】鼓浪嶼租界機構改革に關する我が最後案審議のための租界參事會は二十二日午後五時半より租界工部局に於て開かれ參事會議長ヒッチコック（英人）他外人參事會員二名、日本人參事會員二名出席米國副領事ベニンホフ氏も特に列席して審議の結果去る十四日の我が申入れを全面的に承認するに決し此の旨直ちにヒッチコック議長より我が內田總領事に回答し來つた、よつて殘された細目協定は租界側と我方より夫々代表者を選んだ上で直ちに開始される事となつた

列國動向

香港對日貿易著增

香港【九・三】香港稅關當局の發表によると八月中の香港貿易は（單位百萬香港弗）

輸入	五二・一
輸出	四四・八
合計	九六・九
入超	七・三

にしてこれを前年同期の輸入四八・五輸出三八・七に比すれば輸入に於て七・六パーセント輸出は一五・八パーセントを夫々增加してゐる、八月中の貿易を各國別に見れば輸出入共日本の進出著しく對日貿易は輸入二百萬香港弗（前年同期百二十萬香港弗）輸出三十八萬六千香港弗（前年同期二十二萬九千香港弗）といづれも著增を示してゐる、尙北支向は輸出は減退したが輸入は增加し中支南支は輸出入共減少してゐるが英領各地が輸出入共激減してゐるのは注目される

佛印でも軍事徵用令發布

上海【九・三】佛印海防より當地に達した報道によれば佛印政府は世界情勢の現狀に鑑み既に動員命令を下して戰時體制を整へてゐるがこの程更に同地現有公私用倉庫の總ゆる貨物に對し政府當局の必要と認むる時は何時にても軍事に使用し得べき軍事徵用令を發した、而して重慶政府は對外的最主要路線として現在尙海防昆明ルートを使用してゐる關係上目下海防には相當多數の輸入軍需資材が堆積してゐるものと見られるが佛印政府の右徵用令の發布に極めて猜狽、頻りに對策を練つてゐるといはれる

佛印支那間の國境閉鎖

上海【九・六】支那側消息によれば、佛印政府は歐洲戰亂の勃發以來國內戰時體制の强化に努めつゝあつたが最近突如支那と佛印間の國境閉鎖を斷行し一部の外國人の國境通過を禁止したと謂はれる、此の結果既に在昆明佛國總領事館では佛印行査證の發行を停止してゐるが抗戰資材の輸入港としては依然海防を最大の恃みとしてゐる重慶政府の打擊は極めて重大でこれが對策に腐心してゐると傳へられる

上海ソ聯總領事館員引揚げ

上海【九・三】歐洲戰爭の餘波をうけて當地佛租界に移つてゐたソ聯總領事館は佛租界當局の有形無形の壓迫より逃れ最近虹口地區に移轉し當地消息通間に話題を提供しつゝあつたが在上海ソ聯總領事代理コンスタチノフ氏は館員十數名と共に最近の便船で月本經由浦鹽より本國へ引揚げる事になり時節柄種々の憶測を呼んでゐる、同總領事代理一行の引揚の目的は不明であるが一行中には蠮に漢口より引揚げたまゝ上海に滯在を續けてゐた館員をも含むもので上海總領事館はこの引揚げにより從來の半數以下の陣容になるわけである

ソ聯義勇兵入支說

香港【九・六】重慶からのロイター電に依れば最近ソ聯義勇兵の一團が新疆省經由支那に到着各戰區に配置されたと、これはノモンハン停戰協定後日ソ接近を極度に怖れソ聯の對支態度に疑心暗鬼を抱いてゐた重慶側を尠からず安堵せしめてゐると云はれる、尙ソ聯義勇兵の來支は昨秋の武漢戰以來二度目である

王の調停希望說と米國

▲ハル長官言明を避く　ワシントン【九・二六】重慶政府の王寵惠外交部長が日支和平回復のため米國の調停を求める希望を述べたとのUP電報は一部の注意を惹きハル國務長官と新聞記者團との會見でも質問が出たがハル長官はまだ何も聽いてゐないと右に對する批評乃至言明を避けた

▲米紙論調　サンフランシスコ【九・二九】和平問題に關する國民政府外交部長王寵惠のUP記者に與へた會見談はサンフランシスコ其他西部都市の各紙上に報ぜられ一般の注意を惹いてゐるが右に關し廿九日のサンフランシスコ・ニュース紙はジョン・トムソン氏署名の論說を揭げ王の和平提議は重要視し得ないと大要左の如く述べてゐる

歐洲戰亂勃發以來極東に於ける主なる外國勢力は米國のみとなつたが極東の情勢を綜合するに日支兩國共最近競つて米國の同情を求めんとしてゐる模樣である現に日本は平沼內閣に代り穩健なる阿部內閣を立て更に米國に關係深き野村大將を外相に据へ對米親善ゼスチュアを示し一方支那は今回外交部長王寵惠をして米國の從來唱導し來つた九國條約を基約を基準とする和平條件を以てルーズヴエルト大統領の斡旋を求むる如き擧措に出てゐる、特に日本としてはこの所右の他日米通商條約改訂問題も控へ一層米國との親善增進の必要に迫られてゐるわけだ、然し米國に關する限り日支事變に關する其の立場は王の述べてゐる通り九國條約を基準として居る、然しながらこの點は日本の到底容認し得ざる所なるを以て今回の支那側和平案は餘りこれを重要視することは出來ない、要するに支那がこの際特に九國條約を持ち出したことは一面米國の對支約束に對する注意を喚起し他面これにより米國の同情を獲得せんとする日本の試みを阻止せんとしたものかも知れない

獨の對支那事變策不變聲明

ベルリン【九・二九】ドイツ政府當局は廿九日最近外國方面で傳へられる報道を否定し支那事變に對するドイツの政策には變更なき旨左の如く聲明した

獨ソ不可侵條約締結に伴ひ支那事變に對するドイツ政府の態度に變更あるかの如き報道が外國方面で行はれてゐるが、かゝる報道は全然事實無根である、ドイツは支那新中央政權樹立への努力に對し從來通り支持の態度を採るものである

政治・外交

旬間大觀

歐洲情勢の混亂に對處し自主外交の達成を期せんがため、阿部首相は野村大將を專任外相に起用、續いて駐佛、駐伊兩大使の更迭を發表し、なほ外交陣に大規模の異動が行はれる模樣である。帝國外交の動脈硬化的症狀はさきに「複雜怪奇」な歐洲情勢の前に平沼內閣退陣の因をなしたものであつたが新任野村外相を得て狂瀾を既倒にかへし得るや否や。

恰も政府は首相權限强化に關する勅令を決定、內閣强化に奔命しつゝあるが一方貿易省設置問題をめぐつて贊否兩論が對立しつゝあるのみならず、阿部首相の企圖せる少數閣僚制も强行の可能性が減少しつゝあるかのごとくである。

政治

樞密院

樞密院本會議

【九・二七】廿七日の樞密院本會議は午前十時四十分より天皇陛下親臨の下に宮中東溜間に於て開會、近衛、原正副議長他各顧問官、政府側より阿部首相以下各閣僚出席

一、支那に於て主として教育に關する事務に從事する領事官及外務書記生に關する特別任用に關する件

一、大正二年勅令第二百六十二號（任用分限又は官等の初敍陞敍の規定を適用せざる文官に關する件）中改正の件

を上議し堀江書記官長より審査報告あり政府原案通り可決し同十一時二十分散會した

▲首相樞府に說明【九・二七】阿部首相は廿七日の樞密院本會議散會後別室に近衛、原正副議長以下各顧問官の參集を求め、廿六日上奏御裁可を經た國家總動員法等の施行の統轄に關する勅令の內容に關し政府の意圖を說明したが席上原副議長は

同勅令は內閣官制に關係があると考へるが政府は何故樞府御諮詢の手續きを採らなかつたのであるかと質問、之に對して阿部首相より右勅令は內閣官制の解釋を規定したものである旨を答へて樞府側の諒解を求めたが金子、菅原、南、石塚、渡邊の各顧問官よりも同勅令が內閣官制と抵觸するところなきやの點について質問あり次回も繼續して質疑を行ふことゝなつた

一般

☆平尾多額議員起訴

沖縄縣當選多額議員平尾喜一氏（四七）は選擧違反の嫌疑で强制收容中二十二日罪狀明確となり宮城法相より起訴の決裁を發せられた二十三日强制期間滿了と共に起訴されるがこれが今回の多額當選者の始めての起訴であり現に犯罪搜査中のものは前回に比してかなり多數に上つてゐる

身分保障制度影響調査

【九・三】官吏制度の改革が問題となつてゐる際宮城法相は身分保障制度の設定が官規維持の上に果してどれだけの影響を及ぼしてゐるかを知る參考資料を得るために昭和七年九月身分保障制度を設けられるに至つた時を中心としてそれ以前三箇年と以後三箇年の官吏刑法犯處刑人員數の比較調査を命じたが、その結果左の如き計數を得た

△保障制度設定以前

昭和四年度（自九月至十二月）	四二人
昭和五年度	六九人
昭和六年度	一〇九人
昭和七年度（自一月至九月）	六九人
計	二八九人

△保障制度設定後

昭和七年度（自九月至十二月）	三二人
昭和八年度	一八一人
昭和九年度	二五一人
昭和十一年度（自一月至九月）	一八二人
計	六四六人

即ちこれによつて見れば身分保障制度設定後における官吏の刑法犯數は倍數以上に達してをり統計の上から觀れば身分保障制度は官吏に精神上の弛みを與へて犯罪數を增加せしめてゐると言ふことが出來る

映畫法施行令公布

【九・三】我國最初の文化的立法として去る第七十四議會を通過成立した演畫法の施行細則は內務省警保局を中心に文部厚生、關係三省間に於て協議を重ねてゐたが十月一日の實施を前にこの程成案を得たので施行令については直ちに御裁可を仰いだ上內務、文部、厚生三省令による施行規則とゝもに來る廿八日公布することになつた、同施行細則の內容は左の通りで映畫製作業及配給業を許可制度としたこと映畫製作者の登錄を屆出制度としたこと、文化映畫の强制上映、外國映畫の上映制限（年五十本）十四歲未滿の者の一般映畫館入場制限等が注目されるが、當局に於ては本法令を根幹として更に廣汎なる映畫國策の制定へ努力する方針である、施行令及び施行規則要綱左の如し

△映畫法施行令要綱

映畫法は昭和十四年十月一日より之を施行すること

一、映畫法第二條の映畫製作業は業として企畫撮影及編輯を併せ行ひ映畫の製作を爲すものを謂ふこと

業として企畫、撮影又は編輯の一又は二を行ふものは之を映畫製作業と看做すこと、映畫法第二條の映畫配給業は映畫興行者其の他映畫の上映を爲す者に對し業として映畫の貸付又は賣却を爲すものと謂ふこと

△映畫法施行規則要綱

一、映畫製作業の許可を受けんとする者は製作所の所在地、製作所の構造設備、製作する映畫の種類等を記載したる許可申請書に事業の起業目論見書及收支概算書を添附して內務大臣及文部大臣に提出すべき事

一、映畫配給業の許可を受けんとする者は配給所の所在地、配給の區域、配給の方法、配給する映畫の種類等を記載したる許可申請書に事業の起業目論見書及收支概算書を添附して內務大臣及文部大臣に提出すべき事

一、映畫製作業者又は映畫配給業者は前年中に製作し又は配給したる映畫の種類其の他の事項を每年內務大臣及文部大臣に屆出づべき事

一、映畫法第五條の規定に依り登錄を受くべき業務の種類は演出、演技、撮影の三者とし業務の種類等を記載したる登錄申請書に履歷書內務大臣の指定したる者の發行する技能を證する書類、申請者未成年者なるときは其の親權者又は親權者に代りて之を監督する者、妻なるときは夫の承諾を證する書類在學中の者なるときは學校長の意見を記載したる書類を添附して內務大臣に提出すべき事

一、映畫製作業者十四歲未滿の者を業として第六に揭ぐる種類の業務に從事せしめんとするときは、從事せしめんとする業務の種類等を記載したる屆書に業務に從事するに適することを證する醫師の健康證明書、業務に從事せんとする者の親權者に代りて之を監督する者の承諾を證する書類、業務に從事せんとする者在學中の者なるとき

は學校長の意見を記載したる書類を添附して內務大臣に屆出づべき事

一、映畫製作業者映畫法第五條の規定に依る登錄を受けざる者を同法第七條の規定に依り第六に揭ぐる種類の業務に從事せしむる事を得る場合は左の場合たる事

映畫の製作の都度雇入るゝとき

一、映畫製作業者は十六歲未滿の者及女子を午後十時より午前五時に至る間に於て映畫の製作の現業に從事せしむるを得ざる事但し臨時必要ある場合に於て從業地の警察署長の許可を受けたるときは此の限に在らざる事

一、映畫法第九條第一項の規定に依り屆出を要する映畫の種類は劇映畫に限ることゝし、撮影開始十日前に、映畫の題名、原作者及脚色者、演出者及主たる演技者、映畫の內容（脚本により表示する事）等を記載したる屆書を內務大臣に提出すべき事、內務大臣必要ありと認むるときは映畫の著作權を證する書類の提出を命ずることを得る事

一、映畫法第十條の規定に依る映畫の選奬は左の各號に依り之を行ふ事①推薦②賞金の交付、賞金の交付は文部大臣の推薦したる映畫の中より特に優良なりと認むるものに付其の製作者に對し之を行ふ事

一、映畫配給業者は內務大臣の割當てたる數量を超えて劇映畫たる外國映畫を配給することを得ざる事

一、映畫配給業者前號の割當を受けんとするときは每年申請書を內務大臣に提出すべき事

一、內務大臣必要ありと認むるときは第十二の規定に規定に依り割當てたる數量の變更を命ずることを得る事

一、映畫法第十三條第一項の規定に依る輸出映畫の檢閱を受けんとする者は檢閱申請書を內務大臣に提出すべき事、時事を撮影したる映畫にして內務大臣の檢閱を受くる暇なきときは前項の例に依り製作地又は輸出地の地方長官に申請し其の檢閱を受くることを得る事、檢閱官廳必要ありと認むるときは映畫の著作權を證する書類の提出を命ずる事を得る事

一、輸出映畫として左の各號の一に該當するときは之を不合格とする事

（一）皇室の尊嚴を冒瀆し又は帝國の威信を損ずる虞あるもの（二）政治上、軍事上、外交上、經濟上其の他帝國の利益を害する虞あるもの（三）國民文化に對し誤解を生ぜしむる虞あるもの（四）製作技術著しく拙劣なるもの（五）其の他輸出の威信を損する虞あるもの（二）朝憲紊亂の思想を鼓吹する虞あるもの（三）政治上、軍事上、外交上、經濟上其の他公益上支障の虞あるもの（四）善良なる風俗を紊り國民道義を頹廢せしむる虞あるもの（五）國語の醇正を著しく害する虞あるもの（六）製作技術著しく拙劣なるもの（七）其の他國民文化の進展を阻害する虞あるもの、內務大臣の檢閱の合格有効期間は三年とすること但し地方長官の檢閱の合格有効期間は三月とし其の効力は他の道府縣に及ばざる事

一、國內上映映畫の檢閱に付ては現行活動寫眞フイルム檢閱規則所定と同樣の手數料を徵收する事、檢閱官廳公益上必要ありと認むるときは手數料を免除することを得る事

一、映畫法第十五條第一項の規定に依り上映を爲さしむべき映畫は國民精神の涵養又は國民智能の啓培に資する映畫（劇映畫を除く）にして文部大臣の認定したるもの（文化映畫）とする事、映畫興行者は一回の興行に付前項の規定に依る認定を受けたる映畫二百五十メートル以上を上映すべき事、但し映畫興行者映畫法第十五條第二項の規定に依り啓發宣傳上必要なる映畫を上映する場合及第十一の推薦を受けたる映畫を上映する場合は此の限に在らざる事、文化映畫の認定を受けんとする者は認定申請書に認定を受くべき映畫及臺本を添へ文部大臣に提出すべき事、前項の認定の有效期間は當該映畫の檢閱の合格有效期間とする事

一、地方長官映畫法第十五條第二項の規定に依り啓發宣傳上必要なる映畫の上映をなさしめんとするときは一回に付一週間以內に於て其の期間を定むべきこと、但し一年を通じ一映畫興行場に付六週間を超ゆることを得ざる事

一、常設の映畫興行場に於て興行を爲す映畫興行者は一映畫興行場に付一年を通じ五十本を超えて劇映畫たる外國映畫を上映することを得ざる事、前項の映畫興行者當該映畫興行場に於て曾て上映したる劇映畫たる外國映畫を上映する場合は之を前項の本數に算入せざる事、年の中途に於て新に劇映畫たる外國映畫の上映を開始したるときは第一項の本數は月割を以て之を計算する事

一、常設の映畫興行場に於て興行を爲す映畫興行者は一回の興行時間三時間を越ゆることを得ざること但し映畫法第十五條第二項の規定に依る啓發宣傳上必要なる映畫を上映する場合は三十分をえざる範圍內に於て之を延長する事を得る事

一、映畫興行者其の他映畫の上映を爲す者は一分間二十七メートル四の速度を超えて映寫を爲すことを得ざる事

一、映畫興行者其の他映畫の上映を爲す者は自働式安全開閉器の裝置ある映寫機を使用するに非ざれば映寫を爲すことを得ざる事

一、映畫興行者其の他映畫の上映を爲す者は映畫法第十四條第一項の規定に依る公衆の觀覽に供すべき映畫の檢閱に合格したる映畫にして文部大臣に於て年少者の敎育上支障なしと認定したるもの（一般用映畫）のみを上映する場合を除くの外十四歲未滿の者を映畫を上映する場所に入場せしむる事を得ざること但し保護者の同伴ある六歲未滿の者は此の限に在らざる事

認定の有效期間は當該映畫の檢閱の合格有效期間とする事

一、映畫興行者其の他映畫の上映を爲す者は地方長官の行ふ映寫免許を受けざる者をして映寫機の操作を爲さしむる事を得ざる事但し緩燃性の映畫を上映する場合は此の限に在らざる事、映畫興行者其の他映畫の上映を爲す者は映寫機二臺以上を用ひ且其の映寫時間通例引續き六時間を超ゆる場合に在りては映寫免許を受けたる者三名以上を、其の他の場合に在りては二名以上を使用すべき事

一、映畫法施行規則（內務、文部、厚生省令）は映畫法施行の日より之を施行する事但し第十四の外國映畫配給、第廿二の外國映畫上映及第二十六の年少者の入場制限の規定は昭和十五年一月一日より、第二十第二項の文化映畫上映の規定は六大都市に在りては昭和十五年一月一日より、其の他の市町村に在りては昭和十五年七月一日より、第二十五の自働式安全開閉器附の映寫機の使用及第二十七の映寫從事者の制限の規定は昭和十五年十月一日より之を施行する事

一、映畫法附則第二項の規定に依り其の業を爲す者は本令施行の日より一月以內に、映畫製作業者に在りては映畫製作所の所在地、製作映する畫の種類等を、映畫配給業者に在りては配給の區域、配給する映畫の種類等を記載したる屆書

を内務大臣及文部大臣に提出すべき事但し其の期間内に許可申請書を提出したる場合は此の限に在らざる事

一、映畫興行者は第二十第二項の文化映畫上映の規定の施行後六月を限り一月間の興行日數の半迄は仍同項の規定に依る映畫の上畫を爲さざることを得る事、映畫興行者本令施行前行政官廳の檢閲を經たる檢閲濟「フイルム」にして第二十第一項の規定に依る文化映畫の認定を受けたるものを上映する場合に於ては同條第二項中映畫の長さに關する規定は之を適用せざる事

一、本令施行前行政官廳の檢閲を經たる檢閲濟「フイルム」を上映する場合に在りては文部大臣に於いて特に必要ありと認むる場合を除くの外第二十六の年少者の入場制限の規定を適用せざる事

神祇院設置要請

【九・二六】水野錬太郎、有馬良橘、今泉定助三氏は二十六日午後三時三十分首相官邸に阿部首相を訪問、神祇院の設置促進に關し進言をなした

國境取締法施行令公布

【九・二七】國境取締法は來る十月一日より施行の旨廿七日の官報を以て公布されたが右に關する施行令も同日左の如く公布一日より實施される

△國境取締法施行令

第一條　左に掲くる國境（之に接續する領海の境界を含む）よりする出入は第一號に規定する國境に在りては朝鮮總督府の許可、第二號に規定する國境に在りては樺太廳長官の許可を受けたる者に非ざれば之を爲すことを得ず、但し海難其の他の事由に因る已むを得ざる出入に付ては此の限に在らず（一）朝鮮に於ける慶興橋より東南方の國境但し慶興橋を含まず（二）樺太に於ける北緯五十度の國境

第二條　國境取締法第二條の區域は前條第一號に規定する國境に在りては朝鮮總督國境より十二キロメートルの範圍内に於て同條第二號に規定する國境に在りては樺太廳長官國境より二十キロメートルの範圍内に於て命令を以て之を定む

第三條　前條の區域に付ての出入は朝鮮に在りては當該區域を管轄する道知事の許可、樺太に在りては樺太廳長官の許可を受けたる者に非ざれば之を爲すことを得ず、但し海難其の他の事由に因る已むことを得ざる出入及朝鮮總督又は樺太廳長官命令を以て指定したる者の出入に付ては此の限にあらず

第四條　第一條但書及前條但書前段の規定に依り許可を受けずして出入したる者は朝鮮總督又は樺太廳長官の定むる所に依り其の旨其の事情を具して屆出づべし

第五條　第一條及第三條の許可に關し必要なる事項は朝鮮總督又は樺太廳長官之を定む

附則

本令は國境取締法施行の日より之を施行す

首相權限强化決定

【九・二六】政府は去る十三日の政綱政策聲明に於て國内機構の戰時編成の決意を國民に公約し其の第一着手として首相の權限の强化を實施することゝなり國家總動員體制の整備强化政府各部の連絡協調の緊密化の二方面に於て所期の目的を收める爲阿部首相の意をうけて内閣三長官會議の決定に從ひ企畫院、法制局に於て鋭意關係勅令の作成を急いでゐたが成案を得たので廿六日の定例閣議に於て別項の如く阿部首相より「國家總動員法等の施行の統轄に關する勅令案」を附議、唐澤法制局長官より更に詳細なる説明を行ひ小原内相より同勅令と地方長官並びに外地長官に對する關係につき質問あり永井遞相の贊成意見あつた後全閣僚異議なく之を承認した、依つて阿部首相は同午後一時廿分宮中に參内右勅令案に關し上奏御裁可を經たる後政府は午後四時之を發表することゝなつた、發表勅令案は廿七日公布即日施行することゝなつた

▲首相の權限强化勅令全文【九・二六】阿部首相は廿六日午後一時二十分宮中に參内同日の閣議に於て決定せる國家總動員法等の施行の統轄に關する勅令につき上奏御裁可を仰ぎ同夜十時政府より左の如く發表した

△國家總動員法等の施行の統轄に關する件

第一條　各省大臣又は朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使樺太廳長官若は南洋廳長官國家總動員法（關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號を含む以下之に同じ）の施行に必要なる命令を發し又は之を廢止、變更せんとするときは内閣總理大臣に協議すべし

第二條　内閣總理大臣は關係各廳に對し國家總動員法の施行に關する事項につき統轄上必要なる指示を爲すことを得

附則

本令は公布の日より之を施行す

▲唐澤法制局長官談【九・二六】首相權限强化勅令に關し唐澤法制局長官は廿六日午後十時左の如く語つた

國家總動員法の發動は時局の進展と共に次第に其の範圍を增大し今や其の全面的發動を必要とする狀態に及んで居るのでありますが此の際此等國家總動員法の施行に關する各廳の業務を統一一貫せる方針の下に統轄し各廳間に相互緊密なる協調を確保しつゝ迅速且圓滑に遂行して行くことが現下の時局に鑑み特に緊要と認められるのであります、固より政府に於きましては從來と雖も其の方針を以て進んで來たのでありますが此の際其の趣旨を一層徹底せしめ總動員業務の遂行の完璧を期せんが爲今回本勅令を制定する事に致したのであります、本勅令案は第一條に於ては各省大臣及外地長官が國家總動員法の施行に必要なる命令即ち省令、總督府令、廳令等を制定改廢せんとする場合に於ては事前に内閣總理大臣に協議すべきことを規定し、協議を受ける機會に於て總動員業務の統一調整に遺憾なからしめんとするものであります、又第二條は内閣總理大臣の方から關係各廳に對して國家總動員法の施行に關する事項に付統轄上必要なる指示を爲し得ることに致したものであります、本勅令の運用に依りまして政府は國家總動員業務の一層迅速且圓滑なる實施を期待し得るものと信じて居る次第であります

▲勅令卅日公布【九・二八】國家總動員法等の施行の統轄に關する勅令は廿八日公布の豫定であつたが宮城法相が親任奉告參拜の旅行中なるため卅日公布即日施行されることゝなつた

☆總動員審議會

總動員七勅令案決定

【九・二三】價格等引上げ禁止に關する總動員法勅令案要綱審議の國家總動員審議會幹事會は廿三日午前九時より企畫院に開會、武部幹事長以下各幹事出席、曩に企畫院總動員法制委員會に於て決定をみたる（一）賃金臨時措置令要綱（二）給料臨時措置令要綱（三）價格等に關する統制令要綱（四）家賃・地代統制令要綱（五）電力調整令要綱（六）軍需工場檢査令要綱（七）價格等に關する統制令施行令要綱の七勅令案要綱につき武部企畫院次長より立案經過につき詳細に説明午前、午後に亘つて審議の結果各原案を承認、來る廿七日午前九時より首相官邸に開かれる總動員審議會に付議することとなつた

▲勅令案要綱成【九・二四】去る十九日の定例閣議で決定せる國家總動員法第六條、第十一條及第十九條に基く物價、運賃等の引上げ禁止に關する勅令案については企畫院を中心に立案を急いだ結果成案するに至つたので廿七日午前九時より首相官邸に國家總動員審議會第七回總會を開き（一）軍需品工場事業場檢査等に關する勅令案要綱（二）電力の調整に關する勅令案要綱（三）地代及家賃の統制に關する勅令案要綱（四）價格等の統制に關する勅令案要綱（五）賃金の臨時措置に關する勅令案要綱（六）會社職員給與の臨時措置に關する勅令案要綱

の六諮問案を附議することになつた

△軍需品工場事業場の檢査等に關する勅令案要綱

第一、本要綱において軍需品とは軍の命令又は契約に基く生産又は修理を爲すべき兵器その他の軍用に供する物資を謂ふこと、但し第三の規定に依り原價に關し計算を爲さしめ又は第四の規定に依り經理若は原價に關し報告を徵し若は檢査を爲さしむる軍需品は左に掲ぐるものに限ること

（一）軍機保護の必要ある物資（二）軍用規格の定ある物資（三）軍に於て生産又は修理を指導する物資（四）其の他軍用に供する物資にしてその生産額が當該工場事業場に於ける生産額の過半を占むるもの（五）前各號以外の物資にして軍事上特に必要あるもの

前項第五號に掲ぐる物資の範圍に關しては陸軍大臣又は海軍大臣内閣總理大臣に協議する事

第二、本要綱に於いては工場事業場とは左に掲ぐるものを謂ふ

（一）軍の命令又は契約に基き軍需品又は其の原料若は材料の生産又は修理を爲す工場又は事業場（二）前號の工場又は事業場において生産又は修理を爲す軍需品の原料又は材料の生産又は修理を爲す工場又は事業場（三）前二號の工場又は事業場の下請を爲す工場又は事業場

第三、陸軍大臣又は海軍大臣は軍需品又は其の原料若は材料の原價に關し計算を爲さしめ得る事

第四、陸軍大臣又は海軍大臣は軍需品若は其の原料若は材料の生産若は修理、之に伴ふ業務若は經理又は軍需品若は其の原料若は材料の原價に關し工場事業場の事業主より報告を徵し又は當該官吏をして工場事業場其の他必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしめ得る事

第五、陸軍大臣又は海軍大臣は當該官吏をして工場事業場に臨檢し當該工場事業場において生産又は修理をなす軍需品又はその原料若は材料に付必要なる檢査を爲さしめ得る事

△電力の調整に關する勅令案要綱

第一、遞信大臣は電力の消費者に對し地域、期間、用途又は其の他の事項を指定して一般的に電力の消費を制限若は禁止又は其の制限若は禁止の爲必要なる措置を命じ得る事、電氣供給事業者は前項の規定による制限若は禁止又は命令ありたる場合においては電力の供給に關し適當なる措置を講じ當該事項の實施を圓滑ならしむる事を旨とすべき事

第二、遞信大臣は電氣供給事業者に對し電力の供給若は受電を命じ又は電力の供給を制限若は禁止し得る事、遞信大臣は電氣供給事業者に對し前項に規定する命令、制限又は禁止の爲必要なる措置を命じ得る事

第三、遞信大臣は電氣鐵道事業者又は自家用電氣工作物施設者に對しその有する發電設備又は送電設備に依る電力の生産輸送又は遞信大臣の指定する者に對する供給を命じ得る事、遞信大臣は前項に規定する命令に關し電氣鐵道事業者又は自家用電氣工作物施設者に對し電氣工作物の修理その他の事項を命じ得る事

第四、第二第二項又は第三第二項の規定による命令を爲す場合に於て遞信大臣必要ありと認むるときは命令事項の實施上必要なる工事費用の負擔その他の事項に關し關係の電氣事業者又は自家用電氣工作物施設者に對し協議を命じ得る事この場合に於いて協議調はず又は協議をなすこと能はざるときは遞信大臣の裁定する所に依るべき事

第五、遞信大臣は電氣事業者又は自家用電氣工作物施設者に對し電氣機械器具其の他の裝置の貸借又は讓渡に關し必要なる事項を命じ得る事、前項の命令ありたる場合に於いては賃貸料、讓渡價格其の他の事項に關し當事者間において協議すべき事、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは遞信大臣の裁定する所に依るべき事

第六、遞信大臣は第一第一項若は第二第一項の規定に依る制限若は禁止又は第一第一項、第二第一項若は第三第一項の規定に依る命令ありたる場合において必要ありと認むるときは電氣料金其の他供給條件に關し必要なる命令を爲し得る事

第七、第二第三又は第五第一項の規定に依る處分に因る通常生ずべき損失に付ては之を補償する事

第八、遞信大臣は電力の需給調整に關し報告を徵し又は當該官吏をして電氣工作物を施設したる場所其の他必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしめ得る事

第九、遞信大臣は本要綱實施に關する重要事項に付内閣總理大臣に協議すべき事

第十、本制度は前各號に準じ外地にも之を實施する事

△地代及家賃の統制に關する勅令案要綱

第一、本要綱に於て借地又は借家とは借地法又は借家法に於ける借地又は借家を謂ふ事

第二、借地又は借家に付左の各號の地代又は家賃は之を增額することを得ざること但し命令の定むる事由ある場合に於て地方長官の許可ありたるときはこの限りに在らざる事

（一）昭和十三年八月四日に於ける地代又は家賃（其不明なるときは同日以後判明せる最初の地代又は家賃）但し昭和十三年八月五日以後本要綱實施建物の增築又は改築に因り家賃に變動ありたるものに付ては增築又は改築工事の竣功後に於ける最初の家賃（二）前號に該當する場合を除き昭和十三年八月五日以後本要綱實施前に土地又は建物を借地又は借家に供するに至りたるものに付ては同日以後に於ける最初の地代又は家賃（その不明なるときは判明せる最初の地代又は家賃）但しその後本要綱實施前建物の增築又は改築に因り家賃に變動ありたるものに付ては增築又は改築工事の竣功後に於ける最初の家賃（三）前二號に該當する場合を除き本要綱實施後に土地又は建物を借地又は借家に供するものに付ては最初の地代又は家賃

第三、地方長官第二第一號但書、第二號又は第三號の地代又は家賃が著しく不當なりと認むるときは地代又は家賃の減額を命じ得る事、第二の規定は前項の地方長官の命令に依り減額したる地代又は家賃に付之を準用する事

第四、地方長官第二及第三の規定に依り許可又は命令を爲さんとするときは地代家賃審査會の議を經べき事、地代家賃審査會に關する規程は別に之を定むる事

第五、借地又は借家の貸主（以下貸主と稱す）は何等の名儀を以てするを問はず本要綱の適用を免るゝ爲借地又は借家の借主（以下借主と稱す）に對し借地又は借家の契約に定めざる財産上の利益を求むる事を得ざる事

第六、地方長官は借地又は借家に關し貸主若は借主より報告を徵し又は當該官吏をして日出より日沒迄の間借地、借家其の他の場所に臨檢し其の狀況若は借地若は借家の契約書其の他の物件を檢査せしめ得る事

第七、本要綱は地代又は家賃以外の借地又は借家の條件にして命令を以て指定するものに付之を準用する事

第八、本要綱は實施の日より一年間其の效力を有する事

第九、本要綱實施前第二第一號又は第二號の地代又は家賃を增額したる借地又は借家に付ては貸主は命令の定むる所に依り將來に向つて之を第二第一號又は第二號の地代又は家賃に回復すべき事

第十、第九の規定は昭和十三年八月五日以後本要綱實施前に於て裁判裁判上の和解又は借地借家調停法に依る調停法に依る調停に依り地代又は家賃の增額ありたるものに付ては之を適用せざること本要綱實施の際現に繫屬する訴訟裁判上

の和解事件、調停事件又は借地借家臨時處理法第二條の規定に依る事件に於て地代又は家賃の增額ありたるものに付亦同じ事、前項の裁判、和解又は調停に依り增額せられたる地代又は家賃は之を第二第一號本文の地代又は家賃と看做す事

第十一、本制度は前各號に準じ外地にも之を實施すること（但し本要綱中昭和十三年八月四日とあるは朝鮮に付ては昭和十三年十二月卅一日とし其の他に付ては昭和十四年九月十八日とすることゝし昭和十三年八月五日とあるは朝鮮に付ては昭和十四年一月一日とし其の他に付ては昭和十四年九月十九日とする事）

△價格等の統制に關する勅令案要綱

第一、價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料又は加工賃（以上價格等と稱す）は昭和十四年九月十八日（以下指定期日と稱す）に於ける額を超えて之を契約し支拂ひ又は受領することを得ざる事、但し行政官廳の許可を受けたる場合價格、運送賃若は加工賃に付買主、運送人若は加工者が本要綱實施前目的物の引渡を受けたる場合又は保管料、損害保險料若は賃貸料に付本要綱實施前その債務者の履行遲滯に在る場合はこの限に在らざる事、商工農業者等の組合其他之に準ずるもの行政官廳の認可を受け指定期日に於ける額に代るべき額を定めたるときはその組合其他之に準ずるもの、その構成員又はその地區内に於てその構成員たる資格を有するものにしてその構成員に非ざるものに付てはその額を以て指定期日に於ける額と看做す事、價格等に付指定期日に於ける額なき場合に於ては主務大臣の定めたるものを以て指定期日に於ける額と看做す事、他の法令に依り價格等に付行政官廳の決定命令、許可又は認可ありたる額は之を指定期日に於ける額と看做す事

第二、價格等に付指定期日に於ける額ある場合（第一第二項、第四項及經過規定に依り指定期日に於ける額と看做さるゝ場合を除く）に在りてその額著しく不當と認めらるゝときは行政官廳はその額の引下を命じ得る事

第三、第一及第二の規定は有價證券土地及建物の價格其他命令を以て定むるものゝ價格等に付ては之を適用せざる事

第四、行政官廳價格等（有價證券の價格及賃貸料を除く以下同じ）の額を指定したるときは第一の規定に拘はらずその額を超えて之を契約し支拂ひ又は受領する事を得ざる事但し行政官廳の許可を受けたる場合は此の限りに在らざる事

第五、主務大臣は價格等に影響を及ぼすべき支拂條件又は引渡條件に關し必要なる事項を命じ得る事

第六、支拂條件又は引渡條件の變更にして支拂者に不利益となるものは其の强度に於て之を價格等の引上と看做す事

第七、何等の名儀を以てするを問はず第一又は第四の規定に依る禁止を免るゝ行爲をなすことを得ざる事

第八、主務大臣は價格等の原價に關し計算をなさしめ得る事

第九、行政官廳は生産、販賣、運送保管賃貸保險若は加工に關し報告を徵し又は當該官吏をして工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしめ得る事

第十、本要綱は左に揭ぐる場合には之を適用せざる事

（一）取引所又は日本米穀株式會社の開設する米穀市場に於ける賣買

（二）關東州、滿洲國及中華民國以外の地と本制度實施地との間に於ける輸出入其の他契約（三）其他命令を以て定むる場合

第十一、本要綱は業務に關せざる契約の當事者にして營利を目的として當該契約を爲すに非ざるものには之を適用せざる事

第十二、經過規定を設くる事

第十三、第一乃至第三の規定は本要綱實施の日より一年間其の效力を有する事

第十四、本制度は前各號に準じ外地にも之を實施する事

△賃金の臨時措置に關する勅令案要綱

第一、本要綱に於て勞務とは勞務者たる船員及左の各號の一に該當する事業に從事する勞務者を謂ふ事

（一）工業（二）鑛業、砂鑛業（三）土木建築業（四）交通運輸業（五）厚生大臣の指定する商業、農、林、畜産、水産業其他の事業

第二、事業の爲に勞務者を雇傭する者（以下雇傭主と稱す）は昭和十四年九月十八日（以下指定期日と稱す）に於けるその雇傭する勞務者の定額給を增すことを得ざる事但し左の各號の一に該當する場合は此の限りに在らざる事

（一）第十又は第十一の昇給內規に依り昇給せしむる場合（二）第十二の規定に依り地方長官の許可を受け昇給せしむる場合（三）其他厚生大臣の定むる場合

第三、指定期日後雇入るゝ勞務者に付てはその雇入の際の定額給を以て指定期日の定額給と看做す事、雇傭主は指定期日後雇入るゝ勞務者の定額給を屆出づべき事、地方長官雇入の際の定額給を不適當と認むるときは之が雇入の際の定額給に代るべき定額給を定むることを得る事、此の場合に於ては地方長官の定めたる定額給を以て指定期日の定額給と看做す事

第四、雇傭主は勞務者の雇入の際の定額給に關する內規を定め地方長官に屆出づる事を得る事、地方長官前項の規定に依り屆出でたる內規を不適當と認むるときは之が變更を命ずることを得る事、第三第二項及第三項の規定は前二項の規定に依る內規に依り雇入れたる場合に於ては之を適用せざる事

第五、雇傭主は指定期日に於ける其の雇傭する勞務者の賃金算定の基礎となる基本給、請負單價、請負時間、歩合、奬勵加給、諸手當、實物給與又は厚生大臣の指定する賞與以外の賞與の基準を屆出づべき事、地方長官前項の規定に依り屆出でたる基準を不適當と認むるときは之が變更を命ずることを得る事、雇傭主基準を引上げんとするときは豫め地方長官の許可を受くべき事、雇傭主は基準を超えて勞務者の賃金を定むることを得ざること、但し厚生大臣の定むる場合はこの限に在らざる事、基本給請負單價、請負時間、歩合又は奬勵加給の基準の定なき作業に付ては指定期間に同種又は類似の作業に付定めたる基本給、請負單價、請負時間、歩合又は奬勵加給の基準に依り勞務者の賃金を定むべき事

第六、雇傭主が指定期日後にその雇傭する勞務者の賃金算定の基礎となる基本給、請負單價、請負時間歩合、奬勵加給、諸手當、實物給與又は第五の規定により厚生大臣の指定する賞與以外の賞與の基準を定めたるときは地方長官に屆け出づべき事、第五第二項乃至第五項の規定は前項の場合に之を準用する事

第七、雇傭主は厚生大臣の定むる賞與に關し各支給期につき前年同期に支給したる賞與の種類を增し又は前年同期に勞務者に支給したる總額の賃金支拂總額に對する割合を超えて支給することを得ざる事但し地方長官の許可を受けたるときはこの限に在らざる事、雇傭主其の雇傭する勞務者の全部又は大部分に對し時を同じくして命令の定むる限度を超ゆる臨時の給與をなさんとする時は地方長官の許可を受くべき事、現物に依る給與も前項に準じ取扱ふべきこと

第八、雇傭主相互間に於て其の雇傭する勞務者の賃金に關し協定し地方長官の許可を受けたるときは其の協定を爲したる雇傭主の爲す雇傭に於ては雇傭主は第二乃至第六及び第十乃至第十二の規定に拘はらず其の協定を超えて賃金を定むることを得ざる事、第二但書の規

定は前項の場合に之を準用する事

第九、日を以てする雇傭の賃金につき必要ある場合その他命令を以て定むる場合に於ては地方長官は賃金に關する委員會に諮問して勞務者の賃金を定むることを得る事、この場合に於ては雇傭主は地方長官の定むる賃金を超えて支給することを得ざる事、第二但書の規定は前項の場合に之を準用する事

第十、常時五十人以上の勞務者を使用する雇傭主はその雇傭する勞務者に關する昇給内規を定め地方長官に屆出づべき事、地方長官前項の規定により屆出でたる昇給内規を不適當と認むるときは之が變更を命ずることを得る事

第十一、常時五十人未滿の勞務者を使用する雇傭主はその雇傭する勞務者に關する昇給内規を定め地方長官に屆出づることを得る事、第十第二項の規定は前項の規定に依り屆出でありたる場合に之を適用する事

第十二、第十又は第十一の昇給内規によるの外雇傭主が其の雇傭する勞務者に付昇給せしめんとするときは地方長官の許可を受くべき事

第十三、厚生大臣又は地方長官は賃金の狀況に關し報告を徵し又は當該官吏をして工場、事業場事務所船舶其の他の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せしむることを得る事

第十四、本要綱實施に關する重要事項に付主務大臣の諮問に應ずる爲賃金臨時措置調査委員會を置く事

賃金臨時措置調査委員會に關する規定は別に之を定むること

第十五、本要綱は賃金統制令第五條の規定に依る賃金の定めある勞務者に付ては之を適用せざる事、本要綱は賃金統制令第六條の規定の適用を妨げざる事

第十六、本要綱は國又は道府縣の事業には之を適用せざる事

第十七、本要綱中地方長官とあるは鑛業及砂鑛業に付ては鑛山監督局長とする事、本要綱中厚生大臣又は地方長官とあるは勞務者たる船員に付ては遞信大臣、遞信局長又は管海官廳とする事

第十八、本要綱中遞信局長又は管海官廳の職權に屬する事項は船員法第一條第一項各號に揭ぐる船舶に乘り組む勞務者たる船員の賃金に關しては遞信大臣の定むるところに依り地方長官之を行ふ事

第十九、本要綱は實施の日より一年間其の效力を有する事

第二十、本制度は前各號に準じ外地にも之を實施する事

△會社職員給與の臨時措置に關する勅令案要綱

第一、本要綱は左の各號の一に該當する會社に之を適用する事

(一)資本金(出資總額、株金總額出資總額及株金總額の合計額又は基金總額を謂ふ)廿萬圓以上の會社(二)前號の外命令の定むる會社

第二、本要綱に於て會社の職員とは左の各號の一に該當するものを謂ふこと

(一)機關として會社の事業に從事する者(以下役員と稱す)(二)前號の者の外會社の事業に從事する者にして勞務者に非ざるもの(以下社員と稱す)

第三、本要綱に於て給與とは名稱の如何を問はず會社がその職員に對し職務の對償として支給する給與を謂ふ事

第四、一定の金額又は割合に依り定期に支給する給與(以下給料手當と稱す)に關しては會社は昭和十四年九月十八日(以下指定期日と稱す)現在に於て會社の内規又は慣習として成立せる給料手當に關する準則(給料手當の種類、階級金額、率及其の支給又は增減に關する標準並に初任給の標準を謂ふ以下同じ)又は第六に依り主務大臣の承認を受けたる給料手當に關する準則に依るの外之を支給し又は增加する事を得ざる事但し主務大臣の許可を受けたる場合は此の限に非ざる事、現物に依る給與に付ても前項に準じ取扱ふべき事

第五、會社は指定期日現在に於て内規又は慣習として成立せる給料手當に關する準則を本要綱實施後一定期間内(本要綱實施後第二各號の會社と爲りたるものに在りては其の時以後一定期間内とす以下同じ)に主務大臣に屆出づべき事

第六、指定期日現在に於て給料手當に關する準則に付明確ならざる部分ある會社は本要綱實施後一定期間内に其の準則を確定し主務大臣の承認を受くべき事、指定期日後設立したる會社は設立後一定期間内(本要綱實施後第二各號の會社と爲りたるものに在りては其の時以後一定期間内とす)に給料手當に關する準則を定め主務大臣の承認を受くべき事、會社第五の準則又は前二項の準則を變更せんとするときは豫め主務大臣の承認を受くべき事

第七、給料手當以外の定期に支給する給與(以下賞與と稱す)にして役員に對するものに關しては會社は各支給期に付前年同期に於て支給したる賞與の種類を增加し又は其の合計額を前年同期に於ける合計額に比し增加することを得ざる事、但し命令の定むる限度を超えざる場合、役員の數の增加に應じ增加する場合又は主務大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らざる事、社員に對する賞與に關しては會社は各支給期に付前年同期に於て支給したる賞與の種類を增加し又は其の合計額の其の際に於ける社員の基本給料(給料手當の中基本となるべき固定給を謂ふ以下同じ)の合計額に對する割合を前年同期に於ける之に相當する割合に比し增加することを得ざる事但し命令の定むる限度を超えざる場合又は主務大臣の許可を受けたる場合はこの限に在らざる事、前年同期に於て賞與を支給せざりし會社又は本要綱實施後設立したる會社役員又は社員に對し賞與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべき事、但し命令の定る限度を超えざる場合はこの限に在らざる事、現物に依る給與に付ても前三項に準じ取扱ふべき事

第八、會社は本要綱實施前一年内に支給したる賞與の種類及合計額並に社員に對する賞與に在りてはその合計額の賞與支給の際に於ける社員の基本給料の合計額に對する割合を本要綱實施後一定期間内に主務大臣に屆出づべき事

第九、會社役員又は社員の全部又は大部分に對し時を同じくして命令の定むる限度を超ゆる臨時の給與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべき事、現物に依る給與に付ても前項に準じ取扱ふべき事、會社職員に對し臨時の給與を支給したるときは各月分を一定期間内に主務大臣に報告すべき事

第十、會社は本要綱に依る給與に關する制限を免るる目的を以て職員に對し臨時の給與を支給することを得ざる事

第十一、主務大臣は會社の職員に對する給與に關し報告を徵し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむる事を得る事

第十二、本要綱の實施に關する重要事項に付主務大臣の諮問に應ずる爲會社職員給與調査委員會を置く事、會社職員給與調査委員會に關する規程は別に之を定むる事

第十三、本要綱は實施の日より一年間其の效力を有する事

第十四、本制度は前各號に準じ外地にも之を實施する事

總動員審議會五勅令案可決

【ホ・二】去る十九日の閣議に於て決定した全般的に物價、運賃、賃金等の引上禁止に關する勅令案要綱並に電力の消費節約、軍需工場の檢査を規定する勅令案要綱を審議決定すべき第七回國家總動員審議會は廿七日午前九時より首相官邸に開催、總裁阿部首相、副總裁青木兼任企畫院總裁、畑陸相、吉田海相、小原内厚相伍堂農商相外各委員、幹事關係官及び遠藤書記官長、唐澤法制局長官等出席、劈頭阿部總裁より別項の如き挨拶あり次いで武部幹事長より委員の異動につき報告あつて議事に入り先づ畑陸相より一、軍需品工場事業場の檢査等に關

する勅令案要綱

の諮問案に就き提案理由を説明、更に山脇次官より之を布衍説明し各委員より質疑あつて後異議なく之を可決、次いで永井遞相より

一、電力の調整に關する勅令案要綱

の諮問案に就き提案理由を説明大和田遞信次官より更に之を布衍説明し之に對し委員大口喜六氏等より質問永井遞相より夫々答辯あつて之を可決、續いて小原内厚相より

一、地代及家賃の調整に關する勅令案要綱

の諮問案の提案理由の説明あり更に岡田厚生次官より之を布衍説明を行ひ之に對して各委員より質疑あつて可決、午後零時三十分休憩した

▲阿部首相の挨拶要旨【九・二七】廿七日首相官邸に於て開かれた第七回國家總動員審議會總會に於ける阿部首相の挨拶要旨は左の如し、

國家總動員審議會第七回總會の開催に當りまして私より一言御挨拶申上げます、

物價騰貴の抑制に付ては政府は豫て之が對策の實施に鋭意努力して來たのでありますが物價騰貴の趨勢は依然止まる所なく殊に今次歐洲戰亂の勃發に伴ひ一段と騰貴の傾向を加へましたので之の際强力なる價格統制を速に實施するに非ざれば、之が我國の財政、經濟、産業、國民生活等に及ぼす影響の眞に憂慮すべきものあるを認むるに至りました、是に於て政府は愼重考究の結果、内外諸情勢に適應したる物價安定を期する爲不取敢價格、運賃、賃銀等の全般に亘り引上を禁止するの應急的對策を講ずると共に適正價格等に依る價格統制を一層廣汎且急速に實施することと致しました、尙右の措置と關聯致しまして軍需品調達の適正を期するが爲軍需品工場事業場に對し必要なる檢査等を實施致すと共に現下の逼迫せる電力需給の調整に關しても亦必要なる措置を施すことと致したのであります、以上の目的を達成する爲政府は國家總動員法中の必要條項を發動するの要ありと認め茲に所要の勅令案要綱を立案して御諮り致す次第であります、何卒充分御審議あらんことを希望致します

▲質疑應答内容【九・二七】廿七日午前の國家總動員審議會第七回總會に於ける重なる質疑應答は左の如し

◇電力の調整に關する

勅令案要綱に就て

△大口喜六氏　政府は電力國家管理法の實施によつて豐富低廉なる電力の供給を公約されたが現狀は大いに之と相違してゐる、國家管理案提案當時の事情と現狀について詳細なる説明を承はりたい

△大和田遞信次官　發送電會社は四月に事業を開始したのみでこの非常事態に即應出來なかつた憾みのある事は事實であるが發送電は現に十萬キロの電力を關東より關西へ流通させてゐるこれは確かに發送電會社の新しい使命に合致したものと思ふ、尙現在中國方面に對し送電切替工事の完了してゐないのは遺憾である、本年の電力需要は當初の推定より四、五割方增加してゐるといふ事實の上に御承知の大渇水に累されて中國、四國は水量が零となり關西は五割減と言ふ有樣で之が電力不足の根本原因となつてゐる、尙發電用石炭の配給問題については商工省と緊密なる連絡協調のもとに鋭意努力してゐる

之に關聯して平井出電氣廳長官より詳細なる計數的説明を行ひ次いで

△犬塚勝太郎氏　電氣事業法の如き平時立法に於いても電力の特殊性に鑑み渇水對策といふものは基礎的に挿入すべきものと思ふ、政府は電氣事業法の根本的改革の意志ありや

△大和田次官　それ等の點については政府としてとくと研究する

△犬塚氏　渇水は時期を限つてゐるものではない、政府は渇水に備へて治水、利水の計畫樹立を速かにされたい

△小原内相　必要と思ふ故篤と研究の上御希望に副ひたい

△伍堂農商相　平素より電力に對する統一的計畫を樹立する必要は今回の旱害地視察で更に痛感した對策を速やかに樹立したい

◇地代及び家賃の統制に

關する勅令案要綱に就て

△清瀨一郎氏　今回の勅令案は國民生活の各方面に亘つて重大影響を與へるものである、政府は之が實施に當り如何なる機構を以て處理する考であるか、處罰のみを以てしては目的は達せられず要は國民に時局認識を徹底せしめる事にあるが此の點どう考へてゐるか

△小原内厚相　時局認識を國民に徹底せしめることは極めて必要であつて法規のみで定めることは無理だと考へてゐる、國民の時局認識徹底に就ては政府も一層精動運動の强化徹底に依つて其の目的を達成したいと考へてゐる、警察力は最後の手段ではあるが必要なものであるから經濟警察の强化に伴ふ豫算增額も要求する考である

△岡崎久次郎氏　(一)多種多樣の物資に就て一律に價格を決めることは角を犢めて牛を殺すの例もありこれが圓滿なる遂行を期するには行政上の手腕運用に待たなければならぬが政府がこれに對する用意如何(二)低物價政策は勢ひ品質の低下を來すが如何(三)鐵に就ては必ずしも政府の政策に一致せざる現狀にあるが如何(四)輸出に就ては輸出第一主義でやつてゐるといふ實狀は實行されてゐない、政府は輸出用の原材料供給を優先的に認める必要があると思ふがどうか(五)輸出稅賦課の擧を聞くがこれは不可能と思ふがどうか

△伍堂商農相　(一)此の價格停止令は相當の無理のあることは充分認めてゐるが現下の時局上必要已むを得ざるに出でたものであるから諒とされたい、今後合理的な公定價格を中央物價委員會で決めてゆく方針である、行政上の運用に就ては充分注意する(二)輸出稅を制定することに決めて考へてはゐない、併し一面國内の低物價政策を執ると國内と外國に出る物の價格に非常な開きが生じ輸出業者が不當に利益を得るといふ不公平が起るのでこれを調整する考へで居る尙今後充分研究してみたい

△犬塚氏　借地、借家法、借地借家調停法を六大都市に施行してゐるが擴張の意志なきや

△岩村司法次官　なるべく廣く且つ早く擴張し度い考へで目下調査を進めてゐる

▲諮問案全部可決【九・二七】國家總動員審議會は午前に引續き午後一時卅分より首相官邸に再開、伍堂農商相より

一、價格等の統制に關する勅令案要綱

に關して提案理由を説明、村瀨商工次官より逐條説明があつて後質疑に入り岡崎久次郎、川島正次郎、生田和平の諸氏より簡單なる質問があり大口喜六氏より

九月十八日に於ける價格を基準とすると云ふがその決定方法は困難ではないか

と價格算定の極めて容易ならざる點を指摘し之れに對し伍堂農商相から實際問題として困難ではあるが主として同業者の協定價格によりその混亂を防止したい

と述べて異議なく可決、次で

一、賃金の臨時措置に關する勅令案要綱

につき小原厚相より提案理由の説明岡田厚生次官より逐條説明、大和田遞信次官より海員賃金に關し夫々追加説明あつて、別段の質疑なく可決最後に

一、會社職員給與の臨時措置に關する勅令要綱

につき大野大藏次官より提案理由並逐條的説明を行ひ之れまた質疑なくして可決、同三時半散會した

▲六勅令案は十月七日公布【九・二七】價格等の統制に關する勅令案要綱他五件は廿七日の國家總動員審議會に於て可決をみたので政府は直に右要綱を法制局に廻附し法文化の上十月六日の定例閣議に附議決定上奏御裁可を仰いで七日公布即日施行するこ

ととなつた

賃金臨時措置委員會設置

【九・二七】廿七日の國家總動員審議會に於て決定した國家總動員法第六條に基く賃金の臨時措置に關する勅令は法制局に於て條文整理の上近く實施される筈であるがこれが適用される勞務者は工業、鑛業、砂鑛業、土木建築業、交通運輸業及び厚生大臣の指定する商業、農業、畜産、水産その他の事業で右の内商業にあつては物品販賣業、金融業、保險業、媒介周旋業、倉庫業に從事する者を包含又船員は主として下級船員を意味しその他の船員については給料臨時措置令を準用することになつてゐるが職種がかく廣範圍に亘るのでこれが實施について關係各省間の緊密なる連絡を必要とするところから特に賃金臨時措置調査委員會を厚生省に設置することになりこれが官制並に規程の立案に着手したが同委員會は岡田厚生次官を委員長とし厚生、農林商工、遞信、陸海軍その他關係當局十五名を以て組織されることになつてゐる

官吏增俸停止申合せ

【九・二八】二十八日の定例次官會議は正午より首相官邸に於て開催、遠藤内閣書記官長、唐澤法制局長官、横溝内閣情報部長及び各省次官出席、先づ横溝情報部長より紀元二千六百年新年奉祝實施要綱を説明之を決定次いで岡田厚生次官より令旨奉體結核豫防國民運動實施要綱を説明し之を決定武部企畫院次長より近く公布實施を見ることゝなつた賃金臨時措置令並に會社職員給與臨時措置令について説明報告をなし協議の結果本令の適用を受けざる國、地方公共團體その他の法人等の職員に對しても本令の趣旨に基き增俸禁止をなし自肅自戒すべきことを申合せ左の如き申合せ事項を書記官長通牒として各官廳に通達することゝし最後に地方長官會議の議事順序等について打合せ同二時半散會した

△申合せ事項　右勅令の適用を受けざる國、地方公共團體其の他の法人等の職員の給與及勞務者の賃金に付ても亦本令の趣旨に準ぜしむる爲關係廳に於て適當なる措置をとる事

☆貿易省問題

貿易省設置方針決定

【九・二六】貿易省設置は戰時體制に即應する行政機構改革の前提をなすものゝ現内閣がさきに中外に聲明せる政綱政策具現の第一歩として政府はあくまで之が實現を期し來る廿九日の定例閣議に於て右設置に關する方針を決定することになつてゐたが早急に方針決定の必要に迫られたので廿六日の閣議前青木企畫院總裁、伍堂農商相は阿部首相と會見協議の結果、完全に意見の一致を見るに至つたので急遽同日の閣議に青木企畫院總裁より右に關する提議をなし各閣僚とも異議なく之を承認しこゝに歴代内閣の懸案となつてゐた貿易省設置の方針を決定した、依つて阿部首相は直ちに青木企畫院總裁に對して貿易省案の起案を命じた、而して貿易省案は既に企畫院總裁、内閣書記官長並に法制局長官の手許に於て審議を進めつゝあり大綱案を得てゐるので更に三長官の間で再檢討を加へた上廿九日の閣議に附議その大綱案を決定然る後企畫院を中心に商工、農林、大藏、他拓務遞信等の關係各省間に連絡機關を設け具體案を作成して年内に實現を期すべく審議を急ぐことゝなつた

▲企畫院原案【九・二九】新設さるべき貿易省の具體案は企畫院に於て立案を終り廿九日の閣議に附議されたが企畫院案の大綱は左の如くである

△貿易省案大綱

貿易大臣は次の事項を管掌すること

一、貿易省の權限　(一)貿易に關する事務㋑輸出入組合に對する監督㋺輸出入品の統制㋩輸出入品價格の統制㋥其の他(二)輸出振興に關する事務㋑各種リンク制の實施㋺輸出品原料配給の圓滑化㋩輸出損害補償法關係㋥輸出業者への資金の融通㋭其の他(三)貿易重要品に關する事務㋑纖維工業の全部(輸入、生産、配給、輸出を一貫)㋺農水産物の輸入、生産、配給、輸出事務の一部(各品目毎に規定)(四)關税、噸税に關する事務(五)爲替に關する事務

二、在外機關の指揮監督　㋑商務官(大使館商務參事官、大使館商務書記官、公使館商務書記官)は貿易大臣の指揮監督を受ける事(貿易省の專管)㋺商務官の駐在せざる土地にありて主として商務に從事する總領事、領事及副領事は渉外事項に關するものを除く外、貿易に關する事務に付、貿易大臣の指揮監督を受ける事(外務、貿易兩省共管)

三、各省より分離する事務　(一)外務省　通商局の一部(通商外交事務を除く)(二)大藏省　㋑爲替局の全部㋺主税局關税課及税關(三)商工省　㋑貿易局總務課及第一部第二部、第三部、大阪貿易事務所の全部㋺纖維局總務課、綿業課、羊毛製品課、人造纖維課の全部㋩化學局有機課の一部(輸出工藝品關係の管掌事項)㋥振興部工業組合課の一部(輸出雜貨關係工業組合に關する事項(四)農林省　㋑蠶糸局糸政課の一部(輸出關係部面)紐育海外市場調査事務所、神戸、横濱生糸檢査所㋺水産局水産課及び監督課の一部(輸出水産物取締法關係全部)(五)拓務省　朝鮮總督府その他外地にける貿易事務の監督

各省の意嚮

▲拓務省の意嚮【九・二九】拓務省より新設貿易省に移管されるものは外地貿易事務の監督權であるがこの點に關しては金光拓相が希望意見として述べた外地行政の綜合性が認められ外地長官の綜合行政權及び貿易行政の一貫性が二つ乍ら實現を見ることとなり一見極めて巧妙な體系を樹立するに至つた譯である、然し此の結果

(一)外地に於ける貿易事務は貿易大臣、拓務大臣、外地長官と言ふ重複した監督を受け事實上現狀と大した變化のない事(二)朝鮮總督に對する行政監督は現行官制上直接總理大臣を經由することゝなつて居るのが、今後貿易行政については貿易大臣の指揮監督を受けることになるので法制上疑義を免れない事

の二つの難點が殘されることゝなるので今後樞府方面の論議は免れまいと觀られる

▲拓務當局態度强硬【九・三〇】拓務省では二十九日の閣議に附議された貿易省案要綱に對する事務當局の態度決定の爲二十九、三十の兩日に亘り首腦部會議を開き企畫院の原案に就き愼重協議をなした結果

(一)企畫院案が外地長官の綜合行政權を認め外地官廳の貿易事務に關する部局を現狀のまゝとしたことは當然である(二)然し外地行政については貿易行政以上に内地行政と一貫性を有する航空、海運、食糧その他の行政に關し從來から拓務大臣の統理權が嚴として尊重せられて來たのみならず拓務省本來の使命は外地行政各般の統理にある、然るに拓務省所管の内から外地貿易の統理事務のみを切離し貿易省に移管は納得し難い(三)なほ企畫院案によれば外地貿易事務の監督は實際上外地長官の外に貿易大臣及び拓務大臣の二重監督となり外地貿易事務の二元化を來す結果になる

との結論に達し、結局事務當局としては貿易省の設置には贊成なるも企畫院原案には全面的に反對せざるを得ないとして田中次官はこの結果を齋藤内閣書記官長を訪問善處を要望する所あつた、なほ金光拓相としては三日の閣議迄に事務當局と企畫院の間に圓滿解決を見る樣希望してゐるが事務當局の態度は右の如く極めて强硬なので相當曲折は免れ難い樣である

▲農林省の意向【九・二九】貿易省案に對する農林當局の意向を綜合するに左の如し

現下の情勢に對應する農林水産物增産計畫特に一貫せる農業政策遂行の見地より事務當局としては貿易省新設に對しては種々議論もあるが戰時下に於ける輸出貿易振興

の緊要性に鑑み企畫院案に對しては大體に於て前記各局より轉出部面各課の管掌事項を移管するはこの際承認する他あるまい

▲貿易省案に對する商工省の意向【九・二九】企畫院の貿易省案に對し商工省では貿易局の全部をはじめ重要部門を移管せしむることゝなるので相當議論の餘地ありとしてゐるが、戰時下に於ける貿易政策完遂は最も重要な急務で現下當面の事態に即應し大乘的見地から新設の貿易省が綜合的貿易計畫を實行し得るやう之に積極的に協力する方針で從つて此際關係局部の管掌事項を異議なく移管することに根本方針を内定し專らこの方針に則つて移管すべき貿易關係行政事務と他の本省事務との調整に努める意向である

▲大藏省の意向【九・二九】企畫院の貿易省案に對する大藏當局の意向は大要左の通りである

△爲替局　現在爲替局の事務の大部分は輸出入貿易に關する事項であり爲替管理法の施行を中心として運用されてゐるので之を移管することによつて格別の支障を生ずることはないまた移管するとすれば局全部を移管するのが妥當である

△主稅局關稅課及稅關　關稅課の事務の内貿易統計に關する事項の如きは當然移管すべきものであるが財政關稅に關する事項は租稅政策上之を大藏省に存置するのが妥當である、また稅關行政の如きは貿易事務の外徵稅、防諜、防疫等に關する事項も取扱つてゐるのであるが之を移管するのが妥當であるか否かはいづれの點に重點を置くべきかによつて決するの外はない

▲外務省の意向【九・二九】企畫院の貿易省案に對する外務當局の見解は次の如くである、即ち貿易省新設に伴ひ通商局より主として國内關係商務に關する事務を移管する點は同意を表し得るが、商務官を貿易省に移管し領事を兩省共管せんとする點については涉外活動一元化の建前から絶對反對の意向を表明してゐる、外務當局の見解に依れば貿易省新設に依りて國内貿易事務を一元化すると同時に海外に於ける通商貿易活動を一元化することが焦眉の急務であり、且つ一元化された通商貿易活動は通商外交と表裏一體のものであるから帝國在外貿易機關は擧げて外務省の指揮監督下に置くべきであるとの意見を强硬に主張してゐるので全く企畫院案と懸隔して居り今後事務的折衝に於て妥協點を發見することは至難と見られ結局野村外相の政治的裁斷を俟つ外なきに至るものと見られてゐる

☆稅革問題

【九・二四】大藏省では目下明年度豫算の編成と稅制改革案の作成を急いでゐるが來議會の休會明け期日繰上の關係上その劈頭に提出すべき兩案に對してはその原案を出來得る限り速かに進捗すべく準備を進めてゐる、しかして目下の進捗狀況は左の通りであつて出來得る限り十一月上旬頃には閣議に附議したい意嚮を有してゐる

一、明年度豫算の編成　總額七十億圓の巨額に上る各省要求額に對して目下主計局では各省關係官を招致して詳細なる說明を聽取すると共にそれ〴〵精密なる査定を加へつゝあるが明年度豫算編成の眼目は支那事變の目的達成、東亞新秩序の建設及國際新情勢に對處すべき諸施設に置き重點主義を以て臨んでゐるので之に計上さるべき經費は自ら事變處理、軍備充實、生産力擴充、貿易振興、總動員體制强化、銃後施設等の重要經費に限定されることとならう、なほ明年度は特に物動計畫と豫算との調整に意を用ひ物動計畫の樹立を急ぐと共にこれと最も密接なる關係ある臨時軍事費關係豫算に就ても出來るだけ速かに見透しを得るよう努力してゐる

一、稅制改革案の作成　四月以來稅制調査會及同小委員會を開くこと數回、國稅の基本體系として分類所得稅及一般所得稅による方法をとり地方稅の中心として收益稅系統の物稅を以てする方法をとることに大藏、内務兩省の方針が決定し稅制調査會の大勢も之に同意を示しつゝあるように見られるが、第二種所得綜合課稅、産業組合課稅その他なほ相當に議論の餘地ある問題が多く原案決定を見るまでには可成り迂餘曲折を要するであらう、主稅局としては廿七日より三日間引續き稅制調査會小委員會を開いた上來月より調査會總會に移したい意嚮を有してゐるが國稅のみならず地方稅に關しても今後なほ相當に議論沸騰するものと見られてゐる

一般所得稅率

【九・二七】今回の稅制改革は直接國稅の基本體系として分類所得稅及一般所得稅の併立主義を採用し一般所得稅に就ては各種所得を綜合して所得金額中五千圓を超ゆる部分に對して最低百分の十に始まり最高百分の六十五に終る稅率を以て各稅率間の公差百分の五の超過累進稅率を課稅することになつたが之が稅率區分は左の如くである

△一般所得稅々率

△五千圓を超ゆる金額百分の十△八千圓を超ゆる金額百分の十五△一萬二千圓を超ゆる金額百分の二十△二萬圓を超ゆる金額百分の二十五△三萬圓を超ゆる金額百分の三十△五萬圓を超ゆる金額百分の三十五△八萬圓を超ゆる金額百分の四十△十二萬圓を超ゆる金額百分の四十五△二十萬圓を超ゆる金額百分の五十△三十萬圓を超ゆる金額百分の五十五△五十萬圓を超ゆる金額百分の六十△八十萬圓を超ゆる金額百分の六十五

一般所得稅の計算例として所得額六千圓（内勤勞所得三千圓、配當所得二千五百圓にして國債利子五百圓）妻及子女二人の扶養家族ある場合を示せばその稅額左の通り、分類所得稅及び一般所得稅合せて四百五十五圓となる譯である（單位圓）

△分類所得稅（一）勤勞所得稅　基礎控除六百圓及び扶養控除四百五十圓を差引き課稅所得は千九百五十圓にしてその稅率百分の六、稅額一一七（二）配當利子①株式配當、稅率百分の十、稅額二五〇②國債利子、稅率百分の四、稅額二〇

△一般所得稅　課稅所得の計算に際し勤勞所得は一萬圓以下の場合一割を控除するから二千七百圓、配當所得は控除なく二千五百圓、國債利子所得は四割を控除するから四百八十圓合計して五千六百八十圓の内一般所得稅は五千圓を超ゆる六百八十圓に對して稅率百分の十の課稅となり、稅額六八△合計稅額四五五

分類、一般所得稅負擔額

【九・三〇】大藏省主稅局では卅日稅制調査會の要求に基き稅制改革案による分類所得稅及一般所得稅の稅額負擔調を左の通り發表した、但し右は事業所得中の非營業所得（農業、山林業、畜産業及水産業等より生ずる所得及自由職業所得）の純所得を課稅標準として分類所得稅は基礎控除四百圓、稅率百分の七・五を以てまた一般所得稅は過般發表された稅率を以て計算したものがある

△改正試案に依る負擔額調

所得階級	分類所得稅	一般所得稅	合計
五千圓のもの	三四五圓	一圓	三四六圓
六千圓のもの	四二〇	一〇〇	五二〇
八千圓のもの	五七〇	三〇〇	八七〇
一萬圓のもの	七二〇	六〇〇	一、三二〇
三萬圓のもの	二、二二〇	五、〇〇〇	七、二二〇
五萬圓のもの	三、七二〇	一一、〇〇〇	一四、七二〇
十萬圓のもの	七、四七〇	二九、五〇〇	三六、九七〇
二十萬圓のもの	一四、九七〇	七三、五〇〇	八八、四七〇
五十萬圓のもの	三七、四七〇	二三三、五〇〇	二七〇、九七〇
百萬圓のもの	七四、九七〇	五四三、五〇〇	六一八、四七〇

稅制調査小委員會

【九・二八】第七回稅制調査會小委員會は二十八日午前九時藏相官邸に開會、松村委員長に代り清瀨大藏政務次官委員長に就任したのち一般所得稅の稅率を議題として審議に入り

各委員から産業組合課税、増俸停止の結果下級官公吏は殷賑産業従事員に比し勤労所得税の負擔過重となるからこれが待遇の改善、並びに所得税附加税廃止の結果配當利子、所得勤労所得階級と土地家屋所有階級との負擔不均衡等の問題につき質疑が行はれ大蔵當局から左の如く立案當局者としての方針を言明して正午散會したが次回は二十九日午前續開の豫定である

(一)産業組合に對しては農林省はその性質上課税すべきものに非ずとし商工省は寄も主税局に於て課税すべしと決定した以上税率輕減等の必要なく一般商工業者と同様に課税すべしとの意見を有してゐるが大蔵省としては産組課税の可否は然かく概念的に定むべきものにあらずと爲し實際問題として産組が一般商行爲を營むと言ふ點から課税すべしと決したが他面に於いて從來とも免税を行つて來た産組の特殊性に鑑み税率を半減するとの建前をとつて立案したものである(二)増俸停止の結果下級官公吏は殷賑産業從業者に比し待遇が惡く從つて勤労所得税の負擔は過重となり均衡を失するが下級官公吏に對しては豫算の範圍内で出來る限り待遇改善の途を講じ度いと思つてゐる(三)地方税を地租、營業收益税、家屋税のみとし所得税附加税を廃したのは配當及勤労の高額所得者が集中してゐる大都市に地方財源が偏在することを防ぎ分與税制度により國家が徴税してこれを地方に分配し地方財源偏在を調整せんがためである、從つて配當所得、勤労所得者も所得税附加税としては納税しないが國税として課税せられるのであるから土地、家屋所有者に比し課税負擔が輕減せられることにはならない

【九・二九】税制調査會の第八小委員會は廿九日午前九時より藏相官邸に開催、清瀬委員長以下各委員出席して國税體系の改正、並に一般、分類兩所得税制度につき意見の交換を遂げた結果、國税體系の改正案については大體に於いて各委員とも異議なくこれを承認して正午散會したが小委員は三十日も續行、來月五、六日頃迄には小委員會を終了する豫定である、なほ廿九日の小委員會に於いて委員側の各種意見に對し大蔵當局の言明せる方針左の如し

(一)財産税創設の意見は戰時下において一應の必要は認められるが實際問題として資産所得者の數は少く税收の増加を得んが爲めには小額所有者にまで課税せねばその目的が達せられないので分類所得税制度を採用することゝしたのである(二)國税を應能課税、地方税を應益課税とすることは地方團體に人的税源がなくなるから輕率の所得税附加税を認むべしとの意見もあつたがこれに對しては地方税源の偏在調整の爲附加税を廃し分與税制度を採ることゝしたのである(三)分類所得税に於いて生命保險を廃止したのは調査が困難であるのと年二百圓以上の保險料を支拂つてゐる者は極めて少數であるから保險料控除の代りに家族控除制度を擴充したものである(四)負債利子の免税を株式取得に要した借入金の利子のみに限定したことは課税技術上困難ではないかとの意見が出たが大蔵省としては㋑今後の新規投資の爲(一)利得百分の七以上一割以下のものに對しても臨時利得税を賦課するのに酷に失すると思はれるが廃止しては如何(二)相續税は臨時増徴法で既に増徴せられてゐるから今回の改正で更に三割方増徴することは無理ではないか(三)砂糖消費税を色相課税から製造方法課税に改めたのはよいが糖度八五％以上のものには多少輕減する必要がある(四)酒税は馬場案の様に從質税を加味する方が良いと思ふ

▲經濟政策の調和【九・三〇】三十日の税制調査會小委員會に於いて改正税制の經濟政策との調和に關する具體的方法如何が問題となつたので大蔵當局は生産力擴充その他の必要に基き左の諸點につき考究中の旨言明した

(一)法人の留保所得を生産設備の擴充等に運用したる場合に於ける課税輕減の制度を相當程度擴張する事、現行臨時租税措置法により當該期の所得の四割以上を生産設備擴充その他法定の用途に使用したる場合は百分の二・四五丈け課税を輕減してゐるが右の四割以上を三割以上に改め又百分の二・四五の輕減率を引上げる(二)海外企業の所得に付ては法人税を相當程度輕減する事、海外法人については外貨獲得及び外國課税による二重課税防止の見地より輕減せんとするものである(三)固定資産の減價銷却年限の短縮に付考究する事、減價銷却年限の短縮は既に數次に亘りこれを實行して來たが今回更に全般的見地に立つて一層の短縮を行ふ、但しこれは内規による行政措置として行ふもので別に立法事項に屬しない(四)同族會社に對する加算税の制度の改正に付考究する事、加算税は保善會社に對しては嚴重に勵行するが事業會社に對しては適用しないのを原則として適用する場合は法律により基準を明確にする(五)法人の支出したる使用人賞與、交際費等にして多額に失すと認めらるゝものは之を利益の處分と看做し法人税を課税することに付考究する事、今回の「會社職員給與制限令」により一般に俸給の釘付けを行ふことゝなつたほか既に總動員法第十一條に基づく經理命令により法人の經費支出を監督して來たのであるが更に税制に於ても此の方法により經費の濫費を防止せんとするものである

☆内政彙報

東京府會正副議長決定

【九・二】正副議長選擧のための東京府會は廿一日午後三時四十分開會、一旦休憩して同十一時五十分再開直ちに正副議長の選擧に入り深更に及んで左の如く決定散會した

△議長川本金太郎（府民會）△副議長伊藤金左衛門（昭和會）

東京市記念事業可決

【九・二六】東京市會は二十八日午後三時より開會、市の紀元二千六百年記念事業の(一)宮城外苑整備に關する事業（豫算三百十九萬三千圓、本年以降四ケ年繼續）(二)記念事業附帶宮城外苑地下道築造に關する事業（豫算九百五十萬圓、本年以降四ケ年繼續）の二件並に右關係議案二件を上程、賴母木市長より説明あつて後全會一致之を可決し次いで懸案の吏員に對する家族手當案を委員付託として散會した

新高港起工式擧行

【九・二五】南進日本の政治經濟上に東亜新秩序促進の上に甚大の役割を演

ずべき臺中州梧棲街海岸に造らるべき中部臺灣の築港起工式は廿五日午前十時より小林總督臨場の下に盛大に擧行された、尙新港は總督の選定で新高港と名付けられ廿五日府報を以て告示された

第二豫備金支出

△二十六日
政府は廿六日の閣議を經て左の如く昭和十四年度第二豫備金五十八萬四千五百五十六圓を支出することに決定した

（單位圓）

△商工省所管
一、輸出入品臨時措置費補足 四九、九一九

△農林省所管
一、農林業用資材配給調整應急施設費 八、九一一
一、農產物其他價格調整費 四、四五一
一、木材利用統制費 五二一、二七五

△二十九日
政府は左の如く昭和十四年度第二豫備金支出を決定、廿九日の官報を以て之を公布した（單位圓）

△朝鮮總督府特別會計昭和十四年度第二豫備金支出
結核豫防會朝鮮地方本部補助 五〇、〇〇〇
臨時緬羊增殖施設費 三三五、一二二

△臺灣總督府特別會計昭和十四年度第二豫備金支出
結核豫防會臺灣地方本部補助 三二、〇〇〇

△樺太廳特別會計昭和十四年度第二豫備金支出
結核豫防會樺太支部補助 九、七〇〇

府縣議選擧棄權率

【九・二五】府縣會議員選擧は廿五日を以て二府廿七縣の投票を終つた（鳥取、栃木、福井、福岡、滋賀は全部開票、岩手、石川、福島、山形、新潟は一部開票）が各府縣別の棄權率は左表の如くで棄權率の最も多いところは大阪で四割八分二厘で前回に比して八分九厘の增、最も少いところは群馬の一割四分六厘で前回に比して五分一厘の減を示してゐる、前回に比して增加せる府縣は大阪府外十四縣、減少せる府縣は京都府外十二縣で山形は前回同樣で中國方面の旱害地方の投票成績は豫想を裏切つて相當の好成績を示し廣島では前回に比して二分六厘の減となつてゐる而して棄權率の總平均は二割四分で前回の二割七分八厘に比して三分八厘の減となつてゐる

府縣名	今回	前回	比較（△印減）
茨城	〇・二四九	〇・二八八	△〇・〇三九
奈良	〇・二〇二	〇・一八二	〇・〇二〇
宮崎	〇・三一七	〇・二八二	〇・〇三五
兵庫	〇・二六七	〇・三四一	△〇・〇七四
愛知	〇・三一〇	〇・三一五	△〇・〇〇五
京都	〇・四二九	〇・四六五	△〇・〇三六
群馬	〇・一四六	〇・二九七	△〇・一五一
岐阜	〇・一八一	〇・一九二	△〇・〇一一
富山	〇・二一一	〇・一三七	〇・〇七四
秋田	〇・二三四	〇・一八九	〇・〇四五
鳥取	〇・一六二	〇・一四六	〇・〇一六
福井	〇・一六八	〇・一四七	〇・〇二一
栃木	〇・二一一	〇・二二一	△〇・〇一〇
福岡	〇・一八〇	〇・一八四	△〇・〇〇四
滋賀	〇・二〇〇	〇・一七二	〇・〇二八
石川	〇・二三五	〇・二二四	〇・〇一一
岩手	〇・二八五	〇・三三七	△〇・〇五二
香川	〇・二〇〇	〇・二一〇	△〇・〇一〇
愛媛	〇・二〇八	〇・二五三	△〇・〇四五
大阪	〇・四八二	〇・三九三	〇・〇八九
新潟	〇・二三七	〇・二三八	△〇・〇〇一
宮城	〇・二四二	〇・一九二	〇・〇五〇
福島	〇・一七二	〇・一九〇	△〇・〇一八
青森	〇・二六八	〇・二一四	〇・〇五四
山形	〇・一九〇	〇・一九〇	〇
廣島	〇・一九二	〇・二二八	△〇・〇三六
大分	〇・二四九	〇・二三二	〇・〇一七
鹿兒島	〇・三〇〇	〇・二六四	〇・〇三六
長崎	〇・三二〇	〇・二九九	〇・〇二一
平均	〇・二四〇	〇・二七八	△〇・〇三八

府縣議黨派別得票數

【九・二七】內務省警保局では二十八日午前零時現在に於ける二府二十八縣の府縣會議員總選擧黨派別得票數調査を發表したが右によれば有效得票總數五百一萬九千七百四十七票の內民政黨は百九十六萬九千七百五十三票を獲得し、政友會は百八十七萬五千百六十三票を得て得票數よりみれば民政は政友に比し九萬四千五百九十票の多數を得て優勢を示し昭和十年の前回に於ける總選擧の結果を逆轉せしめてゐる、特に今回の選擧では中立の進出目覺しくその得票數は七十四萬五千百七十八票の多數を獲得し政友等既成政黨の地盤に深く蠶食しつつあることは時局の反映として注目されてゐる、府縣別各派得票數左の如し

府縣名	政友	民政	社大	無產	國同	其他	中立
鳥取	一八・七三七	三三・八二三	二・三九二	一・九五九	〇	四二八	七・八六六
栃木	六六・〇三三	七七・七三九	六・二七一	〇	一・九五六	五九三	四・二七六
福井	三三・〇四〇	二四・三五一	三・九三三	〇	〇	一・五三〇	三四・四四五
福岡	一四三・〇三一	八二・二六〇	一九・四〇五	〇	〇	二九・二一五	三五・〇三一
滋賀	二一・三四七	三〇・二〇二	〇	一・七三三	〇	六・〇八六	〇
岩手	八四・〇三一	三五・三八〇	六・一八一	〇	〇	三・三三〇	一一・七五九
石川	三八・九三五	五〇・三三〇	二・二九五	〇	〇	〇	九・三七〇
京都	三一・七二〇	六一・七六三	七・七三七	〇	〇	二四・一六八	二六・九八九
大阪	八八・三九三	二一四・〇三五	三六・五三八	〇	〇	二〇・六四四	八一・四四六
兵庫	一三六・三二八	一四五・七二三	二四・七二一	〇	〇	八・三一八	五〇・四三三
長崎	六六・六四五	四五・二三〇	〇	三・四五九	〇	二四・七六四	二三・一七九
新潟	五四・三三八	七八・〇三〇	〇	〇	四・〇四〇	八・五八一	四・四五三
群馬	七一・三五八	七四・九二九	六・六〇七	〇	〇	一〇・〇九八	三三・二一一
茨城	五五・九三三	八五・八五〇	〇	〇	〇	三四・八〇九	四〇・五一八
奈良	三三・〇〇五	三一・〇八五	〇	〇	〇	四・〇五四	一五・四四一
愛知	一〇九・七一九	九〇六・一六六	一・四五六	〇	四・七〇一	五・七七〇	五六・〇七三
岐阜	五九・六五三	七六・九六〇	七・五三六	〇	〇	一・四〇一	四六・五九一
宮城	四六・四一三	四六・三三七	三・八三四	〇	〇	三・〇〇四	三六・一〇〇
福島	七四・八六五	九六・一七八	三・九七七	〇	〇	五・九一〇	六・〇〇〇
青森	六四・三六五	三七・五四七	五・四九五	〇	〇	三・二九五	一六・一二三
山形	九四・〇六六	三六・三五二	二・六九四	〇	八・七〇二	一〇・三三五	七・九〇五
秋田	五四・二六八	六九・五〇八	四・八六四	〇	〇	五・二三四	一一・五二三
富山	四八・八二〇	六二・二八五	四八一	四・一七〇	〇	〇	二・二〇九
廣島	四三・四一六	八二・三五三	四・九四五	〇	〇	〇	三三・九九〇
香川	五六・三三三	二九・四五四	一三・七五四	〇	〇	〇	一九・六八七
愛媛	五三・三七五	七五・八七一	三・〇四七	〇	〇	三・三七四	一一・〇六三
大分	三五・九九三	三三・九一三	一・三七九	〇	〇	〇	六・四一六
宮崎	二一・〇一三	一三・〇八八	〇	二・八二一	〇	〇	四〇・九六五
鹿兒島	一〇四・二〇三	六・六二〇	四・一四八	〇	〇	三・八八四	四七・三九七

岡山	六五・一三〇	四〇・七一五	五・〇四八	〇	〇	〇	一三〇・八四三
合計	一・八七五・一六三	一・九六九・七五三	一七七・七一七	一四・一二三	一八・九九九	二八・八〇五	七四五・一七八
前回合計	二・二七五・一五一	二・一五七・九七八	八五・三五九	七三・八六三	一〇八・一七八	三一・〇九二	五四一・〇九二

☆閣議

▲定例閣議【九・二二】廿二日の定例閣議は午前十時廿五分より首相官邸に開催、阿部首相以下各閣僚出席（伍堂農、商相、旅行缺席）小原內相より十月二日招集の地方長官會議の議題其の他につき報告、畑對滿事務局總裁より滿洲資源調査の結果に關し報告、これを中心に閣僚間に意見の交換を遂げ同十一時三十分散會した

▲定例閣議【九・二六】廿六日の定例閣議は午前十時廿五分より首相官邸に開催、阿部首相以下全閣僚（宮城法相缺席）出席、先づ伍堂農商相より中國地方の旱害地視察報告あり、次で金光拓相より朝鮮の旱害狀況について報告あり再び伍堂農商相より石炭配給機構の整備に關する具體案を提案次で阿部首相より國家總動員法等施行の統轄に關する勅令案を提出、唐澤法制局長官より提案理由及び勅令案內容について說明し右に關し金光拓務、河原田文部、伍堂農商、永井遞鐵の各相より質問あつて之を決定したる後、青木企畫院總裁よりの提議により貿易省設置に關して之を緊急上程し青木總裁より新省設置の必要なる所以を說明、審議の結果貿易省設置の根本方針を決定、阿部首相より青木總裁に對し右要綱の起案を命じ、午後零時卅分散會した

▲青木總裁說明內容【九・二六】貿易省設置に關し廿六日の閣議席上青木企畫院總裁のなしたる說明內容左の如し

內外諸事情に對應して我國貿易の統制ある振興を圖ると共に貿易關係產業の整備を圖り國內經濟運營の圓滑を期し併せて我が經濟力の對外的發展を促進するを期するため貿易關係諸施設の有機的聯携を强化し且つ統一的計畫的貿易政策の樹立遂行を期するを要す、これがため貿易關係行政を一元的に統合し强力なる貿易政策を實施すべき貿易省を設置するを適當と認む

△理由（伍堂農相より說明）（一）貿易政策に關する統一的計畫を樹立する必要あり（二）日滿支を通ずる圓ブロック向並に第三國に對する地域的貿易計畫樹立の必要あり（三）單一組織の下に統合せる貿易政策の强化の要あること（四）行政簡易化の要あり（業者の手續きを簡易敏活にするため）

▲定例閣議【九・二九】廿九日の定例閣議は午前十時二十分より首相官邸に開催、阿部首相以下全閣僚出席、先づ來月二日開催の地方長官會議に於ける阿部首相の訓示案を決定した後次いで

一、貿易省の權限に關する要綱案を阿部首相より提議し內閣三長官の手許で作成せる要綱案を配布、青木企畫院總裁より說明あり之に對し金光拓相、伍堂農商相より簡單なる意見の開陳あつたが決定に至らず右要綱案に基き各省事務當局に於て更に檢討を加へた上更に來月三日の閣議に於て審議を續行決定することゝし最後に永井遞鐵相より低物價政策の遂行を圓滑ならしむるため鐵道運賃の引下げに關し

十月一日より鐵道省は生產力擴充並に物價抑制に資する目的を以て國有鐵道の運賃引下げを斷行し石炭その他の鑛物並に農山漁村に於ける生產用物資等に於て一千五百萬圓程度の引下げを行ひ別に等級改正に伴ふ値下げ一千二、三百萬圓合計二千七、八百萬圓に達する豫定であつて、運賃の値下げが一般的消費者の利益になる樣關係各大臣に於ても配慮を希望する

旨を說明して午後零時卅分散會した

☆內閣參議

▲首相、兩參議要談【九・二二】阿部首相は廿一日の參議會終了後池田、松井兩參議と個別に會見、要談を遂げた

▲定例參議會【九・二二】廿一日定例參議會は午前十時より首相官邸に開かれ、鄉參議を除く各參議、政府側より阿部首相出席、支那問題に關し種々意見の交換を遂げ同十一時五十五分散會した

▲閣僚參議懇談會【九・二六】廿六日の定例閣僚參議懇談會は午前十一時より首相官邸に開會、鄉參議を除く各參議出席定例閣議開會中のため閣僚の出席なく先づ最近米國より歸朝した須磨駐滿大使館參事官より米國最近の事情について說明を聽取し正午一旦休憩、閣僚と午餐を共にしたる後唐澤法制局長官より同日の閣議に於て決定せる國家總動員法等の施行の統轄に關する勅令案につき說明を聽取した

▲定例參議會【九・二八】廿八日の定例參議會は午前十時より首相官邸に開會、鄉參議を除く各參議出席、政府側より阿部首相並に野村外相出席、阿部首相より廿七日の樞密院本會議散會後首相の權限强化に關する勅令案內容につき顧問官に說明した經過について報告

內閣官制と右勅令との關係に關し樞府側に種々意見がある樣であつたが、次回更に詳細なる說明を行ふこととなつたから樞府側も諒解することゝ思ふ

旨を述べ之に對し各參議より種々質問し次いで野村外相より歐洲情勢に關して說明午後零時半散會した

☆拜謁奏上

▲陸相參內【九・二二】畑陸相は廿二日午前九時十五分宮中に參內天皇陛下に拜謁仰付けられ所管事項につき委曲奏上種々御下問に奉答して同十時退出した

▲首相奏上【九・二三】阿部首相は廿三日午前十時二十分宮中に參內天皇陛下に拜謁仰付けられ一般政務に就き委曲奏上種々御下問に奉答して正午御前を退下した

▲內相參內【九・二三】小原內相は廿三日午前十一時廿分宮中に參內天皇陛下に拜謁仰付られ神社行政につき奏上種々御下問に奉答して御前を退下した

▲青木藏相參內【九・二六】青木藏相は廿六日午後四時宮中に參內天皇陛下に拜謁仰付けられ、さきに企畫院に於て立案決定せる價格等の統制に關する勅令案及び我國現下の財政經濟狀態等に就て奏上種々御下問に奉答して御前を退下した

▲吉田海相御禮記帳【九・二六】吉田海相は廿六日午前九時四十五分宮中に參內、軍艦鹿島進水式に久邇宮殿下御差遣の御禮記帳をなし同五十分退下した

▲首相奏上【九・二九】阿部首相は二十九日午後四時二十五分宮中に參內天皇陛下に拜謁仰付けられ一般政務に關し委曲奏上種々御下問に奉答して退下した

▲參謀總長宮御參內【九・二九】閑院參謀總長宮殿下には二十九日午前十時二十分宮中に御參內、天皇陛下に拜謁、御所管事項につき奏上同五十分御退出遊ばされた

▲小原內・厚相參內【九・三〇】小原內・厚相は卅日午後二時廿五分宮中に參內　天皇陛下に拜謁仰付られ來る二日の地方長官會議に於ける訓示內容その他所管事項に關し委曲奏上種々御下問に奉答し御前を退下したる後宮內省にて松平宮相と會見、來る廿九日より開かれる明治神宮體育大會に天皇陛下の行幸を仰ぎ奉ることに關し種々打合せを行つた

☆政界消息

▲內府宮相要談【九・二二】湯淺內府は廿二日午後三時半宮內大臣室において松平宮相と會見約三十分間に亘つて要談した

▲野村大將、宮相、次官要談【九・二三】專任外相の有力候補に擬せられてゐる野村學習院長は二十二日午前十一時五十分宮內省に白根次官を訪問約三十分間要談し更に午後一時より松平宮相と會見同樣要談を遂げた

▲首相、拓相協議【九・二三】金光拓相は廿三日午後一時四十分首相官邸に入り阿部首相並に遠藤書記官長と會見、朝鮮の旱害對策並に貿易省設置問題に關して協議し同二時二十分辭去した

▲陸相首相と要談【九・二六】畑陸相は廿六日定例閣議開會前首相官邸に於て阿部首相と會見要談した
▲外相、首相と要談【九・二六】野村外相は廿八日定例參議會散會後首相官邸に於て阿部首相と會見、歐米情勢を中心に協議を遂げ旁々帝國外交陣の刷新について懇談した
▲拓相、首相訪問【九・二九】金光拓相は二十九日午後三時二十分首相官邸に阿部首相を訪問要談を遂げた
▲首相、外相要談【九・二九】野村外相は二十九日午後三時興亜院會議終了後首相官邸に居殘り阿部首相と種々要談した
▲小原内厚相首相と要談【九・二九】小原内厚相は廿九日閣議後首相官邸に居殘り首相と伍堂農商相の會見後午後一時廿五分より阿部首相と會見、厚生省所管問題に關し要談した
▲農商相首相と懇談【九・二九】伍堂農商相は廿九日午後一時十五分閣議散會後首相官邸に居殘り阿部首相と會見、農政顧問制の設置に關聯して農村關係團體との交渉經緯について詳細說明今後の處置に關し農商相の意向を披瀝し諒解を求め更に石油配給統制問題についても經緯を說明して辭去した
▲唐澤長官谷次官訪問【九・三〇】唐澤法制局長官は卅日午後四時卅分外務省に谷次官を訪問、貿易省問題につき懇談した
▲金子伯首相訪問【九・三〇】樞密顧問官金子堅太郎伯は三十日午後三時首相官邸に阿部首相を訪問し種々要談を遂げた
▲法相、宮相訪問【九・三〇】宮城法相は三十日午前十時五十六分宮内省に松平宮相を訪問、就任の挨拶旁々會談の後同十一時十五分辭去した

☆往來

▲中村佐鎭長官東上【九・二一】中村佐世保鎭守府長官は二十一日午後八時門司より下關に上陸同八時半特急富士で東上した
▲柳川長官中南支視察【九・三〇】柳川興亜院總務長官は中南支視察のため二十二日午前九時東京驛發西下した、二十三日午前十時神戸發纜の大洋丸で渡支し約三週間の豫定で上海、南京、廈門一帶を視察歸京の豫定である
▲杉山大將東上【九・二四】北支派遣軍最高指揮官から軍事參議官に親補された杉山元大將は二十四日午前七時半神戸入港の日滿連絡船鴨綠丸で晴れの歸還をなし出迎への田代陸軍中將、知事代理岡田商船副社長等をはじめ愛婦國婦小中學生などが打ち振る日の丸の旗の中を上陸内地に晴れの第一歩を印した、直に自動車で三宮驛に至り午前八時二十三分發特急「かもめ」で東上した
▲西尾總司令官赴任【九・二五】支那派遣軍總司令官西尾壽造大將は板垣總參謀長以下幕僚を隨へ廿五日午前八時三十分東京驛發赴任の途についたが途中宇治山田市に一泊廿六日伊勢神宮に參拜の上同日午後一時宇治山田發桃山御陵に參拜をなし同十時五十三分京都驛發一路任地に向ふ筈
▲松平宮相歸下【九・二六】松平宮相は二十七日御醍醐天皇六百年式年祭につき奈良縣吉野町の塔尾陵に於ける山陵祭に參列のため二十六日午前九時東京驛發西下した
▲宮城法相親任奉告【九・二六】宮城法相は親任奉告參拜のため廿六日午後一時東京驛發西下した、熱田神宮、橿原神宮並に桃山御陵に參拜をなし廿九日午前八時東京驛着歸京の豫定
▲加藤公使下關着【九・二六】約四週間に亘り中北支を視察要務打合せのため東上の途にある駐支公使加藤外松氏は廿八日朝入港の關釜連絡船興安丸で下關上陸、同九時廿五分發東上したが山陽ホテルに少憩中左の如く語つた
歐洲大戰の影響を受けてイギリス側の態度も日英會談再開を慫慂して來るほか鼓浪嶼問題についても日本側に歩み寄るなど漸次緩和の兆が現はれてゐる、ソ聯の援蔣政策の變化は未だ現はれてゐないが從來共同租界にあつた上海總領事館の事務所の如き日本租界に移轉して來た、日ソ停戰協定締結は上海で聞いたが同地外交團では日獨ソ樞軸を結び英佛に當るとの情報が飛んで相當英佛側に動搖が見られたがその後日本政府の不介入態度の闡明により全く平靜になつてゐる、汪精衛の和平運動は今や全支の擘となり新中央政府の準備工作も順調に進捗してをり遠からず成立の見込みである

☆法令公布

勅令公布

△二十三日
一、東北帝國大學官制中改正の件
一、大正八年勅令第十六號東北帝國大學各學部に於ける講座に關する件中改正の件
一、金屬材料研究所官制中改正の件
一、臺灣總督府交通局の官吏にして明治三十七年勅令第百三十五號又は明治三十八年勅令第四十三號に依り定員外と爲りたるものゝ復歸に關する件
一、陸軍補充令中改正の件
△二十七日
一、國際觀光局官制中改正の件
一、朝鮮總督府水産試驗場官制中改正の件
一、朝鮮總督府水産製品檢査所官制中改正の件
一、朝鮮總督府地方官官制中改正の件
一、臺灣總督府稅關官制中改正の件
一、南洋廳氣象臺官制中改正の件
一、映畫法施行期日の件(十月一日)
一、映畫法施行令
一、國境取締法施行期日の件(十月一日)
一、國境取締法施行令
△二十九日
一、輕金屬製造事業委員會官制
△三十日
一、國家總動員法等の施行の統轄に關する件
一、陸軍獸醫學校令の臨時特例に關する件
一、樺太廳部内臨時職員設置制中改正の件
一、陸軍服制中改正の件
一、恩給法施行令中改正の件
一、米穀配給統制法の一部施行期日の件(十月一日)
一、米穀配給統制法一部施行に關する件

文部

科學振興研究費交附機關決定

【九・二七】文部省では我が國科學を根本から振興せしめる目的で科學振興調査會の答申に基き本年度追加豫算に三百萬圓の研究費を計上、基礎的研究事項に對して研究費を交付することになつたがその銓衡について文部省では研究機關の代表者を招集、重要なる研究事項を具申せしめそのうちより研究事項、經費等を選定、學術研究會議に附議して決定二十一日發表された、研究費被交付機關は東大以下九十四校(中央氣象臺、研究所等を含む)で内譯は工學關係八十八件九十萬九千八十五圓を筆頭に農學關係七十件五十萬七千二百十五圓、理學關係四十七件七十八萬六千五十圓、醫學關係十五件七十九萬七千六百五十圓計二百二十件、三百萬圓となつてゐる

文部省映畫認定規準決定

【九・二七】映畫法は來る十月一日より實施されるが同法施行に伴ひ滿十四歲未滿の兒童は一般用映畫に認定されたもの以外觀覽を禁止されることになり、その認定基準が如何に定められるかは業者その他關係方面から注目されてゐたが二十七日文部省より左の如く一般用映畫及び文化映畫認定基準が發表された
△一般用映畫認定基準　左の各號の一に該當する映畫はこれを一般用映畫として認定せず
(一)國史上の事實に對する年少者の判斷を動搖せしむる虞あるもの例へば足利尊氏を善人として描くが如き國史上の正邪の觀念を誤らざることを主眼とする(二)國定教科書の内容に背馳する虞あるもの(三)父母、教師等上長者に對する尊敬の念を失はしむる虞あるもの、長上に禮を失する言動、例へば初期「悅ちゃん」物に現はれた父母に對する描き方は不可の取扱を受ける(四)年少者の犯罪又

は惡戯を誘發する虞あるもの若は犯罪者不良少年等に對し模倣又は羨望の念を抱かしむる虞あるもの、ギャング物、Gメン物等は不可、又「デッド・エンド」の如き浮浪少年を扱つたものも認定されない(五)年少者に對し殘虐、殺伐の性情を助長するもの立廻りのためにのみ作つた劍戟物の如きは不可例の丹下左膳物も認定の領域には這入らない(六)年少者に對し著しく恐怖又は嫌惡の情を現さしむるもの、七お化映畫の如く全體の筋が子供を脅やかすやうなものは認められない(七)過度に感傷的なもの、例へば戰爭を遺家族の面からのみ眺めて悲劇性を强調する如きは困る(八)戀愛を骨子としたものにして年少者の感情を誘發するもの、戀愛を全然否定するものではなく兒童の目覺めつゝある感情を徒に挑發しないもの(九)年少者の空想、好奇心を過度に刺戟するもの、(十)其の他年少者の教育上支障あるもの、低級な喜劇物等もこの項に含まれる

△文化映畫認定の範圍及標準（一）認定すべき文化映畫は政治、國防、教育、學藝、産業、保健等に關し國民精神の涵養又は國民智能の啓培に資するものにして劇映畫にあらざるものとす、但し取材の眞實性を歪曲せしめざる程度に於て部分的に劇的要素の介入あるも妨げず（二）認定すべき文化映畫の要件凡そ次の如し①一貫せる指導的内容を有する事②取材せる内容の正確なる事③映畫的表現の適正なる事④一般用映畫觀覽者の理解し得るものたる事三、左の映畫は認定の對象となり得るものとす①廣告映畫なるもその内容營利に涉らず且優秀なるもの②觀光若は風景映畫にして深くその民族性、歴史性、風土性等に觸れたるもの

中等學校入學者選拔通牒

【九・二八】文部省の中等學校入學者選拔通牒は教育審議會の意向を參酌して一部條項、文句を追加して二十八日正式に決定、次官通牒として地方長官に傳達の手續を取ると同時に大村次官談を附して公式に發表された

△通牒　中等學校入學者選拔に關する件　皇國の前途多事なるの秋皇運を扶翼し、興亜聖業の達成に邁進すべき國民を練成し特にその體位の向上を圖るは刻下の喫急の要事なり、然るに國民の基礎的練成を行ふべき小學校教育に於て今尚中等學校入學準備に毒せられて其の本旨歪曲せられ兒童心身の健全なる發達阻害せられつゝあるは邦家のため寒心に堪へざる處にして之が改善の必要急なるもの有之之が對策については中等學校の收容力の擴張、其の内容の充實、進學に關する指導の徹底等に依り入學難の緩和に努むると共に他面入學者の選拔方法を左記により小學校の教科に基く試問を爲さしめざることとし以て準備教育の弊を一掃し小學校教育の本旨の貫徹を圖る樣致度追て本通牒に依り難き特別の事情ある場合は詳細其の事情を具し本省に協議相成度旨依命通牒す

（一）選拔方法　入學者の選拔は小學校長の報告中等學校に於ける人物考査及身體檢査の三者綜合判定に依る事㋑小學校長の報告に付ては學業成績に關する學級一覽表の外改正學籍簿の趣旨に則り各志願兒童の人物全體を察知し得べき詳細なる個人調査書を作成せしむる事、中等學校に於て兒童に付嚴密に之を行ひ一律に小學校間の等差を附するが如き取扱は之を避けしむる事㋺人物考査　口問口答を以てし兒童の日常生活に於て經驗する普遍的事項に付、德性に基く判斷（其の過程に於ける情操の深度、推理の適否に付考慮す）を考査する事、口頭試問及身體檢査中に現はるゝ兒童の躾及性行を觀察して人物判定の參考とする事、試問の事項及其の方法に就ては豫め周到なる考究を爲し之が爲準備教育を誘發するが如きことなき樣嚴に留意する事㋩身體檢査は疾病及異常、發育及榮養、運動能力に付施行し特に疾病及異常の檢査に重きを置く事、㋥前各號に依り考査選拔するに當り優劣を判定し難き者に付ては抽籤に依り入學者を決定する事（二）運用に關する事項選拔方法の運用に付ては左記各號に依るの外其の適正を確保するが爲學校教職員の指導監督上其の責任を明にすることに留意する事㋑報告書の件成及審査に付ては各小學校及中等學校内に學校長を主班とし教職員を以て組織する委員會を設けしめ報告書の作成及審査の適正を期せしむる事㋺道府縣に入學者選拔方法の運用に關する機關を設け左の事項を處理せしむる事①實施に關する具體的方法の審議②實施に關する査察指導③事後審査及研究（三）本選拔方法に依り難き特別の事情ある場合は詳細其の事情を具し本省と協議する事

農林

農林省に四顧問設置

【九・二九】伍堂農相は戰時食糧政策の確立と農林行政の戰時體制强化の重要性に鑑み農村外廓團體の積極的協力を期待し就任以來有馬産組中央會頭等と屢々隔意なき意見の交換を行つてゐたが、其の結果外廓團體の最高首腦たる産組中央會頭有馬頼寧、帝農會長酒井忠正伯、全購聯會長千石興太郎、産組中金理事長石黑忠篤の四氏を農林省顧問に推して農相のブレーントラストを形成するに決した、しかして既に有馬、千石兩氏は農相の意向に贊意を表して内諾を與へてゐるので速かに之が實現を圖るため廿五日旱害地視察より歸京した農相は、新京に於て開催の日滿農政研究會に出席歸京した石黑、酒井兩氏に對し直ちに交渉を進め速かに決定の段取りである

▲四氏拒絶【九・二八】伍堂農商相が企圖した農政顧問制は廿七日の中央農林協議會の伍堂農商相招待晩餐會散會後顧問候補たる有馬産組中央會頭、酒井帝農會長、千石全購聯會長、石黑産組中金理事長の四氏協議の結果拒絶するに意見一致を見るに至り農商相乘任反對、資材石油配給統制、圓ブロック向貿易調整等の諸問題を繞つて惡化の一途を辿つてゐた伍堂農相と農業團體の對立關係は遂に正面衝突を見るに至つた、しかして有馬産組會頭は廿八日農相を訪問、正式回答をなす筈であつたが病氣引籠りのため一兩日延期されることゝなつたが拒絶の理由は（一）帝國農會はじめ農業團體に於て專任農相設置要望を聲明せる事（二）農水産用石油配給統制問題に對する農商相の裁定が商人偏重なりとして全國的に猛烈なる反對運動起りつゝある事（三）各團體内部に於て四代表の顧問就任を絶對に容認せざる緊迫せる事情ある事等でこれに對し伍堂農相は諸般の事情に鑑みて四氏の拒絶は已むなしとなしてゐる然しながらこれを以て直ちに伍堂農政の全面的否定を意味するものでなく暫らく事態を靜觀し更めて適當の方法によつて協力を求めるものと見られ農相としては（一）石油配給統制問題については更に考慮し場合によつては再檢討するも決して吝かでない、然して本問題は農相就任早々のため事務當局との間に完全なる意思の疏通を缺いたことにも原因が胚胎する（二）專任農相設置の要望に對しては農商相乘任は阿部内閣の政綱として絶對不變であり專任農相設置、若くは伍堂農商相の農相辭任の如きは阿部内閣の後退を意味するものであり絶對に之を行はずとの强硬態度を堅持して居り今後伍堂農相が農業團體對策として如何なる方策に出るか頗る注目すべきものがある

用材生産統制規則公布

【九・二六】農林省では内地木材の需要量の急激增加並に用材の價格政策の基礎を確立する必要からかねて用材生産統制につき檢討中のところ成案を得るに至つたので、これに基き輸出入臨時措置法に依り用材生産統制規則（省令）を制定、廿七日公布十一月一日より實施することゝなつた、これによつて生産規格を統一し木材の需給關係を計畫的に統制しパルプ會社及び鑛山方面其他各種産業の新增設に對しては資金調整法と併行して木材使用の部面から不要不急産業の抑制を行ふことになる譯である右省令の對象は最近軍需産業及びパルプ生産事業の發達により從來の國産木材需給關係に著るしき變動を招來

し木材の需給の旺盛は以前は捨値で取引されてゐた松材の如き重要性著増し價格は上昇の一途を辿り用途別にも不均衡を呈するに至り國產材の增產に拘らず米材輸入制限、勞力不足等の理由により出材減退を來し木材需給關係は逼迫を告げるに至つてゐるので、これが對策として素材（丸太）の分類規格、製材の生產規格を定め時局關係事業の木材調達を容易ならしむると共に一般消費の合理化を促進せんとするものである、規格の制定に關しては目下基礎調査中で近く專門家を加へて規格整理委員會を設置し早急に決定する運びとなつてゐる、右規格は現在市場に流通する用材の九十七％に對し少數の規格を以て統一せんとするものでこれは同時に價格公定の前提となるものである、なほ右生產統制は現行府縣檢査施設により實施するので政府は廿六日の閣議で十一月以降明年二月末日迄四ケ月間の費用として五十二萬餘圓を第二豫備金より支出するに決定、これにより道府縣檢査事業に對し四分の一の助成をなすのである、更に農林省では出材數量統制、濫伐防止のため山元から消費地までを一元的に統制すべく改正森林法による關係施行規則法令の整備を急ぎ可及的速かにこれが實施の運びとなる筈である、用材生產統制規則左の如し

△用材生產統制規則

第一條　本則に於て用材とは本邦に於て生產せられたる木材にして薪炭の用に供せざるものを謂ふ、用材は素材及製材とし素材とは丸太及杣角を製材とは板類、挽割類及挽角類を謂ふ

第二條　素材は農林大臣の指定するものを除くの外農林大臣の定むる規格に付道府縣の行ふ檢査に合格したるものに非ざれば之を讓渡し又は原料若は材料として使用することを得ず但し農林大臣又は地方長官の指定する場合に於ては此の限に非ず

第三條　製材は農林大臣の指定するものを除くの外農林大臣の定むる規格に依るに非ざれば之を生產することを得ず但し農林大臣又は地方長官の許可を受けたる場合に於ては此の限に在らず、製材は其の規格に付道府縣の行ふ檢査に合格したるものに非ざれば之を讓渡し又は原料若は材料として使用することを得ず但し農林大臣又は地方長官の指定する場合に於ては此の限に在らず

第四條　前二條の規格は用材の樹種、材種、形質又は材積に付之を定め告示す

第五條　農林大臣又は地方長官樹種、材種、形質又は材積に依り用材の用途を指定し又は特定の用途に供する用材の範圍を指定したるとき當該用材を指定せられたる用途以外の用途に供し又は指定せられたる範圍以外の用材を當該用途に供することを得ず、但し災害事變に際し緊急の必要ある場合又は農林大臣若は地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條　業務用の原料又は材料として用材を使用する者は農林大臣が用材の樹種、材種形質又は數量を指定したるときは其の指定に違反して用材を使用することを得ず

附則　本令は昭和十四年十一月一日より之を施行す本令施行前生產した

戸數　一、四〇三、三八八戸
金額　四、六五四百萬圓（九三％）

十萬圓超
戸數　一、七一五戸
金額　三八九百萬圓（八％）

商工

工業の地方分散計畫成る

【九・三】事變下生產力擴充と戰時體制の整備强化に資し工業の地方分散を促進して工業生產力の地的偏在を是正すると共に國防生產力の全國的普及擴充を速かに實現し併せて防空國民保健、社會政策等の諸目的を達成することが極めて緊要なことゝなつて來たのに鑑み商工省の地方工業化委員會ではかねて工業の地方分散計畫に關する具體案の作成につとめて來たがこの程成案を得たので、二十二日午前十時より同委員會第八回總會を本省に開會、委員長村瀨次官以下各委員、幹事出席、原案に基き審議の結果左の如き決議案を可決して午後二時散會した、同委員會では直ちに右決議案を伍堂商相に提出報告し、これが急速具體化に關し企畫院を中心にその他關係各廳協力して國防國家建設の樞軸ともいふべき國土計畫（地方計畫）の確立に積極的な寄與をなすことになつた、尙同委員會は去る十年九月商工省に創設された調査研究機關でその研究事項は①地方工業化の可能なる工業の種目及びその地域並にこれが爲め施設さるべき事項その他實行方策②地方に分散する下請工業の助成振興策農、山、漁村未開發原料の活用に依る地方特殊工業の開發方策③地方工業の動力化及低廉なる動力利用の方策④地方に工業を起すに當り地方の健全質實なる氣風及び社會狀態を維持する爲め執るべき方策の五つで、二十二日の總會で決議したことによつてその調査研究は大部分完了したこととなり本年度中を以つて同委員會は廢止となる筈である

△決議（工業の地方分散計畫に關する件）我國現下の急務は國防の充實を目標とする國家諸體制の整備强化にあり、之が爲には速に國民經濟の再編成を圖り生產力を可及的最大規模に擴充し以て國防經濟を確立すること最も緊要なり、而して國防經濟の確立に當つて行はるべき生產力擴充の方向は對外的には自給自足經濟の確立を目標とし對內的には工業生產力の地的偏在の是正と國防生產力の全國的普及擴充とを目標とせざるべからず、然るに我國に於ける工業の無計畫的なる大都市集中は工業の地的偏在を助長し却て產業能率を阻害し國防經濟の確立に重大なる支障を生ずるの虞あり、依て此際工業の地方分散を促進し全國各地に重要工業地帶を配備して國防經濟的抵抗力の擴充を圖り以て生產力擴充計畫の適正圓滑なる遂行を期するの要あり、右は防空上の見地に於いても緊要なるのみならず天災地變の頻發する我國に於いては特に緊切なる問題なり、斯の如き工業の地方分散は同時に從來工業的生產の偏在其の他の原因に依りて開發の機會を得ざりし未開發原材料の開發を促進し生產力擴充に資する所尠からず又所謂過大都市は工業の地方分散に依りて抑制せられ過大都市に隨伴する工場災害の慘禍產業能率の減退從業者の體位低下等の諸多の弊害は除去せられるべく之

大藏

▲本年度第三種所得決定額【九・二八】大藏省では二十八日の稅制調査會小委員會に於いて昭和十四年度第三種所得決定額を公表したが右によれば所得總金額五十億四千四百萬圓、所得稅納稅戸數百四十萬三千九百五十戸であつて此の兩者の關係は左の如く高額所得者は極めて小數で大部分は小額所得者となつて居り我國民所得構成の狀況を推知せしむるものがある

△所得五千圓を基準とすれば

戸數　一、千圓以上五千圓以下　一、四四七、二六三戸（八九％）
金額　二、七四〇百萬圓（五四％）

一、五千圓超
戸數　一五六、六九〇戸（一一％）
金額　二、三〇四百萬圓（四六％）

△所得三萬圓を基準とすれば

一、千圓以上三萬圓以下
戸數　一、三九二、八三三戸（九九％）
金額　四、一九六百萬圓（八三％）

一、三萬圓超
戸數　一一、三一戸（一％）
金額　八四七百萬圓（一七％）

△所得十萬圓を基準とすれば

一、千圓以上十萬圓以下

に伴ひ地方に於いては農林畜水産業に依りては期待し得ざる積極的振興を實現し都市と農村との對立激化を是正し得ると共に經濟統制の强化に因りて不振に陷れる中小商工業者の救濟に資することを得、以て全國家の健全なる發達を招來し得べし、之を要するに工業の地方分散は國防經濟確立上不可缺の要件たると共に亦人口問題、社會問題、國民保健、災害防止、地方振興其の他各般の問題に對して寄與する所極めて大なるものあり、之現下の我國に於て工業地方化の速に促進せられざるべからざる所以なり依て大體次の如き方策に依り工業の地方分散を圖るの要ありと認む

(一)工業の集中甚しき地域又は工業の無計畫的膨脹を來す虞ある地域に對し工場の新增設を統制すると共に他方積極的に工業を建設すべき適地を設定し重要工業地帶の全國的配備を促進するの施策を講ずる事(二)工場の新增設を統制するの必要ある地域を指定し其の地域內に於ける一定業種、一定規模の工場の新設を統制する事(三)積極的に工業を建設すべき地域を指定し左の如き施策を實施する事、倘右地域の中特に工業建設の可能性又は適性多き地域を指定し之に對しては工業建設を促進すべき施策を急速に實施し當該地域內に經濟的及技術的に特に密接なる關聯ある工業其の他の工業を綜合的に發達せしめ以て工業基地たらしむる樣措置する事①中央及地方に於て工業地方化計畫に關する調査及立案機關を整備する事②中央及地方に於て工業建設に關する指導斡旋機關を整備する事③土地使用の便宜增進及地價昂騰抑制の方途を講ずる事④道府縣其の他自治團體の工業建設促進に要する經費に對し助成金を交付する事⑤中央又は地方に於て工業建設を促進する爲工場用地、交通、動力、用水排水、租稅公課、從業者、金融等に關し各般の施設を講ずる事(四)本計畫の實施に當りては生産力擴充計畫に卽應する如く措置すると共に物資需給計畫、勞務需給計畫、交通電力計畫等との調整に留意する事(五)工業の地方分散に關する根本的恒久的方策に付ては國土計畫又は地方計畫と相關聯せしめて調査立案し之が實施に必要なる特別法の制定等に付考慮事する

厚生

國民體力管理法原案成る

【九・二九】厚生省では戰時下國防力の消長に直接至大の關係ある國民體力の向上を圖るため國家に於て國民體力の實相を把握しその向上の根本的方策を樹立すべく懸案の國民體力管理制度を制定するに決し既に十四年度に於ては全國各府縣平均二千人につき基礎的體力檢査を遂げこれに基き體力局を中心に國民體力管理制度の單行法律案要綱の立案に着手してゐたが廿九日に至り主管局原案の完成をみたので三十日正式に小原厚相の決裁を經た上十月七日國民體力審議會の第一回總會を開き厚生省原案を附議、決定をみれば直ちに法文化に着手し來議會に提案することに決定した、而して國民體力管理制度制定の根本方針は從來民法の規定により親權者に一任されてゐた未成年者の身體保護及び監護に關し今後は國家が親權者と協力する建前の下に國家に於て國民の出生と共に一定年齡每に體力の調査を執行し適切なる指示、監督を行ひ健全なる發育を圖ると共に國民體力の現狀を把握しその向上に關する根本的諸對策を樹立する基礎資料たらしめんとするものでこの國民體力管理制度の適用範圍は滿二十歲以下の未成年男女約三千萬人で每年國家が强制實施する體力檢査の項目は身體計測、運動機能の測定、精神機能の檢査、疾病異常の檢診等である、而して國家はこの結果に基き個人の體力の指導、指示、注意更に進んで强制命令を以て體力の向上を圖り國民體力の向上に萬全の方策を樹立せんとするもので之が制定は各方面より期待されてゐる

勞務管理委員會設置

【九・三〇】政府は本年度勞務動員計畫を完遂するため勞務者の量的調整を圖ると共に質的向上を期することになり厚生省勞働局ではこれが具體化を急いでゐたがこの程第二豫備金九千圓の支出を得たので同省に民間に於ける勞務管理についての有識者卅名を網羅する勞務管理委員會を新設することに決定、目下委員の人選中であるが大體十月中旬に發令し第一回委員會を廿日に開催する豫定である、而して同委員會に於ける諮問事項は

△時間制度（交替制）の研究△休憩時間、休日の研究△出勤獎勵方策△作業動作研究△作業場設備改善策△作業環境改善策△無駄排除の研究△資源愛護の研究△勞務者敎育の徹底策△工場、鑛山保健衛生の研究△體位向上策△勞務者の經濟施設の研究△勞働者住宅の研究△勞働者の慰安、娯樂の研究△勞務管理制度の研究

の十五項目に亘つてゐるが差し當り能率問題、勞働力維持培養、勞務管理制度の三專門部會を委員會內に設け緊要問題たる産業報國、生産倍加運動の方策、勞働管理制度の研究、勞働力維持培養等について檢討、それぞれ實現に邁進することになつてゐる

鐵道

鐵道運賃低減實施

【九・二九】鐵道省では時局に鑑み生産力擴充並に物價抑制に資するため鐵道運賃審議會の答申に基き國策物資に對する國有鐵道の運賃低減を研究中であつたが愈々之が成案を得たので廿九日の閣議に付議可決を見たので十月一日より左の如く運賃を低減する事となつた、之によつて一年間に約一千五百萬圓の運賃が引下げられることになつてゐる

(一)工業關係㋑石炭　各種産業の基本的燃料たる石炭に對して距離に應じ普通運賃から一割五分迄の低減を行ふ㋺金鑛、金銀鑛　金鑛、金銀鑛に對しては從來も高率の運賃低減を行つてゐたのであるが今回は原則として普通運賃から五割引を行ふこととし生産擴充方針に依り增産した部分に對しては割引率を增加して八割引を行ふ㋩金銅鑛　金を含む銅鑛に對しては原則として普通運賃より約二割引を行ふこととし增産部分に對しては五割引を行ふ㊁鐵鑛、銅鑛、硫黃鑛等の重要鑛石　鐵鑛、銅鑛（除金銅鑛）、硫黃鑛等の重要鑛石に對しては原則として普通運賃より約二割引とし增産部分に對しては四割引を行ふ㋭石灰石　石灰石にして金屬製煉用及硫酸アンモニア製造用のものに對しては普通賃率より二割引を行ふ㋬坑木、パルプ原料の木材　坑木及パルプ原料となるものにして全國山林會聯合會の販賣斡旋に係る間伐材に對しては普通運賃から三割引を爲し、其の爲のものに對しては普通運賃から二割引を行ふ㋣鑛油原油、工業鹽　石油原油その他の鑛油原油に對しては普通運賃から三割引を爲し又曹達原料となる工業鹽に對しては普通運賃から二割五分引を行ふ

(二)農山漁村關係　工業關係の物資に對する割引の外に農山漁村關係生産力擴充關係資材に對して次の樣に割引を行ふ㋑飼料　飼料に對しては現に高率の割引をしてゐるが今回は牧草、麥芽根、混合飼料、麩、穀物の糠、魚粉、乾蛹等の飼料に對し肥料と同樣普通運賃から約三割二分の低減を行ふ㋺苗木　造林用苗木、果樹苗木、桑苗木に對しては普通運賃から約二割五分の低減を行ふ㋩種子　牧草種子、綠肥用種子、野菜種子に對しては普通運賃から約二割五分の低減を行ふ㊁農具、養蠶用具、漁網　此等の貨物に對しては普通運賃から約二割五分の低減を行ふ(三)回收廢品　不用資材を回收し之を再生使用することは資材節約の見地から緊要であるから金屬屑、電線屑、硝子屑、ゴムタイヤ及チューブの屑、ゴム屑、襤褸糸屑類、古新聞紙、古雜誌、紙屑反古紙、藁屑、莚蓆俵叺の屑、電球の古底金に對し普通運賃から三割引を行ふ

司法

☆一般外交

日本固有法調査委員會開設

【九・二一】宮城法相は東亜新秩序の建設に對應して從來外國法の模倣に依存してゐた我國の諸法制をその模倣から脱却して固有の法制を確立する必要を認め司法省内に日本固有法調査委員會を設置することに決定し廿一日午後開かれた省議において委員會規定を決定した、同委員會は豫算を要求せず規定は内規として來月中に開設する方針で會長一名の外に部内外の專門權威者十數名を委員に囑託し肇國以來の日本固有法を調査研究せしめこれによつて司法運用の指導方針を確立すると共に將來における立法並に法律改廢の基礎的精神たらしめんとするものであり研究題目の一例としては固來の氏子制度、五人組制度等も擧げられてゐる

商法施行打合會同

【九・二五】司法省では明年一月一日よりの改正商法施行に先立つて廿五日午前十時より實務に鞅掌する各裁判所判事の準備打合せ會同を開催、東京控訴院中島部長以下各裁判所判事六十名並に植民法官も列席の上宮城法相より訓示、坂野民事局長より疑義の解釋に就いて指示の後協議に入つた

辯護士登用

【九・二五】司法省では法曹一元化の趣旨徹底のため可及的に辯護士から判檢事を登用する方針に決定してゐるが二十七日五名を登用した、今後引續き年内に四十名内外を採用する方針である

新駐佛大使に澤田次官

【九・二三】阿部兼攝外相は歐洲情勢の重大變化に鑑み故杉村大使歸國以來缺員となつてゐる駐佛大使を至急任命すべく人選の結果、現外務次官澤田廉三氏を起用するに決しフランス政府にアグレマンを要請中の所二十二日快諾を得たので政府では直ちに國内手續の整備を圖ることゝなつた

▲澤田駐佛大使親任式【九・二六】天皇陛下には廿六日午後一時五十分宮中鳳凰の間に出御あらせられ阿部首相侍立の下に澤田廉三氏に對する駐佛大使親任の勅語を賜ひ首相より官記を傳達した、尚澤田氏轉出に伴ふ谷正之公使の外務次官就任の辭令は同日の閣議に於て左の如く發令された

外務次官　從四位勳三等　澤田廉三

任特命全權大使　佛國駐劄被仰付

特命全權公使　從四位勳二等　谷　正之

任外務次官（一）

▲佛は澤田新大使歡迎　パリ【九・二一】フランス外交界では澤田外務次官の駐佛大使任命に頗る滿足の意を表明し、フランス政府が之に對し直ちにアグレマンを出したことは日佛關係再調整の第一歩を意味するものだと云つてゐる

駐伊大使決定

【九・二九】瑞西公使天羽英二氏の伊太利大使轉任は二十九日内奏同氏は滯歐中のため親任式は行はせられず官記が傳達される筈である

▲伊、天羽大使にアグレマン　ローマ【九・二七】イタリア政府は廿七日新駐伊日本大使天羽英二氏に對しアグレマンを與へた旨發表した

▲駐伊大使發令【九・三〇】瑞西公使天羽英二氏の伊太利大使轉任は廿九日内奏、天羽氏滯歐中のため親任式は行はせられず卅日左の如く發令された

特命全權公使　正四位勳二等　天羽英二

任特命全權大使　伊國駐劄被仰付

ソ聯駐日大使館員增加

モスクワ【九・二五】ソ聯政府は最近漸次對日接近のジェスチュアを示してゐるが廿五日外交消息筋の情報に依ればソ聯政府はスメターニン新駐日大使の任命と共に更に大使館員を增員するに決定、ジューコフ・マツチクの兩參事官の他二等書記官一名及び官補二名を新たに東京に派遣することになつた模樣である、尚京城・敦賀及び大連の領事も夫々任命された

東郷大使、モロトフ委員と會見

モスクワ【九・二七】東郷大使は二十七日クレムリン宮にモロトフ外務人民委員を訪問、長時間に亘つて會談を遂げた、會談の内容は日ソ停戰協定に引續き兩國間の諸問題につき意見の交換を遂げたものと解される

暹國名「泰」を使用

【九・二三】外務省では「シヤム」國の新國名「タイ」に關し、假名書するを正式とするが漢字の當字を使用せんとする場合には「泰」の字を當てるに決した旨發表した

酒匂駐波大使に歸朝命令

【九・二八】ポーランドの全面的敗退の結果ポーランド政府はルーマニア領に逼入、之に伴ひ駐波各國使臣も一旦ルーマニア領に入つたがその後各本國の命令に基き續々引揚げつゝあるので帝國政府も酒匂駐波大使を一應歸國せしめることに決し廿八日同大使に對して歸朝命令を發した、尚外務省では同大使の引揚げはポーランド政府を正式に否認するが如き意味を含むものではないと言明してゐる

加藤公使歸京

【九・二九】日英東京會談は經濟問題に關する討議に於て暗礁に乗り上げその儘中絶狀態となつてゐたところ歐洲戰爭の勃發となり爾來英國側は同會談再開を熱望してゐる模樣であるが、滿洲支那方面を視察旅行中であつた駐支公使加藤外松氏は途中歸朝命令に接し廿九日午前七時十分東京驛着歸京したので、同公使の歸京と相俟つて東京會談再開如何の問題が日程に上るものとみられ注目される

日英會談申入れの事實なし

【九・三〇】最近日英會談再開說が喧傳されてゐるが、外務省河相情報部長は卅日記者團との會見席上

今日までのところ英國政府より東京會談再開の申入れに接した事實なし

と公式に否定し且又帝國政府としては日英會談再開問題については内外の事情に鑑み特に愼重の態度を持してゐるので會談の再開は未だ日程に上つて居らぬと云ふのが實情である旨を闡明した、即ち帝國政府は過般の日英會談が決裂狀態に立到つた經過より見るも單に天津問題に限つても英國側が餘程肚をきめて米國の諒解を得て讓歩し來らない限り再開に應じられぬ道筋となつてゐるのであるが最近英國政府が對日大讓歩を決意し會談再開を希望してゐるとの情報は目下のところでは歐洲情勢の生んだ臆測の範圍を出でず、從つて帝國政府が英國のこの對日媚態ゼスチュアを取り上げて直ちに日英會談再開を眞劍に考慮することはあり得ないとされてゐる、加ふるに再開した日英會談が再び暗礁に乗り上げる樣なことになれば日英兩國關係は自然惡化の一路を辿る外なく延いては帝國の不介入方針に背馳するような結果を生ずる惧れなしとせぬので日英會談再開に先立ち帝國政府としては英國の意中を充分に檢討諒解した上で圓滿妥結の見込充分との見透しを得るに至るまでは假令英國より再開のの申入れがあつても正式に之に應じ得ないとの愼重なる態度を持してゐる

佛國の共産黨解散主旨發表

【九・三〇】佛國政府は去る廿六日大統領令を以て共産黨その他左翼團體の解散を斷行したが右につき卅日夕刻在京佛國大使館では本國政府の訓令により解散の主旨を大要左の如く發表した

佛國政府の共産黨解散は銃後の團體に對する國外からの指圖の如きを一切廢除せんとしたものでこれによりソ聯との間に新なる對立を生ぜしむるが如きは本意でない、佛國はたゞ歐洲の新情勢に對し擧國一致の態勢を保持せんとするものである、從つて將來とも共産黨乃至これに類似の一切の國内運動を嚴禁し以て對獨戰の最後的勝利を期する

寺内大將動靜

▲寺内大將ヒ總統と會見　ツオポツト【九・二】寺内大將は廿日午後ツオポットの大本營にヒトラー總統を訪

問、總統と膝を交へて會談したが右會談にはリツベントロツプ外相、大島駐獨大使が同席した、續いて總統は更に河邊駐在武官及び隨員を引見したが右終つて寺内大將は大島大使他一行と共にリツベントロツプ外相の貴賓として東部戰線視察に向つた

▲寺内大將西部戰線へ　ベルリン【九・二六】寺内大將は大島大使河邊武官と同道廿六日午後九時アンハルター驛を出發ドイツ國防省の案内で西部戰線ジーグフリード要塞線の視察に赴いた、一行は數日間に亘り正に火を吹かんとする西部要塞線を詳細に見學する豫定である

▲寺内大將ナチス政治大學見學　ベルリン【九・二九】西部要塞線視察から廿八日ベルリンに歸還した寺内大將は廿九日ベルリンのナチス政治大學を見學、午後は女子勤勞奉仕隊營舍を視察した

各國使臣往來

▲波國參事官歐亞局長訪問【九・二一】駐日ポーランド大使館參事官ミハ・ロフスキー氏は二十一日午後三時二十分外務省に西歐亞局長を訪問約一時間に亘り要談を遂げた

▲獨書記官外務省訪問【九・二一】マルシュトラー駐日獨逸大使館一等書記官は廿一日午前十一時廿五分外務省に三谷條約局長を訪問、約三十分に亘り要談した

▲伊太利大使外務省訪問【九・二三】アウリツチ駐日伊太利大使は廿二日午後四時外務省に澤田次官を訪問約廿分に亘り歐洲情勢に關する情報交換を行ひ又ボルツエ駐日獨大使館參事官は午後五時栗原東亞局長を訪問新支那中央政權の成立を中心として種々情報を聽取し同四十五分辭去した

▲伊國大使歐亞局長訪問【九・二五】アウリツチ駐日伊國大使は二十五日午後零時十分外務省に西歐亞局長を訪問要談を遂げ同四十分辭去した

▲ソ聯代理大使外務省訪問【九・二八】ゲネラロフ駐日ソ聯臨時代理大使は廿八日午前十一時廿分外務省に西歐亞局長を訪問要談を遂げ午後零時五分辭去した

☆ 專任外相設置

野村大將外相就任受諾

【九・二三】阿部首相は專任外相設置に關し事變完遂のため對外折衝の中心となるべき適當の人物を得次第速かに決定したき意向のもとに種々考慮をめぐらした結果曩に現學習院長野村吉三郎大將を最適任者と認め外相就任を懇請した結果同大將は考慮を約し二十二日午前十一時五十分宮内省において白根次官と會見引續き午後一時より松平宮相と會見約一時間半要談を遂げたが進退問題について協議した模樣でその結果廿三日朝阿部首相に受諾の旨回答をなした、よつて首相は廿五日宮中の御都合を伺つて參内、正式に奏上することになつた

▲外相親任式【九・二五】阿部首相は廿五日午後二時宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ野村新外相につき内奏よつて陛下には親任式擧行の旨仰出され同三時宮中鳳凰間に出御、阿部首相侍立の上野村大將に對し親任の勅語を賜ひ首相より左記官記を授けた

學習院長　海軍大將
正三位勳一等功三級　野村吉三郎
任外務大臣
内閣總理大臣兼外務大臣　阿部　信行

免兼官

海外反響

▲佛は野村外相歡迎　パリ【九・二三】野村大將の專任外相就任の報は廿三日パリに傳へられたが未だ之に關して官邊は何等の批評も爲さずパリ各紙亦沈默を守つてゐる、外交消息通の間では野村大將が曾て軍縮會議に出席したこと歐米情勢に明るいことなどを指摘して好感を以つて迎へてゐる

▲米も野村外相歡迎　ワシントン【九・二三】野村大將の外相親任に對しては米國各方面とも好感を以て之を迎へ廿三日ワシントン各紙の報道振りを見るに米國の友人とか日米關係の調整を主眼とするとかの見出しが附されてゐる、一般に日米關係調整に對し日本が積極的に出んとしてゐるとの印象が强い、右と相俟ち駐米大使更迭說も東京電で傳へられてゐるが新外相就任と共に駐米大使の更迭など屢々行はれる例から見てそれ程意外とも感じてゐない樣である、尙野村大將は曾て駐米海軍武官としてワシントンにゐた當時多くの友人を造り評判の良い人であつただけにワシントンとは特に親しみ深くそれだけに新外相はワシントン人には特別の感じで迎へられてゐる

▲新外相決定とドイツ　ベルリン【九・二三】野村大將の外相就任決定の報にドイツ外務省では意見發表を差控へ新聞も亦事實を掲載したに止まつてゐる、ドイツ側のかゝる消極的態度はドイツ側が日本の對歐政策に對し大きな關心を有し特に對英政策の成行を凝視してゐる事實を裏書するものと見られる

外務次官決定

【九・二三】澤田外務次官の駐佛大使轉出の後任については阿部兼攝外相において詮衡の結果谷正之公使を起用することに決し廿六日の定例閣議に附議正式決定を見ることになつた

國防

☆ 陸軍

臨時軍事參議官會同

【九・二六】陸軍では二十八日午前十時より陸相官邸に臨時軍事參議官會同を開き閑院參謀總長宮、梨本元帥宮兩殿下を始め奉り杉山、古莊兩大將宇佐美中將、畑陸相出席、陸相より挨拶をなしたる後午餐を共にしつゝ種々懇談した

☆ 海軍

新鋭「鹿島」進水式

【九・二三】動亂の歐洲に絕對不介入の嚴たる態度を持し太平洋上に無敵の威容を誇る帝國海軍の新威力として三菱重工業横濱ドツクで建造中の軍艦「鹿島」の進水命名式は廿五日午後三時四十五分、長き邊りより御差遣の久邇宮朝融王殿下の台臨を仰ぎ吉田海相、長谷川横鎭長官等諸員參列の下に擧行された、新鋭艦鹿島は初代軍艦鹿島の武名を繼ぐ第二世で初代「鹿島」は明治三十九年五月二十三日イギリス、アームストロング會社で建造された當時の新鋭艦で世界大戰に從ひ大正七年一月第三艦隊に屬し露領沿岸警備に武勳を樹てた同十年長くも聖上陛下御渡歐の砌り供奉艦の光榮に浴し大任を果したが同十三年九月二十日海軍軍縮會議の犧牲となつて除籍された由緒の軍艦である、今回の「鹿島」は初代の威武をその名につぐ新鋭である

練習艦隊南洋方面へ

【九・三〇】海軍省公表（卅日午後五時）澤本中將の率ゆる練習艦隊は八月上旬來朝鮮沿岸旅順大連支那沿岸方面を行動し九月廿日横須賀に歸港諸準備を進めつゝありし所十月四日横須賀を拔錨、外國航海の壯途につくこととなれり、同艦隊は布哇南洋群島方面を巡航本年末内地に歸着の豫定なり

人事

☆ 各省辭令

内閣人事

△二十五日

從四位勳二等　小林　一三
從四位勳三等　藤沼　庄平
勳四等　芦田　均
　　增田　義一
　　大谷竹次郎
　　高石眞五郎
　　緒方　竹虎
　　古野伊之助

内閣情報部參與被仰付（各通）

宮内辭令

△二十五日

宗秩寮總裁　武者小路公共
子爵
學習院長事務取扱被仰付

鐵道辭令

△三日

國觀、事、庶　傳
國際觀光局事務官　高瀨
任國際觀光局書記官（三）
國際觀光局事業課勤務を命ず
仙鐵、電、電力長　湯村　房治
鐵道局技師
任鐵道技師（三）

電氣局電力課勤務を命ず
鐵調
鐵道調査部技師　湯口　寛二
任鐵道技師（三）
運輸局運轉第二課勤務を命ず
電、電　鐵道技師　木下　彌輔
新鐵、長野運事長
鐵道局技師　清水　精吉
任鐵道教習所教官（三）
東京鐵道教習所勤務を命ず
東鐵、大宮工場長
鐵道局技師　内山　九万
兼任鐵道教習所教官（三）
東京鐵道教習所大宮技工養成所長を命ず
東鐵、大井工場長
鐵道局技師　多賀　祐重
兼鐵道教習所教官（三）
東京鐵道教習所大井技工養成所長を命ず
名鐵、名古屋工場長
同　吉澤　英雄
兼任鐵道教習所教官（三）
名古屋鐵道教習所名古屋技工養成所長を命ず
名鐵、濱松工場長
同　都崎雅之助
兼任鐵道教習所教官（三）
名古屋鐵道教習所濱松技工養成所長を命ず
大鐵、鷹取工場長
同　大月　武一
兼任鐵道教習所教官（三）
大阪鐵道教習所鷹取技工養成所長を命ず
同　吹田工場長
同　岩井　久藏
兼任鐵道教習所教官（三）
大阪鐵道教習所吹田技工養成所長を命ず
門鐵、小倉工場長
鐵道局技師　後藤　猛
兼任鐵道教習所教官（三）
門司鐵道教習所小倉技工養成所長を命ず
新鐵、長野工場長
同　三善　威
兼任鐵道教習所教官（三）
新潟鐵道教習所長野技工養成所長を命ず
同、土崎工場長
同　石田　貫一
兼任鐵道教習所教官（三）
新潟鐵道教習所土崎技工養成所長を命ず
仙鐵、郡山工場長
同　大戸　久雄
兼任鐵道教習所教官（三）
仙臺鐵道教習所郡山技工養成所長を命ず
同、盛岡工場長
同　杉山　一男
兼任鐵道教習所教官（三）
仙臺鐵道教習所盛岡技工養成所長を命ず
札鐵、苗穗工場長
鐵道局技師　田邊　吉造
兼任鐵道教習所教官（三）
札幌鐵道教習所苗穗技工養成所長を命ず

拓務辭令

△二十八日
正四位勳四等　櫻井　學
任拓務大臣秘書官（三等）

司法辭令

△二十六日
名古屋控訴院長　大森　洪太
同　檢事長　和田　良平
長崎控訴院檢事長　岩松　玄十
宮城控訴院檢事長　石塚　榮一
札幌控訴院檢事長　德永　榮吉
司法研究所參與を囑託す（各通）

△二十七日
熊本地方檢事（次席）　松永　志逸
補長崎控訴院檢事（次席）
長崎控訴院檢事（次席）　樋口　良廣
補樺太地方檢事正

農林辭令

△二十一日
海軍少將　御宿　好
生糸需要增進調査會臨時委員被仰付
海軍中將　氏家　長明
生糸需要增進調査會臨時委員被免

外務辭令

△二十八日
内閣書記官長　遠藤　柳作
外務政務次官　多田　滿長
外務次官　谷　正之
外務參與官　依光　好秋
文部次官　大村　清一
對支文化事業調査會委員被仰付（各通）
外務次官　谷　正之
支那事變被害調査委員會委員被仰付
永積純次郎　春日　政治
帝國大學令第十三條に依り勅旨を以て九州帝國大學名譽教授の名稱を授く（各通）

△三十日
東京高等工藝學校教授　江崎　歡藏
任東京高等工藝學校
生徒主事兼教授（三等）

☆ 敍位敍勲

▲空の殉職勇士に敍勳【九・三】長き邊りでは飛行訓練中殉職した左の兩氏に對し二十二日敍勳の御沙汰あらせられた

海軍航空兵曹長
勳七等　小西　三郎
授青色桐葉章
海軍整備特務少尉
正八位勳八等　堀籠　信治
敍勳七等授青色桐葉章
▲定期敍勳【九・三】長き邊りでは磯谷中將以下五千七百十一名の文武官に對して廿三日定期敍勳の御沙汰あらせられた、主なるもの左の如し
陸軍中將　磯谷　廉介
從四位勳二等
同　桑木　崇明
正四位勳二等功五級
同　牛島　實常
正四位勳二等功四級
敍勳一等授瑞寶章（各通）
陸軍主計少將　市川　乙佑
正五位勳三等　綱本　淺吉
同上
陸軍少將　野副　昌德
正五位勳三等
陸軍々醫少將　押火權太郎
正五位勳三等
陸軍中將　百武　晴吉
正五位勳三等功四級
陸軍少將　沼田多稼藏
正五位勳三等　井上　貞衛
同上
陸軍主計少將　上田昶治郎
正五位勳三等
陸軍中將　七田　一郎
同　同
陸軍少將　上月　良夫
正五位勳三等
陸軍々醫少將　平野　林
同　貴族院議員
正三位勳三等子爵　秋月　種英
北海道帝大教授
正四位勳三等　吉川　元民
金澤醫大教授
同　佐口　栄
熊本藥學專門學校長
同　村山　義温
九州帝大教授
同　高木市之助
東大教授
同　市河　三喜
陸軍中將
同　町尻　量基
陸軍少將
正五位勳三等　山地　坦
同上　岩永　汪
陸軍中將
從四位勳三等　木下　敏
同上　增野　周萬
陸軍中將
正五位勳三等　馬場　保雄
同上　秋山　義允
敍勳二等授瑞寶章（各通）
▲岡田壽伯に餘榮【九・三】長き邊りでは去る廿三日逝去した東京美術學校教授岡田三郎助氏に對し生前美術界に盡せる功績を嘉せられ廿三日左の如く位一級追陞の御沙汰あらせられ又廿四日葬儀に先立ち幣帛並祭資下賜の御沙汰あり、同日午後二時中澤弘光壽伯が宮内省に出頭、拜受した
故正四位勳二等　岡田三郎助
敍從三位（特旨を以て位一級追陞せらる）
×　×

財政・經濟

旬間大觀

石油共販制、農林資材配給問題、輸出稅新設問題等をめぐつて伍堂兼任農相の「商工偏重政策」に對する不滿欝積し、專任農相設置論俄然燃えあがり殊に農村團體方面にその要望は熾烈を極めるに至つた。

歐洲大戰勃發以來英米クロスの浮動、磅の低落を前にして爲替政策は據點を失ひ、對米爲替協定の例外規定の援用によつて漸く當面を糊塗して來たが、磅相場が對米四弗二仙の公定相場附近に小康を維持するかのごとき形勢に至つた機會に我が對米レートは英國の對米公定相場を基準として裁定することゝなつた。一方戰亂勃發以來杜絶狀態にあつた對獨爲替取引は二十九日再開、歐洲長期戰態勢の本格化とゝもに諸般の政策も漸次一應の對策を整備しつゝある。

一般

☆一般

俸給制限令適用範圍

【九・二七】會社職員給與臨時措置令は廿七日の總動員審議會に於て原案通り可決されたが席上大野次官は同勅令適用會社の範圍につき左の如く說明勅令實施に當つての當局の方針を明かにした

資本金二十萬圓以上の會社は臨時資金調整法並に利益配當令との均衡から全部適用範圍に入るが資本金二十萬未滿の會社に於ても(一)職員二、三十名以上を使用する會社は稍々規模の大なるものと認めて主務大臣の命令により適用範圍に包含せしめる(二)鐵道、電軌、相互保險會社、船會社等は主務大臣の命令により規模の如何に拘らず適用を受ける、また現在の給料手當準則が常軌を逸するものについては明確なる準則の呈出を求め著しく高率なる會社は總動員法第十一條の經理命令により適正點に引下げしめる

九月分生計費指數概況

▲東京大阪生計費指數【九・二五】內閣統計局では東京大阪兩市の生計費指數(九月分)を二十五日左の如く發表した

△東京市大阪市生計費指數(一)本月の勞働者生計費指數は兩市共一分强の上昇を見たり、右は兩市共主として被服費及飲食料費が夫々二パーセント方上昇したるによる、被服費に在りては兩市共衣料の騰貴二・五パーセント以上に及べり、飲食料費は東京にては豆腐類、魚介類、菓子、果物類の騰貴に依る事多く、豆腐、煮物、漬物は八・二パーセント、魚介は七・八パーセント菓子及果物は五・七パーセント方前月より騰貴せり、他方蔬菜類は前月の一八・九パーセントに及ぶ大幅の低落を示せり大阪の飲食料費騰貴の內容は乾物及魚介類の騰貴にして乾物は一〇・三パーセント魚介類は一〇・一パーセント方前月より騰貴せり、他方豆及小菜は東京と同じく一三パーセントの大幅の低落を示せり(二)本月の給料生活者の生計費指數も兩市共前月の一分强上昇したり、その上昇の主なる原因は勞働者の場合と同樣被服費及飲食料費の騰貴による(三)本月は東京の勞働者の生計費指數は大阪より高く、東京の給料生活者の生計費指數は大阪より低し(四)本生計費指數の價格資料は九月十六日現在の調査にして今般價格停止の緊急措置に依り一般生活用品等の騰貴抑制せられたるを以て今後適正價格の公定ありと雖も生計費中住居費、光熱費、被服費等の指數は今月の指數を以て略々最高と見るを得べし

(昭和十二年七月基準△印は減)

東京市

	本月	前月を百とした騰落	前年同月を百とした騰落
勞働者	一三三・八	一・三%	八・四%
飲食料費	一二八・〇	一・六	一二・一
住居費	一〇六・五	〇・九	三・五
光熱費	一二七・一	一・〇	二・三
被服費	一五三・三	二・三	一七・〇
其他諸費	一〇八・七	〇・三	一・四
給料生活者	一三〇・六	一・一	七・五
飲食料費	一二八・三	一・三	一一・一
住居費	一〇四・九	〇・七	二・三
光熱費	一二五・二	〇・九	一・九
被服費	一五一・九	二・〇	一五・九
其他諸費	一〇七・一	〇・二	一・二

大阪市

	本月	前月を百とした騰落	前年同月を百とした騰落
勞働者	一三三・三	一・二%	八・七%
飲食料費	一二八・一	一・七	一二・二
住居費	一〇六・三	〇・八	三・四
光熱費	一二五・一	△〇・二	二・一
被服費	一五七・五	二・一	一七・七
其他諸費	一〇四・四	〇・〇	一・七
給料生活者	一三一・一	一・二	八・二
飲食料費	一二七・七	一・六	一〇・九
住居費	一〇五・七	〇・七	二・九
光熱費	一二三・五	△〇・一	一・六
被服費	一五六・九	二・二	一八・〇
其他諸費	一〇四・三	〇・一	二・〇

▲全國及都市別生計指數【九・二九】內閣統計局では二十九日全國及都市別生計指數(九月分)を發表したが概要左の如し

(一)本月の勞働者生計費指數は前月に比して一分五厘の上昇を見たり、右は主として飲食料費と被服費が夫々二パーセント方騰貴したるに依る飲食料費昂騰の原因は米麥類中特に米が一般物價高端境期等に歸因して騰貴したるを始めとし魚介類竝に菓子及果物類の騰貴したるに依るものなり、又被服費の上昇の原因は衣類の著しき騰貴に依るものなり(二)本月の給料生活者の生計費指數は前月に比して一分强の上昇にして、勞働者指數に比較して上昇率稍々低し而して右上昇の主なる原因は勞働者指數の場合と同樣飲食料費と被服費の騰貴に依るものなり(三)本生計費指數の價格資料は九月十六日現在の調査にして今般の價格停止の緊急措置に依り一般生活用品等は騰貴抑制せられたるを以て、今後適正價格の公定ありと雖も、生計費中住居費、光熱費、被服費等の指數は今月の指數を以て略々最高と見るを得べし

△全國生計費指數(九月分)(昭和十二年七月を一〇〇とす、△印は減)

勞働者

	本月	前月を百とした騰落	前年同月を百とした騰落
生計費指數	一三四・三	一・五%	九・八%
內譯			
飲食料費	一二八・〇	一・九	一三・六
住居費	一〇八・八	一・〇	四・五
光熱費	一三三・八	〇・八	三・〇
被服費	一五五・二	一・九	一八・三
其他諸費	一〇七・二	〇・三	一・七

給料生活者

	本月	前月を百とした騰落	前年同月を百とした騰落
生計費指數	一三三・七	一・二%	九・〇%
內譯			
飲食料費	一二八・三	一・七	一三・三
住居費	一〇七・一	〇・八	三・六
光熱費	一一九・六	〇・八	二・五
被服費	一五四・六	一・八	一七・五
其他諸費	一〇六・五	〇・二	一・六

△各都市生計費指數(九月分)(昭和十二年七月を一〇〇とす)

イ 勞働者

	本月	前月を百とした騰落 %	前年同月を百とした騰落 %
札幌市	一三五・四	一・二	一〇・九
仙臺市	一二四・九	二・一	八・四
山形市	一三九・八	一・四	一三・三
郡山市	一二九・一	〇・九	一三・八
前橋市	一二六・〇	三・一	一三・〇
東京市	一三三・八	一・三	八・四
橫濱市	一二四・四	〇・五	一〇・三
新潟市	一三三・八	三・八	一三・六
金澤市	一三一・六	△〇・六	一二・四
松本市	一二六・二	三・〇	一三・九
濱松市	一三〇・八	二・三	一三・六
名古屋市	一三三・六	一・二	一〇・六
京都市	一三一・二	二・六	八・三
大阪市	一三三・三	一・二	八・七
神戸市	一二四・九	二・二	一二・二
鳥取市	一二九・九	二・三	一三・五
岡山市	一二四・一	一・六	一〇・四
廣島市	一二六・七	一・二	一〇・七
德島市	一二七・三	二・二	九・〇
今治市	一三九・四	二・一	一三・七
八幡市	一三四・三	〇・九	一一・二
長崎市	一三七・九	一・三	九・九
熊本市	一三四・五	〇・六	一〇・〇
延岡市	一一八・二	〇・四	九・七

ロ 給料生活者

	本月	前月を百とした騰落 %	前年同月を百とした騰落 %
札幌市	一三四・二	一・四	一〇・七
仙臺市	一三三・七	二・三	七・五
東京市	一三〇・六	一・一	七・五
金澤市	一三〇・三	〇・四	一〇・七
名古屋市	一三一・〇	一・一	九・八
大阪市	一三一・一	一・二	八・二
廣島市	一三六・四	一・二	一〇・八
德島市	一三六・五	二・二	八・四
八幡市	一三〇・七	〇・三	九・六
長崎市	一三七・〇	一・六	一〇・〇

「備考」新潟市及濱松市の勞働者生活生計指數は全國二十四都市中最高にして事變當初に比し三割以上の上昇を見たり、其の主なる原因は右二市に於ける飲食料費が他の調査都市に比較して著しく騰貴したる爲なり

八月勞働統計概況

【九・三〇】內閣統計局では大正十二年七月以來內閣統計局で發表して來た賃銀統計と日本銀行で大正十年十一月以來發表して來た勞働統計とを合一して勞働統計毎月實地調査令によつて本年六月より施行せられた勞働統計毎月實地調査の本年八月分の結果の中勞働者の就業人員就業時間及賃銀の狀況を卅日左の如く發表した

一、男子勞働者に關するもの

	八月 工場	八月 鑛山	八月 交通事業分體	七月 工場	七月 鑛山	七月 交通事業分體
延就業人員總指數	一五一	一〇八	一〇三	一三七	一一三	一〇三
內 二十歲未滿	二〇三	一三五	一八二	一七五	一四〇	一六七
二十歲以上	一三八	一〇五	九五	一二五	一〇八	九四
實就業時間指數	一〇一	一〇三	—	九九	一〇四	—
延實就業時間指數	一五三	一一一	—	一三六	一一六	—
二十歲未滿の者の實收賃銀指數	一三三	一四一	一一〇	一二八	一四一	一一七
二十歲以上の者の實收賃銀指數	一二五	一二五	一一〇	一一三	一三四	一一三
實質賃銀指數	九九	一一〇	八六	九七	一一〇	八九
二十歲未滿の者の一日平均賃銀實額	圓 一・三七五	圓 一・九六八	圓 一・一九七	圓 一・三七〇	圓 一・九六八	圓 一・一九九
二十歲以上の者の一日平均賃銀實額	二・八八九	二・八三六	二・四五六	二・八八二	二・八〇八	二・三四〇

一、女子勞働者に關するもの

	八月 工場	八月 鑛山	八月 交通事業分體	七月 工場	七月 鑛山	七月 交通事業分體
延就業人員指數	一〇三	一三三	一〇八	一〇〇	一二七	一一三
內 二十歲未滿	一〇六	一五〇	一三六	一〇三	一五〇	一二〇
二十歲以上	九八	一一三	八九	九六	一一八	一〇四
實就業時間指數	一〇三	一〇三	—	一〇七	一〇五	—
延實就業時間指數	一〇六	一三六	—	一〇七	一三四	—
二十歲未滿の者の實收賃銀指數	一二四	一二七	八九	一二六	一二五	九〇
二十歲以上の者の實收賃銀指數	一一三	一三五	八七	一一三	一二七	九二
實質賃銀指數	一〇〇	一〇九	七一	九八	一一一	七五
二十歲未滿の者の一日平均賃銀實額	圓 〇・七八五	圓 〇・九四六	圓 一・一三九	圓 〇・七八〇	圓 〇・九三七	圓 一・〇三五
二十歲以上の者の一日平均賃銀實額	〇・九九六	一・二〇七	一・三六九	〇・九八八	一・二〇四	一・二九〇

三、男女總體に關するもの

	八月 工場	八月 鑛山	八月 交通事業分體	七月 工場	七月 鑛山	七月 交通事業分體
延就業人員指數	一三〇	一〇九	一〇五	一一六	一一三	一〇五
內 二十歲未滿	一三五	一三七	一四五	一二八	一四一	一三九
二十歲以上	一二六	一〇五	九四	一一〇	一〇八	九六

「備考」（一）指數は昭和十二年七月を一〇〇として表したるものなり（二）延就業人員指數とは其の月に於ける出勤勞働者延人員を昭和十二年七月の延人員に比較して算出したるものにして產業界の景況を察知する一資料たり（三）實就業時間指數とは其の月に於ける出勤勞働者延人員の實際就業總時間（早出・居殘・遲出・早退を加減したるもの）を其の月に於ける實際就業延人員にて割り之を昭和十二年七月のものと比較して算出したるものなり、之は勞働者一人當りの實勞働時間の增減を示すものなり（四）延實就業時間指數とは其の月に於ける出勤總勞働者の其の月に於ける實際就業總時間全部を合計し之を昭和十二年七月のものと比較したるものなり、之は各產業の實勞働總量の增減を表示するものなり（五）實收賃銀とは現實に勞働者が收得する賃銀（步增、手當等を含みたるもの）の實額にして半期年末の賞與及實物給與は之を包含せず（六）實質賃銀指數とは其の月の實收賃銀指數を其の月の生計費指數にて割り、之を昭和十二年七月のものと比較したるものにして賃銀の値打の增減を示すものなり（七）延就業人員指數、實收賃銀指數及一日平均賃銀實額を二十歲未滿と二十歲以上とに區分したるは我國の勞働界に於ては滿二十歲を界として經驗工と然らざるものとに分るゝ情勢なるを以てなり（八）前月の指數と比較し指數と實額との總勢に若干の背馳あるは製表上指數基準の事業體の範圍に多少の異同ありたるに依るも本月は前月に比し資料上一層の整備を見たるものなり

八月中十三都市賃金指數

商工省調査【九・三〇】八月中に於ける全國十三都市賃金指數（昭和九年乃至翌十年三月の一ケ年平均賃金）は一二八・五にして之を前月に比較すれば〇・五％前年同月に比較すれば一三・五％の昂騰である、なほ業種別賃金指數を示せば左の如し（△印低落）

△全國賃銀指數

	本月指數	前月比較	前年同月比較
全國賃金指數	一二八・五	〇・五	一三・五
業程別			
纖維工業	一三三・五	〇・四	一三・九
金屬工業	一二四・八	△五・八	四・四
機械器具工業	一一八・六	△〇・一	一〇・七
窯業	一三五・〇	二・三	一五・八
化學工業	一三一・六	二・一	一一・五
食料品工業	一三五・八	〇・三	一一・三
被服及身廻品製造業	一三〇・三	△二・〇	一四・〇
製材及家具製造業	一三九・九	三・〇	一九・〇
印刷製本業	一二三・九	△一・〇	八・二

土木建築業	一四・三	二・三	一六・六
仲仕及日傭人夫	一四二・七	△〇・一	一四・六

☆ 専任農相問題

—「政治」參照—

商工偏重政策に憤激

【九・三】農村側の農林水産用資材配給確保要望に對する政府當局の商工偏重政策に基く農村輕視傾向に憤激せる關東、東北、北海道の府縣農會、産組支會、購販聯、漁聯の各地方團體は西日本の農林水産團體と呼應し廿二日午後二時より丸の内産組中央會館に東日本農山漁村團體協議會を開催農林水産必需資材確保の件、專件農相設置の件、農山漁村問題解決のため恒久的機關設置の件等につき協議の結果あくまで要望の實現を期することゝなり左記決議並申合せを可決して廿三日首相、農林、陸海軍大臣及び企畫院總裁に除情、政府の善處方を促すことになつた

決議　戰時下農林行政の極めて重要なる時期に當り農林、商工兩大臣の兼攝を見たり、吾人は如斯農山漁村を輕視したる現政府の方針に多大の不滿を感ぜる所なるが時日の經過と共に吾人の主張は全然之を顧みることなく商工偏重の政策着々として實行せられんとするの實情に在り、即ち農林水産用必需資材の配給に關し前内閣により設置せられたる大藏省並企畫院を含む農林商工連絡委員會を忽ちにして廢止したるが如き、或は今回の石油の配給統制に當り農林當局の主張を全然容るゝ所なくして商工省案に則り之を決定したるが如き吾人の憤懣措く能はざる所なり、斯くては農山漁村が戰時下の至上命令として鋭意その實現に努力しつゝある增産計畫の圓滿なる遂行を不可能に陷らしむるの虞尠しとせず、依て吾人は斯る政策に對して絶對に反對し速に專任農林大臣を設置し之が是正を要望するものなり

農相、農村團體制と對立

【九・二七】專任農相問題其他を繞つて紛糾を重ねてゐる折柄伍堂新農政方針の闡明とこれに對する農林水産團體の意思表示がなされるものとして注目されてゐた中央農林協議會主催の農林大臣招待懇談會は廿七日午後五時より丸の内鐵道ホテルに開催、農林省側より伍堂農商相、村上、荷見兩次官、小笠原參與官、外各局部長、農林水産團體側より酒井帝農會長、有馬産組中央最頭、石黑産組中金理事長、千石全購販聯會長、稻田全養聯會長、野村帝水會長、高草全漁聯會長、外中農協加盟團體代表者五十餘名出席、晩餐を共にした後酒井中農協理事長より伍堂農商相に對し就任祝辭と共に中農協側の要望を述べたに對し伍堂農商相より一場の挨拶あり懇談に移つた、而して懇談に入るや俄然河野中央畜産會理事、石黑産組中金理事長、千石全購聯會長、野村帝水會長、高草全漁聯會長の五氏より一齊に石油配給統制問題、圓域向輸出監督權の商工省移管問題其他に關し伍堂農商相の採れる措置は農村を輕視するものなりと極めて强硬なる意思表示をなすと共に農商相の再認識を促し、農村團體側は一致して專任農相設置を要望する旨を表明、之に對し伍堂農商相は石油共販會社案裁定問題の如きは農林、商工兩省の完全なる諒解に基き裁定したるものにして決して農村輕視の意圖よりなしたものに非ざる旨を辯明、更に專任農相設置問題に關しては入閣當初より固き信念の下に農林、商工兩省對立摩擦の圓滑調整を期し敢て農商相の兼任を受諾したるものにして、從つて飽迄兩省兼任を以て進むべき意向を明らかにし、之がため農林行政の完璧を期する上に農林省顧問制を設け農村團體首腦部の參加を求める次第であると述べて農林水産團體側が伍堂農商相の農村輕視傾向を指摘して專任農相設置を要望したに對し兩相兼任を以て進む方針を表明したゝめ懇談會はきはめて緊張せる雰圍氣の中に終始し、午後九時半散會した

專任農相設置運動展開

【九・二八】帝國農會は專任農相設置問題を繞る紛糾に鑑み廿八日午前十時より丸の内帝農ビルに農政委員會を開催、酒井、山田正副會長以下農政委員出席、農林省土屋農務局長、重政對策部長より當局の生産計畫遂行並に資材配給の實情に關する説明を聽取した後同問題につき協議の結果基本的食糧政策の確立及び一切の農業問題の解決にはこの際專任農相を設置するを要するとして斷乎專任農相設置要望の運動を推進することに決定、聲明書を發表して系統農會にこれを通達、農村輿論を茲に集中して全國的運動を展開することゝなつた

水産諸團體專任農相設置要望

【九・二九】伍堂農商相をめぐる農山漁村問題の紛糾は政治問題化されんとしてゐるが石油配給統制方策の決定に對し最も憤激せる水産團體たる帝國水産會、大日本水産會、全漁聯の三團體では廿九日午前十時より全國水産代表者協議會を開催、野村帝水、三井大日水、高草全漁聯會長はじめ道府縣水産會長及び漁聯會長百名出席、商工省の採れる石油配給統制方策に關し協議した結果、政府當局のとれる方針に斷乎反對すると共に斯る農漁山村輕視の政策を敢てせる伍堂農相不信任の宣言並に決議を可決、總理、農林、商工、陸海軍各大臣、企畫院總裁に提出して專任農相設置を要望することゝなつた。尙地方側七名と帝水、大日水、全漁聯各會長を以て實行委員會を設け今後目的の貫徹を期することゝなつた

配給

☆ 金屬品

鑄鋼配給統制規則公布

【九・二七】鑄鋼の配給統制は去る七月より自治的に實施せしめてゐるが機械の生産統制の强化に伴ひ必要鑄鋼の生産並に供給の確保を期すると共に鑄鋼製造用の主要原料たる鐵屑の配給適正を期する必要があるので商工省では同省内に官民の委員より成る鑄鋼統制協議會を設置同協議會で一定期間毎に鑄鋼の需給計畫を作成しこれに基き鑄鋼の配給統制を實施することゝなつた、依つて右に伴ふ鑄鋼配給統制規則（省令）を廿八日公布、來月一日より實施することゝなつたが右要綱は次の通りである

（一）鑄鋼統制協議會は一定期間毎に各官廳及消費部門別に鑄鋼割當數量を決定し、商工大臣より各統制團體に對し其の割當額を通知する事（二）各官廳は鑄鋼統制協議會の決定に基き又各統制團體は商工大臣より通知ありたる割當數量の範圍内に於て鑄鋼配給承認書を交附する事（三）鑄鋼を業務用に使用する者は鑄鋼配給承認書の交付を受け之を鑄鋼の鑄造を業とする者に引渡すにあらざれば鑄鋼を買受くることを得ざる事（四）製造業者は鑄鋼配給承認書の引渡を受くるに非ざれば鑄鋼を賣渡すことを得ざる事（五）製造業者は鑄鋼配給承認書の交付を受くるに非ざれば其の鑄造したる鑄鋼を使用することを得ざる事（六）鑄鋼配給承認書は之を他人に讓渡し又は他人より讓渡することを得ざる事（七）鑄鋼配給承認書を引渡し買受けたる鑄鋼は之を他人に讓渡することを得ざること但し鑄鋼に加工を施し器具又は器具若は機械の部分品と爲したる後之を讓渡する場合特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざる事

第二鋼材販賣會社設立決定

【九・三五】日本鋼材聯合會では薄板鐵力、帶鋼の販賣統制機關として資本金一千萬圓を以て第二鋼材販賣會社を設立することゝなり同社設立要綱其他に關し商工當局と打合せ中であつたが廿五日正式決定を見た

▲設立内容【九・二七】第二鋼材販賣會社設立に關する第一回發起人會は二十八日東京會館に於て開催、設立要綱其他新會社設立に關する諸般の手續を決定するが設立要綱は左の如くである、なほ新會社の設立に伴ひ其の取扱品種に關する既存の各共販組合は改組して夫々日本鋼材聯合會の一部門となり生産統制に當ることとなつた

（一）取扱ふべき鋼材の品種　薄板、中板の一部、鐵力、帶鋼、高級仕上鋼板、珪素鋼板、硬鋼板、なほ右の内に

は短尺、ミスロールを包含する事（一）資本金　一千萬圓とし第一回拂込は四分の一とする事（二）株主の範圍㋑鋼材製造業者㋺指定販賣人㋩鋼材聯合會又は其の代表者（四）職能㋑鋼材製造業者との一手販賣契約に基き其の生産品を一定値段にて買取りを統制販賣する事㋺鋼材の輸出入及移出入をなし得る事㋩買入値段及販賣値段並に販賣方法に付日本鋼材聯合會と協議の上決定する事（五）會社の監督㋑定款、業務規定、重役の選任、事業計畫並に利益金の處分に付ては商工大臣の承認を受くるものとする事㋺買入値段及販賣値段並に販賣方法に付ては商工大臣の承認を受くるものとする事而して新會社は輸出入の一元的統制を行ふと共に當局の措示に從ひ鋼材配給機構の合理化を行ふ筈である

▲創立委員決定【九・二八】第二鋼材販賣會社の第一回創立發起人會は二十八日東京會館で開催、鋼材聯合會中松委員長の挨拶ありたる後小川專務委員かり創立趣意書並に設立要項の説明あり、續いて發起人總代に中松氏を選任、中松氏より左記の諸氏を創立委員に指名した

中松眞鄉（日鐵）田中德松（日亜製鋼）友田一太（德山鐵板）高碕達之助（東洋鋼板）中山悅治（中山製鋼所）稲山嘉寛、富永良三、小川彌太郎、大村正篤、川崎芳熊、古井保太郎、北部正雄、澁澤正雄、森川親友

▲運營方針内定【九・三〇】近く創立されることゝなつて居る第二鋼材販賣會社は左の方針に依り消費者に對し迅速且圓滑に鋼材の配給を行ふことに内定した、（第一）鋼材の配給に關する協議會を設くる事（第二）建値制度は一般賣需家への販賣建値に依ることとし之を公表する事（第三）配給機關の選定は左の方針に依る事、指定問屋及特約問屋の二段階制とす（その他二項）（第四）配給機關の職能及販賣分野を定むる事（第五）配給機構の取扱比率を定むる事（第六）指定問屋及特約問屋の取引に關し鋼材配給の圓滑を計る爲必要ある場合は左の方針（略）により措置することを得（第七）配給業者の在庫量及品種を常時明瞭ならしめ且相互融通し得る制度を設くる事（第八）配給機關の口錢率を定むる事（第九）指定問屋又は特約問屋にして爾後鋼材の圓滑なる配給に關する法令に違反し又は配給の統制を紊す者あるときは販賣會社及統制團體はその者に對し扱數量の減額若は停止又は除名をなし得るものとする事

☆ 纖維品

故屑纖維の統制準備

【九・二七】國内向纖維の減産に伴ひ各種纖維屑、襤褸の回收利用の必要が生ずるに至つたので商工省では近く故及び屑の落綿、絹、人絹、ス・フに對し全面的統制を行ふこととなり、目下左の如き統制大綱を立案中である（一）家庭用故及び屑綿に對し專門問屋を株主として日本故綿統制會社（資本金五十萬圓）を創立、右會社は指定專門問屋を通じて買付を行ひ精選の上需要者へ直賣する（二）家庭用故及び屑ス・フ絹、人絹、麻、綿糸に對しては日本故纖維配給統制會社（資本金三百萬圓）を創立、前記故綿統制會社と同樣指定問屋から買集め需要者へ直賣す、此際從來故綿纖維の買繼をしてゐた拭布商は商業組合を結成す（二）落綿に對しては大日本落綿卸賣商業組合聯合會を結成し紡績會社より指定問屋を通じて買集める（四）綿糸屑、端切、裁斷屑に對しては日本屑綿製品統制會社（資本金未定）を創立す（五）故、屑、ス・フ、人絹、絹、麻に對しては日本更生繊維統制組合を結成し地方問屋、專門問屋の經路を經て工場より買集める

即ち從來の屑、襤褸問屋の下に右三統制會社を設立して一手に買付を行ひ之を二統制組合を通じて整理加工した上、更生糸紡績會社にて製品とし更生糸組合員によつて販賣するものである、而して右統制に從ひ更生糸の規格及び最高價格を設定し將來繊維需給調整協議會に於て配給統制を行ふ筈である

更生繊維業者當局に陳情

【九・二七】故及び屑を整理加工する更生繊維加工業者は別項の如く更生糸の統制が實施される結果更生糸繊維商業組合の下に隷屬して賃加工業者となるが之は從來問屋を通じて直接整理加工してゐた經路を複雜化する上に更生糸價格にも影響を與へるので統制會社から直接買付し得るやう修正方を商工省當局に要望すべく廿七日更生繊維工業會代表者は當局を訪問陳情した

次期繊絲需給割當決定

【九・三〇】繊維需給調整協議會は卅日午前十時より丸の内電氣倶樂部に開催され次期繊維需給割當を左の如く決定した

△十月度繊維需給及割當に關する件

（一）綿絲　十月度綿糸及混紡絲の生産は前月に比し約三分の增加を見たが在荷引當に於て約三割の減少となり結局供給量に於て三分の減少となつた（二）ス・フ、ス・フ絲及人絹　ス・フ及人絹共に其の生産數量は前月より二〇%削減せられた、尙在荷は人絹は前より月引約五%增加したがス・フは三八減少したので消費割當は人絹約十六%ス・フに在りては二十三%の減少を示したり、尙ス・フ糸はス・フの消費割當減に伴ひ其の生産は前月に比し二十三%の減となつたのみならず充當すべき在荷は殆んど皆無となつたので消費割當は先月に比し約三十七%の減少を來した（三）毛糸　十一月度毛糸の生産及消費割當は前月度に比較して大體に於て約一割强の減少に當る

△十月度綿糸需給表（單位梱）

種別	純棉糸	混紡糸	紡毛式落綿紡績糸	落綿紡績糸	ガラスフ紡糸	落綿格外混紡糸	加工糸	計
供給量	四三、三三	五、六七九	三一〇	三五〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	五六、六七三
生産量	三、三三六・五	一、六五五・五	一一〇	三〇	〇	三〇〇	六二	四〇・五
在荷及手持引當量	四六、六四九・三五	七、三四四・五	四三〇	三八〇	一、〇〇〇	六、三〇〇	六二	四〇・五
計	四六、六四九・三五	七、三四四・五	四三〇	三八〇	一、〇〇〇	六、三〇〇	六二	四〇・五
消費割當量	六二、七五六・三五							

△十月度民需用ス・フ需給表（單位・梱）

封度）

①供給量　生産量（二六、二三三）在荷引當（八五・六〇）計（二六、三一八六〇）②消費割當量（二六、三一八）③保留（〇）

△十月度民需用スフ絲團體別割當表（單位・梱（四〇五））

綿工聯一四、〇四四、タオル工聯九三五、スフ織工聯五、三五五、人工聯四九七、絹工聯七一、毛工聯二八六、麻工聯四〇、製莫工聯二、〇八七、繊維雜品工聯三七〇、全工聯三八、朝鮮七〇（一〇〇）司法省三八（八三）臺灣一四〇（二〇〇）地方廳四一七（四二五）計二四、四〇八（三八、七〇六）

△十月度人造絹絲需給表（單位千封度）

①生産量六、七二〇②在荷引當一、七三〇③計八、四五〇（内譯㋑マルチ艶有四五〇㋺マルチ艶消四、二五

○㊀ベンベルグ四五〇マルチ艶有、マルチ艶消及ベンベルグに非る人造絹絲三、三〇〇㊃消費割當量七、八〇〇㊄割當保留量六五〇

△十月度人造絹絲割當數量表

綿工聯五、五〇〇、人工聯五五、七〇〇、絹工聯六、〇〇〇、毛工聯一、六五〇、麻工聯一七〇、糸染晒工聯一一〇、雜品工聯二、七八〇、電線工聯一五五、製莫聯三、四一〇、スフ織工聯一、四一〇、地方廳一、一一五、保留六、五〇〇、計八四、五〇〇

「備考」（一）撚加工絲一〇、一〇〇函中三、五〇〇函は日本人絹聯合會に於て加工し六、六〇〇函は撚工聯に於て加工するものとす（二）保留分中より二三〇函を限度として手編毛絲交撚用として撚工聯に割當るものとす

△十一月度毛絲（梳毛絲）需給表（單位封度）

生産量（一、九五三、三〇〇）在荷引當量（五五三、二〇〇）計（二、五〇六、五〇〇）消費割當量（二、四五二、五〇〇）割當保留量（五四、〇〇〇）

△十一月度毛絲（梳毛絲）國體別割當表（單位封度）

毛工聯一、六六三、〇〇〇、製莫聯五四六、六〇〇、織維製品工聯七〇〇、毛糸元賣卸商聯五六、〇〇〇、毛染晒工聯一四〇、二〇〇、撚糸工聯四、一〇〇、地方廳分五、五〇〇外地分三六、四〇〇、計二、四五二、五〇〇

△十一月度毛糸（紡毛糸）需給表（單位封度）

生産量（三、〇八〇、八〇〇）在荷引當分（三四、七〇〇）計（三、一一五、五〇〇）消費割當量（三、一一五、五〇〇）

△十一月度毛糸（紡毛糸）團體別割當數量（單位封度）

毛工聯二、九九三、三〇〇、製莫聯九〇、〇〇〇、織維雜品工聯二、七〇〇、地方廳分七、〇〇〇、外地分二二、五〇〇、計三、一一五、五〇〇

☆ 電力石炭石油

樺太炭輸送手當終る

【九・二一】海運統制委員會では樺太炭輸送船舶を物色中のところ今回大阪商船興安丸外四隻を徴發することに決定した右は日本發送電所用樺太炭の年内積殘り三萬五千噸を輸送するものであるが之に依り日本發送電本年度所要炭は全部輸送手當が完了した譯である

若松商議石炭共販制に反對

【九・二三】商工省の企圖する日本石炭販賣會社設立に關し反對の氣勢を揚げるべく若松市商工會議所主催石炭共販制度改革協議會は廿二日午後一時から同會議所で開催柳川市長以下各關係者百餘名出席中原商工會議所副會頭より共販會社設立案は業者の意見を全面的に無視し立案された暴案でこれに承服することは絶對に出來ないとて政府側との折衝經過を報告し業者側代表も同樣反對の意見を開陳した結果本協議會を第一回市民大會と變更し

中央物價委員會の決定せる石炭共販プール制には絶對反對すとの決議を可決若松金市をあげてこれが目的貫徹に邁進することになつた

纖維工業關係者陳情

【九・二三】來月一日より實施せらるべき石炭配給統制の强化に伴つて纖維工業就中人絹、スフ工業は平和産業たるの名において輸出部門を除き國内向に對しては左の如く約四割方の制限を受くることゝなり、更に今後輸出の伸長に伴つて輸出部門の石炭消費が增嵩するにつれそれだけ國内向が削減されることゝなるので當業者間では極めて重大なる問題なりとして豫ねてより之が對策を考慮中であつたが、人絹聯代表大屋（帝人）堀（旭ベン）並にス・フ製造工組代表臼井、内藤（何れも日東紡）の四氏は廿三日企畫院並に商工省を訪問民需向石炭の確保につき善處せられたき旨陳情した、即ち纖維工業の一ケ年當り石炭消費額は綿紡四十五萬瓲、羊毛工業二十五萬瓲、人絹、ス・フ工業約二百五十萬瓲（本年度は二百十萬瓲）であるが綿紡、羊毛工業は民需向が禁止されてゐるので輸出並に軍需としての割當を受くる爲概して影響はないが人絹ス・フ工業においては輸出向、民需向を一括して割當られる結果、全般として約二割五分方の削減（六十二萬五千瓲）であり一方輸出向に對して一〇〇%の割當を受くることになるので結局民需向に對してのみ削減が行はれる結果從來の約六割方が供給されることになる、而して輸出向が增進すればそれだけ民需用石炭は喰込まれることになるので勢ひそれに伴つて民需向生産は減少を餘儀なくされるので、當業者としては極めて問題は大きく前記の記く之が緩和方の陳情を行ふことになつたものである

配電制限による打擊責任造究

【九・二五】電力配給制限に伴ひ紡績各社は相當打擊を蒙つて居るので紡績聯合會では之が責任を明かにする必要ありとし愈々之が檢討を開始することゝなつた、而して紡聯では渇水による電力の制限は不可抗力として認められるが、渇水期に備へ火力補給を建前とする發送電の火力發電補給難の點については相當追究し得るのではないかとの見解を有し場合によつては損害賠償請求の態度に出づるべく損害高についても調査を進めることになつた

石炭戰時統制に政府本腰

【九・二六】伍堂農商相は廿六日の閣議で石炭統制に關し商工省としての方針を説明し、さきに中央物價委員會より答申された「石炭對策要綱」に關し詳細報告したがいよ〳〵政府として正式に右對策（答申）を採擇することに決定（一）石炭對策の目標は物價統制の線に沿ひ極力炭價の低下を圖り且つ增産の目的を最大限度に達成せしめる事（二）全國の石炭を一元的、系統的に配給する一元的販賣機構（全國石炭販賣會社）を確立する事の根本方針を確立し急速これが具體化に本格的に乗出すことになつた、而して同閣議席上伍堂商相は石炭の生産配給、消費等の戰時統制の徹底を期し採擇した中央物價委員會の石炭對策答申案をそのまゝ實行に移するためにはどうしても總動員法第八條（戰時物資統制條項）及び第十九條（戰時協定統制條項）の急速發動を當然必要とする旨を强調するところがあり、この點に關しても全閣僚異議なく諒承するところあり、かくて戰時下の基本重要物資たる石炭の生産、配給、消費の一貫的戰時統制は本格的軌道に乗ることとなつたわけである

電氣化學用不定時電力一部定時化

【九・二七】日本發送電と東京市電、大阪市電、京都電燈並に昭和電工との間の電力需給契約は十月一日を以て期限滿了となるので日本發送電は豫てこれら各社との間に契約更改の交渉を進めてゐたが廿七日假契約が成立し近く電氣廳に對し正式決定申請書を提出する筈である、契約更改による日本發送電の供給電力は現在の東京市電二萬キロワット、大阪市電十二萬キロワット、京都電燈十萬キロワットは大差がないが、昭和電工に對しては從來の不定時電力四萬キロワットのほかに新たに定時電力一萬キロワットを供給することとなつたことは注目される、即ち右は昭和電工の鹿瀬工場に於ける石灰窒素肥料製造に向けられるもので從來此の種電氣化學工業は低廉なる不定時電力によつて發達し來つたものであるが最近の電力需要增大はその不定時電力に依存することを許さず定時電力に振替へざるを得ない趨勢となるに至つたものである、次に料金については電力の國家管理實施により電氣廳に於て決定することゝなつて居るので目下電氣廳に於て愼重考究中であるが電力動員の實施による料金構成の變化は電力料金の全面的再調整を不可避として居り從つて一部の是正引上げは免れぬと見られその意味に於て今回の料金更改は其の先驅となるものである而して若し現行期限滿了の十月一日までに右新料金が決定せざる場合は從來の料金によりその決定を見るまで當分假清算をなすことゝなつてゐる

發送電本年度所要炭激增

【九・二八】十月一日の新石炭統制實施

に伴ひ日本發送電の十月以降明年三月に至る本年度下半期石炭所要見積數量を決定すべく電氣廳、日本發送電の聯合協議會が廿九日電氣廳に開催、種々資料を基礎として檢討した結果最後案を決定、直ちに商工省に提出することゝなつた右最後案の石炭所要見積數量は四百萬瓲餘である而して九月末までの同社上半期石炭消費數量はまだ正確には判明しないが八月末までが約百七十五萬瓲であるから二百十萬瓲見當となる見込てあり之を下半期四百萬瓲餘と合計すれば六百一、二十萬瓲の巨額に達し之は同社起業計劃による所要見込數量たる二十萬瓲に比して百萬瓲近くの激増となる譯である

電力制限方法を合理化

【九・二六】電力供給制限の方法は去る十日より電力利用の計畫化を目標に供給電力量を基準として再編成され關東九百萬キロワット時關西千八百萬キロワット時の供給を確保し大體關東三百五十萬キロワット時關西二百五十萬キロワット時の制限を行つて來たが今回更に右供給制限方法の合理化を圖る爲電氣廳では關東二百萬キロワット時關西百萬キロワット時を夫々追加供給し關東一千百萬キロワット時關西一千九百萬キロワット時の供給量を確保する事に決定十月一日より實施する、其理由は各配電會社間の供給制限程度の凹凸を調整する事及び季節的需要增加並に新規不可避需要に對應する事にあり最近の降雨により幾分渇水が緩和せるため之を機會に追加供給を行ふことゝなつたものであるが電氣廳は現在の制限目標は依然變らずといつてゐる

石油配給統制令公布

【九・二一】石油の配給、統制に就ては中央の一元的配給機關たる石油共販株式會社は去る二日創立されその他の準備も進捗したので商工省では愈々來る廿三日石油配給統制の省令を公布即日實施することになつた而して中央の共販會社の事業開始は來る十月一日の見込みであるが各府縣の卸賣會社が整備するのは十月中で一元的配給機構と綜合配給計畫に基く全國的統制が完全に行きわたるのは十一月一日からである

△石油配給統制の要領㋑中央に內地石油精製業者及輸入業者竝に人造石油關係會社を以て共販會社を設立し本會社をして軍民需、地域、用途等を考慮せる政府の綜合的配給計畫に基き一手に各種製品の配給を爲しむる事、從て內地石油精製業者及輸入業者竝に人造石油製造業者は共販會社以外に石油を販賣せざる事、共販會社以外への供給は商工大臣の許可を受けたる場合以外は之を認めざる事㋺共販會社は商工大臣の承認を受けたる每月の配給計畫に基き地方卸賣會社へ製品の供給を爲す事、卸賣會社以外への供給は商工大臣の許可を受けたる場合以外は之を認めざる事㋩各府縣に現存の特約店を統合せる卸賣會社を設立し卸賣會社は地方長官の承認を受けたる配給計畫に基き府縣內の小賣業者へ製品の供給を爲す事、地方長官は石油配給地方委員會に諮問の上配給計畫の承認を爲す事、石油配給地方委員會は官吏、石油供給業者代表、消費者代表（自動車、鑛工業、船舶業、漁業、農業等）を以て組織する事、

△石油配給統制規則要綱

（第一）本則に於て石油とは鑛物性の揮發油、燈油、輕油、重油及商工大臣の指定したる鑛物性の機械油を謂ふ

（第二）石油精製業者、石油輸入業者又は人造石油製造業者は商工大臣の指定したる會社（以下統制會社と稱す）以外の者に石油を販賣（本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ）することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず（第三）石油の輸出（積戾を除く以下同じ）、移出又は移入は統制會社に非ざれば之を爲すことを得ず但し見本、標本又は旅客の携帶品たる石油を輸出、移出又は移入する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず（第四）統制會社は商工大臣の指定したる石油の販賣業者（以下指定販賣業者と稱す）以外の者に石油を販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず（第五）統制會社又は指定販賣業者は每月の石油の配給計畫を定め豫め統制會社に在りては商工大臣、指定販賣業者に在りては地方長官の承認を受くべし之を變更せんとする時亦同じ、統制會社又は指定石油業者前項の規定に依り石油の配給計畫の承認を受けんとするときは申請書を統制會社に在りては前月十日迄に商工大臣、指定販賣業者に在りては前月二十日迄に地方長官に提出すべし（第六）統制會社又は指定販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし（一）購入したる石油の種類別數量、價格及購入の年月日竝に其の賣渡人の氏名名稱及住所（二）販賣したる石油の種類別數量、價格及販賣の年月日竝に其の買受人の氏名名稱及住所（三）使用したる石油の種類別數量、用途及使用の年月日

統制會社は前項の帳簿に前項各號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

（一）輸出したる石油の種類別數量、價格、輸出先及輸出の年月日竝に其の買受人の氏名名稱及住所（二）移入したる石油の種類別數量、價格、移入先及移入の年月日

（第七）統制會社又は指定販賣業者は每月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を統制會社に在りては商工大臣に、指定販賣業者に在りては地方長官に提出すべし

（一）前月中に購入したる石油の種類別數量價格及購入の年月日竝に其の賣渡人の氏名名稱及住所（二）前月中に販賣したる石油の種類別數量價格及販賣の年月日竝に其の買受人の氏名名稱及住所（三）前月中に使用したる石油の種類別數量用途及使用の年月日

統制會社は前項の報告書に前項各號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

（一）前月中に輸出したる石油の種類別數量價格、輸出先及輸出の年月日

（二）前月中に移出したる石油の種類別數量價格、移出先及移出の年月日

（三）前月中に移入したる石油の種類別數量價格、移入先及移入の年月日

（第八）商工大臣石油の需給を調整する爲特に必要ありと認むるときは石油の販賣業者に對し石油の販賣に付必要なる命令を爲すことあるべし

△附則　本則に公布の日より之を施行す、本則施行の際現に石油精製業、石油輸入業又は人造石油製造業を營む者は昭和十四年九月三十日迄は第二及第三の規定に拘らず石油の販賣輸出、移出又は移入を爲すことを得但し本則施行後昭和十四年九月三十日迄に爲したる契約に依る引渡は同年十月一日以後之を爲すことを得ず、統制會社は昭和十四年十月三十一日迄は第四の規定に拘らず石油を販賣することを得、但し本則施行後昭和十四年十月三十一日迄に爲したる契約に依る引渡は同年十一月一日以後之を爲すことを得ず、第五の規定は和和十四年十月三十一日以前の石油の配給計畫に付ては之を適用せず

農林水產用石油には特別處置

【九・二二】石油の一元的配給統制は愈々廿三日商工省令によつて實施されることになつたが同省令に於ては中央の一手共販會社及び地方卸賣會社は每月配給計畫を定め共販會社は商工大臣、卸賣會社は地方長官の承認を受けしめることになつてをり特に卸賣會社は消費者代表をも加へた石油配給地方委員會に諮問することとしてゐるが殊に農林水產用石油の配給に關しては卸賣會社の配給計畫作成に當つては產組及び漁業組合の系統機關と協議して定める豫定である、また產業組合及び漁業組合系統機關が從來元賣會社より直接購入しまたは特約店より卸賣を受けてゐた部分については從來通り卽ち共販會社または卸賣會社より直接購入することを認め更に商工大臣が販賣上必要な命令をなす場合（省令要綱第八）は緊急な場合を除き豫め農林省と協議することとしてゐる

石油共販制に絕對反對

【九・三】戰時下に於ける水産業は食糧自給の重要性に鑑み漁業用資材の強度なる規正下に鋭意生産力擴充に努めてゐるが漁業用資材中最重要の石油配給統制問題に對し政府當局は全國水産業者の要望を全く無視するに至つたので廿二日野村帝國水産會會長、三井大日本水産會會長・高草全漁聯會長の三氏は赤坂三會堂に參集、之が對策につき協議の結果今回の石油共販體制を不當とする聲明書を發表すると共に近日中に全國縣漁聯會長會議を招集、全國的反對運動を展開することに決定した、尙成行如何によつては全國漁業組合大會を開催し全國三百萬漁民の總意に基き飽くまで要望の貫徹を期することとなる模樣である

石油共販會社を統制會社に指定

【九・三五】商工省では廿六日付官報を以て石油共販株式會社（取締役社長立石信郎氏）を石油統制規則第二條に依る統制會社に指定した

☆ 農林水産資材

農村團體の足並揃はず

【九・三】政府當局の農村輕視傾向表明に俄然問題化せる農村團體制の專任農相設置、農林水産必需資材配給確保運動は一般に活潑なる展開を豫想されてゐたところ廿二日開催の東日本農山漁村團體協議會は中央團體と全然連絡なく辛うじて開催され全く地方團體の自發的運動に終り重大局面に際して中央團體側の足並み不統一が端なく暴露されるに至つた、從つて斯かる孤立分散的運動によつて果して政府當局の農村輕視傾向を是正し增産計畫下の農山漁村の切實なる要望に沿ひ得るか否か早くも中央團體側の足並み不統一に非難の聲が高まり今後の資材確保運動をめぐる之等中央團體の動向は極めて注目されるに至つた、即ち斯る農山漁村の一致せる要望に對しては農林水産團體の全體的運動の昂揚が期待されてゐたに不拘中央團體間には何等の統一せる活動なく農林水産團體を打つて一丸とする中央農林協議會の如きはさきに阿部内閣に對し意思表示をなす豫定のところ遂に各團體間の足並揃はざるため中止の已むなきに至り來る二十七日恒例の新農相招待會を開催、當面の資材問題に對しては何等の意思表示を行はず一部には中農協解消論すら擡頭するに至つてゐる、更に産組中央會はじめ各中央團體も孤立分散的運動に終始し居る有樣であるため右の如き農林水産團體共同戰線の不統一に依り農山漁村民の要望を達成し得るか否か極めて憂慮すべきものがある

關西農林團體決議

【九・三】農林水産用資材配給統制問題はさきに伍堂農商相の石油共販會社案裁斷により農林側の要望は無視されるに至つたので關西農林團體では廿二日大阪電氣倶樂部に東海、北陸、近畿、中國、四國の廿府、縣農林水産團體代表約百名參集當面の諸問題につき協議した結果配給會社設置案反對等に關する左の決議を行つた、依つて來る廿四日東京に全日本の漁聯、府縣購販、府縣農會、産組支會の代表者參集、右決議に關する具體的運動方法につき協議する事となつた

（一）農林水産業用必需資材確保に關する件㋑農林水産の必需資材の配給はこれを直接農林漁業者團體をして擔當せしむる制度を確保する事、㋺硫安、石灰、窒素の增産、加里鹽、燐鑛石の供給確保、有機質肥料價の公定等肥料の根本對策を速かに講ずる事

（二）農林水産資材統制配給會社反對に關する件　農林、水産用生産資材の配給を營利主義的團體をして行はしむるは農林水産物增産に多大なる支障を招來す、よつて統制配給會社による價格數量の獨專配給に絶對反對す（三）專任農林大臣設置要望の件戰時下人的物的資源の根源たる農林漁村の重要性に鑑み農林大臣の專任を要請す

カーバイト割當に重大關心

【九・三】農林漁業資材中、石油配給機構問題並農林水産物輸出監督行政所管問題等に對する伍堂農商相の商人偏重の裁斷から農林事務當局及農村各團體から漸次農商相不信任の聲が擡頭しつつある矢先、また〳〵カーバイトの配給を繞つて農漁材方面の空氣惡化し廿五日歸京する伍堂農商相が之に對し如何なる措置に出づるか非常に注目されてゐる、即ち漁村集魚燈誘蛾燈用カーバイトは從來商人並漁業組合、産業組合の二系統機關を通じて農漁材に配給されて來たが物動計畫で農漁業用の數量は非常に削減され而も商人經由のものは大部分工業用に流用されて容易に農民の手に這入らず漁期、需要期を失することが少くない、かくて物動計畫に依る資材の割當といふも單に空虛な數字に過ぎず農山漁業の生産に重大支障を來すので過般來全漁聯、産業組合等より屢次に亘り農林、商工兩省に實情を具陳善處方を要請してゐるが埒あかず伍堂農商相の方針としては依然として實績主義に基き配給割當を行ふ模樣なので農村關係團體では農商相の出樣に嚴重監視を續けることゝなつた

砂糖供給制限決定

【九・三五】最近における砂糖の需給狀況に鑑み商工省では製菓業者等に對する砂糖の供給を制限することになり、廿五日日本糖業聯合會に對し從來加盟會社の代理店または特約店より砂糖を直接購入してゐた加工業者（製菓業者等）に對する十月以降の砂糖供給數量を昭和十三年同期の供給數量の一割減とするやう通達し同時に地方長官に對しても右の趣旨に準じ管下砂糖取扱業者をして加工業者に對する砂糖の供給數量を制限せしむるやう措置すべき旨通牒を發した

砂糖卅二萬擔追加供給

【九・三九】糖業聯合會では廿九日各社協議會を開き最近の砂糖配給不圓滑を緩和する爲め本供給協定期間中に卅二萬擔（各種糖糖合計）を新に追加供給することに決定した、之と共に協定期間を從來の三月一日―翌年二月末日を改訂して曆年度とした爲結局本年度十二月末迄の供給數量は曩に決定せられてゐた明年二月末までの一千六百五十萬擔に右追加供給を加へた合計一千六百八十二萬擔となるが今後依然として消費增加を見る場合は更に追加供給を行ふ意嚮であると糖聯では言明してゐる。

水産罐詰販賣會社創立

【九・三九】農林水産物罐詰の輸出は歐洲動亂を契機として極めて好望視され特に水産物罐詰は海外よりの引合多く輸出激增を見越されてゐるが鮭蟹罐詰共販機關を除く鰮罐詰販賣會社、鮪罐詰共販會社、鯖罐詰共販組合及貝類罐詰共販會社は今回農林省の斡旋に依り大同團結して一元的販賣機關を設立することに決定、この程水産罐詰販賣會社（資本金五百萬圓半額拂込）を創立した、而して新會社は輸出向、軍需向及び内地販賣を一元的に統制するもので取扱ふ水産罐詰は年四百萬函、金額五千萬圓に上る豫定であるが右新會社の營業開始は十一月一日からで、本社を東京市（丸の内現鰮罐詰販賣會社本社）に置き近く横濱、函館、青森、清水大阪、神戸、廣島、下關及び門司の各都市に支店或は出張所を設置する豫定である

物價

☆ 一般

製紙用屑紙價格指定

【九・二】製紙原料屑紙の製紙會社への最高販賣價格はさきの中央物價委員會總會で可決答申されが廿二日商工省告示を以て物品販賣價格取締規則第一條により答申通り指定され從來の價格に比し八分方の引下げを見た、なほ商工省では近く屑紙配給統制規則を公布、去る七月設立された大日本製紙原料商業組合をして一元的に紙屑の買取販賣をなさしめることゝし同時に製紙會社での配給數量の割當を行ふが配給率は過去の實績による筈である、因に昨十三年一ケ年間における屑紙の取扱高は一億四千萬貫、四千五百萬圓に及んでゐる

電氣料金懇談會

【九・三】電氣協會主催全國配電業者の電氣料金に關する懇談會は廿二日丸ノ内電氣倶樂部に於て開催、電氣

廳より藤井第一、森第二部長、大野業務課長、業者側より増田日本發送電總裁等全國業者四十名出席、先づ廣島をはじめとし各地渇水並に電力供給制限の實情を報告したる後藤井第一部長より供給制限に關する電氣廳の方針を説明、次で大野業務課長より過般來の電力供給制限に伴ふ配電會社の供給料金に對する取扱方針に關する電氣廳原案を提示種々説明したる後之に對する業者の意見を徴した、即ち配電會社は日本發送電の送電制限に伴ひ需要者に對する電力供給制限を行つたのでそれだけ契約料金の引下げを行はねばならぬがかゝる不可抗力による契約不履行の責任負擔については種々議論があり又地方的並に各社間に夫々事情を異にしてゐる爲め意見百出して一致するに至らなかつた

▲料金取扱方針決定【九・三三】過般の電力飢饉に伴ふ電力供給制限に於ける電氣料金取扱方針を決定すべき電氣協會主催の全國主要配電業者協議會は前日に引續き廿三日電氣倶樂部で開催午前は各地支部別で協議し午後より全體會議に入つたが議論百出して容易に決せず深更九時過ぎに至つて大體左の根本方針を決定、右に基づき廿四日午後二時より各地支部代表二名より成る小委員會を開き意見書を起草した上廿五日電氣廳に提出することゝなつた、(一)電力供給制限に伴ふ配電會社の需要者に對する料金取扱方針は契約料金の低減は已むを得ざるも異常渇水による不可抗力なるを以て日本發送電、配電會社、需要者三者が公正に犠牲負擔をなすことを原則とする事(二)從つて日本發送電も亦配電會社に對する送電制限に伴ふ最低責任料金の低減を行ふ事

標準價格を業者に提示

【九・二〇】一般價格引上禁止令の發動に伴ふ緊急善後避置については商工省物價局で未公定價格品の協定價格認可制、今後一ヶ年間に全面化すべき價格公定の順位決定等について準備を急いでゐるが特に未公定價格品の「九・一八」價格に於ける凹凸調整の應急手段たる民間業者の協定價格作成については圓滑妥當なる運用をなすべく主力をこゝに集中してをり、協定價格決定の目安としての標準價格を物價局に於いて作成、これを民間組合側に提示することになつた、即ち九月十八日で停止された未公定價格品の價格は地域により商店により相當の凹凸があり、これより協定價格を作成することは可成りの困難を伴ひまた業者側としては營業上一日も早く一本の認定價格の決定を要望してゐる實情に鑑み商工當局に於て「協定價格の標準價格」を作成提示することにしたもので、この標準價格作成の算定は大體現在物品販賣價格取締規則によつて行つてゐる價格公定の基準たる原價計算を援用、これに實狀を斟酌したものとする筈で早急決定の必要から中央物價委員會には附議せず重要物品別に物價局に於て便宜作成速かに民間團體に提示することになつてゐる

十三都市小價物價昂騰

商工省調査【九・三〇】本年九月の全國小賣物價指數（東京外十三都市、昭和四年十二月基準）は一四一、三にして之を前月に比較すれば二・六%前年同月に比較すれば一〇八%の騰貴でありまた事變前たる十二年六月に比較すれば實に三七・一の昂騰となつてゐる

分類別	本月指數	前月比昂騰率%	前年同月比昂騰率%	昭和十二年六月比昂騰率%
食料品	一八八・八	四・三	一七・〇	三九・四
穀類	一九八・八	四・四	二四・三	二八・四
蔬菜果實	一七一・〇	四・四	二〇・三	六四・一
畜産食料品	一一五・一	〇・二	五・三	三・六
水産食料品	一三三・九	一・九	三一・〇	六七・三
調味料及嗜好品	一一三・三	〇・六	三・八	一五・六
衣料品及身廻品	一五〇・二	〇・三	六・五	四三・九
燃料	一一九・一	—	一・九	二一・四
建築材料	一一〇・八	一・八	一・八	二九・一
雜品	一三三・九	〇・八	五・六	二九・九
總平均	一四一・三	二・六	一〇・八	三七・一

☆纖維品

染色加工賃の善處方要望

【九・二五】染工聯では廿五日味の素ビルに理事會並に臨時總會を開催、價格停止令發動に伴ふ對策につき協議を行つた結果本問題は染色業者にとつては左の如き理由により極めて重要性をもつものであると爲し代表者は直ちに企畫院並に商工省を訪問實情を説明すると共に當局の善處方を要望した、即ちリンク制實施以來純輸出物の加工賃は低下の一途を辿り事變前に比し約四割方低落してゐると共に加工數量も激減を見てゐるにも拘らず他方原料たる染料藥品乃至は石炭等の原材料は暴騰した爲染色業者は現在、著しい窮境に陥つてゐる、而して加工賃がかく低下して採算割の狀態にある現在九月十八日現在以上の價格引上げが禁止せられることは、染色業者にとつては到底忍び得ない所であり歐洲動亂によつて今後漸く回復を見んとしてゐる際輸出振興の上からも考慮すべきであるとなし陳情を行つたものである

綿糸に關する告示一部改正

【九・二六】商工省では廿七日付告示をもつて綿糸販賣價格取締規則第一條第二項の規定による「綿糸の種類および最高價格に關する件」の中左の如く改正した、これは吳羽紡績の分に付て一番手につき數銘柄があつたのを一番手一銘柄に、また國光紡績の分に付て旭紡績が國光紡績に合併の結果（旭紡績）を（國光紡績）に改めたものである

△商工省告示　昭和十四年商工省告示第百九十六號（綿糸販賣價格取締規則第一條第二項の規定に依る綿糸の種類及最高價格に關する件）中左の通改正す

第一の一のイ中二十番社標（吳羽紡績）の項を左の如く改む

二十番　象ゴルフ（吳羽紡績）埃及綿使用

同二十番花碇（別）（吳羽紡績）の項及二十番富山（別）（吳羽紡績）の項を削る

同三十番英碇（吳羽紡績）の項を左の如く改む

三十番　象ゴルフ（吳羽紡績）埃及綿使用

同三十番富山（別）吳羽紡績の項を削る

同四十番花碇（別）（吳羽紡績）の項を左の如く改む

四十番　象ゴルフ（吳羽紡績）埃及棉使用

同四十番富山（別）（吳羽紡績の項を削る

第二の一の(一)の(1)の乙十番手左撚格付表中旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

旭鳥（國光紡績）　下　二・〇〇圓

同十六番手左撚格付表中旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

旭鳥（國光紡績）　下　一・〇〇

同二十番手左撚格付表中旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

旭鳥（國光紡績）　下　一・〇〇

同三十番手左撚格付表中旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

旭鳥（國光紡績）　下　四・〇〇

同四十番手左撚格付表中旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

旭鳥（國光紡績）　下　五・〇〇

第二の一の(二)の(3)のイの乙六十番手斯瓦燒糸格付表中栗鼠（兩毛製織）の項の次に左の一項を加ふ

象ゴルフ（吳羽紡績）下　五・〇〇

同八十番手瓦斯燒糸格付表中紫鷹（東洋紡績）の項の次に左の一項を加ふ

象ゴルフ（吳羽紡績）下　五・〇〇

第二の一の(二)の(1)の乙十番手左撚格付表中白旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

白旭鳥（國光紡績）　下　一・〇〇

同十六番手左撚格付表中白旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

白旭鳥（國光紡績） 下 一・〇〇

同二十番手左撚格付表中白旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

白旭鳥（國光紡績） 下 一・〇〇

同三十番手左撚格付表中白旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

白旭鳥（國光紡績） 下 三・〇〇

同四十番手左撚格付表中白旭鳥（旭紡織）の項を左の如く改む

白旭鳥（國光紡績） 下 三・〇〇

第二の一の(二)の(2)のイの丙中十番の項を左の如く改む

十番 十番手單糸の十五圓上げ

第二の一の(二)の(2)のロ中十番の項を左の如く改む

十番 三合及四合 十番手單糸の十五圓上げ

▲スフ糸格付一部改正【九・三〇】商工省では十月二日付を以て左の如くスフ糸の格付を改正することとなつた、森紡績の項は會社の合併による新規格付、壽纖維の項は三十番手單糸の新規格付によるものである

△商工省告示 昭和十三年六月商工省告示第百六十號（ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價格取締規則第一條第二項の規定に依るステープルファイバー糸の種類及最高價格に關する件）中左の通り改正す

第二の二の(一)の別表(1)中森紡（森紡績）の項の次に左の如く加ふ

春光（大府紡織） 下 一・〇〇 下 一・〇〇 下 一・〇〇

第二の二の(一)の別表(2)中ヴルツ（壽纖維工業）の項を左の如く改む

ヴルツ（壽纖維工業） 相當品 〃 ― 相當品 〃

☆農林

鷄卵販賣價格指定

【九・二八】第三十回中央物價委員會總會で可決答申された鷄卵販賣價格（生産者及びその團體以外の者の販賣價格）は物品販賣價格取締規則第一條第一項の規定に基き廿七日商工省告示を以て左の如く答申通り商工大臣より指定される

産地貨車乘渡、船積又は之に準ずる場合に於ける販賣價格四貫入一箱に付十三圓卅五錢

煉炭木炭最高販賣價格可決

【九・二九】廿九日の第卅一回中央物價委員會總會に於て可決答申された煉炭及び木炭の最高販賣價格は左記の如くで

(一)煉炭については季節的に變動のある火鉢用煉炭について去る五月決定實施された價格を需要期を迎へて改訂したもので一箱に付六錢の引上げ(二)木炭についても同樣去る五月決定實施された價格を需要期を迎へて改訂したもので生産者販賣價格（産地最寄驛貨車載價格）は一俵（十五キロ）に付十六錢引上げ、最終卸賣價格は更に一錢の引上げで、從つて小賣價格（最終持込販賣價格）は結局十七錢の引上げとなつてゐる、尙切炭をなして小賣する場合は更に切賃として五錢以内を加算することを得ることゝしてゐる

一、煉炭 煉炭の最高販賣價格に付ては本年五月本委員會に於て答申したる處なるが其の際孔明煉炭中火鉢用のものに付ては九月末日迄の不需要期の價格を決定したる次第なるに依り十月一日以降の需要期の價格に付明年三月末日迄の價格として左記の通り決定するを適當と認む

◇煉炭最高販賣價格

―火鉢用孔明煉炭（一袋又は一箱に付、圓）

	風袋	個數	問屋向製造業者販賣價格（問屋店先渡）	卸賣價格（小賣店先渡）	最終持込販賣價格（一袋又は一箱に付括弧内は一個に付）
△二八號（一個に付直徑二寸八以上、高さ二寸六以上）					
一級	一袋	二八個入	〇、七〇	〇、七三	〇、八五
	一箱	六〇個入	一、六一	一、六九	一、九三（三錢二）
二級	一袋	二八個入	〇、六六	〇、六九	〇、八一
	一箱	六〇個入	一、五一	一、五九	一、八三（三錢〇）
△三〇號（一個に付直徑三寸〇以上、高さ二寸六以上）					
一級	一袋	二八個入	〇、七四	〇、七八	〇、九〇
	一箱	五六個入	一、六一	一、六九	一、九三（三錢五）
二級	一袋	二八個入	〇、七〇	〇、七四	〇、八六
	一箱	五六個入	一、五一	一、五九	一、八三（三錢三）
△三三號（一個に付直徑三寸三以上高さ二寸七以上）					
一級	一袋	二〇個入	〇、七四	〇、七八	〇、九〇
	一箱	四〇個入	一、六一	一、六九	一、九三（四錢九）
二級	一袋	二〇個入	〇、七〇	〇、七四	〇、八六
	一箱	四〇個入	一、五一	一、五九	一、八三（四錢六）
△三八號（一個に付直徑三寸八以上高さ二寸七以上）					
一級	一袋	一四個入	〇、六五	〇、六八	〇、七九
	一箱	三二個入	一、六一	一、六九	一、九三（六錢二）
二級	一袋	一四個入	〇、六三	〇、六五	〇、七六
	一箱	三二個入	一、五一	一、五九	一、八三（五錢八）
△高三八號（一個に付直徑三寸八以上、高さ三寸三以上）△高三九號（同三、九以上同三、二以上）△高四〇號（同四、〇以上同三、一以上）					
一級	一袋	一四個入	〇、八六	〇、九一	一、〇五
	一箱	二四個入	一、六一	一、六九	一、九三（八錢三）
二級	一袋	一四個入	〇、八二	〇、八六	一、〇〇
	一箱	二四個入	一、五一	一、五九	一、八三（七錢九）

(一)右に掲げたる最高販賣價格は凡て東京に於ける價格とす(二)右價格は昭和十五年三月三十一日迄の價格とし四月一日以降の不需要期の價格は追而決定すべきものとす(三)問屋には所謂代理店を含むものとす(四)個數賣に於て一錢未滿の端數を生じたるときは五個以上の場合は厘位を四捨五入し四個以下の場合は厘位を切上ぐるものとす

二、木炭 木炭の最高販賣價格に付ては本年五月本委員會に於て本年九月末日迄の不需要期の價格を決定し十月以降の需要期の價格に付てはその生産及配給上の事情を加味し追て之を定むべき旨答申したる次第なるが今回其後の事情をも考慮し十月一日以降の需要期の最高販賣價格に付左記の通決定するを適當と認む

△木炭最高販賣價格

(イ)東京に於ける價格（十五瓩俵價格圓）

	産地最寄驛貨車載價格	東京レール渡價格	最終卸賣價格	最終持込販賣價格
△白炭（秋田縣角館・七日市、刈和野、塙、和田、岩谷産）				
檜丸割込二等	一、九六	二、〇八	二、一七	二、四五
檜荒、上荒	一、七八	一、八八	一、九七	二、二五
雜丸割込二等	一、六八	一、七八	一、八七	二、一五
雜荒、上荒	一、六三	一、七三	一、八三	二、一〇
△黑炭（茨城縣鉾田産）				
櫟丸、上	一、八七	一、九三	二、〇三	二、三〇
△黑炭（岩手縣、久八線筋産）				
檜 丸 上	一、五九	一、六八	一、七七	二、〇五
檜 割 上	一、五四	一、六三	一、七三	二、〇〇
檜 荒 上	一、三九	一、四八	一、五七	一、八五
（但し角俵の價格とす）				
雜 丸 上	一、四九	一、五八	一、六七	一、九五
雜 割 上	一、四四	一、五三	一、六三	一、九〇
雜 荒 上	一、三四	一、四三	一、五三	一、八〇
（但し角俵の價格とす）				

(ロ)大阪に於ける價格（略）

(ハ)名古屋に於ける價格（略）

(一)レール渡價格は船に依る運送の場合は岸壁又は河岸着渡價格（但し本船渡とする場合は一俵に付最高三錢を差引くものとす）自動車等による運送の場合は買方の店先又は倉庫着渡價格とし荷卸若は荷揚賃は之を含まざるものとす(二)最終卸賣價格とは問屋其の他の取扱者が小賣商其の他の最終取扱者に對し販賣する價格にして賣方の店先又は倉庫渡價格とし荷積賃は之を含まざるものとす(三)切炭を爲す場合に於ては切賃として最終持込販賣價格に五錢以内を加算することを得(四)右に掲げたる産地及銘柄以外のものに付ては前記價格に準じて別に燃料物價専門委員會に於て之を定むるものとす(五)各道府縣に於ては自道府縣消費のもの

（自道府縣產のもの及他道府縣產のもの）に關しては各產地最寄驛貨車載價格を基準とし運賃及口錢、諸掛を考慮して最終卸賣價格及最終持込販賣價格を定むべきものとす

各米穀市場最高價格引上げ

【九・二九】農林省では來月二日より東京、大阪、水戸、甲府、大津、神戸、鹿兒島の七都市に於て日本米穀會社の米穀市場を開設することゝなりこれに備へ廿九日米穀配給統制法第七條の規定により各米穀市場に於ける最高最低價格を發表したが右によれば（一）各米穀市場の最高價格は去る八月廿五日より實施の米穀配給統制法第四條に基いて規定した最高價格より全國一率に三十七錢上げとなつてゐる（二）延取引の最高價格は右最高價格より六十七錢上げとなつてゐる（三）最低價格は米穀統制法による各產地銘柄等級別最低價格その儘である

最高米價一部改正

【九・三〇】農林省では三十日米穀配給統制法第四條に基く最高米價に關し左記諸點を改正する旨を發表したが、この程度の價格改訂で米穀の出廻り並に交流促進に資するか否かは頗る疑問とされてゐる

（一）產地より都會消費地に至る米穀の運賃、諸掛の再檢討をなし東京、大阪以外の各府縣の運賃關係を是正した事、（二）地方長官に於て酒米證印を付したるもの（小粒種等）は最高價格制より除外し自肅價格により價格抑制の實を擧げることゝした、これは酒米が反當り收量が少く而も災害に對する危險率が多いためである（三）一般最高價格は當該府縣產米の積出地に於けるレール渡、船側渡なる旨を明確ならしめ、又移入地に於てはレール渡、般側渡なる旨を告示し庭先相場にあらざることを明示した事、（四）日本米穀會社の米穀市場に於ける最高價格は九月三十日告示の一般價格より三十七錢上である旨を告示した事

財政

八月末現在國庫現計

【九・三五】大藏省では二十五日本年八月末現在に於ける昭和十四年度國庫現計を發表したが右によれば（單位千圓）

	十四年八月末	前年同期比較增△減
△歲入		
一、經常部	四三九、八六四	一〇一、〇七七
一、臨時部	一七九、五一四	一三八、一八二
一、總計	六〇九、三七九	二三九、二四〇
△歲出		
一、經常部	四八八、〇四七	四三、一六九
一、臨時部	三六一、一三八	八五、一一七
一、總計	八六九、一八五	一二八、二八七

にして普通歲入の主なるものは

所得稅	一六六、七一〇	三六、四五二
地租	四、九四四	△二、六四七
營業收益稅	一七、三五五	五、五〇
資本利子稅	一四、四三四	二、四九一
法人資本稅	五、三二七	二、五三四
相續稅	四、五四六	八九一
鑛業稅	一、三五五	三三四
外貨債特別稅	一、三三四	三四八
酒稅	七六、三四一	三九、二九六
清涼飲料稅	二、七八八	八六四
砂糖消費稅	三四、八三七	三、九五五
織物消費稅	一四、一八〇	一、一〇六
揮發油稅	三、一六二	△一、三〇九
取引所稅	六、五六六	△一、一六五
有價證券移轉稅	八八六	△二八
關稅	五、七一九	△五、八六九
噸稅	一、〇〇六	一〇二
營業稅	一	—
印紙收入	三三、八四六	四、三六一
官業及官有財產收入	三三、三六三	一五、八二四
雜收入（經常費）	六、五三四	△一、六三六
官有物拂下代	二、二三三	△一四九
雜收入（臨時額）	四一、七九一	四〇、五七七
公共團體工事費納付金	一〇	△四八九
公共團體工事費分擔金	五四三	三三九
學術研究奬勵金受入	八	二
保險會社納付金	二、二二	△七二
輸出保償收入	一五八	△二五
輸出資金前貸補償收入	一五	一五
臨時利得稅	六一、八五〇	四二、二九五
利益配當稅	一四、二二七	五、一六九
公債及社債利子稅	七三四	三八六
通行稅	三、七〇五	一、五五一
入場稅	三、八五九	一、五七〇
特別入場稅	三三	一
物品稅	三五、〇二一	三三、八五九
公債金	—	△一八七
建築稅	三三	△三三
遊興飲食稅	一三、二六八	一三、二六八
元製鐵所特別會計收入未濟金收入	—	—

にして租稅收入中揮發油稅、取引所稅、有價證券移轉稅及免稅等時局による經濟統制關係の諸稅減收を來してゐるほかは何れも前年同期に比し增收を示してゐる、なほ酒稅に付ては前年度に於いて造石稅第一期分の納期末日（七月廿一日）が日曜日なりしため翌八月に入り納付せられたものがあるので本年八月末現在額は此の繰越納付額を含めた稅收入と比較したものである

金融

☆一般

津島副總裁金融報告

【九・二一】金融懇談會席上に於ける津島日銀副總裁の金融報告左の如し

一、一般金融狀勢　九月上旬には資金の回收は急速に行はれたが一面株式市場の沸騰に依る資金需要の增加並に五千三百萬圓に上る社債拂込があつたゝめ短資市場に於ける資金需要は依然旺盛であつた、一方政府資金も上旬中は四千五百萬圓の引上超過を見たが中旬に入り撤布超過一億二千五百萬圓に上つた、公債並に米券の賣行は前月よりも增加し上中旬合せて市中國債賣却高は九月廿日迄に利付一億四千四百萬圓、米券一億八千五百萬圓合計三億二千九百萬圓に達し前月中の利付一億一千二百萬圓、米券六千二百萬圓、合計一億七千四百萬圓に比し一億五千五百萬圓の增加を示した、尙下旬に於ける政府支拂超過は米券償還一億五千五百萬圓を含めて二億九千萬圓に上る見込みで、九月中の支拂超過は三億七千萬圓に上る豫想である、從つて九月末はさしたる波瀾なく平穩越月を豫想される、

二、公債消化狀況　八月中は金融繁忙の結果市中賣却高一億一千二百萬圓其他賣却を加へ四億七百萬圓に達し發行高五億百萬圓に對し消化率八一・三%に當り九月二十日までの狀況は左の如き消化狀況を示してゐる（單位百萬圓）

	七、八月中	九月二十日迄	年初來累計
市中賣却高	一、三〇〇	三七一	一四四
對官廳及郵便局窓口賣却高	三五四	二三四	二〇四
小計	一、六五四	五九五	三四八
預金部引受高	六〇	二五〇	一〇〇
總消化高	二、三三四	八四五	四四八
國債發行高	二、二三〇	九〇一	五〇〇
消化率	一〇四%六	九三%七	八九%六

倘本年度に於ける新規國債發行豫定額及び發行濟額（九月十五日現在額）を示せば次の通り（單位百萬圓）

	發行豫定額	發行濟額	發行未濟額
一般會計	△一、七五〇	三〇〇	一、四五〇
特別會計	二七三	〇	二七三
小計	二、〇二四	三〇〇	一、七二四
臨時軍事費特別會計	△五、六〇五	二、一〇一	三、四〇四
合計	七、六二九	二、五〇一	五、一二八

（註）1△印は左記前年度未發行繰越額を含む

一般會計	三
臨時軍事費特別會計	一、六八一

2 臨時軍事費特別會計

	發行豫定額累計	發行濟額
公債發行	一〇、八〇六	七、四〇一

三、兌換券發行狀況　八月末に於ける兌換券の最高發行高は廿五億九千五百萬圓、同月中の最低廿二億一千七百萬圓で八月中の膨脹高は三億七千七百萬圓に達したが、九月中の最低發行高は十四日の廿二億三千六百

萬圓で收縮高は三億五千九百萬圓、同收縮率は九五・二%に達し前月中の收縮率八一・五%を凌駕した

△起債狀況　起債市場は下期に於ても大體順調な展開を示し月額一億五千萬圓見當の條件發表を見て居る、唯八月に於ては金融情勢が稍々繁忙を示した爲め親引等を幾分多くして居り更に社債による生產擴充資金の調達は峠を越した模樣で待機中の一流事業債は少い、年初來の起債狀況左の如し（單位百萬圓）

△本年初來の起債發表額（單位百萬圓）

	本年	（内公募）	昨年	（内公募）
上季中	一、〇五七	（七四〇）	四三一	（二七七）
七月中	一四〇	（九七）	一三五	（一〇六）
八月中	一五〇	（八七）	九三	（七六）
九月二十日迄	一三五	（八八）	一二四	（二一）
計	一、四七三	（一、〇一四）	七八六	（五七二）

一、物價騰貴狀況　九月十五日現在の東京小賣物價指數は前月に比し四・三%と年初來の記錄的な大巾上昇をみた、今年に於ける一ケ月間の最高騰貴率は四月の一・九%であつたがこれを遙かに上廻つてゐる、右は歐洲大戰に伴ふ思惑と外國物價の昂騰に起因するものである、即ち九月十五日現在に於ける米國卸賣物價指數は前月末に比し二一・一%の激騰を示し英國もまた同期間中に一〇・二%の急騰を示してゐる、更に商品市場に就いても同期間中にシカゴ小麥は二七・四%、紐育電氣銅は一五・四%、紐育生糸は二一・五%の昂騰を示してゐる

本年度預金部商組融資決定

【九・二三】 大藏省預金部は本年度普通事業資金として今回商業組合百八十五組合よりの借入申込に係る本年度事業資金總額四百八十一萬餘圓に對し百五十三組合二百三十四萬圓の割當決定を了し二十二日附を以て關係地方長官に對し割當決定の通牒を發した、尙右に依り本年度普通事業資金の割當濟額は左の通りとなる

	圓
市町村に對する割當（第一次分）	一七、一九五、〇〇〇
工業組合に對する割當（第一次分）	一、二〇一、八〇〇
商業組合に對する割當（今回分）	二、三四〇、〇〇〇
計	二〇、七三六、八〇〇

勸銀旱害地に特別融通

【九・二五】 勸業銀行では旱害地方に對し自己資金によつて次の如き特別貸付を行ふことゝなり、年賦償還の拂込年限の延長、三ケ年程度の中間据置の設定など償還方法の緩和と併行して旱害地方の金融の圓滑をはかることゝなつた、右は、島根、鳥取、山口、廣島、岡山、大阪、兵庫、京都、滋賀、福岡、佐賀、長崎、熊本、香川、德島、愛媛等近畿、中國、四國並に北九州各府縣に對して貸出し、廿六日より實施する

（一）右特別貸付金は年賦償還に對する拂込充當資金、復舊資金、並に旱害防止設備資金の三種とす（二）貸付利率は年五分（三）貸付期間は十ケ年程度（四）原則として擔保を要するが、十人連帶並に耕地整理組合に對しては無擔保とす

產組中金餘裕金取扱要項發表

【九・二七】 產業組合中央金庫では最近益々增大し來る組合金融界の餘裕金對策として既報の如く來月一日より長期預り金制度の取扱を開始することゝなり之がため主務官廳に對し資金運用範圍の擴大卽ち從來の有價證券投資銘柄十二品目を三十七品目に增加擴大方につき認可申請中のところこの程認可があつたのでその取扱要項に關し廿七日左の如く發表した

△預り先所屬信用組合聯合會及所屬信用組合△約定期間五ケ年△利率年三分五厘△一件金額五萬圓以上百萬圓以內△預入制限①信用組合聯合會に在りては其の中央金庫に對する定期預ケ金額の三割以內②信用組合に在りては其の中央金庫及信用組合聯合會に對する預ケ金合計額の二割以內但し場合により預入を謝絕することあるべし

地方銀行既成シンヂケートに加盟

【九・二九】 地方銀行協會では廿九日午前十時より銀行倶樂部で改選後第一回目の定例理事會を開催、大藏省入間野銀行、廣瀨預金部資金兩局長、日銀武井營業局長臨席、預金部所有社債の第二次開放問題、證券投資問題並に綜合課稅問題等に付き懇談した、而して廣瀨預金部資金局長は第二次預金部社債開放に對して內諾を與へ銘柄及び讓渡期日等は追つて通達する旨を述べたが大體十月中に實現する模樣である、また席上益々深刻化する地方銀行の投資難打開の一方策として地方有志銀行がブロックを結成、既成シンヂケートに一メンバーとなつて參加する案が提唱され全理事が之に贊意を表したので近くその具體化に乘出すことゝなつた、尙綜合課稅問題については地方銀行としては原則的には之に反對なるもその影響は必ずしもシンヂケート銀行とは同一でないため暫く靜觀することゝし當分意思表示を行はざることに決定した

地方金利平準化運動進展

【九・二九】 廿九日開催の地方銀行協會理事會席上入間野銀行局長は地方金利標準化運動の進展に關し左の如き數字を擧げて說明、同運動の一層の促進方を要望した、卽ち

本年六月末現在に於ける全國地方銀行定期預金總額を一〇〇とすればこの中三分五厘以上のもの三一%、三分五厘四四%、三分四厘一六%、三分三厘九%となり昨年六月末に於て三分五厘以上の定期預金が總額の五二%を占めたに對比すれば三分五厘を目標とする地方金利第一次引下工作は相當の效果を收めて居る、然し乍ら之を國債シンヂケート銀行について見れば三分三厘以上の定期預金は總額の六%を占むるに過ぎず監督官廳としては地方金利平準化運動の第二次展開を希望する

綜合課稅による稅引利廻調

【九・二八】 大藏省では廿八日の稅制調查會小委員會席上第二種所得綜合課稅案による國債、地方債、社債及定期預金の稅引利廻調を發表したが之が計算の基準は左の通りである

一、平均稅率による場合の稅引利廻

一、改正試案に依る配當利子所得の稅引利廻調（其の一—平均稅率）

階級區分	國債	地方債	社債	定期預金	株式			
					改正案	現行	改正案	現行
（表面利廻）	三、六五七	四、二〇〇	四、三〇〇	三、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
（現行稅引利廻）	三、四四二	三、七五九	三、七八四	二、九〇四	—	—	—	—
五千圓以下（分類所得稅のみ）	三、五一四	三、八二三	三、八七〇	二、九七〇	四、九五〇	—	五、四〇〇	—
五千圓超（分類所得稅及一般所得稅）五千圓のもの	三、五一四	三、八二三	三、八七〇	二、九七〇	四、九五〇	五、一八四	五、四〇〇	五、六五五

この計算例は一定の個人所得を靜止的に見た場合の各課稅標準別稅利廻である、卽ち所得額九千圓の場合を例にとれば五千圓迄の分には課稅標準別によつて分類所得稅が課せられ五千圓超過八千圓迄の三千圓には分類所得稅の外に一般所得稅率百分の十の三百圓が課せられ更に八千圓超過九千圓迄の一千圓には分類所得稅の外に百分の十五の百五十圓が課せられる、この合計稅額四百五十圓を五千圓を超過する額の四千圓に對する課稅としてその平均稅率を出し之に課稅標準別の分類所得稅率を加算した稅率を各課稅標準の表面利廻りから引いたものとなる譯である、この表によれば五千圓以下の分類所得稅課稅の場合に於ては現行稅引利廻りより何れも有利であるが所得額八千圓となると一般所得稅により綜合課稅される結果利廻りが低下することゝなる

（二）最高稅率による場合の稅引利廻　五千圓を超える所有者が新規投資として考へる場合の各課稅標準の稅率を示したものである、この場合は常に上積みの部分に課せられる最高の超過累進率により課稅されるもので稅引利廻りは第一の場合に比し著しく低率となる

八千圓 〃	三、四三三	三、七二七	三、七七三	二、八九五	四、七四三	五、〇五九	五、一七五	五、五一九
一萬圓 〃	三、三八五	三、六七〇	三、七一五	二、八五一	四、六二〇	四、九九八	五、〇四〇	五、四五三
三萬圓 〃	三、一五七	三、四〇二	三、四四〇	二、六四〇	四、〇三三	四、五八七	四、四〇〇	五、〇〇五
五萬圓 〃	三、〇四二	三、二六七	三、三〇二	二、五三四	三、七四〇	四、三六七	四、〇八〇	四、七六五
十萬圓 〃	二、八〇二	三、〇七八	三、一〇八	二、三八五	三、三三七	四、〇四三	三、六三〇	四、四一一
二十萬圓〃	二、七二六	二、八九五	二、九二一	二、二四三	二、九二八	三、七〇二	三、一九五	四、〇三八
五十萬圓〃	二、五一三	二、六四五	二、六六五	二、〇四五	二、三八一	三、二六四	二、五九八	三、五六一
百萬圓 〃	二、三四九	二、四五三	二、四六七	一、八九三	一、九六〇	二、九四四	二、一三九	三、二一一

「備考」(一)一般所得税及現行第三種所得税は各階級の平均負擔税額に依り計算せり(二)現行税引利廻の計算は國債六%(所得税二%、資本利子税四%)、地方税一〇・五%(所得税六・五%、資本利子税四%)、社債一二%(所得税八%、資本利子税四%)定期預金一二%(所得税八%、資本利子税四%)の税率に依り、株式に付ては國税は支那事變特別税法に依る增徵後の税率に依り附加税は基本税の四割二分として計算せり(三)株式は利益配當税の賦課なきものとして計算せり(四)國債利子の表面利廻「利率三分五厘、發行價格九八圓、償還年限十七年三月」のもの丶複利計算に依り、償還差益を包含せざる課税利子部分に税率を適用して計算せり

二、改正試案に依る配當利子所得の税引利廻調(其の二—最高税率)

階級區分	國債	地方債	社債	定期預金	株式			
					改正案	現行	改正案	現行
(表面利廻)	三、六五七%	四、三〇〇%	四、三〇〇%	三、三〇〇%	五、五〇〇%	五、五〇〇%	六、〇〇〇%	六、〇〇〇%
(現行税引利廻)	三、四四三	三、七五九	三、七八四	二、九〇四	—	—	—	—
五千圓以下(分類所得税のみ)	三、五一四	三、八三三	三、八七〇	二、九五〇	四、九五〇	—	五、四〇〇	—
五千圓超(分類所得税及一般所得税)								
五千圓 超	三、三〇〇	三、五七〇	二、六一二	二、七七二	四、四〇〇	四、八九四	四、八〇〇	五、三三九
八千圓 〃	三、一九一	三、四四四	二、四八三	二、六七三	四、一三五	四、七五九	四、五〇〇	五、一九一
	%	%	%	%	%	%	%	%
一萬圓 〃	三、一九二	三、四四四	三、四八三	二、六七三	四、一三五	四、六二三	四、五〇〇	五、〇四四
三萬圓 〃	二、八七一	三、〇六六	三、〇九六	二、三七六	三、三〇〇	四、〇三七	三、六〇〇	四、四〇四
五萬圓 〃	二、七六四	二、九四〇	二、九六七	二、二七七	三、〇二五	三、八三八	三、三〇〇	四、一八七
十萬圓 〃	二、六五七	二、八一四	二、八三八	二、一七八	二、七五〇	三、四四一	三、〇〇〇	三、七五三
二十萬圓〃	二、四四二	二、五六二	二、五八〇	一、九八〇	二、二〇〇	三、〇八一	二、四〇〇	三、三六〇
五十萬圓〃	二、三二八	二、三一〇	二、三三三	一、七八二	一、六五〇	二、七三〇	一、八〇〇	二、九六七
百萬圓 〃	二、一三一	二、一八四	二、一九三	一、六八三	一、三七五	二、三〇六	一、五〇〇	二、五二五

備考

(一)一般所得税及現行第三種所得税は各階級毎に當該所得を上積みと爲し各税率(最高税率)を適用して計算せり(二)以下(一)の場合に同じ

通貨加速度的に膨脹

【九・三〇】月末接近と共に日銀兌換券發行高は膨脹を續け殊に二十八日には五千萬圓、二十九日には八千六百萬圓と激增を見せ三十日に繰越しの帳尻によれば二十五億九千七百萬圓と二十六億圓大臺に接近したが、月末最終日三十日は土曜日に應當し日銀の貸出回收、兌換券收縮は週明けに繰越された爲め同日日銀の一般貸出は東京市中のみで三千萬圓を增加、從つて兌換券發行增加額も同じく東京關係のみで約二千五百萬圓に上つた、之に地方關係を合算すれば約三千萬圓(推定)の膨脹に當り九月末最高發行高は約二十六億二千七百萬圓(推定)と遂に二十六億圓關門を突破年初來の最多新記錄を更新するに至つた、而して之を前年九月末最高發行高二十億九千四百萬圓に比すれば約五億三千三百萬圓の膨脹に當るが更に本年四月の舊兌換券整理(約四千萬圓)と五月の鮮臺銀券保證準備擴張による兌換券發行高減少(約七千萬圓)を考慮すれば前年膨脹實勢は實に六億四千餘萬圓增加率三割七厘に達するわけであり前年九月最高發行高の對前々年增加額三億入千六百萬圓に比し通貨膨脹は加速度的傾向を强めて居る、尙事變勃發以來時局産業を中心とする經濟活動の增大、インフレの大衆層への浸潤により兌換券發行高は增嵩の一途を辿り、毎月中膨脹額(最高發行高と最低額の差)は前年は約二億圓本年は約三億圓見當であつたが八月に於ては月中膨脹額三億七千七百萬圓九月は三億九千萬圓に急增を示して居り、歐洲大戰勃發を契機とする證券市場の沸騰、現金思惑取引の增嵩も亦否定し得ない一因と見られる、最近四ヶ年の九月末最高發行高は左の如し(單位百萬圓)

		對前年增加率%
十一年	一、四二三	—
十二年	一、七〇八	二〇・〇
十三年	二、〇九四	二二・六
十四年	二、六二七(推定)	二五・五

東京手形交換高最高記錄

東京手形交換所調査【九・三〇】九年中に於ける同所手形交換高は枚數百六十三萬九千七枚、金額四十三億五千三百二十萬二千圓と枚數に於ては前月比三萬五百三十八枚を減じたが金額に於ては五億八千九百三十一萬六千圓を增加し最高記錄を示した、またこれを前年同期に比すれば枚數二十五萬五千九百六十一枚、金額十五億九十一萬八千圓を增加し一月以降の累計は枚數千四百六十九萬六千三百十五枚、金額三百二十一億二千五百十六萬七千圓で前年同期に比し百四十一萬二千三百九十九枚、四十七億三千五百三萬六千圓を增加してゐる、過去に於て四十億を突破したのは大正八年十二月の四十二億八千九百四十二萬二千圓、大正九年三月の四十一億三千五百二十五萬八千圓のみで昭和年代に於ては十三年十二月の三十九億七千七百二十六萬八千圓が最高額である、なほ九月中の一日平均も一億六千七百四十三萬一千圓に達し大正十五年十二月の一億六千百二十七萬二千圓の最高記錄を更新した、

☆保　險

新戰保プール結成に決定

【九・二五】政府全額補償制をバックとする戰時海上再保險組合の結成については二十五日伍堂商相と海上保險協會、船舶協同會、一木會各代表者との會談に於て別項の如く正式に意見の一致を見、今後は商工省事務當局と業者代表谷井(東京海上)小山(扶桑海上)兩氏との間に右に關する技術的協議を進め大體十月中旬より新制度による戰爭保險プールの發足を見るものと豫想されるに至つた、而して新プールは船舶、積荷を一組織に包含、內地側海保業者二十一社を以て結成される豫定で補償制の適用をうける契約は㋑日本船㋺日本への輸出入貨物㋩その他商工大臣の指定するものに限定され商工省は損失、補償財源としてとりあへず約一千萬圓を準備する事となつた、尙從來の貨物戰爭保險プールは新プール結成により實質的には清算事務を殘すのみとなるが、日本商人取扱の第三國間貿易の如きは國家補償制の適用外に置かれて居る爲め引續き現行プールに於て之を消化する事となるものと見られる今後官民間に協議せられるべき技術諸點は次の如くである

(一)料率—料率は一應業者側に於て原案を作成、之を政府の料率委員會(商工、大藏、遞信、外務、海軍各省、企畫院等で組織)が認定する事となつたが、新料率決定に際しては倫敦市場率、英國國營率、米國率等を參考とし、商工省としては現行率より多少引下げる意向を有してゐる(二)プール經費—手數料及び利益金戻し問題(三)ロスが起きた場合には一次的にはプール積立金を以て支拂ふ建前となつてゐるが、ロスが巨額に上り積立金では之を支辨し得ざる場合を考慮し特殊の金融方法を考究する必要がある

戰保再保國家補償制を設定

【九・二五】戰時海上保險の政府補償制實施に關し商工當局では準備が進捗したので廿五日午後一時半商相官邸に海上保險諸團體の關係者飯沼（大正海上）龜山（三菱海上）小山（扶桑海上）坂本（大阪海上）鈴木、谷井（東京海上）戸倉（帝國海上）の諸氏の參集を求め、伍堂商相より

第二次歐洲大戰の勃發により戰時海上保險の引受および保險料率の適正を期することは貿易、海運、保險の諸政策上極めて重要であるから海保會社が戰爭保險の再保險組合を組織し船舶および積荷の戰爭保險は政府の認むる保險料率を以て引受けこれを組合に持込み、組合の收支計算の結果出づる損失は國家が補償する方針である

と政府の意圖する補償制を説明これに對し業者側は一致協力することを約した、而して具體的細目については今後引續き商工當局と保險會社との間に打合せを行ひ可及的速かに實施する段取であるが同補償制は來議會に提案する戰保再保國營が實施されるまでの暫定措置である

一木會改稱

【九・二七】海上保險一木會は二十七日例會を開催、海上積荷保險の統制團體たる同會の性質に鑑み來る十月一日より「貨物保險協和會」と改稱する事に決定した

☆公社債

蠶絲證券借換發行

大藏省發表【九・三】九月廿五日支拂期日の蠶絲證券（第九回）七百萬圓は左記要項の通り之を借換發行することに決定した

△證券の名稱　蠶絲證券（第十回）△發行額　額面七百萬圓△割引歩合　日歩六厘五毛△發行日　昭和十四年九月廿五日△支拂期日　昭和十四年十一月廿二日△發行方法　日本銀行引受

米券借換發行

大藏省發表【九・三】九月廿五日支拂期日の米穀證券（第九十五回）二億五百萬圓は內二千七百萬圓を現金償還し殘額一億七千八百萬圓は左記要項通り之を借換發行することに決定した△證券の名稱　米穀證券（第九十七回）△發行額　額面一億七千八百萬圓△割引歩合　日歩六厘五毛△發行日　昭和十四年九月廿五日△支拂期日　昭和十四年十一月廿二日△發行方法　日本銀行引受

社債發行狀況

▲滿洲電信社債發行【九・三】興銀は二十二日滿洲電信電話第八回社債の條件を左の如く發表した、總額六百萬圓中百萬圓はシ團親引とし、殘額五百萬圓を公募する△社債總額　金六百萬圓△利率　年四分三厘△發行價額　額面百圓に付百圓△募集の委託を受けたる會社　興銀（代表）正金、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、野村各銀行及三井、三菱、安田、住友各信託

▲東横電鐵社債發行【九・三五】かねて計畫中の東横電鐵融資シ團は興銀、第一、住友、三菱、三和各銀行並に三井、住友兩信託によつて結成（興銀、三井信託共同受託）廿五日興銀に各代表參集初會合の上、鐵道、軌道、自動車運轉並に工場各財團を設定してオープン・エンド・モアゲージ制により總額三千萬圓中第一回分として社債一千萬圓を近く發行することゝなつた、發行條件は利率四分三厘、發行額九十九圓七十五錢、期間十ケ年とし十一月中旬拂込の豫定である、而して同社は來月二日合併する目蒲電鐵と合計すれば既發無擔保社債（山一證券引受）六口、二千百二十萬圓を有してゐるので興銀はこの上更らに擔保付社債を發行することは既發無擔保社債の特約に違反するや否やを考慮し法規上の手續きにつき種々研究シ團會合の席上でも特に松本蒸治氏より此の點に關し說明があつた、右特約後には「會社の財產を他に擔保として供與しない」旨を明記してゐる、之は特約付社債を優先する新債權の設定を拒否するに止まり同一順位の擔保を付する事は何等差支へなしとの解釋に到達既發社債に新規發行債と同一順位の擔保を付し以て繰上償還等の煩瑣な手續を回避する事となつた、而して右解釋により我が起債市場として擔保付社債發行上の新例を開くもので同社と同樣趣旨の特約付既發債を有する各社は今後この新例により新規債を發行し得ることゝなりその額はおよそ一億圓を突破するものとみられ金融界全般としても社債發行により各社既發の單名手形が回收される結果となるので頗る歡迎してゐる

▲京王電軌債非公募發行【九・三五】京王電氣軌道は豫ねて社債一千萬圓の發行を企圖しシ團との間に折衝を進めて居たがこの程臨時資金審査委員會の認可を得た、條件は左の如くシ團の前貸返濟に充當、全額非公募である

△發行額　一千萬圓△利率四分三厘△發行價額額面百圓につき九十九圓七十五錢△引受興銀、住友兩信託三菱、住友兩信託

▲滿洲電業社債發行【九・三五】興業銀行では廿五日滿洲電業社債一千五百萬圓の募集條件を左の通り正式發表した、而して右の內公募は一千百五十萬圓、シ團親引は三百五十萬圓である

△發行金額　金一千五百萬圓（社債總額金九千萬圓の內第三回分）△利率年四分三厘△發行價額　額面百圓に付金九十九圓七十五錢△受託會社興銀

爲替

對米レート算定基準轉換論擡頭

【九・三】米英クロスの動搖對策として我が對米爲替相場は過般來對米協定中の例外規定を援用、米英クロスよりの裁定相場とは絕緣して連日二十三弗$\frac{3}{8}$に据置かれたが英國の爲替管理制度の運用が漸次判明し更に磅貨安定に對する米國政府の關心が表面化するにつれ米英クロスは顯著な回復を示し二十二日入電のレートは三弗九十九仙$\frac{1}{8}$となり之を裁定した日米相場（二十三弗$\frac{3}{4}$）と協定相場との鞘は縮少するに至つた、從つて米英クロスが英國の對米公定レート四弗二仙見當に回復する事は今や時期の問題とする觀測が有力化してゐるが之を契機として我が對米レート算定の基準を從來の米英クロスより倫敦英米クロスに轉換すべしとの意見が爲替銀行間に擡頭するに至つた、卽ち

（一）過般の紐育米英クロスの激落は米國の爲替管理制度の連絡條件を缺く磅貨金が紐育市場で處分された爲で商內も薄くこれを公正なクロス・レートと看做し得ない、卽ち戰爭勃發以來紐育市場は自由市場の性質を喪失闇市場に轉化したと稱すべきである、勿論將來に於ても戰爭の狀況その他により紐育米英クロスは多少の波瀾を示すであらうが一方に英國の對米公定レートが儼存する限り四弗二仙への鞘寄運動は繼續するものと見られる

（二）之に反し貿易その他正常な取引による磅貨金は英蘭銀行に付四弗二仙の率を以て弗に轉換し得るわけで我國の對英本國及び英領植民地の輸出代金は勿論右に關し包括的許可を得る事が出來、又第三國貿易の決濟を磅で行つた場合にも個別的許可を得て弗に振替へる事が出來る

（三）從て理論的に言へば我が對米爲替相場算定に當り從來の紐育米英クロスを離れ、倫敦英米クロスの最終値（實質的には英國の對米公定レート）を基準とすべきであり又右による實際的、技術的な不便も少いとして居る、而して對米協定レート算定の基準を倫敦英米クロスに轉換すれば對米賣レート廿三弗$\frac{7}{8}$、買レートも倫敦の對米買レートを基準として廿三弗$\frac{3}{4}$となり、賣買の開きは現在の$\frac{1}{8}$より$\frac{1}{4}$に擴大するわけで英國の對米公定レートが變更されぬ限り我が對米相場もこのレートにペッグする事となる、然し乍ら算定基準の轉換には昨年三月二十二日の對米爲替協定を改訂する必要があり、實現迄には尙幾多の曲折を經るものと豫想されるが爲替當局ではその間暫定的措置として左の方針をとる事に決定して居る

（一）米英クロスが四弗〇仙$\frac{1}{8}$より

下位にある場合には現在の暫定措置を續行、對米二十三弗$\frac{1}{16}$に据置く、(二)米英クロスが四弗〇仙$\frac{1}{8}$を上廻る場合は現行暫定措置を解消、クロスレートよりの裁定値をとる(三)紐育米英クロスが英國の公定レート四弗二仙を上廻る事は實際的にはあり得ないであらうが萬一かゝる場合にはクロスレートを無視して四弗二仙より裁定した二十三弗による

對米爲替算定基準を公定相場に轉換

【九・二六】歐洲動亂の勃發以來紐育米英クロスは動搖を續けこの間我が對米爲替相場はクロスの動向を靜觀すると共に對米協定の暫定措置を援用したが、最近に至り英國の對米四弗二仙公定賣相場堅持の方針が判明し更に英國爲替管理制の全貌が闡明すると共に米英クロスは顯著な回復歩調を示し二十八日正金入電のレートは四弗二仙$\frac{1}{8}$と卸て英國の對米公定レートを上廻るに至つたので日銀では廿八日午後五時半より同行本店に正金以下市中爲替銀行代表者の參集を求め今後の我が對米爲替相場の算定方法につき原案を提示して協議を重ねた結果

對米レート算定基準を紐育米英クロスに置く原則には何等觸れず、唯米英クロスによる事が不適當と認められる場合には米英クロスを離れて英國の對米公定レート(四弗二仙)を基準とし一志二片を以て裁定したる對米賣廿三弗十六分の七のレートを採る事、更にこの場合には對米買レートについても算定基準を英國の對米買レート、(四弗四仙)に置き廿三弗八分の五と定める事とし此旨の但書を追加する

事に意見一致した、仍て廿九日對米協定追加の正式調印を行ひ即日實施すると共に外銀側にも通達、協力を求める事となつた、而して歐洲動亂勃發以來紐育市場は殆ど闇市場と墮して居るに反し正常なる貿易により得たる磅資金は英國及び同植民地に對する輸出代金は固より第三國貿易の決濟により得たる資金でも英蘭銀行に於て對米四弗二仙の公定レートを以て弗貨に轉換する事が出來又爲替銀行の金繰關係による磅資の弗への轉換も亦原則的には許可されて居る等英國爲替管理制に對する信賴性は增加しつつある、かくの如く紐育市場の畸型化と英國爲替管理制度の運用方針が判明した以上我が對米爲替相場は紐育米英クロスを無視し英國の對米公定相場を基準とする事が妥當と認められたため今回の對米爲替協定追加の擧に出たものであり從て當分の間はこの追加規定により我が對米爲替相場は二十三弗十六分ノ七賣(端數切捨)二十三弗八分ノ五買(端數切上げ)に實質的に釘付けとなり賣買の鞘は現在の卅二分ノ一より遙かに擴大するわけである、然し乍ら將來萬一英國が現在の對米公定相場を拋棄し或は磅の實勢が惡化する場合には我が對米爲替相場算定基準にも再檢討を加へる必要のある事は勿論であり、從て今回の協定追加に際しても算定基準の原則には修正を加へる事なく但書の追加に止めたわけである、尙英國爲替管理制はスタートした許りで手續が相當遲延して居るから磅資金の弗への轉換にも時日を要する場合も考慮されるがかゝる場合我が爲替銀行には外國爲替基金の利用等が要求される事とならう

對米爲替協定の追加條項

【九・二八】我が對米爲替相場算定基準は別項の如く從來の紐育米英クロスを離れ、當分の間英國の對米公定相場に轉換する事に決定したが右に伴ふ對米協定追加事項は左の如くである

△昭和十三年三月廿二日付北米合衆國向裁定爲替相場に關する申合事項に左記の通り追加す

(一)第一(現物)の項に左の通り追加す、但し米英クロスに依る事適當ならずと認めらるゝ場合は對米賣相場は大藏當局の承認を得て英蘭銀行公定對米賣相場を一志二片で裁定したる相場に依るを得る事(二)第一(現物)第四項(賣相場)に左の通り追加す、但し電信賣相場が第一項但書の相場に依るときは大藏當局の承認を得て英蘭銀行公定買相場を一志二片で裁定したる相場に依るを得ること(今迄對米レートの賣買の開きは$\frac{1}{32}$弗だつたが之によると$\frac{1}{16}$弗となる)(三)第五項(一覽拂手形の買)及び第六項(期日付手形の買)に左の通り追加す、但し電信買相場が第四項但書の相場に依るときは右電信買相場を基準とし之に本項所定の開きを付する事を得る事(三)本年八月の爲替協定改訂に依り「七日迄」を現物としたるを「十五日迄」とする事(四)電信先物買相場の項に左の通り追加す、但し電信先物賣相場が第一(現物)但書に依り定められる場合は第一(現物)第四項、第五項及び第六項の各項但書に依り定められる買相場を基準とし右に先物賣相場と同率の開きを付したるものとする事

對獨爲替取引再開

【九・二九】對獨爲替取引は歐洲動亂勃發以來杜絕狀態にあるため正金銀行でも去る五日以來ハンブル、グベルリン向建値發表を中止してゐたが廿九日に至り廿五日振りに〇・五八マーク(一圓につき)と對獨相場を發表した

貿易

☆一般

自動車を重要輸出品に指定

【九・三〇】本邦製の自動車及び同部分品の輸出は關係業者の無統制な賣込競爭のために聲價を失墜する虞れがあり、これを防止すると共に原材料の配給を圓滑化し共同施設をなして自動車工業の確立と輸出の振興を圖るため輸出組合の結成計畫が進行してゐるが之に對し商工省では二十三日告示を以て「自動車及同部分品」を貿易組合法第九條第二項の規定による重要輸出品に指定した、なほ本邦製自動車及び同部分品の十三年度の輸出額は左の如く總額二千萬圓に達し販路は世界主要市場に及んでゐる(單位千圓)

	第三國	圓ブロック	計
完成車	七	二、八五九	二、八六六
ゴムタイヤ及インナチューブ	一、四八九	二、九六九	四、四五八
部分品及附屬品	五三三	一三、七〇一	一四、二三四
計	二、〇二九	一八、五二九	二〇、五五八

輸出水産物檢査規則改正

【九・三〇】農林省では從來より輸出向魚介罐詰、冷凍鮪類、魚粉及魚粕等に對し輸出水産物取締法第一條に基き輸出檢査を施行して來たが、檢査範圍を擴大し輸出水産物の聲價維持向上を圖るため輸出水産物檢査規則を改正し新たに左記檢査對象品目を追加十月一日より實施する事となつた

一切の魚介類罐詰、海藻粉、寒天冷凍魚、介類、鹽藏並乾製水産物種牡蠣

尙從來の檢査規則では檢査標準、證票記號等まで規則を擧げて來たが今回之を廢し各檢査機關の檢査規定に讓る點も併せ改正される

輸出税設置を考究

【九・三〇】歐洲大戰の勃發はわが國物價對策を一段と强化せしめるに至つたが青木藏相は今後大戰が長期化する場合に備へて國家總動員法第九條發動の必要あることを考慮し右に基く輸出税の設置につき企畫院に命じ調査を急がせてゐる、しかしてその具體的内容については今後調査研究を要する點多くまた實行上種々難點も豫想されるが目下考慮されてゐる理由及方法は左の諸點にあるものと見られる

△設置の必要(一)歐洲大戰が長期化する場合商品の種類によつては相當高價に輸出されるものもあるべく之が國内の低物價政策に影響することを考慮して輸出商品の國内物價を課税により或程度抑制することが妥當であらう(二)例へば生糸、罐詰類の如きは日米爲替低落の波に乘つて輸出價格の値上りを見ることになり業者は不當の利得を得る場合が考へられるが之に輸出税を課することにすれば增收を計ると共に當該商品の内地物價騰貴を抑制し得ることゝならう

△設置の方法(一)新たなる法律による方法をとるときは馬場税制案當時の輸出統制税の如く種々支障を生ずるが總動員法第九條を發動すること

にすれば緊急の必要ある場合に實行し得ることゝなる(二)本稅は國內物價對策であり海外に對して輸出商品が高く賣れることは何等差支へないのであるから之がため輸出振興を阻害する如きことのないやう方法を講ずる必要がある(三)從つて本稅による稅收入はこれを輸出振興資金の如き用途に振り向けるが妥當であらう即ち目的稅として設置すべきものと考へられる

（註）國家總動員法第九條　政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所により輸出若くは輸入の制限若くは禁止をなし、輸出若くは輸入を命じ輸出稅若くは輸入稅を課し又は輸出稅若くは輸入稅を增課若くは減免することを得

生糸輸出稅設定絕對反對

【九・三】政府が國內低物價政策の徹底を期するため總動員法第九條を發動して低爲替に惠まれてゐる輸出品に輸出統制稅を新設、而も生糸がその重要な對象物件となつてゐると傳へられ廿三日の淸算市場は海外高に逆行して暴落を演じたが之に對し農林當局では左の見地より生糸に對する輸出稅の設定には絕對反對の意嚮を表明してゐる即ち

(一)現在內地向絹織物公定價格は原糸換算約千圓に相當し從つて物價政策を主眼として國用と輸出向の跛行的價格差を嚴密に是正するには現在の糸價では六百圓餘の重稅を課せねばならず而も如何なる微稅方法に依るも結局それは生產者たる農民に轉化されることになる、それ許りでなく輸出稅の設定は繭增產計畫達成に重大支障を來しあまつさへ銃後農村民の精神指導に惡影響を及ぼす虞れがある(二)ニューヨーク海外生糸市場調査事務所より廿三日本省への入電に依れば一部アメリカ人絹業者が生糸高、靴下値上、日ソ停戰協定等を結びつけ日貨ボイコット再燃を策動しつゝある、而も最近デラデウエヤーデーに於てデュポン社長ラモントし對策を協議した結果左の如き共同傳演說を爲し又一部新聞は生糸排斥の可能性を力說日本が輸出統制稅を課する場合に於ては之に對し直ちに報復關稅を設定せよと論じてゐる等氏はナイロンの進步に就て誇大の宣の情報もあり海外市場の動向を愼重に見極めずして輸出稅を課するが如きは絕對避く可きでインフレ抑制、過當利潤の吸收には自ら別途の方策を講ず可きであるとなしてゐる

▲生糸輸出稅新設に反對【九・三】横濱及び神戶生糸輸出業組合では廿五日正午横濱組合會議室において聯合評議員會を開催生糸輸出稅新設問題物價引上禁止令から生糸及繭等を除外する件の二案を審議した結果生糸輸出稅新設は㋑內地糸價の低下を來す㋺海外に輸入稅等設置口實を與へる㋩生糸貿易に對し惡影響を及ぼしナイロン其他代用品增長を來す虞れがある等の理由で絕對反對する旨決議し伊藤橫濱、小田神戶兩組合長、臼井橫濱副組合長等が廿六日午前十時半農林省に出頭陳情を行ふことゝなつた、又後者に關しては農林當局の態度に信賴して今後の推移を注視することになつた尙ほ橫濱生糸問屋業組合でも廿五日正午事務所に緊急評議委員會を開催生糸輸出稅設置問題、貿易省新設問題の二件に關し協議した結果兩問題は何れも問屋業組合のみの問題でないから日本中央蠶糸會に呼びかけて至急對策の樹立方を要望することに決定した

蠶糸業一元的統制を要望

【九・二七】全國養蠶業組合聯合會は廿六日首腦部會議を又全國製糸業組合聯合會は廿七日緊急評議員會を夫々開催、輸出稅新設問題及び貿易省設置に伴ふ農林省蠶糸局移管問題に關し對策を協議した結果左の如き共同聲明を發表反對意向を明かにした、尙日本中央蠶糸會でも來る卅日時局對策委員會を開催同問題を討議態度を正式決定の上關係當局に陳情することゝなつた

△共同聲明

一、生糸輸出稅設定絕對反對の件

戰時經濟整備上外貨獲得の王座を占むる我生糸輸出に對する課稅の設定は左の理由に依り絕對反對を表明す

㋑生糸課稅は相手國に輸入稅設定等の好機を與へ且海外に於ける生糸價格の昂騰となり代用品の進出を助長す㋺生糸課稅は直ちに繭價に轉嫁せられ養蠶農民の蠶業精神を阻害し增產國策の達成に支障を生ず㋩生糸課稅は戰時蠶糸業の使命たる外貨獲得消したものと解して居り濠洲ニュージーランド羊毛が既に輸出禁止となり今後假令日濠外交折衝により英國政府より分讓を受けるとしても軍需用に優先される虞れがある折柄今後の我が輸出用原毛は勢ひ南阿羊毛に集中するものと見て居る

二、貿易省設定に伴ふ蠶糸局移管の件

貿易省新設に伴ふ農林省所管の蠶糸局移管に關し蠶糸業獨自の特殊性に鑑み養蠶、製糸、輸出に至る一元的行政機構の下に統轄するに非ざれば蠶糸業の改善發達を期し難きのみならず之を局部的に分轄せんか各業者間の聯絡協調を阻害し徒らに相剋摩擦を助長するの惧れあり仍而蠶糸業に關する限り一貫したる行政機構の下に統轄すべきものなりと認む

外務省濠毛の輸入調整に努む

【九・二五】濠洲政府の濠毛輸出禁止措置により我が濠毛手當に支障を來しつゝあるに鑑み外務省では濠毛輸入の圓滑化を圖るためかねて秋山シドニー總領事に對し右に關し濠洲政府との間に折衝方を訓電同總領事はキャンベラに赴き目下濠洲政府當局と折衝を重ねてゐるが而して一方英濠間には目下本年度濠毛の對英輸出數量並びに價格等につき取極め交渉が行はれて居りこれは今週中には成立するものと見られてゐるので濠毛の對日輸出數量の決定はそれ以後になるものと見られてゐる

原毛手當南阿毛に集中せん

【九・二六】南阿聯邦が濠洲、ニュージーランドに倣ひ同國產羊毛を英國政府の管理に委ねるか否かは我が羊毛界の注目の的となつてゐたが二十六日某社入電によればケープタウン市場は來る二十八日開市、出品數量二千五百俵前景氣はG二十四片乃至二十五片を唱へて居り又ポートエリザベスは十月四日開市出品一萬俵と決定した而して我が羊毛界では南阿羊毛輸出禁止問題は右により一應解

たがアンヂエローネ參事官より伊太利は最近各種品目の輸出禁止を行つてゐるが特に日本に對しては從來の協定に從つて輸出してゐる、更に去る八月末を以て滿期となつた日伊通商協定は目下ローマに於て改訂交渉進行中である旨の言明があり尙過般伊太利に於ける爲替管理令實施に伴ひ我國に與へた影響に就ては極力善處すると共に日本を例外として緩和方針を採る旨を約した

米國本邦向鋼材値段大巾引上げ

【九・二七】米國に於ける軍需關係品市價は昂騰の一途を辿つてゐるが三菱商事紐育支店より最近同本社に達した情報によれば本邦向鋼材の輸入値段は左の如く大暴騰を示してゐる

	新値段	値上り額
	圓	圓
厚鋼板	二三六・一九	二三・四三
建築用硬鋼	二六〇・九二	三〇・一六
棒鋼	二四〇・三七	三四・八八
Xシートバー・ビレット	一九四・二一	四五・三九

△備考

(一)O・I・F日本主要港一英噸當り値段（金利、諸掛、口錢、戰時保險料等を含まず）(二)爲替レート二十三弗十六分五(三)X印F・A・S値段(一英噸に付)(四)運賃は現行レート一英噸に付十一弗替にて見積り

滿洲大豆輸入組合を結成

【九・二八】滿洲國大豆の購入、販賣並に輸出の一元的統制を目指して滿洲大豆專管會社は愈々來る十一月一日より事業を開始する事となつたが之に伴ひ我國の大豆輸入商間では商工省德源の下に專管會社よりの內地輸

入の統制を目的とする輸入組合の結成を準備中のところ三井物產、三菱商事、豐年製油、日清製油、瓜谷長造商店の五社を以て同輸入組合を結成することゝなり遲くとも十月中旬迄に創立總會を開催する筈である、同組合設立後の事業は大要左の如し（一）滿洲國大豆專管會社の內地輸出大豆を一手に引受ける（二）之が配給は大豆製油工業組合と雜穀問屋組合の二本立を採用する

出超額四億圓を突破

【九・三〇】九月下旬に終つた本年第三四半期迄の貿易は輸出二十七億一千九百萬圓、輸入二十三億一千八百萬圓、差引き出超四億圓にしてこれを前年同期に比すれば輸出は七億圓卽ち三割四分を激增、輸入は二億二百萬圓卽ち一割弱の微增となり貿易尻に於ては前年同期の入超九千七百萬圓が前記の如く四億圓の出超に轉じてゐる、而して本年一月以降九月末迄の內地分重要輸出品の概況は左の如くで前年同期に比し減少を示したものは綿織物、絹織物並に玩具の三品目に過ぎず、他は何れも增加となつてゐるが就中木材、綿織糸、機械類等の大巾增加率が目立つてゐる尙雜品類の內地分輸出總額に占める割合は四割七分で前年同期に比し一分方の增加を示し本邦輸出貿易に依然重要なる地位を占めてゐる、品目內譯左の如し（單位千圓、△印減）

	本年一月―九月	前年同期比較	同上增減率
綿織物	二六七、六二四	△九、五八六	△三
生糸	三一八、四二三	六七、五一三	二七
（數量）	二七八、九四九百斤	△五八、六九一	△（一七）
人絹織物	九八、四八一	一五、三六六	一九
機械類	一六一、八四八	六一、三〇四	六一
罐壜詰食料	八三、八四八	二〇、三九二	三二
絹織物	三三、二八三	△二、四〇一	△七
メリヤス製品	二九、八八三	三三六	一
毛織物	三七、九九〇	二、三七八	七
陶磁器	三三、六九六	三、九一八	一四
綿織糸	四九、六四八	二三、九七八	九三
玩具	一五、九三五	△二、八八〇	△一五
人絹糸	一七、三三八	三、六八二	二七
木材	八六、九六〇	五五、〇七七	一七三
其の他	一、一九九、九七四	三三五、八六五	三九
計	二、四五三、八三一	五七四、九四二	三一

墨、對日貿易促進を希望

メキシコ市【九・三〇】歐洲動亂以來歐洲商品が輸入杜絶となり其の多くを輸入に仰いだメキシコは商品飢饉を恐れてゐるが一方米國はこの機會に自國商品で全メキシコを風靡せんとの野心を抱いて居り、之に反しメキシコ商人一般殊にドイツ商人は米國商品の購入を喜ばず對日貿易に頼らんとしてゐる、殊に廿九日タバスコ州財務長官ハンソッ氏は日本貿易斡旋所を訪れタバスコ州は日本との間に緊密な貿易關係を結ぶ用意あり、差當り日本よりは多量の農具及び發電所用機械一式を輸入しタバスコからは日本の希望する產物を何でも提供する旨の申入れを行ひ注目を惹いてゐる、尙メキシコ國有鐵道は十月一日より輸出品に對する運賃の五割割引を斷行し日本側に對してもパナマ運河より安いメキシコ鐵道サリナクルス港を利用する事を勸めてゐる

☆ 圓域輸出問題

統制團體實績期間決定

【九・三】一般物價引上禁止令に伴ふ滿關支向輸出調整省令は廿日公布廿五日實施されることになつてゐるが同省令第一條に基く商品別統制團體第二條に基く地域別統制團體および第四條に基く過去の實績期間は廿三日商工省告示をもつて左の如く指定された

△商工省告示　關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件第一條の規定に依り物品及團體左の通指定す

輸入税表番號　物品　團體

二一　豆類
五ノ內青豌豆＝北海道豆類輸出組合
七の五菜豆＝同右
三一　蔬菜、果實及核子
一の內蜜柑罐詰＝日本蜜柑罐詰輸出組合
二　其の他
甲　蔬菜
甲の四の內昆布＝日本海產物輸出組合聯合會所屬組合
乙　其の他
乙の四其の他
イの內　蜜柑＝日本柑橘滿洲國輸出組合
五二の二　魚介類
三　其の他
甲の內鹽鮭、鹽鱒、鹽鱈及乾鱈＝日本海產物輸出組合聯合會所屬組合
乙の內貝柱、海參、干鮑、乾鰑及鱶鰭＝同右
六三　麥酒＝帝國麥酒輸出組合
六九　毛皮
二其の他（兎毛皮を除く）＝日本毛皮輸出組合
七二　皮類＝日本皮革製品輸出組合
七三　革製品（別號に揭げざるもの）＝同右
九五　植物性揮發油
一　芳香性のもの
丙の內　薄荷油＝日本薄荷輸出組合
九六　亞麻子油＝日本植物油油糟輸出組合
九九　椰子油＝同右
一〇〇　落花生油＝同右
一〇一　大豆油＝同右
一〇二　棉子油＝同右
一一七　石鹼＝日本石鹼輸出組合
一二〇の內　荏胡麻子油、菜種油及米糠油＝日本植物油油糟輸出組合
二二九の內　薄荷腦＝日本薄荷輸出組合
二二九の內　除蟲菊＝日本除蟲菊輸出組合
二七三　綿糸及長十メートルの重量三グラムを超えざる綿線＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
二九〇の內　ステープルファイバー及ステープルファイバー糸＝日本ステープルファイバー輸出組合
二九六の內　結束糸、帆布用糸、リリアン、漁具用糸、タイヤコード＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
二九八　綿織物、三の內毛布（連製のもの）＝日本毛布敷布輸出組合
三〇一　毛織物、毛綿交織物及毛又は毛綿と絹との交織物、二の內毛布（連製のもの）＝同右
三〇三　絹織物及別號に揭げざる絹入織物（人造絹織物、ステープルファイバー織物、野蠶糸布、タオル地及絹の重量全重量中百分の二十五を超えざるものを除く）＝日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合
三〇三の內　野蠶糸布＝日本絹紬輸出組合
三〇三の內　タオル地＝日本タオル輸出組合
三〇九　ブックバインダークロース＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三一四　革布＝同右
三一八　金剛砂布（硝子粉を塗りたるものを含む）同右
三一九　防水布（護謨を塗り又は挿入れたるもの）＝日本護謨製品輸出組合
三二〇の內　護謨紐類（總護謨の紐類を除く）日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三二〇の內　總護謨の紐類及護謨入布＝日本護謨製品輸出組合
三二二　ランプ芯＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三二四　手巾（單製のもの）（タオ

ル製のものを除く）＝同右
三二四の内　タオル製のもの＝日本タオル輸出組合
三二五　浴布（單製のもの）＝同右
三二六　ブランケット（單製のもの）＝日本毛布敷布輸出組合
三二八　地氈（單製連製を別たず）＝日本敷物輸出組合
三二九　テーブルクロース（單製のもの）日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三三〇　窓掛＝同右
三三一　トリムミング、リボン、レース、小緣、平紐、丸紐、組紐類＝同右
三三二　蚊帳＝同右
三三三　ハンモック＝同右
三三四の内　漁網＝日本漁網輸出組合
三三六の内　ベッドクイルト＝日本毛布敷布輸出組合
三三六の内　クッション＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三三七の内　ホース（護謨引のものを除く）＝同右
三三七の内・護謨引のホース＝日本護謨製品輸出組合
三四一　襟襞（毛、毛入又は麻のものを除く）＝日本繊維屑物輸出組合
三四三　別號に掲げざる布帛製品
二の内　ピローケース、クッションケース、寢臺覆、椅子覆、クッションカバー、フライネット袋類、レンズクリーナー、パフ、パイプクリーナー、洋傘用生地、袋物、ドイリー及センター＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
二の内　タオル製品＝日本タオル輸出組合
三四四　雨衣（護謨入のものを除く）＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三四五　シャツ、フロント、カラー及カフス＝同右
三四六　肌衣（上下を別たず）―二其の他（毛製及タオル製のものを除く）同右
二の内―タオル製のもの＝日本タオル輸出組合
三四七　手袋―革製のもの＝日本皮革製品輸出組合
五護謨のもの＝日本護謨製品輸出組合
三四八　足袋（毛製、メリヤス製及護謨底のものを除く）＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三四九　肩掛及襟卷（毛製及メリヤス製のものを除く）＝同右
三四九の内　毛製のもの＝日本毛布敷布輸出組合
三五〇　襟飾＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三五一　袴釣＝同右
三五二　衣服用ベルト
二其の他
乙―革製のもの＝日本皮革製品輸出組合
丙の内―布帛製のもの＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三五三　スリーヴサスペンダー及ストッキングサスペンダー類
一絹製又は絹入のもの＝同右
三其の他＝同右
三五四　帽子及帽體
二　其の他
乙　フエルト製のもの＝日本フエルト布帛帽子輸出組合聯合會所屬組合
三五五の内　革製のもの＝日本皮革製品輸出組合
靴紐＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三五六　自轉車（サイドカーに付ては分離して第五百六十六號を適用す）二其の他＝日本自轉車輸出組合
五六六　自轉車の部分品（原動力機及鏈を除く）（モーターサイクルの部分品を除く）＝同右
三六〇の内　毛製以外の洋服、キモノ、コルセット、ゲートル、腿子及鼻緒＝同右
四七三　瓦（粘土製のもの）＝大日本陶磁器輸出組合聯合會所屬組合
四三七の二　アランダムタイル其の他類似のもの＝同右
四三八　耐火性粘土製品（別號に掲げざるもの）＝同右
四三九　別號に掲げざる陶磁器＝同右
四四八　眼鏡用硝子（鑄たるもの又は切りたるもの）＝日本硝子製品輸出組合
四五二　寫眞用乾板＝同右
四五三　眼鏡＝同右
四五四　硝子鏡＝同右
四五七　別號に掲げざる硝子製品＝同右
四八九　鏈（別號に掲げざるもの）
二　其の他
甲　鐵製のもの
イ　ギアーリングチエン
イの一自轉車用のもの＝日本自轉車輸出組合
四九六の内　農具及同部分品（別號に掲げざるもの）＝日本農機具輸出組合
五二四　鐵製品（別號に掲げざるもの）
一　琺瑯を施したるもの＝日本琺瑯鐵器輸出組合
電池
二　乾電池＝日本電氣機器輸出組合
戍の内布帛製の帽子＝同右
五六五　自轉車（サイドカーに付ては分離して第五百六十六號を適用す）二其の他＝日本自轉車輸出組合
五六六　自轉車の部分品（原動力機及鏈を除く）（モーターサイクルの部分品を除く）＝同右
六一二　木材、二其の他、戍の内合板＝日本合板輸出組合
六一二ノ二　包裝用の箱、樽等に仕組たる板
一　合板製のもの＝同右
六二一　製帽用眞田、二ノ内製帽用麻眞田及製帽用機織眞田＝横濱麻眞田輸出組合及神戸眞田輸出組合
六二二　席（布帛に使用する繊維以外の植物性材料を以て製したるもの）
二　其の他
甲の内花莚＝日本敷物輸出組合
六二五　傘、一絹製又は絹入のもの＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合
三　其の他＝同右
六二九　インディアラッパー製品及ガタパーチャ製品（別號に掲げざるもの）四其の他＝日本護謨製品輸出組合
六三四ノ内　ブラッシュ＝日本刷子輸出組合
六三五　ラムプ、提燈及同部分品、三白熱電燈球＝日本電球輸出組合
六四一ノ内　布帛製玩具＝日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合

△商工省告示　關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件第二條の規定に依り團體左の通指定す

東京東亞輸出組合、神奈川縣東亞輸出組合、靜岡縣東亞輸出組合、愛知縣東亞輸出組合、岐阜縣東亞輸出組合、新潟縣東亞輸出組合、富山縣東亞輸出組合、大阪東亞輸出組合、兵庫縣東亞輸出組合、德島縣東亞輸出組合

△商工省告示　關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件第四條の規定に依り期間左の通定む

昭和十四年六月一日より同八月卅一日に至る期間

農林、商工兩省再び對立

【九・三】商工省では去る廿日物價停止令の發表と同時に圓ブロック向思惑輸出の抑制を理由に「關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件」の省令を公布、來る廿五日より實施されることになつてゐるが右省令による指定品目中澱粉類、蔬菜、果實、蜜柑の罐詰、鳥獸肉類とその罐詰、魚介類とその罐詰、バター、チーズ、魚油、鯨油、茶、麻類の輸出に就いては何れも從來輸出水産物取締法、茶業組合規則等に基きその主管權が農林省に屬してゐたものである、然るに商工省は右の如く事前に農林事務當局に何等の諒解も求めず伍堂農商相の裁量に基き輸出監督行政權の移讓を强行したので農林當局ではかゝる一方的且獨斷的な措置に對し大いに憤懣を抱き直ちに商工當局に嚴重抗議を發すると共に廿一日本省で省議を開き席上商工省貿易局新井總務、齋藤市場第一、石田化學農水産の各關係課長を招致右省令公布の經緯を聽取したが釋然たらず廿二日は更に荷見農林次官が村瀨商工次官に會見、嚴重抗議を申込み商工當局の善處方を要請したが伍堂農相就任以來農林、商工兩省の對立は從前より一層激化の傾向に在り農林

關係團體の動き等と照應し今後事態の進展は頗る注目すべきものがある

茶及び水産物罐詰の所管解決

【九・二六】一般物價停止令に伴ふ圓ブロック向輸出調整措置に關する商工農林兩省の所管問題に關し荷見農林次官は廿六日午後三時商工省に村瀬次官を訪問、問題となつてゐる茶および水産物罐詰に關し協議の結果茶については製茶取締規則、水産物罐詰については輸出水産物取締法（第六條第二項）があり農林省の所管となつてゐるから右法規によつて圓ブロック向輸出調整命令が整ひ次第、茶および罐詰は圓ブロック向輸出調整省令の指定より除外、農林省の所管とする事に意見一致圓滿解決を見た、なほ村瀬次官は圓ブロック向輸出調整の臨時措置は價格停止令發動決定に際し緊急に行つた關係から農林當局と十分打合せの暇がなかつたもので所管無視の意圖など全くない旨述べ農林省側の諒解を求めた

市場

☆一般

人絹引合ひは思惑的

【九・二三】人絹協定糸引上げ問題に關し各關係團體では目下海外との引合ひ狀態を調査中であるが人工聯の調査によれば産地別によつて異るも大體において年内の契約は殆んど出來て居り歐洲動亂勃發後において引合は相當活氣を呈したが之等は概して思惑的な需要であつて價格においても一、二割高以上には追隨して來ない有樣である、かくて今後の見透しについては人工聯では樂觀的な見解をもつてゐない

銅建値据置

【九・三〇】日本銅統制組合では廿日十月渡銅賣値を百キロに付百七圓丁度と前月に引續き据置と決定した右は前月に引續き据置と決定した右は最近傳へられた米銅の著騰、爲替低落等に依る建値引上説を打消すものとして注目されるが物價引上停止令發令最初の商品中値上げの魁けとなることに對し反對説有力化したゝめ取敢へず十月分は据置と決定したものである、尙鉛、亜鉛、安質母尼統制組合では廿日次の如く十月渡賣値を發表したが何れも前回に据置である（單位百キロ建）

鉛	三六圓〇〇	据置
蒸溜亜鉛	四七・〇〇	据置
電氣亜鉛	五四・〇〇	据置
安質母尼	一二五・〇〇	据置

更に錫統制組合も廿日次の如く十月分錫賣値を前回に据置と發表した（單位百キロ建）

一號錫	四一〇圓〇〇	据置
二號錫	三九〇・〇〇	据置
三號錫	三七〇・〇〇	据置

新東拂込みを否定

【九・三】東株取引所では新株の親不孝相場是正の爲め新株の受渡に現株代用を認め十二月一日より實施することゝしたがその結果最近新東株の視不孝相場は完全に解消し寧ろ親株の相場が上廻るに至り漸次親株の上鞘が開く傾向を示しつゝあり此の傾向を以て新東株の拂込徴收を斷行し易い情勢に至つたものとして一部に拂込徴收説が傳へられ賣材料に供されてゐる現狀に鑑み副島東株理事長は廿三日左の如く拂込徴收の意嚮なきことを言明した

新東株の親不孝相場は經濟常識に反するもので市場の不健全な現れと解釋され易いから之を是正する爲め受渡に親株の代用を認める事としたものであり之れを拂込徴收の前提などゝ思ふことは誤りである、全然拂込とは別個の問題として取上げたもので最近東株當局に新東株の拂込徴收の意嚮あるかの如く又は商工當局との間に何等か話合があつたかのやうに傳へられて居るが拂込問題については商工省及理事者間に於ても嘗て話合つた事はない、事實現在の資金關係は全然拂込を必要とせず從つてその理由がない譯で今後も資金の必要を生じない限り絶對に拂込徴收の意志がないものと諒解されたい

東株九月限受渡高

【九・二六】東株長期九月限受渡高は繰上分とも銘柄百七十九種、株數七十三萬八千六百二十株、代金四千七百十九萬一千八百九十圓で之を前月と比較すれば銘柄五種、株數二十九萬九千三百七十株、代金二千四十八萬七千四百八十圓をそれ〴〵增加し一株平均は六十三圓八十九錢で三圓六錢高となつて居る

實株擔保銘柄追加

【九・二六】東株取引所では廿九日より實物取引登錄銘柄中に錦州パルプ株を、又擔保銘柄中に日産農林工業新株を追加することゝなつた

☆米穀

朝鮮米穀市場會社内容

【九・二一】朝鮮米穀市場株式會社令は制令を以て廿二日公布されるが朝鮮總督府は廿一日當局談の形式を以て大要左の通りその内容を發表した

（一）政府、民間共同出資の下に資本金五百萬圓を以て米穀市場の經營を目的とする朝鮮米穀市場株式會社を設立す（二）會社の特點㋑米穀市場の經營は本會社に限り許す㋺利益金は先づ民間株に配當しその率が年六分を越えざる場合は政府株には配當を行はず㋩現在の取引所又は正米市場の所有する土地建物並に設備を買收する場合登錄税不動産所得税その他取引税はそれ〴〵減免する（三）賣買取引　現物取引を原則とするが米穀の大集散地は未着取引、延取引を認むる（延取引市場は京城一個所）（四）市場員　米穀取扱業者現在の取引所會員又は取引員にして總督の認可を受けたもの

尙ほ右に基き朝鮮米穀市場株式會社は十月中に創立を終へ十一日より開業の豫定である

米穀配給統制法市場關係勅令案

【九・二六】廿六日の閣議に附議決定を見た米穀配給統制法の一部（市場關係）施行に關する勅令案は來月一日より施行されることゝなつたが第七十四議會に於ける政府の説明と今回の勅令案と相違してゐる點は外地米未着物取引の十五日が一ケ月に延期されてゐることである、勅令案要綱左の如し

第一　日本米穀株式會社米穀市場を開設せんとするときは市場毎に開設の場所、地區及賣買取引の種類を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべき事

第二　米穀市場の賣買取引は現物取引、未着物取引及延取引の三種とする事

第三　賣買取引の期限は現物取引に在りては五日、未着物取引に在りては内地米に付ては十五、其の他の米穀に付ては一月、延取引に在りては二月を超ゆることを得ざる事

第四　延取引の履行期に於ける決濟は差金の授受に依り之を爲すことを得る事

第五　延取引に限り業務規程の定むる所に依り各組合せ銘柄に付標準物を定め格付受渡の方法を用ふることを得る事

第六　延取引の受渡其の他の決濟は業務規程の定むる所に依り日本米穀株式會社を經て之を爲すことを要する事

第七　第二乃至第六に定むるものゝ外米穀市場の賣買取引の方法其の他賣買取引に關し必要なる事項は命令を以て之に定むる事

第八　米穀配給統制法第七條の價格の範圍は基準とし米穀の格差及運賃諸掛等を參酌して各市場毎に之を定むる事、組合せ銘柄に付ては其の標準物に付前項の規定に準じ價格の範圍を定むる事、前二項の規定に依り定めたる價格の範圍は農林大臣之を告示する事

第九　米穀市場の市場員たることを得る者は左に掲ぐる者にして當該米穀市場の地區内に於て店舗又は事務所を設けて米穀の賣買取引を爲すものとする事

（一）米穀の卸賣業者（二）米穀を取扱ふ商業組合聯合會（三）米穀を取扱ふ産業組合聯合會（四）其の他農林大臣及商工大臣の指定する者

第十　市場員米穀配給統制法第九條第一號乃至第四號、第六號若は第七號に該當するに至りたるとき又は日本米穀株式會社の役員と爲り

きたるときは命令を以て定むる場合を除くの外同法第八條第二項の免許は其の效力を失ふ事

第十一　第九及第十に定むるものの外市場員に關し必要なる事項は命令を以て之を定むる事

第十二　市場員は其の米穀市場に依らずして當該米穀市場の市場員に非ざる者との米穀の賣買取引を爲すことを得る事

第十三　日本米穀株式會社は業務規程を設け米穀市場の賣買取引其の他業務に關し必要なる事項を定むべき事、日本米穀株式會社業務規程を定め又は變更せんとするときは農林大臣及商工大臣の認可を受くべき事、農林大臣及商工大臣必要と認むるときは業務規程の變更を命ずることを得る事

第十四　日本米穀株式會社の業務に參與する理事は農林大臣及商工大臣の認可を受け米穀市場の賣買取引を爲し又は其の委託を爲すことを得る事

第十五　米穀配給統制法第八條第二項、第十條第二項、第十三條、第十七條第一項、第十九條及第二十條に於て政府とあるは農林大臣及商工大臣とする事

「附則」本令は昭和十四年十月一日より之を施行する事、米穀配給統制法公布の際現に存する米穀を賣買取引する取引所の會員又は取引員にして昭和十四年十月一日迄引續き其の業務に從事するものは第九の規定に該當せざる者と雖も同法第八條第二項の免許を受くることを得る事、市場員は當分の內第十二に規定するものの外當該米穀市場の市場員との賣買取引にして其の期限が一月を超えざるものに限り其の米穀市場に依らずして之を爲すことを得ること但し差金の授受に依り其の決濟を爲すことを得ざる事

米穀市場に關する農林商工省令要綱

【九・二九】日本米穀會社の米穀市場に關する農林商工省令は三十日付官報を以て公布、來月一日より實施することとなつた、省令要綱左の如し

△米穀市場に關する農林商工省令要綱

第一　米穀市場に於ける賣買取引の單位及延取引に於て格付受渡の方法を用ふる場合の受渡格付は業務規程を以て之を定むる事

第二　日本米穀株式會社は業務規程の定むる所に依り市場員をして延取引に付證據金を納めしむることを得る事、農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは日本米穀株式會社に對し市場員をして賣買取引に付證據金を納めしむべきことを命ずることあるべき事

第三　市場員は業務規程の定むる所に依り現物取引及未着物取引に限り其の米穀市場に於て其の米穀市場の市場員に非ざる者と賣買取引を爲すことを得る事

第四　日本米穀株式會社は政府の委託に依る米穀の買入又は賣渡に限り米穀市場に於ける米穀の買入又は賣渡を爲す事

第五　市場員の免許は各米穀市場の賣買取引の種類毎に之を爲すものとする事

第六　市場員の免許を受けんとする者は其の申請書に法人に在りては定款、貸借對照表、財產目錄、役員の履歷書及最近一年の米穀取扱數量を記載したる書類を、法人に非ざる者に在りては資產調書、履歷書及最近一年の米穀取扱數量を記載したる書類を添附し日本米穀株式會社を經由して農林大臣及商工大臣に之を提出すべき事

第七　市場員米穀市場に關する勅令案要綱第九に該當せざるに至りたるとき又は其の米穀の賣買の數量（差金の授受に依り決濟したる賣買の數量を除く）が引續き三年以上一定數量に達せざるときは農林大臣及商工大臣は其の免許を取消すことあるべき事、前項の一定數量は農林大臣及商工大臣日本米穀株式會社の意見を徵し之を定むること

第八　市場員（昭和十四年米穀市場に關する勅令案要綱第九第二號及第三號に掲ぐる者を除く）は委託手數料率及受託契約準則を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべき事

第九　身元保證金の額は業務規程を以て之を定むべき事

第十　市場員と當該米穀市場の地區內の市場員に非ざる者（政府及政府の委託を受け米穀の買入又は賣渡を爲す者を除く）との賣買取引にして米穀市場に依らざるものの期限は一月を超ゆることを得ざる事、市場員前項の賣買取引を爲したるときは業務規程の定むる所に依り日本米穀株式會社に屆出づべき事、米穀市場に關する勅令案要綱附則第三項の賣買取引の價格は米穀配給統制法第七條の價格の範圍を超ゆることを得ざる事、市場員前項の賣買取引を爲したるときは業務規程の定むる所に依り日本米穀株式會社に屆出づべき事

第十一　米穀市場の開設　市場員の免許其の他に關する手續等を定むる事

第十二　本令は昭和十四年十月一日より之を施行する事

舊米取引員の轉換資金融通規程等決定

【九・二九】日本米穀會社開設に伴ふ舊市場買收その他善後處理策を審議する第一回米穀取引事業審議委員會は廿九日午後二時農相官邸に開催、津島會長（日銀副總裁）の開會の辭に次いで伍堂農商相より挨拶あり、左記の日本米穀會社申請にかゝる（一）舊米穀取引所の取引員に對する轉換資金としての預金部資金の融通に關する規程、並に（二）舊米穀取引所使用人の雇入に關する規程を討議、何れも原案通り可決して同四時散會した

△取引所の取引員に對する資金融通規定

第一條　日本米穀株式會社は米穀配給統制法第五十六條第二項に規定する取引員にして取引所令第十四條に規定する方法に依る賣買取引を業とするものに對し預金部資金の融通を受け左の條件に依り總數三百五十萬圓の限度內に於て米穀の卸賣業其の他の業務に轉換するに要する資金を貸付くるものとす但し必要已むを得ざる場合に於ては預金部資金に代へ自己資金を以て融通資金の一部に充つることあるべし

（一）借受人の資格　米穀配給統制法第五十六條第二項に規定する取引員にして取引所令第十四條に規定する方法に依る賣買取引を業とするもの（二）資金の用途　米穀の卸賣業其の他の業務に轉換するに要する資金（三）貸付利率　年四分以內（四）貸付限度取引所每に一人當貸付限度を定む（五）安全保障①借受人をして擔保を提供せしむるか②又は保證人二人を立てしむるか③又は借受人をして團體を組織せしめ其の全員をして相互に一定限度を保證せしむるの方法に依るものとす但し貸付金額一萬圓を超ゆるものに在りては②の方法に依ることを得ず（六）償還方法　預金部資金に在りては十年以內の年賦又は半年賦（三年以內の据置期間を含む）自己資金に在りては十五年以內の年賦又は半年賦（三年以內の据置期間を含む）

第二條　本資金の融通を受けんとするものは米穀配給統制法第五十五條の規定施行の日より一月以內に借受の申込を爲すことを要す

第三條　本資金の貸付期限は昭和十四年十二月末日限りとす

△取引所の使用人雇入に關する規程

第一條　日本米穀株式會社は昭和十四年勅令第五百五十一號に規定する取引所の使用人を其の申込に應じ本規程に依り雇入る、前項の雇入申込期限は米穀配給統制法第五十五條の規定施行の日より一月以內とす

第二條　日本米穀株式會社が前條の規定に依り雇入れたる者に對し支給する俸給給與（賞與を含まず）の額は昭和十四年四月一日以前に於て取引所が支給したる俸給給與（賞與を含まず）の額を標準とす

七市場の取引方法等決定

【九・三〇】米穀配給統制法による日本米穀會社の新米穀市場の開設は愈々十月二日に迫り農林省では之に伴ふ諸般の準備を急いでゐたが卅日に至るも業務規定の認可その他法律的手續も終了せず從つて一日は日曜にも拘らず農林、商工兩省で折衝を進めることゝなつた而して卅日迄に決定せる事項左の如し（一）市場開設地と取引方法△東京①東京本市場（蠣殼町）－延未着、現物②神田川及び深川－未着、現物△大阪①中の島－延未着、現物②道頓堀－未着、現物△神戸、甲府－未着、現物△水戸、大津、鹿兒島－現物（二）臺灣、朝鮮米には當分最高價格の制限なし、（三）市場員の場外取引は轉賣差金決濟を許さず、受渡期間一ヶ月として當分のうち之を容認す

新米穀市場立會概要

【九・二八】日本米穀會社では豫定通り十月二日より營業開始の方針を以つて業務細則案を作成し主務省に認可方申請中であるが延取引においては一日四回の立會とし一回午前九時二回十一時三回午後一時四回三時で一二回並に三、四回間にザラバ取引を行ふが之れは競賣買でなく相對賣買によつて附出すものである、又標準銘柄は從來の淸算取引と同樣東京は茨城米、大阪は攝津米で其他の內地米は格付によつて代用とする筈である、臺灣米に就いては各特別の立會を行ひ內地米への代用は認められない、大體以上の如き要領によつて立合ふが現在に於いては商人筋の手持も少く全販聯其の他生産者團體の集荷も進捗してゐない關係から營業開始匆々から活潑な商內が出來るかどうか疑問で當分は恐らく空廻りの多い形式的のものではないかと見られてゐる

仁川期米休會

【九・二三】新公定米價の大幅引下げの爲朝鮮取引所仁川期米部では二十二日緊急商議員會を開催之が對策を協議した結果總解合することに決定二十三日より一時休會して二十五日新公定値の發表を俟ち新公定値に基づき再開することゝなつた解合値段は左の通りであるが是は本月中の平均値である

△玄米當限三十八圓十五錢、中限三十八圓〇一錢、先限三十七圓七十四錢、籾先限十圓八十八錢

朝鮮米取最高價格發表

【九・二三】朝鮮總督府では廿三日午後五時米穀取引最高價格を左の如く發表した

△米穀取引所に於ける最高取引價格

取引所名	玄米銀坊子四等（圓）	籾銀坊子三等（錢）
仁川	三五・九七	一〇・七七
群山	三六・二〇	一〇・一七
木浦	三六・三七	一〇・三三
	フ穀良四等	籾フ穀良三等
釜山	三六・〇五	一〇・一三
大邱	三五・三九	九・九一

△米穀一般最高價格（京城）

白米銀坊子四等　三十五圓八十四錢

檢查合格二等　三十九圓三十八錢

籾銀坊子三等　十錢三厘

臺灣米最高値段引下

【九・二六】臺灣總督府米穀局では廿五日臺灣正米市場に對し自肅最高値を蓬萊米三等十三圓七十六錢（廿錢下げ）丸糯十五圓二十五錢（七十一錢下げ）に改訂すると共に最低値を撤廢すべき旨指令を發した

生豚拂底

【九・三〇】今夏決定の豚肉自肅値の餘波を受けて最近豚肉飢饉狀態が續いてゐる、卽ち卅日芝浦家畜市場生豚は五頭に過ぎず同日の入荷は約五十頭と引續き生豚拂底を續けてゐる、東京市家畜市場內の生豚卸商業組合の決定せる自肅値は左の通りで主産地の値段は生體百匁につき東京市場より平均二、三錢方上廻つてゐる爲め自肅値未決定の消費地へ流出する向多く産地側では生豚組合側の仕入値段引上を要望してゐる

△組合仕入値（百匁に付き）九州、北海道物極上（廿二錢五厘）中國、東海道、信越物極上（廿一錢）東北物極上（廿錢五厘）

東京肥料組合の標準相場決定

【九・三〇】電力並に石炭不足による化學肥料の減産は加里鹽の輸入激減と相俟つて九月初旬以降の肥料界は異狀を招來しつゝあり之に伴つて統制外の有機質肥料の値上りは全く天井知らずの騰勢を示してゐた爲め玆に無機質肥料は勿論有機質肥料をも包有した生産、配給、消費を通じて統制すべく政府は九月十八日以降の値上りを抑制するに至つた爲め東京肥料卸商業組合では九月十八日の肥料最終相場を以つて標準となし左記標準相場を農林、商工當局に提出、今後左記標準相場を最高値となし此の相場を越えぬ範圍に於て取引を行ふことになつた

東京肥料卸商業組合肥料標準相場

銘柄	種別	受渡場所	單位	價格（圓）
鰊粕	五等	深川倉庫渡	十貫	一〇・〇〇
小鰊粕	五等	同	同	九・七五
鰮粕	大羽一等	同	同	九・五〇
	中羽一等	同	同	九・四五
朝鮮鰮粕	大羽二等	芝浦沖渡	同	九・四〇
近海鰮粕	一等	東京各驛レール渡	十五貫	三・九五
蒸製骨粉	上等品	神奈川貨車乘	一噸	一八五・〇〇
滿洲産大豆粕	インボイス	橫濱沖渡	百斤	八・五五
	正玉	神奈川貨車乘	一枚	四・〇五
	破碎	深川艀渡	百斤	八・五〇
豐年撒豆粕		清水工場渡	一叺	六・二五
米糠油粕	無砂上	深川倉庫渡	十貫	四・三五
內地菜種油粕	粉末	深川倉庫渡	百斤	一二・八〇
雜植物油粕	同	同	同	九・八〇
支那菜種油粕	大判藁付	同	同	八・五〇
硫安	內地叺入	貨込	一叺	三・八六
	同バラ	深川艀渡	一瓲	九六・八〇
硝石		神奈川貨車乘	十貫	四・八〇
石灰窒素	二〇%	貨込	一袋	一・九〇七
硫酸加里	四八%	神奈川貨車乘	一瓲	一四四・七〇
鹽化加里	六〇%	同	同	一六六・七〇
過燐酸	一九、七%	貨込	小一叺	一・八六
	バラ一六%	工場渡	十貫	一・八三

產業

☆一般

民需向・フ減産方法を協議

【九・二六】日本スフ製造工業組合では廿六日丸ノ內工業倶樂部に臨時總會を開き、十月一日からの石炭配給統制强化に伴ふ民需向スフ減産問題を協議したが十月以降の生産高を昨年度消費實績に比し一擧五割方減少させることは生産會社は固より紡績織布にも經營上甚大な影響を及ぼすので漸進的生産減少の方法をとり十月分は二、三割の減産となすべく商工省に對し諒解を求めることとなつた尙プール制並に生産代行問題についても意見を交換したがこの問題の前提ともなるべき各社の合併、合同を促進させるための定款變更を可決した

早期製糖中止

日本糖業聯合會では去る六月末國內向砂糖の供給確保を圖るべく九月末における需給數量を檢討した上で供給不足に基く品涸れ現象の懸念が生

じた場合は臺灣島内の各社は一齊に早期製糖を開始することを申合した而して其後七、八、九月における需給が豫想外に逼迫を告げたので右申合せ通り十一月一日より早期製糖を開始すべく各社はそれぞれこれが準備を進めてゐたが七月七日以來糖聯加盟會社は自制的に滿支向輸出砂糖の積止め乃至解約を行つて五十一萬七千擔を國内向に轉換することとなつたこと及び最近商工省において十月以降十二月末迄の國内向一般供給は前年度出荷實績と同量に（但し製菓業者に對しては一割減少）止めることとなつた結果、本年十二月における追加供給量は前年同期の百六十萬擔に對し四十萬擔程度を以つて足りることが明かになつたので早期製糖開始は必要なしと言ふことになり平年通り各社區々に製糖を開始すればよいことになつた

本年春蠶期の産繭處理狀況

【九・二七】農林省發表による産蠶處理狀況調によれば本年春蠶期に於ける上繭生産數量（種繭を含まず）は三千八百九十九萬九千貫（概數）にして内養蠶者が乾繭取引を爲したるもの七百七十萬二千貫（一割九分八厘）特約取引を爲したるもの一千九百二十八萬五千貫（四割九分四厘）組合製糸を爲したるもの四百四十三萬二千貫（一割一分四厘）委託製糸を爲したるもの六萬二千貫（二厘）生繭取引を爲したるものの内市場取引二百二十七萬六千貫（五分八厘）及その他（振賣）四百九十二萬二千貫（一割二分六厘）にしてその他（主として自家製糸）三十一萬六千貫（八厘）である、而してこれを前年同期に比較すると乾繭取引四十七萬四千貫（六分六厘）特約取引百四十一萬八千貫（七分九厘）組合製糸十六萬五千貫（四分）生繭取引中のその他（振賣）九十萬六千貫（二割二分六厘）その他三萬七千貫（一割三分三厘）の各增加を示したのに反し委託製絲二千貫（三分三厘）生繭取引中の市場取引一萬五千貫（六分五厘）の各減少となつてゐるが、政府の蠶糸政策並に産繭處理統制法の施行にも拘らずこれに逆行して組合製絲が減少を示し生繭取引が多少乍ら增加を見たことは注目に價する

小麥增産施設費支出

【九・二八】農林省では明年度一千三百萬石の小麥增産計畫達成のため廿九日の閣議に臨時小麥增産施設費として第二豫備金支出百六萬八千圓を附議決定するが右は病蟲害豫防、農業團體の活動促進、共同作業による空閑地利用等に對し助成命を交附し小麥增産計畫の達成に萬全を期せんとするものである

☆金屬工業

鑄物製造設備制限規則公布

【九・三】最近における重工業の活況に乘じて鑄物工場の新設及び增設を圖る者多くかくては既存の鑄物業者に對する割當量は益々低下して緊急品目の生産にも支障を來すと共に地方遊休設備の增加を來すので商工省では從來地方廳、日本鐵工聯等において鑄物工場の新增設を極力抑制することにしてゐたが今回これを法規化して銑鐵鑄物製造設備制限規則を金屬製造事業法に依り許可若は免許を受け營む事業又は鑛業法若は砂鑛法の適用を受くる事業に用ふる設備の修繕のみに使用するとき近新設、增設が行はれる機械工場の中には不要、不急物品の製造工場、技術劣惡な機械工場なども相當多く鐵鋼等の機械用原材料の浪費、粗製品の濫造などを來す事になるので商工省では今回機械設備制限規則を制定し機械設備の新增設の統制を行ふ事になつた、右の規則（省令）は廿五日の官報に公布來る卅日實施の豫定であるがその要綱は左の如くである。

△機械設備制限規則要綱

一、本則に於て機械設備とは金屬工作機械にして左に掲ぐるものを謂ふ

①切削研磨用のもの②鍛造用のもの二、機械設備の新設又は增設（譲受又は借受に依る場合を含む以下同じ）を爲さんとする者は其の設備が別表に掲ぐる物品又は其の部分品の製造（加工を含む以下同じ）に使用さるゝものなる場合に在りては商工大臣、其の他の場合に在りては地方長官の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合は此の限りに在らず①特別の法令に依り設立せられたる會社又は臨時資金調整法以外の法令に依り設立に付行政官廳の認可、許可若は免許を受けたるとき②自動車製造事業法、製鐵事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法又は造船事業法に依り免許を受け營む事業のみに使用するとき③瓦斯事業法、電氣事業法、石油業法、人造石油製造事業法、産金法若は輕金屬製造事業法に依り許可若は免許を受け營む事業又は鑛業法若は砂鑛法の適用を受くる事業に用ふる設備の修繕のみに使用するとき④行政官廳の命令に依るとき⑤臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り會社の設立に付認可を受けたるとき⑥臨時資金調整法第四條第八條又は第九條の規定に依り資本金增加、第二回以後の株金の拂込又は社債の募集に付認可又は許可を受けたるとき⑦臨時資金調整法第四條の二の規定に依り許可を受けたるとき⑧製鐵設備制限規則第一條の許可を受けたるとき

一、本則に依る許可を受け機械設備の新設又は增設を爲したる者當該設備に依り製造すべき物品の種類を變更せんとするときは許可を受くべし

一、切削研磨用の金屬工作機械の製造以外の用途に使用する機械設備を切削研磨用の金屬工作機械又は其の部分品の製造に轉用せんとする者は商工大臣の許可を受くべし但し前項の許可を受くべき場合は此の限に在らず

一、本則は昭和十四年九月三十日より之を施行す

「別表」蒸汽罐、蒸汽タービン、内燃機關、水車、電氣機械（家庭用のものを除く）無線電信、電話機械（家庭用のものを除く）採鑛、選鑛又は精錬機械、金屬工作機械、工具、起重機、コンベヤ、捲上機、索道、荷物用エレベーター、氣體壓縮機、送風機、ポンプ、水壓氣、計器又は測定器具、試驗、檢定又は理化學用機械器具、醫療用機械器具、光學機械器具、鐵道車輛、自動車（自動車用ガス發生裝置を含む）、牽引車、蓄電池車、鋼船、航空機、齒車、球軸受又はコロ軸受、兵器石油精製用機械製鐵用機械、非鐵金屬材料製造用機械、化學工業用機械

鐵鋼對策要綱可決

【九・二九】廿九日の中央物價委員會第卅一回總會に於て可決答申された鐵鋼對策要綱左の如し

△鐵鋼對策要綱　鐵鋼統制に付ては今次事變勃發以來夙に政府は必要なる措置を講じ國家的要求に照應して其の統制機構及運營に必要なる改善を着々圖り來たる處、今後鐵鋼問題の重大性益々加はりつゝある實情に鑑み茲に鐵鋼の生産、配給並に價格の統制施設及運行に付更に全般的檢討を行ひ之を一層整備し以て現下國策の圓滑なる遂行に資するの要あり

第一　生産對策（一）鐵鋼生産に關する對策　鐵鋼生産統制實施上の根幹を爲すものなると共に製鐵業の維持發展に重大なる關係を有するものなるを以て左記事項に付適當なる措置を講ずることを要す①各工場の能率を最高に發揮せしむると共に鋼材（各品種別）の需給の適合率を可及的上昇せしめ且國家的必要を最善に滿たす目途を以て製品規格を統一單純化する事（附記）鐵鋼の規格の統一單純化に付ては機械器具等の規格の單純化を同時に必要とするも此の際鐵鋼規格の統一單純化に依り之を規制する要あるべし②製鐵事業特に單獨平爐事業及單獨壓延事業に於ては現在其の製鐵原材料に不足せる實狀並に設備の内容等に鑑み、鐵鋼の生産割當並に原材料の割當に付ては之を優秀工場に集中する樣措置すると共に各品種別割當に付ても各工場の實狀に應じ能率的なる操業を可能ならしむる樣考慮する

事、尚右の如き生産設備の狀態は我が製鐵事業の內容及び內外事情の大勢よりして之を單に一時的現象と見るべきものに非ずして寧ろ恒常的現象と見るべきものなるを以て其の整理に付根本的對策を併せ講ずる事③製鐵業の健全なる維持發展を圖るには現存設備の更新を常に適切妥當に行ふ必要あるを以て之を確保する爲緊要なる方策（例へば適正なる減價銷却の實行利益の適當なる社內留保、研究費積立金の設定、優秀技術の普偏的利用の促進等）の勵行を講ずる事、(二)製鐵原材料に關する對策　鐵鋼生産統制の强化に伴ひ製鐵原材料の配給を適正ならしめ極力低廉なる生産費を以て必要なる鐵鋼生産の確保を圖るの要あり、之が爲各製鐵原材料の配給統制機關の强化を圖ると共に生産機構の擴充を行ひ以て生産統制と相關聯し各種製鐵原材料の綜合的配給統制を行ふの要あり㋑鐵屑　輸入鐵屑並に國內鐵屑の購入及配給に付更に統制を强化統一し其の購入及配給を適正する事㋺洗鐵　洗鐵の配給統制に付ては現在の機構を擴充强化すると共に特に洗鐵の配給を鐵屑の配給と統一的立場に於て之を爲す樣統制機構の改善を圖る事㋩鐵鑛石　鐵鑛石に付ては製鐵業者と山元との間に特殊の關係存在するを以て其の配給に付ては原則として從來の系統に據るも必要に依り適當の調整を加ふる事㋥石炭　石炭に付ては一元的販賣機構の整備と照合し其の購入を統制し必要なる供給を確保すると共に適正配給を期する事

第二　價格對策　鐵鋼生産の發達と價格の適正化とを更に合理化する爲「プール」平準價格制を採用する事①「プール」平準價格制に於ける鋼材の買入價格　右買入價格の決定方法は「物價統制實施要綱」に準據し具體的に別途之を決定するも其の決定に當り考慮すべき諸點左の如し㋑「プール」平準價格制の採用に當りても「物價統制實施要綱」の規定する如く極力能率高き生産設備の生産を增大せしめ物價を低位に維持するの要あり就中前揭第一鐵鋼生産對策一の(2)の方針に鑑み最高標準生産費を定め之を超ゆるものに付ては右標準生産費を以て基準とする事㋺生産能率の發揮を圖る爲高能率のものに對しては低能率のものに比し比較的多くの利潤を認むる事㋩生産擴充計畫に基く新規設備の銷却に付ては鐵鋼適正利潤決定に當り特に之を考慮する事(2)「プール」平準價格制に依る販賣價格㋑製品に對する價格の公定は現在の建方に從ひ均一とするも戰時經濟上特に必要と認めらるゝ用途に對しては必要に應じ同一品種に付ても異る特殊の値段を公定する事㋺品種間値段の差違に付ては原價計算に依り決定するを原則とするも品種に依り其の國民經濟に及ぼす影響力を考慮し特別の差違を設くる事

第三　統制機構の一元化　鐵鋼統制機構に付ては既に相當整備せるものあるを以て概ね此等現存機關に據るを原則とするも特に以上生産及價格對策に照應する爲左の點に付其の統制機構を一元化する事①鐵鋼の生産割當並に原材料配給に關する統制の一元化を圖る爲左の措置を講ずる事㋑現存鐵鋼統制協議會を擴充して鐵鋼の各社別生産割當計畫並に各種製鐵原材料の配給に關する綜合的計畫を作成せしむる事㋺現存日本鋼材聯合會をして鐵鋼統制協議會の決定する生産割當計畫を實施せしむると共に同聯合會に原材料配給に關する委員會を設け各種製鐵原材料の配給統制機關を參加せしめ鐵鋼統制協議會の決定する原材料配給計畫の圓滑なる實施を圖らしむる事②鋼材の販賣機械を一元化する事㋑鋼材の一元的販賣統制會社を設置する事、但し現在棒鋼、形鋼、鋼板、線材に付ては日本鋼材販賣株式會社設立せられ尙帶鋼、ブリキ、薄板に付ては近く共同販賣株式會社が設立せられ又鋼管に付ては現存の共販會社の改組擴充を見る豫定なるを以て差當り之が運營に俟つも將來速に三共販會社の一元化を圖る事㋺鋼材共同販賣會社の機能を充分發揮せしむる爲製鐵業者は特殊の軍需品を除き其の生産に係る鋼材は鋼材共同販賣會社以外の者に販賣することを得ざるものとする事㋩銑鐵に付ても右に準ずる措置を講ずる事

☆船舶海運

羅津六社專屬取扱店新設

【九・二一】最近國際運輸の荷扱は動もすれば圓滑を缺きつゝあるが滿鐵側でもこの不圓滑の實情を認め羅新六會社（三井、三菱、滿洲炭礦、東滿パルプ、日滿商事、親和貿易）專屬の取扱店を新設しては如何との申入れあつたので、同會では二十日午後國際ビルに於いて緊急懇談會を開催、討議を重ねた結果朝鮮としては最初の專屬取扱店を新設することに方針を決定した模樣である、右六會社專屬の取扱店新設が實現された曉には北鮮三港に於ける運輸界に大改革を齎すものとして各方面で注目してゐる

PO社ボンベイ航路配船中止

【九・二二】英船PO社では歐洲大戰勃發と共に船舶を徵發されたため九月中は遂に日本ボンベイ航路の配船を中止するの已むなきに至つたが、その後も船腹補給つかぬためこの程ボンベイ同盟に對し十月も配船中止する旨申出でた、同航路は郵、商、PO三社が各月二航海計六航海配船となつて居るためPOの撤退は輸送力を三分の二に減じた譯で折角郵船の獨占航路となつたものゝ郵船側にも船腹補給の餘力なき爲め印棉輸送に支障を來して居り在華紡に取つては相當打擊と見られる、尙本邦關係の英船の定期航路で配船中止したのは目下の處PO社丈けであるがC・P・Sも漸次減配の模樣であり、大戰の進展と共に以後更に極東方面より英船の全面的撤退を見ることゝならう

紐育極東同盟の先物契約廢止

【九・二六】廿七日神戸某社への入電に依れば紐育極東同盟では極東向一般貨物の先物契約を去る十八日限り廢止したが特殊鐵鋼材類についても來る卅日限り同樣先物契約を廢止する

第二回海運統制協議會

【九・二六】海運統制協議會第二回會議は廿八日遞信省第一會議室に開催、前回の決定に基き遞信當局より海運統制委員會に指示した南洋鐵鑛石及び樺太炭の輸送に關する措置狀況につき畑協議員より

(一)南洋バトバハ及びバラカラの鐵鑛石積取については豫定通り九隻、七萬二千噸の配船措置を行つた(二)南樺太惠須取炭の積取については六隻、二萬九千噸の配船豫定の中三隻の配船措置を行つたが他の二隻については出炭遲延の爲め配船を留保し又樺保向けについても同樣當分出炭の見込みなき爲め配船を留保し商工省に於て具體的調査を行ふことに決定した旨詳細報告があつた、次で燐礦石輸送に關する協議に入り遞信省側の說明を基礎に種々意見の交換を行つたが具體的數字につき業者側より種々突込んだ質問が出で議論紛糾した爲め更に愼重調査すべく小委員會を設置し次回の協議會までに研究せしめることに決定した

出荷統制の遲延に海運業者不滿

【九・二六】別項廿八日の海運統制協議會は燐礦石の積取措置に關聯して果然紛糾したが、右は海運業者の最近の海運統制に對する不滿の爆發として注目される、卽ち今回の燐礦石積取はオーシャン、ナウル、マカテアクリスマス、フロリダの五ケ所であるが、之が積取の具體的事情につき調査不充分で配船豫定の作成が不可能であるといふのである、然し之は實際は單に燐礦石積取に限定した意味でなく例へば樺太炭の積取に就ても折角配船しながら出炭遲延により統制の效果を奏してゐない事實を指摘して海運業者が從來商工省、荷主方面より配船不圓滑等に關し種々非難されてゐる點に關し一矢を酬ひ一般的に現在出荷統制が配船統制に對

して却つて遅れて居り跛行狀態にある事に對し抗議したものと解されてゐる

東亞海運正式營業開始

【九・三〇】對支海運の制覇を期し去る八月創立された東亞海運（資本金七千三百萬圓）はその後諸般の準備成り愈々十月一日より正式開業することゝなり當日日支各地支店では開業式を擧行する筈である、同社は創立後の去る八月十二日出資參加各社より出資船舶の引渡を受けたが、開業準備未了のため各社は傭船の形式にて從來通り運航してゐたものでその後九月一日先づ日清汽船關係航路の自營を見、次で今回各航路に亘り全面的に自營が行はれることゝなつた譯である

遠洋運賃急騰

【九・二五】歐洲動亂の展開と共に世界海運界は沈衰の底から蘇り運賃は急激に昂騰、開戰一週間にして南米プレートのヨーロッパ向け穀物運賃は五十志に躍進して第一次大戰後の新記錄を示現したが最近にはジャバ砂糖運賃が佛蘭西向けに七十志成約を傳へ世界海運市場を驚かせ對歐運賃の百志臺出現も時日の問題と見られてゐる、今昂騰の一途を辿つてゐる遠洋主要航路運賃を大戰前と對照すれば左の通りである

△歐洲向運賃

		積地	揚地	荷物	現在	開戰前
南米	歐洲	雜穀			五〇志	二〇志
大連	歐洲	大豆			五〇	二〇
濠洲	英國	小麥			四〇	三一
北米	歐洲	小麥			五〇	二六・六
西貢	英國	米			五〇	二〇
ジャバ	歐洲	砂糖			七〇	二七・六
南阿	英國	玉蜀黍			三〇	一七・六
ボンベイ	英國	雜穀			四五	三五
南米	英國	石炭			二〇	八

△日本向運賃（括弧内は關戰前との比較）

北米大西洋岸屑鐵	弗	仙	
北米太平洋屑鐵	一二・五〇	（六弗二仙高）	
〃　丸太	一〇・〇〇	（五、五〇高）	
〃　角材	二〇・〇〇	（四、〇〇高）	
アデン紅海燐鑛石	一五・〇〇	（三、〇〇高）	
	三五志	（一八志高）	

尙英國政府は大戰勃發するや逸早く傭船委員會を組織、ついで輸入穀物運賃の公定率を設け食料品の國内供給力の維持と運賃抑制に大童となつてゐるが運賃の世界的上昇機運には抗し切れず大勢に引きづられて最近右公定運賃を二・三志から五志まで引上げた英國政府の公定運賃は左の通りである（地名は積地、揚地は英國

サイゴン（米）	五〇志	
アレキサンドリア（穀物）	二七志六片	
プレート（雜穀）自國船	三二志六片	
中立國船	四五志	
ガルフ（小麥）	五志	
モントリール（小麥）	四志三片	
濠洲（小麥）	四〇志	
ダニュー（穀物）	三五志	
ビルマ（米）	五志	
南阿（玉蜀黍）	三〇志	

對米生糸運賃五割引上げ

【九・二六】郵、商、三井、山下、國際川崎、大同の各船會社を以て組織する七會社では廿六日丸の内郵船ビルに定例委員會を開催、歐洲戰爭勃發に伴ふ新情勢に對應し對米生糸運賃を再檢討した結果左の通り五割方引上げに決定した

△東岸　現在四ドルを六ドルとする事

△西岸　現在二ドルを三ドルとする事

尙運賃引上げ程度については一部に現行運賃を倍額にすべしとの主張もあつたがC・P・Rの横斷鐵道運賃が最近九ドル半より五ドルに引下げられた事情等を考慮して右の如く決定したものである

近海運賃引上げ氣運濃化

【九・二六】歐洲大戰勃發に伴ふ遠洋運賃の昂騰に連れて近海運賃も次第にその影響を受けんとする情勢濃化しつゝあつたが日本、比島同盟では遠に近海運賃引上げのトップを切り來る十一月より二割引上げを實施することゝなつた、他方日本バンコック同盟もこれとの均衡上同樣引上げを計畫して居り漸次近海第二區一圓に亘り運賃引上を見るべく豫想されてゐる、而してこの結果「九・一八」運賃より引上を禁止されてゐる近海第一區並に沿岸航路運賃との間に生ずる運賃凸凹を如何にして是正するかに關して早くも海運統制委員會内で問題となりつゝある、即ち運賃差によつて自然的に生ずべき近海第二區への船腹集中に對しては配給委員會がこれを阻止し重要物資輸送の圓滑化を期するとはいへ必ずしも萬全を期待し得ない一方、犧牲配船を要求される船主に對し負擔の均衡を圖ることも必要とせられるのでこれが對策として

（一）遠洋及近海第二區昂騰運賃に對しその昂騰率に應じて運賃稅の如きものを制定しこれを海運振興施設費に充當するか（二）或は統制委員會に於て運賃稅に代る積立金制度を設け犧牲配船々主に分配する

等の案が考慮されて居り特に後者の場合は統制委員會自體が傭船して重要物資輸送に充てる等の一石二鳥の妙案もあり實現性は頗る多いと見られてゐる

會社

資金認許可六十一件

【九・二五】前週中臨時資金調整法による申請處理六十一件中主なるもの左の如し（單位千圓）

△新設

	資本金（全額拂込）	認定せんとする率	條件	被合併會社
東京石油卸販賣	四、五〇〇			
東京日本輕金屬	一〇〇、〇〇〇	六%	但し認定後最初の利益配當に關しては利益配當令第二條第一號の規定を適用せず	富士川電力
大阪竹中工務店	六、〇〇〇	六	な　し	合名會社竹中工務店
愛知名古屋鐵道	七五、五〇〇	六	し	瀬戸電氣鐵道

二、資本金二十萬圓未滿たりし增資會社の基準配當認定に關する件

	資本金	最近の配當率	認定せんとする率	條件	被合併會社
東京黑板工業所	五〇〇	無	六%	但し認定後最初の利益配當に關しては利益配當令第二條第一號の規定を適用せず	富士川電力
大阪三日市鋼管製造所	五〇〇	無	六	同	上
東京吉兵衛商店	五〇〇	無	六	同	上
富山高岡ステンレス	一、〇〇〇	無	六	同	上
尼崎人造石油	三〇、〇〇〇				
藤倉航空工業	一、〇〇〇				

（四分一拂込）（全額拂込）

△增資

	增資額	拂込額
昭和電極（現在資本金五、〇〇〇）	五、〇〇〇（四分一拂込）	
△拂込		
日本輕金屬	〃	三五、〇〇〇
大同製鋼	〃	四、六四〇
東京電氣	〃	四、五〇〇

配當審査十件決定

【九・三〇】大藏省では三十日利益配當審査委員會の決定による會社配當決定十件を左の如く發表した（括弧内資本金、單位千圓）

一、合併會社の基準配當率認定に關する件

合名會社竹中工務店	無	六	上
瀬戸電氣鐵道	無	六	上

三、基準配當率指定に關する件

	指定前の基準配當率	指定せんとする基準配當率	條件
	%	%	
（秋田）秋木機械製作所（四、〇〇〇）	一〇・〇二	八	な	し
（大阪）坂口機械製作所（三、三〇〇）	一七・八四	一四	な	し
（大阪）山添發條（一、〇〇〇）	四二・三二	一七	な	し

上期主要銀行會社業績

【九・二六】興銀は廿六日上期中主要銀行會社の業績調査を發表したが右によれば平和産業にあつては資本及び物資統制に加へ勞働力の殷賑産業への移動、吸收等により依然受難期を續け平和産業時局産業の業績の跛行性は顯著であるが、その間統制の計畫化及び經營合理化により平和産業部門への重壓は輕減せられ綜合的に見たる收益率は前期に比し更に上昇を示すに至つた、即ち同調査による採錄會社一、六一五社中利益を擧げたるもの一、五五七社でその利益金總額は八億八千九百餘萬圓、缺損を計上せるもの五八社、その損失額は三百餘萬圓差引八億八千六百餘萬圓の利益を擧げた、而してその對株主資本拂込資本利益率は左の如く前期並に前年同期に比し上昇を示して居るが之は不要不急資本の膨脹抑制が一段と強化せられ更に起債界の活況により事業資金の一部が社債により賄はれた爲め資本膨脹傾向が鈍化し純益金增勢と相俟て利益率上昇を見たものである、即ち拂込資本の增勢は前期六億一千九百餘萬圓に達したに對し本年上期は四億九千餘萬圓に止つて居る（單位百萬圓）

	拂込資本金	利益金	負擔金	差引利益殘高	對株主資本利益率（%）	對拂込資本利益率（%）
十四年上	三、九七五	八八九	三	八八六	一〇・四	一三・七
十三年下	三、四四四	八八八	一	八八六	一〇・一	一三・二
十三年上	二、八六五	七七二	四	七六八	九・九	一三・九

尙之を各事業別に見れば左の如し

△收益狀況　上期中各事業の利益率は前期二期に比較するに前期に比し上昇したるもの廿六事業低下八事業であり前二期に比し共に利益率上昇せるもの二十四低下せるもの五事業である今期收益率の特に上昇著しき事業（前期比增加二%以上のもの）は信託業（三・八%）證券業（三・六%）毛織業（三・二%）雜工業（二・七%）貯蓄銀行（二・六%）製糖業（二・一%）で、著しく低下せるものは製革業（八・七%）金屬工業（一・二%）鑛業（一・一%）取引所業（一・一%）等であり、金屬工業、鑛業等時局産業の收益率低下は設備擴張に伴ふ資本增加の壓迫による、事業別收益率は左の如し（括弧內%）

（一）二割以上―製革業（三七・〇）、貯蓄銀行（二五・六）製糖業（二五・〇）商事（二三・二）製麻業（二二・六）雜工業（二二・〇）金屬工業（二一・〇）の七事業（二）一割五分以上機械器具工業（一九、四）信託業（一九、〇）紡績業（一七、七）海運業（一七、二）釀造業（一七、二）毛織業（一六、七）造船業（一六、〇）證券業（一五、七）製紙業（一五、五）製菓業（一五、三）の十事業（三）一割以上―製粉業（一四、五）化學工業（一四、二）鑛業（一三、六）特殊銀行（一三、五）製糸業（一三、一）水産業（一二、九）人絹業（一二、八）運輸通信業（一二、七）普通銀行（一一、九）窯業（一一、八）瓦斯業（一一、〇）護謨業（一〇、六）の十二事業（四）一割以下―雜業（一九、二）電力業（八、七）鐵道軌道業（七、三）取引所業（七、一）倉庫業（六、三）土地建物業（五、一）の六事業

△配當狀況　事業別配當狀況は左の如く一割以上の高率配當を行つて居るのは商事、紡績、製糖、釀造の四事業で五分以下の低率は倉庫、土地建物の二事業に過ぎない（括弧內%八分未滿省略）

（一）一割以上―商事（一二、五）紡績（一二、三）製糖（一一、一）釀造（一〇、八）の四事業（二）一割未滿―人絹（九、八）製粉（九、八）製麻（九、七）製紙（九、六）水産（九、四）製革（九、二）鑛業（九、〇）化學工業（九、〇）機械器具工業（九、〇）の九事業（三）九分未滿（一）窯業（八、八）毛織（八、七）金屬工業（八、六）雜工業（八、六）瓦斯業（八、五）證券業（八、二）の六事業

尙前期に比し配當率上昇せる事業は普通銀行、信託、鐵道軌道、運輸通信、海運、紡績、製糸、製麻、窯業、化學工業、製紙、護謨、製粉、製糖、水産、倉庫、金屬工業雜の十八事業である

增資合併拂込狀況

▲笠戸船渠三倍增資【九・二六】笠戸船渠資本金百萬圓全額拂込濟では廿六日本社で臨時株主總會を開き資本金を三倍增加して三百萬圓となすの件を附議可決、直ちに政府當局に對し認可申請の手續をとつた、なほ右增資による資本は山口縣笠戸島に於ける同社修繕工場の整備擴充費に充當する筈である

▲東洋、昭和兩ベアリング合併【九・二五】東洋ベアリング（資本金一千萬圓全額拂込濟）では今回昭和ベアリング（資本金一千五百萬圓四分の一拂込濟）を左の條件で合併することに決定、兩社では二十五日綿業クラブで夫々臨時株主總會を開き右合併の件を承認、直ちに大藏省に對し右合併に伴ふ認可申請を行つた

（一）東洋ベアリングでは新株（一株に付十二圓五十錢拂込）三十萬株を新たに發行し右新株一株に對し昭和ベアリング株一株（十二圓五十錢拂込濟）を割當てる（二）昭和ベアリング株主に交附する東洋ベアリング新株に對する下期配當は下期全期間の配當率を適用する

▲富士電機增資認可【九・三〇】富士電機製造會社では一千萬圓增資に關し豫てより政府當局に認可申請中であつたが今回正式認可された、依つて同社では去る九月二十日現在の株主に割當てた新株式の申込を來る二十一日より二十八日迄とし申込證據金は第一回拂込金と同樣の一株に付十二圓五十錢と決定した

▲日糖昭和製糖合併總會【九・三〇】大日本製糖では廿日午前十時より鐵道協會に於て臨時株主總會を開き昭和製糖吸收合併の假契約と之に伴ふ定款變更の件を附議承認、取締役に冬城定一、山崎英太郎、秦米造、山本岩男、藤山勝彥の諸氏を新任、監査役二宮貞氏の引退に伴ひ中富久吉氏を選任、引續き本社で重役會を開き既報通り專務採用による常務專務の互選を行ひ既報の通り決定した、又昭和製糖でも同日工業倶樂部に於て臨時株主總會を開催、合併假契約並に二百萬圓を限度とする從業員の解散手當を承認之が處分を赤司社長に一任した、尙日糖の合併報告株主總會は明年三月上旬行はれる筈である

×　×

社會・文化

☆檢察・裁判

八月中の高音取締違反

【九・三】去る七月發令された高音取締令に警視廳保安課では先月來銀座はじめ帝都の盛場に音響强度測定器を持出して騷音の測定をなし市民の安寧と風敎のため萬全の對策を講じ一方違反者に對してはどし〳〵說諭又は科料處分に附してゐたが二十二日同課に出來上つた八月中の違反件數を見ると商店街に於けるラヂオ、蓄音器、樂器、拍子木、太鼓などの違反が三百八十九件、一般家庭では二百八十七件、その他が八十五件、以上は隣家の密告によつて處分されたものであるが所轄警察署又は警視廳で摘發されたものは商店街千五百二十三件、家庭が千百十九件、その他二百七十七件でその内ちラヂオに依るものが二千二百九十二件で違反種類のトップを占めて居り、總計三千六百八十件で内八件は科料に處せられ他は說諭處分であつたが意外に違反者の多いのに係官も驚いてゐる

☆雜

轉失業の現狀

【九・三】厚生省の調査による最近の轉失業の現狀は改訂物動計畫實施の直後昨年八月は離職者約四十四萬と見込まれたのが漸減して昨年末には卅一萬五千本年二月は廿一萬二千となり今年度物動計畫の直後六月末現在でも離職見込者を入れ僅か十二萬八千と激減してゐる、このうち轉業轉職等により失業生活から更生して行く者は毎月二、三萬人で今年上半期には合計十八萬六千人を數へこの殆んど大部分が殷賑産業部門への轉業となつてゐるが、見遁せないのは業主達の轉業が非常に困難を極めてゐる點で六月末現在で失業狀態にある業主は一萬、被傭者は一萬八千で離職見込の業者三萬六百、被傭者六萬九千五百と數へられ、これを二月末現在の失業業主一萬五千、同被傭者四萬、離職見込業主五萬五千、同被傭者十萬二千と比べて見ても被傭者群はどん〳〵轉業してゐるが業主側は轉業が困難の爲失業群の底に沈潛してゐる事が看取される、昨年失業對策委員會で決定した産業の維持と轉業との二對策はかくて伸び行く生産陣の强力な勞務動員の趨勢に促されて當然積極的轉業斡旋の一本槍に進むべく、失業對策部の轉換となつたわけだが、たゞ一つ殘され勝ちな業主群の轉業策について商工省振興部の萬全の對策が望まれてゐる

愛婦新會長に水野夫人

【九・三五】愛國婦人會では本野久子刀自の會長辭任に伴ひその後任選任のため中五日午後一時から本部に臨時理事會を開き副會長水野滿壽子女史を會長に推薦直ちに東伏見宮殿下の允許を得て正式決定した

日滿ケーブル通話祝賀式

【九・三〇】總工費四千萬圓を費し足掛六年、延從事人百三十萬を要して完成した東京―奉天間を結ぶ日滿ケーブルの工事落成祝賀通話式は卅日午前十時から東京、京城、奉天の三ケ所で行はれ成功を收めた

同盟通信日滿直通電話開通

【九・三〇】遞信省が世界に誇る無裝荷ケーブルを以て竣工した同盟通信社の日滿直通專用電話線はいよ〳〵一日午前零時を期し福岡、釜山、京城奉天の四ケ所に於いて開通式が行はれた、斯くして同盟通信社の專用線は北海道から九州を經て朝鮮、滿洲國と延長擴充され待望のニュースのスピード化を實現することゝなつた

ニツポン號世界一周飛行（續報）

▲サルヴアドル―カリ　サン・サルヴアドル【九・三】ニツポン號は廿二日午前五時（日本時間廿二日午後八時）サン・サルヴアドルを出發、一路コロンビアのカリに向つた

カリ（コロンビア）【九・三】ニツポン號は廿二日午後一時四十五分（日本時間廿三日午前三時四十五分）無事コロンビアのカリ飛行場に安着南米大陸に第一歩を印した

▲カリ―リマ　カリ【九・三】ニツポン號は廿三日午前六時三十五分（日本時間廿三日午後八時三十五分）コロンビアのカリ飛行場を出發一路ペルーの首都リマに向つた

リマ【九・三】ニツポン號は二十三日午後二時四十二分（日本時間廿四日午前四時四十二分）ペルーの首都リマに安着した

▲リマ―アリカ　リマ【九・四】ニツポン號は十八時間四十分の休憩の後廿四日午前九時廿二分（日本時間廿四日午後十一時廿二分）リマ發チリ北境のアリカに向け出發したアリカ（チリ）【九・四】ニツポン號は二十四日午後一時五十五分（日本時間二十五日午前二時五十分）チリ北端のアリカに到着した、因にアリカは北方より入境せんとする飛行機の强制着陸地である

▲アリカ―サンチャゴ　アリカ（チリ）【九・四】ニツポン號は夏期時間廿五日午前七時（日本時間廿五日午後八時）アリカ飛行場を出發、一路サンチャゴに向つた

サンチャゴ【九・三】ニツポン號は廿五日午後零時四十分サンチャゴのセリロス飛行場に到着した

▲サンチアゴ―ブエノスアイレス　サンチャゴ【九・三】ニツポン號は廿七日午前九時十二分（日本時間同日午後十一時十二分）サンチャゴ出發ブエノスアイレス目指してアンデス越えの難コース翔破の途に上つた

ブエノスアイレス【九・三】ニツポン號は廿七日午後二時十分（日本時間廿八日午前三時十分）ブエノスアイレスに安着した

▲ブエノスアイレス―サンパウロ　ブエノスアイレス【九・三】ブエノスアイレスに二日間機翼を休めたニツポン號は東部標準時廿九日午前七時十二分（日本時間廿九日午後九時十二分）ブエノスアイレス飛行場を出發一路ブラジルのサンパウロに向つた

サントス【九・三】ニツポン號は廿九日午後五時十八分（日本時間卅日午前五時十八分）ブラジルサンパウロ州のサントス飛行場に安着した

訃

▲朴泳孝侯【九・二】貴族院議員中樞院副議長從二位勳一等侯爵朴泳孝氏は豫て糖尿病、腎臟病を患ひ京城府崇仁洞の自邸で療養中のところ老衰も加はり廿一日午前十一時五十五分逝去した、享年七十九

▲棚橋絢子刀自【九・三】棚橋絢子刀自は風邪のため本郷區丸山新町一七の自宅で療養中であつたが急性肺炎を併發廿一日午後三時十五分逝去した、享年百一

▲田部退役中將【九・三】退役陸軍中將田部正壯氏は豫て胃癌を患ひ病臥中のところ二十一日午後九時三十分逝去した、享年九十二

▲岡田三郎助畫伯【九・三】東京美術學校敎授岡田三郎助畫伯は今年二月以來肺炎を病み七月に至り恢復を見たが八月初旬より再發、澁谷區伊達町九六の自邸で廿三日午前七時卅四分逝去した、享年七十一

▲中田重治氏【九・三】きよめ敎會監督中田重治氏は廿四日午前六時五十分慢性氣管支カタルのため東京市淀橋區柏木三ノ三九一聖書學院内の自宅で逝去した、享年七十

▲平野長藏氏【九・六】東株取引所短期取引員組合副委員長平野長藏氏は二十八日午前六時半品川區上大崎の自宅に於て急性心臟麻痺で逝去した享年六十九

▲中野忠太郎氏【一〇・一】新潟縣中蒲原郡金津村石油王中野忠太郎氏は昨年來中氣で病臥中胃潰瘍を併發卅日午前五時逝去した、享年七十八

スポーツ

明治神宮夏季大會

【九・二】第十回明治神宮國民體育夏季大會は廿一日選手役員一同が聖恩旗（葉室鐵夫捧持）を先頭に神宮參拜後十一時半プールで開會式を行ひ午後二時水上の青年團府縣對抗によつて大會の火蓋を切つて落した

△水上第一日（豫選のみに付略）

▲第二日【九・三】第二日の水泳競技

は廿二日午後一時から神宮プールに於て擧行、この日はそろ〳〵豫選種目を終へて決勝にかゝつた、決勝成績左の通り

【青年團府縣對抗】△三百米混繼泳①神戸三分四四秒八 △潛水運搬二百米繼泳①岡山縣二分三三秒四△八百米繼泳決勝①神戸 一〇分〇三秒八

【小學校敎員】△百米自由形①木下善一(大阪)一分〇三秒八△百米背泳①三浦久(山口)一分一八秒〇△百米平泳①長義雄(北海道)一分二六秒六△番外二百米繼泳①(大阪)A組一分五五秒八

【番外女子飛板飛込】 ①立松文子(成女高文)九四・九六點

▲秩父總裁宮臺臨 【九・二三】 水泳競技第三日は廿三日午前九時折柄の物凄い豪雨を衝いて神宮水泳場で擧行、この日本大會總裁にあらせられる秩父宮殿下には畏くも午後一時廿五分神宮プールに臺臨遊ばされ會長以下選手一同恐懼感激申上げた、尙ヨット競技は强風と豪雨のため入場式のみを擧行競技は中止された、決勝成績左の如し

【女子中等府縣對抗】△二百米繼泳①愛知縣二分一八秒八△二百米平泳①天野圭子(廣島)三分一九秒〇△百米背泳①青島博子(靜岡)一分二八秒六△百米自由形①三鬼百合子(廣島)一分一七秒六△二百米自由形①梶田宏子(愛知)二分五一秒八△三百米混繼泳①廣島縣四分二一秒八

▲最終日 【九・二四】 神宮夏季大會の最終日廿四日の水上は實業團對抗に川崎の制覇成り中等府縣對抗は伊都中の活躍で和歌山縣に凱歌が擧つた、海軍鎭守府對抗は佐世保斷然强く王座を占め大學高專は混繼泳日大四百繼泳立敎が夫々一位となつた

【實業團對抗】△二百米繼泳①川崎造船一分五三秒四 △二百米平泳①小川明(八幡製鐵)二分五八秒八(實業團新記錄)△百米背泳①明文一(日立鑛山)一分一四秒〇[實業新]△五十米自由形①遊佐正憲(横濱ゴム)二七秒二(實業新) △四百米自由形①津田國雄 (大阪十合)五分〇一秒六(實業新)△二百米自由形①津田國雄(大阪十合)二分一六秒八 (實業新)△百米自由形 ①遊佐正憲 (横濱ゴム)一分〇三秒八 △三百米混繼泳①川崎造船三分四四秒二(實業新)

【男子中等府縣對抗】△八百米繼泳①和歌山縣九分三五秒〇△二百米平泳①田畑三郎(京都)二分五三秒二△百米背泳①島井高雄(岡山)一分一四秒八△百米自由形①牧野兵庫(和歌山)一分〇一秒四△四百米自由形①黑澤佑一郎(兵庫)五分〇八秒八△三百米混繼泳①和 歌山縣三分三三秒〇

【海軍鎭守府對抗】△八百米自由形①鶴田耕平(横鎭)一分〇八秒二△百米平泳①中村平三郎(呉鎭)一分一九秒四△百米自由形①小池政雄(呉鎭)一分〇三秒八△五十米潛水①花桝直助 (佐鎭) 三五秒〇△四百米自由形①鶴田耕平 (横鎭)五分三〇秒八△二百米平泳①中村平三郎(呉鎭)三分五五秒八(海軍新記錄)△八百米繼泳①佐鎭九分四四秒二

【大學對抗】△混合飛込①日大六五點三四△三百米混繼泳①日大三分三一秒二△四百米繼泳①立敎四分〇四秒六

△水球

青組 5 (2—2 / 3—0) 2 白組

【總得點】△實業團對抗①川崎造船四一・四點②八幡製鐵三九點③横濱ゴム二二點④日立鑛山一九・五點⑤大阪十合一四點③三菱名古屋一一點△中等校府縣對抗①和歌山三四點②靜岡一八點③愛知一七點④京都一五點⑤兵庫一〇點⑥大阪九點△海軍鎭守府對抗①佐世保八〇點②横須賀六二點③呉五九點④舞鶴要港一七點

▲ヨット競技に四殿下お成り 【九・二四】 神宮大會夏季大會最終日のヨット競技は廿四日午前九時から横濱新山下町ヨットハーバーで擧行されたこの日秩父總裁宮同妃兩殿下、高松宮同妃兩殿下がお成り遊ばされ參加選手一同は感激して熱戰を展開した總得點左の如し

△水域對抗九州三三、東北三四、中部三四、近畿三、大阪灣一七

宇都宮廻漕店一一一點、 島津一〇三點、浪淸九二點、浦賀ドック九二點、全古川七二點、昭和電線七〇點、横濱ドック六一點(以下略)

△大學高專

			一回	二回	三回
1	早大	122點	30	40	52
2	慶應	105點	0	50	55
3	日大	93點	0	46	47

4同大86、5法政82、(以下略)

關東大學ラグビー

▲法立戰 【九・二三】 關東大學對抗ラグビー今シーズン開幕の第一戰立敎對法政戰は降雨の廿三日午後三時から神宮競技場で擧行開始に先だち前年度優勝校明大新島主將から高木會長にトロフィーの返還あつた

立敎 39 (23—0 / 16—0) 0 法政

▲早立戰 【九・三〇】 關東大學對抗ラグビー早大對立敎戰は卅日午後三時から神宮競技場で擧行、ビッグファイブ今季初の顏合せであり兩軍ベストメンバーを揃へての對戰に多大の興味を以つて開始された

早大 2 (22—0 / 20—0) 0 立敎

東京大學野球リーグ戰

【九・二四】 東京大學秋季リーグ明法、早立各一回戰は秋晴れの廿四日神宮球場で擧行、成績左の通り

▲明法一回戰

明	0	0	1	0	0	0	5	0	0	6
法	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2

△バッテリー(明)藤本—松井、塚越(法)森下、柚木—鈴木△安打(明)四(法)三

▲早立一回戰

早	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
立	0	0	0	0	4	0	1	0	A	5A

△バッテリー(早)近藤、石黑—小野(立)石田—町田△安打(早)六(立)七

全日本學生東西對抗陸上

【九・二四】 第二回全日本學生東西對抗陸上競技會は東軍先勝の後を受け二十四日午後零時半から甲子園南運動場で擧行、二二三點對一二七點で東軍壓倒的に勝つ一等成績左の通り

△百米①金田淸英 (東、慶應)一〇秒七(大會タイ記錄)△八百米①勝亦淸政(東、文理大)二分二秒六△百十米高障碍①木南孝道(東、文理大)一五秒三 (大會タイ記錄)△四百米繼走①東軍(金田山本、大井、湯淺)四三秒七△走幅跳①井上宗直(東、早大)七米三△砲丸投①藤田喜代司 (東、文理大) 一三米五一△千五百米①鄕野喜一 (東、日大) 四分二〇秒二△槍投①杉田登(東、早大)六三米三七(本年度日本最高記錄) △二百米①山本耕造(東、早大)二一秒九△四百米①三木重雄(西、和歌高商)五〇秒九△四百米中障碍①木南孝道(東、文理大)五八秒八△走高跳①原學(東、明大)一米八五△三段跳①前田新生(西、名高商)一五米二八(大會新記錄) △圓盤投①本儀精 (東、慶應)四〇米三三△棒高跳①澤田文吉(東、文理大) 三米八五 △鐵槌投 ①釜本文男(東、日大)四〇米三三 (大會新記錄) △一萬米①鄕野喜一 (東、日大)三三分三七秒二②山崎正三(東、早大)三三分三七秒六) 大會新記錄)△千六百米繼走①西軍(黑住、戸田、門田、三木)三分二六秒二

△得點

「トラック」東軍一一五點西軍六七點

「フイルド」東軍一〇八點西軍六〇點

「總計」東軍二二三點、西軍一二七點

全日本中等東西對抗陸上

【九・二三】 第十回全日本中等東西對抗陸上競技大會は七勝二敗西軍リードの後を受け廿三日午後零時半から甲子園南運動場に於て陸の雛六十六名を集めて擧行、結局一九四對一五五で覇權は二年ぶりで東軍が奪還した主なる成績左の如し

△圓盤投①呉振武(西、臺南中) 三七米一七(大會新記錄)△三段跳①長谷川敬三(西、京都三中)一四米七二 △走幅跳①鈴木豐彦(東、靜岡師)六米九二

洪蹴球獨を破る

ブダペスト【九・二四】 第十四回ドイツ對ハンガリー蹴球對抗戰は歐洲の東西に酣な戰火をよそに廿四日當地に於て擧行されたがハンガリーは獨軍を壓倒七對二といふ大差で快勝凱歌を奏した

ハンガリー 7 (5—1 / 2—1) 2 ドイツ

女子背泳に驚異的大記錄

ロッテルダム (オランダ) 【八・二五】 オランダ女子水泳界の至寶で、背泳に歐洲選手權を持つコオ・キント孃は當地で擧行された競技會の百米背泳に五十米を三三秒でカバーし遂に一分十秒九の驚異的世界新記錄を出した、因に從來の世界最高記錄は同國のヴアン・フエグレン孃が一九三八年に出した一分一三秒九でコオケント孃はこれを二秒短縮する素晴らしいもので、本年度の我が男子背泳界に比較しても兒島、吉田、谷口に次で第四位に位するものである

滿洲國

皇帝陛下錦州御巡狩より御還

新京【九・二四】去る二十日新京御發、錦州地方御巡狩の途に就かせられた皇帝陛下には錦州、阜新、壺盧島など産業開發狀況、民情などを親しく御視察遊ばされ御日程を恙なく終へさせられて廿四日午前八時錦縣驛御發同午後四時四十分新京驛御着御容麗しく御還遊ばされた

協和會人事異動

新京【九・二七】協和會中央本部では二十五、二十六日付を以て左の如く副本部長、委員、參與の異動を行つた△任中央本部副本部長兼企畫局長協和會參與丁鑑修△依願解任中央本部副本部長 孫其昌△協和會參與を依囑す 中央本部委員吉野信次、岸信介△任中央本部委員 協和會參與森田久、參議府秘書局長松木俠、△解任協和會參與 交通部次長飯野毅夫、經濟部次長松田令輔、産業部次長柏原秘三、治安部顧問花谷正、協和會參與大橋忠一（外十一名）△協和會參與を委囑す 參議直木倫太郎、治安部大臣干琛徵、開拓總局長結城清太郎、勞工協會理事長重藤千秋、滿洲鑛發會社理事長竹内德亥

協和會全國聯合協議會（第一日）

新京【九・三〇】康德六年度協和會全國聯合協議會は大陸の秋涼迫る九月三十日皇帝陛下の臨御を仰ぎ梅津名譽顧問臨席の下に張會長、橋本本部長以下各役員、各代表その他の關係官民三百名出席の上協和會大講堂にて嚴肅に開會された

梅輯線全通式

輯安【九・二六】昭和十一年九月測量開始以來實に四年二ケ月其の間幾度か兇惡な匪賊の來襲さへ受けながら敢然工事完成に邁進し來つた梅輯線（奉吉線梅河口より通化經由鴨綠江岸輯安に至る）は總ゆる困苦と百三十四名の貴き鐵路建設の犧牲者を出して遂に完成、二十八日午前十時半より盛大な全通式を擧行した

外蒙國境戰戰死將校

▲芦塚部隊【九・二五】原隊發表△歩兵中尉 木次谷 富三（秋田縣）

☆ 財政・經濟

專管公社の收買販賣方法決定

新京【九・三】特産專管公社の原料大豆の收買並に販賣方法は同社運用の將來に重大な影響を持つためその方法如何が多大の關心を寄せられてゐたが今回大要左の如き決定を見た△收買方法 ㋑大豆の鐵道輸送は原則として之を混保品に限定する㋺公社は混保受寄驛に於て大豆混保證券を悉く收買する㋩公社は滿鐵に委託し各驛に於て前記收買事務を行ふ㋥公社は從來收貨組織を有したる特産商に對し凡そ三ケ月以内の先物收買契約を行ふ事を得るものとす㋭鐵道輸送以外の方法により輸送された大豆の公社に對する賣渡しその他の處分に關して政府は必要により命令を以て之を定むる事を得△販賣方法 ㋑日本及び支那向け大豆については當該輸出業者をして夫々組合を結成せしめ之を通じ販賣す㋺第三國向け大豆については、輸出業者に打切り販賣を行ひ必要ある時は公社の指定する輸出業者に輸出を委託す㋩公社は大連、營口、安東、哈爾濱所在の在來油房向け原料大豆は之を其の組合に對し販賣す㋥公社は新式大豆加工工業に對しては原料大豆の直接販賣を行ふ㋭公社は必要により油房と大豆油收買契約を締結したる時は之に對し原料大豆の直接岸輯安に至る）は總ゆる困苦と百三十四名の貴き鐵路建設の犧牲者を出して遂に完成、二十八日午前十時半より盛大な全通式を擧行した

外蒙國境戰戰死將校

▲芦塚部隊【九・二五】原隊發表△歩兵中尉 木次谷 富三（秋田縣）

☆ 財政・經濟

專管公社の收買販賣方法決定

新京【九・三】特産專管公社の原料大豆の收買並に販賣方法は同社運用の將來に重大な影響を持つためその方法如何が多大の關心を寄せられてゐたが今回大要左の如き決定を見た△收買方法 ㋑大豆の鐵道輸送は原則として之を混保品に限定する㋺公社は混保受寄驛に於て大豆混保證券を悉く收買する㋩公社は滿鐵に委託し各驛に於て前記收買事務を行ふ㋥公社は從來收貨組織を有したる特産商に對し凡そ三ケ月以内の先物收買契約を行ふ事を得るものとす㋭鐵道輸送以外の方法により輸送された大豆の公社に對する賣渡しその他の處分に關して政府は必要により命令を以て之を定むる事を得△販賣方法 ㋑日本及び支那向け大豆については當該輸出業者をして夫々組合を結成せしめ之を通じ販賣す㋺第三國向け大豆については、輸出業者に打切り販賣を行ひ必要ある時は公社の指定する輸出業者に輸出を委託す㋩公社は大連、營口、安東、哈爾濱所在の在來油房向け原料大豆は之を其の組合に對し販賣す㋥公社は新式大豆加工工業に對しては原料大豆の直接販賣を行ふ㋭公社は必要により油房と大豆油收買契約を締結したる時は之に對し原料大豆の直接販賣を行ふ事あるべし㋩公社の前記各販賣は原則として現物及び三ケ月以内の先物による、但し貿易上必要ある場合は特別の方法に倚らしむる事を得る㋭公社は各混保出庫驛及び主要地に大豆販賣所を設け販賣事務を行ひ、大豆粕の收買販賣については大豆に準じて行ひ、特種粕は別個に考慮する筈である

弗建を併用

新京【九・三】滿洲國政府は從來外貨資金を磅一本で保有してゐたが今回弗勘定を設定して磅、弗の二本建とした、これは英蘭銀行の爲替管理强化により去る十六日以來事實上外貨決濟が不可能となつたので弗資金を設定して同日よりの爲替賣買を開始し貿易決濟を圓滑にした譯である、而して今回の弗資金設定は英國の爲替管理强化に對應すると共に從來の磅ブロック經對依存の貿易政策を變更し新市場に乘出す政府の方針を明示するものとして注目されてゐる

歐洲戰で貿易萎縮

新京【九・二八】據大しつゝある歐洲動亂の影響は早くも滿洲國貿易輸出部面に現はれ八月下旬より九月中旬に至る對外貿易の動向を觀るに其の純額が著しく減少しつゝあり九月上旬に於ては戰爭勃發によつて目先不安のため取引並びに船便關係が全く杜絶、輸出は前旬の三百八十八萬圓より二百四十二萬圓となり前年同期に對比すれば半減以下となり輸入に於ても前旬の四百八十五萬圓より二百五萬圓に激減し前年同期に比して六割減となつた、九月下旬に入り輸入は好轉氣配を示しつゝあるが、輸出は對濠、對伊向を始め香港英印、蘭印等は皆無狀態となり、其の結果輸出純額は僅かに四十餘萬圓に激減するに至つた、然しながらこの傾向は國別に觀ると對歐貿易の全面的萎縮に反し對米貿易は輸出入とも急速に發展しつゝあり就中大豆輸出が弗建に變更しつゝあることは注目すべきである、歐洲戰亂前後に於ける對第三國貿易の趨勢は左の如くである

（單位千圓）

△八月下旬	
輸出	三、八八四
輸入	四、八五八
入超	九七三
△九月上旬	
輸出	二、四二九
輸入	二、〇五八
出超	三七一
△九月中旬	
輸出	四四七
輸入	五七一
入超	六、一二四

八月中貿易

新京【九・二九】經濟部發表八月中滿洲國貿易は輸出四千七百九十三萬二千圓、輸入一億七千五百六十六萬五千圓、差引一億二千七百七十三萬三千圓の入超を示してゐる、これを前年同期に比すれば輸出は四百六十九萬六千圓の增加であるが輸入は六千四百九十萬一千圓の著增により入超も六千二十萬六千圓の激增を見せてゐる、これは豆粕、豆油の輸出增にも拘らず小麥粉、砂糖、人纖織物等の生活必需品の倍額增加に加へて電氣器具、車輛及び同部分品、機械類等建設物資の二倍乃至三倍以上に及ぶ軒並增加に起因してゐる、日支を除いた第三國貿易に就いて見れば輸出は一千八十四萬五千圓にして前年前期に比し七十二萬四千圓の減少は主として支那貨幣の混亂を映じ輸入は一千八百萬四千圓にして七百七十六萬四千圓の著減となつてゐるのは歐洲の危機を如實に反映してゐる、畢竟入超激增の大部分は日本よりの增加に基いてをり日滿一體化の强化を示すものとされてゐる

産金買上げ値實質的引上げ

新京【九・二九】産金の增産に努めてゐるが滿洲國政府では金國外逃避を防止すると共に國家への集中を促進する爲この程從來の産金奬勵金に加へて新たに一瓦に付き一圓程度の補給金を支給し實質的に産金買上げ價格の引揚げを斷行する方針を決し之が經費を來年度豫算に計上する事となつた、即ち從來産金買上價格は一瓦三圓八十五錢で日滿兩國とも同一であるが滿洲國と接壤する北支は未だ産金買上げにつき統一的集中が行はれて居ない結果一般物價と共に金の金額が昂騰してゐるので滿洲産金の北支への逃避が相當量に達して居り金の國家集中を阻止してゐる狀態である、更に最近磅貨の下落からロンドンの金塊相場は高騰の一途を辿つてゐるため國際水準より割安となつて居る點も今回の措置に依り實質的に是正されるものとされてゐる、當局は之と共に最近苦力層の集中する地方に娼樂施設を爲して苦力の散逸を防止する方針で産金集中の徹底化を計る事となつた

世界情勢

旬間大觀

ソ聯軍波領進駐後の情勢は各國の注目するところであつたが、廿二日獨ソ兩軍の間に分界線の協定成り兩軍は早速その實行に着手、さらに廿七日リッベントロップ獨外相はソ聯を訪問獨ソ會談の結果、廿九日に獨ソ親善並びに國境劃定に關する條約が發表され同時に獨ソ兩國外相は和平要望の宣言をなし、こゝに歐洲戰局に新たな一石が投ぜられるに至つた。

ソ聯は獨ソ新協定にひきつゞいてソ・エ相互援助條約及び新通商協定を締結、またトルコ其の他のバルカン諸國に對しても活潑なる工作を行ひつゝある。

この間にあつてイタリーは終始英佛に對する和平牽制につとめた。

アメリカ特別議會は廿一日開會、廿八日ルーズベルト大統領の教書に基づき武器禁輸撤廢と現金自國船主義復活を含むピットマン新中立法案が上院委員會を通過本會議に廻附された。一方廿三日パナマで開會された汎米會議では米國の音頭取りで汎米諸國の中立確保が強調されてゐる。

獨ソ新協定成立す

獨ソ兩軍分界線發表

獨ソ兩國軍事代表意見一致

モスクワ【九・三】獨ソ兩國軍事代表はモスクワに於いてポーランドに於ける今後兩國の軍事行動に關し交渉を進めつゝあつたが廿一日夜兩國代表はポーランド占領に關聯する諸問題につき完全な意見の一致を見たといはれる從つてドイツ軍事使節は明廿二日モスクワを出發歸國する模樣である

獨ソ兩軍分界線發表

モスクワ【九・三】ソ聯政府は廿二日ポーランドに於ける獨ソ分界線劃定に關し左の如きドイツ政府との共同コンミュニケを發表した

獨ソ兩國政府はピツサ河に沿ふてナレウ河との合流點に達し更にナレウ河を遡つてブーグ河との合流點に至り同河に沿つてヴイスツラ河との合流點に至り、更に同河を遡つてサン河に達し同河に沿ふてその水源地に至る一線を以て獨ソ兩軍の分界線となす

ベルリン【九・三】ドイツ軍司令部は廿二日午後獨ソ兩國政府はポーランド分界線を東プロシア國境よりサンヴイスツラ、ナレウ及びピツサの四河川に沿ひカルパチア山脈に至る千二百粁の一線となす旨發表した

一時的な軍事上申合せ

ベルリン【九・三】ベルリンの外交界及び政界では廿二日發表されたポーランドに於ける獨ソ兩軍の分界線を目してドイツ側の一大讓歩と觀測してゐる、從來ソ聯はその要求を白ロシア並にウクライナに限定してゐたため今回ソ聯軍にワルシヤワ對岸まで進駐を許容したドイツの態度には諒解し難いものがあるとされてゐるドイツ外務省筋では今回獨ソ分界線劃定は一時的な軍事上の申合せに過ぎないと説明し、更に獨ソ兩國は民族分布を中心とし經濟的聯關を考慮した上最終的國境線劃定延いてはポーランド問題の處理をなす旨示唆してゐる、而してこの意見によれば白ロシア及びウクライナは結局ソ聯に歸し舊獨領及びその近隣はドイツに歸する大勢でその中間に横はるポーランド人居住地域は獨ソ間の緩衝地帶となすのではないかとの結論に達する、然し乍ら實際問題として今やポーランドは事實上折半されドイツ軍とソ聯軍の軍政下に立つてゐるから果して後日に至つてこの兩區域をしかく簡單に分離交換し併合し得るや否やは頗る疑問であり結局現在の軍事的國境が最後の獨ソ國境となるのではないかとの觀測も有力である

ソは石油を獨は工業地帶を獲得

【九・三】ポーランド分割に關する獨ソ交渉は一般の豫想を裏切り早くも廿二日成立、其旨兩國政府より夫々公表されたが、豫想以上のドイツ側の讓歩が窺はれる、卽ちソ聯は波羅國境を越えて遙かにポーランド領に喰ひ入りワルシヤワ對岸までを包含し南はスロヴアキア國と國境を接するに至つた、獨ソ兩國が今回獲得した地方の面積はソ聯が大體ポーランド全土の五分の三、ドイツが五分の二を占める割合だが産業の發達狀態をみれば左の如くドイツ領に集つてゐる

一、新ソ聯領は面積こそ廣けれその中央には森林地帶が擴がり木材業、皮革、毛皮業の外近代工業の見るべきものはない尤も南部ウクライナ地方はポーランド第一の農牧の發達地であり更に南部スロヴアキア國境附近のポリスラウは歐洲三大石油産地の中心地であるだけにソ聯は年産五十一萬噸の石油を加へて歐洲第一の石油國となつた譯である

一、ドイツ領

これに反しドイツ領となつた西ポーランドはポスナニア、クラカウロツヅ、キエルツエの人口稠密地方を占め、ポーランド工業、交通業の約九割は此の地方に集中されてゐる、就中ロツヅ、クラカウの紡織業は年産織布十三萬四千五十噸に達し世界的に有名である、注目すべきはポーランド政府が一九三七年來約八億ヅロテイを投じて建設したサンドミエルヅの化學、重工業等の工業地帶がドイツに入つた事實であり又スロヴアキア國境西部、カルパチア山中の炭山がドイツの手に入つたことはドイツの戰爭經濟力を增强するものとして注目されてゐる

分界線決定の反響

モスクワ【九・三】モスクワに於ける獨ソ兩軍事代表會議はポーランド分界線を劃定したがモスクワ外交界では右協定は將來のことはいざ知らず現在の所ではソ聯側に有利に決定せられたものと見て居る、而してその理由としてソ聯の態度が極めて强硬であつたこと、ドイツが大軍を出來るだけ速に西部戰線に移動せしめんがためソ聯との良好關係維持を希求してゐること等が擧げられてゐる、然し乍らソ聯軍は既にウイルノ、グロドノ、ブレストリトウスク、コヴエル、ルヴオウ、スタニスラウオーを占據しポーランド領土の三分の一と千百萬人以上のポーランド人民を支配してゐるので之と境を接するに至つたドイツとしてはその希望に拘らず相當の大軍を東部戰線に駐屯せしめざるを得ない情況にあると見られてゐる

パリ【九・三】ソ聯のヴイスツラ河進出を認める獨ソ分界線が設定されたとのDNB通信報道は逸早くパリにも傳へられたがこれに對しパリ政界は全く豫想外の事として一驚してゐる消息通は獨ソ今回のポーランド分割は所ゆる犧牲を拂つてソ聯を自己の味方に引き入れんと欲したドイツの弱點にうまく乘じたソ聯の勝利であると批評し今回の分割の意義を大體左の三點に求めてゐる

一、ドイツのウクライナ及びバルカン進出を阻止したのはソ聯の成功である

一、反對にハンガリー及びバルチツク諸國殊にリトワニアはソ聯と國境を接することになり之等諸國に對するソ聯の脅威は增大したこと

一、ポーランドに緩衝國家又は保護國を設置せんとした最初の計畫が放棄された

尙斯くも大なる讓歩を何故に行つた

かにつきドイツの眞意が疑問視されてゐるが、ドイツの讓歩戰術は一時的で結局兩帝國主義間に紛爭の起るべきは不可避であらうとフランス側に都合のよい觀測を下してゐる

ロンドン【九・三】ポーランドの獨ソ兩軍による分界線測定が斯くも迅速に行はれたにも拘らず當地の消息通筋の間には獨ソ兩國間にはベルリンに於て傳へらるゝが如き密接なる提携は現實に存在してゐない、且つソ聯はその念願たるモスクワの指導下にスラヴ民族ブロックを結成し結局ドイツのバルカン進出を防止せんとしてゐるものであるといふ意見が有力となつて來た、ベルリンよりの報道によれば獨ソ兩軍の占據區域は必ずしも今後決定さるべき最終且つ政治的國境ではないがソ聯軍がポーランド、ルーマニア間及びポーランド、ルテニア間の全國境を完全に制壓してゐることは、ドイツのポーランド南部進出が明かに同地方の油田の支配並にルーマニアへの直接資源供給路設定を目標としてゐるものと見られる以上ドイツの重大讓歩と見られてゐる、右兩國境界線の設定に依りドイツの占領區域は縮小を來し此の結果ドイツは更に大軍を西部戰線に割愛し得る可能性が考へられる、併しドイツが斯かる大軍をポーランドより撤退し得る程ドイツがソ聯を信用し得るかどうかは疑問であつてドイツの之に依つて得る利益はポーランド南方にソ聯が障壁を設定した事に依り蒙りたるドイツの損害の代償とはならないと信ぜられてゐる

ソ聯がルーマニア、ユーゴースラヴィヤ及トルコとの關係を緊密にせんと努力を續けてゐることはバルカンブロックを結成し之をソ聯の指導下に置くといふソ聯の舊案の復活の一部であると見られてゐる、カリネスコ・ルーマニア首相暗殺に依り尖鋭化したナチスの壓迫に對するルーマニアの恐怖は反つてルーマニアをしてソ聯との緊密なる關係增進を可能ならしめるものと見られる一方ユーゴースラヴィアもソ聯と國交恢復を考慮中と傳へられてゐる、ハンガリーはソ聯を隣國とすることに對しては餘り熱心ではないが、若し同國がナチスの壓迫の對象となる可能性が加はれば、ハンガリーとしてもバルカン諸國と手を握る可能性がないでもない、ヒトラーはワルシヤワ占領後所謂「平和の最後通牒」を宣言するやに傳へられてゐるが之れは英佛兩國が最後迄戰はんとの決意を示せる今日に於ては寧ろ戰爭の責任を聯盟國側に塗り付けんとする示威と見られてゐる

獨ソ兩軍の波領清掃

☆獨軍の戰果

獨軍洪國境に沿ふ

ヴオロヴエツツ（ハンガリー）【九・二】敗走するポーランド軍を急追して南下中であつたドイツ軍の一部は廿一日夜遲く遂に波洪國境の一邑ヴオロヴエツツの山向ふ迄到着したヴオロヴエツツと波領との間にはカルパチア山脈を貫く大トンネルがありその約三分の一はポーランド領であるがドイツ人筋の言明に依ればドイツ軍がトンネル内のポーランド領を正式に占據するのは廿二日とならうが、ドイツ軍將校使節團は既にハンガリー國境守備軍を訪問交驩を遂げたとのことである

獨軍戰果公表（廿二日）

ベルリン【九・三】ドイツ軍司令部は廿二日東部戰線戰況につき左の如く發表した

一、獨ソ兩軍の國境線への進擊は平常通り且つ完全な融和的空氣裡に行はれつゝある、ソ聯南方部隊はルヴオウ附近に戰鬪中のドイツ軍部隊と交代した、又トマショウ附近の戰鬪に於いて多數のポーランド俘虜並びに軍需品を鹵獲しその數は絶えず增加しつゝあり、ワルシヤワ近郊プラガに於てドイツ軍に包圍されたポーランド軍は數回包圍線を突破せんとしたが盡く擊退された

一、ポーランド軍裝甲列車はワルシヤワ・シエドルス間クルシン附近に於て小戰鬪の後鹵獲せられたり

一、外交官百七十八名、其他の外國人一千二百名は昨廿一日ワルシヤワを出發ドイツ軍司令部の指示する經路を經て國外へ退去せり、一行にはドイツ軍士官が付添ひ特別列車でケーニヒスベルグに赴けり之等外國人は全部負傷なく健全なり

獨軍戰果公表（廿三日）

ベルリン【九・三】ドイツ軍司令部は廿三日東部戰線の戰況に關して左の如く發表した

一、ルヴオウ（レンベルグ）は昨廿二日ドイツ軍の手に歸したが直ちに同市東端に駐屯中のソ聯軍隊と同市の引渡し交渉を開始、ドイツ軍は既に同市を撤退しつゝある

一、廿一日ドイツ軍はブズーラ河畔の森林地帶の殘敵を掃蕩中、ポーランド廻廊軍司令官ボルトノヴスキー將軍以下全幕僚を捕虜にした

一、ポーランド軍一部隊はモドリン、ワルシヤワを結ぶ線に於て頑强な抵抗を續けてゐたがドイツ軍は廿二日遂にこれを擊破、モドリン、ワルシヤワ間に於てヴイスツラ河南岸に進出、兩市の聯絡を遮斷し敵兵數千を捕虜にした

東部戰線綜合戰果（獨軍司令部）

ベルリン【九・三】ドイツ軍司令部は ポーランド作戰完了を見たので廿三日去る九月一日進擊命令が下つて以來二旬に亘る戰果を綜合して左の如く發表した

第一、ポーランド遠征は完了した、ドイツ軍は東部戰線に於ける相次ぐ殲滅戰に於てポーランドの幾百萬の大軍を擊破し或は捕虜とし或は潰走せしめたが中最大の殲滅戰はヴイスツラ河左岸に於けるものである、ポーランド軍を通じて現役と豫備とを問はずこの運命に陷らざるものは一個師團も一個旅團も存在しない、辛うじて東部の湖沼地帶に逃亡したものは殲滅戰より免れたが今やソ聯軍に擊破される運命にある、その外極く小部隊がワルシヤワ、モドリン、ヘラ半島で意味なき抵抗を繼續してゐるのみである

第二、作戰準備

本年初頭よりポーランドにドイツと一戰を辭せずとの意圖あるを觀取するやドイツ軍では公報その他各種の發表物に依りポーランド軍の戰略意圖を研究したが、他方ヒトラー總統はドイツ軍の採るべき作戰に付フオン・ブラウヒツチ陸軍總司令及びレーダー海軍總司令、ゲーリング空相、カイテル將軍と愼重協議を遂げた

第三、ポーランド軍の意圖

ポーランド軍作戰當局はドイツ軍が西部戰線に多數兵力を割くべしとの前提の下に或る程度の攻擊態勢を採りダンチヒと東プロシアの攻略を策しワルシヤワ北方に兵を集中した、然しポーランド軍の主力はポーゼン地方に集結されその任務はダンチヒを占領、更に上部シレジア、中部ポメラニアより來るドイツ軍の攻擊を防禦することであり、他方工業地帶擁護のためクラカウ、ルヴオウの線に南軍を起置した

第四、ドイツ軍の作戰と配置

ドイツ軍の目標はヴイスツラ河左岸のポーランド軍主力を包圍、攻擊しこれを殲滅するにあつた

一、軍の配置　南軍司令官フオン・ランドシユテツト上級大將、その下にリスト、フオン・ライヘナウ、グラスコウイツツ三大將の三軍を配す

北軍司令官フオン・ボック上級大將、その下にフオン・クルーゲ、フオン・キユツヒラー兩大將の二軍を配す

一、南軍中央のフオン・ライヘナウ部隊はクロイツブルグよりワルシヤワの東北方に向つて突破作戰に出で、これを有力に援護してリスト部隊は上部シレジア及びウエスト・ヘスキツヅ山岳地帶より東方に向け進出、スロヴアキアより北方に進出する部隊と協力ポーランド南軍を包圍し更に敵の退路を斷つた、左翼にはプラスコウイツツ部隊がブレスラウより進出してポーゼン方面の敵を擊破した

一、フオン・クルーゲ部隊は東プロシアよりグラウデンツに向け進擊する部隊と連絡を確立すると共に南軍の北方に進出する部隊と連絡を確立、他方フオン・キユツヒラー部隊は

東プロシアよりヴイスツラ河東方に於てフオン・ライヘナウ部隊と連絡を完成しワルシヤワを東部より遮斷するに至つた

一、次に東部戰線に於ける作戰第二段としてヴイスツラ河左岸のポーランド軍の中包圍より脫出せる部隊をサン、ブーグ兩河の東方に包圍攻擊した

第五、攻擊戰鬪開始されるや各軍の戰績目覺ましくヴイスツラ河左岸の敵軍を殲滅する作戰目的は實に九月八日午後には達成されたと言ひ得る、その數日後更にフオン・ライヘナウ部隊に放逐された敵軍をラドム地區に追擊してこれを包圍した、その後の作戰に於てはフオン・ライヘナウ部隊の先遣部隊はワルシヤワ直前にてポーゼン、廻廊のポーランド軍の退路を遮斷し、續いてブラスコウイツツ部隊及びフオン・ライヘナウ部隊の主力は同じくポーゼン、廻廊の敵の攻擊に移つた、各ポーランド軍の捕虜は四十五萬、中ヴイスツラ河左岸の捕虜のみでも卅萬を算し鹵獲砲數一千二百門に達した、而して今回の東部戰線に於ける戰鬪には步兵は勿論、裝甲、機械化、騎兵、對戰車、偵察の各部隊及び親衛隊現役軍が參加してゐる

第六、空軍はケツセルリング、ゼール兩大將麾下の二航空軍を以てポーランド全土の制空權を確保した、破壞並に拿捕せるポーランド軍飛行機は八百機餘にして殘餘は國外に逃亡した

海軍ではアルブレヒト上級大將麾下の艦隊はダンチヒ灣を封鎖しポーランド海口の海外との連絡を遮斷した、九月一日イースト・シー（東海）に遊戈せるポーランド海軍の中潛水艦一隻を除き全艦或は擊沈され或は中立國にて武裝解除に遭ひ遂に全滅した

第七、後方の師團は通信連絡、道路、橋梁、鐵道修理のため動員され又國境警備隊は主として後方清掃工作に活躍した

第八、ポーランド兵は實に勇敢に戰つたが志氣と組織の拙劣なため遂に敗北した

第九、ドイツ軍の死傷者數は敵の死傷に比すれば非常に僅少であると言ひ得る

第十、砲彈その他軍需品、ガソリンの消費は僅かに月產額の何分の一といふ少額であつた

波軍執拗に抗戰繼續

ベルリン【九・二四】ドイツ軍司令部は廿三日コミュニケを以て「ポーランド戰線の戰局は既に完了した」と發表したが、第三國への情報によればポーランド側の抵抗は依然執拗に續けられつゝあり廿四日ベルリンに於いてはドイツ軍の包圍下に死鬪を繰返しつゝあるワルシヤワ放送局よりの次の如き放送が聽取された

廿四日もワルシヤワ市の眞中に敵の砲彈約二百個が炸裂多數の死者を出し國民劇場、其他の主要建築物は今火焰に包まれてゐる、斯くの如き慘狀にも拘らず市民は一致結束最後迄戰鬪繼續の決意を益々固くしてゐる

而して廿四日のバーズラー・ナハリヒテン紙はポーランド當局は戰鬪繼續のため秘密結社組織を準備中であるとて左の如く報じ注目を惹いた

ポーランド政府當局は抗戰繼續の爲め秘密結社設立を準備中でこの組織の準備工作は被占領地域に於てさへ行はれてゐると云はれる、此の結社は第一次大戰中故ピルスズキー元帥の指導下に組織された國民秘密結社と同樣な基礎を持つものと云はれる

ヘラ半島の波軍未だ抵抗

ベルリン【九・二四】ポーランド軍の全面的敗退にも拘らず廻廊地帶の北端ヘラ半島の一角に立籠るポーランド軍は未だに頑强な抵抗を續けてゐるが、ドイツ軍は愈々この頑敵に對し最後の攻擊を行ふに決したものゝ如く廿四日ドイツ軍司令部はドイツ海軍がこのポーランド軍に對して廿四日から猛烈な砲擊を開始した旨發表した

波軍殘敵を捕捉攻擊中

ベルリン【九・二四】ドイツ軍司令部は東部戰線の狀況に關し二十四日次の如く發表した

ソ獨分界線地區に於けるドイツ軍の行動は全線に亘り豫定の如く進行しつゝあり、四離滅裂狀態に陷つた殘敵は南方に向け脫出を試みたるも我が軍は之をトマショフ、ザモス、ルドコの線に於て之を捕捉攻擊中でその一部をザモス西南に於て包圍し他の一部は東方に退却中なるも何れロシア軍に衝突粉碎される運命にある、プラガ、モドリン方面よりのポーランド軍脫走兵は續々增加の傾向にある

獨軍戰果公表（廿六日）

ベルリン【九・二六】ドイツ軍司令部は廿六日午前最近の戰況について左の如く發表した

一、獨ソ兩軍境界線に沿ふ軍の移動は豫定の計畫通り進行中なり

一、サン河下流東方地區に孤立せる敗殘の敵部隊あり我が軍との間に小競合を演じたるも程なく擊破され我が機械化部隊はポーランド兵二千を捕虜とせり

一、ドイツ軍はワルシヤワ防衛司令官に對しワルシヤワ防衛のあらゆる努力は殘酷且無益なりと說得せるも成功せず玆に於て我が軍は昨廿五日より猛然ワルシヤワ總攻擊を開始せり

一、ワルシヤワ攻擊軍は目下モコトウスキー要塞を猛攻中なり、尙モコトウスキーの一部は既に我が手中に歸した

獨軍戰況發表（廿七日）

ベルリン【九・二七】ドイツ軍司令部は廿七日正午東部戰況につきコンミュニケを以て左の如く發表した

ドイツ軍は獨ソ兩國協定に基くポーランド分界線に向ひ至る所でポーランド敗殘部隊を捕捉しつゝ徹退してゐる、ルブリン南方九十キロ獨ソ分界線附近のビルゴライ東方地區に於てはポーランド軍第四十一師團及び騎兵第一旅團を全部捕虜とした、又空軍はワルシヤワ南郊モドリン市內の軍事施設に集中爆擊を加へた

波軍最後の拠點モドリン

【九・二八】ポーランド軍が悽愴なる最後の抵抗を試みてゐるモドリンはワルシヤワ北の護り、三十キロの地點に在り人口一萬人足らず、ヴイスツラ河の支流に圍まれた起伏の多い防備には恰好の土地で、赤煉瓦の廣大な且つ頑丈な兵營がある、此の附近一帶は過ぐる大戰前のロシアの舊要塞跡が殘つてをり舊式乍らペトンのトーチカが林立してゐるのでドイツ軍と雖も眞正面から攻擊したので は中々容易に陷落させられまい、此の方面數萬のポーランド軍を指揮してゐるのはソスンコフスキー將軍である、同將軍は齡七十に達し、次期大統領の候補者で嘗てのポーランド獨立戰爭に際しては故ピルズスキー元帥の片腕となつて勇名を馳せた、一九二六年のピ元帥のクーデーターの際には同胞相食むの圖は見るに耐えずとして之を阻止したが成らずピストル自殺を圖つたが幸にも一命を取り止めたと云ふエピソードのある人である、國軍總監スミグリ元帥以下が國外に遁走した今日唯一人退役の老軀を提げ祖國に殉ぜんとする愛國の老將軍である、然し時既に遲しワルシヤワ、モドリン間の此の線では嘗てトハチエフスキー、ワラシーロフ軍を擊退し祖國の光榮を護つたポーランド軍隊も今はドイツ軍の重圍の中に陷落せんとしてゐるのだ

獨軍戰果公表（廿八日）

ベルリン【九・二八】ドイツ軍最高司令部は廿八日東部戰線に於ける戰況に關し左の如く發表した

一、廿八日ドイツ軍はポーランド分割に關する獨ソ兩國の劃定境界線を越えてドイツ分割領內に後退した

一、昨廿七日サン河東方に於ける戰鬪に於て我が南翼部隊はポーランド軍の將校五百名、兵六千名を俘虜とせり、右の內には軍團長一名、敵第七並に第卅九師團長及びその幕僚其他既に發表せる第四十一師團長が含まれてゐる

一、昨廿七日無條件降服を申出でたワルシヤワは各般の準備を完了したる後多分明廿九日ドイツ軍により正式に占據される筈である

一、廿八日モドリン防備のポーラン

ド軍司令官は我が方に對し降服を申し出た

獨側の戰況發表（廿九日）

ベルリン【九・二九】ドイツ軍司令部は廿九日コンミュニケを以て廿八日來の戰況に關し左の如く發表した

一、獨ソ境界線に沿ひ前進中であつたドイツ軍司令官は獨ソ兩國の分界線決定によりソ聯軍占領地域となつたサン河南岸の要衝プルツエミスルを正式にソ聯軍に移讓した

一、ポーランド軍ワルシャワ防衛部隊の武裝解除及び撤退は廿九日夜より開始されるが全部隊の退城迄には尙二、三日間を要する見込である

一、從つてドイツ軍のワルシャワ入城式は十月二日擧行の豫定である

一、ワルシャワ市民に對しては既に食料の供給、醫療衞生等の諸對策を講じつつある

一、モドリン市要塞は我が砲爆擊により既に潰滅し無條件に降服し來つた、同市開城に關する詳細なる取極めはモドリン防衞軍との間に近く決定を見る豫定である

一、降服し來つたモドリン防衞軍は現在將校一千二百、兵士三萬を數へてゐるが更に四千名の負傷兵がある見込である

波軍の捕虜十七萬

ベルリン【九・二一】廿一日ドイツ軍司令部の發表によればヴイスツラ河畔に於ける戰鬪に於てドイツ軍の擧げた戰果は驚くべき數に達し廿日午後に判明した所は次の如くであるが、この數字は戰後の詳報が入るに從ひなほ增加しつゝある

△捕虜十七萬△砲三百廿門△裝甲車四十臺

獨軍死傷十五萬人

パリ【九・二三】フランス軍當局は廿二日午後ポーランドに於けるドイツ軍の損害を左の如く公表した

死傷者數　十五萬人

被擊墜飛行機數　四百乃至六百機

空軍將士戰死數　六百乃至七百名

ヒ總統の動靜

▲戰跡視察　ダンチヒ【九・二】ヒトラー總統は廿日ツオポツトの大本營を出でて今次獨波戰爭の激戰地ダンチヒのヴエステルプラツテを訪問その戰跡を視察した後練習艦「シュレスウイヒ・ホルスタイン」號に乘船、乘組員の閱兵を行ひ今はゴーテンハーフエンと改名されたグデニアに赴き、折柄海岸地方の戰跡視察中のゲーリング空相と相會し、共々廻廊地帶ポーランド軍抵抗線の破れたるオイフトを視察した

△前線視察　ベルリン【九・二三】ポーランド戰線視察中のヒトラー總統は廿五日飛行機でブズラ戰線を上空から視察した後ワルシャワ近郊に着陸自らワルシャワ總攻擊のドイツ軍の督戰に當つた旨廿五日總統大本營より發表された

▲伯林へ凱旋　ベルリン【九・二六】ヒトラー總統は廿六日午後リツベントロツプ外相以下大本營幕僚多數を從へ蜿蜒自動車を連ねてポーランド戰線よりベルリンに凱旋した、總統はこゝ暫らくベルリンに滯在の上黨の首腦部と協議を行ひ英佛に備へる和戰兩樣の秘策を練り疾風迅雷の手に出てゐるものと豫想される

☆ワルシャワ遂に陷落

ワルシャワ放送局沈默

ブダペスト【九・二】ドイツ軍の包圍下にある孤島の如きワルシャワからの唯一のニュース放送機關たるワルシャワ放送局は廿日夜半過ぎ突如沈默を續けてゐる、かくて最後の瞬間に至るまでワルシャワ守備軍の口となつて活躍した放送局も遂にドイツ軍の爲破壞されたものと見られるが其最後は實に悲壯を極め放送が杜絶する直前まで勇しいポーランド軍歌が演奏されてゐた所、突如砲彈炸裂の樣な物凄い音響と共に電波はピタリと止つてしまつた、恐らくドイツ軍の砲擊又は爆擊により破壞せられたものと思はれる、ワルシャワ放送局が沈默するに至る迄の放送たるや實に悲痛を極め數名のアナウンサーが代る〳〵ワルシャワ防備の實況を述べ、セント・ジョーン寺院や博物館其の他有名な歷史的建築や數千の婦人子供が空爆の犧牲となつたこと食物の缺乏甚しきにもかゝはらず交戰意識は愈々猛烈となつてゐることワルシャワ郊外プラガでは見事な逆襲によつてドイツ軍を擊退したことなどを述べ最後にワルシャワ市長スタルジンスキー氏が「我々はかゝる決意を以て英佛兩軍の來援を待つてゐる英佛軍よ、何時來て呉れるのか」と訴へて聞く者の同情をそゝりたてた、尙空襲警報のサイレンや遠く近く砲彈の落下炸裂する音などは常にマイクを通じて放送に入り恐らく世界でラヂオ放送が始つて以來最も凄慘なものであつたと云はれてゐる

ワルシャワ放送局放送再開

ブカレスト【九・二三】ワルシャワ放送局は二十日深夜無氣味な爆發の音を最後にしてその放送を斷つたため全世界は「ワルシャワの聲」遂に消ゆとの悲壯な衝擊を受けたが、其後同放送局は放送を再開廿二日夜はワルシャワ防衞軍リビンスキー大佐がポーランド軍はワルシャワ及びモドリン及びビオトルコフを據點として飽く迄も味方に數倍するドイツ軍の進攻に抗してゐる旨次の如く放送したポーランド軍は目下ワルシャワ、モドリン地區に於てはボロノフスキー大將の指揮下に又ワルシャワ西南方七十二粁のビオトルコフに於てはビエルナツキー中將を總帥として頑强にドイツ軍に抵抗し激戰を展開して居り右兩軍の連絡はワルシャワに於て完全に保たれてゐる

なほワルシャワ市長スタルヂンスキー氏も再びマイクに現はれ各方面より到着する激勵に謝し過ぐる大戰に於けるドイツ軍の進攻に勇敢に抵抗せるブリユツセル市の現市長アドルフ・マクス氏からのメツセーヂは特にワルシャワ市民を鼓舞したと强調した

ワルシャワの死守續く

パリ【九・二四】ドイツ軍の重圍下に在るワルシャワは軍人、市民總出で孤軍奮鬪、焦土抗戰を續けてゐるが屢々ドイツ軍の砲擊で破壞されたと傳へられたワルシャワ放送局は依然悲壯な活躍を續けてをり廿四日もパリに於て同放送局の放送が明瞭に聽取された、この放送局の放送はワルシャワ死守の情況を次の如く傳へてゐる

ドイツ軍は廿四日もワルシャワに猛烈な攻擊を加へ來つたが我軍の反擊に遭ひヴイスツラ河右岸に於ては何らの戰果をも擧げ得なかつた、一方モドリン地區に於ても激烈な戰鬪が繼續されてゐるが我々は最後迄ワルシャワを死守するであらう

パリ【九・二五】ドイツ軍の猛擊を浴び乍ら最後の抵抗を試みつゝあるワルシャワのポーランド軍當局は廿四日夜もワルシャワ放送局より次の如き悲壯なる放送を繰返した

ワルシャワ及びモドリンに據るポーランド軍は依然として必死の抵抗を續けてゐるが廿四日はドイツ軍重砲の砲擊が聞えなかつた、ワルシャワに於ては廿四日一日だけで數百箇所より火災を起し最早人の住み得る家は一軒もなくなつたモドリンも八方よりドイツ軍の攻擊を受けてゐるが今なほ頑强に抵抗してゐる、ワルシャワ防衞軍は市の東方からのドイツ軍の攻擊に反擊を加へ之を擊退した、ヴイスツラ河左岸に於ても廿四日夜に入つて三回に亘りドイツ軍に反擊を加へ多數の敵兵を捕虜にした、兵士も市民も志氣極めて旺盛である

ワルシャワ遂に陷落

ベルリン【九・二七】ドイツ軍司令部發表＝ワルシャワ籠城のポーランド軍は廿七日遂にドイツ軍に無條件降服せり

ベルリン【九・二七】二十七日正午ドイツ軍最高司令部はポーランドの首都ワルシャワ陷落に至るまでの經緯に關し次の如く發表した

今次獨波戰爭勃發の初頭ポーランドの首都ワルシャワは一般より無防禦都市と見られドイツ軍自身も亦左樣に考へてゐたのであるが今や同市は一個の要塞と化してしまつて居り市民の大部分も亦ワルシャワ防衞司令部の命により武裝してゐる、我が軍は昨日同市に猛攻を加へ敵第一、第二防禦線を突破

占領した、爲めにポーランド防衛司令部は廿七日朝に至り我が方に對し降服を申入れ來つたのでドイツ軍司令長官はブラスコウイツツ大將を使者としてワルシャ降服の交渉に當らしめることとした

▲守備軍一部尙抵抗　ブダペスト【九・二七】ドイツ側は廿七日午前十時半ワルシャワ守備軍はドイツ軍に降服を申出たと發表したが、ワルシャワ放送局のラヂオは同日午後二時半に至るも尙例の如く悲壯な放送を續けてをり、これによりワルシャワ守備軍の一部は今尙降服を肯んぜず、最後まで抵抗してゐることが判明した

過去一晝夜の市民の死者は二千を超え市内は正に修羅の巷と化してゐる、ドイツ機本日の爆擊の爲市中の隨所に大火災が起り連絡は不可能となり、唯一つ殘されてゐた病院すらも粉碎されてしまつた、食糧も缺乏してゐるが、市民の敵愾心は昂まるのみである

ワルシャワ愈々廿九日開城

ベルリン【九・二八】ワルシャワ市は愈々明廿九日完全にドイツ軍に開渡されることとなつたが、入城に先立ちドイツ軍は頻りにポーランド軍及び一般市民の收容を行つてゐる、其の總數は約十二萬に上る見込でワルシャワ防衛のポーランド軍は全部武裝解除の上捕虜收容所に收容されるがかゝる多人數の兵員を養ふことは困難なのでポーランド軍には生活資財を自給せしめることになつてゐる、一方一般市民も武器を携へ軍隊と協力して市街戰に參加してゐるので今後の治安維持の必要上ドイツ軍は一應全市民を收容し嚴重な檢問を行ひワルシャワ市中の掃蕩を終つた後正式の入城式を行ふ豫定である

ワルシャワ入城式十月二日

ベルリン【九・二九】ドイツ軍司令部は廿九日コミュニケを以てドイツ軍のワルシャワ入城式は十月二日行はれることゝなつた旨發表した

ベルリン【九・三〇】ドイツ軍は十月二日晴れのワルシャワ入城式を行ふことになつたがヒトラー總統は三十日ドイツ軍の歷史的ワルシャワ入城を記念するため國內の公共建築物は全部七日間に亘り國旗掲揚すべき旨命令を發した、尙一般國民に對しても同樣國旗の掲揚を要請した

ワルシャワ攻防戰の經過

【九・二七】去る八日ドイツ軍機械化部隊の突入以來孤立無援の狀態に陷つたワルシャワ籠城のポーランド軍三ケ師團は言語を絕する苦鬪の果て廿七日遂にドイツ軍に無條件降服したドイツ軍ワルシャワに迫ると見るや五日早くもワルシャワを逃亡したポーランド政府首腦の後を受けてワルシャワに頑張つた防衛司令官チュマ將軍、スタルヂンスキ市長等のポーランド軍及び四十萬市民の英雄的行動は呆氣ない敗戰の中にもポーランドの華として世界にその勇敢さを驅はれ全世界の同情は期せずして之に蒐まつたのである、就中ドイツ軍用機の急降下爆擊、うなる巨砲の轟く裡に行はれたスタルヂンスキー市長の悲痛なラヂオ放送はワルシャワと世界とを結ぶ唯一の連絡線となつて凄絕極まるドイツ軍の攻擊狀況を傳へポーランド未だ滅びずの念を世界に與へたがその悲愴な一言一句は無電の力と共に近代宣傳史上の語り草とならう、期くて世界の哀歌ワルシャワ籠城戰は前後廿日間にして籠城軍の降服となつて終了した、今やドイツ軍はソ聯軍と相俟つて二、三の局部的未占領地帶を除いてポーランド全土を平定したのである、今ワルシャワ攻防日誌を顧れば左の通りである

一日　ドイツ軍ポーランド侵入開始

五日　ポーランド政府ルブリンに移轉

八日　午前ドイツ北上軍の機械化部隊ワルシャワ市東南一隅に突入

十日　五回に亘りドイツ空軍猛爆

十一日　△ドイツ空軍ワルシャワ上空から投降勸告のビラ撒布、△ワルシャワの防備進み全市要塞と化す、△ドイツ軍包圍作戰をとり一部隊ワルシャワ、シェドレス間の鐵道を遮斷し退路を斷つ

十二日　逃亡のワルシャワ市民は復歸して民兵隊に參加、西方より敗走のポーランド軍もワルシャワ市民と共に反擊の態勢を整ふ。

十三日　クヴイアドコスキー副首相以下殘留政府首腦ワルシャワ脫出

十四日　ドイツ軍ワルシャワ包圍態勢を完成す

十五日　ワルシャワ郊外プラガで獨波兩軍激戰

十六日　ドイツ包圍軍十七日午前三時を期し總攻擊を開始する旨の投降勸告の最後通牒を出す

十七日　ドイツ包圍軍ポーランド軍の投降特使到着を期待したが遂に來らず

廿一日　午後二時から四時間の休戰成立し籠城の日本大使館を初め各國大使館員何れもワルシャワを脫出す

廿五日　ドイツ軍總攻擊開始

廿七日　ワルシャワ籠城軍降服

ソ聯大使館員ワルシャワ脫出

ベルリン【九・二六】獨波兩軍の砲火の下に曝されつつワルシャワ籠城を續けてゐた六十二名のソ聯大使館員の運命は頗る懸念されつつあつたがドイツ軍司令部とポーランド防衛軍との折衝漸く纏まり遂に廿六日午前十一時全員無事救出された、茲に於てソ聯大使館員救出折衝經過の全貌が判明したがそれによると先づ廿四日ドイツ軍司令部はワルシャワ防衛軍司令部に對し市內の破損せる大使館內に籠城を續けつつあるソ聯大使館員及びその家族婦女子四十五名の安全放免を要求したがこの第一次要求は遂に無爲に終つた、そこで廿五日夜更に要求を繰り返しポーランド側が若しソ聯大使館員の安全引渡を肯じないならばモスクワに在るポーランド大使館員を抑留するであらうと附言ポーランド側の注意を喚起したかくてポーランド側は遂に膝を折り前記總數六十二名の大使館關係者は安全に獨波兩軍間の火線を通過するを得たが、一行は一旦東プロシアのケーニツヒスベルクに移された上同地からドイツ外務省員附添の下にドイツの海港スウイネミュンデに赴き更に特別列車でベルリンに移る豫定と云はれる

死都ワルシャワ籠城記

ステツチン【九・二五】猛爆下の三週間をワルシャワに籠城廿一日午後兩軍の休戰に救はれ辛じて死地を脫した朴錫胤總領事、上野副領事以下滿洲國總領事館員五名は各國外交團一行百五十名と共に蜿蜒四十數臺の自動車を連ね大迂回してストルプを經由廿五日午後三時ステツチンに到着した、外交團一行はいづれも着のみ着の儘でいたけな子供や婦人も交つて三週間籠城に燋悴して見る影もない

朴總領事は宿舍ホテルプロイセンホーフに於いて生死の境を彷徨した體驗を左の如く語つた。

八月末から事態は險惡になつたがポーランド政府も我々も戰爭になるとは思つてなかつた、九月一日午前五時ドイツ軍飛行機十八臺がワルシャワ上空に飛來しポーランド軍の高射砲がこれに亂射を浴せてゐるのがすぐ近くに聞えたが我々は演習であらうと思つてゐた位である、處が此の日午後になつて四十臺、五十臺とドイツ軍飛行機が續け樣に飛來し市中至る處に全く言語に絕する物凄い空爆を開始し午後二時遂に戒嚴令が布かれ漸く開戰の事實を知つた爆彈は我が總領事館の近くにも落ちたが我々は逃げる處もないのでまる廿四時間地下室に潛り込んでゐた、五日にはポーランド政府は危機迫ると見て逸早く脫走し外交團にも至急避難する樣勸告があつたが此の時は事實上脫出不可能の狀態になつてゐた、我々は已むを得ず米と罐詰を携へて日本武官室の地下室に逃げ込んだ、八日午後ポーランド外務省を訪問したが此の時既に外務省はがらんどうであつた、外務省の歐米局長は我々に再度脫出の路が何處にあるかも判らず生命の安全も全く保證出來ぬと云ふので我々も利頭籠城の覺悟を固めた、武官室附近にはポーランド砲兵陣地が設けられたがドイツ軍の爆彈砲彈は雨霰の如く落ちて來た、特に十七日軍使派遣を拒絕して以來

ドイツ軍の攻撃は益々猛烈となり傳統を誇るワルシャワ市中も震災の後の樣にくづれた煉瓦と瓦の廢墟と化してしまつた、ゲットのユダヤ人區域は特に徹底的にやつつけられてしまつた、武官室にも何十發と云ふ砲彈が命中して屋上に掲げてあつた大きな日の丸の旗も眞ん中を射貫かれ應接間も潰されてしまつた、六階から五階、四階と次第に崩されて來る音を聞くと全く氣も狂ふふ樣な思ひであつた砲聲のため一睡も出來ぬ日が幾日も續いて死を覚念した瞬間もあつた、八日には外部との電話が杜絶したのでラヂオが唯一の頼りとなつたがラヂオが三階にあるので聞きに行くのが生命がけである、毎日米と罐詰ばかりで野菜は無く顏色は日一日と青ざめお互に口こそ出さないが脱出は全然不可能と覺悟を決めたポーランド軍も絶體絶命となつて必死の抵抗を續けてゐた、市中には各所に戰車壕や鐵條網が十重二十重に張りめぐらされ約三個師團のポーランド兵が死守してゐる、取り殘された市民四、五十萬も地下に潜つたまゝ籠城を續け食糧不足の爲一片のパンを生命懸けで爭ふと云ふ修羅場を現出してゐる、美しかつた公園は墓場となり戰死した兵士と市民の死骸が次ぎ次ぎに埋められて行く然しポーランド兵士も敵愾心と民族意識に燃へ最後の一人となるまで戰ふと悲壯な決心をしてゐた、ワルシャワを死守するチュマ將軍は余はワルシャワの殘骸の上に屍を横たへ國民の信頼に答へん、と布告し悲痛な抗戰を續けてゐた裝備も殆り武器も乏しく戰爭の始まる二日前の八月三十日になつて漸く防空演習をやつたと云ふ樣な有樣だから問題にはならぬが敵愾心と民族意識を唯一の武器にして肉彈戰で戰つてゐたのだ、市街に突入して來るドイツ軍の戰車隊に對しても防禦の武器がないので十人位の兵士が一團となつて戰車に向つて突擊し生き殘つた一、二名の兵士が戰車の下から火をつけて燒き拂ふといふ悲慘な鬪ひを繰返してゐたさうかうしてゐる間に廿一日になつてノールウエー公使の斡旋で午後二時から六時まで四時間の休戰が成立したので我々外人は漸くワルシャワ市外プラガ方面から脱出することが出來た、兩軍第一線の塹壕の間隔は僅かに百米此の間を我々は自動車で進んでドイツ軍陣地に入つたが此の時の心境はなんとも云へなかつた、ポーランド軍の兵士は各塹壕の中から手を振つてにつこり笑つて我々を見送つてゐたがその諦めに徹した眼差しを觀ると思はず眼頭が熱くなつて來た、ドイツ軍は全く視律正しく我々を親切に待遇して呉れた

リヒトホーフエン將軍戰死說

チューリツヒ【九・三】廿一日のスイス新聞の報ずる所によればスペイン戰線で活躍したドイツ荒鷲「コンドル」部隊長フオン・リヒトホーフエン將軍は最近ポーランド戰線に從軍中戰死したといはれる、尙ドイツ側では右報道を否定してゐるが、フオン・リヒトホーフエン將軍は世界大戰中勇名を馳せたドイツ空軍の雄、故リヒトホーフエンの遺徽に當り去る五月スペイン戰線より歸還したばかりである

フリツチユ將軍戰死

ベルリン【九・三】昨年二月の國防軍首腦部改組による失脚以來不遇の身を嘶つてゐた前ドイツ國防軍總司令フオン・フリツチユ將軍は獨波開戰と同時に前線に赴き軍團長として奮戰中であつたが、廿三日午前前線の總統大本營はフリツチユ將軍は廿二日ワルシャワの戰鬪に於て戰死せる旨次の如く公表した。

前ドイツ陸軍總司令フオン・フリツチユ將軍は廿二日ワルシャワに於ける戰鬪中名譽の戰死を遂げたり、ヒトラー總統は將軍のドイツ國防軍に對する不滅の功績に謝すべく廿二日特別總統令を以つてフリツチユ將軍の爲に國葬を執行する樣命令した

前ドイツ國防軍總司令フオン・フリツチユ將軍は大戰後に於けるドイツ國防軍のフオン・ゼークト將軍に次ぐ名將であつた、同將軍は一九三八年二月ドイツ國防軍總司令を辭してより悠々自適の生活を送つてゐたが今回獨波開戰と同時に召集され東部戰線一方面軍司令官として活躍、ワルシャワ攻略戰に於いて幕僚と共に前線に出動ワルシャワ攻略軍を指揮不幸敵彈に斃れたものである。

☆ソ軍の進駐狀況

ソ軍ピンクス占領

モスクワ【九・三】廿二日ソ聯勞農赤軍司令部はポーランド進駐赤軍は廿一日ピンスクを完全占領した旨左の如く發表した

廿一日赤軍は西部白ロシア地方に於ける占領地區並にコブリン・ルニネツ線の南方西部ウクライナに於て敗殘ポーランド軍を掃蕩同日午前七時ピンスクを完全に占領した、ルヴオウ方面に於ても敗殘兵を掃蕩中である

ソ軍戰果（廿一日迄）

モスクワ【九・三】ソ軍司令部は廿二日去る十七日ソ軍がポーランド進軍を開始して以來昨廿一日に至る迄五日間の戰果を左の通り公表した、

△捕虜十二萬△鹵獲せる大砲三百八十△同機關銃一千四百

河用砲艇ドニエストルを遡航

モスクワ【九・三】ポーランド戰線より當地に達した情報によればソ聯海軍の河用砲艇隊はポーランド軍より何等の抵抗をも受けず悠々ドニエストル河を遡航トゥーロフに達した

ソ軍廿二日の戰況

モスクワ【九・三】ソ軍司令部は廿二日夜コンミュニケを以て同日中の戰況につき左の如く發表した

一、廿二日白ロシアを西進中の我が軍はビアリストクの市街及びプレストリトウスク要塞を占領更にグロドノの西北アウグストフ森林地帶の殘敵掃蕩に着手した

一、ウクライナ西部地方に於て殘敵殲滅に從事しつゝあつた我が軍の一部は完全に同地方掃蕩を終了した

一、ルヴオウ方面に於てはランゲル將軍麾下のポーランド軍歩兵六個師團、獨立二個聯隊は我が軍に投降し來つた

ソ軍戰況公表（廿三日）

モスクワ【九・三】ソ軍參謀本部は廿三日中のポーランドに於けるソ軍の戰果に關し左の如く公表した

一、赤軍は廿三日朝來獨ソ兩國政府間に於て決定せる分界線に向ひ進軍を開始しストリーイ及びノロトツクの一部を占領ビアリストク、プレストリトウスク、コヴエル、ヴラヂミールヴオリースキー、ルヴオウの西を繫ぐ線迄進出せり

一、赤軍は西部白ロシア及び西部ウクライナ地區に於て掃蕩戰を行ひつゝグロドノの西北及びプレストリトウスク東北の要塞に據るポーランドの小部隊を撃滅せり

一、廿二日のコヴエル東南方面のポーランド軍との戰鬪に於て八千名の捕虜（將校を含む）を捕へ更に軍馬二千頭、軍事器材を滿載せる鐵道車輛數輛を鹵獲せり

ソ聯船隊遡江を續く

モスクワ【九・三】陸上部隊と呼應してポーランド戰線を進擊中のソ聯海軍のドニエストル遡江船隊はその後何等の抵抗を受けず前進を續け廿四日には既にルニセフ及びサルニーの鐵橋附近に到達した、同河の各所に於て敵設機雷が發見されたがポーランド軍はソ聯船隊の到着に先立ち彈藥を積載した汽船數隻をはじめ多數の汽船を河底に爆沈せしめてゐる

赤軍引續き分界線へ進擊

モスクワ【九・三】ソ聯赤軍參謀本部は廿四日のポーランド進駐軍の行動につき左の如く公表した

一、赤軍は獨ソ分界線に向つて進擊しつゝあるがセイニー、アウグストフ及びグルベーショフを占領しアウグストフ、クリシン、ブリアンスク、リアズノ（ブレストリトウスクの西北四十粁）ビシャツツ（ブレストリトウスクの西南二十粁）リユーボムル、グルーベショ

フ、ウヌーヴ、イアヌーヴ（ルヴオウ西北二十粁）の諸邑を繋ぐ線に進出した

一、ルヴオウ西南地區に於てはコマルノ、ドロホビツチ及びボリスラフを占領した

一、西部白ロシア、西部ウクライナに於けるポーランド敗殘兵の清掃工作はなほ繼續中であるがオヴスク東南の要塞に於てポーランド軍を武裝解除し約一萬の將兵を捕虜とし更にグルーベショフの南方及び東南地區に於ても歩兵一ケ聯隊と機械化部隊一ケ旅團を捕虜とした

ソ軍戰況公表（廿五日）

モスクワ【九・二六】ソ軍司令部は廿六日、廿五日の戰況に關し左の如く發表した

ソ軍各部隊は廿五日も獨ソ兩軍占領地域劃定線に向つて進擊を續けスワルキ、コニオンズの線に到達左の諸地點を占領した

一、スワルキ、ゴニオンズ、スラズヤノフ（ブレストリトウスク西北卅粁）

一、オパリン、デユベンカ等ブーグ河上の諸地點

一、コマロフ、ラヴリコフ

一、ポドガイセキ（サンボル東北廿五粁）

一、ウニアチツシエ（ドロホビツツ西北十粁）

一、リブニツク（ストリーイ西南五十粁）

尙白ロシア及び西ウクライナ方面の占領地帶ではポーランド軍敗殘兵の掃蕩戰を續行中である

廿六日の進註狀況

モスクワ【九・二六】ソ軍司令部はソ軍のポーランド進駐狀況に關し廿六日コンミユニケを以て左の如く發表した

ソ軍は獨ソ國境分界線に向つて進軍し廿六日は北方オゾエツ要塞コルム、サモシチ、レワルスキーサンボルの町々を陷れライゴロドク、オソヴエツ、ソコリ、クレシチエリ、ビイラ、コルム、ザモシチ、ヤヴロフ、サンボル、ツルカを結ぶ線に迄進出した、右ソ聯軍のポーランド殘兵掃蕩に當り白ロシア西部ウクライナ西部に於て多少ポーランド軍の抵抗はあつたがソ聯軍はポーランド軍の武裝解除を爲しブレスト・リトウスク、ヴロダヴア間に於て三十ケ列車に乘車せる二萬五千の捕虜を得た、其他コブリン南方に於ては約一千、コルム附近に於ては八千の捕虜及一千の馬匹を捕獲コルム南方二十キロのヤノヴクラ附近に於ては二千五百の捕虜並びに多數武器軍需品を鹵獲した

ソ軍着々進擊（廿七日）

モスクワ【九・二七】ソ軍司令部はコンミユニケを以て廿七日のソ軍進擊狀況につき左の如く發表した

ソ軍はポーランドの獨ソ兩國分界線に向ひ着々進擊中である、ソ軍は廿七日北は東プロシヤ國境のグラトヴオヴオ、マツオヴエツク、ブーグ河畔のドロキチン、中部はクラスノスタフ、ザヴアダ停車場又南方はルヴオウ州のクラコヴイエツ、モスチスカ及びサン河水源地帶のシアンキ停車場を占據した尙西ウクライナ、西白ロシア占領地帶のポーランド軍敗殘部隊の掃蕩は依然繼續されつゝある

ソ軍ハンガリー國境到達

ブダペスト【九・二七】ポーランドに於けるソ軍の南方先遣隊は廿七日午後ハンガリー國境のタルタル及びヴエレツケ兩峠に到達ハンガリー側國境警備隊と交驩を遂げた、尙ソ軍はハンガリー政府に對し將來國境線について誤解の起ることを防止するため正確な國境線に關する情報を要求した

ソ軍廿八日の戰果

モスクワ【九・二九】ソ軍司令部は廿八日のポーランド進駐軍の戰果につき左の如く發表した

一、ソ軍ポーランド進駐部隊は廿八日も引續き獨ソ分界線に向ひ進擊を續けグラエヴオ、チズエフ（マゾヴエツクス西南二十粁）メズイレチイ、クレンペツツ（ルブリン東南十二粁）シエブレシン、モロドイツチ（リウバチエーヴ西北十五粁）ウストルズイキツド（プルゼミズル西南四十粁）の線に進出せり

一、西部白ロシア、西部ウクライナ方面に於ては依然ポーランド敗殘兵の掃蕩が行はれつゝあり赤軍は各地に於て分散せるポーランド兵多數を捕虜とした他野砲十五門を有する騎兵五ケ聯隊を武裝解除せり

ソ聯海軍バルチツク海を遊戈

ヘルシンキ【九・二二】ソ聯バルチツク艦隊はエストニアのレヴアル（タリン）港を脫出したポーランド潛水艦オルゼル號捜索を名目に北バルチツク方面の海上を遊戈警備に就いてゐるが問題のオルゼル號は未だに發見されない、更にソ聯海軍はフインランド灣及び自海の要塞地帶の附近海面に廣範圍に亘り水雷を敷設して英國海軍の襲來に備へてゐるといはれる、他方ドイツ海軍當局はバルチツク海にある中立國船舶に對しバルチツク海に於て英國潛水艦が横行してゐる旨警告を發した

波潛水艦ストツクホルムに遁入

ストツクホルム【九・二三】ポーランド海軍の潛水艦二隻はドイツ海軍の急追を逃れて廿二日ストツクホルム港に避難したが直ちにスウエーデン海軍により抑留され嚴重な監視を受けてゐる、乘組員は周圍に鐵條網をめぐらした兵營に拘禁されてゐるがスウエーデン政府は最近エストニアに於けるポーランド潛水艦オルゼル號逃亡問題等に鑑み嚴重警戒を行つてゐる

ストツクホルム【九・二五】ポーランド海軍の一潛水艦が廿五日突然ストツクホルムに疲れ切つた姿で入港して來た、スエーデン官憲は直ちに右潛水艦を抑留すると共に乘組員を拘留したが、右は數日前エストニアの軍港を脫出バルチツク海に姿を晦ましたオルゼル號と見られる

ソ汽船撃沈さる

モスクワ【九・二七】エストニア政府の脫出ポーランド潛水艦保護問題がソ・エ兩國關係に尠からぬ暗影を投じつゝある折も折、廿七日夕刻ソ聯當局は同國貨物船「メタリスト」の爆沈事件を發表し各方面に深刻なる衝撃を與へてゐる、右發表によればソ聯貨物船メタリスト號（四、〇〇〇噸）は廿七日エストニア國境を距る程遠からぬナルヴア灣岸に於て國籍不明の潛水艦のため水雷攻撃を受けて直ちに沈沒、乘組員十九名は附近哨戒中のソ聯巡羅船に救助されたが五名はなほ行方不明である、モスクワ當局はメタリスト號撃沈事件發生と同時に之を重視せざるを得ない旨言明し早くもモロトフ外務人民委員とエストニア外相セルター氏との會談に重大影響の及ぼさるべきを暗示した、何れにせよ本事件はソ聯政府機關タス通信社がエストニア政府のタリン脫出ポーランド潛水艦保護に抗議的記事を發表せる直後の事ではありこれに關聯せしめられるのは必至と見られ、結局ソ聯がエストニア海港に對し何等か軍事的要求を提出するに至るのではないかと見られてゐる

▲エストニア政府事實を否定

タリン【九・二七】エストニア政府のポーランド潛水艦オルゼル號の庇護事件に關し政府は廿七日エスチ通信を通じ廿五日のタス通信發表を否定しオルゼル號保護の事實なしと發表した

タス通信社は去る廿五日エストニア政府がタリン港脫出のポーランド潛水艦を修繕しこれに燃料を補給した旨報道してゐるが之は事實無根である、又エストニア海岸に國籍不明の潛水艦の使用に委ねられてゐる秘密基地があるとの報道も全然虛構である

ソ聯汽船攻撃さる

モスクワ【九・二八】ソ聯政府は廿八日タス通信を通じソ聯汽船ビオニール號（九六八七噸）はエストニア、ヴイグルンド附近を航行中國籍不明の潛水艦の攻撃を受け之を逃れんとして坐礁した旨公表した

☆ 獨ソの占領地工作

ドイツ戰後經營に努む

【九・三】ポーランドに進擊せるドイツ軍攻略の跡をシュナイデルミュール巡つて直ちに氣がつくことはドイツが後方占領地區の經營に力瘁を入れてゐることだ、即ち世界大戰では前へ前へと占領を焦り後方占領地區の經營を無視し失敗したので今回はこの轍を踏むまいとして後方經營に重點を置いてゐる、先づドイツ軍が町村を占領するや少數部隊を殘留して治安維持に當らせ數日後市民の復歸を待つて登錄を實施しドイツ系市民をして自衛團を組織せしめ市民の武器とラヂオを完全に沒收する、次いでドイツ本土から警官隊を送り込み治安を確保する一方救護所と食糧配給所を開設して民心の安定を圖つてゐる、また物價騰貴や賣惜みを抑止するため價格を開戰前の八月卅一日に安定せしめ違反者を嚴罰に處し更にドイツ同樣キップ制度も實施してゐる、學校も開校されポーランド人子弟を收容してドイツ的敎育を開始し新聞もポーランド語新聞を一切廢刊、二十日トルンで發刊された「トルンネルフライハイト」紙を始め各地でドイツ語新聞が印刷されてゐる、地名は勿論すつかりドイツ名に改められどの町にも「ヒトラー廣場」と「ゲーリング通り」が出來てポーランド市民をまごつかせてゐる、兎に角ポーランド語は一切御法度で街の看板も町名も全部白ペンキで塗り潰され拔け目のないポーランド人は早くもドイツ名に改名するといつた騷ぎだ、一番眼につくのは勞働奉仕團の活躍である、これは十七歳以上の青年に强制的に實施されてゐるが團服に「ドイツ國防軍」と書いた腕章をつけて軍隊同樣の活動を示してゐる、破壞された鐵橋と道路の修繕には工兵隊同樣の活動を見せ、物資の輸送には輜重隊となり町々の治安維持には步兵隊機械化部隊の役割を演じてゐる、また二十萬の捕虜は工場勞働に使用され勞力不足を補ふことゝなつたが、ドイツ軍側の勞働政策はなか〳〵巧妙だ、たゞ問題はドイツとポーランド兩國民間の根本的な對立問題である、廻廊地帶でも從來は矢張りドイツ人が少數でありブロンベルグでは人口十三萬の中ドイツ人一萬、ナケルでは人口一萬五千の中ドイツ人は二千といつた比率であつたがドイツ軍進入と共にドイツ系市民は一躍新らしい地位を與へられたのでこれを喜んでゐるのに對し、事情一變して忽ち少數民族に顚落したポーランド系市民は勿論不滿であらう、記者（江尻特派員）がブロンベルグで經驗した所でも兩者の感情對立は一朝一夕には容易に解消されまいと思はれた

ニューヨーク【九・二六】廿六日獨伊視察旅行より歸來した一有力者の談によればドイツ軍のポーランド進軍のすぐ後から兵隊の數より多い勞働奉仕隊が繰り込み早くも冬播き小麥の作附けを開始したといはれるがこれはドイツが食料難に對し凡ゆる準備を講じてゐる一例と見られる

ベルリン【九・三〇】ポーランド戰線の一段落と共にドイツ側各機關は早くも占領地域の戰後經營に乘出したが、戰爭によつて全く混亂狀態に陷つた舊ポーランド領に於ける經濟金融の再建を圖る爲ドイツ政府は三十日取敢ずポーランドのゾロッチ貨とマルク貨との交換比率を一マルクにつき二ゾロッチと決定占領地域に於ては兩通貨を併用すること、なつた、尙ポーランド中央銀行はドイツ金融機關が十月二日これを接收して直ちに營業を開始することゝし又通貨の不足を補ふ爲には特殊通貨を發行する筈である

▲波蘭占領地に獨軍政施行

ベルリン【九・二七】ヒトラー總統は廿七日舊ポーランドのドイツ軍占領地域に軍政を施行する旨命令を發し軍政長官にはポーランド戰線南方軍司令官フォン・ルントステット上級大將を任命して「東部總司令官」の稱號を與へ政務長官にはフランク法相を任命した尙今回軍政長官に任命されたゲルト・フォン・ルントステット上級大將は一八七五年生れの本年六十四歳、一八九二年國防軍に入り累進して一九二九年中將に昇進、ナチス政權樹立後も三二年ベルリン第三軍區第三師團長となり同年秋大將に進み三八年三月上級大將に昇進同年十月第四軍團長としてズデーテン地方進駐軍を指揮した、その後現役を退き今次のポーランド戰勃發と共に返り咲いて南方軍司令官に任命され、其の神速果敢なる作戰行動はドイツ軍部內で高く評價されてゐたものである、一方政務長官に任命されたハンス・フランク法相は人も知るナチス黨內の法政通一九〇〇年生れ本年四十歳の働き盛り、大戰從軍後一九年ナチス黨に入黨、ヒトラー總統の最も古き同志の一人である、其の後ミュンヘンで辯護士を開業、國會議員となり三三年法相に任命され新興ナチス治下の法政改革に多大の貢獻をなし今日に至つた

ポーセン【九・三〇】廿九日附を以てポーランド占領地域の民政長官に兼任を命ぜられたフランク無任所相は卅日就任演說に於て施政方針を明らかにしその抱負を次の如く語つた

ドイツが今後ポーランド占領地域に於て完成すべき事業の中最も重要なものはドイツ農民のため土地を永久に擁護することである、而して右地域は決して再び爭鬪場裡たらしめてはならぬ

ソ聯占領地帶に地方ソヴエート組織

ブカレスト【九・二七】東部ポーランドを手中に收めたソ聯はポーランド人及びウクライナ人から微力な抵抗を受けつゝも着々組織的に戰後經營を進めてゐる模樣である、即ち二十七日ブカレストに達した情報に依れば進擊するソ軍に從つてポーランドに進入したソ聯政治委員は早くもモスクワ政府に對し責任を負ふべき地方ソヴエートの組織に着手したと云はれる、更にソ聯當局はポーランド人ウクライナ人農民救濟のジエスチユアとして先づ地主階級の所有地を沒收すると同時にソ聯軍の即時の用に供すべく各油田、精油所を接收した、又ソ聯のウクライナ人利用による南方支配權維持の目的からポーランド人とウクライナ人との間に嚴然たる區別をつけてゐるのは注目に價すると云はれてゐる

▲ソ聯の宣傳工作

モスクワ【九・三〇】ソ軍のポーランド進入と共に逸早く占領地帶の赤化工作を進めてゐるが、今回愈々獨ソ國境劃定條約締結に依りて占領地帶を公然自國領に編入するに及んで大規模な宣傳工作を開始した模樣である、即ち目下モスクワの印刷工場では晝夜を分かたず宣傳用のマルクス・エンゲルス・レーニン及びスターリンの肖像畫數百萬枚の製作やウクライナ語の宣傳文書の印刷に大童はである、一方既にウクライナの民謠を吹込んだ特別レコードが大量に新併合地方に送られてゐる

☆從軍報告

ウクライナ人の叛亂

ニューヨーク【九・二一】ポーランド軍側に從軍し今はポーランド軍と共にハンガリー方面に向けて敗走の途にあるAP通信社特派員エルマー・ピーターソン氏は廿一日ハンガリー國境に近いポーランドの僻村ベレツキよりAP本社に宛てゝ潰滅前夜のポーランドの慘狀を具さに打電して來た、ピーターソン氏の報道左の通り

ハンガリーとの國境に近い此處ベレツキの町に辿り着いたポーランド避難民の言に依ればウクライナ人はポーランド各地方殊にカルパチア山岳地帶に於て壓政を行ひつゝあり、特に彼等はポーランド人とユダヤ人とを憎惡する餘り猛然ポーランド軍に敵對し來り村落を砲擊する女子供を殺戮するといふ暴擧を敢てし果てはルヴオウ、ストリーイ、スタニスラヴオウ等東南ポーランドの各要衝に自已の政權を樹立するに至つたとのことだ、又ウクライナ人テロリストは或る不可解な出所より既に以前から新式の小銃その他の武器を支給されてゐたと傳へられるがそれがソ軍侵入の報一度傳はるや俄然そのテロ活動を開始するに至つたわけである、ポーランドの若い一騎兵將校は身を以つて體驗したこれらテロ行爲につき巧みな英語で左

の如くまざまざと余に語つて聞かせた

「我々はルヴオウ東方の部落をソ軍が進入し來る僅か二時間前に脱出して來たものだが途中ルヴオウ、ストリーイ間並にその南方の各部落の入口に既に、ハイル・ヒトラー、ウクライナ共和國萬歳、と書されてゐるのが見られたし各村落内では多數のポーランド人やユダヤ人婦女子の死體が轉つて居り中には首のない慘殺體すらあるのが見られた、我々は秩序回復に努めたのだが既に多數のテロリストが入混んで居りすべての努力は水泡に歸した、斯くて我々はテロリストの放火によつて燃え盛る村々を通つて南へ南へと逃れて來たのだ」

扨て余も自動車を驅つてカルパチア山中の峠を越えたのだが廿一日夕刻にはハンガリー領内へ雪崩を打つて落延びて行くポーランド避難民の流れが何處までも續いてゐるのを目撃した、又途中皮肉にも去る一九一五年の露洪會戰に殪れた人の墓が當時の戰線を示して立列んでゐるのを見た、他方武裝解除された上馬を取り上げられ見榮を忘れて男泣きに泣いてゐるポーランド騎兵や悲痛な面持をしたポーランド兵がトラックに滿載されてハンガリー國歴内に運ばれて行くのを眞近に見てつくづく敗戰の悲哀を感じた

波軍抵抗の跡

獨波國境シュナイデミュール【九・二三】

「一體本氣で戰爭をやつたのだらうか、又やる氣があつたのだらうか」これは記者（江尻同盟特派員）が數日に亘りダンチツヒ、グラウデンツ、トルン、ブロンベルグ、ナケル等ポーランド廻廊數百キロを詳細に視察し得た所感である、支那の戰線を知つてゐる我々にとつて獨波戰爭は諒解出來ない程樣相が變つてゐる、ポーランドが最後迄死守したグヂニアを始め何處の村にも何等破壞の跡は見當らず坦々たる道路はその儘通じてゐるデイルシャウの驛とナケルの民家五六軒が爆破されてゐる他町にも村にも砲撃の跡なく小銃彈痕を探すのも困難な位である、國境線にすら双方共塹壕もトーチカもなく僅かにナケル附近に戰車防禦の鐵骨の鹿柴が設けられてゐるところにポーランド大平原の機動戰を想像する位のものである、唯ポーランド軍はデイルシャワの前哨線百五十米の大鐵橋を始め小川の木橋に至る迄橋といふ橋は全部破壞し盡してゐるこれはドイツ軍の進撃阻止のためでこれだけは徹底的に行はれてゐる、一體獨波國境からワルシャワに至る一帶は處々に沼地と森林がある外一面遮るものもない大平原である、上海のやうなトーチカもクリークも無ければ北支山西の如き峨々たる山脈もない、鋪裝道路を機械化部隊が突破すれば忽ち數萬の捕虜が出來るといつた有樣だから今日は二百、明日は三百と進撃した上海戰の激烈さとは比較にならない、ドイツ軍撃破を豪語してゐたポーランド軍に果して戰爭の準備と覺悟があつたかを疑はしめる記者は支那の戰場と支那兵を以てドイツ軍に當らせたらかうも容易く進撃するのは不可能だらうと感じたのである、尤もドイツ軍は破壞戰は出來るだけ避ける作戰を採つてゐるやうだ、占領地の復興と民心收攬の上から市街も民家も工場も保存に努めてゐる、又ポーランド軍も退却に際して燒き拂はうともしない、これはドイツ軍が世界大戰で得た經驗に基く作戰で占領地帶の經營に非常な力を入れてゐるところからも肯れる點である、

☆ 波政府其後の行動

（新内閣成立）

波政府の佛領内再生は困難

ブカレスト【九・三】ルーマニアに遁入したモシスキー大統領、ベツク外相、スミグリ元帥その他ポーランド政府及び軍首腦部の亡命者達はフランスに縋つてリヨン邊りにデモクラシー政權を樹立し雪辱の機會を作らうと劃策してゐると傳へられてゐるが、ルーマニア政府としてはカリネスコ前首相暗殺事件以來デリケートな内外情勢に極めて愼重な態度を執り獨波戰爭に對しては中立の義務を負はねばならぬとの建前から、二十一日にはルーマニアに遁入せるポーランド軍人官吏の國外旅行を禁ずる旨を聲明し彼等の所有財産自動車等の交換賣買を禁じた、また政治犯收容所に收容中のポーランド亡命軍人と外界との交際を嚴重に取締り彼等の政治運動を事實上不可能ならしめる等極力他國の誤解を招かぬ樣注意を拂つてゐる、かくてポーランド亡命者達の劃策も望み薄であるが他方現實の問題としても彼等は餘りの慘敗に加ふるに國民を見捨てゝ自分達の安全を圖つたといふのでポーランド國民の激昂を買つて居り如何に再起を圖らうとしても既に三千萬民衆の信望を繋ぐことは困難と觀られ、もし假りにポーランド再生の機會ありとすれば寧ろ反動的に親獨政權の樹立を圖ることの方が捷徑であらうと觀られてゐる

▲波政府首腦羅領に軟禁

ローマ【九・二】ツエルナウチよりローマに達した情報によればルーマニアに入つたポーランド政府は他國に移轉せずルーマニア領内に止まることゝなつた模樣である、即ちドイツ政府はポーランド政府首腦が他國の首都に赴きポーランドの再興を計ることを阻止する意味でこれを希望してゐるのでルーマニア政府はポーランド首腦部を軟禁する態度を執るものと見られてゐる、目下モシスキー大統領はブカレストに半永久的住居を定め、ベツク外相は外務省重要書類を持つたまゝスレニツクにあり、又スミグリ國軍總監はクラヨヴアにあり、他の政府幹部は他の都市に分散してゐることが確實となつた

パリ【九・三〇】ルーマニアに亡命したポーランド政府要人は曩にドイツ側の希望により同國内に軟禁されることに成つたと傳へられたが廿日當地に達した情報によれば右ルーマニア政府の措置に就いてはソ聯政府より「遁入ポーランド軍隊武器のみならず政府首腦も亦ルーマニア領内に留め置かれ度き」旨の要請があつたためであると云はれる、尙ほ之等亡命ポーランド要人の其の後に就いては依然風説區々であるが中立國が交戰國軍隊を抑留することは國際法上許されてゐる所であるにしても外國政府首腦乃至市民に對してかゝる特別措置をなすは不當であるとて當地方面ではルーマニア當局に對して不滿の聲が高い

波新内閣佛で成立

パリ【九・三〇】駐佛ポーランド大使館は廿日ポーランド大統領イグナチー・モシスキー氏は辭職し後任には前上院議長ウラヂスラウ・ラツキエウイツ氏が九月十七日附大統領令に基きポーランド共和國新大統領に任命された旨廿日發表した、ラツキエウイツ新大統領は駐佛ポーランド大使館に於てルカシエヴイツ駐佛大使、シコルスキー將軍、其他ポーランド要人多數列席の下に宣誓式を行つたが就任と同時にスクラドコウスキー内閣を更迭し在佛ポーランド軍司令官シコルスキー將軍を主班とする新内閣を任命した、新内閣の顔觸れ左の通り

首相兼國防相　ウラヂスラウ・シコルスキー

無任所相副總理　スタニスラウ・ストロンスキー

外相　アウグスタス・ザレスキー

藏相　アダム・コツク

其他に社會黨、大衆農民黨及び國民勞働黨より各一名宛入閣してゐる、尙ラツキエウイツ新大統領は元内相、上院議長等の要職を歴任政界の重鎭でありシコルスキー新首相はポーランド軍部首腦にして戰術家として名聲あり嘗て首相の印綬を帶びたこともある、ストロンスキー新副總理は新聞記者でポーランドでも有名な著述家である、ザレスキー新外相は大戰中のポーランド民主委員會總裁たり、ポーランド國建設後外交界に入りギリシヤ、及びイタリア駐劄公使を經て一九二六年から三二年にかけて各内閣の外相を歴任した、コツク新藏相は大藏次官、ポーランド國立銀行總裁たりしことあり一九三

三年世界經濟會議にポーランド代表として出席した

▲英佛、波新内閣承認せん　パリ【九・三〇】フランス政界はポーランド新内閣の成立を以てポーランドの對獨ソ戰爭遂行の固き決意を示すものとして歡迎してゐる、而して英佛兩國は第一次世界大戰に於てベルギー亡命政府を承認した前例に倣ひポーランド新政權を承認することゝならう

波前大統領フランスへ

ベオグラード【九・三〇】フランスへの亡命途上にあるモシスキー前波大統領は卅日ルーマニアから國境を越えてユーゴースラヴィア領に到着した、國境に出迎へた新聞記者に對しモシスキー前大統領は英佛の戰爭繼續を要望して左の如く語つた

余は英佛兩國はポーランドの再建とその全權利恢復が成就されない限り獨ソの和平提議を斷じて受諾せざるものと確信する、又イタリア初め全中立諸國も同樣の態度を以て今回の和平提議に臨まれんことを希望する

波蘭政府所有金塊ブカレストへ

ベルリン【九・二七】DNBラヂオ放送は廿七日ポーランド政府所有の金塊並びに外國證券がポーランド國立銀行當局の手でブカレストに移送されたと報道した

駐ソ波蘭大使館員芬蘭へ

モスクワ【九・二九】確聞するに駐ソポーランド大使館員一行は來る十月二日モスクワを出發フインランドに向ふこととなつたといはれる、右はワルシヤワ駐在ソ聯大使館員が無事ワルシヤワ當局よりドイツ側に引渡されドイツ領内に到達したとの公報があつたのでソ聯當局が漸く旅券を交附した結果であると見られてゐる、因みに全ソ聯邦に駐在するポーランド外交官の總數は百名以上に達してゐる

敎皇ポーランド人を慰む

ガンドロフオ城（北イタリア）【九・三〇】北イタリアのガンドロフオ城に滯在中のローマ敎皇ピオ十二世は卅日午前ポーランド避難民及び在伊ポーランド人の代表を引見、亡國の悲運に哭くポーランド人に對し慰めの言葉を與へると共に飽くまでカトリック敎徒の信念を以て重壓の下に來るべき平和を期待する樣左の如き演說を行つた

カトリック・ポーランドは今や余の凡ゆる努力にも拘らず戰禍の犧牲となつた、然しポーランド人は絕望してはならぬ、飽くまでカトリック敎會に對し不斷の忠實さを失つてはならぬ、必ずや神も之を嘉し給ふであらう、積雪の重壓にひしがれながら、來るべき春の息吹きを待つ御國の花の如く諸君は悲しみの裡にも祈りを續けられよ諸君の勇敢さは敵さへ賞讃を以て認めてゐるのではないか、平和は必ず囘復し得る萬人は之を期待し今日カトリック、非カトリックを問はず全世界に擴がる數百萬人の眞摯なる魂は神に祈りを捧げてゐる、幾多の憂ふべき理由もあるがカトリック生活の源泉がポーランド人間に廣汎に實り豐かに維持される樣期待しようではないか

獨ソ新協定成る

☆リ外相ソ聯訪問

獨外相廿七日モスクワへ

ベルリン【九・二六】ドイツ政府は廿六日午後九時DNB通信社を通じてリツベントロップ外相が廿七日モスクワに赴く旨次の如く發表した

リツベントロップ外相はソ聯政府の招請により廿七日モスクワに赴きポーランド遠征終了に伴ふ政治的問題に就き會談を行ふこととなつた

モスクワ【九・二六】ソ聯政府は廿六日タス通信を通じリツベントロップ獨外相のモスクワ訪問に關し左の如く發表した

リツベントロップ獨外相はソ聯政府の招請に應じポーランドに於ける事態の進展に關聯せる諸問題をソ聯政府と討議する爲九月廿七日モスクワに到着の豫定である

ベルリン【九・二七】リツベントロップ獨外相は廿七日午前九時シュクワルツエフ駐獨ソ聯大使と同道、テンペルホーフ飛行場よりコンドル機「グレンツマルク」號に搭乘、一路モスクワに同つたが、ガウス外務省法制局長、ハムメル儀典局次長、其他シユヌーレ、ヘンケ、コルト各專門代表委員等が之に隨行してゐる

▲ダンチツヒ民政長官も隨行　ベルリン【九・二七】リツベントロップ獨外相は廿七日モスクワ訪問に際しダンチツヒ民政長官フオルスター氏を隨行せしめたことが廿七日判明した、フオルスター長官隨行の使命についてはベルリン外交界でも種々の觀測が行はれてゐるが一部の情報に依れば、ソ聯がドイツに對しダンチツヒ及びグヂニアの開放とこれに至る交通路の自由を要求したので同問題の討議に備へフオルスター長官の隨行を求めたものといはれる、又一部にはリツベントロップ外相は現在ドイツ軍占領地帶當事者の地位にあるフオルスター長官に後日東ポーランドのソ聯占領地域との間に起るべき諸問題調整の責任を一任するため同伴を命じたと觀る向きもある

▲獨首腦協議　ベルリン【九・二七】リツベントロップ外相は廿七日午前九時重大使命を帶びて空路モスクワに向つたが、これより先ポーランド戰線からベルリンに歸還したヒツトラー總統はゲーリング最高國防會議々長並にリツベントロップ外相を招致して廿六日夜は殆んど徹宵で重大協議を重ねた、一方APベルリン支局は消息通筋から聞知した所としてポーランドの獨ソ分割に關しドイツ首腦の間に意見の相違ありと次の如く傳へてゐる

消息通筋の漏らす所によればポーランドの前途に關しドイツ政府首腦の間に意見の相違あり、即ちゲーリング國防會議々長側近のナチス黨强硬派はポーランドを完全に分割して獨ソ兩國が直接國境を接することを主張するに對し穩健派は獨ソ兩國間に緩衝國として小ポーランドを殘存させる必要を强調してゐる

獨外相モスクワ著

モスクワ【九・二七】リツベントロップ獨外相一行を乘せたコンドル機「グレンツマルク」號は廿七日午後五時四十五分モスクワ飛行場に到着したソ聯側からはポチヨムキン外務人民委員部次長、スウオーロフ、モスクワ軍管區司令官を初め各關係高官、ドイツ側からはシユーレンベルグ大使、カヘストリング武官以下大使館員等が出迎へたがロツソ伊大使の姿も見受けられた、リツベントロップ外相は出迎への人々と挨拶を交した後特に儀仗兵として派遣されたソ聯航空兵一個中隊を閲兵し直ちにソ聯政府よりの差廻しの自動車にてドイツ大使館に向つた、尙リツベントロップ外相の一行はシュクワルチエフ駐獨ソ聯大使、パウロフ同大使館參事官、カウス獨外務省法制局長、シヌーレ、コルト、ヘンケ各大使館參事官、ハムメル儀典局次長、フオルスター・ダンチヒ民政長官以下三十八名の大人數である

モスクワ【九・二七】二十七日午前九時チムペルホーフ飛行場を出發したリツベントロップ外相一行三十八名搭乘のコンドル機は同十一時十五分東プロシアの首都ケーニヒスブルクに着陸少憩の後直ちにモスクワに向け出發したがモスクワ到着は二十七日午後六時（日本時間二十八日午前零時）前後に成る豫定である

▲獨外相卅日迄滯在か　モスクワ【九・二七】リツベントロップ獨外相のモスクワ滯在の日程は未だ確定してゐないが、今回の來訪目的が極めて廣汎且複雜なる問題につき折衝を行ふにありといはれるので前回の時よりも長引き歸國は恐らく三十日頃となる模樣である

獨外相訪ソに對する諸觀測

ベルリン【九・二七】リツベントロップ獨外相今回のモスクワ訪問は豫想外に緊密な獨ソ間の友好精神に基いてソ聯政府當局者との間に各種の問題を討議するものと觀測されるが、ベルリン政界はモスクワ會談を目して

文字通り「世界政策的意義」を有するであらうと極度の緊張を示してゐる、有力消息筋の傳へる所によれば獨ソ兩國當面の問題は次の如くである

一、獨ソ國境劃定　ドイツはコングレス・ポーランドの再興は獨ソ兩國間に緩衝地帶を作るよりも寧ろ獨ソ兩國紛爭の溫床となる危險が大であるとの建前から獨立國の形式を避け大體今日の兩軍占領地域劃定線を獨ソ兩國々境線と確認し此の線より双方へ約三十キロ、結局幅六十キロの地域を非武裝地帶とする

一、獨ソ經濟合作　ドイツは抑々英佛に對抗する必要上ソ聯と結合したのであるからソ聯の援助を頼りに希望してゐるが、獨ソ各獨立の軍事行動は承認するも獨ソ軍隊の直接協力は如何なる事情があつても避ける、他方經濟合作は出來る限り促進させ、特にソ聯を動かしてシベリア鐵道に依る極東からの貿易の途を講ずる

一、バルチツク問題　ドイツはバルチツクに對するソ聯の優先權を認める用意がある

一、ルーマニア問題　ルーマニアに對してはドイツは優先權を保持したき意向の如く絕對にルーマニアの油田その他に對する通商の優先權を確保する

一、トルコ及びダーダネルス海峽問題　ヒトラー總統は廿七日新駐獨トルコ大使ブエスレフ・ゲレーデフ・モロトフ會談で既に一通り檢討氏の信任狀捧呈に際し獨土關係につき懇談したが、他方リツベントロツプ外相もモスクワでトルコ外相サラヂヨグル氏と懇談するといはれ多分ダーダネルス海峽問題に對するソ聯の要求を支持するものゝ如くでトルコを英國の保障より離脫せしめる爲絕大の努力を拂ふことゝならう

ベルリン【九・二六】リツベントロツプ外相のモスクワ訪問はソ聯のポーランド進軍の結果處理の爲であると發表されたが、信ずべき筋の情報に依れば今回モスクワに於けるリツベントロツプ・モロトフ、リツベントロツプ・スターリンの會談に於ては單に獨ソ兩國と近隣國との關係が討議されるのみならず更に世界政策的見地に於て意見が交換され特にリツベントロツプ外相は和戰兩樣の策を開陳すると傳へられる、即ち

一、英佛兩國が屈服し獨ソのポーランド分割を認めた場合は獨ソ兩國はバルチツク諸國バルカン諸國に對し其の獨立を認めイタリアと共に經濟合作を爲すことを要求する

一、若し英佛兩國が和協に應じない場合（この方の可能性が遙かに多い）ドイツは英佛兩國が漸次中立國を動員するものと觀て之に對抗する爲世界に跨がる英帝國及びフランス帝國に對し獨ソ兩國の世界的協力範圍を限定するものと觀測される、而してこの後者の場合にはアフガニスタンを通じ印度に及ぼすソ聯の影響及びその進出が或は討議に上るとさへ一部で云ひ傳へられてゐる極東問題については八月廿三、廿四兩日のリツベントロツプ・スターリン、リツベントロツプ・モロトフ會談で既に一通り檢討を終つてゐるが更に今回續いて獨ソ兩國の意見交換を行ふものと觀られる

ベルリン【九・二六】リツベントロツプ外相のモスクワ訪問に付ては外交界の觀測も區々たるものあり軍事同盟調印説も一部では傳へられてゐるが消息通はポーランド進入以來俄然積極化して來たソ聯の隣接國進出態勢並に占領地區赤化等の調整問題が中心議題になるのではないかと觀てゐる、即ちドイツが百八十度の轉換をなして獨ソ不可侵條約を締結するに際してはドイツはソ聯を自己陣營に引入れて置けば英佛は獨ソに對し敢へて開戰せずポーランド無血占領可能と確信し相當の犧牲を拂つたものである、然るに獨波開戰と共に英佛が宣戰するやソ聯の對獨態度は突如硬化しポーランド分割に就いても最初の秘密協定以上の割讓を要求したドイツとしても英佛牽制の必要からソ聯の要求を容れ、ブレストリトウスク、レンベルク方面より百數十キロ後退して之をソ聯軍に明渡すの止むなきに至つた、然るにソ聯はポーランドを占領するや更にバルチツク三國並びにルーマニア方面にその赤化圈の擴大を企圖し、情勢は微妙な展開を示すに至つたのでドイツとしても此の際ソ聯より明確な言質をとる必要を迫られ、リツベントロツプ外相のモスクワ訪問となつたものと觀られる、ドイツとしては西部戰線は主力を集中してゐる今日バルチツク諸國に對しては進出の意圖は毛頭なく、ルーマニア其他バルカン諸國に對しても領土的野心を持つ餘裕がないので結局夫等各國へのソ聯の進出を默認し只夫等各國との經濟關係の促進を要請し以つて原料物資の確保に努めるものと豫想される、一方ポーランドの赤軍占領地域には既に赤色新聞、赤色學校などが創立され細胞組織を以て本格的赤化工作が開始されてゐるので將來一衣帶水のドイツ占領地區に赤化の影響を及ぼし次いで長期戰で疲弊した西歐各國の內部に之が浸潤するのは當然である

ドイツはこの狀勢に對處する爲すでに反コミンテルン各機關に本格的準備を命じてゐるがリツベントロツプ外相のモスクワ訪問に際しこの問題に付ても充分討議をするものと觀られる、何れにしてもモスクワに於ける會議の結果ソ聯の躍進的進出を招來するを免かれぬが歐洲赤化の危機增大すれば歐洲危局の焦點は寧ろソ聯に移り歐洲政局の動向は之に依つて微妙な新展開を示すのではないかとの觀測が有力化してゐる

ローマ【九・二六】リツベントロツプ獨外相が明廿七日空路モスクワに赴くのは獨ソ軍事同盟協定に調印する爲と信ぜられるが、廿六日ローマに達した情報に依れば軍事同盟はドイツが提議しソ聯が同意したものだといはれてゐる、その目的はソ聯を正式に今次の戰爭に引入れて英佛の立場を困難ならしめ以つて事態を平和に導かんとするものでイタリアの平和への努力と相俟つて戰爭防止の目的貫徹の爲と信ぜられる、しかも英佛がナチスム征伐の初志貫徹の爲と稱して戰爭を止めない時は獨伊ソ三國軍事同盟の力で英佛に當らんとする一石二鳥の作戰と觀測される

パリ【九・二六】歐洲戰爭勃發以來ソ聯の進出工作には目覺ましきものあり、ポーランド分割問題ではドイツを一歩後退せしめ之に引續くバルチツク三國に對する積極的態度も頗る注目さるゝものあり、折も折リツベントロツプ獨外相のモスクワ訪問は重大な意味をもつものと觀られてゐるがこの點に關しフランスの外交通ベルチサツクス氏は左の如き觀測を下し各方面に少からぬ衝擊を與へてゐる

今回のリツベントロツプ外相モスクワ訪問の動機は容易に觀取し得るつまりソ聯が開始した對バルチツク積極政策は到底ドイツの利益とは相容れ難く更にソ聯はトルコからバルカン諸國、黑海東部地中海の現狀維持を侵害せず又第三國をして侵害せしめざることを要請されてゐることはドイツに對して重大なる犧牲を要求するものであるかくてドイツにとつてソ聯と結ぶ爲に拂はねばならぬ代價は次第に高價になりつゝありリツベントロツプ外相のモスクワ訪問の目的がこの代價を出來るだけ値切ることにあるのは明確だ、と同時に大ざつぱに取極めたポーランド分割計畫を再調整する必要もあるのでこれも討議の對象となるであらうと思はれる

☆獨ソ會談

獨ソ第一次會談

モスクワ【九・二七】廿七日モスクワに到着したリツベントロツプ獨外相は同夜直ちにクレムリン宮に於て第一次會談を行つたが右會談終了に當りリツベントロツプ・モロトフ獨ソ兩外相は左の如き簡單な共同コンミュニケを發表した

本會談にはソ聯側よりはスターリン書記長モロトフ外務人民委員、シュクワルチエフ駐獨ソ聯大使、ドイツ側よりはリツベントロツプ外相、シユーレンベルク駐ソ獨大

使が出席し、ポーランドに於ける事態の發展に關聯する諸問題につき討議を行つた

モスクワ【九・二八】獨ソ關係再調整の爲廿七日飛行機にてベルリンよりモスクワに到着したリツベントロツプ獨外相は同夜十時クレムリン宮を訪問、二十八日未明二時半に至る迄モロトフ外務人民委員と重要會談を遂げた、右會談にはスターリン書記長シューレンベルグ駐ソ獨大使、シュグヴァルツエフ駐獨ソ聯大使も列席した、尙エストニア外相セルター氏も同夜クレムリン宮を訪問會談を行つた

獨ソ第二次會談

モスクワ【九・二八】リツベントロツプ獨外相は廿八日午後三時クレムリン宮にモロトフ外務人民委員を訪問前日に引續き獨ソ第二次會談を行つた會談はスターリン黨書記長同席の下に約二時間半の長きに亘り午後五時半終了した、次で午後七時モロトフ外務人民委員はリツベントロツプ獨外相以下十名のドイツ側隨員をクレムリン宮に招待、ソ聯側からはポチヨムキン、ロゾフスキー兩外務人民委員部長、ワラシーロフ國防人民委員が出席盛大な歡迎晩餐會を催した尙スターリン書記長も亦少時間同會に顔を出したといはれる

獨ソ第三次會談

モスクワ【九・二八】モトフ外務人民委員主催の歡迎晩餐會を終了したリツベントロツプ獨外相は廿八日夜モロトフ人民委員と連れ立つてモスクワオペラ劇場に赴キロシア舞踊を參觀した後深更に至りクレムリン宮に於て第三次會談を開始した、尙歡迎晩餐會終了後晩餐會は最も友好的雰圍氣裡に行はれた

旨のコンミュニケが發表された

獨ソ會談に對する諸觀測

ローマ【九・二八】モスクワ會談に關しては當地政界は重大關心を持ち此の會談に依り獨ソ關係は一層飛躍的發展を遂げその結果歐洲と近東に於ける國際勢力分野に大きな變化を見るのではないかとの觀測が有力となつて來た、即ち獨ソ提携の結果として戰前に英佛が張り巡らした包圍態勢を獨ソは片つ端から崩壞し行く道程を辿るべく、フランスがアレキサンドレッタを提供して懷柔したトルコは獨ソ結合の勢力に押されてソ聯と接近するのみならず新にドイツとの間に新條約の成立を見るべしと期待されサラジョグル・トルコ外相がそのモスクワ滯在を延期したのは此の爲との觀測が行はれてゐる又地中海方面ではイタリアとエジプトとの間に接近工作が行はれ伊埃不可侵協定が近く兩國間に締結の形勢に在り、外相以下十名のドイツ側隨員をクレムリン宮に招待、ソ聯側からはポチヨムキン、ロゾフスキー兩外務人民委員部長、ワラシーロフ國防人民委員が出席盛大な歡迎晩餐會を催した尙スターリン書記長も亦少時間同會に顔を出したといはれる

獨ソ第三次會談

モスクワ【九・二八】モトフ外務人民委員主催の歡迎晩餐會を終了したリツベントロツプ獨外相は廿八日夜モロトフ人民委員と連れ立つてモスクワオペラ劇場に赴キロシア舞踊を參觀した後深更に至りクレムリン宮に於て第三次會談を開始した、尙歡迎晩餐會終了後

少くともエジプトは英國との關係を離れて嚴正中立の態度に出ることは殆ど確實と見られるに至つた、ルーマニア始めバルカン諸國に與へゝある影響も大なるものあり、獨ソの重壓甚しく從來の親英政策では到底立ち行かずルーマニアは對獨ソ接近の旗幟を鮮明にし以て焦眉の危機を切り拔ける態度に轉換せんとする形勢が顯著である、一方バルチック諸國の運命は今や全く獨ソ兩國の手中に歸し玆數ケ月以內には之等諸國の運命に重大變化あるべしと信ぜられる、何れにするも獨ソ接近が齎らす結果が英佛の國際的地位に大きな惡影響を來すことは確實で獨ソは提携の力を以つて英佛の戰意を挫く一方獨ソの提携に依る歐洲平和の新機構樹立を當面の目標とし英佛之に聽かざれば武力に依つても目的完成を圖らんとの意圖らしく見らるロンドン【九・二八】ポーランド分割後に於けるドイツの動きが極めて注目される折柄ロンドン外交界ではヒトラー總統は「戰爭終止」の爲に愈々目覺しい工作を進めつゝありとなし右は英佛をして武力に依るポーランド國の獨立解消を承認せしめんとの意圖の下に運ばれてゐるとの確信を深めてゐる、獨ソ交渉に對して英國政府は終始沈默を守つてゐるが消息通の見る處ではドイツは目下進行中の獨ソ・モスクワ會談を以て「和平攻勢」への踏切臺ならしめんと企てゝ居るといはれる、右に關しハリファックス外相は廿三日及び廿七日の二回に亘りマイスキー・ソ聯大使と會見、東歐の事態に關聯してソ聯政府の抱懷する將來の目的に就き說明を求めたる處あつた之に對しマイスキー大使が如何なる回答を行つたかは未だ公にされないが外交消息通筋の諒解する處に依ればマイスキー大使はハリファックス外相に對し、事態の現段階に存いてソ聯政府に對しては將來執るべき政策を決定的に確言することは不可能であると答へた模樣である

ロンドン【九・二八】リツベントロツプ モロトフ會談は今や全世界視聽の焦點に置かれロンドン政界に於ても兩者間の如何なる取極めも直ちに現下歐洲戰爭に反響を及ぼすものとして必死となつて情報の蒐集に努めてゐる、然し何分當のモスクワから會談內容に就いては爪の先程も公式の發表が行はれないので何れも揣摩臆測の域を一歩も出てゐないが、只僅かに遠がのリツベントロツプ外相と雖も今度は準備が完了してゐないので先般の不可侵協定締結の際の如き離れ業を行ふ餘地はあるまいとして自ら慰めてゐる貌である、何れにせよ豫想されるリツベントロツプ外相の使命はポーランド分割線を最終的に決定し且つポーランドの政治的地位を規定して以つてソ聯との紐帶を鞏固にしトルコを聯合國側より引離し結局英佛側をしてドイツの提出した條件で和を講ぜしめんとする深慮遠謀の一端でなければならぬと見る向が多い、ヒトラー總統としてはソ聯とポーランドに關する最終的取極めを行つて後聯合國側の抗議には既成事實として之に對抗し更にソ聯との軍事同盟締結によつて英佛側を驚かさんとする肚であるらしい、之に對し英國側の推測ではソ聯は歐洲戰爭への介入は極力之を避けると共にドイツと英佛側との紛爭を出來るだけ長期戰化せしめて双方を疲弊せしめ漁夫の利を占めやうと狙つてゐるのでドイツ側に餘りに力を借す氣はないものと觀測してゐる、更にリツベントロツプ外相としてはソ土會談を極力支持しこれまで英佛側に靡かんとしつゝあつたトルコを英佛より引離しバルカンの保障を代障としてダーダネルス海峽を閉鎖せしめ一切の外國艦艇の通航を禁止せしめたい希望である、若しドイツの之等對ソ方策が成功すればヒトラー總統は直に所謂「平和攻勢」に轉じ英佛側に對して植民地並に通商關係の再調整を條件として長期不可侵協定を提議し而も若し此の提議にして容れられずんばドイツは全地上、空中の兵力を擧げて西部戰線の總攻擊に移るべしとの氣勢を示すものと見られてゐるかくてロンドン政界ではヒトラー總統の外交戰が成功すると否とはかゝつてソ聯の動向如何にあり、しかもその動向如何は西部戰線の將來に決定的影響を及ぼすであらうと確信されてゐる

パリ【九・二八】ヒトラー總統はポーランド征服完了後英佛兩國に對し最後的平和提案を行ふ意向なる旨傳へられてゐたが廿八日當地政界消息通はヒトラー總統は目下リツベントロツプ外相がモスクワに於て交渉中の獨ソ新協定の成立を俟つて愈々新平和提議を企圖してゐると左の如く觀測してゐる

ヒトラー總統は目下リツベントロツプ外相がモスクワに於てソ聯政府と折衝中の獨ソ新協定の成立直後新たに平和提案を行ふ意向なる模樣である、恐らく今週末には一大政治的センセーションが捲き起されることゝ期待されるが、新平和提議の一般的基礎となるものはバルチック及びバルカンに關する軍事、政治及び經濟上の獨ソ提携にあるものと信ぜられる、而してヒトラー總統の平和提議の大綱は左の如きものと解される

一、英佛兩國は獨ソ兩國の新取極めによつて劃定されたポーランドに於ける既成事實を受諾する

一、植民地及び世界經濟問題の再調整並に通商的利益の再考慮

一、右二項の代償としてドイツは英佛兩國に對し平和を保障する而して英佛兩國がドイツの平和提議を拒否する場合ヒトラー總統は

民主主義國家との全面的戰爭狀態を宣言し陸海空に亘る凡ゆる凄絶な戰爭手段を强行し中立侵犯をも敢へて意に介しない方針といはれる

一方政界消息通はポーランド進駐ソ聯軍の神速なる行動を指摘し、ソ聯の眞意捕捉に誤算を犯したヒトラー總統は極力ドイツの孤立を避くべく今やソ聯に對し凡ゆる讓步の必要に迫られてゐると見てゐるが、又一部ではヒトラー總統がムソリーニ首相と連絡を取り戰爭の局地化に關し示唆を行ふもので所謂平和提議は單なるベルリンからの打診風船に過ぎないと見て居り結局英佛兩國はその軍事行動が漸く開始を見圓滑に進捗し始めた現在、ドイツの平和提議の受諾を肯じないものと見られる

ロンドン【九・二九】目下モスクワに進行中の獨ソ會談の成行については各種の觀測が行はれてゐるが廿九日付のデイリー・ヘラルド、デイリー・メイルの兩紙がモスクワ放送に基き報ずるところに依れば獨ソ兩國は近く平和會議を召集することに決定、同會議にイタリアか米國かの中立の强國を招請するだらうといはれる、尙兩紙は獨ソ兩國間にポーランド處理につき左の如く意見一致したと報じてゐる

一、如何なる他の國家もポーランド處理につき干涉することは許されぬ

一、ポーランドを完全に武裝解除する

一、新獨ソ國境線は以前のポーランド領を分割する樣割定する

☆獨ソ新協定

新協定モスクワで調印

モスクワ【九・二九】ソ聯政府は廿九日朝タス通信社を通じ獨ソ新協定の成立に關し次のコンミュニケを發表した

九月廿七日、廿八日の兩日に亘りモスクワに於てソ聯人民委員會議々長兼外務人民委員モロトフ氏とドイツ外相リッベントロップ氏との間に獨ソ友好並に國境線劃定に關する條約締結の交渉が進められた、右交渉にはソ聯側からスターリン氏、駐獨ソ聯大使シュクワルツエフ氏ドイツ側からは駐ソドイツ大使シューレンブルグ氏が參加した、交渉の結果廿九日獨ソ兩國代表は次の兩外交文書に署名を了した

一、獨ソ親善並に國境劃定に關する獨ソ條約

一、獨ソ兩國政府共同宣言

更にモロトフ外務人民委員及びリッベントロップ外相は經濟問題に關する書翰を交換した

ベルリン【九・二九】ドイツ外務省は廿九日早曉モスクワに於いてリッベントロップ外相とモロトフ・ソ聯外務人民委員の間にポーランドに於ける獨ソ國境劃定に關する新協定調印が行はれた旨發表した

獨ソ親善並に國境劃定に關する條約全文

モスクワ【九・二九】廿九日モロトフ外務人民委員とリッベントロップ獨外相との間に調印を了した獨ソ親善並に獨ソ國境劃定に關する條約全文左の通り

舊ポーランド崩壞の後を受けソヴエト聯邦政府及びドイツ政府は同地域一帶の平和及び秩序を回復し且同地域一帶の住民に對しその國民的特殊性に適應して安居樂業を保障するを以てその最大緊急の任務なりと思惟す、兩國政府は右目的達成のため次の協定に到達せり

第一條　ソ聯政府及びドイツ政府は本條約に附屬する地圖に引かれたる一線を以て舊ポーランド國領土に於ける兩當事國勢力範圍境界線となす、但し詳細なる點は附屬議定書に記錄せらるべし

第二條　兩當事國は第一條により規定せられたる國境線を以て最終的のものと認め如何なる第三國の右決定に對する干涉をも許さず

第三條　第一條により規定せられたる國境線の西方地域に於ける必要なる再組織はドイツ國政府により實行さるべく、又該國境線東方地區に於ける再組織はソ聯政府により實行さるべし

第四條　ソ聯政府及びドイツ國政府は前條に揭げたる再組織を以て獨ソ兩國民間の將來の友好關係增進の爲の有效なる基礎をなすものと思惟す

第五條　本條約は批准を必要とすべく批准書は最短期間內にベルリンに於て交換せらるべし

本條約は調印と共に效力を發するものとしてドイツ語及びロシア語の本文二通を以て正文と爲す

附屬議定書による新國境線

モスクワ【九・二九】モロトフ外務人民委員とリッベントロップ外相との間に廿九日調印を了した獨ソ國境劃定に關する條約の附屬議定書は本條約の發表に引續いて公表されたが右に依る獨ソ新國境は左の通り

新國境線はリトアニア最南端國境を起點とし西方に延びアウグストウを經て東プロシア國境に至る、次で現在東プロシア國境を形成するピシア河に沿ひつゝ再び舊ポーランド內に入りオストロレカに至り更にブーグ河に沿つて南下しクリスチノボルに達する、此處から國境線は西方に折れルヴオウ（レンベルグ）西北のラワルスカ北方を通過、ルバチョウを經てサン河に出でその儘同河に沿つてハンガリー國境に至る

因みに新國境線を見るにソ聯は從來の軍事協定の線より一步後退しドイツは大體一七九五年、フリードリッヒ・ウイルヘルム二世當時の南プロシアの舊國境線を再び確保するに至つたわけである

獨ソ共同宣言全文

モスクワ【九・二九】廿九日リッベントロップ獨外相とモロトフソ聯外務人民委員との間に調印を了した獨ソ共同宣言全文次の通り

獨ソ兩國政府は廿九日兩國間に調印を見たる協定によりポーランド國家解體の結果生じたる諸問題を決定的に解決し東歐の恒久平和に不動の基礎を確立するに至つた、こゝに兩國政府は相互の合意に基づき目下ドイツと英佛兩國との間に行はれつゝある戰爭を終熄せしめることはいづれの國民の利益にも添ふものであるとの見解を發表するものである、されば獨ソ兩國政府はこの目的を出來得る限り早く達成せんが爲に努力を傾注するであらう、又必要とあれば兩國と友好關係にある諸國ともこの目的の爲に協力するであらう、しかしながら若し兩國のこの努力が水泡に歸する場合は英佛こそ戰爭繼續に對する全責任を負ふべきものなりと斷定せざるを得ず、而して戰爭が繼續される場合は獨ソ兩國政府は之に對し必要なる措置を協議するであらう

ソ聯全權代表
ウイアチエスラフ・モロトフ
ドイツ政府代表
ヨアヒム・フオン・リッベントロップ

獨ソ交換公文內容

モスクワ【九・二九】廿九日獨ソ條約並に獨ソ共同宣言と共にモロトフ外務人民委員とリッベントロップ獨外相間に取交された交換公文の全文左の通り

△モロトフ外務人民委員よりリッベントロップ外相宛

閣下、今回の屢次に亘る會談を想起し我々は閣下に對し今回獨ソ兩國間に成立した一般政治協定の基礎と精神に立脚しソ聯政府は獨ソ兩國間の經濟關係並に貿易關係を促進せしむべく凡ゆる努力を惜しまざるの熱意を有するものなることを確認通報するの光榮を有す、この見解に基き兩國は將來長期に亘りソ聯はドイツに對し原料資源を供給しドイツはソ聯に對し工業製品を供給するとの合意に於て經濟取極めを締結するであらう、兩國は右經濟取極めにより獨ソ間の貿易額が過去に於て到達した最高水準に迄再び達するやう取計ふであらう、兩國政府は直ちに前記諸措置實行の爲に必要なる命令を發し更に右に關し兩國間で交渉が開

始され可及的速かにこの交渉が成立するやう努力するであらう、閣下再び余の衷心よりの尊敬の保障を受けられんことを

△リツベントロツプ外相よりモロトフ外務人民委員宛

ドイツ政府はモロトフ外務人民委員の公文の精神に基き凡ゆる必要なる命令を發出するに同意するものである

獨外相歸國

モスクワ【九・二九】リツベントロツプ獨外相は廿九日午後零時半、コンドル機「グレンツマルク」號にてモスクワ飛行場發ベルリンへ歸還の途についたが出發に際し記者團に對し大要左の如く語つた

獨ソ兩國の親善關係は茲に完全に樹立せられ第三國の東歐問題に容喙することは一切許されさくなつた、兩國は平和克服を希望し英佛兩國が無意味にして且望みなき對獨戰爭を停止せんことを希望する

▲リツベントロツプ外相袂別の辭

モスクワ【九・二九】獨ソ協定締結の大任を果したフオン・リツベントロツプ外相は二十九日モスクワを去るに臨みタス通信社に對して袂別の辭をなしたが、全文左の通り

予のモスクワ滯在は今回も亦極めて短期であつた、これは予の衷心遺憾とする所で次回の訪問の際こそはせめても少し長く滯留したいと願つてゐるのである、滯在期間は斯く短期に終つたが我々は此の二日間を極めて有効に利用して次の四項を明らかにした

第一に獨ソ兩國の友好關係を最終的に確立し

第二に獨ソ兩國は東歐問題に關して第三國の容喙を許さざるべきを明らかし

第三に兩國は平和を希望するものであり英佛の對獨戰爭繼續は全然無意味であると同時に成功の見込なきが故に中止せんことを希望し

第四に然し乍ら若し好戰者達が之等の諸國に於て勢力を占め依然戰爭が繼續される場合には獨ソ兩國は之に對應すべき手段を講ずるであらう

獨ソ兩國の經濟合作は此の兩國に寄與する所大なるものがあらう、今次の會談は極めて友好的な雰圍氣の内に進行した予はソ聯政府就中スターリン書記長並びにモロトフ外務人民委員兩氏の示された歡迎を忘れ得ないであらう

▲獨外相ヒ總統に報告　ベルリン【九・三〇】リツベントロツプ外相は廿九日午後六時空路ベルリンに歸還、直ちにウイルヘルム街の總統官邸に赴きヒトラー總統にモスクワに於ける獨ソ新協定締結の經緯を詳細報告した、次いでゲーリング空相も同席し三巨頭鼎坐で今後對英佛作戰に就き重要協議を遂げた

獨經濟使節團近くソ都へ

モスクワ【九・三〇】獨ソ經濟關係强化の方針は去るリツベントロツプ獨外相とモロトフソ聯外務人民委員との間に完全なる意見の一致を見公文交換を遂げたが、之が具體化のためシユヌール博士以下のドイツ經濟使節團は近くモスクワに赴く筈である

獨、波蘭に特殊政權樹立か

ベルリン【九・二九】ポーランドの獨ソ兩國國境は廿九日之が正式決定を見たが、ドイツ政府は右新領土の統治方針としては廻廊地方を本土に編入し、爾餘の地帶には保護領類似の特殊政權を樹立し、ギユルトナー現法相を統監に任命するに決定した模樣である

アムステルダム【九・二九】ポーランド領の獨ソ兩國による分割は獨ソ協定により最後的決定を見たが當地に達した情報に依ればチチス政界ではドイツ側新領土にはチエコスロヴアキア解體後のボヘミヤ、モラヴイア保護領と類似のポーランド保護國を建設しワルシヤワをその首都に選定するものと見てゐる、然し乍らドイツ當局は目下チエコのハーハ大統領の如き役割を演ずる人物の物色に相當困難を感じてゐる模樣であるからドイツとしては對外關係を顧慮して急速な解決を欲してゐるにも拘はらず同保護領は當分のうちドイツの軍政下に置かれるであらうと觀測されてゐる

モロトフ氏ベルリン訪問せん

ベルリン【九・三〇】獨ソ新協定は數日中にベルリンに於て批准書の交換を行ふ豫定となつてゐるがドイツ側ではこの機會にソ聯要人の來訪を求め英佛兩國に對し獨ソ提携の强固なることを誇示する方針と傳へられるドイツ外務省當局も右の情報を肯定して

ドイツ側からリツベントロツプ外相が再度モスクワを訪問してゐるのだから今度はソ聯側から代表者が來る番だらう

と言明してゐる恐らく外務人民委員の資格でモロトフ氏がベルリンを訪問しヒトラー總統と交歡を遂げるものと見られる

▲ソ聯兩巨頭ベルリン訪問か

ベルリン【九・二七】獨ソ兩國の協力はリツベントロツプ外相再度のモスクワ訪問に依り愈々强化されるが、リツベントロツプ外相はモスクワ到着の上ソ聯政府に對しモロトフ外務人民委員及びワラシーロフ國防人民委員に對するヒトラー總統の正式招聘を傳達する模樣でソ聯政府が右招聘を受諾すればソ聯兩巨頭は今週から一週間以内にベルリンを訪問する豫定と傳へられる、斯くて獨ソの關係は普通の不可侵條約の領域を越えて既に廣般密接なる軍事的、政治的協定に結ばれたる締盟友邦國の關係に發展したと斷定し得る、因みにモロトフ、ワラシーロフ兩巨頭共スターリン書記長と同樣ソ聯共産黨の「國内殘留組」で未だ國外に出たことなくそのベルリン訪問は全く破天荒のことといはれる

ベルリン【九・二一】信ずべき筋よりの情報によればワラシーロフ、ソ聯國防人民委員は九月末或は十月初めにベルリンを訪問ドイツ國軍首腦等と重要協議を遂げる豫定であるといはれる、右は去る十九日モスクワに向つたドイツ軍事特使の行動と共に獨ソ兩國の軍事聯携の動向を決定するものとして極めて重視されてゐる

新協定に對する諸觀測

ベルリン【九・二九】獨ソ關係の發展については種々の疑念が抱かれてゐたが新協定の發表に依り現在のところ兩國關係は尙堅固な事が實證されたソ聯はドイツと不可侵條約を締結しドイツの英佛に對する壓力を利用してポーランド侵略を敢行し乍ら直接英佛を相手とする戰爭には極力捲き込まれぬ方針を堅持して來たが今回の協定はこの方針より多少轉換し一歩攻勢に出たものと見られる、獨ソ共同聲明の内容は成文の上からは單なる協議條約であるが既に不可侵條約中に協議事項が存在するに拘らず更に屋上屋を重ねて協議條約を締結したところから見て消息通は、その内容はその目的を對佛戰爭のみに限定した事實上の軍事同盟に發展するだらうと豫想してゐる、從つてソ聯の態度を斯く轉換せしめたに就てはドイツは相當高價な代價を支拂つてゐることは疑問の餘地がない、而して獨ソ何れが問題を提起したかについては確報はないが外交界では以上のやうな經緯から見て、一先づソ聯側からドイツに對しソ聯のバルチツク三國、トルコ等への進出容認を求めこれに對しドイツは軍事同盟を締結し以上各地域に對するドイツの經濟關係の維持增進を要求し、結局今回の如き協定に到着したのではないかと見てゐる

ローマ【九・二九】イタリア官邊では獨ソ新協定の成立による今後の情勢の進展を靜觀するの態度に出てゐるが右新協定に關するローマ消息通筋の觀測を綜合すれば概ね次の通りである、即ちこの協定は英佛の包圍政策を根本的に破壞して逆にそれを孤立せしめんとの意圖の下に締結されたものでソ聯の協力により由來英佛派であつたトルコ、ルーマニアその他英佛の息のかゝつたバルカン諸國を獨ソ側に引きつけんとする策である獨ソ兩國の接近に依り英佛が尙戰意を失はず獨ソが戰爭防止の目的を達成出來ぬ時は共同して英佛と戰ふといふ密約が出來てゐることも明白であらう、英佛兩國がこの大勢を察知して態度を變更するか否かゞ戰爭か平和から岐れ目である、獨ソの工作

はこれに止まらず更に黒海とバルカンに延びてゆくであらう

ローマ【九・二九】ローマに達したその後の情報によれば獨ソ兩國間は新協定の程度に止まらず更に軍事同盟（既に密約ありとの說あり）締結にまで進むべしとの觀測が有力である今回の協定はポーランドに於ける國境劃定と經濟協力に止まつたが、これはイタリアが戰爭を局地的に止めて大戰となることを防止し更に停戰に導く爲適當な機會を摑んで仲裁に乘出すことを可能ならしめる爲だと見られてゐる、獨ソ共同宣言の末段に記載されてゐる如く若し最後的和平工作が英佛兩國の排擊によつて失敗に歸する時は獨ソ兩國は公式の軍事同盟締結を發表しソ聯も英佛を敵としてドイツに加擔することを公表することを意味するものと解釋されてゐる、斯くて愈々戰爭となれば英佛は獨ソ兩國を敵とするのみならず更に多くの國々が參戰することを豫期せねばならず前途は俄かに判斷を許さぬ程複雜性を加へるに至つた

尙獨ソ兩國の新國境は兩國軍の占領地帶と異りソ聯軍が後退してドイツに廣大な地域を讓つたがソ聯・エストニア協定は獨ソ會談の所產でありソ獨ソ協定の結果は更に現在モスクワに於いて行はれつつあるソ土交涉にも影響してトルコが英佛より離反し獨ソと接近すべくこの基礎の上にソ土協定が新に締結されるものと豫想される、斯くて東歐と近東の情勢は全く一變の途を急速に辿りつつあることは明白であつて英佛兩國が此の情勢に對し如何なる態度に出るか英佛協同會議の結果が最も注目せられてゐる

ロンドン【九・二九】獨ソ兩國政府の協定內容は廿九日拂曉ロンドンに傳へられ外交界に多大の衝擊を與へたが英國政府は同日午前直ちに緊急閣議を開催對策を協議更にフランス政府と協議した後チェンバレン首相が來る二日下院に於て聲明する段取りとなつた、協定內容に就ては經濟通商に關する限り新取極めでソ聯からの原料輸出が增加することもなくドイツよりの工業製品輸出が增加する譯でもないとの見地から政府筋では情勢には變化なしと言明してゐるが、緩衝地帶を設定せずポーランド領を兩分したのは政界筋の豫想に反したものとしてその意義は相當重視されてゐる、しかし大局から見て最も重要な點は獨ソ兩國政府が友邦を誘つて英佛に和平解決を勸告しそれが容れられぬ場合には獨ソ兩國は必要な措置に就き協議するとの條項である右條項に就ては二樣の觀測が行はれてゐる、即ち獨ソ兩國政府が全面的軍事同盟を締結して共同戰線に乘出す意味ならば事態は容易でないが若しソ聯政府が戰爭の遂行に委ね好意的中立を維持するに止まるならば實際上にさしたる變化はないと解されてゐる、結局政府筋では今次の協定を英佛兩國の離間策乃至威嚇策に過ぎないと見做し英國政府に於てはチェンバレン首相の言明通りドイツの侵略による不斷の脅威から歐洲を救濟歐洲各國民に自由と獨立とを享受せしめる爲斷呼戰爭を繼續する決意を表明してゐる

各國への反響

▲波大使英佛米の注意喚起 ロンドン【九・二九】駐英ポーランド大使ラチンスキー氏は廿九日午後ハリファクス外相を訪問、ポーランドはモスクワに於て調印を見た獨ソ間のポーランド分割協定は暴力行爲にして國際法上何等の効力なきものと認める旨を述べ英國政府の注意を喚起した同時にパリに於てもルカシエウイツ駐佛大使からフランス外務省に同樣の通告を行つた

ワシントン【九・三〇】駐米ポーランド大使ヤルチポトスキー伯は卅日國務省を訪問獨ソ兩國今回のポーランド分割を非難するステートメントを手交すると共に「獨ソの分割は現行諸條約の蹂躙でありポーランド政府は凡ゆる手段を以てこれに對抗する」旨言明した、米國政府がポーランド分割に對し如何なる外交的態度に出でるか注目されるに至つたが、外交界筋では米國はポーランド分割に對してもチエコスロヴアキアのドイツ併合の際と同樣これが承認を拒否するのではないかと豫想してゐる

▲米國言明を避く ワシントン【九・二九】獨ソ兩國が平和回復を提議し若し英佛兩國がこれを拒否する場合は必要なる手段に就き協議すべしとの獨ソ共同宣言は當地各方面に異常な注意を喚起しソ聯が更に積極的に歐洲戰爭に乘出すことを意味するのではないかと見られてゐるが、右に就きルーズヴエルト大統領は廿九日記者團との會見では未だ何んら報告に接してゐないとあつあり應酬ハル長官も亦一切言明を避けた然し消息通の間では又近くイタリアから何等か平和提唱がなされるのではないかと見てゐるが米國政府當局は之に英佛が應じるとは考へられないとしてゐる、更に米國はソ聯を交戰國と認め何んらかの措置を執るかとの質問に對してもハル國務長官は何等の回答をも與へなかつた、各方面の情報を綜合するに米國政府の意圖する處は戰爭は長引くとの見透しのもとに軍需資材其他物資によつて英佛を援助し勝利を得せしめんとして居り且又英佛兩國も米國の援助に賴らなければ勝利危ふしと見るに傾いてゐる樣である、只問題は米國が何時までも軍需資材物資による援助の範圍に止まり得るや否やにあり此の點を繞つて各種の風說が飛ばされてゐる

▲英政府重要閣僚會議 ロンドン【九・二九】獨ソ協定による局面の新展開に對し英國政府は廿九日重要閣僚會議を開催、獨ソ共同の和平提唱に對し愼重檢討を加へた

▲英は和平提唱に應ぜず ロンドン【九・二九】ポーランド分割の完了を意味する獨ソ新國境劃定條約とそれに續く戰爭終熄要求の獨ソ共同宣言に對して英國政府から未だ公式には何等意見の發表を見てゐないが消息筋では英國は獨ソの和平提唱には到底應じ得ないであらうと見て次の事實を指摘してゐる

一、チェンバレン首相は過般の議會聲明に於てソ聯の行動は目的完遂まで戰爭を繼續せんとする英佛の決意に何等の影響をも與へないと言明してゐる

一、獨ソ共同宣言は英佛對ドイツの戰爭終熄の爲その友邦に呼びかけんと示唆してゐる一方に於てポーランド處理に關しては容喙を許さずとなして居り、かゝる和平提唱は英國の受諾し得るものではない

一、今回の獨ソ協定は戰爭の繼續を豫想してはゐるがこの場合獨ソ兩國は單に必要な措置の協議を約してゐるに過ぎない、換言すればドイツは今後ソ聯より軍事的援助を得るとすればその代償として更に一層の讓步を餘儀なくされるであらう

一、獨ソ兩國がその共同宣言中に於て戰爭終熄の爲その友邦と協力する旨示唆してゐるがその「友邦」とは何國を意味するかは明瞭であるが、しかしポーランドの强奪を保證乃至少くとも容認せしめんとする和平提案に多數の中立國の同意を得んとしてもさう易々とは運ぶまい

一、なほ英國政府はその執るべき態度に關してフランス政府と直ちに協議することは言ふまでもないが更にエストニアに對するソ聯の强壓政策はスターリンが如何にヒトラーの戰術を眞似し始めたかを示す一つの新事實を加へたものである

▲英に未だ妥協論あり ニューヨーク【九・三〇】獨ソ兩國の平和克服案に對し英佛新聞紙は一齊に拒絕を主張しロンドン・タイムス、デイリー・ポリジアン等は特にヒトレリズム根絕の聖戰の徹底的繼續を主張してゐるが、ニューヨークに於ける消息通の見解では獨ソの原案と英佛の新聞宣傳とは對立せる二個の主張の極限を示すものでその間に適當な妥協點をムソリーニ首相、フランコ將軍等の仲介で見出す可能性は絕無ではないと云ふ見方もある、一昨廿八日ロンドンからアメリカン・クリツパー機で歸つて來たUP通信社長ヒュー・ベイリー氏の如きは上陸に際しチェンバレン首相は獨ソが出す如何なる提案にも耳を藉す用意があ

る

と述べ昨廿九日に至り獨ソ新協定の全部が發表された後には

今日出た樣な和平提案はチェンバレン首相としては受諾困難だらう然しロンドンにはあらゆる犧牲を排つてもドイツとは妥協すべきだと言ふ有力な一派が存在するから今後數日は最も警戒を要する時期だ

と言つて言る、要するに英國では今度ドイツに頭を下げては將來絶對に頭が上らなくなるからどんな困難を忍んでもヒトラーを打倒すべしと爲す一派と歐洲大陸問題ばかりが英國の使命ではない、支那も印度も考慮に入れ英佛海峽から東の歐洲大陸の問題は大陸諸國の爭ふに委せ英國は傳統的な海の帝國たる立場へ戻るべきだと主張する一派とが內部的にまだまだ對立してゐる樣で、勿論前者が壓倒的に優勢であるがムソリーニ首相の動き具合や支那に於ける日本の動き等は後者に勢力恢復の機會を與へるだらうと言ふことが第三國の觀測者たる立場から注意深く指摘されてゐる

▲佛首相急遽協議　パリ【九・二九】ダラディエ首相は廿九日午前獨ソ新協定のテキストを檢討した後直ちにガムラン國軍總監、シャンプティエ外務次官、レヂエ外務省總務局長等を招致し獨ソ新協定によつて招來された情勢の變化につき鳩首對策を協議した

▲フランスの反響　パリ【九・二九】パリ政界では今回モトロフソ聯外務人民委員とリツベントロップ獨外相との間に成立した獨ソ國境劃定に關する條約並に共同宣言の內容を頗る重大視してゐるが、右に對する見解を綜合するに次の通り

一、ドイツの最後通牒的和平提唱は獨ソ軍事同盟締結をほのめかした脅迫である、然し宣言の中にはこの「平和攻勢」が失敗した曉には改めて獨ソ間で協議をすると言ふことしか言つてゐない

一、經濟協定の結果ドイツはソ聯から英佛の封鎖により奪はれた物資の若干を得ることゝならう

一、ドイツがポーランドに緩衝國設置を斷念せざるを得なかつたことは注目に價する

▲伊は靜觀　ローマ【九・二九】イタリア官邊では今回の獨ソ協定が英佛を和平に導くことを願つてはゐるがイタリア政府としては關係國から要求せられざる限り何等公式にはイニシアチーヴを執らないではないかと見てゐる

▲協定ブダペストを驚かす　ブダペスト【九・二九】獨ソ協定成立の報はブダペストに於ても深刻なる衝撃を與へ特に獨ソ共同宣言の語調の强さには驚愕してゐる有樣だ、一方ハンガリア方面でも本協定の成立によつて獨ソ兩國協力の眞摯さに關する疑問は一切氷解した、これによつて東南歐地方の不安は鎭靜せしめられるであらうとなしてゐる

▲獨紙協定成立を賞讃　ベルリン【九・二九】廿九日のドイツ新聞は獨ソ新條約成立の記事で紙面を埋め盡してゐるが、今後獨ソ兩國がその新領土に如何なる統治機關を樹立するやにつき各方面からの檢討を加へてゐる、而して英佛側の希望的豫想を裏切つて兩國代表が迅速に本條約を締結に成功した點を口を極めて賞讃してゐる、更に獨波戰の初頭西歐諸國の新聞通信は獨ソの離間を策してソ聯の對獨態度は頗る疑はしく寧ろ危險であるとしてゐたが、斯の如き觀測は現實の事態に目を蔽ふものであり事實の新發展によつて直ちに否定せられるものであるからドイツでは殆ど問題視してゐないと云つてゐる

☆獨政府和平聲明

獨政府重大和平聲明

ベルリン【九・二九】ドイツ外務當局は廿九日午後九時（日本時間廿日午前五時）特に國際記者團の參集を求め重大聲明を發表、英佛兩國に對し宣戰の撤回を要望すると共にドイツ政府は平和會議を應諾する用意ある旨表明した、同聲明はリツベントロップ外相のモスクワよりの歸還後ヒトラー總統を中心に行はれた重大會議の方針に基き發表されたものでその內容は極めて重視されるベルリン【九・二九】廿九日夜外務省より國際記者團に對し發表されたドイツ政府の聲明要旨は次の通り

獨ソ協定の成立に對し英佛側半官通信は何等異とするに足らぬと言明してゐる模樣だが英佛兩國政府はモスクワ會談の成果に就き愼重考慮せねばならぬ、蓋しこれは戰爭か平和かを決定すべき問題だからである英佛兩國政府はポーランド獨立維持を開戰の理由としたが眞の意圖は歐洲に於けるドイツの覇權確立を阻止せんとするにある然しドイツの企圖するところは極めて局限されたものであることは獨ソ國境劃定條約に於ても兩國國境とは言はずして兩國勢力範圍と明示したところより見ても明確である、英佛兩國が今回の宣戰をなすに際してはソ聯が結局自己の陣營に參加するものと豫定し第三國の獨立を侵犯する樣な提案を行つた事實さへある、しかしながら獨ソ友好關係は何等新規のものではなく多年の傳統的關係が復活したものであり今や兩國の提携はあらゆる方面に於て强化を見るに至つたのである、英佛が獨ソの離間を期待しても無益である、ドイツは世界大戰當時の東西兩面作戰の失敗を繰返すことはないのであるドイツは勝利者としての優越感に浸り西歐諸國を後に見降す必要はない、この點に關する西歐諸國の恐怖に對しては是正を要求せざるを得ない、又新事態の發生は英佛側に新たなる態度決定の好機を與へた、英佛が意義なき戰爭を開始しても到底成功の望みはない、ドイツは英佛が商談に應ずることを期待する、若し英佛が商談に應じなければドイツは斷乎防衛の爲に起ちあらゆる方法を以てその自立を脅威するものに對し反撃を加へる決意を有するドイツは英佛に對し再び宣戰の撤回と商議應諾を要望せざるを得ない

和平聲明に對する觀測及び反響

▲獨政府聲明の眞意（獨政界の觀測）ベルリン【九・三〇】リツベントロップ外相は廿九日ベルリンに歸還後直ちにヒトラー總統と協議を行ひ和平提唱の重大聲明を發表したが、その眞意は獨ソ提携强化の餘力を驅つて英佛兩國を慴伏せしめ一擧にポーランド征服の既成事實を承認せしめんとするにあると見られる、卽ちドイツは獨ソ不可侵條約により英佛兩國は絶對に立たぬとの成算を以つてポーランド征服に乘出したがその豫想に反し英佛兩國は參戰したので更にソ聯に對し相當の讓歩をなし後ソ聯との提携を强化し英佛兩國に對する壓力を加重するに至つたものである、斯くてソ聯は新協定により英佛兩國に對してもドイツと軍事行動を共にする氣勢を見せ又ドイツは獨ソ共同國境の設定によつて後方兵站補給路の不安が除かれ西部戰線に全力を集中し得ることゝなつたので此の壓力を以つて英佛政府を脅威し和平應諾を强要せんとする意向と見られる、而してドイツが考慮しつつある平和會議は獨ソ及び英佛の他に調停國としてイタリア乃至米國の參加を求めんとするもので、其の具體的解決案としてワルシャワを中心とする新ポーランド國の成立を考慮してゐるとも傳へられる、同案に就いてはリツベントロップ外相とモロトフ外務人民委員との間に諒解が成立してゐるものゝ如くでドイツ側では新境界線を獨ソ兩國の國境線とせず「勢力範圍の限界」と明示した處に重大意義があると强調してゐる、ドイツ側の意圖としては獨ソ兩國が新境界より一定距離を後退しワルシャワを中心として新ポーランド國家を設立したことにより英佛兩國の面目を立て局面の拾收を計らんとするにある、英佛兩國が果してこれに應ずるや否や歐洲動亂に最後の斷を下すのは今や英佛兩國の態度如何にあると云い得よう

▲ムッソリーニ首相斡旋乘出しか　ベルリン【九・二九】ドイツ政府は獨ソ新協定締結に引續き廿九日夜平和會議應諾の用意ある旨公式に聲明したが、ベル

リン政界消息筋では獨ソ兩國はイタリアを以て第一の友好國と見てゐる關係からこの際ムッソリーニ伊首相が再び和平斡旋に乘出すのではないかとの觀測が行はれてゐる

▲イタリア成行を注視　ローマ【九・三〇】獨ソ關係の進展に關し三十日のイタリア各紙は沈默を守つてゐるが只管成行を警戒してゐる樣子が窺はれる、孰れにせよ東歐及びバルカン方面への波及が豫想以上に急速であらうとの觀測が依然として有力で獨土及びソ土協定成立の發表近しと信ぜられてゐる

▲英佛第三次最高會議　ジュネーヴ【九・二九】パリよりジュネーヴに達した情報によれば、英佛兩國政府は獨ソ條約締結後の新情勢に對處するため十日午後フランスの某所に於て第三次戰時最高會議を開催するに決したといはれる、この會議にはチェンバレン、ダラディエ英佛兩首相以下兩國政軍首腦部が參加することとならう

▲英首相波蘭分割反對を表明せん　ロンドン【九・三〇】英國政府は廿九日緊急重要閣僚會議を開いて獨ソ新條約締結後の新情勢につき愼重檢討を加へたが、チェンバレン首相は四日下院に於て英國政府はポーランド分割に關する獨ソ新條約の合法性を否定しドイツ將來の侵略行爲に對し何等の保障をも有せざる和平提議には應諾し得ざるものなることを中外に聲明するものと見られてゐる

ロンドン【九・三〇】ドイツ政府が廿九日英佛に對し宣戰撤回を求めたことは英國朝野に多大の反響を捲き起してゐるが英佛がこれを拒否することは恐らく疑ひなく、英國政府筋では卅日右に關し「ヒトラー總統の戰爭狀態中止要求は英國政府の斷乎拒否する所とならう」と言明、和平提言等一切無視して人的物的の全戰鬪力の動員を續行着々大戰擴大に對する準備を進めてゐる、殊に各國勢調査委員は大戰が長期に亘ることを覺悟、食糧配給統制並に國民徵用制の基礎としてイングランド、スコットランド及びウェールズの全土に亘つて四千六百萬の人口の調査登錄を完了した、尙政府は獨ソ兩國の平和提唱に對しフランス政府と協議中の故を以て公式には未だ何等態度を表明してゐないが、チェンバレン首相は來る二日又は三日下院に於て獨ソ新協定に對する英國政府の公式態度を表明する演說を行ふものと期待されてゐる

▲佛は和平に應ぜず　パリ【九・二九】獨ソ兩國政府はその共同宣言に基き廿九日中に英佛に對し和平提議をなすだらうとの情報が傳へられたがフランス半官筋ではかゝる條件の和平提唱は斷じて受諾すべき筋合のものに非ずと言明フランス側の强硬決意を披瀝した

ドイツ國會召集を發表

ベルリン【九・三〇】ドイツ政府は卅日午後三時ラヂオを通じ來週中に國會を召集しヒトラー總統より重要聲明が行はれる旨發表した確聞するにヒトラー總統は廿九日の和平提唱に對する英佛側の態度を究めた上最後の決意を發表するものと觀られる

☆伊外相訪獨

チアノ外相突如ベルリンへ

ローマ【九・三〇】チアノ外相はドイツ政府の招請に應じ卅日午後六時ローマ出發ベルリンに向つた

ベルリン【九・三〇】ドイツ政府は卅日ドイツ政府の招待に依りチアノ伊外相は明十月一日ベルリンに到着する旨發表した

獨伊會談豫想

▲新情勢下に獨伊の提携を協議　ローマ【九・三〇】獨ソ兩國の提携强化により東歐バルカン諸國はその强大な壓力を受け獨ソ兩國の勢力圈內に置かれるに至つたが來る二日ルーマニア外相ガフェンコ氏がモスクワに赴くに決したことによりルーマニアもソ聯との間に新協定を締結することが豫想されるに至り引續きドイツとの間にも同樣の協定が出來る空氣が濃厚となつた獨ソ兩國は今直ちに國境變更其の他を要求する樣なことはないであらうがルーマニアに對し軍事的見地から協力を求めることは必至で獨ソ兩國の進路は漸く明瞭となつた卽ちチアノ外相のベルリン行きは獨ソ接近以後獨伊最初の重要協議でありチアノ、リッベントロップ兩外相は獨ソモスクワ會議後急速な展開を示した東歐バルカン關係の新情勢に關する討議を行つた後更にこれら諸國との協力に關し重要協議をなす模樣で此の會議でイタリア今後の態度が決せられることゝならう、尙英佛兩國の强硬態度に鑑み平和工作成功の可能性が極めて稀薄となつた現在今後は專らフランス一國を相手としてその戰意を喪失せしめこれにより英國をも平和に引戻す一手が殘されてゐるのみと見られてゐる、然し今次會談では此の點と他の一つは現在の英佛對獨の敵對關係も變更し得ないものとして今後に處する獨伊兩國の協力關係の强化が協議さるべく何れにするもイタリアの立場は愈々重大性を加へて來た

ローマ【九・三〇】チアノ外相はドイツ政府の招請に應じ卅日午後六時ローマ出發ベルリン訪問の途に上つたが一日夜ベルリン到着の上リッベントロップ獨外相と會見、イタリアが國際會議を提唱することに關し協議をとげ更に英佛がこれに應ぜぬ時の獨伊ソ三國提携に依る對英佛策戰を練るものと觀られる

▲歐洲情勢の急展開近し　ベルリン【九・三〇】ドイツ政府の和平提議に引續いて卅日には突如チアノ外相の來獨並びに國會の召集が發表されたのでベルリン外交界では和戰いづれに轉ずるとしても情勢はこれを機として急展開するのではないかと見てゐる、尤もドイツ政府は以上兩問題は現在の政局に直接影響なきことを主張し卅日夕國際記者團に對してもチアノ外相來獨の目的はモスクワ會談の成果に就き詳細報告する以外に無く國會の召集も全くこれと同樣の目的に出たもので別に新しい問題の發生を見ないであらうと言明してゐる、ドイツ政府としては事態の歸趨が明白となるまで態度表明を避けんとしてゐる譯でもあるがチアノ外相の來訪も單にモスクワ會談の內容報告の爲でないことは明らかであり結局和平問題失敗後の對策並びにバルカン及び地中海方面に於ける獨伊ソ聯三國間の勢力分野の決定の諸問題に就き協議が行はれるものと見られる、一方英國としてはドイツの和平提言を一蹴し依然ヒトラー政權相手にせずとの態度を執つてゐるが裏面ではイタリアと通じ打診工作を續けてゐる模樣で和平問題も絕望とは斷言出來ぬから先づ和平の具體的條件に就き討議が行はれることゝならう、然しいづれにしても和平交涉は愈々最後の大詰に立至つてをり英佛兩國がドイツの提議を拒否した場合全面的戰爭を敢行する外はない情勢となつてゐるのでかゝる場合獨伊兩國の執るべき措置に就いてもチアノ外相との間に緊密なる協議を遂げる事とならう、而して開戰の場合に於いてもドイツとしてはイタリアの參戰を求めず好意的中立を以つて經濟的にドイツを援助すべきことを要求するものと豫想される次にバルカン、地中海に於ける勢力圈も獨ソ關係の新發展により修正を必要とするので此の問題に就いても充分な協議を行ふと共に伊ソ兩國勢力分野の再調整を行ひ獨伊ソ三國間に摩擦の發生するのを防止することゝならう而して獨ソ協定批准の爲モロトフ外務人民委員がベルリンを訪問するとの說かあり或は此の機會に獨伊ソ三國會談が行はれるのではないかとも見られてゐるいづれにしても來週中に於けるドイツ政界の動きこそ注目さるべきであらう

▲ロンドン外交界の觀測　ロンドン【九・三〇】チアノ外相の訪獨、ガフェンコ外相の訪ソと獨ソ外交陣の目覺ましき活躍に英國政府は拱手傍觀、只管成行を注視してゐるがロンドン外交界の消息通はチアノ外相の訪獨よりもガフェンコ羅外相の訪ソの方が重大問題であるとしソ聯はポーランドに次いでルーマニア進出を企圖してゐるのではないかと左の如く觀測してゐる

チアノ外相のベルリン訪問は恐らく獨ソ兩國の對英佛平和提議に一

役買ふためであらう然し英佛兩國はドイツが伊ソ兩國から如何なる援助を得ようとも絶對にドイツのポーランド征服を承認する筈はない、若しドイツの平和提議が英佛兩國より拒否される場合イタリア或はソ聯がドイツ側に立つことを考慮してゐるといふ説は餘り信を置くには當らない、一方ソ聯は恐らくルーマニアに强壓を加へベツサラビア及びオレルス兩地方を獲得すると共にルーマニア政府に同國の自由行動を危殆に瀕せしめる如き對ソ追隨政策を執らしめんと劃策してゐるのではあるまいか、イタリアの平和斡旋は既に豫想されてゐた所でありこの見地からはガフエンコ外相のソ聯訪問の方を重視すべきであらう

ソ聯の小國工作進展

ソ・エ相互援助條約締結

☆ソ・エ交渉の經過

エストニア外相訪露

タリン【九・三】エストニア外相セルター氏は廿三日ソ聯政府の招請を受けてモスクワに向つた

モスクワ【九・三】エストニア外相セルター氏は廿三日ソ聯政府の招請を受けてモスクワに向つたが、タス通信社は廿三日深更セルター外相は廿四日モスクワに到着する旨左の如く發表した

エストニア外相カール・セルター氏は經濟省貿易局長ウエマ氏同伴明廿四日モスクワに到着する筈である

因にセルター外相のソ聯訪問は新通商條約調印の爲めと言はれるが、タス發表はその目的に關して何等言及せずソ聯のバルチツク諸國に對する動向が注目される折柄何等か政治的意義があるのではないかと重大視されてゐる

モスクワ【九・四】ソ聯訪問のエストニア外相セルター氏は廿四日經濟省貿易局長ウエマ氏同伴モスクワに到着した、ロゾフスキー外務人民委員部次長、ステパノフ外國貿易人民委員部次長以下ソ聯政府高官は途中レニングラード迄セルター外相一行を出迎へ交歡を遂げた、セルター外相訪ソの目的は公式にはソ聯・エストニア間の新通商條約締結にあると言はれるが、モロトフ外務人民委員との會談の際ポーランド潜水艦オルゼル號のタリン港脱出事件其他に關する兩國間の諸問題が討議されると言はれ其の成行は注目される、尙セルター外相のモスクワ滯在期間は二日間と豫定されてゐる

エストニア外相突如歸國

モスクワ【九・三】廿四日正午モスクワに到着したエストニア外相セルター氏は廿四日夜モロトフ外務人民委員との間に長時間に亘つて會談を遂げたが、モスクワ滯在僅か一日にして廿五日モスクワ出發急遽タリン歸還の途についたセルター外相のかゝる突然の歸國はモスクワ外交界に奇異の感を與へ、モロトフ外務人民委員との間に如何なる會談が行はれたか注目されてゐるが右につき消息通は左の如き觀測を下してゐる

ソ・エ兩國外相今回の會談においてはソ・エ兩國間の重要政治問題が徹底的に討議された模樣だが外國新聞の報ずる如くソ聯がフインランド灣のエストニア領島嶼の武裝解除を要求したか否かは判明しない、孰れにせよ重要問題が討議されたに相違なく從つてセルター外相個人で決定する譯に行かず歸國の上政府に報告その裁斷を仰ぐことになつたのだらう、恐らくセルター外相は再度モスクワを訪問することゝならう

▲ソ聯エストニアに重大要求　ストツクホルム【九・二六】廿六日のダゲンス・ニヘデル紙モスクワ電はセルター外相の急遽歸國はソ聯側の重大要求提出によると左の如く報じてゐる

セルター外相が僅か十五時間のモスクワ滯在で廿五日急遽タリンに歸國したのはソ聯側から緊急重大要求を受けこれを閣議に諮るためと一般に見られてゐる、この重大要求の内容は明かにされないが最後通牒的性質を帶びるもので、エストニアが大戰前迄帝政ロシアの領土であつた關係上これは恐らくエストニアの領土に關するものと見られる、尙ソ聯各紙は廿六日ソ聯はエストニア領内に海軍根據地建設、エストニア外國貿易の全權掌握等の諸要求を提出してゐる旨公然論じてゐる

ニューヨーク【九・二六】ニューヨークに達したUP通信ブカレスト電によればソ聯はエストニアに對しソ聯のレニングラード港の死命を制するフインランド灣内エストニア領三つの島の要塞防備の即時撤去を要求したといはれる

コヴノ【九・二六】エストニア外相セルター氏がモスクワから急遽豫定を變更して歸國した事實はソ聯エストニア間の危機を物語るものとして注目されてゐるが、廿六日タリンよりコヴノに達した情報によればソ聯エストニア兩國間の問題解決のため近くエストニア首相エーンパル氏がモスクワに乘込むことになつたと云はれる、而して傳へられる所によればソ聯政府はエストニアに對して廣汎なる政治經濟協定の締結を要望してゐると云はれるが、右協定はエストニアに自由港地域を設置すること並に同地域内にソ聯權益擁護のためソ聯軍が兵營を設置する權利を承認することの二條項を包含するものと信ぜられてゐる

エストニア政府緊急閣議召集

コペンハーゲン【九・二六】タリンよりの電話情報によればセルター・エストニア外相はモスクワより急遽歸還後大統領コンスタンチン・パエツ氏軍總司令官ヨハン・ライドナー將軍等と協議を遂げ緊急閣議を召集した而して政府代辯者はソ聯軍がエストニア國境に集中せる事實なしとしてゐるが國内の緊張は一方でない、一方リガ情報によるとソ聯政府は可成り廣汎且深刻な要求を提出した模樣で少くとも修交通商協定交渉が行き惱みとなつてゐることは事實と言はれる、ポーランド潜水艦エストニア脱出以來ソ聯・エストニア間に面白からぬ空氣のあるのは確かで、エストニア領全部が大戰前は帝政ロシアのものであつたゞけに無氣味な空氣が感ぜられてゐる

タス通信コミユニケを發表

モスクワ【九・二六】タス通信社は廿六日ソ聯エストニア間の交渉に關してコンミユニケを發表、エストニア官憲のポーランド潜水艦脱出默認事件を痛烈に非難したが、殊に右コンミユニケがソ聯領海の安全確保は現下の最重要問題なりとなしたことはソ聯のエストニアに對する重大要求提出説が流布される折柄これを裏書きするものとして注目される、コンミユニケ要旨左の通り

モロトフ外務人民委員とセルター・エストニア外相間の廿四日の會談はポーランド潜水艦のタリン港脱出事件に關するエストニア側の説明によつて始められたがこれに對するエストニア側の説明は極めて不滿足なものであつた、エストニア側の説明によれば該ポーランド潜水艦がエストニア領海に入つた時には機關に重大なる損傷を受け殆ど航行不能の狀態に陷つてゐたと云はれるが、斯る狀態に於て損傷を受けた潜水艦がエストニア官憲の監視を逃れタリン港外に脱出することは諒解し得ない所であり該潜水艦がタリン港に於て修理を受け恐らく燃料迄補給されて逃走し得たものと信ずべき根據がある一方レニングラードよりの報告によれば同地沿海監視隊は本廿六日望遠鏡を以て國籍不明の潜水艦がルガ灣（フインランド灣の深部）上二箇所に游戈するのを認めたと云はれる、以上の理由によつて國籍不明の潜水艦若干がエストニア沿岸附近の何處かに秘密根據地を有して活躍してゐるといふ結論も

生じて來る、斯る情況の下にあつては秘密潜水艦の誘致攻擊運動に對してソ聯領海の安全を確保することは現在最も重要な問題である

ソ聯エストニアの波潜水艦保護に不滿

モスクワ【九・二七】タリン港を脱出したポーランド潜水艦の處置に關するエストニア政府の對ソ聯回答を不滿とするソ聯政府は廿六日「エストニア當局は右潜水艦に對して修理、燃料提供の便を與へ今尚之に根據地を提供してゐるものと見られる節あり赤色海岸は之が防衛を嚴重にせざるを得ない」と公表した

エ軍部强硬決意放送

タリン【九・二七】ソ聯エストニア兩國關係の緊迫化してゐる折柄、エストニア國防軍司令ライドナー將軍は廿七日午前ラヂオを通じ全國民に對し國民の冷靜を要望すると共に一旦侵略を受けんがエストニア軍は斷乎防衛戰に蹶起すると左の如く强硬決意を表明した

現下の歐洲戰爭に當り國内を平穩に保ち冷靜を持することは交戰國民よりも寧ろ中立國民にとり必要である、バーエツ大統領及び政府はエストニアが現在の紛爭に捲き込まれぬ樣最善の努力を盡くす決意である、我々はこの努力の成功を希望するものであるが一旦攻擊を受けることあらんか、廿年前エストニア獨立戰爭に於けるが如く斷乎祖國防衛戰に蹶起するものである

エストニア、ソ聯に抗議

タリン【九・二七】エストニア政府は廿七日エチス通信社を通じ廿六、七の兩日數回に亘りソ聯軍用機がエストニア領空を侵犯せるに對しエストニア政府はソ聯に抗議したと發表した

エストニア外相再度訪露

タリン【九・二七】セルター・エストニア外相は廿七日タリンより一路飛行機でモスクワに向つた、セ外相は同日午後五時半モスクワに到着する筈であるが、昨廿六日重要情報を齎して急遽歸國したレイ駐ソ大使並にウルオス下院議長、國際法の權威として知られるピープス・タリン法科大學長等を同道してゐるところから見てモスクワに於ては相當重大な交渉が行はれるものと見られる、一方消息通筋の傳へる所によればエストニア官憲はソ聯政府がセルター外相に對してエストニア海港の使用に關する優先權並にエストニア海岸にソ聯の海軍根據地の建設を承認するよう要求したとの報道を確認してゐる

モスクワ【九・二七】エストニア外相セルター氏は廿七日レイ駐ソ公使ウルオス下院議長ピープス・タリン法科大學長及びニキチンソ聯公使等を帶同特別仕立の飛行機でタリン出發、再度モスクワに赴いたが、午後六時リツベントロップ獨外相歡迎の獨ソ兩國々旗の渦卷くモスクワ飛行場に到着した

ソ聯のバルチツク海政勢急調

ストツクホルム【九・二八】ソ聯汽船メタリスト號撃沈事件を契機としてソ聯のエストニアに對する壓力の加重は早くも豫期された所であるが、廿八日當地アフトンブラデツト紙は果然ソ聯のエストニアに對する示威、エストニア領内にソ聯港灣設置協定成立說等を暴露しソ聯のバルチツク海への攻勢の急調に各方面を驚かしてゐる、同紙所報左の通り

エストニア政府は同國沿岸に不凍港を構築せんとするソ聯政府の提案を受諾した、これと共にソ・エ兩國間には廣汎なる範圍に亘る通商關係の變更が行はれるものと見られる一方ソ聯はバルチツク艦隊を總動員して出動準備を完了して居りソ聯軍艦數隻は潜水艦を從へて廿八日午後クロンシュタツト軍港を出發ソ聯汽船メタリスト號を撃沈したと信ぜられるポーランド潜水艦オルゼル號の捜索を開始した、更にエストニア沿岸を巡邏するソ聯海軍部隊は同日更に强化されて居る、他方ソ聯陸海軍飛行機は廿七日ナルヴア、タリン上空を飛翔したがエ國側は軍最高司令部よりの命令により一發も之に對して發砲し得ずソ聯の同國に對する示威は日に〳〵急調を示してゐる

ソ・エ兩外相重要協議

モスクワ【九・二八】エストニア外相セルター氏は廿七日夜クレムリン宮に於てモロトフ外務人民委員と重要協議を行つた、會談内容に關しては種々取沙汰されてゐるがエストニア公使館では會談内容に關しては一切觸れるのを避けてゐる、一部にはソ聯エストニア間の軍事同盟締結說が噂されてゐるが眞僞の程は不明である

▲バルチツク海要衝をソ聯に讓渡か

リガ【九・二八】エストニア外相セルター氏のモスクワ訪問を續つてソ聯の對エストニア要求提示說が漸次有力化してゐるが廿八日ラトヴイア政府方面よりの非公式情報によれば今回モスクワに於てソ聯エストニア兩國間に協定成立しエストニアはソ聯に對しリガ灣を制壓すると共にフインランド灣及びボスニア灣の咽喉を扼するザールマー島の海軍及び空軍基地を提供することになつたといはれるソ聯はエストニアの右重要軍事基案を受諾した、これと共にソ・エ兩國間には廣汎なる範圍に亘る通商關係の變更が行はれるものと見られる一方ソ聯はバルチツク艦隊を總動員して出動準備を完了して居りソ聯軍艦數隻は潜水艦を從へて廿八日午後クロンシュタツト軍港を出發ソ聯汽船メタリスト號を撃沈したと信ぜられるポーランド潜水艦オルゼル號の捜索を開始した、更にエストニア沿岸を巡邏するソ聯海軍部隊は同日更に强化されて居る、他方ソ聯陸海軍飛行機は廿七日ナルヴア、タリン上空を飛翔したがエ國側は軍最高司令部よりの命令により一發も之に對して發砲し得ずソ聯の同國に對する示威は日に〳〵急調を示してゐる

☆ソ・エ相互援助條約並通商協定成立

ソ聯政府コンミュニケ

モスクワ【九・二九】ソ聯政府は廿九日早曉タス通信社を通じソ聯エストニア相互援助條約並に通商協定の締結に關し左の如く發表した

モロトフ外務人民委員とセルター エストニア外相は去る九月廿四日から廿八日までモスクワに於てソ聯及びエストニア兩國間の相互援助條約並に通商協定締結に關し交渉を重ねた、交渉にはソ聯側よりスターリン黨書記長、ミコヤン外國貿易人民委員、エストニア側よりエストニア國民議會議長ウルオス教授、ピープ教授並にエストニア駐ソ公使レイ氏が參加した、結局交渉は廿八日相互援助條約並に通商協定の正式調印により完了した

ソ・エ相互援助條約全文

モスクワ【九・二九】ソ聯政府は廿九日早朝ソ聯エストニア相互援助條約の内容を公表したが條約全文左の通り

第一條　締約國は歐洲兩强國の或る國が兩締約國のバルチツク海に面する海上國境ラトヴイア共和國と接する陸上國境及び第三條に明記された軍事基地に對し直接的侵略を加へた場合、又は侵略の脅威がある場合相互に軍事的援助を含む凡ゆる援助を爲すべきことを約す

第二條　ソ聯はエストニア陸軍に對し有利なる條件を以て軍備並に軍用資材の供給につき援助を行ふ

第三條　エストニアはソ聯に對しザールマー島（オーゼル島）ヒーウマー島（ダゴ島）のエストニア領島嶼及びバルチスケ港（バルチツク・ポート）に海軍及航空基地を設置するため適當の對價を支拂つて租借する權利を保障す

海軍並に航空基地の明確なる地點並にその區域は相互間の協定により之を決定す

而して海軍並に航空基地警備の爲めソ聯は右基地に對し嚴重に制限せられたる一定數の地上兵力及び空軍兵力を自己の費用に於て駐屯せしむるを得、駐屯兵力數に關しては別の協定によつて之を規定するものとす

第四條　兩締約國は締約國の一方を目標とせる如何なる同盟乃至聯合にも參加せざるべきものとす

第五條　本條約の實施は如何なる場合に於ても兩締盟國の主權特にその經濟組織乃至國家組織を侵害するものに非ず、從て第三條に規定せられたるソ聯海軍並に航空基地は依然エストニア共和國領土たるべきものとす

第六條　本條約は批准書の交換と同時に効力を發生す、批准書交換は本條約調印後六日以内にタリンに於て行はるべきものとす

本條約有効期間は十ケ年とし締約國の一方が本條約の必要を認めざるに至つた場合には期限滿了前一ケ年の豫告を以て廢棄し得るものとす、若し何れの締盟國よりも廢

棄通告なき場合本條約の有効期間は自動的に更に五ケ年間延長されるものとす

第七條　本條約の原本二通は一九三九年九月二十八日夫々ロシア語並にエストニア語を以て作成せれたり

ウイアチエスラフ・モロトフ
カレル・セルター

ソ、エ通商協定内容

モスクワ【九・三一】ソ聯政府は廿九日ソ聯、エストニア相互援助條約と共にソ・エ新通商協定の内容を發表したが、その要點次の通り

一、ソ・エ兩國政府は兩國間の貿易額を從來の四倍半に增加し、その額を一ケ年三千九百萬クローネに決定す

一、エストニアはその物資をソ聯領内の鐵道並に水路を通じてムルマンスク（北氷洋）ソロカ（白海）並に黑海に輸送し得る利便を與へらる

一、ソ聯はその物資をエストニアの海港を通じて輸出し得

ソ・エ條約ソ聯側批准

モスクワ【九・二九】ソ聯最高會議幹部會は廿九日ソ聯エストニア相互援助條約に批准を了した、一方モロトフ外務人民委員は同夜エストニア外相セルター氏を主賓とする盛大な晩餐會を開きソエ兩國の交驩を遂げた、なほセルター・エ國外相の一行は卅日朝空路歸國の筈である

ソ聯代表タリンを訪問せん

モスクワ【九・三〇】廿八日成立を見たソ聯、エストニア相互援助協定に關してはソ聯側は既に批准を了しエストニア側も今明日中には批准を行ふ筈であるが、確聞するにエストニア側の批准終了と共にソ聯軍事使節團が明一日若くは二日エストニアの首都タリンを訪問することに決定したと云はれる、右のソ聯軍事使節團は相互援助協定に基いて建設されるエストニア領内に於けるソ聯海軍根據地の豫定地の視察を行ふ筈である

セルター外相歸國

モスクワ【九・三〇】ソ・エ相互援助條約を締結したエストニア外相セルター氏は卅日午前九時卅分國會議長ウオスル教授ビーブ教授を伴ひモスクワ發飛行機で歸國の途に就いた

ソ・土交渉

土外相訪ソ

アンカラ【九・二一】サラジョグル土外相は廿一日夜アンカラ出發モスクワ訪問の途に上つた、サ外相は廿三日オデツサ着の豫定であるがモスクワ到着の日時は目下ソ聯軍隊の輸送に依る運轉系統混亂の爲不明である、アンカラ出發に際してサ外相は訪ソの使命に關し次の如く語つた

トルコがソ聯と常に友好關係に在ることは周知の事實である、余今次のモスクワ訪問はソ聯政府からの招待によるものであり、又ポチヨムキン外務人民委員部次長が過般アンカラを訪問されたのに對する答禮でもある、余の訪問によりエソ兩國の親善關係はこゝに再確認されることゝならう

モスクワ【九・二四】トルコ外相サラジョグル氏はモスクワ訪問の途次廿四日黑海北岸のオデツサに到着した、サ外相の訪露を繞つてモスクワ外交界では種々の觀測が行はれてゐるが消息通の間ではトルコ外相今回のモスクワ訪問の使命はソ聯のダルダネルス、ボスホラス兩海峽に對する特殊權益を考慮して現在の歐洲紛爭に於けるトルコの中立を表明するにあるとの見方が有力化してゐる

モスクワ【九・二五】モスクワ訪問のトルコ外相サラジョグル氏は廿五日午後九時半オデツサよりモスクワ停車場に到着した、驛頭にはポチヨムキン外務人民委員部第一次長、デカノゾフ第二次長、バリコフ儀典局長及びスウオロフ・モスクワ衞戍司令官、駐ソ・トルコ大使アパイデイン氏始め近東、バルカン諸國の大公使連が賑々しくこれを出迎へた、サラジョグル外相とソ聯政府當局との會談に關し外交消息通は次の如き豫測を行つてゐる

一、ソ聯側からはソ聯の利益に反する凡ての國家の船舶に對しダルダネル海峽を閉鎖する樣トルコの保障を求める

一、これに對しトルコ側からはドイツの對土攻擊に對しトルコを保障するやうソ聯の保障を求める

▲ソ、土交渉に對する觀測

パリ【九・二一】ソ聯の歐洲戰爭介入の意圖が愈々明瞭となりつゝある折柄サラジョグル土外相のモスクワ訪問はトルコの獨ソ陣營接近を意味するものとして異常の注目を浴びつゝあるがパリ外交界は廿一日トルコ外相のモスクワ訪問の使命はボスホラス、ダルダネルス兩海峽に對するソ聯の眞意を打診するに在ると左の如く觀測してゐる

サラジョグル土外相今回のモスクワの訪問は過般ポチヨムキン外務人民委員部次長のアンカラ訪問に對する答禮と公表されてゐるが恐らくサラジョグル外相はこの機會にボスホラス、ダルダネルス兩海峽の地位決定に關するソ土兩國間の相互的立場について協議を進めることになならう

ブカレスト【九・二六】當地外交消息通は目下ソ聯とバルカン諸國の間に戰爭の東南歐洲に波及するのを阻止するための協定締結が計畫され目下下交渉が進行中であると傳へてゐる、卽ち新協定はバルカンの現狀維持を目的とする相互援助の確立が主眼で或は廿八日行はれるべきモロトフ、サラジョグル最後の會見も延期されるのではないかといはれる

▲土外相歡迎午餐會　モスクワ【九・二七】サラジョグル土外相のモスクワ訪問を機としアクタイ駐ソ土耳古大使は廿七日同外相のため歡迎午餐會を開催したが、右午餐會はソ聯側からモロトフ外務人民委員、ワラシーロフ國防人民委員、ミコヤン外國貿易人民委員、ポチヨムキン、デカノゾフ、ロゾフスキーの三外務人民委員部次長、テレンチエフ駐土ソ聯大使等、トルコ側からは大使館員一同が出席盛大を極めた、席上モロトフは今回のサラジョグル土外相の來訪を機としてダーダネルス海峽に關する重要取極めを成立せしめんと企圖しつゝあると云はれるが、一方外交界の一部ではソ聯・トルコ兩國の指導權の下にバルカン近東ブロツク結成の可能性ありと豫想してゐる向きも多い、尙トルコ使節團はモスクワ滯在は三日に過ぎざる旨發表した

モロトフ・サラジョグル會談

モスクワ【九・二七】目下訪ソ中のサラジョグル土外相は廿七日トルコ大使館にモロトフ外務人民委員を招待し午餐を共にしつゝ會談を遂げた、モロトフ、サラジョグル兩國外相の會談は既に廿六日午後と夜と併せて三回に亘つてゐるが終始至極友好的雰圍氣裡に順調に進捗してゐる模樣である、尙サラジョグル外相のモスクワ滯在は三日間と發表され廿八日夜にはモスクワ出發歸國する豫定であつたが、確聞するにリツベントロツプ獨外相がソ聯政府の招請に依り廿七日モスクワに急行した事實に鑑み豫定を變更若干滯在日數が長引き、或は廿八日行はれるべきモロトフ、サラジョグル最後の會見も延期されるのではないかといはれる

ソ土交渉再開

モスクワ【九・二九】獨ソ新協定成立と共にソ聯政府は直ちに目下モスクワ滯在中のサラジョグル外相以下トルコ外交代表との折衝を再開したが、右交渉の內容に關してはソ聯はトルコに對しダルダネルス海峽の部分的支配權を要求するであらうとの噂が專らである、一方傳へられるが如きルーマニアに對するソ聯のベツサラビア返還要求は未だ時期尙早と見られ寧ろソ聯はエストニアに次ぎリト

アニアに對しバルチック海及フインランド灣制壓に便利な强固な足場を獲得せんと希望してゐると見られる、モスクワ駐在の英佛外交官も獨ソ新協定の成立を見るに至り漸くソ聯が本當にドイツの味方をしてみることが分り若し英佛がポーランドを戰前の狀態に恢復せんとする戰爭目的を放棄せざる限りソ聯と英佛との關係は今後急速に惡化するの可能性ありと憂慮の色を示してゐる

土外相一日歸國か

モスクワ【九・三〇】モスクワ滯在中のサラジョグル土外相は卅日午後六時トルコ大使館にシーズ英大使、ペイヤール佛代理大使を招待會談を遂げた、サラジョグル外相訪ソの目的は獨ソ土三國交渉開始にありと傳へられるにも拘らず、未だモロトフ外務人民委員との會談をも行はず、明一日モスクワ出發歸還の途につくといはれ、モスクワの外國人筋ではソ聯政府がトルコに對し現存の英佛土協定と兩立せざる協定の受諾、若しくは英佛土協定の廢棄を要求したとの說には多大の疑問を持ち、サラジョグル外相は單にソ土親善强化の使命を果して歸國するのではないかと見てゐる

ソ・勃接近

勃ソ空路開設協議

ソフイア【九・二四】ブルガリア民間航空代表ボイデツフ大佐外四名の飛行將校は廿五日特別仕立の飛行機でソフイアを出發モスクワに向つた、一行はモスクワ到着の上ソ聯當局とモスクワ—ハリコフ—オデツサ—ワルナ(ブルガリア)—ソフイア間の定期旅客飛行開設に就き協議する筈である

モスクワ【九・二六】ソ聯・ブルガリア間の定期航空路開設につきソ聯當局と協議するためモスクワに乘り込んだブルガリア民間航空代表ボイデツフ大佐一行の動靜は極めて注目されてゐるが同大佐は愈々明廿七日モスクワ着右折衝を開始するものと豫想される、尙右と關聯して曾て喧傳されたソ聯・ブルガリア間の通商協定締結說が再燃し始め、未だそれはブルガリア公使館筋の確認するところとはならぬがモスクワ消息通筋ではこの種協定が締結される可能性は頗る大きいと見てゐる

勃ソ通商交渉進む

ブダペスト【九・二八】最近バルカン情勢の緊迫と共にソ勃兩國は漸次接近の兆を見せつゝあるが、確聞するにソ勃兩國政府は今回通商條約締結につき意見の一致を見た模樣で目下案文の起草を急ぎつゝありといはれる、右通商條約の內容はソ聯がブルガリアに對し石油、機械、機關車及び農業用器具を供給し、一方ブルガリアはソ聯に對し煙草、織物及び蔬菜を供給するものと見られる

勃、イラン公使ソ外相訪問

モスクワ【九・二六】アントノフ駐ソ・ブルガリア公使、サエド駐ソ・イラン公使は廿八日相次いでクレムリン宮にモロトフ外務人民委員を訪ひ要談を遂げた、サラジョグル土外相がモスクワに赴いて重要會談を行ひつゝある際とて右會談は重視されてゐる

ソ聯駐勃大使任命

モスクワ【九・二六】ソ聯政府は廿八日付を以て新任駐勃ソ聯公使に現外務人民委員部東歐局長ラウレンチエフ氏を任命した旨發表したモスクワ【九・二七】駐勃ソ聯公使は昨年前任者ラスコリニコフ氏の罷免以來空席の儘になつてゐたが、最近バルカン情勢の緊迫化に鑑みソ聯政府は近く現外務人民委員部東歐局長ヨセフ・ラウレンチエフ氏を新公使に任命することになつたと確聞する

勃首相ソ聯訪問の豫定

ソフイア【九・二八】廿八日ブルガリア政界よりの情報に依ればブルガリア首相兼藏相キオセイヴアノフ氏は來る卅日ソ勃通商協定調印のためソフイア出發モスクワに赴く豫定といはれる、キオセイヴアノフ首相今回の訪ソはアントノフ駐ソ公使任命と共にソ勃兩國の接近を示すものと解され時節柄注目されてゐる

ソ・羅相互中立

ブカレスト【九・二六】最近ソ羅國交關係に關し各種の流說が行れつゝある折柄ルーマニア政府は廿六日ソ羅兩國は協力して爾今相互に嚴正中立の基礎に於いて國交調整を圖ることゝなつた旨左の如く發表した

デイアノ駐ソルーマニア公使は過日モロトフ外務人民委員よりソ羅國交調整に關するソ聯政府の見解に就き公式開陳に接した結果ソ羅兩國政府は共同して爾今兩國關係の調整を相互に嚴正中立を基調として行ふべきことを決定した

▲ソ聯軍ベツサラビア侵入說を羅政府否定　ブカレスト【九・二六】ソ聯軍のベツサラビア侵入說に關しルーマニア陸軍參謀本部は廿六日「ソ羅兩國軍は極めて友好的關係にありソ聯軍は何れの國境地點に於いてもルーマニア領に侵入したる事實なし」と公式に否定したが右と同時にルーマニア政府當局も本件並にソ羅國境閉鎖說を否定し左の如く發表した

一、ソ聯軍がベツサラビア國境に向け進軍中との說あるもかゝる事實なし

一、ソ羅國境は何れの點に於いても閉鎖され居らず

一、オデツサ港は閉鎖され居らず

羅外相モスクワ訪問

ブカレスト【九・三〇】ルーマニア政府は卅日ガフエンコ外相は外務省員を帶同十月二日モスクワを訪問する旨發表した、確聞するにガフエンコ外相今回のモスクワ訪問は目下モスクワに於いて開始されてゐるソ聯・トルコ・ドイツ三國會談に參加しルーマニアの對外問題の調整を計るものと解される、又官邊の情報に依ればルーマニア政府は既に第三國を通じソ聯はベツサラビア地方奪還の意向を有しない旨のソ聯の保障を接受したといはれる

ソ洪外交復活

ブダペスト【九・三〇】一九三九年一月防共協定にハンガリーが參加せる際ソ聯側から斷絕せるソ洪兩國の外交關係はこの度復活され活潑なる國交が回復された旨發表された、洪ソ外交關係再開に伴ひワルシャワ駐劄參事官クリストフイ氏が新任駐ソ公使に任命されソ聯政府は既にアグレマンを與へた旨同時に發表された

ソ聯の進出とバルカン諸國の動向

ブカレスト【九・二七】ソ聯軍のベツサラビア方面進駐說をめぐつてルーマニアを始めバルカン諸國に衝擊を與へてゐるが右は英佛側の宣傳デマとなすものあり眞僞の程は捕捉し難い然しながらブカレストに達した情報によればベツサラビア方面には大した變化なくたゞ舊ポーランド領とルーマニアの國境地帶に五個師團のソ聯兵が駐屯してゐると傳へられる、今ソ聯のバルカン進出問題をめぐる各國の動向を綜合すれば左の如し

一、ルーマニアは北方ポーランド領がドイツ領とならずソ聯が占領したゝめドイツの直接の脅威を避けることが出來た今日對ソ關係の調整が緊急且つ重大となつた、これに成功すればある程度の安全感を保ち得るから努めてソ軍進入の口實を與へまいとし早くもベツサラビア方面のロシア少數民族に對する優遇策を種々講じてゐる、對ソ關係の調整といふことはルーマニアにとつて讓步を意味するがこれは大して困難ではあるまい、ルーマニアは現在ドブルジア及びハンガリー方面に主力を置いてゐるが前回の歐洲大戰參加にも二ケ年を要した同國は今回はそれ以上の愼重な政策をとると見てよい

一、ブルガリアは軍備の上からも財政的にも單獨では軍事行動をとれずハンガリーはドイツに氣が許せないのでこれまた思ひ切つた行動を躊躇せねばならぬ形勢にある、ルーマニアの對ソ關係調整に便乘して何か要求を提出しはせぬかとの觀測もあるがまだその動向は明かでない

一、ヨーロッパの政戰兩局はソ聯の介入によつて豫出斷來ぬがバルカン諸國は今後の英佛對ドイツの關係如何、兩陣營の色分け、米國イタリア等の中立國が結局何れの陣

營に歸着するかこれらの見究めがつくまで自己の態度を決定せず輕卒早急な行動を控へてゐる、一般にバルカン諸國には戰爭回避の理智が相當に働いてゐる

一、ソ聯のバルカン政策についてドイツとの間に果して諒解が出來てゐるか否か疑問だ、ソ聯はこの機會を大戰にまで持つて行く樣に利用せぬ譯はなくベツサラビア問題の如きは大きな政治的目標にはなつてゐない樣である、トルコを押へてブルガリアに軍事援助のモスチユアを示してゐるのもこの現はれではないか、ソ聯の兵力集中も今後この方面に對する活動を活潑ならしめんとする意圖のあらはれであるといはれてゐる、ソ聯は大戰の導火線に點火すべく全機能を動かしてゐるといふのが一般の觀測である

一、要は英佛の決斷如何にあり英佛が些かでも決斷を鈍らせばソ聯とドイツのヨーロツパ覇權確立といふ大展開を示すかも知れぬ情勢にある

ソ聯の動向

ソ聯動員を布告

モスクワ【九・三】ソ聯最高會議幹部會は廿三日現下の大動員に關し布告を發しソ聯人民に對して今次の動員は相當長期に亘る旨を暗示した、布告次の如し

國際情勢が極めて緊張せるに鑑み九月七日の特別召集令によつてモスクワ、カリーニン、レニングラード、白ロシア、キエフ、ハリコフ、オルロフ各軍管區より動員されたる豫備兵は今後軍當局より新たなる指令を見るまでは當分動員を解除されないであらう、但し服務期間終了後は勞働者並に職員いづれもその原職に復せしめられるであらう

ソ軍百箇師團境に集結

モスクワ【九・六】ソ軍のベツサラビア進駐説に關しモスクワに於ける觀測に依れば北はエストニアより南はルーマニアに至る國境に集結されてゐるソ軍兵力は既に百箇師團を超えてゐると考へられてゐる、而して中四十箇師團はルーマニア國境地區に在るか若しくは同方面に移動中と云はれるが傳へられる如きベツサラビア進軍の報は未だ全くない

▲歐洲疲弊を待つてソ聯世界革命に乘出さん（米官邊觀測）ワシントン【九・二】ポーランド進擊を機とするソ聯の歐洲戰爭介入に關しソ聯の意圖する役割が那邊にあるかワシントン政界には種々の觀測が行はれてゐるが、凡べての觀測は歴史の進路はモスクワの決定如何に依つて大いに變更するだらうといふ點に一致してゐる、ソ聯今後の動向につき二十日AP通信ワシントン支局が某國務省高官の觀測として傳へるところに依れば、ソ聯はヒトラー總統をして歐洲戰爭を引き延ばしめ列國の疲弊を待つて世界革命を宣言するのではないかといはれる、右通信ワシントン支局の報道要旨左の通り

一、國務省高官は廿日AP通信記者に對し獨ソ兩國は英佛兩國を潰滅し歐洲を獨ソの間で分割する取引をしてゐるらしいと前提し將來の事態の發展の見透しにつき左の五點を擧げてゐる、即ち

一、獨ソ兩國はルーマニアを征服し、ソ聯はベツサラビアを獲得し他方ドイツは殘りのルーマニアを取得によう

一、ソ聯はトルコを誘ひ英佛との關係を放棄せしめよう

一、イタリアは恐らく獨ソ兩國側に引き込まれよう

一、ソ聯はアフガニスタンを經てインドに侵入しよう

一、ソ聯は日本と不可侵條約を締結し日本は極東に於いて英佛兩國粉碎を援助しよう

これに對し他の一國務省員はソ聯はそう永續的にドイツの勢力擴大を欲するとは思はれないが、歐洲戰爭を引き延ばすためヒツトラー總統を援助し以て歐洲の疲弊を俟つて世界革命を宣言するのではなからうかと見解を述べた

▲伊、ソ聯勢力の南漸を重視　ローマ【九・二四】ポーランドに侵入したソ聯軍はルーマニア國境地帶を完全に封鎖したが、同時にソ聯軍はルーマニア東部國境一帶にも動員されソ聯軍のルーマニア進擊體勢が完了したと見られてゐる、斯くてバルカンの形勢はドイツよりもソ聯勢力の南漸により脅かさるゝに至りバルカン問題に無關心たり得ぬイタリアに於てはバルカンに對するソ聯の態度、特にソ聯とルーマニアの關係が最も注目され、西部戰線の戰況如何によつてはバルカンの危機立ち所に到るべしとの觀測が有力化してゐる

▲ソ聯の進出に隣接各國戰々兢々　ベルリン【九・二六】ソ聯軍は獨ソ間の占據地帶協定に基き既にドイツ軍と交代し協定線迄進出した模樣であるが、當地外交消息筋はソ聯政府は英佛兩國が逡巡してゐる好機を捕へ獨ソ親善の擬裝にかくれて一擧にバルチツク三國並びに東部ルーマニア（ベツサラビア地方）の併合を敢行するのではないかと觀てゐる、ソ聯政府は去る十五日モスクワ以西各軍管區に戰時動員を行ひ獨ソ協定に依つて東部ポーランドに進入すると同時にレニングラード南方及び北ポーランドよりバルチツク三國々境に續々大軍を集結し、一方ウクライナ方面にも有力部隊を南下せしめてルーマニア壓迫の態勢を示してゐる、而も是等各方面のソ聯軍の動きは數日前より益々活潑となり一觸即發の形勢に入つたが、之等の諸國は今や英佛の援助を賴む便もなく又ドイツは沈默を守るのみなので極度に狼狽し爲すところを知らぬ有樣である、最近エストニア外相及びトルコ外相が急遽モスクワを訪問し、ルーマニアがソ聯の進出と共に從來反ソ分子と觀られてゐた外相の更迭を斷行したのも何れもソ聯にバルカン進出の企圖放棄を哀願してゐるものに他ならぬが、スターリンは英佛の進攻を抑止してゐるドイツの軍備を利用してロシア民族の大同團結といふ名目の下に勞せずして隣接各國を一擧に席卷するの決意を固めてゐるといはれてゐる

英佛外務當局ソ聯大使と會見

ロンドン【九・二四】ハリフアツクス外相は廿三日夜マイスキー駐英ソ聯大使の來訪を求め最近の歐洲並に極東情勢に關し長時間に亘つて會見を遂げたが、右會見の席上ハリフアツクス外相はマイスキー大使に對しソ聯政府が將來の政策に關する情報を提供されんことを要請しこれに對しマイスキー大使は可及的速かに回答すべき旨を約した、斯く廿三日の會談に於ても英國政府はソ聯に對し特別の强硬態度を示さなかつた模樣で依然英國が對ソ宣戰布告を行ふ形勢は見えないが、政界の一部では英國が若し公式にソ聯の對波行動は英佛の對獨戰と無關係なる旨聲明することとなれば英佛が今次大戰に勝利を得てポーランド再建に着手する際多大の支障を來たすこととならうと警告してゐる

パリ【九・二五】フランス外務次官シャンプティエ・ド・ブリズ氏は廿五日午前外務省にスーリツツ・ソ聯大使の來訪を受け長時間に亘つてソ聯のポーランド進入問題につき懇談を遂げた、ハリフアツクス英外相も廿四日マイスキー駐英大使と會見して居り右會見は英佛兩國が躍起となつてソ聯の眞意を知らうと努めてゐる證左として注目される

ソ聯大使英外相と會談

ロンドン【九・二七】マイスキー駐英大使は廿七日午後英外務省にハリフアツクス外相を訪問重要會談を遂げたが、消息通の情報によればマイスキー大使は本國政府よりの回訓に基き英ソ通商交渉再開に關する英國側の示唆に好意的回答を與へたものと傳へられる、但しその際マイスキー大使は英國政府がソ聯に輸入クレヂツトを許容し且つソ聯の重要輸出品を受け入れる事を條件とするものである旨指摘したといはれる、然し乍ら當地外交界ではソ聯の行動には端倪すべからざるものがあるので何れにせよ目下モスクワに於て進行中のリツベントロツプ・モロトフ會談の結果を見た上でなければその眞意を推

測し難いとなしてゐる

英ソ戰時通商協定をソ聯提議

ロンドン【九・二八】マイスキー駐英大使は廿八日ハリフアックス外相を訪問要談を遂げたが右會談に際しマイスキー大使はソ聯は英國と戰時通商協定を協議する意思あることを確言したと云はれる、右提案は未だ熟したものではないが、消息通筋ではソ聯が目下ドイツとの間に八月十九日の獨ソ通商協定の範圍を擴大する爲英國に對し爲したると同樣の提案を爲しつゝあるに鑑み頗る重要視してゐる

ソ聯英國向石油禁輸說

ローマ【九・三〇】獨ソ提携の强化と共に英ソ關係は依然險惡化の形勢にあるが卅日モスクワよりの報道によればソ聯政府は英本國並に屬領に對する石油積出を禁止するに決したと云はれる

バルカンの情勢

ルーマニア　カ首相暗殺さる

ブカレスト【九・二二】ブカレスト放送局は廿一日首相アルマンド・カリネスコ氏が暗殺された旨發表した、カリネスコ首相は内相及び國防的をも兼任し强硬なる反ナチス主義者として知られ内閣組織以來ルーマニアのナチス黨たる鐵衛團の彈壓にその辣腕を揮つて來た人物である

ブカレスト【九・二二】カリネスコ首相暗殺事件の詳報次の如し

カリネスコ首相は廿一日その官邸への歸途午後一時四十五分官邸に近いデムボヴイツア橋に差し掛るや突如三臺の自動車と一臺の馬車が首相の車に近づきその中一臺の自動車が故意に首相の車に衝突して之を止めると同時に馬車はその前方の途を塞いでしまつた、と見る間に殘り二臺の自動車から數名の青年がピストルを擬しつつ跳り出で矢庭に首相の自動車目掛けてピストルを亂射、同乘の警官を即死せしめ運轉手に重傷を負はせて首相には總數十一發を發射、中三發は首相の顔面を貫通首相はその場に斃れた、之と前後してブカレスト市の別の二箇所に於て爆彈を投じたものあり、計畫は明かに政治的危機惹起を目指したものらしいが不成功に終つた、首相暗殺犯人は逃げ惑ふ目擊者達を尻目に現場をのがれ數分後には放送局に現れ守衛に重傷を負はせて放送室に闖入折柄放送中のレコード音樂を中斷し

カリネスコス首相は暗殺された、鐵衛團の一派は遂に彼に死を宣告したのである

と全國民に呼びかけた、それから數分後ラヂオは改めて首相の遭難を發表した、暗殺犯人八名は逮捕されたが犯人はいづれも醫學生でドミトレスコといふ辯護士に率ゐられてゐたことが判明した、犯人等は背後關係はないが曾ての「決死團」の團員であると申立てゝゐる、なほ團長ドミトレスコは六週間程前にカルパトウクライナ方面よりブカレストに歸還したものである

▲「國内極めて平穩」（政府機關通信發表）　ブカレスト【九・二二】カリネスコ前ルーマニア首相暗殺事件に關し政府機關ラドール通信社は廿一日左の如く發表した

ルーマニア首相アルマンド・カリネスコ氏は本日午後二時自宅附近にて暗殺された犯人は鐵衛團員と判明全部捕縛せられた、新内閣は本日午後親任式を擧行し引續き初閣議開催の豫定である、國内極めて靜穩で安寧秩序は完全に保たれてゐる

▲暗殺犯人直ちに銃殺　ブカレスト【九・二二】カリネスコ首相暗殺犯人の一味八名は廿一日夜暗殺現場に引出された群衆環視の中に銃殺された、死體は廿四時間現場に曝し置かれることゝなり鮮血舗道を染め慘鼻を極めてゐる

暗殺は鐵衛團の陰謀

ブカレスト【九・二二】カリネスコ・ルーマニア首相暗殺の背後關係はまだ不明であるが鐵衛團の殘黨一味を中心とする親獨派の一味の仕業なる事は疑ひない所とされてゐる、即ちカリネスコ首相は昨年末内務大臣たりし當時政界に擡頭して來たコドレアヌ一派の鐵衛團を彈壓しその領袖連を逮捕死刑に處し國王カロルの信任を博し總理となつたものであるが、爾來同派殘黨は地下運動を續けてゐた然るに鐵衛團一味はポーランドの壞滅に際し英佛兩國のなすなき態度を知り虎視眈々たる獨・ソ・ハンガリア・ブルガリアの進出に脅え中立の殼に閉ぢこもるルーマニア政權の内部崩壞を圖り飽らずしてルーマニアをドイツの陣營に抱き込まんとしたものと見られてゐる

ブカレスト【九・二二】廿一日暗殺されたルーマニア鐵腕宰相アルマンド・カリネスコ氏は當日ブカレスト市の目貫き通りを自動車で通行中狙擊されたもので犯人はルーマニアのナチス團體たる「鐵衛團」分子に見られてゐる、因に「鐵衛團」はカロル國王のナチ運動排擊の内意を受けた歷代内閣により屢次彈壓を加へられて來たものであるが益々巧妙な戰術によりテロを策動しつゝあつたもので本年一月廿六日廣汎周到な計畫の下に一擧にしてルーマニアの指導地位を獲得しナチス的色彩濃厚な新政權を樹立すべく火焰放射器ほか毒ガス等多數の武器を用意して大陰謀を計畫中であつたところ未然に發覺し、當時クリステイ前内閣の内相たりしカリネスコ氏の指令下に首領ヴアシリー・クリステスキユー以下廿二名の團員を檢擧クリステスキユーは連行の途中拳銃を以て自殺した等の事件があつた

▲ルーマニアの弱體と鐵衛團【九・二二】　ルーマニアの鐵腕宰相カリネスコ首相の暗殺事件を契機として歐洲制覇をかける英獨の鬪爭はルーマニアを引き込まずにはゐない形勢にある、由來ルーマニアは第一次世界大戰の結果大戰肥りをした國家として東北にはベッサラビア、西北にはトランシルヴアニア、南にはドブルジアの三地方を挾んでソ聯、ハンガリー、ブルガリアの諸國と仇敵關係にあり自國の獨立を維持するには强國の援助に俟たねばならない運命にある、加へてその石油、小麥は各强國の垂涎措く能はざるものがある、從つて國内には親英佛派、親獨伊派中立派に分裂しその間絶えず叛亂、政爭を繰り返したのは當然であり漸く一九三八年一月この弊を知つた國王カロル二世はルーマニア軍閥の將軍及び外國資本の侵入に反對する資本家階級を背景として一擧に諸政黨を解散し獨裁政治を樹立し巧妙な外交によつて英佛獨双方に接近し事なきを得て來たのである、然し親佛派の國家農民黨（黨首チチュレスコ氏）及び反ユダヤ主義を以て鳴る國家基督黨も依然勢力を失つてゐない、たゞ今日の如き國歩艱難の時期にあつてカロル獨裁の中立的階調を紊るものは鐵衛團以外にはなからう、此の鐵衛團は一九三一年コルネリユ・ゼリア・コドレアヌ氏に依つて創設された親獨團體で一九三三年十二月十九日時の首相國民自由黨のデユーカ博士暗殺に絡んで彈壓を受け地下團體となつたが、その後國家至上黨（All for the Country）と名乘つて活動を續けてゐた、鐵衛團の徽章は逆卍であり、その政綱も例へば

一、ユダヤ人彈壓
一、ナチス獨裁
一、他黨の解散
一、ドイツ式青年故育
一、フランス式民主主義排擊

等ナチス黨の燒き直して親獨伊を標榜する事勿論である、團員は主として都市の青年官吏士官學生その他農民反ユダヤ牧師よりなり一九三八年一月の總選擧には全投票の一六%を占めて第二黨の勢力を得てゐる、團の運動費はドイツに仰ぎフランス筋の情報では一九三六年には四十五萬弗が支給されたといはれ八十のルーマニア新聞を買收すると共に、機關銃手榴彈を有する有力なテロリスト團を左右してゐる、本年に入つて國家至上黨運動はカリネスコ氏を内相とするクリステア内閣のために大彈壓されその首領コドレアヌ氏は四月廿日クーデター及びドイツより運動費を支給されたとの廉で一味と共に逮捕され十年の懲役に附されたが十月卅

日十三人の同志と共にブカレスト附近ジーラヴァで射殺されてしまつた

因みにルーマニアの總人口及び少數民族の人口左の通り

一、總人口　一千九百萬

一、少數民族計四百五十萬

ハンガリア人　百四十萬（トランスシルヴァニア）

ドイツ人　八十萬（主としてトランスシルヴァニア）

ルテニア人　五十萬（南カルパチア）

ブルガリア人　四十萬（ドブルジア）

ロシア人　三十萬（ベツサラビア人）

ユダヤ人　九十萬

トルコ及タタール人　二十萬

▲各方面の觀測　ローマ【九・三】カリネスコ首相暗殺の報はローマ政界にも多大の衝動を與へたが、一般にこれを切つかけにルーマニア國内のナチス派暗躍は今後相當顯著となりルーマニアは内外から苦境に追込れるものと豫想されてゐる、從つてルーマニアが戰爭に捲込れる危險は著しく増大したものと見られルーマニア國内の動搖は直ちにバルカン諸國に大きな影響を與へるものとして注目されてゐる、殊にソ聯と共にバルカンに最も緊密な關係を持つイタリアとしてはカリネスコ首相の暗殺後に來るルーマニア國内の動向に重大關心を示してゐる

パリ【九・三】カリネスコ前ルーマニア首相暗殺の報はパリ政界に深刻な衝動を與へてゐるが政界消息通筋では今回の事件は親英佛的なカリネスコ前首相がルーマニアの重要物資たる小麥、石油等の獨占を目指して進出し來るドイツの東漸勢力に對し勇敢な抗爭を試み來つた結果ドイツがテロの犧牲になつたものと見てゐる、特に獨波開戰以來ドイツはルーマニアを自國の側に立たしめて南方よりポーランドに對し脅威を加へると共に場合に依つてはハンガリーをも强制して味方に引込まんとの魂膽の下にルーマニアに對し凡ゆる威嚇を試みて來たのであるが遂に成功するに至らなかつた、今やルーマニアは事實上の兩面脅威に曝され一方はドイツより他方はベツサラビア奪回の機を狙ふソ聯の虎視眈々たる監視の下にその獨立は漸く危殆に瀕してゐる、ルーマニアが之等幾多の脅威に對抗してよくその獨立を維持するであらうことは一般に期待される處とはいへ今後益々深刻化するドイツの壓迫に對し何の程度まで堪へ得るかは漸く疑問とされるに至つた

パリ【九・三】獨ソ兩國の脅威に曝されたルーマニアの進退は今や世界の注視の的となつたが、ブカレストからの報道がない爲未だ確乎たる議論をすることは出來ない併し政界消息筋では、ルーマニアを獨ソ兩國間に分割せんとするが如きことはソ聯の容易に同意するものではないとなして居る、即ちもしソ聯がドイツに對し黑海にその出口を供與するならばソ聯としては現在黑海の現狀維持を主張し且バルカン諸國が戰亂に捲込まれざらんことを念願とするトルコをしてソ聯陣營より遠ざけしめる危險を賭することになる、從つて考へられる案としてはドイツは對ルーマニア經濟協定に依りルーマニアの經濟的死活權を掌握すること及ドイツがソ聯に對しポーランド國の廣大なる領土を提供した代償としてガリシア、ルーマニア及カウカサス地方の油田利用の分前を獲得することで滿足するだらうと云ふ事が傳へられてゐる、ソ聯のポーランド進出に對するイタリアの反響は未だ不明であるが、獨ソ兩國の合作はしかく强固ではないが既に獨伊樞軸關係を後方に押し遣つた觀ありとされてゐる

後任首相アルゲセアヌ將軍

ブカレスト【九・三】カリネスコ首相の暗殺はルーマニア上下に深刻なる衝撃を與へたが政府は時局の重大性を慮り直ちに御前閣議を開催、首相後任としてアルゲセアヌ將軍を推しガブリエル・マリネスコ將軍を國防相にイオン・イルクス將軍を内相にその他全部留任するに決定した、新閣僚は同日午後八時卅分親任式を擧行引續き同十時卅一分より初の閣議を開催諸般の重要政務に關し協議を遂げた

▲羅新閣僚横顔　ブカレスト【九・三】ルーマニアの新總理アルゲセアーヌ將軍は第二軍團長で十八年前日本駐在武官たりしことあり昨年十一月迄國防大臣たりし人、内務大臣マリネスコ氏は陸軍將官で警視總監兼憲兵司令官、國防次官を兼ねポランド兵がルーマニア國境に逃げ込んだ時自ら兵を指揮し治安の維持に當つた人で國王の信任厚くルーマニア國の秘密警察を一手に握る勢力者である新總理は極めて溫厚な人格別に異色ある人ではないが嘗つてドイツに駐在したことがあるので何れかと云へばドイツを諒解してゐる方で、後者は專ら國王の命を奉じ反動分子の鎭壓で適當な人である、從つて新内閣の對外政策には著しい變化があるとは思はれないがドイツの氣嫌を損じない穩和な人事であらう

カ首相暗殺を哀悼

ブカレスト【九・三】カリネスコ前首相暗殺事件は時節柄非常な衝動を與へブカレスト市内は戸毎に一齊に弔旗を掲げて哀悼の意を表し三日間歌舞音曲を停止した、町々の警戒は嚴重を極めてゐるが市中は案外平穩で市民もデリケートな内外關係を反映し批判めいた言動を努めて避けてゐる、廿二日の諸新聞の朝刊は事件を報道してゐるのみで背後關係については一切觸れず不慮の死を遂げたカリネスコ首相の血に塗れた死骸の寫眞や暗殺現場、犯人七名を銃殺して路上に放置してゐる寫眞などを大々的に掲げてゐる

▲羅前首相葬儀　ブカレスト【九・二四】去る廿一日鐵衛團員の兇彈に斃された故カリネスコ前首相の遺骸は廿四日國王カロル三世以下ルーマニア政府高官連、各外交團の鄭重なる見送裡に葬儀の行はれるクルチア・デアルゲスに向つた、カリネスコ氏の遺骸は廿四日午後同地に葬られる筈である

鐵衛團の處刑數千に上る

ブカレスト【九・三】ルーマニア政府はカリネスコ首相暗殺事件に絡まる背後關係につき取調べを進めると共に鐵衛團一味に對し峻烈に追求を進めつゝあり報復的處刑を受けた者は既に數千に上つてゐるが、更に取調べは進行中であると云はれる

暗殺事件外國の使嗾なし（政府發表）

ブカレスト【九・三】カリネスコ首相暗殺事件を契機としてルーマニア政府の鐵衛團に對する徹底的彈壓は廿一日夜から開始されミエルキュレアキウクルイ兩地では鐵衛團幹部四十四名、プロエシュチでは卅名以上が逮捕され銃殺されたことが判明した他方首都ブカレスト初め各地方官廳は軍隊に依り嚴重警戒されてゐるが國内一般は平靜で政府はカリネスコ暗殺事件には外國の使嗾なしと發表した

暗殺犯人は獨より流入說

ブカレスト【九・三】ルーマニア政府はカリネス首相の暗殺事件後直ちに全國に亘り鐵衛團關係者一齊檢擧を斷行特に首相暗殺事件の背後關係の有無に就いてはドイツ人商社其他各方面に渉り鋭意嚴重なる捜索を續けつゝあるが、廿三日に至り消息筋の情報によれば右暗殺犯人中の數名は最近までドイツに亡命して居たもので數日前ポーランド避難民の流入に紛れ込んで歸國しブカレストに現れたものであるとの確證が擧げられた模樣である、他方カリネスコ首相暗殺が全國に報ぜられるのと前後して鐵衛團員を多數收容せる政治犯收容所に於ては各所で一齊に暴動が起らんとしたが官憲の爲未然に防止せられたとも傳へられる

ルーマニア内閣更迭

ブカレスト【九・二八】ルーマニア國王カロル二世はカリネスコ首相暗殺後アルゲセアヌ將軍を臨時首相に任命し時局收拾に當らせたが政情漸く安定を見るに至つたので廿八日コンスタンチン・アルゲトイアヌ氏を後繼内閣首班に任命した、依つてアルゲトイアヌ新首相はカロル國王の委囑を受け直ちに組閣工作に着手し即日新内閣を組織同夜親任式が行はれた新内閣は前閣僚に全部留任を求め僅

かに内相及び宣傳相の補充を行つた
に過ぎないが新内閣の内治外交に亘る施政方針はカリネスコ内閣の政綱を踏襲する模様である、尙アルゲトイアヌ新首相は本年六十八歳、下院議員、農民統一黨領袖にして嘗て歴代各内閣に參加し法相蔵相農相及び内相に就任したことあり政界に重きをなしてゐる

ブカレスト【九・二四】カリネスコ前首相暗殺事件勃發するやルーマニア國王カロル二世は一部分子による治安攪亂を防止せんがために直ちにアルゲセアノ將軍をして後繼内閣を組織せしめ專ら鐵衛團の彈壓と治安維持に當らしめたが、ブカレスト政界消息通の間では現内閣は緊急事態に對處する臨時的なものであるから近く軍部出身に非ざる政治家を首班とする新内閣と更迭するであらうとの觀測が行はれるに至つた

羅新首相施政方針發表

ブカレスト【九・三〇】カリネスコ首相暗殺の後を襲ひ新内閣を組織したアルゲトイアヌ新首相は卅日夜非公式に施政方針を發表し、ルーマニアの内治外交政策は從來と變らず唯時局に處するため内政の安定を圖り對外的には嚴正中立を堅持する旨左の如く述べた

新政府の施政方針は前内閣と變らないが國際難局に對處するためには先づ内政の安定を圖らねばならぬ、余は一九三八年の憲法に準據し「國家復興運動」を强化するが、國民は個人的觀念を棄てゝ上下一致團結して國家の自由擁護のために奉仕せねばならぬ、對外的には嚴正中立を守り少數民族を保護優遇し勞働者大衆の幸福を充分考慮する意向である

洪羅國境に空襲準備

アラド（ルーマニア）【九・二六】獨ソ兩軍がポーランド及びハンガリー國境に迫つて戰爭のルーマニア波及が危惧されてゐる折柄ルーマニア政府はハンガリーとの國境一帶の住民に對し嚴重なる防空防火措置を採るよう左の如き命令を發した

一、國境諸都市の住宅は來る卅日迄に全部カーキ色に塗裝、地方空襲準備に入るべし

一、外塀には綠色の藏を付すべし

一、住宅の梁、柱等には防火裝置を施すべし

ルーマニア戰備を進む

ロンドン【九・二六】駐英ルーマニア公使館では廿八日英國在住ルーマニア人にして兵役の義務あるものは十月二日迄に公使館付陸軍武官に對し此の旨報告すべしとの布告を發した、ルーマニア政府は獨ソ兩國が相提携してルーマニアの中立を侵犯するのを惧れ一部動員を實施してゐるが右措置は更に大規模な動員を實施する前提と見られる、尙情報省では廿八日ルーマニア政府が最近英國製ブレンハイム爆擊機十四機を購入、ルーマニア飛行士操縱の下にルーマニア本國に向け空輸せる旨公表した

ハインケル機羅へ空輸

ベルリン【九・二六】ハインケル型單座追擊機十一臺は廿八日ベルリン出發、羅に右輸送の爲ルーマニア空軍當局より派遣されたる飛行士操縱の下にルーマニア向空輸された、右は獨羅通商協定の條項に據るドイツ側の受渡し取引で之れに依つてルーマニア空軍のドイツより購入したハインケル型追擊機は約四十機余に上ると謂はれてゐる

獨羅新通商協定成立

ブカレスト【九・二九】ドイツ政府は戰爭勃發後直ちにルーマニアへ特使を派遣し獨羅兩國の經濟提携を策しつゝあつたが、廿九日政府筋より確聞するに獨羅兩國間には愈々新通商協定が成立、ドイツよりルーマニア向武器飛行機機械其他工業製品輸出額を增加し、ルーマニアは之に對し原料品のドイツ向輸出を增加することゝなつた

一方ルーマニアはベツサラビアの羅ソ國境の防備を强化する爲從來の第五軍團に代ふるに高度機械化第二軍團を以てし同地方官署は一旦緩急の際を慮り其準備の爲政府重要書類を安全地方に移送したと傳へられる

ハンガリー

ハンガリー豫備兵動員

ブダペスト【九・二】歐洲戰爭の餘波はポーランド戰線の一段落と共に潮くバルカン中歐諸國に深刻な影響を及ぼし始めたが廿一日ブダペストのドイツ系新聞の報ずるところによれば中立堅持を聲明したハンガリー政府はこの危機に對處して萬一の事態に備へるため一九一一年、一九一二年、兩クラスの豫備兵を動員するに決したといはれる

獨洪關係も緊張か

ローマ【九・二九】ブダペストよりの情報によればハンガリー議會に於てナチス黨首領フバイ氏が秘密會を開き自黨の被逮捕者の無條件釋放並に政府雇員のナチス黨參加禁止令取消を審議せよと要求し政府黨に多數で否決されるやナチス黨議員は一齊に退場したと傳へられる、この事件はローマ政界の重大關心を惹いてゐるが消息通筋は之をきつかけに獨洪關係が緊張しドイツは一擧ハンガリー制覇を斷行するのではないかと觀測し更にルーマニア問題と共に東歐バルカンの地圖塗替が豫想よりも早い時期に到來するのではないかとも見られてゐる、而してハンガリー議會の此の事件はユーゴースラヴィア、ブルガリア方面にも大きな衝動を與へたものの如くイタリアも事態の成行を極めて重視してゐる模樣である

ブルガリア

獨勃經濟交渉成立せん

ベオグラード【九・二四】廿四日ソフィアよりベオグラードに達した情報によれば目下ソフィアにあつてブルガリア政府と經濟交渉に當つてゐるドイツ通商使節は交渉も略々成立に近づいたので近く歸國することになつた模樣である、ドイツ政府がブルガリアに通商使節を派遣した目的は同國の農產物購入確保にあるものと見られる

反ユダヤ運動を勃政府禁止

ソフィア【九・二八】ブルガリア政府は廿八日國内に於ける非合法的なユダヤ人排斥運動を禁止する事となつた旨公表した

ユーゴー

獨ユ通商交渉開始

ベオグラード【九・二九】ドイツはバルカン諸國よりの物資補給確保に萬全の措置を講じつつあるがベルリンよりベオグラードに乘込んだドイツ通商代表は廿九日ユーゴ政府との間に交渉を開始した、右につきユーゴ貿易相イヴアン・アンドレス氏は語る

ユーゴースラヴィアは最大市場たるドイツを失ふことを欲しないが同時にユーゴ國は飽迄も中立維持を希望するものである

消息筋の情報によればドイツ代表はユーゴーのドイツ向食糧品輸出增加は要求せず銅、鐵、錫、鉛アルミニューム、ボーキサイト等の無制限輸出を希望してゐると傳へられる

ギリシア

ギリシアも物資統制

テテネ【九・三〇】ギリシヤ政府は歐洲戰爭の發展に伴ひ漸く物資補給に困難を感じつつあるものの如く廿三日ガソリン節約の見地から自動車使用制限令を公布し、更に一週四日間生肉の販賣を禁じ、小麥粉缺乏に對處して代用パンの常用を試みてゐる

トルコ

英土協定近く調印

（英側情報）

ロンドン【九・三〇】現下歐洲政局に對する重要役割を演ずるものとしてトルコの去就は各方面より重視され聯合國側何れもその抱込に必死となつてゐるが廿二日英國側は外交筋の情報として去る五月成立の英土暫定相互援助協定が近く正式調印されるであらうとて次の如く報じてゐる

英土協定に就いては其の後兩國間に細目に亘つて完全に意見の一致を見近く機會を見て正式調印の運びに至るものと思はれる右協定に依れば地中海に紛爭發生の場合兩國は常に相互援助の義務を果すと共に英國の對土借款一千五百萬磅を更に一千萬磅增額しうち二百萬磅をフランスより提供する筈である

トルコ英佛に通告說

アンカラ【九・三〇】サラジョグル外相の訪ソによつてトルコの獨ソ兩國へ

の接近は漸く表面化しつゝあるが、三十日確實なる筋より得たる情報によればトルコ政府は三十日英佛兩國に對し英佛が對ソ戰爭を開始した場合には英土、佛土兩相互援助條約によつて生ずべきトルコ側の義務はその效力を失ふものである旨通告したと云はれる

トルコ使節團近く英國へ

ロンドン【九・三〇】當地に達した情報によればオルベイ將軍を首席とするトルコ使節團の一行は懸案中の英土軍事、經濟、財政協定交渉のため來週中にロンドンに乘込む筈である

土外相ルーマニア訪問か

ブカレスト【九・三〇】トルコ外相サラジョグル氏はモスクワよりの歸途二日ルーマニアのコンスタンツアに立寄り同地に於てルーマニア外相がフェンコ氏と會見新情勢に關し協議する豫定であると云はれてゐる

▲トルコを繞る外交戰活潑　ニューヨーク【九・三〇】バルカンを繞る英佛獨ソ伊各國の外交戰は今や眩暈しき迄に華やかなものがあるがニューヨーク・タイムス紙は卅日英佛土三國相互援助條約並に獨土通商協定が近く成立するとの同紙イスタンブール特派員の報道を掲載した、同紙所報左の通り

トルコ官邊よりの情報によれば英佛土三國代表は相互援助條約に關する條約文の起草を完了し現在モスクワにあるサラジョグル外相の署名を待つばかりと成つてゐる、新條約案によれば英佛兩國とソ聯との間に紛爭が發生した場合にはトルコは中立を維持し且つ交戰國船舶のダーダネルス通航に關してはモントルー條約に規定された特權(註)を適用し得べしとの條項が含まれてゐる、而して英佛兩國は更にサラジョグル外相に對して今後締結さるべきソ土相互援助にも同樣友好的乃至中立的條項を挿入する樣要請したと言はれる、尙ほトルコ政府當局は近く獨土通商協定も調印される筈であると言明した

（註）モントルー條約とは一九三六年七月のモントルー會議に於て締結された條約でその目的は同條約第一條に規定される通り

海峽（ダーダネルス海峽、マルモラ海、ボスフォラス海峽を含む）に於ける海路の通過及航行自由の原則を承認且確認する

にあり即ち從來の海峽閉鎖の原則の廢棄である、然しこの際トルコは通過商船に對する課稅權は奪はれたが平時並びに戰時に於ける軍艦の通過に關しては噸數其の他に就き多くの制限を爲し得る特權を得、海峽地帶を再武裝をも認められた

ロンドン【九・三〇】サラジョグル土外相の訪ソの結果、トルコ政府は英佛土相互援助條約並に獨土通商協定が近くした場合には援助義務を履行せざることに決し之を英佛兩國政府に通告したとの情報もあるが、卅日イスタンブールからロンドンに達した情報は之とは全く反對に英佛土相互援助條約はサラジョグル外相のモスクワより歸還を待つて直ちに調印の運びになつて居ると傳へ英國側は之を以てリツベントロップ獨外相のソ土會談を反英佛的方向に導かんとした試みが失敗に了つた證左であるとなし頗る滿足してゐる模樣である、而してトルコ政府に對し曩の二千五百磅のクレヂットの他に更に二千萬磅のクレヂットを追加供與し、而もその中千五百萬磅は現金を以つてする事に同意したと云はれ、一方トルコ政府も現金主義によらざるソ土貿易を拒否したとの情報もある更にトルコ軍事使節團の一行は既にアンカラを出發ロンドンに向つてゐる事實もこれと關聯し注目されてゐる

各國バルカン政策

▲獨ソ、中立國獲得に躍起（英紙）

ロンドン【九・三四】ソ聯軍のポーランド進駐、カリネスコ羅首相の暗殺事件等以來ロンドン外交界の關心は今やバルカン近東方面に集中されてゐるが廿四日のロンドン各紙は獨ソ兩國が戰略的要位を占めるバルカン近東中立諸國の歡心を迎るために暗鬪を續けてゐると報じてゐる、即ちブカレストからの情報によればソ聯は曩にトルコに對しドイツの黑海制覇を許容しない旨を保證したがモロトフ外務人民委員は近く行はれるサラコグル土外相との會談に際しソ聯、ルーマニア、ブルガリア、トルコの四國を以てする黑海四國協定締結を提案するのではないかと見られてゐる、これに對しサンデー・ディスパッチ紙の外交記者はヒトラー總統がドイツのルーマニア進出を阻止せんとするソ聯側の行動を氣に病み之が對策として十月早々ドイツ、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴースラヴィアの四國會議を開催しこれ等諸國から戰爭必需品の補給を確保せんとしてゐると報じてゐる、然し乍らハンガリーは既に二度迄もドイツ軍の自國領內通過要求を拒絕して居り而もヒトラー總統はバルカン協商國の反獨感情誘發を恐れて要求貫徹に武力を行使することを躊躇してゐる實情であるからドイツのバルカン工作の前途には猶相當の困難があるものと見られてゐる

▲バルカンの動き重要　ロンドン【九・三五】今次の歐洲大戰が一體どれ位續くかと言ふことは一般の話題となつてゐるが、ロンドン政界では戰爭期間の長短は一に懸つてバルカン近東方面に於ける對獨戰線の結成如何にありといふ意見が一致してゐる換言すれば英佛としてはドイツの黑海並地中海進出を阻止し且つバルカン諸國を經由する對獨軍需品並に食糧の供給を絕つて英國の海上封鎖を效果あらしめる事に依つて始めて戰爭の終了は豫期されるといふのである、歐洲の情勢はソ聯軍のポーランド進軍により戰亂勃發當時より以上に混亂して來たがこの間イタリアの態度が極めて重要である、イタリアは最近トルコに對し不可侵條約の締結を示唆したと傳へられるが、その眞意が果してその中立政策を確保せんとするものなりや、或は英佛側が企圖する東歐バルカン諸國の結成を弱體化せんとするのであるかその眞意は全く不明とされてゐる、一方ドイツの黑海、地中海進出を好まぬといふ點ではソ聯、トルコ及びルーマニアの三國の利害關係は一致してゐるので此の意味に於て廿五日モスクワに到着したるサラジョグル土外相とソ聯當局との會談は極めて重視されてゐる、而して若しソ土會談に引續いて英佛土三國の協定調印を見る樣なことになればその事實はソ聯が英佛の支持する對獨防衛組織には何等敵意を齎さず寧ろこの點に關しトルコの自由を認めたものとして極めて意義深いものと觀らるべきものであらう

▲伊ソ兩國獨のバルカン進出阻止說　ブカレスト【九・二七】バルカン諸國の動向をめぐつて歐洲外交の動きは活潑を極めてゐるが當地外交消息通は右に關し次の如き觀測を下してゐる

一、トルコ、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴースラヴィア、ハンガリー、ギリシアはイタリア及びソ聯の指導下にバルカン聯盟を結成中立ブロックを作るであらう

一、ルーマニアはブルガリアの右協定加入を容易にするためブルガリアとの間に國境劃定を圖らんとする用意がある

一、ルーマニアはソ聯に對しベツサラビアのルーマニアへの併合を承認する樣要求してゐる模樣である

而して同消息通によればソ聯並にイタリアが右バルカン聯盟結成に乘出さんとしつゝある、肚はソ聯としてはこれによつてドイツのバルカン及び東地中海への壓力を阻止せんとするにあり、イタリアとしてはこれによつてドイツのバルカン進出を防ぎ自國の同地方に於ける權益擁護をなさんとするものであると解してゐる

西部戰線

兩軍の戰況公表（廿一日）

パリ【九・三】フランス軍司令部は廿二日コンミュニケを以て廿一日の獨佛國境北端に於ける戰況を左の如く發表した

フランス軍前進部隊はザールブリュッケンの南方及びブリーズ河東

方地帶に於て活潑な活動を展開せり、又全線に亘り獨佛兩軍の砲擊が行はれた

又官邊筋の戰況說明も右戰況以外一般戰況に變化なく、プリーズ河附近の作戰も巡邏に止まつたと附け加へてゐるに過ぎない

ベルリン【九・三】ドイツ軍司令部は廿二日西部戰線戰況につき

西部戰線に於ては若干の局部的偵察戰行はれたり、フランス軍追擊機一機は擊墜せられたり

と發表した

佛軍ジ線最弱點を衝く

バーゼル【九・三】中立國關係方面よりの情報によると目下フランス軍の占據しつゝあるボルグ高地はジークフリード線の最弱點を衝く重要地點である事、之に反しドイツ空軍は戰鬪技術に於て遙に優秀なる事を指摘してゐる、その要旨左の通り

一、フランス軍はリユクサンブールの東モーゼル河とザール河を以て形作る所謂三角地帶に深く突入しボルグ及びボルグ北方の重要高地を占據したが、右地點はザールブリユッケンよりリユクサンブールに通ずる國道を支配する極めて重要な戰略上の要衝である

一、同地區に於けるジークフリード線主要陣地はモーゼルの東岸に沿つて構築されてゐるがザール、モーゼル兩河の合流點を頂點とする三角地帶は僅に若干の小堡壘によつて防備されてゐるに過ぎないので必然的にこの方面よりの攻擊に對しては最脆弱點となる譯である

一、空中戰は昨今漸く頻發するに至つたがドイツ空軍は一般的に優勢を示してゐる、而してその原因としては器材に於て優秀なるのみならずその操縱士はスペイン戰線に於て貴重な實戰の經驗を經たコンドル飛行部隊所屬の勇士で立派な訓練を受けてゐる點であると見られる

一、ドイツ空軍はジークフリード後方の嚴重な防備を有する地下飛行場に集結せられその所在發見は極めて困難である

獨中立國通過の意圖なし

ベルリン【九・三】本日の戰況その他に關し各方面の情報を綜合すれば大體次の如くである

一、ゲツベルス宣傳相はドイツはオランダ、ベルギー乃至ルクセンブルグを通過軍隊を輸送する意圖を有せざる旨言明した

一、西部戰線よりの報告によればドイツ軍は廿一日敵氣球三、敵機八を擊墜した、うち二機は英國機である

兩軍の戰況公表（廿二日）

パリ【九・三】フランス軍司令部は二十二日の西部戰線情況に關し左の如く發表した

西部戰線は廿二日全線に亘り極めて靜穩であつた而して我海軍は商船隊を有効に保護すると共に敵軍潛水艦を追躡した

ベルリン【九・三】ドイツ軍司令部は廿二日西部戰線の戰況につき

一、廿二日の西部戰線は一般に平穩唯砲兵隊の小砲擊が各地に於て繰り返されたのみである

一、ザールブリユッケン附近に於てフランス軍戰鬪機一機を擊墜、乘員を捕虜とした

一、ドイツ戰鬪機も空中戰に於て擊墜された

と發表した

獨軍反擊に成功

バーゼル【九・三】中立國方面に達した情報によればドイツ軍は廿二日その反擊に成功し全線に亘つてフランス軍の進出を阻止し得たのみならずビルマセンスの南方地區に於いては戰略上の重要地點を奪回した、尙兩國戰鬪機隊はザールの東方プリース河及びザールの西方ニード河上空に於いて夫々數次に亞つて空中戰を展開した

西部戰線戰況漸く深刻

パリ【九・三四】著しい發展を示さなかつた西部戰線もドイツ軍が攻勢に轉ずると共に漸く活況を呈しつゝあるが、プチ・パリジヤン紙の軍事記者シャルル・モリス氏は廿四日の紙上に西部戰線最近の戰況を報じラウター河北方に於ける獨佛兩軍砲兵の交戰は今迄に見ない激烈さを示してゐると左の如く述べてゐる

去る廿二日以來主要戰線は著しく東方に擴張され今やホルンバツハとラウテルブール北西地帶の間に移り現在火線は七十粁以上に及んでゐる、廿二日から廿三日夜にかけて兩軍砲兵部隊はラウター河北方幾にウイツセンブール地區に於て彼我の間に猛烈な砲火を交換した、從つてザール、プリーズ及びホーン等各河川の流域で行はれた戰鬪は執拗なる敵軍の攻擊に伴ひ今迄の如何なる戰鬪よりも一層深刻な樣相を帶びてゐる

佛軍總攻擊の意圖挫折さる（廿三日）

バーゼル【九・三三】獨佛戰線よりバーゼルに達せる情報によれば廿三日の戰況は次の通りである

一、フランス軍は朝來全戰に亘り一齊に攻擊を開始し一時は總攻擊の展開を思はせるものがあつたがドイツ軍の頑强なる抵抗により戰線は再び局地的小競合と化した

一、ヴオーヂユ山脈の麓ローテ河畔に激戰が行はれたが、ドイツ軍はシーゼンブルグとビツチの中間に在る森林地帶の中心フイツシユバツハ要塞を基點として攻擊に出で十數個の獨立機關銃床及び機關銃巢を有する地域を奪回した

一、フランス軍はモーゼル地區に於てモーゼル、ザール兩河の中間地帶及びリユークサンブール、ザールブリユツケン間の國道を含む一帶を、オーベルペルルを中心とするモーゼル東岸の一小地區を除き殆ど完全にその支配下に收めることに成功した

一、フランス軍はドイツ軍の正面及び側面よりの猛烈な攻擊によく耐へてザール及びニード、プリーズ兩河方面の陣地を死守し得た

一、廿三日朝は雲低く飛行機の活躍を許さなかつたが、晝頃より漸く空晴れて偵察機同志の空中戰が行はれたが、結果はドイツ側に有利なものであつた

佛軍戰況發表

パリ【九・三四】フランス軍司令部は廿三日夜の西部戰線戰況に關しコンミユニケを以て左の如く發表した

敵軍は廿三日夜ザール河からウイツセンブール北方に亘る我軍の前進基地に對して執拗なる局部的攻擊を繰返して來たが、我軍はその都度これを擊退した

白國內堤防決潰は虛報

ブリユッセル【九・三三】ベルギー情報省は廿三日ベルギー國內堤防決潰を傳へる英佛側の宣傳を否定して左の如き發表をなした

ベルギー軍當局はドイツ軍の進入を阻止せんがためにアルベール運河の堤防の一部を決潰しアントワープ及びルーテイツク一帶に浸水せしめたとの英佛諸新聞の記事を公式的に否定しかくの如き命令が軍當局より發せられた事實なきことを確認する

佛軍の戰況公表（廿四日）

パリ【九・三四】フランス軍司令部は廿四日の西部戰線概況に關し次の如く發表した

我軍偵察部隊は廿四日西部戰線各所に於て局地的攻擊を敢行した、而してツザアイブリユッケン南方地區に於ける敵軍砲兵部隊の反擊は最も猛烈であつた、一方我が觀測勤務擁護のため出動した我攻擊機隊は敵空軍と各所に於て交戰成功を收めた

パリ【九・三三】フランス軍司令部は廿四日の西部戰線北端の戰況に關しコンミユニケを以て左の如く發表した

我軍の歩兵先鋒部隊は廿四日ザールの東方に於て活潑な活動を展開した、これに對し同地方に據る敵軍砲兵部隊も頑强なる反擊を試みた

一方廿四日戰線上空に於ける空中戰に於て我軍偵察機は二回に亘り優勢な敵空軍に遭遇したが敵追擊機數臺を擊墜しその中二臺は我が陣地內に墜落した

▲佛軍全線に亘り攻勢に轉ず　パリ【九・三四】フランス側情報によれば廿四日の西部戰線戰況は左の通り

獨佛國境のフランス軍は廿四日總兵力五千名以上のドイツ軍先遣部

隊と衝突、機關銃及び自動銃の猛射を浴せこれを撃退した、爾後ドイツ軍は再び進撃を繰り返して來たが我が軍は積極的に攻勢に轉じザールブリュッケン、ローテブール間前線約百粁に亘つて進撃を開始した、一方我が空軍部隊は目下前進を開始せる地上部隊の掩護を行ひつゝある、尚同地方に集結されたドイツ軍は卅個師五十萬と稱せられ其の中には若干の快速機械化部隊が含まれフランス側が少しでも退勢を見せれば快速を利用して電光石火的進撃に移らんとしてゐる、其の他の地方戰線は同日中比較的平穏であつた

パリ【九・三】西部戰線は漸く活況を帶びつゝあるが廿五日パリに達した情報によればフランス軍は廿四日來果然攻勢に轉じフランス軍砲兵部隊は徹宵ドイツ軍前線に猛烈なる砲火を浴びせライン河よりリュクサンブールに至る戰線に亘り歩兵部隊の突撃路を構成した、就中プリマゼンス附近とウイツセンブール間の卅二粁に亘る地帶を覆ふハールト山地に於てはフランス軍は最も大きな進出をなしたがフランス軍のかゝる猛烈な攻撃は恐らくドイツ軍を現地位に牽制し反撃に出る暇を與へない爲のものと見られる、一方パリの軍事消息通は作戰的立場からフランス軍今次の攻勢に關しフランス軍歩兵部隊の進撃は緩漫ではあるが頗る組織的で歩兵部隊が前進するとそのあとから砲兵部隊が續き砲兵陣地を前方に押進めてはジークフリード線の主要堡壘に砲撃を加へてゐると批評してゐる、他方フランス軍最高指令部はドイツ軍の砲撃範圍がライン河を越えバーゼル附近の國境にまで擴大したことを重視しドイツ軍はマヂノ線の南側を衝くためスイス突破を企圖してゐるのではないかと觀測してゐる

西部戰線一進一退

バーゼル【九・三四】中立國筋に達した廿四日の獨佛戰況は大要次の通りである

一、フランス軍は廿四日夕刻ザール東岸よりヴオーヂュ山麓に至る四十哩の戰線に於いて各部隊の協力の下に數次に亘る猛烈な攻撃を開始した

一、ホルンバツハとツワイブリュッケンの中間ホルン河を挾んで展開された佛軍の攻撃は稍々進捗を示した

一、ブリース河畔地區よりザールブリュッケンに向ひ攻撃を開始せる西翼部隊はジークフリード線の主要基點たるブリースカステルに向つて北折した

一、ビルマセンに向つて攻撃を集中した東翼部隊は先日來數次に亘り獨佛兩軍の手によつて交互に奪取奪還を繰り返されつゝあつたシュワイツ村落を奪取した

一、更に東方に於ける佛軍の有力部隊はフイシバン、ルドウイヒスウインケル要塞附近の十四哩に亘るドイツ軍前進陣地を中斷せんと試みたがこれに失敗しマヂノ線に近いハゲノー森林要塞の佛側陣地に後退した

一、ドイツ軍はヴイセンブール、ローテブール及びセルツの三角地帶を制壓せんと企圖してゐるものと推測される

一、兩國空軍の活動は漸次活氣を帶びて來たがドイツ空軍の方が優勢の樣である

英國の本格的進撃は明春か

ベルリン【九・三五】ポーランド作戰の一段落によつて戰局は愈々西部に移らんとしつゝあり從來對波作戰の終了後に於ける對英佛和平工作に望を嘱してゐたナチス黨幹部も最近漸く對英佛本格的大戰の不可避なるを悟るに至つたものの如くで廿四日確實なる筋より得たる情報に依れば獨軍最高司令部は長期戰に備へるため「西部某方面」數ケ所に亘り大規模な防空設備を整へた司令部の構築に着手する等注目すべき動きを示し始めてゐるといはれる、右新司令部は何れかの山中に構築されつゝあり如何なる砲爆撃に對しても堪へ得る樣堅牢に造られてゐるといはれる、軍事專門家の意見では英國側には未だ戰備充分整はず來春迄は本格的攻撃を開始する意志がないといはれ、ドイツ側でもこの間に各方面の陣地構築を完成しやうといふ肚であると見られてゐる

獨軍戰果公表（廿五日）

ベルリン【九・三六】ドイツ軍司令部は廿六日午前西部戰線の戰況につき

一、砲撃戰並に小規模なる斥候隊の活動あり

一、フランス軍飛行機がベルギー領内に越境せる事實が明白に認められたり

一、フランス軍飛行機五、繫留氣球二は空中戰に於て、同飛行機一は我が地上砲火に依り夫々撃墜せられたりと發表した

佛軍の優勢

バーゼル【九・三五】廿五日バーゼルに達した西部戰線の戰況左の通り

一、フランス軍は廿四日來西部戰線全線に亘り猛攻撃を開始し重砲部隊は廿四日徹宵ドイツ軍前線に集中砲火を浴びせた。フランス軍の進撃範圍はマンデル及びブリーズ河峡谷附近並にパラチネート森の心臓部ウイツセンブール西北の地帶に於て行はれた模樣で中立國の軍事消息通は今回のフランス軍進撃範圍が開戰以來未だ見ざる程廣大な地域に亘つてゐる點を指摘してゐる

一、フランス軍が優勢であることはドイツ軍砲兵隊がフランス軍の進撃阻止のため盛んに砲撃してゐるにも拘らずドイツ軍後續部隊は續々前線に向け增强されしかも前線から歸還して來る部隊が殆んどないといふ事實によつても證明される

一、西部戰線北部の活況に反し南部は一般に平靜でストラスブールからバーゼルに亘るライン河國境では時々フランス軍砲兵部隊の砲撃が轟く程度である

一、空中戰も地上戰と並んで漸次活況を呈し來りツヴイブリュッケン附近の空中戰でフランス機三臺及びドイツ機二臺が撃墜され、又ビッチエ附近の空中戰ではフランス機一臺及びドイツ機二臺が撃墜された、獨佛空中戰が斯く活潑化して來たことは英佛兩空軍が後方基地に充分の資材を整備し漸く優勢なるドイツ空軍に對抗し得るまでに至つたことを示すものであらう

西部戰線漸く活潑化

ベルリン【九・三五】東部ポーランド戰線に於ては治安漸く整ひ經濟開發もその緒につきつゝあるに對し西部戰線に於ては戰況漸く活潑化せんとしてゐる、例へば廿五日のベルリン夕刊各紙は東部戰線に於けるドイツ軍とソ聯軍との交代を傳へ、更にゾレスト・リトウスクに於ける獨ソ兩軍機械化部隊の共同觀兵式の寫眞を大々的に掲けてゐるが、兩部戰線に於ては數ケ所に於て獨佛兩軍の間に猛烈な砲撃戰が展開されたと報じてゐる、ドイツ軍の發表によれば二十四日フランス機八機が撃墜されたとの事だが、一日に八機とは今次戰爭が始まつて以來西部戰線では最高のレコードで獨佛國境には相當激烈なる空中戰が始まつてゐることを示すものである、現在西部國境に向け東部戰線からの軍隊輸送が頻りに行はれてゐる

激烈な砲撃戰展開

パリ【九・三五】廿五日前線からパリに達した戰況報告は廿五日ザールブリュッケンの南方ローテ河に沿ふ地區に於て佛獨兩砲兵隊の間に猛烈なる砲撃戰が展開された旨左の如く報じてゐる

廿五日突如フランス軍重砲隊の巨砲はザールブリュッケンの南方ローテ河に沿ふマヂノ、ジークフリード兩要塞の最も近接した地點に於てジークフリード線の主要々塞に向ひ砲撃の火蓋を切り盛んに直射彈を浴びせた、一方ドイツ軍砲兵も之に應酬し來つたがその砲彈は殆どフランス軍陣地に命中しなかつた

獨白和國境方面獨軍集結は豫防措置

ベルリン【九・三五】ドイツ軍の西方移動に伴ひ獨白和三國國境方面に於けるドイツ軍集結が傳へられ注目を惹いてゐるが、廿五日消息筋では右は決してドイツの對ベルギー、オランダ國境侵犯の態勢を示すものではなく英國側の攻撃に對する單なる豫備措置に過ぎないと次の如く説明した

ドイツ軍の獨白和三國々境地帶への集結は英佛軍が國境線に沿つて

進擊し來り防備薄の地點を發見せんとするに對し豫備措置を講じたに過ぎない、殊にこの方面の國境線はルール炭田及び下部ライン工業地帶に近接してゐるため軍事作戰を展開することはドイツにとつて頗る不利である

兩軍の戰況公表（廿六日）

パリ【九・二六】フランス軍司令部は廿六日夜次の如く戰況を發表した

ドイツ軍は廿六日早曉ローテ河方面に襲擊して來たがフランス軍の反擊に遇つて退却した、又ツワイブリュツケン南方及びピルマゼンス南方に於て廿六日敵砲兵陣地より相當活潑なる砲擊を加へ來つた

パリ【九・二七】フランス軍司令部は廿六日夜來の戰況を次の如く發表した

廿六日夜西部戰線は全線に亘り平穩に過ぎた、敵砲兵部隊は目下ヴイサンブール地區の我軍後方陣地を砲擊してゐる

ベルリン【九・二七】ドイツ軍司令部は廿七日正午西部戰線の戰況につき全線に亘りフランス軍は塹壕を構築陣地を固めつゝあるが、活潑な戰鬪は行はれなかつた、又ドイツ空軍はフライブルク及びシクマリンゲン上空に於いて越境し來つたフランス空軍を邀擊、空中戰の結果内二機を擊墜した

と發表した

獨佛戰線戰機漸く熟す

パリ【九・二六】前線よりの情報によれば廿六日獨佛國境に於ける戰況次の如し

一、フランス軍歩兵部隊はライン、モーゼル兩河間の軍略的要衝ホルンバツハに於てジークフリート線主陣地に突擊した

一、フランス軍砲兵隊はスイス國境北方に新たに集結しつつあるドイツ軍に對し巨彈の雨を浴せた

一、目下のところフランス軍は主力をホルンバツハに集中してこゝに激戰を展開せんとして居りその他の方面は兵力も比較的手薄であり大して攻勢を取つてゐないがしかし戰機は漸次全戰に亘つて熟しつゝある

一、戰鬪が活潑化して來てゐることは今迄は前線報道が二百五十名編成の中隊を單位として戰況を説明してゐたのが最近は千名編成の大隊を單位としてゐるに徴しても明かである

パリ【九・二七】廿七日前線からパリに達した戰況報道は廿六日には獨佛國境全線に亘り彼我の間に激烈な砲擊戰が展開されたと左の如く報じてゐる

フランス軍砲兵隊は廿六日メルチツヒ、ザールブリュツケン間のジーグフリード主要陣地に果敢な砲擊を加へその一角を掩破した、一方ルクサンブール、スイス間の獨佛國境全戰に亘り獨佛兩軍の間に猛烈極まる砲擊戰が交され、就中ザール炭田及びプラチナート地區に於いてドイツ軍砲兵はドイツ工兵部隊の防塞構築工事掩護のためフランス軍前進基地に對し猛烈な砲擊を加へた

陣地の奪取奪還繰返さる

パーゼル【九・二六】廿六日パーゼルに達した情報によれば西部戰線ザール南方の戰況次の如し

フランス軍は去る廿三日よりツワイブリュツケン、ピルマーゼンス兩市を目指して全戰線六十四粁に及ぶ行動を開始したが廿六日フランス軍は右兩市の南方に進出同方面の攻擊據點を固守してゐる、但し右戰線中央部に於てはドイツ軍が頑强に抵抗しフランス軍の前進を阻止して居り兩軍の戰鬪は激烈を極めてゐる、即ちツワイブリュツケンとピルマーゼンスの中間にあるボツテンバツハは前後五回に亘つて獨佛兩軍間に奪取奪還を繰返してゐる、ドイツ空軍數編隊も地上作戰に協力してツワイブリュツケン、ピルマーゼンス間の幹線道路南方に現はれロルビング北方のフランス軍塹壕及びトーチカを爆擊した、一方ブリース河岸ブリトフルトの東方高地はフランス軍がマヂノ線より巨砲を浴せつゝ再三猛攻を繰返したにも拘らず、ドイツ軍は之を死守してゐる、ウオージュ山麓森林地帶に於けるフランス軍の進擊もドイツ軍の頑强なる抵抗に遭つて捗しくないが、フランス軍はビッチュの北方に於て相當廣範圍な前進を見せ、國境ザール河東岸に於ても大きい楔をドイツ領に喰ひ入れてゐる、この方面戰線の最北端はエンシャイムに達してゐるが東部に於てどの程度フランス軍が成功してゐるかは未だ情報がない

白・リユ間鐵道爆破

ブリュツセル【九・二六】リユクサンブールとベルギー領内アルロンとを結ぶ鐵道の國境附近にある鐵橋が廿六日早朝突如爆破された、幸ひ死傷者はなかつたが原因は全く不明で時節柄ベルギー官憲は事件を重大視し目下眞相の究明に努めてゐる

ブリュツセル【九・二六】ベルギー國防省は廿六日次の如きコンミュニケを發表した

一、廿六日リユクサンブール國境に近きベルギー領サントヴツト附近に數個の砲彈が落下炸裂したが右はフランス軍飛行機を狙つたドイツ側高射砲の打つたものである、但しフランス機のベルギー領空に侵入し來れるものはなし

一、ドイツ軍がアーヘン附近に集結してゐるとの説は事實無根である

又ベルギー國有鐵道當局からはアルロン附近のリユクサンブール國境に跨る鐵橋はベルギー陸軍の手によつて爆破した旨發表した

佛軍戰況發表（廿七日）

パリ【九・二七】フランス軍司令部は廿七日の戰況に關し左の如く發表した

我が空軍偵察隊の活動は廿七日も依然活潑であつた

三角地帶で猛砲擊戰

パーゼル【九・二七】パーゼルに達した戰況報道に依れば廿七日の西部戰線戰況は左の通りである

廿七日の西部戰線は歩兵部隊の活潑な動きはなかつたが西部戰線北端モーゼル、ザール兩河間の三角地帶ペルル、ボルグ間に於いて午後四時以來獨佛兩軍間に猛烈な砲擊戰が展開された、一方獨佛國境南端に於いては廿七日二回に亘り空中戰が行はれ又ライン河及ジーランツ間地區に於いてはフランス軍高射砲部隊は越境し來れるドイツ機に對し防空砲火を浴せた

兩軍戰況公表

パリ【九・二八】フランス軍司令部は廿八日西部戰線戰況に關し次のコンミュニケを發表した

我軍は廿八日モーゼル河東部に於て局地的攻擊を行ひ成果を擧げた

而して我軍は敵兵若干名を捕虜とした

ベルリン【九・二八】ドイツ軍司令部は廿八日西部戰線の戰況につき

一、特筆すべき戰鬪なし

一、廿八日ザールブリュツケン上空に於ける空中戰に際し我が方は敵の一機を擊墜した

一、廿八日ドイツ空軍の編隊はメイ島沖に於いて英甲級巡洋艦を襲擊之に多大の損害を與へたが右は我が方が投下せる二百五十キロ爆彈の命中せるに因るものである

一、一昨廿六日ドイツ空軍に依つて行はれた英艦隊に對する攻擊に際し我が方の投下せる五百キロ爆彈は敵の航空母艦に命中、戰鬪艦一雙は二百五十キロ爆彈二發を船の前部並に中央部に蒙つた

と發表した

▲佛軍モーゼル河地方を猛攻　パリ【九・二八】一進一退の西部戰線戰況に關し廿八日フランス軍司令部はモーゼル河流域地方に對しフランス軍は猛烈なる攻擊を加へ多大の戰果を獲之が同日の唯一の戰鬪である旨發表した

軍事專門家の談に依ればモーゼル河近くのフランス軍は過去數週間死守しつゝあつた一ドイツ要塞の監視所を占領し徐々にモーゼル河と併行する鐵道に沿ふてベツシュ方向に向け進軍中であり、英佛兩空軍は日增しにその活動活潑となり南方ドイツ軍陣地廣範圍に亘り爆擊を加へ多大の戰果を收めたと云はれるが未だ確報はない

パリ【九・二九】廿九日前線よりパリに達した西部戰線戰況は左の通り

廿八日は西部戰線に亘つて局部的戰鬪が行はれたが、モーゼル河流

域渓谷地帶に於ては猛烈なる戰鬪が開始され佛軍はベシュ、ボルグ兩村落の外廓約千五百米を進擊し一方佛軍砲兵部隊は猛烈なる砲擊を以て同地方東部に於て獨軍の輕微なる反擊を擊退した、英佛兩飛行隊は絶えず偵察飛行を續けてゐるが之に關し何等重要なる發表を見ない

獨軍前哨戰に積極的

パリ【九・二六】廿八日當地に達した情報によればドイツ軍斥候約五十名は廿八日ザールブリュッケン西方のフランス軍前哨地點奪取を試みたがフランス軍機關銃及び砲兵の猛射により擊退され戰鬪は局地化された、一方當地軍事消息通は目下の所戰鬪は獨佛兩軍の歩哨部隊の小競合に局限されてゐるがドイツ軍の作戰は豫期された以上に大規模で西部戰線に於けるドイツ軍の積極的攻勢を示すものであるとなしてゐる

獨佛兩軍增援隊到着

バーゼル【九・二六】當地に達したる情報に依ればポーランドより西部戰線向ドイツ軍隊輸送は英佛軍の增强と共に益々頻繁を加へ今や輸送能力の極度に達してゐると謂はる、ドイツ領内深く飛行せる偵察將校の報道に依れば廿八日戰鬪の行はれつゝある部分はニード渓谷、マンデル、ブリーズのクリーク地帶及びヴイセンブールの一部であつて爾餘の戰線に於いては單に砲火を交へ觀測將校を搭上せる偵察機上空に飛行するのみである、第一線のフランス軍は占據したる前進陣地を出來得る限り强化する一方戰車其の他攻擊器材を持つ增援部隊は續々來着し前衛部隊の前進支援の爲戰鬪地域に向つた、スイス軍事通の觀測によればフランス軍は今後對戰車防禦の完備せる主要ジーグフリード要塞線に達する地點迄戰車大部隊を使用して前進し以て占領地域の擴大に努むるであらうと謂はれてゐる

▲バーデン地方に獨軍集結　バーゼル【九・二六】ナチオナル・ツアイトウング紙の報ずる所に依ればドイツ軍は目下獨、佛、瑞三國々境地方のバーデン南方特にウイーゼ河渓谷一帶に大軍を集結中で、バーデン方面より大軍の旅行者は此の方面の軍隊移動のため數時間に亘つてその行動を停止せられライランド一帶の戰略的に重要性を有する鐵道は軍隊輸送のため絶えず大混雜を呈してゐると云はれる

兩軍の戰況公表

パリ【九・二九】フランス軍司令部は廿九日午前廿八日夜來の獨佛戰況に關し左の如く發表した

廿八日夜來戰線は一般に靜穩なるもザールブリュケン東方の我が前線は稍活況を呈しつゝありベルリン【九・二六】ドイツ軍司令部は廿九日コミュニケを以て廿八日來の戰況につき左の如く發表した

一、西部戰線に於ては地上部隊の活動は依然繼續されつつある

一、空中戰に於ては我が軍はウイッサンプール附近でフランス機一機オスナブリュック附近に於て英國機一機を夫々擊墜した。

佛軍著しく進出

バーゼル【九・二九】中立國側に達した情報に依ればモーゼル・ザール三角地帶の佛軍は過去數週間に亘りボルグ、オバーロイケン、ツンスドルフの諸都市を占領し今や同地方四十平方哩を制壓するに至つた、一方ブビンゲン近くの佛軍は廿九日シード森附近に進出した、其他の西部戰線に於いては二十八日佛軍の手に歸したペルル要塞近くに局部的戰鬪があつたのみで一帶には靜穩であつた、ブビンゲン附近の佛軍は同所を占領するや否や直ちに野戰重砲を据付け曲折せるザール河を越えザールブク森林及び之に續く岩石重疊の山岳地帶に向け秩序的に砲火を浴せかけてゐる、右ザールブルク附近はドイツ軍重砲部隊の守備する堅固なる堡壘でその守備範圍は極めて廣範圍と稱せられてゐるので玆暫らくは兩軍重砲部隊は猛烈な砲擊戰を行ふべく兩軍の何れかゞ進擊するとしてもその砲擊戰の後であらうと觀られてゐる

佛大統領前線視察

パリ【九・二九】ルブラン大統領は廿九日パリ出發獨佛國境北端の戰線視察に赴き各前線部隊の司令部を訪問戰況報告を聽取したが更に前線に進んで鐵壁を誇る隊地に立て籠る將兵を親しく激勵した、斯くてルブラン大統領はフランス軍民の勇敢さ、冷徹氷の如き決意及び勇敢さに至極滿足してパリに歸還した、尙ラシャンブル空相も廿九日ヴュイマン空軍總司令と同道、空軍部隊基地を訪問將士を激勵した

佛司令部戰況發表（三十日）

パリ【九・三〇】フランス軍司令部は卅日午前獨佛戰線に於ける廿九日夜來の戰況に關し左の如く發表した

廿九日夜中には特別の戰鬪なし、但しザール東方では全地區に亘つて活潑な偵察行動が行はれた

パリ【九・三】フランス軍司令部は卅日の戰況に關して左の如く發表した

モーゼル河東岸に於ける敵砲兵部隊は卅日も活潑なる活動を續け我が砲兵部隊又これに應酬敵陣に猛砲擊を加へた、空軍部隊も地上部隊に呼應目覺しき活躍をなした

西部戰線漸次活潑

ベルリン【九・三〇】西部戰線に於けるフランス軍の攻擊は漸く活潑化し各地で砲兵戰を展開してゐる模樣である、未だ英佛側ラヂオ放送の如き激戰は展開されてゐない模樣であるが從來ザールブリュッケン附近に限定されてゐた戰鬪も漸次各戰線に飛火し局地的ながら全線に亘り砲擊戰が開始されてゐる、ドイツ軍司令部も之を確認し卅日西部戰線の若干地區で稍活潑なる砲擊戰が行はれてゐると發表した

ザールブリュッケンの死命を制す

（佛軍九月の戰況）

パリ【九・三〇】英佛兩國がドイツに宣戰を行つて以來既に一ケ月に垂んとするが、パリの某軍事專門家は西部戰線に於ける九月中の戰況の推移に關し次の如き概觀を行ひフランス軍の進擊は徐々ながら頗る組織的で、既にドイツ領内に相當進入し西部戰線北部の要衝ザールブリュッケンの包圍體勢を完成してゐる點を指摘した

一、九月四日早曉フランス軍が先づ攻擊の火蓋を切つて以來フランス軍は終始一貫攻勢を持し徐々ながらも計畫的に前進、マヂノ、ジークフリート兩要塞線間に在る五十餘の獨領村落を占領した

一、局部的戰鬪は終始行はれたが大規模戰鬪と稱すべきものは一回もなかつた然しこの局部的戰鬪を繰返すことによつてフランス軍は西部戰線北部の要衝ザールブリュッケンの兩側に可成深く二個の突出面を作つた、此の二個の突出面の兩側には更に二個の陣地を構築してザールブリュッケン目指して躍進せんとする主力部隊の側面を保護してゐる

一、モーゼル河からライン河に至る西部戰線の北部に於てはドイツ軍の動きは局部的に活潑な動きを示し屢次に亘り攻擊を繰返して來たがこれに對しフランス軍は終始之を擊退し又は之に反擊を加へた

一、フランス軍最高司令部の所謂ドイツ軍陣地中最も堅固な陣地たるザールブリュッケンの西部方面はニード渓谷へのフランス軍の突進に依り著しく弱められた感がある目下フランス軍は殆どザール河畔に達せんとし斯くて國境を去る八キロの地點にまで進入した

一、ザールブリュッケンの東部方面に於てはフランス軍は同市を去る廿四キロのブリース河東に五キロの幅で突入、陣地を構築し獨領内に十二キロ進出した

一、ザールブリュッケン市は獨佛國境より僅か二キロ弱しかないのでフランス軍は既に同市の兩側よりその後方數キロの地點に迄進出してゐるわけである

一、ザールブリュッケン攻略の爲の保護的楔形陣地は更に今一つドイツ領内約五キロの深さで同市東方ツワイブリュッケン、ピルマゼンス間につくられた

戰局西部へ移る

ベルリン【九・二七】ワルシャワの陷落に依り東部戰局は完全に終結し、今や戰局の焦點は西部戰線に轉換する

に至つた、ドイツのポーランド遠征軍は既に治安維持の爲の少數殘留部隊を除き續々ポーランドを撤退し西部戰線に向ひつゝあり、こゝ一週間を出でずして西部戰線に於けるドイツの作戰狀態は完或を見る情勢だ、ヒトラー總統、ゲーリング空相以下黨、國の首腦部もベルリンに集まり情勢の轉換を待機して居り、西部戰線發火の危機は愈々增大して來た貌である、併し今回の歐洲動亂が世界歷史に嘗て例のない新樣式の戰爭だけに、今後の發展に就いても斷定的觀測を加へることは極めて困難である、ドイツとしては勿論西部戰線での戰爭は極力回避する肚であり政府當局も英佛側から挑戰されぬ限り、積極的に攻擊を開始する意圖のないことを繰返し强調してゐるし又、ポーランド戰線で消耗した兵器彈藥の調整、兵員の休養にこゝ二ケ月は必要だと謂はれる狀態にある、一方英國としては現在のところドイツと決戰の準備なく明春二月頃でなければ全面的攻勢の用意が完成しないとみられてゐるので軍事專門家の間でも現在のところ早急に西部戰線全線に亙る戰鬪は期待されまいとの觀測が有力である、又外交界では結局從來の樣な戰爭形式に發展せず最後迄現在の樣な海と空中の局部的戰鬪に終始し少くとも數年間は動亂の終結をみまいとなすものもある、併し現在のところ結局戰鬪力に決定的支配力を持つてゐるのはソ聯だからソ聯の態度決定迄は何れにするも大勢は動かぬものと見るのが至當であらう

ドイツの戰略（英軍事通）

ロンドン【九・二五】東部戰線の一段落と共にドイツが英佛との決戰を如何に開始するかといふ問題が愈々日程に上るに至つたが、ロンドンに於ける軍事消息筋ではドイツの戰略に關し次の如き觀測を下してゐる

一、ドイツは今や新たなる疾風迅雷の軍事行動を以て英佛を一擊の下に屠らんとしてゐるがその戰略に於てドイツ政府首腦部では意見の對立を來してゐる模樣である、即ちリツベントロツプ外相等急進派はベルギー通過の一擧進擊を主張するのに對しゲーリング空相等の穩健派はアメリカの輿論を刺戟するのを惧れて未だベルギーの中立尊重を破棄すべき時期に非ずとしてゐる

一、他方ドイツ軍は東部戰線一段落とはいへ四百萬のソ聯軍を東に控へてゐる限りポーランド戰線四百八十粁の保持には相當軍隊の駐屯を必要とし到底大軍を西部戰線に移動することは出來まい

一、フランス軍側の觀測によればジークフリード線方面に於てはドイツ軍は第一次增援部隊の到着以來ポーランド戰線より新たなる援軍の到着するものなく、この點から推測するにヒトラー總統はジークフリード線に於てはその堅壘による守勢を持しつつオランダ國內に英國へ最も近接せる飛行基地を建設せんとするのではないかと見られてゐる

一、しかしかくオランダの中立を侵犯する前にはヒトラー總統は必ず和平を提唱して「ドイツは飽くまでも平和を欲したが血に飢えた英佛のために止むを得ず起つて進攻せざるを得ないのだ」といふポーズを執るに違ひない

三ツの作戰（ガイダ）

ローマ【九・二五】廿五日の政府機關紙ジョルナーレ・デイタリア紙は「如何なる手段によつてやるか」と題するガイダ主筆署名の社說を揭げ英佛の對獨武力征服の至難なることを說いて左の如く講じてゐる

英佛兩國がドイツを屈服させるために執ると思はれる作戰は三つある、即ち

一、ジークフリード線突破作戰

英佛はこの作戰のために多大の人命と武器彈藥を要し然も成功するか否かは確言出來ない、假りに成功したとしても英佛は戰後に於て人的及び物的資源の大半を喪失しその補充に困難すべく現在低下しつゝある人口生產率が一層低下する悲運に當面せねばならぬ

一、ジークフリード線を封鎖し中立國を經てドイツに侵入する作戰

英佛は自ら小國の擁護者と稱してゐるからこれは困難であり又英佛がこの作戰を敢てすれば同樣のことをドイツもやるから名案ではない

一、對獨經濟封鎖作戰

今日のドイツは一九一四年のドイツと異り多量の食糧及び原料品を貯藏してをりポーランド攻略によつて工業力も驚異的に增大してゐる、又東方の隣國から食糧及び原料品を多量に輸入する途も拓けてゐるので英佛がこの方法によつて成功することは到底期待し得ず逆にドイツが封鎖作戰によつて英國に對し攻擊に出る可能性もなしとしない、而して以上の三つの作戰の中封鎖作戰を執るとすれば戰爭は長期に亙りこの間ドイツは戰鬪力を失ふ前に守勢から攻勢に轉じ民主々義國家擊攘の作戰を講ずることは明白で而も世界大戰後發明された恐るべき新武器で未だ使用されてゐないものも必要となれば之を實戰に使用するだらう、かくて戰爭は急激に激烈性を加へ空からの破壞力が飛躍的に激化するであらう、そして勝利などは何處かに行つて終ひ世界は灰と瓦礫の大荒廢に歸し去るであらう

ジークフリード線の實情

ニューヨーク【九・二七】AP通信社ロクナー特派員は廿七日ドイツが金城鐵壁と賴むジークフリード線を視察しその堅固さを次の如く報じてゐる

二十七日余は初めてジークフリード要塞線を視察するの機會を與へられたがその堅固さは實に驚嘆に價するものがあつた、本要塞線の特色は幅が頗る厚く所によつては國境線から三十五哩以上もの奧行を持つ所がある、防禦陣地は四段に分れ第一、第二陣地は步兵と砲兵の陣地で第三、第四は高射砲陣地となつてゐる、第一陣地はトーチカ陣地と云つてもよく甚だしい所になると幅半哩、長さ一哩半の場所に七十餘ものトーチカがある從つてその中一つや二つが沈默しても着彈不可能の隙間が出來る恐れはなく絕對に敵に突擊路を作らせぬ樣になつてゐる、各トーチカはトンネルで連ねられてゐるがその境界は鐵扉でしきられ機關銃で守られてあり一つのトーチカに敵が侵入しても他を犯す譯には行かぬ仕組だ、戰車阻塞線の嚴重なことは驚くばかりでトーチカからは潛水艦と同樣の潛望鏡や機關銃の外火焰發射機と思はるゝ仕掛けが首を出してゐる、又後方には大きな山を掘り拔いてホテルのやうな兵站設備があり臺所は電熱を用ひ煙などは少しも出ない、しかも此の要塞線を外部から見るとカムフラージュが完備してゐるため何があるかちつとも判らずトーチカの頭さへよく見えない

ニューヨーク【九・二八】ロツクナー氏は更に廿八日要塞線の生める新藝術迷彩の精巧さに就き左の如き興味ある電報を寄せ來つた

余は戰線視察によつて迷彩藝術（カムフラージ・アート）とでも呼ばるべき新藝術を發見した、ジークフリード線の迷彩は歐洲大戰當時の迷彩とは全く性質を異にしてゐる、例へばザールブルリユツケン附近で瀟洒たる小住宅を見掛けて近寄つて見ると驚くべし赤瓦も白壁も窓もカーテンも全へ迷彩で建物自身は六吋もある厚い銅鐵板で築き上げたトーチカで即ちその外部を住宅風にペンキで塗り上げたに過ぎず、カーテンが畫かれてゐる下から銃眼が口を開けてをり大小各種の大砲の銃口が出てゐるのにはぞつとさせられた、橋の近くにガソリンステーションかあり型の如く一切の道具は揃つてゐるがその直ぐ近くに行つて見るとこれはガソリンステーションでも何でもなく機關銃の巢のやうなものである、小綺麗な居酒屋があり入口の傍らの調理場にはライン酒の廣告が出てゐるから近寄つて見るとこれが小型要塞である、森へ一

歩入ると鐵條網が樹から樹へかけて張り渡されてをり更にその間へ入つて行くと樹の枝が堆く積まれてをりその下に彈藥があつたりする、ザール河の岸に沿つてかゝる施設は無數に見られる、尙工兵隊は毎日新防備を追加してゐる、之はフランス等からよく見える處でもどしどし工事を進めてゐるがフランス軍は別にこれを妨害するやうな行動を執らないらしい、フランス軍襲來の報に恐れをなして大急ぎで逃出した住民達も案外な靜穩さを知つてのこのこ自分の家に戻つて來て置き忘れた家財道具を取出してゐる有樣である、將來のことは解らないが今の所はフランス側は餘り活動的ではない

ベルリン【九・三〇】歐洲動亂の焦點は今や獨佛兩國境線に集中されてゐるが最近ドイツのジークフリード要塞を視察して歸つた軍事專門家連の見解を綜合するにジークフリード要塞線の堅固な事は驚嘆すべきもので同線の突破は殆んど不可能に近いとされてゐる、ドイツは同要塞線を僅か一ケ年間に完成したので從來各國軍事專門家の間でもその眞價について種々の疑念が抱かれてゐたが實地を仔細に檢分した結果これらの想像は完全に覆へされジークフリード線は豫想以上に强力であることが判明した、即ち全軍に亘り凡ゆる地形を利用して彪大な陣地が巧みに構築され如何なる方角からの攻擊も擊退出來る樣になつてゐる、その前方には戰車妨止の塹壕鹿砦が幾重にも造られ地雷が隙間なく戰線前面に埋沒されてゐる、主要陣地には恐るべき巨砲が地下に隱蔽されてをり必要に應じて地上に露出出來る樣な自動裝置となつてゐる他高射砲が凡ゆる陣地に多數配置されてゐる、而もかゝる要塞線が一線だけでなく數線建造されその幅は驚くべき程深いものであるから現在の兵器と戰術とを以てしては正面からジークフリード要塞を突破することは不可能とさへいはれてゐる

西部戰線の「平和風景」

ニューヨーク【九・三〇】西部戰線就中南部のライン河國境線方面では獨佛開戰以來大規模な戰鬪は殆んど行はれず一般に奇異の眼を以て見られてゐるが、西部戰線のドイツ軍に從軍中のUPフレデリック・エクスナー特派員は三十日同方面の戰線に就き次の樣に興味ある報道を齎してゐる

自分は最前線に從軍してライン河を隔てゝ二百米の間近に相對峙するフランス兵の樣子を目擊した所がそのフランス兵達は悠々として或る者は衣類を洗濯してゐるし或る者は投網をうつてゐるし何處に戰爭があるかといつた長閑な風情であつた、今日一日自分は一發の銃聲も聞かなかつた自分を案內して呉れたドイツ士官の話だと、それでもフランス兵は一日に一發か二發は打つて來るのだがドイツ側は一切默殺することにしてゐるといふ、どうかするとフランス兵達は砲列の前に竝んでダンスをしたり笑つたり唄つたり揚句の果はドイツ側に向つて手を振つて挨拶するのでドイツ側でも之に共產黨式に握拳を擧げて應答するとフランス兵が悅んで大笑するのが手にとる樣に見える、實際こんなのを見てゐると西部戰線のどこに戰爭があるのかと思ふし他のジークフリード線に沿つた地點でフランス側が占領したと宣傳してゐる所でも自分はドイツ兵が暢氣にトランプをやつたり凡そ戰爭らしくない事をして遊んでゐるのを目睹した

☆空襲空中戰

佛機擊墜を佛側否定

パリ【九・三〇】ドイツ側は昨廿一日西部戰線よりの報告としてフランス軍氣球三、同飛行機八を擊墜した旨發表したが權威あるフランス軍側近筋では廿二日右の報道を全面的に否定した後最近の戰況につき左の如く言した

ドイツ側が昨廿一日我が氣球三及び飛行機八機を擊墜したと發表したのは事實と一致しない、却つて我が空軍はドイツ軍の前線及び後方陣地上空一帶に亘り大規模な偵察飛行を敢行戰端開始以來最大の成功を收めた程で殊にドイツ軍の西部戰線への鐵道輸送並に軍隊移動狀況は具さに偵察された

外國機スイス上空に飛來

ベルリン【九・三〇】スイス國軍參謀本部では昨廿二日國籍不明の外國機二機がスイス上空を越境飛行せる事實あり目下取調べ中である旨發表した

英空軍佛本土で準備完了

ロンドン【九・三〇】英國情報省は廿三日フランス領に到着した英國空軍につき左の如く發表した

フランスに到着した英國空軍部隊は廿三日既に戰鬪準備を完了したが將兵はいづれも元氣旺盛擧ろ生活環境の變化を喜んでさゝ居る、兵士は指定の宿舍に分宿してゐるが到る所親切鄭重な取扱ひを受け町でも村でもフランス國民は全てを獻げて彼等を歡待してゐる

英佛空軍活躍

ロンドン【九・三〇】英國軍事消息筋では廿三日西部戰線に於ける英佛空軍の活躍振について左の如く述べた

英佛空軍は廿三日朝來濃霧をついて敵軍後方地帶の有效なる偵察を續行ドイツ軍司令部はこれによつて作戰上可成りの支障を來してゐるものと信じられてゐる、一方最近のフランス新聞にはフランス軍の新兵器豆戰車の寫眞が掲げられてゐるがこれは特別製貨車に搭載して急速に且大量に移動し得るもので如何なる危險地域にも突入し得る有效なる新兵器だと言はれる

英佛空軍フリードリッヒスハーフエン空襲

ローマンスホルン（スイス東北部）【九・三〇】廿四日午後九時英佛側の爆擊機大編隊は突如スイス東北部コンスタンス湖の對岸獨領フリードリッヒス・ハーフエンに襲來し前後二時間に亘り同地のツェッペリン飛行機製作所に猛爆擊を敢行した、この爆擊隊が英佛いづれに屬するかは未だ不明である

ローマンスホルン【九・三〇】廿四日夜の英佛側爆擊機のフリードリッヒスハーフエン大空襲は當地に大センセイションを起したが、目擊者の談を綜合すれば左の通り

廿四日午後九時空襲爆擊機の爆音がスイス領コンスタンス湖畔に聞えて來たかと對岸のフリードリッヒスハーフエン附近のドイツ側高射砲が一齊に防空砲火を開始高射砲彈の炸裂する火が夜目にもはつきり見えた、これと同時にスイス國境守備兵も空襲爆擊機のスイス領侵犯を防禦するため盛んに警告の狼火を擧げた、間もなく爆擊が始まつたのだが炸裂する爆彈の轟然たる音は凄しいばかりに湖畔に谺して聞えて來た、ドイツ軍の高射砲、照明燈の活動は午後九時より二時間餘も續いた

尙ツェッペリン飛行船製作所は大戰勃發以來發動機製作所となり晝夜を分たず作業が續けられ當夜も作業中だといはれるが目下のところ獨瑞國境閉鎖のため損害は全然不明である

ローマンスホルン【九・三〇】廿五日ローマンスホルンに達したドイツ側情報に依れば廿四日夜フリードリッヒスハーフエンを空爆した英佛側爆擊機編隊はフリードリッヒスハーフエン近くのマンツエルの新設飛行機工場をも空爆これに爆彈の雨を降らしたと傳へられる

▲外國機の飛來をスイス確認

ベルン【九・三〇】獨瑞國境コンスタンス湖畔のフリードリッヒスハーフエンにあるツェッペリン飛行船製作所は廿四日夜突如英佛側空軍の爲猛爆を受けたが、廿五日スイス國軍司令部では廿四日午後外國飛行機がスイス國境に沿つてコンスタンス湖方面へ向つた旨次の如く發表した

廿四日午後四時卅分ライン河を遡つて飛來した數臺の飛行機がシャフハウゼン附近に於てスイス領空に現はれ國境警備隊は之に高射砲の砲火を浴せたが右飛行機はコンスタンス湖畔ジンゲン方面へ飛び去つた、更に數時間後の夕刻各地の國境警備隊よりも夫々の上空にエンヂンの爆音を聞いたとの報道あり、スイス軍當局は目下これ

等の飛行機がスイス領空を侵犯したか否かを調査中である

▲物凄いフ市の空襲戰　ロマンスホルン【九・二三】廿四日夜フランス空軍に依るフリードリヒスハーフエン空襲はコンスタンス湖を距てゝ對岸僅か八粁のロマンスホルン町の數千の住民には手にとる如く見えた、空襲機の投下する爆彈は地上に炸裂、彈片は空中に舞上り轟音は對岸のスイスの山々に衝した、その間敵機を追つかける探射燈は夜空を縱横無盡に亂れ飛ぶ等凄壯なる光景を呈した、一方スイス軍司令部では廿五日フリードリツヒスハーフエン空襲に關し次の通り發表した

空襲機はフリードリヒスハーフエンのツエツペリン格納庫及工場を襲撃したものゝ如くである、空襲機より投下した爆彈は曳光彈を交ゆる猛烈極まる防空砲火の間に炸裂した、今回の空襲に依りスイス領土が外國機に依り侵害されたりや否やに關し目下取調中である

▲獨發動機工場作業不能　ローマンスホルン【九・二三】廿四日夜のフリードリツヒスハーフエン空襲の結果ドイツの主要發動機製作所工場の一つは作業不能に陷つたといはれる

▲佛機八機を撃墜　ベルリン【九・二三】ドイツ軍司令部は廿五日のコンミュニケ中に西部戰線に於てフランス機八機を撃墜したと發表したが、司令部當局は右八機中には廿四日夜フリードリツヒスハーフエンを空襲したものをも含む旨次の如く説明した

廿五日の司令部コンミュニケに於て發表されたフランス機八機の撃墜中にはフリードリツヒスハーフエンを空襲したものも含まれてゐる、而して來襲の敵機はツエツペリン工場の爆撃をなさんとしたものと見られるが一發の爆彈も投下する機會を與へられず逃げ去りドイツ側には損害皆無である、右敵機はスイス領空を通過し來れることと確實であり同國の中立を侵犯したものである

▲ツエツペリン工場爆撃獨佛互ひに宣傳　ニューヨーク【九・二三】戰況の發表は卽ち宣傳であるとは今回の歐洲戰爭に於ける宣傳戰の一特質であるが、廿四日夜のフランス空軍のツエツペリン飛行船工場爆撃に關しても米國側には獨佛双方より互ひに相手の損害を誇大に傳へた自己に有利な宣傳が行はれてゐる、卽ち最初ベルリン側はこの爆撃を全然否定したが暫らくしてこの事實を認め但し何等の被害なく却つてフランス機八臺を撃墜したと發表、これに對しパリのフランス陸軍省はこの撃墜を否定し宣戰以來フランス機の撃墜されたもの合計僅かに二臺と主張してゐる然し中立の立場にあるスイス陸軍參謀本部の發表から察するに右空襲は相當大規模のもので防戰も亦猛烈を極め双方の被害も尠くなかつたものと米國專門家筋は觀測してゐる

英空軍の偵察飛行

ロンドン【九・二三】英國情報省は英空軍の大編隊が又々廿四日ドイツ領空に偵察飛行を行ひ多數の宣傳パンフレットを撒布した旨次の如く發表した、

英國空軍の精鋭は廿四日夜大編隊を以て西部並に西北部ドイツ領空に飛び偵察を行ふと同時に各地に多量の宣傳パンフレットを撒布、途中多少敵の抵抗を受けたるも全機無事基地に歸還した

獨空軍愈々起たん

ベルリン【九・二三】ドイツの無敵空軍は英佛側屢次の挑戰にも拘らず西部戰線に於ては今まで全く姿をひそめてゐたが東部戰線の一段落と共にその極く一部を除いては全部西部に集結を完了した模樣でドイツ軍の準備その他より推して中立國の軍事專門家はこゝ二三週間の間にドイツは愈々本格的第一回の英國空襲を敢行するのではないかと見てゐる、此の場合第一の空爆目標は港灣破壞に置かれることとならう

佛機廿六機を撃墜（獨軍發表）

ベルリン【九・二三】ドイツ軍司令部は廿五日西部戰線に於いて敵軍用機廿六臺並に哨戒輕氣球四個を撃墜した旨發表した

佛機スイス國境に飛來

バーゼル【九・二三】佛空軍所屬爆撃機一機は廿五日午後四時三十二分バーゼル西南方佛瑞國境のアルシユウイルに飛來高度約五百米の低空で越境せんとしたがスイス高射砲の防空砲火のため阻まれて佛領内に引返した

英空軍活躍

ロンドン【九・二六】英國情報省は廿六日ドイツ領土上に於ける英國空軍の活躍について左の如く發表した

一、昨廿五日夜英國空軍飛行機は又々ドイツ領土上に偵察飛行を敢行途中ドイツ領土内に宣傳ビラを撒布全機無事歸還した

一、昨廿五日我が空軍部隊は西部戰線及び北西ドイツ地方にも偵察飛行を行ひ多大の效果を收めた、敵戰闘機の反撃を受けたが何れもこれを撃退全機無事基地に歸還した

リユクサンブール佛の領空侵犯に抗議

ブリユツセル【九・二七】消息通の情報に依ればリユクサンブール大公國政府は廿七日迄既に三回に亘りフランス政府に對しフランス軍用機のリユクサンブール領空侵犯事件に關し抗議したといはれる

英空軍活躍

ロンドン【九・二八】英國情報省は廿八日英空軍の活動に關し左の如く發表した

英空軍部隊は昨廿七日晝夜に亘り西部戰線上空並にドイツ國領内に偵察飛行を敢行熾烈なる反撃を蒙りつゝも完全に任務を遂行し貴重なる情報を齎して全機無事歸還した

不時着英機脫出

コペンハーゲン【九・二六】デンマーク有力紙ベルリングスケ・アフテンナヴイス紙ライキャヴイク（アイスランド）特派員の報道によれば英國飛行機一臺は廿七日アイスランド領空を侵犯してアイスランド北部に不時着搭乘員九名は監禁されてゐたが右英國機は搭乘員と共に廿八日監視を脫し逃亡したといはれる

パリに空襲警報

パリ【九・二九】數日來西部戰線の活況と共にドイツ空軍も漸く活潑な活動を開始したが廿九日午前十一時廿分突如としてパリに空襲警報が發せられ全市は異常な緊張に包まれ警察自動車は市街を縱横に疾走しつゝ市民の避難指導に當つたが遂に敵機は姿を現はさず正午警報は解除せられた尙右警報はドイツ機一機が佛獨國境上空を通過したとの情報によつたものであることが判明した

獨佛英海岸を襲ふ

ロンドン【九・二九】北海方面に於けるドイツ空軍の活潑化が頗りに傳へられてゐる折柄廿八日ドイツ空軍は北海の渡洋を敢行三回に亘りスコツトランド海岸の爆撃を試みんとしたが三回共英空軍之を邀へ打ち撃退したといはれる、空中戰の詳細は未だ明かでないがドイツ空軍は一機も英國の防空線を突破し得なかつたと傳へられる

英國機獨領を偵察

ロンドン【九・三〇】英國空軍省は廿日英國空軍の活躍につき左の如く發表した

英國空軍は廿九、卅の兩日晝夜に亘り再びドイツ領土に偵察飛行を行ひ多大の成果を收めた、尙西部戰線に偵察飛行を行つた英國機はドイツ領空に於て敵機と遭遇激烈な空中戰を展開した、戰闘は可成りの高度で行はれ我が方も若干損害を受けたドイツ側の損害程度は不明である

英空軍活躍

ロンドン【一〇・一】英國空軍省は一日情報省を通じ十三日の北ドイツ並に佛獨戰線に於ける英國空軍の活躍に關し左の如く發表した

一、我が空軍は昨三十日夜北部ドイツ一帶に亘り偵察飛行を決行多大の成果を收め全機無事歸還せり

一、佛獨戰線に於ては偵察飛行中の我が飛行機は强力なる敵戰闘機の襲撃を受けたるも我が方はよくこれに應戰し中二機は火焰に包まれ墜落せりその中一機はフランス軍により、その撃墜が確認せられたり

獨機北・西部に活躍

ベルリン【10・1】ドイツ軍司令部は卅日北海方面及び認部戰線に於けるドイツ空軍の活躍に關し左の如く發表した

卅日早朝英國空軍は北海沿岸方面を空襲せんとしたがドイツ軍攻擊機は沖合遠くこれを邀擊し二機を擊墜、更にフランス國境よりザールブリュッケン方面に越境し來つた英機五機を全部擊滅し、又卅日正午頃ビッチュ附近では佛機一機を擊墜した

獨側九月中の英佛機擊墜數發表

ベルリン【九・三〇】D・N・B通信は卅日九月中に於ける空中戰の戰果につき左の如く發表した

九月中の戰闘により我が軍はフランス機卅七機、英國機廿七機を擊墜した外、英國海軍航空母艦カレジアス號を擊沈し更に航空母艦一隻を空爆、英佛側に多大の損害を與へた

☆海上

英艦水雷に觸る

ロンドン【九・三】英國海軍省公表

英國海軍軍艦キティウェーク號、（巡邏艦五一〇噸）は二十日英佛海峡に於いて水雷に觸れ死者五名負傷者二名を出したり、船體は修理のため某港に向ひつゝあり

英驅逐艦擊沈さる

ベルリン【九・三五】ドイツ軍司令部は廿五日コンミュニケを以て廿四日中の戰況につき次の如く發表した

我が潜水艦は英國の驅逐艦一隻を擊沈した

尙英驅逐艦の擊沈についてはその艦名、擊沈の場所等詳細の點についてはまだ一切發表されてゐない

ベルゲン沖の海戰

オスロ【九・三五】オスロのアフテンポステン紙ベルゲン特派員の報道によればベルゲン市南方の大西洋に面する諸島の住民は廿五日早曉國籍不明の數隻の軍艦が沖合を不斷に砲火を交へつゝ全速力を以て北方に進んでゐるのを見たと報じて居り廿四日深更から廿五日早朝にかけて同方面の海上で海戰が行はれた模樣である、他方ノールウェーの大西洋岸各都市からも廿五日午前九時過ぎ海上より砲聲が聞え引續き同海上に漁撈中であつたドイツのトロール船が戰禍を免かれるかの如く慌しく海岸に逃げて來たとの報道が傳へられてゐる

ベルゲン【九・三五】ベルゲン南方の大西洋上に於ける海戰は廿四日深更より開始された模樣であるが廿五日午前は巨砲の打出す殷々たる砲聲が絶えずベルゲン南方アルグロス島に於ては耳を聾するばかりに聞え人家を震撼した、砲聲は午後一時四十分に至つて一時中絶したが一時間ほど經て再び轟き始め相當大規模な海戰が行はれてゐる模樣である

ニューヨーク【九・二六】ベルゲン沖の海戰に就いては英國情報省もドイツ宣傳省も共に何等の入報なしと稱してゐるが五隻以上の軍艦が激戰を交へたことは殆んど確實といはれU・Pオスロ電に依ると內一隻は損害を蒙つた模樣である、即ちベルゲン附近のフェイエ島燈臺の燈臺守は交戰の後午後四時過ぎ二本煙突の軍艦が一隻進航意の如くならず煙幕に隱れ乍ら南方に遁れ去らうとしてゐるのを見受けたといはれる、又アルグロエ島の住民も二本煙突の軍艦が損害を受けた姿で南へ進みつゝあるのを見受け之を護衛するらしい英國機の爆音も聞いたが煙幕が空に立罩めてゐるため飛行機の姿を見ることが出來なかつたといはれる

フアルスンド沖の海戰

ファルスンド（ノールウェイ）【・二六】ファルスンド沖合で廿六日正午頃より海戰が始まり大型艦三隻、潜水艦一隻、小型艦船多數、飛行機數十機の參加するのが見受けられ午後一時半迄に四十發の巨彈が發せられるのが聽えた、海戰は英獨兩國海軍間に行はれたもがゝ如くである詳細は不明である。

獨潜艦三分の一を擊滅

ロンドン【九・二六】廿六日午後開會された下院に於てチェンバレン首相、チャーチル海相は交々起つて長期經濟戰政策の重要性を力說したが玆に兩相の演說要旨を綜合すれば左の通りである

一、ドイツ潜水艦に對する我が反擊は前回の世界大戰の際に比して極めて有効に行はれつゝあり恐らくドイツ潜水艦の三分の一乃至四分の一が既に烏有に歸したものと推測される

一、政府は商船隊の武裝を開始すると共に護送船隊の整備擴充を圖つた結果各週の損害は極めて僅少である、即ち戰爭開始以來我が船舶の損害は左の通りである

△第一週、六五、〇〇〇噸△第二週四六、〇〇〇噸△第三週、二一〇〇〇噸△第四週九、〇〇〇噸、（但六日間）

一、英國はドイツ潜水艦によつて失つた以上のドイツ向け貨物を鹵獲した

一、我が潜水艦攻擊戰隊は十月末迄には空軍の偵察隊と相俟つて更に三倍に增强されるであらう

一、斯くて英國は程なくドイツの長期抗戰能力を無力化するであらう但し過度の樂觀は禁物である

一、我が自治領、植民地よりの武器食料品等の供給は刻下の共通の重大問題に臨んで曾て見ざる程の量に達してゐる

▲英海相演說詳報　ロンドン【九・二九】チャーチル海相は廿六日下院に於てチェンバレン首相の戰況報告に引續め英海軍の活動狀況に關し報告演說を行つたがその要旨次の通り

英國海軍のドイツ潜水艦攻擊戰隊は急速にその陣容を擴充强化しつゝあり十月末になればその勢力は戰爭勃發當初の約三倍となるであらう、而して英國商船は如何なる航路に就航するものも殘りなく敵潜水艦及び敵飛行機に對する對抗武器を以て武裝し熟練せる砲手を乘船せしめて乘組船員にも射擊の訓練を與へることになつてゐる、又海軍の商船護衛は今や出航歸航何れの船に對しても完全に實施せられてゐる、かくて敵潜水艦の襲擊による英國商船の損害は激減するに至つた、他方英海軍の敵潜水艦擊沈は過ぐる大戰當時より五六倍增加して居り戰爭開始より最初の二週間にすでに六隻乃至七隻の敵潜水艦が擊沈されたと信ぜられる、即ちこれは敵全潜水艦數の十分の一に當り恐らく實戰に參加し得る物は四分の一乃至三分の一に當るものと推定される、しかし曩の大戰の經驗に徵するもドイツは續々新造潜水艦を補充して今後戰爭繼續中に更に活潑な攻擊を加へ來る可能性があるがかゝる場合にも英國海軍には萬全の備へありあらゆる點から檢討するも敵の意圖を挫折せしめ得ると確信するものである、なほ英國は敵潜水艦の爲に消失せる商船を老朽船を以て補充せんため目下着々その改造を急ぎつゝありその總噸數は消失噸數を遙かに凌ぐであらう、更に戰爭勃發前より計畫されてゐた新船の造船プランは目下全能力を發揮して進められつゝある

獨機雷原擴張

バーゼル【九・二六】廿十日のバースラー・ナハリヒテン紙はストックホルム特電としてドイツ海軍は未曾有の廣大なる機雷原を敷設するに至つた旨左の如く報道した

ドイツ海軍はその機雷原をボスニア灣の咽喉に位するスエーデンの海港エーレグルンドの南部に迄擴張した、今回敷設されたものゝ約二倍に達する廣大な面積を有してゐると傳へられる

獨機英艦を爆擊

ベルリン【九・二七】ドイツ軍飛行機は廿七日北海々上に英國艦隊を襲ひ主力艦、航空母艦、巡洋艦、驅逐艦等を爆擊したが右に關しドイツ軍最高司令部は次の如く發表した

ドイツ軍飛行隊は廿七日北海に於て英國主力艦、航空母艦、巡洋艦驅逐艦を攻擊、爆彈の雨を降らせ航空母艦に致命的損傷を主力艦一隻に大損害を與へ全機無事歸還せり

▲英海相　ドイツ側發表を否定　ロンドン【九・二七】ドイツ政府は廿六

日北海に於て英海軍航空母艦一隻を撃沈、主力艦一隻に甚大な損害を與へた旨發表したがチャーチル英海相は廿七日の下院に於てドイツ側の發表は全く事實と反對であるとて左の如く言明した

昨廿六日北海にあつた英國海軍主力艦、航空母艦、巡洋艦及び驅逐艦はドイツ機約廿機の來襲を受けたが爆彈は一發も英艦に命中せず我が方の損害は皆無で却つて我方はドイツ機一機を撃墜、他の一機に甚大な損害を與へた

ロンドン【九・二六】廿六日のドイツ空軍の英國艦隊爆撃事件に關し英國海軍側では一發の命中彈もなかつた旨左の如く語つた

廿六日ドイツ空軍の英國艦隊攻撃は英國艦隊が根據地へ歸還せんとする途中行はれたものであつた、艦隊司令官は敵軍が艦隊の位置を覺るのを惧れ且空襲が一發の命中彈も無かつたので之は「大戰中の一挿話」に過ぎぬと考へ廿七日迄報告しなかつた次第である、攻撃機の一部は此の日密雲を利用して低空迄急降下し來つたが他の敵機は一萬二千呎の高空より爆彈を投下したと報告されてゐる

▲アーク・ロイヤル號撃沈を獨放送

ベルリン【九・二六】英國側では廿六日ドイツ空軍の英國艦隊襲撃に關し損害なしと發表してゐるが廿八日ベルリン放送局は右英國側發表を反駁

ドイツ空軍は廿六日北海上に於いて英國艦隊を空襲英國海軍の最新式航空母艦を撃沈した、もし英國にして右爆撃で損害なしと言ふならば英國民須らく當局に對し英國の誇る航空母艦「アーク・ロイヤル號（二二、〇〇〇噸）は今何れにあしりやと問ふべ

と放送、暗に昨日の爆撃に於いてアークロイヤル號を撃沈した如き放送を行ひ注目をひいた

▲獨空軍急降下爆撃奏效　ベルリン【九・二七】ドイツ空軍は廿六日大擧翼を列ねて北海の英艦隊を急襲、多大の戰果を收めたが英海軍に對する空襲及び潜水艦戰は西部戰線の開戰に先立ち愈々本格化の徴を見せてゐる

ドイツ海軍は目下建造中の三萬五千噸級主力艦三隻、甲級巡洋艦三隻、航空母艦二隻其他の竣工を急ぐ一方潜水艦多數の建造に着手し海軍力の充實に努めてゐるが現有勢力としては總噸數四十萬噸に足らず英海軍の五分の一に過ぎぬ劣勢に在るので目下の處では英海軍との遭遇戰を避け專ら英海軍力消耗作戰に出てゐる譯である、即ち先づドイツ海軍得意の潜水艦は英國封鎖艦艇の間隙を狙つて北海より大西洋方面に脱出し執拗に英國軍艦及び商船に附き纏ひ撃沈の機を窺つてゐる、ドイツ側の情報では撃沈せる英國艦船總噸數は既に四十萬噸を突破すると云はれ英國に對し戰慄的な恐怖を與へてゐる、然しドイツ海軍の重視してゐるのは潜水艦戰よりも寧ろ飛行機による艦艇襲撃だ、ドイツ空軍は最近のポーランド戰線に於て日本海軍の戰法に倣ひ一發必中の急降下爆撃の戰法を採つたがこれにより多大の效果を收めたので英國海軍に對しても同樣の作戰を採つてゐるといはれてゐる、この戰法は水雷を積んだ五十機以上の輕爆機で幅數百米に亘る展開陣形を作り艦隊を急襲し指揮機の命令一下目指す艦隊に對し一齊に急降下を敢行、海面すれ〳〵まで降りて水雷を放ち、五十發の水雷の中のいづれか數發を命中させ一擧に軍艦を屠らんとするもので空軍各部隊は目下專らこの戰法の猛練習に主力を集中してゐると言はれる、而して英國海軍の主力がシエツトランド、アイルランド、ジブラルタルの三地點に集結してゐる事實を突き止めたので廿六日の空襲は先づ英國海軍の虚を狙つてシエツトランド島（スコツトランド沖）附近に集結中の英國有力艦隊に對し以上の戰法を以て敢行されたものと見られる、又航空機對軍艦の戰鬪力の優劣は各國軍事專門家の論議の的となつてゐたものだが、右戰鬪は從來机上の論となつてゐた作戰に有力なる資料を與へた世界戰史最初の事例であり、この意味で軍事通の間に非常なセンセーションを捲き起してゐる

獨空軍英巡洋艦を爆撃

ベルリン【九・二六】ドイツ軍司令部は廿八日の戰況に關し左の通り公表した

同日ドイツ空軍の編隊はメイ島（スコツトランド、フオース灣の入口）附近に於て英國甲級巡洋艦に對し爆撃を加へ之に多大の損害を與へた

▲獨空軍の巡洋艦攻撃英は否定　ロンドン【九・二八】ドイツ側では廿八日ドイツ空軍編隊が廿八日メイ島附近に於いて英國の甲級巡洋艦を攻撃多大の損害を與へたと發表してゐるが英國海軍省當局は廿八日かゝる事實無しと發表した、尙去る廿六日北海上に於けるドイツ空軍の英國艦隊撃に關してもドイツ側の發表は全然虚構の宣傳であり英國航空母艦及び主力艦は何ら損害を蒙らなかつた旨重ねて反駁してゐる

ヒ總統潜水艦隊を激勵

ベルリン【九・二八】東部戰線よりベルリンに歸還したヒトラー總統は席の暖まるを知らず廿八日は海軍總司令レーダー元帥を帶同、突如ベルリン發北海々岸の軍港ウイルヘルムスハーフエンに赴き潜水艦作戰に猛威を振ひ英國軍艦を苦しめて赫々たる戰果を收めて此の程凱旋した潜水艦隊乘組員を訪問したヒトラー總統は乘組員將士を個別的に面接して彼等の勇敢なる功業に讃辭を呈しその勞を犒つた、次いでヒトラー總統は軍港内で催された懇談會に出席、乘組員の誇りを以て語る實戰談を聽取すると共に乘組員一同に對し今後一層威力を發揮するやう奮戰を要望した

ベルリン【九・二八】ヒトラー總統は廿八日午前カイテル陸軍總司令以下陸海軍の幕僚を從へ總統官邸を出發した、行先は發表されないがウイルヘルムスハーフエン軍港乃至は對英作戰航空部隊根據地であらうと云はれる、ワルシヤワ、モドリンの投降と共にドイツの作戰當局は今後先づ對英戰を激化するものと見られるが海軍最高司令部高官は次の如く語つた

對波戰爭の終焉に伴ひ當然海戰が活潑とならう、中立國船舶も時にその禍中に卷込れるであらうがドイツとしては戰時禁制品の範圍内で處置するつもりである

獨潜水艦六、七隻撃沈

ロンドン【九・二八】英國情報省は廿八日ドイツ潜水艦殲滅作戰に關し左の如く發表した

ドイツ海軍Uボート乘組員と稱するドイツ人十四名が廿八日英國北部工業地帶の捕虜收容所に到着した、英國海軍のドイツ潜水艦殲滅作戰は着々成果を擧げつゝあり既に六、七隻のドイツ潜水艦を撃沈し乘組員數名を捕虜にした

英機ヘリゴーランド軍港空襲

ベルリン【九・二九】ドイツ軍司令部は廿九日コンミユニケを以て英空軍六機は同日朝北海のヘリゴーランド島軍港を空襲し來つたがその中五機はドイツ空軍により海中に撃墜された旨左の如く發表した

英空軍は廿九日朝六機編隊を以てヘリゴーランド島軍港を空襲し來つたが我が艦隊の防禦砲火に遭ひその企圖は全く失敗に歸した、而も英機が西方に遁走せんとするや我が追撃機群は猛然これが追撃に移り暫し果敢な空中戰を交へた後英軍側六機の中五機を海中に撃墜した

ロンドン【九・二九】英國空軍省は廿九日コンミユニケを以て空軍部隊は同日ドイツ艦隊空襲を決行せる旨左の如く發表した

我が空軍は廿九日北海に臨むヘリゴーランド島軍港に集結中のドイツ艦隊空襲を決行しドイツ側の猛烈なる防禦砲火を冒し空襲は低空飛行を以て强行された、但し右空襲部隊の中未だ歸還せざるものがある

獨司令部戰況發表

ベルリン【九・三〇】ドイツ軍司令部は卅日北海方面の戰況につき左の如く發表した

一、我が驅逐艦及び水雷艇戰隊は過去二日間スカゲラク及びカツテガツト海峡に出動、汽船四十五隻に

對し戰時禁制品積載に付き檢査した結果その一部を拿捕した

一、英國機二編隊機數十二機は北海海岸に空襲を試みその内一編隊はドイツ驅逐艦を攻擊したが成果を得ずドイツ軍防空砲火により擊退され他の編隊はヴアンゲローゲ及びランゲオーグ群島中の東フリヂヤ島附近に於てドイツ戰鬪機と交戰し英國機五乃至六機は撃墜された一方ドイツ戰鬪機二機は海上に不事着したが乘組員は無事救助された

北海の情勢漸く急

ベルリン【九・三〇】ドイツ海軍は北歐諸國より英國に對する輸出を阻止するためスカゲルラツク、カテガツト兩海峽附近に驅逐艦、水雷艇多數を配置し盛に臨檢拿捕を行つて居りバルト海は全く封鎖狀態に陷つた、卅日ドイツ軍司令部發表によれば最近二日間だけで四十五隻の汽船に對し臨檢を行ひ其の一部は戰時禁制品積載の理由で撃沈された、之に對しシエトランド島に本據を置く英國艦隊は一部艦艇を狙つてゐるがドイツ海軍も英同艦隊奇襲の好機とばかり潛水艦及び飛行機多數を放つて偵察に努めてをり北海の情勢は漸く活潑ならんとしてゐる

英國獨潛艦戰術變更を警告

ロンドン【九・三〇】英國情報省は卅日ドイツ海軍の潛水艦戰術變更に關し海軍省が全英國商船に宛てゝなしたる左の如き通告を發表した

英國海軍省は全英國商船に對しドイツがその潛水艦戰術を變更するに至つたことを警告する、ロンドンに於て聽取したるラヂオによればドイツ政府は過去數日間に亘りドイツ潛水艦が英國商船より攻擊を受けたりとの理由に基づき卅日ドイツは今後總ての英國商船を敵國軍艦と見做す旨聲明した同右ラヂオによればドイツ側はドイツ潛水艦が常に國際法に從ひ、現在まで商船攻擊に際しては必ず警告を爲してゐたと稱してゐるが海軍省は之を否定するものである、因にドイツ側の此の聲明は今後ドイツ海軍がその潛水艦戰術を即時且急激に變更すべきことを意味するものであつてドイツ潛水艦の戰同商船に對する攻擊は更に增大するものと見られてゐる

中立國船船檢索抑留實績（英）

ロンドン【九・三一】英國情報省は廿一日戰時禁制品措置規定による中立國船舶に對する檢索並に禁制品抑留措置に關する廿日迄の實績を左の如く發表した

英國政府が戰時禁制品措置規定に依り九月廿日迄に檢索を實施した中立國船舶の數は總計約二百隻に達しこの内廿隻以上は全貨物積載のまゝ釋放されたが其の他は積載の禁制品を英領諸港に積み降した上その航行繼續を許可した

英船の撃沈

ロンドン【九・三一】英國情報省は廿三日午後英國海軍は商船ロイヤル・セプター號（ホール・ブラザース會社所屬四、八五三噸）生存乘組員の捜索を斷念した旨を發表した、同船は九月七日大西洋に於てドイツ潛水艦の襲撃を受けて沈沒したのであるが英國軍艦は直ちに現場と覺しき個所に急行したが一名の生殘者をも發見し得なかつた、同船よりの無電によればドイツ政府は過去數日間に亘り印を經たる潛水艦使用制限協定を無視し同船に對し無警告水雷攻擊を行つたもので乘組員は沈沒直前に退船命令を受け遂に一名の生存者をも出さなかつたのである

オスロ【九・三一】廿三日のアフテンポステン紙は廿二日ノルウエー西海岸沖に於て一英國船がドイツ潛水艦のために撃沈せられた旨左の如く報道した

廿二日ノールウエー西海岸ベルゲン沖に於て英國船アケンサイド號（二、六九四噸）はドイツ潛水艦のために撃沈された同號乘組員は撃沈前全部下船を命ぜられ安全に保護されてゐる、撃沈當時の情況につき確聞するに最初ドイツ潛水艦はアケンサイド第に對し二發の威嚇射撃を行ひ停船を命じたが同號はこれを無視して急遽逃亡せんと試みたので更に第三發目の射撃を行ひ遂にこれを停船せしめたかくて乘組員全部を下船せしめた後同號は遂に撃沈されたのである

英艦中米沖で獨船を狙ふ

サンデイエゴ【九・二七】歐洲戰爭勃發と共に太平洋航行中のドイツ汽船は逸早く中立同港灣に遁入脱出の機を窺つてゐるが廿七日のサンデイエゴニオン紙の報ずる所によれば最近英國海軍巡洋艦三隻が中米諸國太平洋岸沖合に出沒現在中立國港灣に逃避中のドイツ汽船十三隻が公海に出て來るのを待機してゐると云はれる、尙右十三隻のドイツ汽船中九隻はニカラグアのコリント港に、四隻はコスタ・リカのプンタレナ港に、繫留されてゐると傳へられる

獨潛水艦芬蘭船撃沈

オスロ【九・三一】ドイツ潛水艦は廿三日スカゲラツク海峽アレンダル（ノルウエー）の沖合十五浬にて航行中のフインランド貨物船マルチ・ラグナー號（二、二六二噸）に停船を命じ乘組員を救命ボートに移した後撃沈した、同船は英國向重要軍需資材を積載してゐたものである

▲フインランド對獨抗議　ベルリン【九・三一】駐獨フインランド公使ウオーリマー氏は廿五日ドイツ外務省にリツベントロップ外相を訪問ドイツ潛水艦のフインランド商船撃沈事件に關し右は國際法違反なりとして抗議を行つた

獨潛水艦佛船撃沈

ロンドン【九・三一】ドイツ潛水艦は益々その暴威を振つてゐるが去る廿四日又々英佛海峽連絡のフランス船プリン號を無警告で撃沈した、折柄附近を游戈中の英國驅逐艦が急報に接し直ちにドイツ潛水艦を追跡し砲撃を加へたが、爆音を聞いたのみで目下のところ詳細は不明である、尙プリン號乘組員は幸ひ全部救助された

スウエーデン汽船撃沈さる

コペンハーゲン【九・三一】スウエーデンの汽船シレジア號（一八、三九噸）は二十五日ノールウエーのスタバンゲル沖合ひで魚雷のため撃沈されたが乘組員十九名は他のスウエーデン汽船に無事救助された

スタヴアンゲル（ノルウエイ）【九・二八】スエーデン貨物船ニーランド號（二、三七八噸）は二十八日フエイエステン燈臺附近に於いて水雷により撃沈された、乘組員二十九名は救命艇で海上を放浪中をノルウエイの水雷艇により救助せられた

▲瑞商船撃沈に抗議　ストツクホルム【九・三一】スエーデン政府は廿六日リヘルト駐獨公使をしてドイツ政府に對しスエーデン汽船ゲルトルード・ブラット號並にシレジア號のドイツ潛水艦による撃沈事件に關し抗議を提出スエーデン政府は右に關し正當なる損害賠償の權利を留保する旨の申入れを行はしめた

ノールウエー貨物船攻撃さる

オスロ【九・二九】廿九日ノルウエー貨物船三隻が潛水艦並に機雷の犠牲となつた旨次の如く報ぜられてゐる

一、アレンダル港を出帆して英國に向ひつゝあつたノルウエー貨物船タカスタース號（一八三〇噸）はベルゲンに近きアルステイネド燈臺より十六浬の沖合に於て水雷の射撃を受け船體を破損したが、木材を滿載してゐた爲沈沒は免れた

一、同じくアレンダル港を出帆アントワープに向ひつゝあつたノルウエー貨物船ソラス號（一三六八噸）は北海に於て機雷に觸れ船體を破壞された

一、ハウゲズントを出帆したイエルン號（八七五噸）もドイツ潛水艦の攻撃を受け大損傷を蒙つてクリスチアンサンドに曳行された、同船はパルプ材を滿載して英國に向ひつゝあつたものである

右三船共乘組員は無事救出されてゐる

獨、オランダ船拿捕

コペンハーゲン【九・三〇】コペンハーゲンに達した情報によれば英國向け農業製品を積載したオランダ汽船二隻は廿九日夜コペンハーゲン沖合を航行中ドイツ軍艦の手に拿捕され臨檢の爲めドイツの港に拉致されたと云はれる

丁抹船四隻拿捕

アムステルダム【10・1】デ・テレグラーフ紙は一日附紙上に於てコペンハーゲン特電としてドイツ軍艦によりデンマーク汽船四隻が不法拿捕され同國海運界は大恐慌を來しつゝありと報じ注目を惹いた、テレグラーフ紙報道要旨次の通り

去る廿九日ロータ號（一、一一五噸）以下四隻のデンマーク汽船がドイツ軍艦のために拿捕されたことが判明したが右船舶は何れも戰時禁制品と見做し得ざる食料品を輸送中のものであつただけに今やドイツ海軍の暴狀は愈々明かとなりデンマーク國内は大恐慌を來してゐる、更に右の外最近ドイツ潜水艦の襲撃を受けたノールウエー貨物船ソラース號（一、三六八噸）の船長以下乘組員が救助船で到着し同船は全く無警告で攻撃を受けた旨報告したので愈々海運關係者間には恐怖の念が昂つてゐる

ブレーメン號の行方

ロンドン【九・三】廿七日の下院に於てチャーチル海相はドイツ汽船ブレーメン號の行方に關しブレーメン號はソ聯北部の海港に避難してゐるものと思はれると言明した

コペンハーゲン【九・三】幾度か傳へられたドイツ豪華船ブレーメン號に關する謎の消息は眞僞不明のまゝ今に至つてゐるが廿八日エクストラブレット紙マルマ（スエーデン）特派員の報道に依れば同日マルマに入港したエストニア汽船クレツサール號乘組員の談として同船が過日貨物積込みの爲めソ聯の極北港ムルマンスクに寄港せる際彼等船員達は確にブレーメン號の姿を目撃したと傳へられる、尤もクレツサール號船長は之に就ての確言を回避したといはれるので右船員達の談話も眞僞の程は保證の限りでないと傳へられる

アムステルダム【九・三】大戰勃發と共に大西洋上から杳として消息を絶つたドイツ最大の豪華船ブレーメン號の行方を繞つては色々の風説が傳へられてゐたが廿日ソ聯のムルマンスク港よりオランダに歸還したドイツ貨物船ボルテンハーゲン號（二、三三五噸）のオランダ人乘組員の口からブレーメン號がムルマンスクに避難してゐる事實が遂に確認されるに至つた、ボルテンハーゲン號乘組員の語る所次の通り

我々の乘組んだボルテンハーゲン號が丁度大西洋上にある時突如無線で大戰勃發を知らせた、直ちに船長は船體を褐色のペンキでカムフラージュすべしと命令を下した、スコットランド北方のシエツトランド島沖合に差し掛るや本社から即刻最大スピードで最寄りの中立國に避難するやうにとの命令を受け取つたそこで我々はコースをアイスランドのライキャヴイツクに轉じた、途中ボルテンハーゲン號はニューヨークから來たブレーメン號に追ひ越されたのだ、我々はライキャヴイツク港に暫時碇泊の後北極洋に臨むソ聯のムルマンスクに急いだところムルマンスク港内には避難のドイツ汽船が多數碇泊してゐたがその中に我々はブレーメン號の巨體を發見したのである

英獨火花散る宣傳戰

ニューヨーク【九・二九】歐洲戰爭勃發と同時に英獨兩陣營は直ちに猛烈なる宣傳戰の火蓋を切りこれがニュースやラヂオに織り込まれて間斷なく放射されるので最近の空中戰や海空戰は第三國側では一體何れの勝利に歸したのか判らない位になつてゐる、その宣傳戰の眞最中にコロンビア放送局のベルリン特派員シラー氏が英國側の宣傳では英國の捕虜になつてゐる筈のドイツ潜水艦長ヘルベルト・シュルツエなる人物をベルリンで捉へ本人の口から直かに英國汽船擊沈物語を全米に放送させて全米市民をアツといはせた、即ちチャーチル海相が廿六日下院で言明した處によると英船フイルビン號を擊沈した潜水艦は擊沈位置をチャーチル海相宛に知らせて救助の便宜を與へたが間もなく自分も捕虜となり英海軍では此の艦長に特別の考慮を拂ひ優遇してゐると云ふのであるが廿八日ベルリンから米國へ呼び掛けた男こそそのシュルツエ艦長であり然し決して彼はチャーチル海相から優遇など受けてないこと此の通りであると斷言した、彼はシラー氏の質問に答へながら擊沈模樣を述べ、其の後更に一隻の英國汽船ローヤル・セプター號を擊沈しその船員をブローイング號に移乘せしめた顚末を述べ更に艦上の高射砲で英國飛行機二臺を擊墜したと述べた、たゞコロンビア放送局ではドイツ政府が彼を右艦長に違ひないと保證した他には身元調査は行はなかつたと附け加へてゐる、從つてこのシュルツエが問題のシュルツエ艦長と同一なりや否やは早急に斷定し得ないであるが何れにせよこれこそは英獨宣傳戰の劇しさを物語る一挿話として殘されるであらう

全歐戰局展望

歐洲戰爭週間日誌（一）

（九・十六―廿二）

△十六日

一、ワルシヤワ開城交渉の爲ドイツ側軍使派遣

一、ビアリストク陷落

一、濠洲戰時内閣成立

一、ブルガリア中立闡明

一、駐獨ソ聯武官急遽歸國

一、ドイツ空軍省附近に爆發事件

一、西部戰線に開戰以來の激戰展開さる

△十七日

一、ソ聯、波領進駐を波大使に通告

一、ソ聯軍波領侵入開始（午前六時）

一、ソ波兩軍各所に交戰

一、ドイツ側ワルシヤワ防衛軍に降服勸告、軍使引見を申入れる

一、リトアニア國境兵力增强

一、波大統領初め政府要人續々羅領へ逃亡

一、ルーマニア國境兵力增强

一、パルチツク諸國大軍集結

一、ソ聯軍波領五十キロに進出

一、獨軍西部戰線に於て攻勢に轉ず

一、ダラディエ佛首相前線視察

一、クツノ陷落

一、ソ聯、スロヴアキア承認通告

△十八日

一、英航空母艦カレヂアス號ドイツ潜水艦に擊沈さる

一、ウイルノ陷落

一、ソ聯軍波領七十キロ進出

一、ワルシヤワ防衛軍、軍使を派遣せず、ドイツ側ワルシヤワ總攻擊再開

一、ソ聯軍波羅國境遮斷

一、獨ソ兩軍ブレストリトウスクに相會す

一、獨ソ兩國「ポーランドに於ける兩國の利害は相反せず」との共同聲明を發す

一、米國對伊重大申入れを行ふ

一、イタリア、バスチアニーニ外務次官を駐英大使に任命

一、波潜水艦オルゼル號エストニアを脱出

一、ルーマニア政府中立嚴守再聲明

△十九日

一、ヒトラー總統ダンチツヒで歷史的演説を行ふ

一、ソ聯、占領地に於て政治工作開始

一、北歐四國中立維持を決定

一、ドイツ軍事使節モスクワ到着

一、ソ聯軍クチーを占領

一、ブラウヒツチ獨陸軍總司令西部戰線に到着

△二十日

一、獨佛兩軍空中戰を交ふ

一、ソ聯海軍フインランド灣に機雷を敷設

一、獨軍司令部ブズーラ河畔に於て波軍十箇師を壞滅、十萬五千を捕虜にせる旨發表

一、イタリア政府アルバニア、ギリシア國境より撤兵を發表

一、ヒトラー總統前線將兵に檄電を發す

一、ホアベリシア英陸相、ハンケー無任所相パリ訪問、ダラディエ首相と重要會談

一、フランス政府戰時内閣最初の國務會議開催ポーランド分割に對し强硬態度を決定

一、ソ聯軍ルヴオウ（レンベルグ）完全占領

一、濠洲、飛行六箇中隊の歐洲派遣決定
一、獨軍司令部捕虜十七萬と發表
△廿一日
一、カリネスコ羅首相暗殺さる
一、ワラシーロフ元帥の訪獨說傳はる
一、米國議會開會、大統領中立法修正に關する敎書發表
一、ハンガリーも豫備兵動員
一、ソ聯海軍北バルチツク海の警備に就く
一、サラジョグル土外相モスクワ訪問の途に上る
一、英國政府軍需會議新設、軍需工業の統制を圖る
一、英國政府白書を發表、戰爭勃發に至る迄の英獨外交々渉を暴露
一、獨軍、波洪國境ヴオロヴエソツに到着
△二十二日
一、ワルシヤワ殘留外交官、外國人千餘名、獨軍保護下にケーニツヒスベルグに脫出
一、獨ソ兩國、ポーランド分界線劃定發表
一、第二次英佛戰時最高會議英國某所に開催
一、ソ聯軍司令部捕虜十二萬と發表
一、ポーランド潛水艦二隻ストックホルム港にてスウエーデン海軍の手に抑留さる
一、前ドイツ國陸軍總司令フオン・フリツチユ將軍ワルシヤワ戰線に戰死
▲週間戰況回顧【九・三】モシスキー大統領、スミグリ・リズ國軍總監等ポーランド政府及び軍首腦部のルーマニア遁入（十七日）によつて獨ソ聯携のポーランド攻略戰は一段落となり歐洲戰爭の相貌は一變した西部戰線は依然として無氣味な對峙狀態を續け刻々激烈な攻防戰展開の危險を示しつゝもなほ局地的な要塞戰空中戰に終始し專ら英佛獨間に宣傳戰の花火を散してゐる歐洲は遂に全面的な破局に到るか、ドイツは主力部隊の西方移動を急ぎ英佛は最高軍事會議を開いて頻りに聯合作戰を凝しつゝある、ヒトラー總統はたとへ戰爭が七年の長きに亘るとしても決してドイツの降服によつては終らぬだらうと叫びチエンバレン首相はイギリスは既に戰爭は少くとも三ケ年續くとの想定の下に大規模な準備が出來た
と應酬した
歐洲の事態は既に深入りしてゐる、ソ聯のポーランド進擊こそは今次歐洲戰爭に於ける劃期的事實といひ得よう、ドイツの開戰に先立つてソ聯は西方國境地帶五十萬の常備軍に加ふるに百萬の豫備軍を動員した、ポーランド政府のワルシヤワ逃亡を契機としてソ聯軍は十七日、北、中南三方面より國境を越えてポーランド領に侵入し忽ちの間にブレストリトウスク、タルノポール、ザレスチキ（十八日）、ウイルノ（十九日）レンベルグ（二十日）を占領し所謂カーゾン線を突破して東方ポーランドを略取し波羅國境を抑へドイツとの間にポーランド分割の態勢を作つた、然し赤軍百五十萬動員の意圖は單にポーランド分割が目標であつたがポーランド潛水艦のタリン港逃亡（十九日）を理由にエストニアに强壓を加へポーランド分割にリトアニアを一枚加へようとしてゐる事實はソ聯の今次目標の一つが沿バルチツク工作にあることを示してゐる、他の一つはバルカン工作でトルコ外相サラジョクルをモスクワに呼び寄せる（二十一日）一方トルコ、ユーゴースラヴイアに對し不侵略條約を提唱し恰も汎スラヴイズムの復活を企圖しつゝある、フランスがヒトラーはスターリンの傀儡化したと嘲笑してゐるのも興味深い、ソ聯の東歐に於ける成功は注目すべきであらうルーマニアに遁入したポーランド政府はフランスに縋つてリヨンにポーランド政權再組織を畫策した樣であつたがルーマニア前首相カリネスコ暗殺事件（二十一日）に累ひされ挫折の已むなきに至りつゝある、カリネスコ暗殺はナチス系の鐵衛團の所爲で背後にドイツのルーマニア攪亂工作が潛んでゐたことは言ふだけ野暮であらう、後繼首相になつたアルゲセアヌ將軍は飽くまで中立を標榜しポーランド亡命者の國外脫出を禁じその政治運動を封じた、かくてポーランドは獨ソ分割の中間に緩衝的存在として親獨ソ政權としてのさゝやかな再生を强ひられようとしてゐる
ブレストリトウスクでソ聯軍と歷史的握手を遂げ（十八日）グヂニアを陷れ（十九日）クトノ、ウイスツラ河の會戰に十萬五千のポーランド兵を捕虜とし（十九日）大勝を博したドイツは十八日頃から軍用列車八十臺を以て主力部隊の西方移轉を開始した、一方六十萬の大軍をマジノ線に集結したフランス軍は英佛海峽を渡つて來た英軍廿萬の協力を得てボルグ高地をジークフリート線の弱點と睨んでこれに猛攻を加へつゝあるが一師團の有效攻擊正面は二キロに限定される戰術上の關係からジークフリート線正面三百キロを攻擊するには未だ兵員不足で活潑な行動は執り得ず廿一日漸くフランスは豫備兵五百三十萬を含む六百四十萬の總動員を完了したと發表してゐる、英佛兩空軍の活動もドイツ空軍の優勢を恐れてか活潑ではない海上ではドイツの潛水艦戰が頻々と傳へられ英國航空母艦カレヂアス號が爆沈された（十八日）が概して未だ通商破壞戰の範圍を出てゐない樣である英佛側は頻りにドイツ側の挑戰計畫を傳へ廿一日パリからの報道はドイツはアーヘン附近に千五百乃至二千八百臺の空軍を集結し主としてロンドン爆擊の機會をうかゞひ更にアーヘンよりベルギーに戰略的侵入を企てゝゐると傳へたがドイツ側は兵力輸送のため中立國を侵犯する意志なしと躍起になつて否定した

歐洲戰爭週間日誌（二）（九・廿三―廿九）

△廿三日
一、ムソリーニ首相ヴエネチア宮に於て演說を行ひイタリアの中立態度を重ねて闡明
一、フランス派遣英國空軍戰鬪準備完了
一、フランス軍西部戰線全線に亘り總攻擊開始モーゼルザール河間區に於て進出す
一、ドイツ軍司令部ポーランド戰線の戰鬪完了を發表
△廿四日
一、エストニア外相セルダー氏モスクワ訪問
一、ポーランド進駐ソ聯軍コマルノドロホビツチ、ボリスラフの諸都市を占領、獨ソ分界線に向け著々進擊
一、英佛爆擊機編隊大擧フリードリツヒスハーフエンを空襲ツエツペリン航空機製作工場其他を爆擊、大損害を與ふ
△廿五日
一、獨佛兩軍砲兵ローテ河地區に於て激戰展開
一、トルコ外相サラジョグル氏モスクワ到着
一、ドイツ軍司令部西部戰線に於て敵軍飛行機廿六臺並に哨戒輕氣球四個擊墜を發表
一、ドイツ軍司令部廿四日の英佛空軍フリードリツヒスハーフエン空襲に於て敵機八機擊墜を發表
一、スウエーデン汽船シレジア號ノールウエー沖で魚雷に觸れ沈沒
一、ドイツ軍司令部佛軍飛行機六機及び氣球二個擊墜を發表
一、ルーマニア政府對ソ國交調整開始を發表
△廿六日
一、ノールウエー沖合で英獨兩海軍間に海戰展開
一、チャーチル海相下院に於て英海軍の活動狀況を報告
一、フランス政府國務會議を開催共產黨解散發令
一、スウエーデン政府同國汽船擊沈事件に關しドイツ政府に抗議提出
△廿七日
一、ワルシヤワ防衛のポーランド軍投降
一、エストニア外相セルダー氏再びモスクワに向ふ
一、サイモン藏相下院に於て空前の尨大戰時豫算等を發表

一、リツベントロツプ外相モスクワ到着モロトフと第一次會見
一、ソ聯貨物船メタリスト號エストニア沖合に於て擊沈さる
一、ドイツ政府東部戰線南軍司令官フオン・ルントステット上級大將をポーランド占領地域軍政長官フランク法相を政務長官に夫々任命
一、英國下院戰時增稅案可決

△廿八日
一、ドイツ軍司令部モドリン降服を發表
一、ドイツ軍司令部ドイツ空軍のメイ島附近に於ける英國巡洋艦爆擊を發表
一、ドイツ空軍の廿六日英國航空母艦アークロイヤル號擊沈事件に關し英獨兩國間に宣傳戰應酬
一、リツベントロツプ・モロトフ第二次會談
一、スウエーデン貨物船ニーランド號ノールウエー沖合で水雷に觸れ沈沒
一、ソ聯汽船ピオニール號エストニア沖合に於て國籍不明の潛水艦より攻擊を受く
一、米國上院外交委員會新中立法案を可決
一、アルゲトイアヌ氏を主班とするルーマニア新內閣成立
一、ベルギー政府豫備兵再召集
一、英國情報省ドイツ潛水艦數隻擊沈を發表
一、ソ聯エストニア兩國間に相互援助條約並に通商協定締結

△廿九日
一、獨ソ新協定成立しリツベントロツプ外相モスクワよりベルリンに歸還
一、ドイツ軍司令部ヘリゴーランド島空襲の英空軍飛行機五機擊墜を發表
一、獨羅新通商協定成立
一、ドイツ政府對英佛宣戰撤回及び平和會議受諾の用意を聲明
一、英空軍省英空軍のドイツ艦隊空襲を發表
一、駐英及び駐佛ポーランド大使英佛兩國に對し獨ソ兩國のポーランド分割に關し注意を喚起
一、西部軍線モーゼル河谷附近の獨佛兩軍間に激戰展開
一、ドイツ政府ユーゴスラヴィアとの間に通商交渉を開始

▲週間展望【九・三〇】ドイツ軍司令部は九月二十三日ポーランド戰線の戰鬪完了を發表したが、歐洲戰局はこれを契機として愈々複雜怪奇な戰略戰に入つた鬪はずして獲得するソ聯の政略こそは讃嘆すべきものがあるソ聯はポーランド進入と共にバルカン及びバルチツク兩方面進出の工作を進めべツサラビア問題を懸念するルーマニアを懷柔しトルコに働きかけ二十五日にはサラジョグル外相をモスクワに呼び寄せバルカンの現狀維持を好餌としてトルコを英佛陣營から引離すことに略々成功した、獨ソ土の聯携が近東、中央アジアに於けるイギリスの勢力にとつて不氣味な脅威をなすことはいふまでもない沿バルチツク諸國に對しては先づエストニアに鋒を向けポーランド潛水船のタリン港脫出を口實に恫喝政策を逞うして二十八日エストニアとの間に相互援助條約及び通商協定を締結軍事的にも經濟的にも事實上エストニアを保護國化してしまつたソ聯のバルカン工作及び沿バルチツク工作がドイツとの間に事前の諒解なしに行はれこのため獨ソ間に氣まづい關係を生ずるであらうとは英佛側の希望的觀測でもあり獨ソ離間の宣傳でもあつたがソ聯のエストニア恫喝と前後してドイツの潛水艦戰がスエーデン、ノールウエーの商船に向けられてゐる傾向にあるのはスカンヂナビアに對する獨ソ聯携の脅威を眼の當り實證して英佛對獨ソ間破局の日に於けるスカンヂナビア諸國の動向を豫め抑制せんとの意圖に出でつゝあるものと觀てよい樣である

バルカン地方に對しては二十八日ルーマニアにアルゲトイアヌ新內閣が成立したのを切つかけに二十九日獨羅間に新通商協定を結び更にハンガリアに策動する等獨ソ互に手分けして中央、東亞、バルカン、沿バルチツク一帶を包括する一大制覇圈の作成に着々成功してゐる形である

二十九日の獨ソ新協定の成立こそは歐洲史上にエポツクを劃す礎石である、兩國が發表した協定以外に軍事同盟が秘されてゐるか乃至は軍事同盟が締結されるまでに到つてゐることは否定し得ぬであらう、ヒトラー總統は英佛に對し對獨宣戰の撤回。平和會議受諾の用意を聲明したが此ヒ總統の聲明こそは曲者である、獨ソの前述の如き制覇工作は既に英國にとつて我慢のならぬ所まで進んで居り此處で英國がヒ總統の提唱に應ずればそれは明かに英國の屈服である、チエンバレン首相はダラディエ首相と協議の上英佛共同の回答を行ふ意圖といはれるがチエンバレン首相こそは今や最もハムレツト的國難に懊惱してゐるであらう然も英國がヒ總統の提唱を一蹴すればそれは英國が歐洲大戰の責任をとることゝなりヒ總統は國內に對して大戰の口實を得ることゝなる、ヒ總統の策略は狡智を極めてゐると謂へよう、

かうした政略戰を他處に戰局そのものも徐々に危險な發展性を示しつゝある、ワルシヤワは二十七日陥落し次で二十八日モドリンの屈服によつてポーランドは歷史的崩壞を遂げ獨ソのポーランド分割は實現した、ポーランドは今や英佛が大戰の犧牲を拂はぬ限り事實上獨ソ間の傀儡且つ緩衝國として再生する他ない、西部戰線は廿四日の英佛空軍のフリードリツヒスハーフエン爆擊、二十五日ローテ河地區の獨佛砲擊戰等の外には目醒ましい衝突も行はれずジークリード線を實地視察した中立國軍事專門家の言によればドイツは驚くほど守勢であるといふが、既にポーランド作戰を終つた大部隊は西方に續々集結しつゝあるといはれる、海上では廿八日北海に於てドイツ空軍とイギリス海軍の間に「歷史的」な空海戰が演ぜられドイツ側の發表によればイギリス航空母艦アークロイヤル號が擊沈された然しドイツ潛水艦戰はイギリス海軍の直衛戰法に妨げられ極めて活潑を缺き今次戰爭では曩のジユツトランド海戰の如きはあり得ないと思はれる、結局大戰の口火はドイツ空軍のロンドン空襲によつて切られるものと觀られ專門家の見解ではその時期は十月中旬といはれてゐるが、イギリス空軍の實勢力はこれを積極的攻勢によつて防止することゝ不可能でこゝにイギリスの苦悶がある

交戰各國の動向

☆ドイツ

戰時下のベルリン

ベルリン【九・三五】ドイツ政府は長期戰に備へ日每に國內戰時體制を强化し强制節約を實施する一方國民精神の明朗さを失はぬ樣努力を拂つてゐるが昨今ドイツ政府が執りつゝある國內諸方策の概貌は左の如くである

一、長期燈火管制

從來の燈火管制は文字通り咫尺を辨ぜずにポストにぶつかつて生命を落した者も出た程で自動車事故も增加し十四歲以下の子供は日沒と共に外出を禁止され市民の氣分も沈滯し切つてゐた、そこで最近防空當局は燈火管制の合理的緩和を斷行し二、三日前より主要交叉點進路に警戒管制に似た點燈を始めたので民衆の氣分は光と共に漸次明るくなりつゝある

一、切符制度

切符制度は愈々パンに迄適用され一人分のパンを配給しバターは一種類に制限された、石鹼も政府の手で一種類に限られ各人に對して一ケ月一個を供給する規定であるその外には洗濯石鹼一個の使用が許されるが洗濯物を洗濯屋に出す場合にはやはり一個分の洗濯石鹼切符を渡さねばならぬ

一、食糧品にも切符制

今まで肉の切符制のため自分の家で充分に肉食出來ない者は食堂に行けば食べられたので一流レストランのケンピンスキー等では一人の客のうしろに二人づゝ立つて順番を待つてゐるといふ有樣だつたが十月二日からは食堂で食事するにも肉カードを渡さねばならぬ、

しかも食堂及び肉屋は午後三時から六時まで肉類の販賣を許されない、然し魚類や野菜果實だけはまだ自由に購入し得る、茄子は御法度だが肉類バター石鹸を除いては日常生活には何等差支へないただ魚肉鶏肉類はみんなの狙ひの的になつてゐるので食料品屋の店頭には早朝から大勢の市民が開店を待つてゐる、ある日午前六時頃まつ先に鶏肉を買はうとして女中の群が百貨店の前に前夜から頑張つてゐたら何處からとも無く一臺のトラックがあらはれて聯隊の食事用の馬鈴薯の皮むきを命じ百貨店が店を開ける直前になつて釋放したと云ふユーモラスな事件もある

一、喪服禁制

戰爭の擴大と共に戰死者の數も自然に增加してゐるがドイツ軍當局は遺族に喪服喪章の類を着用することを禁止してゐる、到る所の街で喪服姿に出會ふことは市民の氣分を頗る暗くするからである

一、劇場やオペラも開演

ベルリンの劇場やオペラは防空壕がなかつたのと男子の大多數が應召した爲に一時は閉鎖してゐたが昨今は續々開演してゐる、出しものは所謂際物が跳梁するかと危ぶまれたが流石は文化の傳統が持つ力は强く堂々と從來通りの藝術の公演を續けてゐる

一、コーヒー店が滿員

ドイツ人に執つてコーヒーは今日生活必需品だコーヒーの制限は特にインテリ層に相當苦痛を與へてゐる樣子で午後五時のお茶の時間にはコーヒー店は何處も以前に增して大入り大繁昌である

獨逸食料統制强化

ベルリン【九・三】ドイツ政府は長期戰に備へる食料統制を一段と强化するため廿五日から主要食料品の切符制度に改正を加へることになり廿二日此の旨布告した、改正品目はパン肉、油類、牛乳、ジャム、砂糖の六品目で之等に對し夫々獨立の購入切符が發給され一週間の購入許可量はパン二千四百グラム、肉五百グラム砂糖二百五十グラム、ジャム百グラムとなり從來より一割乃至三割の減少となつてゐる、但し勞働者の一部兒童乳兒及母親には一定の特權が認められることになつてゐる

害年男女動員

ベルリン【九・三五】ドイツ政府は長期戰に對處各種の非常措置を講じつゝあるが廿五日には十七歲から廿五歲までの未婚婦人十萬に對し農場勞働の爲めの動員が行はれた、又これと同時に多數の青年に對しても召集が行はれたが彼等は道路並に橋梁の建築に從事する筈である

産業國防力英佛を凌ぐ（景氣研究所）

ベルリン【九・三六】ドイツ景氣研究所は「週報」最近刊に於いてドイツ對英佛の産業國防力を檢討した論文を掲げてゐるがドイツの産業國防力は優に英佛合計のそれよりも優る旨を力說して大要次の如く述べてゐる

一、過去六ケ年間の軍事支出を比較するにドイツ人一人當り九百マルクに對し英國は二百五十マルク、フランスは百五十マルクに過ぎない

一、生産財の製造に就いて一九一三年と一九三八年を比較するにフランスは六十七億マルクより百九億マルクに增加し英國は二百四億マルクより二百九十四億マルクに增加したが、これに對しドイツは（オーストリア及びズデーテンを除く）二百二十八億マルクより三百七十九億マルクに增大したのである、ドイツの英佛に對する比率は一九一三年八十四パーセント、一九三八年には一〇三パーセントである

一、ドイツの一般産業力は從來勞働者數によつて測るに英佛二者の合計よりも更に大である、現在ポーランドの産業力を加算すればその比率は明かに大である

一、特にドイツの飛行機製造能力は周知の如く英佛兩國を束にしても到底及ばぬ程の優勢である

要人財産逃避說無根

ベルリン【九・三四】ゲッベルス宣傳相は廿四日外人記者團に對し最近中立國諸新聞の間に喧傳されたナチス黨要人連が自己の財産の逃避を圖つてゐるとの說はドイツ宣傳省の巧妙な對抗策の結果全然虛構のデマたることが判明するに至つたとて此の間の經緯を左の如く發表した

インターナショナルニュースサーヴィス社記者ニツカーボツカーは今から一週間前ゲーリング、ヘス、レイ、シューライヘル、リツベントロップ及び余の六名がドイツの敗戰を豫期して外國銀行に莫大な金額を預け入れ秘かに自己財産の安全を圖つてゐるなどゝ荒唐無稽の記事を書き立て英佛の新聞ラヂオは勿論最近は友好中立國の新聞迄が之を轉載したが、ドイツ宣傳省としてはかゝる虛說は素より默過し得ずこれを粉碎するの必要に迫られたので張本人ニツカーボツカーに對し彼が所有すると稱する所謂證據品なるものを堂々新聞紙上に掲載明示するやう要求したが期限期間たる廿三日深更に至るも依然右證據は提示されない、余は玆にニツカーボツカーを以つて英國情報省に買はれた國際的虛言者と斷ぜざるを得ない、ドイツは更にこれを契機として宣傳攻勢に轉ずる方針である、尙此の際附言して置くが余が數日前發表したドイツは中立國の權利を尊重するとの聲明は單に西歐中立國に就いてのみならず全中立國に就いても有効なるものである

獨軍追加徵兵

アムステルダム【九・三三】西獨ドルトムンドよりの報道によれば同地方のドイツ軍徵兵事務局は一九〇六年、一九〇七年、一九一〇年の各年生れの青年並に一九一三年より一九二〇年迄の各年生れの青年にして未だ徵募されざるものに對して徵兵を開始したと言はれる

獨海軍建艦に大童

ベルリン【九・三六】ドイツの對英作戰は空軍と潛水艦を主要武器とするがドイツ海軍では英國に對し海軍比率が貧弱なる現狀に鑑み目下建艦に全力を擧げてゐる、特に捕獲船及び適當な商船を航空母艦に改造する作業と潛水艦の建造を急いでゐる模樣である、ドイツ建艦の速度は實に世界第一と云はれ可成り短時間内に極度の作業能率を收め續々潛水艦を進水させてゐる樣子である

「我が鬪爭」閱覽禁止

バーゼル【九・三三】アヴアス通信社バーゼル支局の入手した情報に依ればエッセン（ライン地方）市中の圖書館は何れもヒ總統の「わが鬪爭」の貸出しを禁止したといはれる、右の措置はヒ總統が外交政策の大轉換を餘儀なくされるに至つた今日「わが鬪爭」は根本的に改訂乃至削除を要することゝなつた爲であるとされ更にこの外ボルシェヴイズムを攻擊した書翰の多數もその頒布を禁止されたと傳へられる、なほ「わが鬪爭」の改訂には特別委員會が設けられナチス黨出版關係の衝に當つてゐるフイリツプ・ブーラー氏がその委員長に任ぜられる筈であるともいはれる

文化施設平常化

ベルリン【九・三八】ポーランド遠征が豫期以上急速に終了したのでドイツ國内の文化秩序も出來るだけ速かに平時體制に引戻すべく準備してゐる卽ち十月一日より今迄休日にしてゐた幾多劇場も平常通りの興行を行ふことになつてゐるし又曩に九月十一日より學期を繰り上げ講義を開始したベルリン、ミュンヘン、ハンノーフエル、ライプチヒ、ウイーン、イエナ、プラグ、ブルン等の諸大學の外に更に十月一日よりケーニヒスベルク、ブレスラウ、ゲッチンゲン、ダンチヒ、ドレスデン等の諸大學が開校すべく準備を進めてゐる

反共政策緩和

ストックホルム【九・三〇】獨ソ最近の接近に伴ひドイツの反共政策緩和が注目されてゐたが卅日ストックホルムの新聞報道に依ればドイツ政府當局は今後ドイツ國内の反共産主義鬪爭を著しく緩和する旨ソ聯に保障を與へると共にドイツ共産黨首テールマン氏外共産黨員數千名を政治犯收容所より釋放したと傳へられる

伯林で又爆破事件

ロンドン【九・三】去る十六日ドイツ航空省に爆破事件が勃發ドイツ當局を狼狽せしめたが、廿二日ロンドンに達した情報に依れば又もやベルリン警視廳及び中央瓦斯工場の二ケ所に爆破事件が起つたといはれる、政府當局は之等爆發事件が秘密團體「黑色戰線」の反ナチス陰謀と睨み盛んに容疑者を追求中で既に三十餘名が逮捕されたと傳へられる

ベルリンで又々爆發事件

コヴノ【九・三五】廿五日コヴノに達したベルリン情報に依れば去る廿三日ベルリン市内テンペルホーフ飛行場附近のチョコレート工場に又も爆發事件が起り、第四回目の爆發事件としてベルリン市民を驚かしてゐる、目下ベルリン警視廳は航空省爆發事件と同一犯人の仕業と睨み全力を擧げて犯人嚴探中といはれる

ヒ總統スロヴァキア首相に謝電

プラチスラーヴァ【九・三五】ヒ總統は廿五日今回のポーランド作戰に際してスロヴァキアの軍隊及び國民がドイツに示した友情と協力を謝する旨チソー首相に親電を寄せた

ボヘミア地方意外の平靜

ベルリン【九・三六】ドイツ政府は最近英佛の通信社がプラーグを始めボヘミア、モラヴィア地方各地に暴動が勃發したといふ報道を行つてゐるのを氣に病み、チェコ保護領統監の招待の形式で外人記者團を同地方に招待し數日に亘り國内各地の治安狀況を視察させた、記者（友枝特派員）も招請に應じてプラーグを訪問二十三日夕刻ラニーの別莊に於いてハーハ大統領及政府各閣僚とも會見し意見を交換した、大統領は當地の民心が果して暴動を起す樣な狀態にあるかどうか充分に視察して眞察して眞相をお國に傳へて頂き度いと熱心に國内治安の平靜なことを强調した、各地を視察するに現在の處不穩の形勢などは全然見えず、例のスコダ軍需工場も異狀なく機械は平常通り運轉してドイツの武器を製造してゐるベルリンと違つて戰時氣分も未だ薄くプラーグ市其の他何の町も午後十一時迄は大通りに街燈が灯され記者は戰爭開始以來廿日振りに明るい宵の街の散歩を樂しんだ程である、當地では切符制度も未だ布かれず踊り場も平常通りで夜遲くまで朗かな空氣に滿ちチェコは今ドイツ領内の樂國と謂つた恰好である

汽船會社在米支社閉鎖

ニューヨーク【九・三五】ハンブルグ・アメリカン、北ドイツ・ロイドの二大ドイツ汽船會社は廿五日戰爭繼續中在米支店を全部閉鎖する旨發表した

汽船三隻南米より浦鹽へ

ペルナムブコ【九・三五】AP通信社の報道によればハンブルグ・南アメリカ會社所屬ドイツ貨物船カツプノルテ號（一三、六一五噸）テイユーカ號（五、九一八噸）クリティバ號（四、九六九噸）の三隻は廿二日食糧品と石油を滿載して秘かにブラジル東岸のペルナムブコ港を出帆パナマ運河經由ウラヂオストックに向つたと云はれる、併し英國驅逐艦は大西洋岸は勿論太平洋岸に於ても北はアラスカより南は南米の南端ホーン岬に至る廣範圍に及んで海上封鎖を行つてゐるから右二隻が果して目的地に達し得るや否やは疑問視せられてゐる

獨ソ不可侵條約批准交換

ベルリン【九・三四】獨ソ兩國政府は八月廿三日締結にかゝる獨ソ不可侵條約の批准を夫々完了したので廿四日ドイツ外務省に於て、ドイツ側フォン・ワイゼツカー外務次官とソ聯側シュワルツエフ駐獨大使との間に批准書の交換が行はれた、但し同條約は八月廿三日調印と同時に發効してゐるのである

獨ソ經濟提携强化せん

モスクワ【九・三】ソ聯赤軍がドイツ軍と相呼應してポーランド領内に進駐して以來獨ソ兩國の軍事、經濟各方面に亘る提携の强化が頗りに傳へられてゐるがこれを裏書するかの如く今やモスクワには多數のドイツ人の來往が頻繁に見受けられる、約三十名から成るドイツ經濟使節團は目下モスクワに於てソ聯側と折衝を行つてゐるがソ聯の石油生産增加並にドイツ向石油輸出に關し協議してゐるものと見られる、之に關聯してシヤハト博士が目下モスクワ滯在中とも傳へられるが眞僞の程は疑問である、獨ソ經濟提携に關してはその前進を疑問視する向もあり就中ソ聯の石油生産額は現在の所自國の消費を賄ふのみで手一杯の狀態にあり輸出の餘力は持たぬといはれてゐるが、嘗てソ聯が未曾有の饑饉に際會した場合に於ても巨額の物資を輸出した實例もあるから、ソ聯の對獨石油輸出は必ずしも實現不可能に非ずと見られてゐる

▲輸送問題が難關 ニューヨーク【九・三四】ドイツは獨ソ通商協定によりソ聯より農産物の大量供給を受け長期戰に堪え得る確信ありと豪語してゐるが廿四日ニューヨークに達したAPモスクワ電はモスクワ外交界方面の觀測としてソ聯の對獨農産物供給は輸送問題が一大難關となつてゐる旨左の如く傳へてゐる

獨ソ通商協定による兩國の經濟提携が如何なる過程をとるかは未だ不明だが現在の所ではソ聯がドイツと軍事同盟を締結するのでなければ獨ソ通商協定が重大なる變更を受けるといふやうなことは先づあるまい、現在の協定によればソ聯はドイツから機械及び完成品の供給を受けこれと交換に木材、マンガン及び農産物を供給する事になつてゐる、然し確聞するにその代金支拂及び輸送問題で困難に逢着し何等から打開策を講じなければならぬ羽目に陷つてゐる模樣である、一方消息通もソ聯の工業生産は非常な成績を示してゐるにも拘らず農業生産は依然需要を充たし得ない狀態にある事を指摘して居り、他方又ソ聯の交通機關が不備であるのに加へてポーランドの鐵道が戰爭に依つて大部分破壞されてをり更にペルチツク海の冬季間凍結の事實をも考慮し輸送問題が最大の難關と見られてゐる

技術顧問をソ聯に增派

ニューヨーク【九・三四】AP通信社ベルリン支局報道に依れば最近ベルリン市中にはソ聯高級將校の姿が多數見受けられ兩國間の軍事、經濟、産業の各方面に亘る緊密なる協力工作を暗示しつつあるが廿四日ナチスの一高官はAPベルリン特派員に對し次の如き興味ある事實を物語つた

現下時局に最も必要な原料品を滿載したソ聯汽船七十隻が近くドイツの某港に着くことになつたがドイツの方からも先頃ソ聯に派遣せられた技術顧問團の他に今後は續々優秀な技師や技術者をソ聯に送つてドイツの最新式機械を紹介し獨ソ聯絡交通路の改善を圖る筈である

駐獨ソ聯通商部大增員

バーゼル【九・三五】獨ソ通商協定締結以來獨ソ兩國經濟關係は頓に活潑化してゐるが廿五日のナチオナル・ツアイツング紙ベルリン特電によれば獨ソ通商協定締結以前には駐獨ソ聯通商代表部員は僅か四十名に過ぎなかつたところ最近は著しく擴大し廿五日の如きは新たに百名が雇入られ更に近く四百名に增員する豫定といはれる

シベリアと飛行船連絡計畫

コペンハーゲン【九・三】デンマーク有力紙ベルリングスケ・アフトナヴイス紙が廿一日モスクワ電として傳へるところによればツエツペリン航空會社の技術專門家一行が近くベルリンよりモスクワに到着し飛行船によるシベリアとの連絡飛行計畫に關しソ聯當局と交渉を開始することになつたといはれる、ドイツ政府は飛行船を利用してシベリアより重要物資の供給を確保せんと努力してゐるものと解される

獨伊中立國獲得に努力

ニューヨーク【九・三】廿二日ニューヨークに達したAPベルリン電に依ればムソリーニ首相は東南歐の中立ブロック結成に又ドイツは北歐小國群の糾合に全力を盡してゐると左の如く報じてゐる

廿二日ドイツ政府筋で洩らしたところに依ればムソリーニ首相は獨伊兩國との通商促進を目指して東南歐に中立ブロックを形成すべく努力して

ある、他方ドイツ自身もスカンヂナヴイア諸國を始めオランダ、ベルギー等諸國の英佛側接近を極力阻止し以てドイツとの通商關係を維持せしむべく努力中である、他方イタリアは近くギリシヤとの間に修交條約を締結する筈で、トルコ、ギリシヤ兩國も遂には獨ソ側に立つに至るだらうとの觀測も行はれてゐる、而して若しトルコにして英佛との協定を固持するならばソ聯はダーダネルス海峽占領を以てこれを脅かすに至るだらうと云はれる

獨伊航空路近く再開

ベルリン【九・二五】航空省の發表によれば最近中止されてゐたベルリン―ヴエネチア―ローマ間並にベルリン―コペンハーゲン―ストツクホルム間の兩定期航空路は近日中に再開される豫定である

トルコ大使信任狀捧呈

ベルリン【九・二七】新任駐獨トルコ大使フエスレフ・ゲレーデ氏は廿七日ヒトラー總統と會見、信任狀を捧呈した

於田中佐一行伯林へ

ベルリン【九・二六】戰亂のワルシヤワより脱出した於田中佐、道正書記生の一行八名は廿八日午前十時各國外交團四百名と共に餘暇善用團所屬のドイツチエ號でスウインデミコンネ港に到着した、一行は少憩の後特別列車で廿八日午後五時ベルリンに到着の豫定である

☆イギリス

英首相議會聲明

ロンドン【九・二】英國議會は廿一日も前日に引續き再開されたが、チエンバレン首相は同日の下院に於て戰時豫算案は來る九月廿七日サイモン藏相から下院に提出されることゝなつた旨又首相は來る廿六日例により一週間の戰況報告を行ふ豫定なる旨聲明した、又サイモン藏相は議員の質問に答へ戰時財政の現狀につき次の如く述べた

政府は現下の時局に鑑み緊縮の必要性を充分に認識してゐる、よつて各省は夫々所管豫算の再檢討を行ひ出來る限り緊縮の方針をとることゝした

一方上院は廿一日勞働統制法案其他の緊急法案を可決した

英政府「白書」公表

（英獨交渉の内幕暴露）

ロンドン【九・二】九月三日英獨兩國開戰に至る迄の外交々渉は從來單に表面上の經過が發表されたのみで内幕は依然謎として殘されてゐたが英國政府は廿一日果然「白書」を以て戰爭勃發前ヒトラー獨總統―ヘンダーソン英大使―チエンバレン英首相を繞る一大外交折衝の裏面を發表し次の如きセンセーショナルな諸事實を暴露した

一、ヒ總統は英國政府に對し英國はドイツと軍事同盟を結ぶ意向ありやと申入れた事實あり

一、ヘンダーソン大使の報告によればヒ總統は獨ソ協定に對し何處迄もといふ熱意は持つてゐない樣である

一、ヘンダーソン大使はヒ總統に對しリツベントロツプ外相がベツク波外相と會合して危機回避の途を講ずる以外に歐洲を破局から救ふ途なきことを慫慂したがヒ總統はかゝる招請は去る三月末ポーランド側よりにべもなく拒否された旨答へた

一、ヒ總統は若し歐洲に第二次大戰を惹起するならば結局の勝者は日本のみであると警告した

一、ヒ總統は若し英國がポーランドを斷念して呉れるならば自分は戰爭挑發者などにはならず藝術家としてその餘生を送るであらうと洩らした

一、ヒ總統は五十五歳、六十歳になつてから戰爭を始めるよりは五十歳の今戰爭をした方がよいと考へた

一、更にドイツ陸軍首腦部は今にして英國と戰はざれば永久にその機を逸するとヒ總統に進言した

ロンドン【九・二】英國政府發表「白書」の内容は大體次の如くである

一、ドイツの對英回答は九月三日午前十一時二十分、時限經過後二十分にしてヘンダーソン大使に手交されたもので次の如く明瞭に英國側の要求を拒絶してゐる

ドイツ政府並にドイツ國民は英國政府のなしたる最後通牒の性質に鑑み右通牒の要求を受諾することを拒絶するものである、ドイツは英國側の如何なる攻擊的行動に對しても同樣の武器と行動を以て應へるであらう

英國政府は或は尙ほ平和を救ひ得たかも知れないムソリーニ首相の提案を拒絶した從つて英國政府は現在多數國家の上に降りかゝり又は將に降りかゝらんとしつゝある總ての不幸と慘禍に對して責任を負ふべきである

一、ヒ總統は八月廿八日ヘンダーソン大使との會見に際し「英國は英獨同盟を受諾する意向ありや否や」を尋ねた

一、ヒ總統はその前の會見に於てヘンダーソン大使に對し「ドイツをして獨ソ協定を結ばざるを得ざらしめたものは英國である」と語つて居り、ヘンダーソン大使はハリフアツクス外相宛の電報に於て「ヒ總統は獨ソ協定に餘り熱がない樣であるが協定が成立した以上相當長期のものであらう」と附言し、更に「將來獨ソ不可侵協定が單なる不可侵協定以上の何物かによつて補充されなければ不思議であらう」と云つてゐる

一、ヘンダーソン大使が英獨戰爭の結果に就いてゲーリング空相と話合つた時ゲーリング空相は「ドイツの歴史は一上一下を繰返してゐるがこれは「上昇期」の一つだ」と語つた

一、八月三十日のリツベントロツプ外相との會見に就いてヘンダーソン大使は「此の不愉快なる會見の間に於けるリツベントロツプ外相の態度はヒ總統の最も惡い眞似ばかりやつてゐた」と憤慨してゐる

一、去る五月ゲーリング空相との會見後ヘンダーソン大使はハリフアツクス外相に宛て次の報告を寄せて來た

ヒ總統が「野人共」に誤まられる事の危險性についてゲーリング空相に注意した所彼は突然話をかへて「どうも忙しくて休みも何も滅茶目茶だとこぼし出したその後ゲーリング空相は「歐洲の如何なる國もドイツを征服することは出來ない、封鎖も今度は役に立つまい」等と語つたが何となく確信がない樣であつた、余は之に對して「若し戰爭を避けなければならぬのならば忍耐することゝドイツの野人共を牽制する必要がある」と語つた

一、ディルクゼン大使が英佛の對獨包圍政策に關して不滿の意を表明したのに對しハリフアツクス外相は次の如く答へた旨ヘンダーソン大使に手紙した

若し何人かゞドイツを包圍してゐるとしたならばそれはドイツが餘りにポーランドを追ひ廻す爲めである我々の見る所では歐洲といふ陶器を壞したものはドイツ總統であり彼のみがそれを元通りにつぎ合すことが出來るのだ

一、八月廿三日のヘンダーソン、ヒトラー會談に際しヘンダーソン大使はヒ總統に對し「過去數百年の間英國が公約を破つたことは一度もない、英國は現在もこれをなし得ず將來も亦同樣であらう」と對波援助義務履行の決意を傳へた所ヒ總統は興奮して英波關係を誹謗した、次回の兩者會見に於てはヒ總統は極めて冷靜な態度を持してゐたがしかし「若しポーランド内のドイツ少數民族が更にこの上不法の壓迫を加へられるならば」斷乎ポーランドを攻略するとの決意を强調した、之に對しヘンダーソン大使は戰爭の慘禍を說きこの際ヒ總統の責任は極めて大なる旨を力說した、ヒ總統は「若し戰爭が勃發すればそれは英國の過誤に基くものである」と答へた、ヘンダーソン大使又之に反駁したがヒ總統は斷乎として次の如く言放つた

「英國は今やドイツを破壞しその息の根を止めようとしてゐる、余は五十五、六十になつて戰爭するよりは

五十歳の現在戦争を開始せんとするものである」之に對しヘンダーソン大使は「英國がドイツを滅亡せしめようとしてゐる等とは全然考へられないドイツが平和裡に榮え行かんことこそ英國の望むところである」と答へたが、ヒ總統は「ドイツは今度こそ文字通り全國民を擧げて戦ふであらう、一九一四年に於て若し自分が總統の地位に就いてゐたならば事態は全く異つてゐたであらう」と云つた

一、八月廿八日の會見に於てはヒ總統はポーランドに對する誹謗を繰返し、ヘンダーソン大使はヒ總統はこの際ポーランドに對する不當の要求を貫徹せんとするよりは英國との親善政策を選ぶべしと繰返し押問答に終始したが、ヒ總統はドイツの要求は貫徹されざるべからずドイツ國民もドイツ陸軍も今や用意は全く成り戦ひを欲してゐる國民は團結してゐる最早之以上ポーランド内のドイツ少數民族に加へられる壓制を許し得ないと結論した

一、リッベントロップ外相がヘンダーソン大使に對し「チェンバレン首相は英國を對獨親善政策の線に沿ふて誘導し得るであらうか」と尋ねたのに對しヘンダーソン大使は「若しドイツが之に協力するならば勿論それは可能である」と答へた

一、「英國政府はドイツとの同盟を欣然受諾するであらうか」とのヒ總統の質問に對しヘンダーソン大使は「事態の進展に伴つて一般がこれをよしとする樣になればその可能性もないわけではない」と答へた、ヒ總統は「自分の言つてゐるのは決して出鱈目ではない」と云ひヘンダーソン大使も「それは判つてゐる自分も出鱈目を云つてゐるのではない」と應酬ヒ總統も「よく判つた」と答へた、ヘンダーソン大使はヒ總統より「英國は植民地問題の解決方法として即時何らか提案を行ふ用意があるか」との示唆に對し「妥協は惡い雰圍氣に於てよりも善い雰圍氣に於ての方が實現性が容易である」と答へた、八月廿九日の緊迫した會見に於てヒ總統は「余は世界中に於ける何物よりも英國との親善關係を欲する、然しそれだからと言つてドイツの死活的權益を犧牲にすることは出來ない」との言葉を言ひ續けた

軍需會議新設

ロンドン【九・二】英國政府は今回全國軍需工業の管理統制を目的として新たに軍需會議（ミュニションズ・カウンシル）を設置することゝなり廿一日バージン軍需相よりその旨正式に發表した、新會議の目的及組織左の通り

一、軍需會議の目的は現在及び將來の陸海空軍の必要に應ずるため全國の軍需工業の製造力を組織化するにある

一、軍需會議は議長と執行權を有する若干名の委員から成り議長にはバージン軍需相が當る

一、兵器、爆發物、タンク其他機械化輸送手段の製造並に貯藏等の各部門に分ち夫々擔當の委員を任命す

一、軍需會議には更に次の機關を置く

イ、財務總長
ロ、統制委員會委員長
ハ、上席軍事顧問
ニ、政務官

軍需工業全能力

ロンドン【九・二】バージン軍需相は廿一日軍需會議の新設を發表したがこれに關聯して英國の軍需工業は目下全能力を擧げて軍需品製造に當つてゐる旨左の如く説明を試みた

戰爭勃發以來軍需省が發した軍需品注文高は七千萬磅以上に達するその他官營軍需工場は廿八の多きに上るがその内六工場は開戰以後に操業を開始したものである、目下全國を通じ六千七百の民間工場が直接政府の注文に應じ軍需品の製造に當つてゐるがその内大砲の彈丸製造に從つてゐるものゝみでも七百六十八工場以上に及んでゐる

各派政治休戰申合せ

ロンドン【九・三】英國政界は大戰勃發と共に一齊にチェンバレン内閣支持を表明したが廿二日有力政黨の各代表が會合協議の結果平和回復迄議會又は市會選擧を施行することは望ましくないと意見一致したと確聞する、市會選擧を中止するためには特別立法を必要とするが議會の場合は差當り各政黨が補缺選擧を行はず空席を生じた場合その議席を有する政黨から後任議員を指名することに申合せれば實行出來る譯である、而して一九四〇年秋は現在の下院議員任期滿了の際戰爭が尙繼續され政府も又總選擧施行を希望せぬ場合には任期延長のため特別立法が必要と見られてゐる

英、諾の中立鄭重確約

オスロー【九・三】ノルウェー駐劄英國公使ドーマー氏は廿三日午前外務省を訪問ドイツがノールウエーの中立を侵犯せざる限り英國はこれをあく迄尊重する旨を明記した英國政府の覺書を手交した

下院に首相報告

ロンドン【九・二六】英國下院は廿六日チェンバレン首相の戰況報告聽取の爲午後三時開會、劈頭チェンバレン首相は

政府は英國の戰爭目的に關して更に補充聲明する意向は無いか

との質問に答へて左の如く答へた

政府は此の問題に關してフランス政府と絕えず協議を行つて居る、但し目下の所何事をも追加説明する時機では無い

▲英首相演説詳報　ロンドン【九・二六】廿六日午後下院に於いて行つたチェンバレン首相の戰況報告演説詳報左の通り

一、英佛兩國政府は九月廿二日第二次戰時最高會議を開催した、此の結果英佛兩國政府の間に事態の新展開並に軍需品補給に關聯ある技術的問題に對處する爲兩國政府の執るべき處置に關し完全なる意見の一致を見た

一、ポーランドの事態に關して云へばソ軍の行動の影響は次第に明確になりつつある、ソ聯軍は各方面に渉り急速なる前進を續けつつあり獨ソ間には占領地帶劃定線が發表された、ソ軍のコンミュニケによればソ聯軍はドイツとの協定によつて與へられたポーランド全土の半ば以上に渉る地域全部の占領を完了して居ない模樣である、獨ソ兩軍間の協定の出來た占領地域劃定線はワルシャワ郊外に及びガリシア地方の大部及びポーランドの油田地帶をソ聯に支配權を與へてゐる、斯る事情の止むなきに至つたことは當然のことである、然し乍らワルシャワ、ヘラ半島に於いては今猶ポーランド軍は慘虐無殘のドイツ空軍爆擊下にあつて勇敢によく防衛の任務に當つてゐる

一、ポーランド敗兵のルーマニア遁入に依つて釀成された幾多の問題に對處すべく努力を續けつゝあるルーマニア政府の苦衷は察するに餘りあるが過般カリネスコ前首相が卑劣なる陰謀の犧牲となり暗殺せられる等のことあつて以來英國政府は深甚なる同情の裡に同國政府の動向に注目を拂ひつつある、政府は右報道に接するや早速在羅ホーア公使に訓令し駐在國政府に對して英國政府並に國民が受けたる恐怖衝動の念を傳達せしめると共に同國が右事件に依つて蒙れる甚大なる損失に對して深甚な弔意を表明せしめる處があつた

一、戰況に關して説明すれば西部戰線にあつて佛軍は各地に於いて依然進出を續けつつあり獨軍の頑強なる反擊にも拘らず損害極めて輕微の裡に着々勝利を收めつゝある、英空軍の敵潛水艦探索飛行は異常なく繼續されつゝあり多數のドイツ潛水艦を發見して之に爆擊を加へた、最近我が航空機は航續力に於いて將又速度に於いて著しく進步し潛水艦攻擊に當つては重大なる役割を演じつゝあるのみならず沿岸警備に於いても海軍と協力して之に多大の援助を供與してゐる

一、政府は戰爭遂行の爲め自治領の積極的援助を確保するため必要なる一切の措置を講じた

一、政府は曩に戰時經濟省を設置したが本省の任務はドイツの經濟機構を破壞し敵をして戰爭遂行を不可能ならしめるにある

一、英國は目下ドイツの軍需工業のため輸入される原料品の輸送の遮斷を斷行してゐるがこの結果敵の長期抗戰力に對し有效に打擊を加へ得ると信ずる、然し乍ら現在ドイツは相當軍需資材を貯藏してゐるので之が即時效果を期待することは困難である

一、ドイツ側では英國の戰時禁制品沒收制度は中立國の通商を抑壓するものである旨宣傳してゐるが余はかゝる事實なしと斷言する、英國は封鎖手續の簡易化を圖る爲中立國と折衝中であり二、三の事例については將に取極めが成立せんとしてゐる之はドイツ側の中立國に對する殆どむきだしの威迫に對し顯著な對照をなすものであらう、ドイツ側の威迫の最近の實例は最低數日間に渉つて中立國商船三隻が擊沈された事にも觀はれる

一、戰爭の必要に應ずる爲、生產力の集中强化を行ふ事が必要であるが余は此の點に關し雇傭者と勞働者との協力の必要な所以を力說したい、政府はかゝる協力確保の爲の提案ならば如何なるものでも喜んで之を考慮するものである、余は目下進行中の豫備折衝が進展して勞働相と雇傭者並に勞働組合代表間の正式協議開催の運びに至り之が兩者に共通する問題を常時討議する爲の共同機關創設の第一歩とならん事を希望するものである

一、余はこゝに英國の戰爭に對する全般的態度を再言したい、近代戰に於ては最終の勝利は本國國民の士氣決意如何に懸つてゐるのである、英國の事情に通曉するものは何人と雖も此の點に關し我々が今日程一致團結し確固たる決意を有した事はない事實を疑はぬであらう、我々英國民はドイツの侵略といふ常時の脅威を徹底的に除去し去らうと絕大の決意を固めてゐるのである、ドイツのかゝる侵略の脅威の最近の好例がポーランドである、英國並にフランスは我々自身並に世界からかゝる脅威を除去する爲立ち上つた、我々英佛兩國民は此の目的達成の爲當てその例を見ぬ程一致團結し强硬決意を有してゐるのである

下院議員改選一切停止

ロンドン【九・二六】英國政府は大戰繼續中は下院議員の改選は一切之を停止する旨廿六日發表した

戰時財政內容（藏相發表）

ロンドン【九・二七】サイモン藏相は廿七日の下院に於て英國戰時豫算の內容を發表したが尨大なる戰費支辨の爲所得稅並に各種稅金の大巾引上げの不可避なることを說明した、就中所得稅は所得一磅に付現在の五志六片から本年中七志に、明年度からは七志六片と英國財政史上空前の高率となつた、サイモン藏相豫算演說の要點次の通り

一、軍事費增加の爲本年度歲出は廿億磅と概算されるが差當つては增稅を以てし公債の增發は適當な時期を見てこれを行ふ

一、所得稅率は現行率一磅につき五志六片から本年度七志に、明年度から七志六片に引上げる他免稅點を獨身者百磅、配偶あるもの百七十磅とし子供一名毎に現在の免稅點六十磅を五十磅に引下ぐること

一、年收二千磅以上のものに對しては附加稅を課し其の結果例へば三萬磅の所得ある獨身者の所得稅は八割二分半となる

一、茶を除く嗜好品類の消費稅を即日引上ぐること、引上率は麥酒一パイントには一片、其他の酒類一ガロンに付十志、煙草一封度に付二志、砂糖一封度には一片とし大體一九一四年の例に倣ふこと

一、遺產相續稅を一萬磅以上五萬磅迄一割引上げ五萬磅以上は二割以上引上げを行ふこと

一、本年四月以降明年度三月迄の標準よりも多くの利益を擧げ居るものへは超過分の利益の六割の特別收益稅を賦課されること

▲藏相演說　ロンドン【九・二七】廿七日下院はサイモン藏相の豫算演說を聽かんとする人々で傍聽席は超滿員の盛況であつたがサイモン藏相は午後三時五十分起つて一時間十五分に亘り英國財政史上空前の尨大戰時豫算の內容を發表した、豫算演說の要旨次の通り

尨大なる戰費支辨の爲本會計年度に於ける總歲出豫算は十九億三千三百萬磅の巨額に達するに至つた、然るにこれに對し戰爭勃發前の基礎に於ける歲入豫算は八億八千八百萬磅に滿たぬ狀態であり從つて本年度の赤字は十億四千五百萬磅に達する豫想である、この巨額の赤字は公債の增發並に增稅によつて賄はれなければならぬ、若しこの問題が適當に處理されぬ曉は由々しき結果を招來し延いて我國の戰爭遂行力を大いに弱めることとなるべく更に戰爭に勝利を收めた後も戰後の國民生活は再建不可能な程度にまで深刻な打擊を受けることとならう、勿論戰費支辨の爲異常に膨脹した歲出を增稅のみによつて賄ふことは不可能であり公債の增發は不可避であるが、現在は新國防公債を發行する時機ではなく政府は將來適當な時機を見て巨額な國防公債の發行を計畫してゐる、この場合各種の公債が發行されることとならうが國民各位はその義務として出來るだけ公債の消化に協力されるやう希望する、然しながらインフレーションを招來するが如き公債の發行は極力回避しなければならぬ即ち戰時財政を賄ふ場合に我々が常に心に留めて置くべきことは稅收入並に國民の純貯蓄から來る公債收入によつて賄はれるものを除き、戰時財政なるものは實質的にインフレ的財政手段によつてのみ賄ひ得られるものであるがしかもかゝるインフレは全力を盡して回避しなければならぬのである、されば國民は宜しく資金の浪費を愼み戰時公債購入のため貯蓄に努力されるやう要請する

かゝる事態に鑑み直接稅間接稅の兩分野に於て大增稅の斷行は不可避であり政府はこの增稅によつて本年度に於いては一億七百萬磅、明年度に於いては二億二千六百五十萬磅の財源を得ることとならう、所得稅の增徵は現行稅率一磅につき五志六片より本年度一月一日以降七志に引上げ來年度はこれを七志六片とする、これによる所得稅收入は本年度七千萬磅、明年度一億四千六百萬磅、附加稅本年度五百萬磅、明年度八百萬磅となる、又遺產相續稅は一萬磅以上五萬磅まで一割、五萬磅以上二割以上の增徵としこれによる政府の稅收入は本年度に於て百五十萬磅、明年度に於て六百萬磅となろう、間接稅方面に於ては麥酒稅一パイントにつき一片、其他酒類は標準强度一ガロンにつき十志、煙草稅一封度につき二志（一オンスにつき三片半）砂糖稅は精製糖一封度につき一片、酒稅は酒精の含有量少なき輸入酒は一封度につき二志、酒精の含有量多き輸入酒は一封度につき四志の增徵とする、これによる間接稅收入の增加は本年度に於て三千五十萬磅、明年度に於ては六千六百五十萬磅となろう、これ等の增稅以外に政府は戰時超過利得稅をあらゆる產業分野に亘り賦課することとならうが、更に資本稅の徵收をも考慮中である

以上の如き各種の增稅並に新稅の賦課により本年度稅收總額は約九億九千五百萬磅に達するものと見積られる、その結果歲出豫算十九億三千三百萬磅に對し公債により賄はるべき赤字は九億三千八百萬磅となり、更にこの中五億二千萬磅は國防公債法により政府に發行の權限が與へられてゐる

以上の緊急豫算は我國が目下並々ならぬ財政、產業上の重大問題に直面してゐることを物語るものであるが國民は必ずや勇敢なる精神と固き決意とを以てこの新負擔に堪へるであらうと確信する、勝利の代價は高價であるかも知れないがこの代價こそ歐洲のみならず全世界のあらゆる所に於て自由を確保し我々の生活を生甲斐あるものたらしめるのであるから我々は喜んでこの犧牲を甘受すべきであら

う

▲税制實施以來の所得税引上　ロンドン【九・二七】サイモン藏相は廿七日の下院で戰時豫算を發表したが直接、間接兩税を通じ思ひ切つた增税を斷行し最後の勝利を收めるまで斷乎戰爭を繼續する英國政府の强硬決意を闡明した、特に財政が陸海空三軍に次ぎ國防の第四軍なる旨を强調、所得税の標準率を一氣に一磅につき七志六片に引上げたことは英國政府が一七九八年税制を實施して以來の最高率で第一次世界大戰當初の一志三片に比し殆んど隔世の感がある、サイモン藏相は亦インフレ回避の方針を强調したが大體歲入のうち五十一％を税收入で賄ふことゝなり一九一五年度當時の二十二％に比し二倍以上の數字を示してゐる、而して一方に於ては所得税の外相續税等で資産階級の負擔を增加してゐると同時に最初の課税收入百三十五磅に對する税率を一志八片から三志九片に引上げ、又煙草税、ビール税等を引上げて全國民に對し均等に負擔を課税した、かくて英國民は今回の豫算を樞機として厚生經濟から愈々戰時經濟に入ることゝなつた

增税案下院可決

ロンドン【九・二七】英國下院は廿七日サイモン藏相の戰時豫算演説終了後滿場一致を以て所得税引上並にビール、酒、砂糖その他アルコール類の消費税增徵に對する政府の增税案を可決した、尙一般豫算討議は廿八日行はれる豫定だが、勞働、自由の兩反對黨もサイモン藏相の豫算方針の大綱に對して贊意を表してゐる模樣である

アイレ駐在英代表任命

ロンドン【九・二七】イーデン植民相は廿七日の下院に於て英帝國の結束强化の必要を說き今回新たにアイレ（舊名アイルランド自由國）駐在の英國代表を任命することに決した旨左の如く發表した

英本國並にアイレ政府は戰爭勃發により新たに提起された問題として相互間の通商並に政治關係に關し之が現狀の一層の緊密化の必要を認め新たにアイレ國駐在英國代表を任命することゝなつた、初代代表には現植民省次官ジョン・マツフェー氏が任命され近く赴任の豫定である

英國綿業統制局の目的

ロンドン【九・二六】戰時下の綿業政策遂行の爲政府は最近ランカシアの勞資代表をして綿業統制局を組織せしめ委員長に商務省のサー・パーシイ・アツシュレーを任命した、機構、權限については未だ具體的に決定してをらず詳細不明乍ら軍需品の迅速な生産配給を主要眼目とし併せて輸出貿易の促進を計ることを目的としたもので四つの專門委員會を設置して次の事業を統轄せしめるものである

一、棉花の配給
一、生産並びに對政府關係
一、製品輸出
一、紡績機械其他調度品の供給

尙綿業法に基く各種の命令權が賦與されるものと豫想されてゐるがそれ以外は飽迄も民間團體として自發的活動を開始する筈である現在では綿製品の公定相場設定につき調査を行つて居る樣子だが果してどの程度の機能を發揮するか全く今後の成行を待たねば判明しない

英蘭銀行利下げ

ロンドン【九・二八】イングランド銀行は廿八日公定割引率を從來の四分より一分引下げ三分となす旨發表したイングランド銀行の公定割引率は去る八月廿四日歐洲の情勢逼迫に對處して一九三二年以來据置の二分より四分に引上げられて今日に至つたものである

樞府會議開催

ロンドン【九・二八】樞密顧問官會議は廿八日英國皇帝下司會のもとに開會せられたが右會議に於いては戰爭遂行に必要なる事項に就き討議せられた模樣である

英佛の動員可能資金八十二億弗

ニューヨーク【九・三〇】歐洲戰爭が漸次長期經濟戰に移行しつゝある今日交戰國の軍需品購入資源については種々論議の的となつてゐるがニューヨークのナショナル・シチーバンクの見積りによれば今次戰爭勃發當初英佛兩國は八十一億八千萬弗の金並びに弗貨資産を持つて居りさきの大戰開始當初に於ける七十五億五百萬弗に比し注目される而してこの八十一億八千萬弗の内譯を示せば左の如くである（單位百萬弗）

	イギリス	フランス
内外保有金	二、一〇〇	三、〇三五
在米銀行勘定	五六〇	二七五
アメリカ證券保有高	一、〇五〇	二八五
在米直接投資	七〇〇	二五
合計	四、五七〇	三、六一〇

兩相訪佛發表

ロンドン【九・二二】英國情報省はホーアベリシア陸相、ハンケイ無任所相のパリ訪問に關し左の如く發表した

廿日ダラディエ佛首相と會談の爲め渡佛したホーアベリシア陸相、ハンケイ無任所相は廿一日ロンドンに歸着した、一行はパリに於いてダラディエ首相の他ガムラン國軍總司令とも會談し英佛兩國軍事連絡上の打合せをなし更に英國遠征軍司令官ゴート大將と會談した上同司令官と共に英國遠征軍を閲兵した

第二回英佛最高會議

ロンドン【九・二三】英佛兩國政府は廿二日英國の某地に於て第二回戰時最高會議を開催英國側よりチエンバレン首相、ハリファツクス外相、チャトフイールド國防調整相、フランス側よりダラディエ首相、ドートリー軍需相、ガムラン國軍總監、ダルラン海軍總司令等が出席した、會議は午前午後の二回に亘り行はれたが去る十二日フランスに於ける第一回會議以後に發生した諸問題を檢討し併せて今後の對策につき重要協議を遂げた

ロンドン【九・三】英國政府は廿二日第二回英佛戰時最高會議終了後同會議の結果につき左の如く發表した

英佛兩國政府は廿二日第二回戰時最高會議を開催し重要協議を遂げた結果兩國首腦は事態の進展に對應すると共に共同計畫遂行のため執るべき措置につき完全なる意見の一致を見、更に軍需及び食糧問題について檢討を重ねたる結果兩國政府間の取極めを調整且つ完遂すべき手續に關しても意見の一致を見た

尙今回の會議は秘密保持の必要上特にロンドンを避け僻遠の某地で行はれたが附近の住民は早くも之を察知して會議場の周圍を取卷きダラディエ首相以下フランス代表に歡呼を浴せ一婦人はチエンバレン首相の到着を見るや「神よ、チエンバレン氏に祝福あれ」と絶叫した程であつた、會議は午後四時少し前終了しフランス代表は直ちに飛行場に馳せつけ歸途についた

英佛最高會議議題は軍需品生産協力

ロンドン【九・二三】英佛兩國政府は廿二日英國内某所に於て第二回戰時最高會議を開催したが確聞するに右最高會議の主要議題は戰佛兩國の軍需品並に軍需資源の生産能力に關する問題でこの生産に關する兩國の密接なる協力を決定したとはれる、蓋し現在フランスはフランス軍に必要な全軍需資源を容易に生産し得る能力を有するが、將來英佛側に他の一國が參加する時にはこれに向けらるべき軍需品の生産には英國の助力が必要缺く可からざるものあり、而も英佛兩國はドイツに對して有效なる東部戰線の結成を目指して居りそれが爲めには米國に於ける中立法改正が完成する迄將來の聯合國に對して軍需品を供給しなければならぬ地位にあるからである

▲波蘭問題も協議　パリ【九・二三】フランス政府は廿二日英國で行はれた第二回英佛戰時最高會議に關しては簡單なコンミュニケを發表したのみで一切沈默を守つてゐる、但し今回の會議では軍事問題の他外交問題をも總括的に檢討した模樣で特にポーランドの運命につき英佛兩國の採るべき對策を協議したと傳へられる

綿業勞働者賃銀引上を要求

ロンドン【九・二三】戰爭勃發以來イギリスの物價は鰻上りの昂騰を示しつつあるがマンチエスターの織物工場勞働者聯合會は綿業勞働者の賃銀値上要求を審議するため近く會合を開

くことに決定した而して右賃銀引上要求に關與せるランカシャー綿業勞働者は三十五萬人に上つてゐる

マンチエスター【九・二九】マンチエスターの綿業勞働者三萬五千人は豫ねて賃銀の値上げ要求につき對策を協議してゐたが、今廿九日これら綿業勞働者所屬の織物工場勞働者聯合會は賃銀の即時値上げを要求するに決定した

火藥工場爆發

ロンドン【九・二八】廿八日イングランド北部の某所にある火藥工場に爆發事が起り死者十五名負傷四名を出した但工場の生産能力には影響なしと云はれる

ロンドン【九・二八】英國情報省は廿八日火藥工場爆發事件に關し左の如く公表した

政府はイングランド北部某地の火藥工場に廿八日午後爆發事故の起つたのを頗る遺憾とする、死者十五名負傷者四名を出したが材料の損害は火藥製造を著しく障碍する程ではない

英練習船發火

ロンドン【九・二九】英國練習船カレドニア號（一七、〇四六噸）は廿九日朝突然火災を起し多大の損害を蒙つて同日午後に至り漸く鎭火した但し原因は敵襲その他戰爭とは一切無關係であると云はれる、カレドニア號は從來キユナード會社所有の豪華船であつたが開戰直後海運第一線から退き最近は練習船として大改裝を施すべく繫船中のものであつた

グロスター公就任

ロンドン【九・三】グロスター公は曩に英國野戰軍連絡部長に任ぜられたが英國政府は廿二日新たに同公をフランス派遣軍聯絡部長に任命同公は既に着任せる旨公表した

鹿島丸リヴアープール着

ロンドン【九・二八】戰亂の歐洲を脱し故國に歸還する邦人避難民を乘せた郵船鹿島丸は廿八日午前九時卅五分ナポリよりリヴアプール港に入港した鹿島丸は南歐方面より避難した邦人五十名（主として婦人子供）を乘せてゐるが去る八月十八日以來英國に到着した最初の日本船で十月三日リヴアプール發米國經由歸國の途に就く筈である尙百五十名の避難民は明廿九日リヴアプールに入港する郵船箱根丸で來る十月七日同港を出發ニューヨーク經由歸國する筈である

箱根丸リヴアプール着

リヴアプール【九・三〇】郵船箱根丸は三十日午前リヴアプールに入港した同船は十月十八日迄リヴアプールに碇泊し英國からの日本人避難民百五十二名を乘せて米國經由日本に向ふ豫定である、尙箱根丸に乘船してゐる大角大將は同船がリヴアプールに碇泊中ロンドンを訪問する事とならう

自治領及び植民地

ガンヂー翁インド總督と協議

ボンベイ【九・二六】ガンヂー翁は廿六日午後シムラにリンリスガウ總督を訪問三時間に亘つて國民會議派の今次戰爭に對する態度並に英國の對印政策に就き協議を遂げ夕刻シムラを引揚げた、引揚げに際してガンヂー翁は何等會談の內容を發表せずその詳細は不明である

印度に完全獨立を與へよ

ワルダ（中部印度）【九・三〇】英國の對獨開戰以來一般印度民衆の英本國に對する態度は頗る注目されてゐるが國民會議派の長老マハトマ・ガンヂー翁は卅日聲明を發表し英國が印度の援助を期待するならば先づ印度に完全なる獨立を與へよと左の如く强調した

英國が若しインドの援助を欲するならば先づインドに對し完全な獨立を約束せねばならぬ、余は英國の政治家達に達し訴へるものであるが最早時代遲れとなつた帝國主義の言葉を忘れて多年帝國主義の桎梏下に呻吟して來た一般民衆に新しき一章を開くべきである印度國民會議派は曩に「英本國は現在印度の援助を欲するならば印度に完全な獨立を與へ」よとの政綱を掲げたがガンヂー翁の右聲明はこの政綱支持の見地からなされたものと見られる

濠洲六飛行中隊を歐洲に派遣

シドニー【九・三】メンジース首相は廿一日濠洲政府は飛行六個中隊、兵員五百五十名より成る遠征部隊を歐洲戰線に派遣積極的に英佛兩軍を援助するに決した旨聲明した

濠洲輸出許可制度實施

キャンベラ【九・三】濠洲聯邦政府は歐洲戰爭の發展に伴ひ濠洲の對外輸出統制を實施するに決し廿三日關稅省より來る廿五日以後濠洲よりの輸出は許可制度とする旨公布した。

カナダ屑鐵輸出禁止

ヴアンクーヴアー【九・二八】廿八日オツタワより當地に達した情報によればカナダ政府は戰時同盟國を除き凡ての國に對する屑鐵及び屑鋼の輸出禁止を發令した而して右禁止令はカナダ關稅法に基づき行はれたものである

南阿聯邦にドイツ人捕虜收容所設置

プレトリア【九・三】ドイツ側報道によればプレトリア（南阿聯邦トランスヴアール州）及び西南アフリカのウインドヒークにドイツ人捕虜收容所が設置せられ既にプレトリアに約百卅名、ウインドヒークに約百名を夫々ドイツ人捕虜が收容せられてゐると傳へられてゐる

英當局邦人漁業許可證交付

シンガポール【九・三】シンガポールを中心として英領海峽植民地沿岸で漁撈に從事する日本人及びその所有漁船の許可證はこの程期間滿了したので、帝國政府はロンドンに於いて右再交付方につき折衝中であつたがシンガポール政廳漁撈當局は廿三日午前漁業許可證所有日本人の出頭を求めその許可證を本年一杯有效とする旨を宣言し更に新たな十八隻の漁船に許可證を交付した、これによつて一千名に上る日本人漁業者は從來通り漁撈を繼續し得ることゝなつたが英國當局のかゝる措置は歐洲戰爭勃發により食料品の補給を必要とするに至つたのと日本との友好關係の持續を希望せる結果と見られる

☆ フランス

首相國民の奮起要望

パリ【九・二】西部戰線を視察して歸つたダラディエ首相は廿一日ラヂオを通じて全國民に呼びかけ前線將士の健鬪を報告すると共に銃後國民の一層の奮起を要望した。

△首相演說詳報　パリ【九・二】ダラディエ首相は廿一日フランス全國民に對しラヂオを通じ鼓舞激勵の演說を行つたがその要旨左の通り

余は數日間に亘り戰線を視察し我軍の先鋒部隊が果敢にも獨領內數粁の地點に進出した前哨基地を親しく慰問したが去る大戰の經驗により良き敎訓を得てゐる我軍は敵軍の攻勢を常に見事に擊退するのを眼のあたりに見て來た、余は我軍の士氣は完璧であり我軍將士の士氣を沮喪せしめんとする如何なる企圖も徒勞に歸するとの確信を得た而して余は我軍將士の中に慈愛と矜持の在ることを發見した彼等は何故に戰つてゐるのかを良く認識してゐる、即ちドイツは我々の上に重壓を課し過去三年以來ドイツの野望は歐洲をして一日も晏如たる日を送らせなかつたからである、彼等は我々の平和を脅やかすヒ政權を打倒し我々を三度も動員に赴かしめ經濟生活を麻痺せしめ我々の家庭を混亂に陷らしめんとした絕えざる脅威を除去せんが爲に戰つてゐるのである、我等は祖國フランスがテロリストの政權に蹂躙されるのを欲しない、ヒ政權は數年來ドイツに根を据えてオーストリー、チエツコスロヴアキアを餌食とし現在はポーランドを蠶食しつゝある、我々の平和擁護の凡ゆる努力、全歐洲の尊敬すべき人物及び米國、英國、イタリアの崇高なる企圖はポーランドの破壞が事前に秘密的に決定されてゐた爲徒勞に歸したのである

一方ソ軍はドイツとの秘密協定に基きポーランドに進駐した、去る八月廿三日以來獨ソ兩國間にはポーランド分割に關する協定が締結されてゐた、ヒ總統は我々に對しポーランドを征服した後はフランスに對し何物をも欲せず獨佛國境

を尊重すると確約し最早何ら領土的要求なしと稱してゐる、然しフランス國民全體は彼がオーストリー及びチェッコを崩壞しポーランドを破壞しつつある如く將來フランスの破壞を企圖するであらうといふことを知悉してゐる、ヒトラーは「我が鬪爭」に於て「フランスを孤立させ滅亡させねばならぬ」と述べてゐるのである、ドイツは目下我國に於てフランス瓦壞を目指す宣傳を進めてゐる、然しドイツの執拗なる宣傳と雖も重大危機に際し常にフランスを擁護する奇蹟を繰返した諸君の愛國心を欺瞞することは出來ない、我々はフランスが奴隷の境遇に墮せざるがために戰つてゐるのだ、我々は國内の秩序及び經濟の運行を確保するため凡ゆる措置を採り擧國一致共通の努力に欣然邁進してゐる我々は長期戰を恐れず我々の敵と最後まで戰ひ抜くであらう我々は唯勝利をのみ考へて邁進するのだ我々はヒトラーの野望が抑壓されフランスに保全を與へ得るに至つた時且又强力な基礎の上に平和が樹立される時始めて勝利を考へることが出來るフランスは正義人道の爲武器をとつて起つたのであるされば我等は勝利を收めるであらう

共産團體に解散發令

パリ【九・二六】開戰以來佛國に於ける反共産主義的傾向は頓に顯著となり各方面の注目の的となつてゐた折柄廿六日フランス國務會議は遂に共産黨並に共産主義關係諸團體に對し斷乎解散を命ずると共に共産主義の宣傳封鎖のためこれに關聯する各種書籍印刷物の發行配布を禁斷することを決議した、一方政府の共産主義彈壓決定に先驅してフランス勞働總同盟は廿五日爾今共産黨との提携を拒否することを決議して居りフランス國内の反共氣運は茲に愈々明快熾烈を加へるに至つた、前記國務會議の決定に對しては共産黨議員も結局聽從の外なかるべしと見られてゐるが假令然らずとするも下院は秘密會を召集して共産黨議員の出席を拒否することも出來るので今後共産主義宣傳はフランス國内から完全に影を沒するに至るものと見られる

尙國務會議は前記の反共決定と共に國家に對する各種叛逆罪に關する刑罰規定を戰爭期間中に限り同盟國英國に對する叛逆陰謀に對しても適用する件を決定した

▲佛共産黨本部占據

パリ【九・二七】フランス政府は廿六日の國務會議に於てフランス共産黨並に關係團體の解散を命ずるに決定したが、フランス官憲は右決定に基き廿七日午前パリに於ける共産黨本部の建物を占領すると共に共産黨員の活動を禁止する爲各般の措置を講じた

尙同樣の措置はフランス全國に亘つてとられ共産黨關係の建物は全部官憲の占據する所となつたが、これに對し共産黨員の反抗する者もなく何等の事故も起さなかつた

國務會議で戰況報告

パリ【九・二六】フランス政府は廿六日午後五時からエリーゼー宮に國務會議を開催フランス共産黨解散を決定したが、右決定の他國務會議は外交並に軍事上の最近の發展につきダラディエ首相の説明を聽取したものゝ如くその内容は左の三點に關するものだといはれる

一、獨佛國境の戰鬪狀態、特にフランス軍がストラスブール、スイス國境間で攻擊を開始、ドイツ軍と砲擊を交へてゐるライン河岸の戰鬪情況

一、獨ソ兩國のポーランドに於ける分界線決定、ソ聯の隣邦殊にバルカン諸國に及ぼす影響並にソ聯に對するフランスの外交方策

一、ムソリーニ首相の戰爭局限化の演説に關聯するイタリアの態度、この問題に關しては閣議が如何なる決定を爲したか明かにされないが、傳へられる所によれば斯くの如き種類のイタリアの調停交渉は一切拒否する方針を決定した模樣である。

佛領ヌーメア空港使用許可

シドニー【九・三】廿三日付シドニーモーニング、ヘラルド紙によればフランス政府は汎米航空會社の桑港・オークランド（ニュージーランド）線定期航空並に英國及び濠洲の航空機に對し佛領ニュー・カレドニアのヌーメアを空港として使用することを許可した

フランスは石炭飢饉

パリ【九・二六】戰爭勃發により獨波兩國からの石炭及びコークス輸入が杜絶した爲最近フランスは石炭飢饉に當面、これが對策に腐心してゐるしかしてこの不足分は恐らくイギリスオランダ、ベルギーからの輸入に待つものと見られ又一方ではアメリカへの註文も考慮されてゐると

デュアメル氏放送事業擔當

パリ【九・三】獨佛開戰と共にフランス文壇人の活動は目覺しいものがあるがフランス文壇の雄で文藝誌「メルキュール・ド・フランス」主筆ジョルジュ・デュアメル氏は今回フランス放送事業總監督に任命された、デュアメル氏は廿二日記者團に對し就任の抱負を左の如く語つた

余は今回フランス放送事業總監督に任命されたがパリ放送局の放送は近く平常通り放送を再開することとなつたら、又放送種目についても種々考慮してゐるが音樂及びオペラ放送は從前通り行ふつもりである

映畫スター續々應召

パリ【九・三】獨佛開戰に奮起したフランス人は組國愛に燃えて續々戰線に赴いてゐるがフランス映畫俳優中にも應召するもの尠からず世界的一流スターで「望郷」で日本にも馴染のジャン・ギャバンは海軍へ「歴史は夜作られる」のシャルル・ボワイエは陸軍へ、「巴里の屋根の下」のアルベール・プレジャンは空軍へ夫々廿二日入隊近く戰線に向ふことになつた、又軍人役が得意のピエール・フレネーも廿二日陸軍大尉として勇躍西部戰線に出征した

沼田大佐（駐佛武官）着任

パリ【九・二二】新任駐佛大使館附武官沼田英治航空大佐は廿日夜パリに着任した

イタリーの態度

伊紙の和平論

▲この上の戰爭は無意味 ローマ【九・二二】ムソリーニ首相の機關紙ポポロ・デイタリア紙は廿一日紙上に無署名ながら明らかにム首相が執筆したと見られる論説を掲げ現下の危局に對處するイタリアの態度を示唆すると共にダンチツヒに於けるヒ總統の演説を支持し英佛兩國の對獨挑戰は一種の破壞工作に過ぎず無意義なる行動であるとしてその態度を攻擊し左の如く述べてゐる

ヒ總統の十九日ダンチツヒに於ける演説は强硬であるが又中庸を得たものであり多大の歴史的重要性を含んでゐる、逆上した民主々義國家は此の點に氣付かぬかもしれぬが予はこれを抽出して各國民の良心に訴へねばならぬ、此の演説に於いてヒ總統はドイツの東方政策には限度ありと言明した、彼は英佛兩國に對してはライン國境を保障すると云つた、又ドイツ民族の勢力圏とローマ（ラテン民族を意味する）との勢力圏の境界はアルプスにありと重ねて明確にその歴史的絶對性を强調した、ヒ總統の以上の宣言は極めて重要性を持つことを知ればならぬ、フランスは再び歐洲に對し又世界に對してその安全性をドイツによつて固く保障されたのである、過去數世紀間大ドイツ主義は民族の甦ひの地を求めて東へ西へ或は又南へ進出して行つたしかるに今やヒ總統はドイツ民族の安住の地を完全に求め一切の解決を求むることが出來たのだしからば何故に更に新たな悲慘事と新な破壞とを必要とせねばならぬか、此の上の戰爭は實にナンセンスであるといふ他はない、ヴエルサイユ條約によるポーランドは既に存在を失つた、我等は合法的な新ポーランドを新國境の中に造らうではないか、ドイツ人、白ロシア人、ウクライナ人等

を除外したポーランド人のみを以つて構成されたポーランドの復活を喜んで迎へ様ではないかそしてそれは全歐洲の救濟案なのだ、全體主義と民主々義國家の實權者達は彼等の言ひたいことを勝手に言ふことが出來るであらうか、然しそれぞれの國民は既にこの事を考へ始めてゐることは嚴然たる事實であるしかもそれにも拘らずそれらの國民（英佛國民を指す）は大砲の充滿した難攻不落の武裝鐵壁卽ちジークリフード線、マジノ線に追ひやられつゝあると云ふことを今や漸く自覺しつつあるのだ

▲ガイダ氏英佛の行動を非難　ローマ【九・二】イタリア政府機關ジョルナーレ・デイタリア紙は廿一日の紙上に於いてガイダ主筆の論說を揭げルーマニアのポーランドに對する背信を攻擊すると共に英佛兩國の對獨戰爭は罪惡であると非難し左の如く述べてゐる

ルーマニアはポーランドと對ソ聯防禦協定を締結してゐるにもかゝわらず中立を宣言してポーランドの沒落を傍觀するの背信行爲をなしてゐる、ポーランドが戰前通りの國境を以つて再建されないであらうといふことは英佛兩國も認めてゐる、英佛兩國はドイツと同じくポーランドに侵入し來つたソ聯の行動に對しては未だ「戰時狀態に入れり」との宣言をなしてゐないが此處に何かがあるのではないかと思はれる、ポーランド國家の獨立擁後の爲開始された英佛兩國の對獨軍事行動はポーランド國家の陷落により無意味なものとなつた、從つてポーランド國家を昔に引戻さうとする英佛兩國の對獨戰爭は寧ろ滑稽であり又罪惡的であるかゝる行動は將來更に起り得べき戰爭の種を新たに蒔く樣なものであるといはねばならぬ

▲伊紙歐洲戰爭無益を再論　ローマ【九・三】廿二日のポポロ・デイタリア紙は再び無署名の社說を揭載し歐洲戰爭が無益の流血沙汰なりとの趣旨を繰り返したが、要旨は次く如くである

ロシアがポーランド問題に武力介入を敢えてしたことは極めて重大な新事實といはねばならぬ、獨ソ兩國が國境を接することは兩國の協力よりも兩國の紛爭を惹起する危險性を多分に持つことゝならうそれは兎も角としてソ聯がポーランドに侵入したのだからソ聯も英佛の敵となる譯だ英佛がポーランドを原狀に復しヒトラー主義を破壞する迄には數百萬の人命の犧牲を覺悟せねばならぬ、そして假令聯合軍がジークフリート線を突破しベルリンに進み得たとしても更にロシアと戰はねばポーランドを回復することは出來ぬことゝなるナポレオンより幸運にしてより天才的な人が出來ねばかゝることが達成されるものではない、聯合軍がドイツとだけ戰ひポーランドに同じく侵入したソ聯とは戰はぬなぞと云ふことは出來るものではない、聯合國側はジークフリート線が難攻不落の鐵壁であり又それが同時にドイツ民族の西へ進む限度でもあることを是非とも理解すべきであると信ずる

伊首相既定方針再强調

ローマ【九・三】ムソリーニ首相は廿三日ボロニア地方（北イタリア）のファシスト幹部をヴエネチア宮に招致し一場の挨拶をなしたが演說中ム首相はイタリアの立場は戰爭勃發以來何等變更を見てゐない旨次の如く聲明した

イタリアの政策は去る九月一日の政府聲明によつて既に明瞭に決定されて居りその後今日に至るも何等之を變更すべき理由を認められない、この政策はイタリアの國家的利益に一致するのみでなくドイツを始め歐洲各國民の紛爭を局地化せんとの希望とも一致するものである

▲首相演說詳報　ローマ【九・三】ム首相は廿三日スタラーチエ黨書記長立會のもとにヴエネチア宮にボロニア地方のファシスト黨幹部全部を引見し席上ム首相は左の如き一場の演說を試みてイタリアの立場を明にした

余はファシスト黨を總動員する爲全國各地の黨幹部全部を引見する豫定で諸君はその最初のものである、世界は今や歐洲秩序の改變に止まらず各大陸にも大嵐が吹きまくらんとしてゐる、此の人類の慘たる激突に際しイタリアもとより無關心たるを得ない種々の流說が入亂れ余自身に對するあらぬ噂も流布されてゐるそうである、しかしイタリア國民はかゝる無形の噂を信ぜざるのみならず我等はユダヤ人や反ファシズムへの同情者やフリーメーソンなどの撒布する噂がイタリア國民の肉體及び道德上の健康性を傷つけるのを許容し得るものではない、イタリア國民は船が嵐の中を航海してゐる時にパイロットに對しといち〳〵船の航路を尋ねる事の愚を知悉してゐるのである余がバルコニーに現はれ余の言を聞けと大聲疾呼する時は國民に相談する時ではなく余の歷史的實用性を持つ最後の決意を國民に告げる時なのだ、エチオピア戰爭の時に行つたと同樣である、我が政策は九月一日の宣言に盡きてをり何んら變更の必要を認めぬ此の政策は我がイタリアの國家的利益に應へるものであり、又ドイツ國民を始め歐洲各國民の紛爭を局地的に解決せんとする希望に合致するものである今やポーランド問題は實質的に清算されたしかも歐洲は實質的には大戰爭を行つてはゐない大軍は衝突してゐない、此の大衝突は舊秩序の維持や或る種の改造をなさんとする幻覺を放棄しさへすれば避けられるのだ、英佛兩國がソ聯によつて「完成された事實」に對して反駁しないのは英佛戰爭が擴大を避けんとするものであらうが此の結果彼等はドイツにより完成せれた同じ事實のみを解消せしめん爲彼等の從來の道德的主張を變更したと斷ぜざるを得ないこれがイタリア國民が時局から摑んだ眞相であるが、イタリア人の合言葉は「一旦緩急に備へる爲軍備を固めよう、平和工作に對し能ふ限りの支持をなせ、沈着に現實を監視しつゝ」といふにある、これがファシズムの態度にあり又イタリア國民の態度でなければならぬ

▲ム首相演說の意義　ローマ【九・三】廿三日ヴエネチア宮に於てボロニア地方ファシスト黨幹部に對してなしたム首相の演說は數日前二回に亘り同氏の機關紙ポポロ・デイタリア紙上に執筆した論說と同主旨のものであるが此の演說によりイタリアが如何にして歐洲大戰の動發を阻止せんとしたかが察知し得られる唯此の演說には平和を討議する直接の基礎は明示されてゐないが英佛兩國にしてム首相の主張に傾注するならば改めて平和討議の基礎となる條件提示の用意あることを示唆してをり英佛兩國側の反響は時節柄極めて注目せられてゐる

伊首相演說反響

パリ【九・二四】廿三日夜のム首相の演說に對するフランス官邊の意向を綜合するとフランスはイタリアの和平調停の勞を多とするものであるがドイツのポーランド征服後情勢は全く一變し英佛兩國政府のポーランド支持の決意は頗る固く兩國はナチ主義を壞滅する迄は鉾を收めることはないと言ふに一致してゐる

ロンドン【九・二四】ロンドン外交消息通は廿三日夜のム首相の演說は所謂豫想されてゐたドイツの「和平反擊」の更に進んだ前奏曲であると見てゐるがロンドンではかゝる工作は依然眞面目に取り上げられないのみならず今日ドイツの屈服することは民主々義國家にとつては極めて危險であると言つてゐる

ベルリン【九・二四】ム首相が廿三日の演說で示唆した戰爭局地案は事實上英佛側から一蹴された形だが、ドイツ政府筋では廿四日ドイツを中心とする歐洲情勢を概觀し、對獨開戰の理由を對波援助義務の履行に求めた英佛がソ聯の行動を不問に附する矛盾を指摘すると共に對波作戰を完了

したドイツが今やイタリア、ソ聯は勿論トルコ、ルーマニアをもその陣營に加へて形勢は斷然ドイツ側に有利であるとして左の如き見解を表明した

フランス側の言分は英佛兩國がドイツに對して開戰したのは夫々その對波援助義務履行のためだと稱してゐるがポーランド問題についてはドイツと全然同一の立場にあるソ聯に對し兩國は未だ宣戰を布告してゐない、昨廿三日のム首相の演説とこれに對する英佛兩國の否定的反響は二つの理由から極めて意味がある、ム首相がドイツの對波戰爭が一段落を告げた時期に於いてかゝる提唱を試みたのは單なる偶然ではなく英佛側がこの提唱を拒否した以上今後の戰局第二段階に對するイタリアの態度が此のまゝ何等の變化もなく留まる筈のないことも確實であらう、何れにせよドイツは完全なる勝利を確信して戰局の第二段階に臨まんとするものだ、當初英佛が不可能と信じて居たポーランドに對する電擊作戰は人命器材ともに極めて輕微なる犧牲に於いてドイツ軍の壓倒的勝利に歸した、その結果ポーランドの持つ豐饒なる鑛物及び農業資源はドイツの掌握する所となつた、一方獨ソ兩國の政治的軍事的經濟的分野に於ける協力は今や動かす可からざる事實である、英國情報省は頻りに獨ソ間に反目的空氣の存するかの如き印象を與へるため宣傳にこれ努めてゐるが曩にパスチード前佛商相が指摘した樣に獨ソ間の偶然の反目に期待して事を圖ることの不當なるを自覺すべきである、英國は日本が親英政策に轉向するものと期待してゐたがこの期待は見事裏切られ日ソ停戰協定が成立したではないか

一方ルーマニアも最近數日來英國に對し冷淡な態度を示し始め從來よりも一層大量の經濟資源をドイツの自由處理に委ねるに至つた、トルコは獨ソブロックへの接近を企圖しつゝありこの爲め英國の提議せる英土協定案に對してもアンカラ政府は默殺的態度を示しつゝある、ドイツは英佛に對して何等要求すべきものを持たぬが故に西部戰線に於いては攻勢に出ないであらう、英國は對獨宣戰を布告したとはいへ軍事的力量充分ならず專ら海上封鎖による對獨經濟破壞戰を以つてドイツを脅威せんと試みつゝあるが斯の如きは國際法の違犯行爲たるに止まる

▲タイムスの所論 ロンドン【九・二六】ロンドン・タイムス紙は廿六日紙上に「ムソリーニの平和示唆」と題する社説を掲げ去る廿三日のム首相演説を論評其の眞摯なる意圖は認めるが英國は現在和平提唱に應ずることは不可能だと左の如く述べてゐる

ム首相は極めて眞摯な態度で平和を主張してゐるがその演説によればドイツのポーランド征服を容認する方が然らずんば必然的に起るであらう所の長期に亘る流血の慘事より害惡が少いと信じてゐるものゝ如くである、これは確かに正直な考へ方である然しそれは今次大戰の原因に含まるべき最も深刻な問題に觸れて居ない故に英國は斯くの如き意見を容れることは出來ない、ポーランドは長期に亘つて連續生起した犧牲の最近の一例に過ぎない例へ英佛の政策が專ら自己の利益に基礎を置いて決定されたとしても、ヒ總統最近の英佛に對する保障がオーストリア、チエコスロヴァキア、ポーランド等に對して與へられた同樣な保障の例に鑑み果して信ずるに足るものか否かを讀み取ることが先づ必要であらう、我々は歐洲を其の存在が文明人の生活と兩立せざる特別の脅威から救ふとの一本氣の決意を以て戰を初めたのである、斯くてム首相の考へ方は獨ソ兩國のポーランド分割の意圖が明かにされた以上英國の立場とは全く兩立しないものと言はざるを得ぬ、この際ソ聯の行動は不法悖德的のものであるにも拘らず主たる犯罪に伴ふ二次的從屬的なものと考へられなければならぬ、ソ聯は過去に於けるヒ總統の暴虐なる行動には加擔せずそれ自身本質的には侵略勢力ではない、それ故にドイツに於てヒトレリズムが崩壞し新政權が樹立された曉にソ聯が將來の平和交渉に參加することは敢て拒絶さるべきでない

伊緊急閣議 ローマ【九・二五】イタリア政府は卅日午前十時からキリナーレ宮に於いてム首相司會のもとに緊急閣議を開く に決定した、閣議の議題は國内問題と發表されたが歐洲戰爭に對するイタリアの對處策協議にあるは明瞭で且當然國際情勢に對應する内治外交政策が討議されるであらう、尙ム首相は閣議の席上歐洲戰爭に對するイタリアの態度に就きその決意を表明するものと見られ注目されてゐる

伊太利依然和平工作に邁進 ニューヨーク【九・二七】ニューヨーク タイムスローマ特派員よりの情報によればイタリア政府は英佛側の屢次の揚言にも拘らず依然和平工作の成功を疑はずこれを實行するものと見られるとして次の如く報じてゐる

イタリアは英佛側が何と言はふとも依然和平工作を繼續するものと思はれるその理由はイタリア當局者の見る所によれば、ドイツは軍事的に見て英佛聯合軍より遙に優勢で假令ロシアの援助なくとも何時までも戰爭を遂行し得る能力あり英佛側が結局敗北を承認する日の來ることを確信してゐる、從つてイタリアの外交は左の諸理由を擧げて和平の可能を示唆することに向つて邁進するものと見られてゐる

一、ポーランドの崩壞はポーランド援助を名目とする戰爭の理由を失はしめた

一、英佛がドイツのポーランド侵入を責めて「戰爭情態に入りつゝ」ソ聯の侵略行爲を默認してゐることについての精神的弱點

一、人道主義的理由

伊首相再度和平提案説 ブリュッセル【九・二六】カトリック右黨機關リーブル・ベルジーク紙パリ特派員は「中立國一元首によつて提案せられ今一つの中立國元首の支持を得てゐる、重要なる平和運動議が提案されるものと期待される」と報道し注目を惹いてゐる、右に關聯しベルギー政界消息通は右兩元首とはム首相及フランコ將軍を指すものと見てゐるが同紙パリ特派員は右和平提議が左の諸項を提案してゐる旨報じてゐる

一、削減されたポーランド國家の建設

一、ドイツをしてポーランドの權利侵害の事實を承認せしめる

一、民族原則を尊重する協定の締結

一、軍縮會議の開催及び經濟協定の締結

倘右報道は目下モスクワ訪問中のリッベントロップ外相の對ソ提案内容に重要關聯を持つものとして注目される

歐洲平和會議を教皇要請か ヴァチカン市【九・二六】教皇ピオ十二世は歐洲戰爭勃發に先立ち平和維持に關する提案を行つたが、確聞するにピオ十二世は廿八日再び交戰國及び中立各國に對しメッセージを送り歐洲一般平和會議の開催を提議したと云はれる

閣議增稅案決定 ローマ【九・三〇】イタリア政府は卅日午前十時から内務省で閣議を開催したが戰時臨時增稅案其他を決定したのみで散會した、閣議で決定した臨時增稅案内容左の通り

普通財政調整と國際情勢よりの臨時軍事費捻出のため政府は左の增稅を行ふ

一、個人、會社を問はず一萬リラ以上の土地建物其他凡ゆる資本に對し一率に五厘の稅を課す

一、不動産收入、小賣々上高に對し二分の稅を課す

北伊國境警備優勢 ローマ【九・二一】イタリア政府は廿一日ム首相はアルプス駐屯イタリア軍司令官ルイジ・ネグリ將軍を引見、國境地方警備狀況を聽取した結果同地帶のイタリア軍は極めて優勢且つ滿

足すべき狀態にあることが確認された旨發表した

ム首相皇太子と要談

ローマ【九・二六】ム首相は廿六日午前十一時ヴエネチア宮に於て皇太子ウンベルト殿下と會見、殿下からその指揮される第一方面軍の軍情に關する報告を聽取した後引き續き各般の軍事々項に關し要談した

政府英米貨以外兌換停止

ローマ【九・三】イタリア政府は廿二日突如外國銀行の信用狀及び小切手等に對し伊貨で支拂ふことを停止したので正金銀行送金小切手又は信用狀携帶の邦人旅行者及び在留民は頗る困難してゐる、唯イタリア政府銀行は磅及び米弗の正貨、紙幣に對しては兌換に應じてゐるので在留邦人の多くは東京からニューヨークに送金させ同地から弗紙幣で價格表記の下に現送して貰ふ方法を採ることゝなつた

イタリア貿易振興に必死

ローマ【九・三五】イタリアは目下戰爭を機會に輸出振興に大童で戰爭勃發によつて交戰國が世全市場に於けるこれまでの地歩を維持し得なくなつた機會を餘すところなく掴まうとしてゐる、而してこの目的のためにイタリア產業及び貿易は交戰國從來の地位を奪取すべく出來るだけの努力を拂ふやう政府から憲從を受けてゐることは明かで先づ手初めとしてイタリア特產の食料品輸出に馬力がかけられるやうである

伊の生產力增大

ローマ【九・二六】ム首相は廿六日ファシスト產業協議會實行委員會に臨み一場の演說を行ひ現下の非常事態に卽應するには自給自足經濟の確立が不可缺なる所以を力說左の如く述べた

自給自足經濟の確立こそ現下のイタリアにとつて最も重大喫緊の要務である、今や歐洲の事態は强力な自主權こそ國家の生存と政治的獨立とを保證する唯一のものなることを如實に示してゐるのだ

次いでヴオルピアシスト大評議會議員起つてイタリアの生產力の現狀につき大要左の如き報告を行つた

イタリアの產業生產力は一九三四年以來約三分の一を增大し現在工業生產品は全輸出額の七割を占めるに至つた

アメリカの動向

☆中立法問題

米議會開會

ワシントン【九・二】米國特別議會は廿一日正午開會ルーズヴエルト大統領は午後三時から中立法改正に關する特別敎書を朗讀する筈であるが右敎書は二千語以上の長きに亘るものと豫想される、下院に於いては特別議會を中立法討議のみに限定せず一般問題をも取入れんとする運動が進められてゐる模樣でリンチ禁止法から先づ上程せんとの計畫が起り政府側を惱してゐる

中立法修正を要望（大統領敎書）

ワシントン【九・二】米國特別議會は廿一日正午開會、ルーズヴエルト大統領は午後三時自ら上下兩院の合同會議に臨んで現行中立法の修正を要請した長文の敎書を朗讀し新中立法の骨子としてハル國務長官が提唱した普通に「ハル長官の六ケ條」と呼ばれるものを擧げた

▲敎書要旨　ワシントン【九・二】廿一日開會された特別議會に於てルーズヴエルト大統領が朗讀した中立法修正に關する敎書要旨次の通り

現行中立法中の武器禁輸條項は米國の中立安全並に平和にとり最も危險な存在なるが故に余は同條項は廢棄すべきであるとなすものである、米國政府は現在の戰慄すべき戰爭回避の爲傳統的な不介入政策の範圍内にあつてあらゆる努力を試みたが遂に失敗に歸した、米國の平和維持の努力が失敗して現實に戰爭が始まつた今日我々は時機を逸せざるうちに米國が戰爭に引込まれない爲の措置を講じなければならない、現在の中立法は當に米國の傳統的外交政策に變更を加へたのみならず米國と諸外國との友好關係を阻害した、現下の國際危局に際會して余は國民の統一を要望するが最づ差當つての最大問題は交戰國に對する武器彈藥の輸送を禁止する武器禁輸條項を撤廢して國際法の一般規定に立歸ることである、余は平和並に愛國の衣は黨派の別を問はず米國民の總べてを覆ふに足る程廣大なものであると考へるが故にあらゆる職業乃至は派別を通じて一個人或は一黨派が米國將來の福祉の獨專的擁護者であるといふ如き妄想を抱かざることを希望する

現在外國に於て起りつゝある災厄は米國のつくつたものではないが我々はこれによつて深刻なる影響を受けてゐることを感ずるのである、卽ち米國の通商は變化を來たしつゝあり我々の心は新しき問題を以て滿たされ世界情勢下に於ける米國の地位は既に變革を受けてゐる、されば余は現行中立法の武器禁輸條項の廢棄と共に米國の安全性を增加する爲に次の六項目の考慮を要請する

一、米國商船の危險區域立入り制限
一、米國市民の交戰國船舶による旅行禁止
一、米國品を交戰國に輸出するには輸出に先立ち購買國の物資として名儀を變更することを要する（所謂現金自國船主義條項の復活）
一、交戰國への借款乃至クレヂット供與禁止
一、交戰國の爲にする資金募集禁止
一、武器並に軍用器材輸出許可制の存續

米國の安全擁護の爲め如何なる具體的措置をとるかはその具體的措置が刻々と變化する新しい情勢並に危險の必要を滿たすものである限りその決定は議會に一任する、然しながら余は武器禁輸條項の廢棄は米國の安全維持の爲積極的貢獻をなすものと確信する卽ち右條項の廢棄は米國をして蠱の大戰に於て米國を遂に戰火に捲き込んだ如き事件並に紛爭から更により安全な地位に立たしめるであらう、この積極手段の中にこそ平和への途が横たはつてゐるのである

ルーズヴエルト大統領は續いて歐洲戰爭に對してとつた緊急措置に言及次の如く述べた

政府は米國の國防强化の爲既に各般の措置を實施した、政府は准國家緊急狀態の宣言を發したがこの態勢の下に於て政府は更に新たなる立法措置乃至は行政措置は必要と考へてゐない、余は現在世界を蔽ひつつある暗雲が速やかに一掃される希望を提供したいと考へてゐるのであるが遺憾ながら現在の事態はかゝる希望を不可能としてゐるのである、現在の事態はゝる希望を不可能としてゐるのである現實の事態を直視する時余は率直に危險なる時期は尙我々の前途に横たはつてゐると述べなければならぬ、かゝる事態下に於て米國の政策は米國の眞の利害關係に對する深き考慮に基づいて檢討されなければならぬ、かゝる利害は正當に考慮された場合は決して利己的なものではない、我々は今や西半球に於ける姉妹國と共に歐洲文化の後繼者たるの運命を擔ふに至つた、我々は西歐文化を西半球の固き城砦の中に保護する任務を授かつたかの如くである、さればこそ米國の平和獨立並に安全は確固且平靜に維持されなければならない問題の自由なる討議檢討が一國の安全とは合政しないといふことが續々いはれてゐるこの時期に際會し議員諸君が諸君の必要に基づいて米國民は團結せる一個の國民として一つの心、一つの精神そして一つの明白なる決意を以て生命の光のうちに神の前に立つ國民なることを全世界に知らしめるやう希望して已まぬ

▲ハル長官敎書を支持

ワシントン【九・二】ルーズヴエルト大統領の現行中立法中の武器禁輸條項の廢止の要談に對しハル國務長官は同日新聞記者團との會見で武器禁輸の撤廢は決して非中立的な行爲でないと大統領の主張を支持して次の如く語つた

外國に戰爭が勃發した後武器の輸

出禁止を解禁することは決して非中立的な行爲ではない、交戰國は戰爭中常にその立場を變へるものであるが中立國と雖も同樣にその立場を變へ得るであらう、でなければ交戰國のみがあらゆる權利を享有するに反し中立國は何等の權利をも持ち得ないといふことになる

▲中立法修正と戰爭景氣　ワシントン【九・二】現行中立法中の武器輸出禁止を解除し英佛兩國に大量的に武器を輸出することが米國の平和を保ち米國をして戰爭介入を避けしむる所以であるとのル大統領の敎書の論旨は極めて不可解であるが、これによつて戰爭景氣が出て來るであらうとの期待は漸次米國の資本家階級勞働階級並に農民の間に行き亘りつゝある、ル大統領の狙ひ所はこれによつて米國の商賣が活潑になり失業者も減少するといふにあるが、一方孤立派議員連が說く樣に米國が一方の交戰國の兵器製造所となることは同時に他方の交戰國に狙はれる結果となる譯である、ヴアンデンバーグ上院外交委員は戰爭景氣の代償としてやがて米國の戰爭參加とこれに伴ふ莫大な犧牲が拂はれ差引き米國の手に何かゞ殘るよりも失ふのみだと警告してゐるが、ル大統領の中立法改訂がその結果齎らされる危險を忘れて民間の產業資本家及び勞働階級の支持を受けつゝあることは掩ひ難く中立法修正問題に對して今後戰爭景氣熱の勃興が大きな壓力となり推進力となる事は看過し難い實狀である

贊否兩論對峙

ワシントン【九・二】ル大統領の敎書に對する議會方面の反響は贊否兩論相對峙し混沌たる狀態であるがどちらかと云へば武器禁輸廢棄支持派の方が多數を占めてゐる樣である、共和黨のボラー、ナイ兩議員を先導とする孤立派上院議員はルーズヴエルト大統領の敎書朗讀後直ちに會合を開き中立法修正討議に對する孤立派の戰術を協議した、議會の會期が幾許に亘るかは未だ不明だが政府某高官の語る所によれば議會は多分三週間に亘り開かれることゝならうが然し戰爭繼續中政府の外交政策を時々刻々牽制する爲次期通常議會の開かれる明年一月までその儘續開される可能性もあり得るとしてゐる

▲現金自國船條項復活贊成者多し　ワシントン【九・三】ルーズヴエルト大統領提案の中立法修正案殊に武器禁輸條項廢止案の今期臨時議會に於ける成否如何は米國朝野の焦點をなしてゐるが上院議員がワシントンに出揃つた處で廿二日夜AP通信社が調査した結果

一、交戰國への武器輸出禁止規定削除に反對の者は共和黨八名、民主黨八名、農民勞働黨二名、進步黨一名、合計十九名

一、削除贊成者は民主黨卅八名、共和黨五名、中立一名合、計四十四名

一、贊否發表を憚る者、又は贊否を決定せぬ者三十三名であり、結局此の三十三名の中から贊成者が五名出れば多數決で削除案が通過するわけであるから大勢は可決と豫想されてゐる、然し可決後現金自國船主義を採用するか否かに就ては更に協議を要する見込である、即ち多數は現金自國船主義に贊成らしいが、一部にはかゝる制限を設けず既存の國際法規に從ふべきものであると主張する者がある、即ち一九〇九年のロンドン條約により中立國は交戰國へ物資を送る自由を有し交戰國は中立國が敵國へ送る戰時禁制品を拿捕する權利を有すると云ふ一般原則に從ふべきであると唱へはじめてゐる、此の主張は極端な親英佛論者の間に多くまだ上院間に於いては有力とはなつてをらぬが戰局次第で感情的にこれに贊成する者が增加するかもしれないと云はれ注目されてゐる

ピ委員長新法案起草

ワシントン【九・三】特別議會劈頭ルーズヴエルト大統領の提唱した中立法修正問題は俄然米國政界に渦紋を捲起してゐるがピットマン上院外交委員長は廿二日上院外交委員會は廿三日の委員會を延期し廿五日に開催する旨發表した、委員會延期理由は委員中の多數が週末休暇を希望する爲めといふにあるがそれは表面的な理由と見られピットマン氏は廿二日早朝コナリー民主黨議員と相携へてルーズヴエルト大統領を訪問懇談の結果此の週末休暇を利用してルーズヴエルト大統領ハル長官の意向を骨子とする新中立法案の草案作成に當るものと見られてゐる

ワシントン【九・三】中立法改正を討議すべき上院外交委員會は廿五日に延期され、此の間ピットマン外交委員長は同氏の提案にかゝる新法案を起草するものと謂はれてゐるが、若しピットマン委員長が曩に彼の提出した法案に據らず全然新しき法案を提出するとしても右新提案は結局前提案とハル國務長官の所謂六ケ條の兩者をより接近せしめたもので現金自國船主義の內容を盛るものと豫想されてゐる、ピットマン氏が廿三日も大統領と會見、中立法改正問題の對策に付き打合せを爲したのはこれが爲と見られる

新中立法案提出

ワシントン【九・三五】上院外交委員會は廿五日午前十時開會、劈頭ピットマン委員長は去る廿一日のルーズヴエルト大統領の特別敎書に應じて現行中立法に代る新中立法案を提出した、新中立法案は豫想通り武器禁輸條項の撤廢並に現金自國船主義の復活を骨子として政府當局の主張する所謂「ハル國務長官の中立六ケ條」の線に沿つて立案されてゐる、新中立法案で特に注意すべきは

一、中立法發動は大統領が決定し得るのみならず議會が過半數の決議により決定し得る

一、軍需品輸出統制委員會は議會に對し六ケ月毎に交戰國に賣渡した武器の數量を報告する等の項目を追加した點でかく大統領の權限を制限することによつて反對派の妨害を回避し法案の議會通過を容易ならしめんとしたものと見られる

新中立法案の審議は愈々來る廿八日開始されるが新中立法案の運命如何は米國の歐洲戰爭に對する政策を決定的に左右するものであり その成行は極めて重視されてゐる

▲新法案骨子　ワシントン【九・三五】廿五日の上院外交委員會に提出されたピットマン委員長の新中立法案骨子次の通り

一、米國船舶は交戰國向けの旅客、貨物を積載し得ず、違反者は五千弗以下の罰金又は五年以下の禁錮に處す

一、米國より物資輸入の交戰國は貨物積出し前にその名義を獲得するを要す（現金自國船主義條項）又米國保險業者は戰時貨物の輸送に當り蒙つた損害につき政府に損害賠償請求をなし得ず

一、大統領は交戰區域を指定し交戰區域內に米國市民並に船舶の立入を禁止することを得、本條項違反者は五萬弗以下の罰金又は五年以下の禁錮に處せらる

一、米國市民は交戰國船舶により旅行し得ず

一、赤十字社從業員並に赤十字により傭船されたる船舶は以上の制限の適用を受けず

一、米國船舶は船內の秩序維持に必要なる小武器の他武器の搭載を禁ぜらる

一、交戰國は米國內に於て證券類を賣却し得ず但し九十日以內の通常商業クレヂットは獲得し得、違反者は五萬弗以下の罰金又は五年以下の禁錮に處せらる

一、大統領は議會に對し六ケ月毎に交戰國に與へられたる短期クレヂットの額に關し報告す、又武器統制委員會は六ケ月毎に交戰國の米國に於ける武器軍需品並に軍用器材の購入額に關し報告を行ふ

一、交戰國の爲の資金募集を禁止す

一、大統領は交戰國の潛水艦並に武裝船舶の米國港灣使用に關し特別制限をなす權限を與へらる

一、特別罰則規定なき條項の違反者は一萬弗以下の罰金又は二年以下の禁錮に處せらる

一、ラテン・アメリカ諸國が非米洲國と開戰した場合右ラテン・アメリカ國に對しては本中立法の適用

は行はれず

一、新中立法は大統領又は議會の多數が外國間に戰爭狀態の存在を認めた場合兩者のいづれによつても發動され得る

ワシントン【九・二四】上院外交委員會における新中立法案審議に先立ち民主黨委員若干名は中立法案の議會通過を期する爲廿四日夜五時間餘に亘り協議の結果從來の中立法に左の項目を追加し大統領の權限を縮少することに決定した

一、中立法發動は大統領が決定し得るのみならず議會が過半數により決定し得るものとす

一、軍需品輸出統制委員會は議會に對し六ケ月毎に交戰國に賣渡した武器の數量を報告すること

▲中立法案廿八日審議開始　ワシントン【九・二五】新中立法案は廿五日ピットマン委員長の手から上院外交委員會に提出されたが委員會終了後ピットマン委員長は中立法案の審議は來る廿八日から開始するに決定した旨次の如く語つた

外交委員會はボラー、ナイ兩議員から新中立法案の內容を檢討する爲時間を與へられたいとの要請があつたのでその審議を三日間延期して來る廿八日から開始することゝした

一方バークレー民主黨上院院內總務は中立法案審議の前途を樂觀して上院外交委員會は新中立法案を可決してこれを上院本會議に廻附することゝならう

と語つた、尙下院は中立法案が上院で審議中は仕事がない爲こゝ二週間は三日に一回宛開會することゝなつた

▲中立法修正審議豫測　ワシントン【九・二六】ピットマン上院外交委員長の提出した新中立法案に對しル大統領もハル國務長官も一切言明を避けてゐるが、これは政府當局が新提案に滿足すると共に議會に於ける政府側領袖の希望もあり出來るだけ大統領が議會に働き掛けるが如き態度を避け議事を圓滑に運ばんとする爲と見られる、ピットマン案は廿八日から上院外交委員會で討議される豫定だが結局は政府の勝利に歸するにしても討議は相當の曲折を免れぬ模樣で、現に議會には連日武器禁輸條項廢棄反對の夥しい手紙や電報が舞込んで居り議員の中には去就に迷つてゐるものも相當あるといはれてゐる英佛に對し現金自國船主義で大量の軍需品の輸出をなし戰爭景氣を期待してゐるものゝ他面には米國の參戰氣運の勃興及び若しそれまでに行かぬとしても大戰が終つた場合膨脹した產業組織をどうして收拾すか之には又深刻な不況を豫期せねばならぬとの憂慮があり、中立法修正問題は大體政府の豫期するところに收まるとは見得るものゝ樂々とは運び得ないであらう

軍需資源輸出抑制を大統領要望

ワシントン【九・二六】ルーズヴェルト大統領は廿六日記者團との會見に於て米國自身の國防に必要なる緊急軍需資源の輸出を抑制する樣要望し武器禁輸條項廢止を主眼とする中立法修正案が議會に提出されてゐる折柄注目を惹いた、ルーズヴェルト大統領の言明要旨左の通り

余は米國民に對して米國自身その國防に必要なる緊急軍需資源の輸出を抑制する樣要請したい、殊に米國に於ける當業者が自發的に天然ゴム、マンガン、其他國防に必要な商品の賣却を拒否することを希望し度い然し政府が斯る戰略的緊急資源の確保につき何等かの措置を取り得るかに關しては如何とも言明出來ない、政府は政府自身が購入する商品については現在統制を施行してゐるが斯る商品の量は全米の資源から見れば正に九牛の一毛に過ぎないものである

ピットマン中立法案 上院委員會通過

ワシントン【九・二八】米國上院外交委員會は廿八日ピットマン委員長の提案にかゝる中立法案を審議表決の結果十六票對七票の差で之を採擇直ちに上院本會議に廻附した

▲ピ案に對する若干の修正　ワシントン【九・二八】上院外交委員會を通過したピットマン中立法案內容は廿八日午後發表されたが通過法案の骨子は原案と殆んど同一で唯若干の追加修正が行はれたに過ぎない、右につきピットマン委員長は委員會散會後記者團に對し追加修正は左の三點なる旨語つた、卽ち

一、通常商業クレヂットの期限は九十日であるが、期限滿了の曉も債務を支拂はざる凡べての國家に對しては契約の延長を許さず

一、米國人が使用する限り凡べての物資の米國船舶に依る西半球內の輸送は輸出先の如何を問はずこれを許可す、又西半球內の船舶又は飛行機に依る郵便輸送、旅行は許可す

一、太平洋空路就航の米國商業機は大西洋空路就航の航空機に適用さるべき凡ての就航制限を免除さる

▲ジョンソン法との矛盾調整　ワシントン【九・二九】ピットマン中立法案は廿八日最後の瞬間に至つて些少の修正で上院外交委員會を通過來月二日の上院本會議に上程されることになつたがピットマン外交委員長は右に關聯しジョンソン法との關係について次の樣に語つた

本中立法案によつて前回の大戰々債不拂國に對する借款を禁止したヂョンソン法案が修正されることになるであらう、若しそうしなければ英佛兩國は對米不拂戰債を有するのにドイツが之を有してゐないからドイツだけが自由に物資を購入出來るといふ不公平を來すであらう

之に對し、ヂョンソン議員も直ちに「ヂョンソン法との矛盾を避ける爲め中立法案の修正を提案する心算である」と言明した

▲香港向定期飛行は除外　ワシントン【九・二八】上院外交委員會は廿八日十六票對七票でピットマン新中立法案を採擇した、正午當り迄の雲行では表決が延期されるのではないかと觀られたが急にその儘續行することゝなり午後一時半近くに至つて漸く表決を終つた、此の日午前中孤立派のジョンソン議員と政府側のハリソン議員の二名は缺席しジョンソン議員は正午過ぎになつて出席したがハリソン議員は病氣のため代理を以て投票した、本日の上院外交委員會は豫定のコースを採つたと云ふに過ぎず僅かに技術的見地より新法案の字句に多少の修正を加へたのみであつたが其の中サンフランシスコよりマニラ經由香港に飛ぶ汎米航空會社が交戰國の領土たる香港に行く點も問題となり之が例外となつた事は注目に値する、更に此の日の外交委員會で人目を惹いたのは過日ホワイトハウス上空を飛び平和の宣傳ビラを撒いて問題を起した女流飛行家ローラ・インガルス孃が飛行服の儘で姿を現はし平和團體代表の一婦人と共に外交委員會の委員連に面會を求め新法案の通過を阻止せんとした事でこの兩婦人とも警官に遮られ目的を果さず委員會の終る迄上院の廊下に立ちづめでゐた事だ

新中立法案は愈々十月二日（月曜日）上院會議に上程されるが、本會議に於ては白熱的討議が豫想され、一方武器輸出禁止條項廢止反對の諸平和團體の活動も活潑を加へつゝある

中立法案十月二日上院本會議上程

ワシントン【九・二八】上院外交委員會は廿八日ピットマン中立法案を十六票對七票を以て採擇、直ちに上院本會議に廻附したがその結果上院本會議は愈々來月二日から同法案の審議に入ることに決定した、斯くて興味は上院本會議に於ける孤立派の反對如何に懸るに至つたがこの點孤立派の鬪將ボラー共和黨議員は委員會散會後記者團に對し

ピットマン中立法案は十六票對七票の差で委員會通過をみたがこの贊成委員の間には十月二日開始さるべき本會議の席上法案に反對する權利を留保してゐるものが多いと洩らし注目されてゐる

電報洪水を統制

ワシントン【九・二九】米國議會の中立法審議が進むにつれ議會外の民衆の間にも中立法改正殊に其の根幹たる武器禁輸條項廢止に對する贊成派と反對派が截然と分れ、兩派議員に對

する激勵電報は議員控室に山を爲す有樣だが、廿九日ワシントン・イーヴニング・スター紙は「中立法贊否に關する議員宛電報にはレディー・メードの型を適用」と題する記事を掲げ米國民の中立法改正案に對する熱狂振りを調してゐる、その記事に曰く

今議會開始と共に議員諸公への電報は正に洪水の如く郵便電信關係者の惱みの種となつてゐるが、ウエスタン・ユニオン電信會社では今度この洪水の如き電報を武器禁輸贊成、反對の二種に區別更に各々三種の型に分類して年賀電報や誕生祝賀電報同樣格安に取扱ふことに決したそうだ、反對の型を擧げれば

第一の型「余は武器禁輸條項撤廢絕對反對貴下にも反對態度表明を望む」

第二の型「中立法改正案には反對投票を希望す」

第三型「武器禁輸撤廢は不賢明にして我々を戰爭に導くものなり、中立法改正案には反對投票を希望す」

と云ふのであり、贊成の方は

「武器禁輸は不公平なるが故に撤廢さるべく、現金自國船條項は許容さるべく、貴下がこの趣旨に從つて投票せられんことを望む」

と云ふ型の他二種類である

米國參戰の意圖なし（大統領强調）

ワシントン【九・二九】ルーズヴェルト大統領は二十九日新聞記者團との會見に於て所謂「戰時工業動員計畫に關する記事は、餘り大きく扱はぬ樣に」と次の樣に語つた

現在政府各機關によつて考慮されつつある所謂戰時工業動員計畫に就ては餘り大袈裟に取扱つて貰ひたくない、それは米國が如何なる戰爭にも參加して居らず又參加を豫期されてもゐないからである、國防計畫を樹てるのは政府の當然の仕事であるから何等大袈裟に報道さるべき理由はないのである、政府は最近の物價を審査した所若干の物價が米國も近く參戰するであらうとの理由から昂騰しつつあるを發見した、その爲にも米國は決して左樣な意圖を有してゐないことを强調するものである、

但しルーズヴェルト大統領は同日の會見に於ては

一、新中立法案の內容

一、汎米會議に提出された西半球沿岸三百哩に亘る安全地帶設置案

等に就ては一切言及しなかつた

怪潛水艦米洲沿海に出現（大統領發表）

ワシントン【九・三】ル大統領は廿二日記者團との會見に於て「一般の情報の爲に發表するが」と前提にして最近米洲沿岸各水域に艦名不詳の怪潛水艦が盛に出沒しつゝある、中一隻はアラスカ沖、他の一隻はノヴァ・スコシア沖で認められたと言明した、ル大統領は右潛水艦が何時何人に依つて認められたか更に又何れの國の潛水艦なりやについては凡べて言明を避けた、その結果種々臆測が行はれてゐるがル大統領が此の際特にこの問題を持ち出したのは先般來問題となつてゐる戰鬪區域及び米國領海の問題乃至は現金自國船主義の問題とも關聯せしめんとするものとも見られてゐるが更に又米國の擧國一致の空氣を煽るためではないかとも見られてゐる

米陸空軍擴張

ワシントン【九・三】米國の軍備擴充は歐洲戰爭勃發により拍車をかけられてゐるが陸軍省は廿二日航空機製作會社との間に總額五千八百五十八萬五千弗に上る購入契約を結び追擊機重爆擊機（孰れも臺數不明）及び練習機四百臺製作を發注した旨廿二日發表された、尙米國航空諮問委員會の發表によれば米國政府はカリフオルニア州南部サニイヴェール附近のモッエットフイールドに一千萬弗の費用を以て航空研究所を新設することになつた

米舊驅逐艦再就役

ワシントン【九・二五】米國海軍は過般來世界大戰當時の驅逐艦多數の修理を急いでゐたが海軍省は廿五日付を以て右驅逐艦四十隻の內十隻が廿五日再就役した旨發表した、

尙再就役の驅逐艦千隻の內六隻は目下フイラデルフイアに他の四隻はサンデイエゴにあるが將來どの軍港に配屬されるかは不明である

米國航母、重爆機比島着

マニラ【九・二六】比島中立强化の爲めハワイより急派された米國航空母艦ラングレー號は廿四日カヴイテ軍港に到着した、又十九日ハワイを出發編隊飛行を以て比島に向つた米國海軍重爆機十五機も廿五日午後カヴイテ軍港に到着の豫定である、同重爆機はいづれも目下太平洋橫斷航空路に就航中のチャイナ・クリッパー機と同型で爆彈積載量は二萬五千ポンド、乘組員は全部で百五名である、因に米國海軍機がミドウエー島以西に飛行することは今回が最初である

米海軍太平洋上に豫備演習

サンデイエゴ【九・二七】米國海軍は大西洋の風雲を他所に明年一月一日より六週間に亘り太平洋上で定期大演習を行ふことに決定したがこれに先立ち四日間の豫備演習を行ふことゝなり廿七日合衆國艦隊は二隊に分れてサンデイエゴ軍港を拔錨した、今回の豫備演習に參加したものは軍艦百隻以上飛行機四百臺と稱せられるが專ら偵察及び接觸戰に關し演習を行ふ筈である

米艦隊ハワイ派遣考慮中

ワシントン【九・二五】最近合衆國艦隊のハワイ派遣說が頻りに傳へられてゐるが、廿五日米國海軍當局は右報道を肯定して左の如く發表した

「米國海軍は目下米國西海岸に碇泊中の合衆國艦隊中多數の艦船を演習のためハワイ眞珠灣に派遣すべき件につき愼重之を考慮中である」

尙ハワイに派遣さるべき艦隊は主として驅逐艦より成り主力艦は含まないと解されるが、最後の決定は近く行はれるものと期待されてゐる

ロサンジェルス【九・三〇】米國政府は目下合衆國艦隊一隊のハワイ派遣を考慮中といはれるが、卅日ロサンジェルス・タイムス紙のサンペドロ特電は非公式報道としてハワイ派遣艦隊の編成につき左の如く報道してゐる

米國政府は近く太平洋安全保障の有力手段として現在サンペドロ軍港に碇泊中の合衆國艦隊から完全に均整のとれた高速艦隊をホノルルの眞珠灣に派遣することゝならう非公式報道に依れば派遣艦隊は第一、第二の驅逐戰隊、驅逐艦導艦ドツビン號（八、三二五噸）輕巡洋艦ローリー號（七、〇五〇噸）航空母艦エンタープライズ號（一九、九〇〇噸）及び戰鬪、哨戒、爆擊機合計八十機より成るといはれるが、之は未だ公式に確認された譯ではない、因みに現在眞珠灣根據地に配屬されてゐる艦隊勢力は左の通り

一、巨大飛行艇七十二臺

一、第四潛水戰隊

一、第廿八驅逐戰隊所屬驅逐艦四隻

一、第一機雷敷設隊所屬機雷敷設艦九隻

▲米艦隊ハワイ派遣の目的　ワシントン【九・二五】米國海軍が合衆國艦隊の一部をハワイに派遣するとの報道は米國政府が極東情勢に特別の關心を示すものとして注目されてゐるが廿五日右につき特に記者が說明を求めたのに對し海軍當局は今回の合衆國艦隊一部のハワイ派遣は訓練範圍の擴大に過ぎないと左の如く語つた

この問題は今に始つたものではなくスターク海軍作戰部長とブロック合衆國艦隊司令長官との間にこの話は餘程前から出てゐたもので訓練上の目的から艦隊司令長官の必要と認める軍艦をハワイに派遣し訓練の範圍を擴大せんとするものだ、尙どの程度を持つて行くものか未だ決定してゐない、何れにしても合衆國艦隊をハワイに集結するなどといふ問題では決してない

尙AP通信ワシントン支局は艦隊ハワイ派遣の目的に關する海軍當局の

見解として左の二點を擧げてゐる

一、ハワイ水域に於ける演習に依り艦隊をして中部太平洋の狀態に通曉せしめる

一、演習中普通船舶航路の妨害を避ける

分遣艦隊ハワイ派遣公表

サンペドロ【九・三〇】合衆國艦隊の一部ハワイ派遣に關しブロツク司令長官は卅日第四及第六巡洋艦隊其他からなる一部艦隊を近くハワイに派遣する旨次の如く公表した

合衆國艦隊司令部はドルフス・アンドリユウス中將を司令官とする分遣艦隊を近くハワイ水域に派遣種るに決した、その編成の大要左の通り

一、ニユートン、インガーソル兩少將の率いる第四及第六巡洋戰隊

一、ラルストンホルム少將の率いる第一驅逐戰隊

一、航空母船エンタープライス號（一九、九〇〇噸）

一、其他本國艦隊所屬の小艦艇若干

右分遣艦隊は南カリフオルニア基地を出發すれば直ちにその所屬各艦種のため豫て計畫された既定の訓練をなす筈である、今回の行動は海軍當局に於て數ケ月前より計畫されて來たものであるが關係各艦種特に航空母艦のサンペドロ、ロングビーチ、サンヂエーゴへの集結を持つてこの機に乘組員をハワイ水域に於ける作戰に習熟せしめんがために行はれるに至つたものである

なほ當局では右ハワイ分遣艦隊は今週中に夫々基地を出發することにならうと洩らしてゐる、因みに今回の分遣艦隊司令官になつたドルフス・アンドリユース中將は米國海軍切つての名戰略家として知られてをり曾てリーヴス司令長官の下に合衆國艦隊參謀長を勤め最近までは海軍省水路部長の重職にあつた人である、又第四、第六巡洋戰隊には大型巡洋艦八隻、第一驅逐戰隊には驅逐艦約三十隻が所屬してをり航空母艦エンタープライズ號は飛行機八十機を搭載してゐる

米國でも共産黨彈壓開始か

ワシントン【九・二六】フランス政府が共産黨彈壓令を公布したとの報に接し下院非國民運動調査委員會委員長ダイス議員は米國に於いても共産黨彈壓開始近しとなし左の如く語つた

政府は著名な共産主義者にして政府の要路に在る者三千八百五十名を肅清するように司法部に對し要請した、非國民運動調査委員會に於ては恐らく歐洲戰爭の結果として米國共産黨に米獨協會の結社禁止法案を議會に提出することゝなら う

米に對日禁輸斷行論

ワシントン【九・二五】米國の支那に對する態度は英佛と協調してその權益を擁護するに在りと見られてゐるが歐洲大戰の勃發以來米國は英佛兩國に代つて支那問題につき從來以上の關心を持つやうになつたものゝ如くである、此等の點に關し國務省の或高官は恐らく極東に於ける有史以來の異常な時代が到來しつゝある樣に見受けられるとなし左の如く語つてゐる

第一日本は英佛獨三國に對し支那に於ける交戰國の國に惹起せらるべき廢れある不慮の事態原因除去のため深甚な考慮を促した、第二には日本はソ聯と停戰協定を締結しその勢で支那に於ける戰爭遂行の自由を獲得した、第三には日米通商條約廢棄以來その六ケ月の豫告期間滿了に近づきつゝあるにも拘らず新條約締結を考慮してゐる模樣は全く見えない、反對に米國側では上院議員のピツトマン、シユウエレンバツク號の日米通商條約廢棄論者は豫告期間滿了と同時に日本向武器輸出禁止法案を提出せんと焦つてゐる形勢に在る

傳ふるところに依ればハル國務長官は過去數週間に亘り二回堀內大使と會見したがその際ハル長官は堀內大使に對し支那に於て日本が英佛兩國に爲したことに付ては米國としては關心を持たざるを得ない、と告げたのに對し堀內大使はハル長官を滿足させる樣な回答をしなかつた之れは問題の將來に對し仲々樂觀を許さゞる材料と謂はねばならぬ

日ソ停戰協定は勿論ソ聯をしてその援蔣政策を中止せしめ日本をして軍事的方法又は人心收攬策かの方法に依り一刻も早く東洋に於ける相剋を消滅するを得せしめることを意味するものであり、若し米國がピツトマン一派の主張する如き日本向輸出禁止を斷行した曉に於てはそれは歐洲諸國よりの輸入を全然期待出來ぬ今日々本經濟に破滅的結果を與へると共に其の反對效果として日本が徹底的報復方策を採るに至らしめることを考へねばならぬ

右の樣な情勢であるから國務省としてもその問題のデリケートな點に鑑み東洋に於ける問題の發展に終始考究してゐるが、早急に之が決定をし兼ねてゐる模樣である

グルー米大使桑港發歸任

サンフランシスコ【九・二六】豫て賜暇歸國中のグルー駐日米大使は廿六日サンフランシスコ出帆の郵船龍田丸でオスメナ比島副大統領、救世軍植村少將等と共に日本に向つた、出發に際し記者はグルー大使を訪問したが大使は「多くの友人が待つてゐで吳れる東京へ歸任することを喜ぶ」と述べたのみ政治問題については一切語ることを避けた

英國よりの避難米人約一萬

ロンドン【九・三】在ロンドン米國大使館の發表によれば英國在留米國人は歐洲の危機漸く濃化し戰爭不可避と見られるに至つた八月廿四日以來續々避難現在までに英國より避難撤退したもの總數約一萬に達してゐる而して現在英國に殘留してゐる米國人は總數五千四百十二名であるがうち約半數は便船の都合つき次第歸國を希望してゐる、以上の他アイルランドには尙二千五百名の米國人がゐるがその大部分は英國から避難したものである

中南米貿易振興策を
モ米財務長官强調

ワシントン【九・二八】モーゲンソー財務長官は今廿八日新聞記者團に對しアメリカ貿易政策につき左の如く語つた

一、財務省當局はラテン・アメリカ諸國との間の貿易振興策を財政的見地から檢討中である。これに關し財務省、國務省聯邦選信委員會及び輸出入銀行當事者は連日會合を催して協議中である。

一、パナマに於て開催中の汎アメリカ會議席上に於て去る廿五日國務次官サムナーウエルズ氏は南北兩米國の貿易關係を强化しなければならないが、この爲には米國は財政的援助をも惜しまないと演說をしてゐるがこれについては財務當局も全く同意見である。

昨年末の米國對外投資內容

ワシントン【九・二九】今廿九日商務省より發表された年報によれば昨年末に於ける米國の對外投資は百十七億五千九百萬ドル、外國の對米投資は七十八億八千三百萬ドルで米國の純對外投資は差引三十八億七千六百萬ドルとなる今これを長期及び短期の投資に分つと次の如くである（以下單位百萬ドル）

△米國の對外投資	一一、七五九
內 長期	一一、〇七〇
短期	六八九
△外國の對米投資	七、八八三
（戰債三、八六六百萬弗を除く）	
內 長期	五、六九〇
短期	二、一九三
△米國の純對外投資	三、八七六

次ぎに米國の長期對外投資百十億七千萬ドルの譯を示せば左の通り

一、直接投資	七、〇三三
カナダ	二、〇二九
南米	一、六八一
歐洲	一、三五三
西印度諸島	七五一
中米	六三七
アジア	四二九
其他	二四三
二、證券投資	四、〇四八
內カナダ	一、六九三
南米	九六八

歐洲 九七五
アジア 一七九
其他 二三三
三、米國の長期對外投資
總額國別 一一、〇七〇
內カナダ 三、七二二
南米 二、五四九
歐洲 二、三二七
西印度諸島 八三七
中米 六六五
アジア 六〇八
其の他 三六二

而してアメリカ在住者のドル貨債保有高はカナダを除いて如何なる國よりもドイツのものが一番多い即ちカナダのドル貨債は一四億〇四百萬ドルに上るがこれに次ぐものはドイツの三億六千四百萬ドルである尙昨年末に於ける外國のドル貨債全額不拂額は九億七千八百萬ドル一部不拂額は一億九千七百萬ドルでこれを各國別に示せば次の通りである

△ドル貨債全額不拂額

內南米 九七八
歐洲 六六七
中米 二六八
西印度諸島 二四
アジア 一一
カナダ 七

△ドル貨債一部不拂額

內歐洲 一九七
カナダ 一五三
南米 三五
中米 七
二

☆汎米會議

汎米會議開會

パナマ【九・三】歐洲大戰勃發に對する米大陸諸國の中立態度を討議すべき特別汎米會議は廿三日午後五時パナマ市國立大學講堂に於て開會された、勞頭議長たるパナマ共和國大統領ホアン・デモステネス・アロセメナ博士は汎米諸國の中立堅持を要望左の如き開會の辭を述べた

米大陸廿一箇の共和國は未來人類の幸福を保持する爲にあく迄中立を堅持せねばならぬ、恐るべき相次ぐ大戰の慘禍は歐洲の富及び天然資源の全部を消耗し盡すのみならず歐洲の道德觀を弱め輝かしき西歐文明を破滅の淵迄追ひつめることゝなり戰火に燒かれた歐洲はアメリカにその補給を求め來るであらう此際西半球諸國の主要任務は我々が自由且理性的な人間として生活し得る狀態に國內政治を維持して行くことにある、其れ故に汎米諸國の中立は常に汎米諸國自身に於てこれを維持すべきであるのみならず歐洲及びアジアの全國家によつて充分尊重せらるべきものでなければならぬ

尙會議はアロセメナ大統領の演說後來る廿六日再開を決定直ちに散會したが此の間各國代表の個別的會談の模樣では同會議には汎米永久中立委員會を設け歐洲戰爭不介入決議起草を企圖しつつあるものの如くである

米洲諸國の中立强調（第二日）

パナマ【九・三】歐洲戰爭に對處し汎米諸國の中立態度を討議すべき特別汎米會議第二日目は廿五日パナマ市國立大學講堂に於て續開直ちに全體會議に入つた勞頭先づパナマ外相ナルシスコ・ガレー氏は米洲諸國の嚴正中立を强調する左の如き演說を行つた

西半球は若干の歐洲列强が强壓的平和を押つけんとする如何なる企圖に對しても飽迄反對するものである、米洲諸國は嚴正中立を維持することによつて各自の權益を擁護せんと決意してゐる

續いて米國代表サムナー・ウエルズ國務次官は米國は中南米諸國を現在の歐洲戰爭の影響から擁護するため如何なる援助をも惜まない旨左の如く演說した

中南米諸國は凡ゆる犧牲を拂つても自らを擁護する決意を執らねばならぬ、されば米國は現在の歐洲戰爭が中南米諸國に與へる影響を出來るだけ少くする爲あらゆる協力をなす用意あり就中經濟的援助及商船隊の派遣等を考慮してゐる

尙會議開始に先立ち各國代表は非公式に會合して米洲沿岸警備及び交戰國艦船の米洲諸國領海に於ける活動制限に關し協議を行つた

米洲安全地帶設置案提出

パナマ【九・八】廿八日の汎米會議に於て米國、キューバ兩國代表は連名を以て「米洲安全地帶」（アメリカン・セイフテイ・ゾーン）設置案を提出した、米國代表サムナー・ウエルス國務次官は「本案は西半球に交戰國艦艇を立入らしめざる爲である」と前提し提案の內容を左の如く說明した

一、海軍力を有する米洲諸國は本案に贊成し大西洋大平洋兩方面に於ける左記海面を分擔して巡邏に當ることに同意されたい

一、大西洋岸ではカナダ南端パツサコディ灣より南下カリビア海岸全部、南米東岸をマゼラン海峽に至るまで

一、太平洋岸ではマゼラン海峽より南米西海岸に沿つて北上し軍事上の要地たるガラパゴス島を含め米加國國境のサン・ジュアン・デ・フアスカに至るまで

之に對し出席代表の殆ど全部が贊意を表明したゞメキシコ代表のみが

メキシコは海軍を有してゐないが若し海軍力を有する諸國にして之を有せざる國の主權を尊重するならば贊成するであらう

と贊成を留保した

文明的諸原則確保（ハル長官演說）

ニューヨーク【九・三】ハル國務長官は廿二日午後二時半ニューヨーク萬國博の汎米デーの式典に列席し一場の演說を試み文明的諸原則の確保を强調した、演說要旨次の通り

今や我々は歐洲動亂に直面して益々國際關係を律する文明的なる諸原則の確保に努める必要あるを痛感させられる、蓋し斯ゝる原則の適用に依つてのみ人類の發展進步が維持されるからである恰も南北米諸政府は汎米の平和維持に必要な方策を實施する目的の下に明廿三日からパナマで會議を開かんとしつゝある、玆に我々は內部的調和と外部的安全保障に依る西半球の協力平和の國際的組織を見出さんとするものである

☆比島臨時議會

比島臨時議會再開

マニラ【九・三】ケソン比島大統領は來る廿五日より再び臨時議會を召集する旨廿二日夜發表した、今次臨時議會は歐洲戰爭に對處すべき非常時權限を大統領に附與する諸法案を審議するためで特別の支障なき限り會期は三日間を以て終了の豫定である

マニラ【九・三】廿六日のフイリツピン議會は船舶の讓渡を制限する權限を大統領に附與する法案を可決した右法案は一九四一年三月卅一日まで外國に對しフイリツピン人所有船舶の賣却抵當傭船等を事實上禁止するもので船腹不足に惱みつゝあるフイリツピンの輸出入貿易の促進と中立維持强化を目的としたものである

比島獨立延期案否決

マニラ【九・三】比島臨時議會は去る廿五日比島中立强化に關する非常權限を大統領に賦與する諸法案を審議するため再び開會既に右に關する法案十五を可決したが突如中部比島の砂糖業者の利益を代表する一議員より一九四六年の比島獨立期を無期延期すべしとの爆彈的提案が行はれ獨立派及び獨立延期派の二派に分裂し白熱的論戰が展開された後卅日採決の結果五十三對六票（棄權二票）の壓倒的大差で獨立延期案は葬り去られた

▲比島に獨立延期運動擡頭 マニラ【九・三五】獨立促進か獨立延期かは現在フイリツピンにとつて最大の問題であるが歐洲戰爭の勃發による國際情勢の不安增大に伴ひ最近比島官民有力者の間に又々獨立尙早論が擡頭を見注目を惹いてゐる即ち國會議員を含む一部有力者間に來る十月中旬新任比島高等辨務官セイヤー氏の赴任を機とし全比島に獨立延期運動を起さんとする計畫が進められてゐる模樣である右は主として對米經濟依存關係の持續及び對日恐怖をその理由とするものでアキノ農商務長官等の完全獨立促進論者に對する攻擊も近く開始される形勢にある、何れにせよ次期大統領選擧戰の切迫と共に

同問題は必然的に政爭の具に供せられ兩派の抗爭激化を見るものと豫想され成行は極めて注目される

其他の諸國

リトアニア動員一部解除

コヴノ【九・三五】リトアニア政府は獨波開戰以來大量の豫備兵を動員して國境方面に集結せしめてゐたが廿五日朝から動員の一部解除を開始し同時に徵發した乘物の一部も夫々所有者に返還された、政府筋では動員一部解除はポーランドに於ける獨ソ兩軍が既に分界線を決定し戰爭の危險性消滅したためと說明してゐる

ラトヴイア國家保全法可決

ベルリン【九・三七】ラトヴイア政府は廿七日ウルマニス大統領司會の下に國務會議を開催し內小緊急時に對處する國家保全法を可決した

バルチツク諸國貿易打開に焦慮

ロンドン【九・三六】當地に達した情報によればバルチツク海諸國は今次戰爭により外國貿易が全く混亂狀態に陷つたことに對し甚しく焦慮してゐる殊に最大顧客たるイギリスとの貿易が杜絕したことは打擊甚大でこれ等諸國は目下スカンヂナヴア經由で何んとか對英貿易を持續せんと努力してゐる一方對獨貿易もこれら諸國の望む處であつてエストニア代表は近々ベルリンに赴き兩國間の商品貿易に關し情勢の檢討障害の打開に努める筈であると傳へられる

白國經濟的中立を各國と折衝

ブリユツセル【九・三三】D・N・B通信社ブリユツセル支局の報ずるところによればベルギー政府は原料品並に食料品の供給等經濟關係に於ける自國の中立的地位を確保すべく極めて愼重なる計畫の下に英佛米獨各國政府と折衝を開始してゐる模樣である、卽ちドイツ側との交涉は目下ブリユツセルに於て進行中で既に原料品供給その他の重要事項に就き意見の一致を見てゐるがフランス側とも來週中には交涉を再開する豫定であり米國に對してはすでに元首相たりしトウーニ氏を統使として派遣してゐる、英國との折衝は未だ開始されてゐない

白國再動員

ブリユツセル【九・三六】ベルギー政府は曩に一旦動員を解除した豫備兵に對し來る十月一日付けを以て再召集を行ふ事となつた、右は機械化部隊の兵員補充に充てられる筈である

和蘭水浸し戰略

ロンドン【九・三六】オランダ政府は戰火が自國領土內に波及することを防止する爲種々の非常措置を講じつゝあるが廿九日ロンドンに達した情報によればオランダ政府は非常命令あり次第何時でも軍事的に主要な地域を水浸しにする準備を整へ既に各運河の水準は著しく高められて居り一部では侵入軍戰車の進擊を防止すべく主要道路上に海水が氾濫しつゝある地方もあると傳へられる

スペイン召集解除

ブルゴス【九・三四】スペイン政府は廿三日の夜の閣議に於て一九三七年度兵の召集を解除することに決定した、今回召集を解除される豫備兵は約五萬名に上る見込みであるが之により現在召集中のものは一九四〇年度兵及び其他二クラスの豫備兵に過ぎず、スペインの中立堅持の方針を物語るものとして注目される

瑞西國境防備進捗

ベルリン【九・三六】スイス軍司令部は廿六日國境防備計畫は着々進行中なる旨左の如く發表した

スイス國境地方の防備計畫は現在急速に進行中である、但し新設防備施設は國際危機の勃發に依るものではなく國防强化の長期計畫に基くものである、尙右に伴つて各部隊の動員も若干行はれたがこれ又特別の意味に出たものではない

イギリス

フロイド博士死去

ロンドン【九・三三】精神分析學の創始者ジグムンド・フロイド博士は廿三日ロンドンのハムステッド・スクエア街の寓居で死去した、享年八十三

北歐諸國

リトアニア前首相逝去

コヴノ【九・三〇】前リトアニア首相ユオザス・ツベリス氏は卅日午時コヴノに於て急逝した享年五十七、同氏は第一次歐洲大戰勃發するやリトアニア獨立戰爭に參加、獨立を得るや新政府の重要閣僚としてリトアニア建國に盡瘁し一九三〇年首相として內閣を統率して國政の處理に當つたが辭職後も國民黨總裁として政界に重きをなしてゐたものである

バルカン諸國

スミルナの激震

スミルナ【九・三三】小アジアのエーゲ海に臨むスミルナ地方一帶は廿四日夜近來稀な激震に襲はれ死者二百負傷者數百を出した、スミルナでは數千の家屋が倒壞五千の民衆は家を失つて夜中中打續く餘震に脅えてゐる

南米諸國

メキシコの經濟開發計畫

メキシコ【九・三四】メキシコ政府は一九三四年國內の經濟開發を目指して六ケ年產業開發計畫を立案實行に移しつゝあつたが內外からする各種の障碍にあつて涉々しい進捗を見ず計畫完成年度を明年二月に控えてその成果は大いに悲觀視されてゐた、然るに最近歐洲動亂の勃發によりメキシコの立場は大いに有利となるに至つたので政府はこの機會を逸せず國內產業經濟の各般に亘つて改めて大規模の開發計畫を樹立一路その實現に向つて邁進することゝなつた而してこの計畫のうちには次の各項目が含まれてゐる一、石油の增產、日產二萬バーレルまでに增產一、鑛山の開發一、道路の改修其他輸送能力の擴充一、爲替管理法の撤廢一、鑛產物輸出稅の撤廢

ペルー、エクアドル國境紛爭

リマ【九・三六】昨年六月ナポ河流域に關する紛爭以來ペルー、エクアドル兩國間には絕えて問題なく玆暫く小康を保つてゐたところ廿七日ペルー外務省はエクアドル國境防備隊が突如越境し同國地方防備隊との間に衝突が起つた旨發表した、右發表に依ると廿七日エクアドル兵七名は兩國間の國境を越えてペルー國內に侵入し國境附近のペルー地方防備隊に對し發砲した、併し右越境兵はペルー防備隊が急遽增强され砲火を交ふるに至るや自國領土內に遁入し事なきを得たものである

同盟旬報

（毎月三回發行）

定價

內地 一部 四十錢（送料二錢）
半年分前金七圓（送料共）
一年分同 十三圓八十錢（同）

海外 半年分前金九圓三錢（送料共）
一年分同 十六圓三錢（同）

編輯發行兼印刷人 大川幸之助

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
印刷所 株式會社大倉印刷所

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 社團法人同盟通信社

同盟通信社發行刊行物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。

東京市銀座西八ノ九
【同盟通信社別館】
社團法人 同盟通信社出版部
振替貯金口座 東京八五〇〇〇番

專用電話

同盟旬報編輯用 銀座（57）六〇七九
國際經濟週報 時事年鑑 編輯用 銀座（57）六〇七八
寫眞新聞編輯用 銀座（57）二二三〇
營業用 銀座（57）〇三九七

創刊大正九年一月

國際經濟週報

毎週木曜日發行

——△同盟の國内及び海外通信網によつて成る週刊經濟雜誌▽——

十月五日號内容一斑

歐洲動亂下の國際商品の展望

總論＝國際カルテルの機能停止
鐵鋼＝有卦に入つた業界
銅＝需要增大に國際カルテル崩る
錫＝國際カルテルも遂に機能喪失
鉛＝最近の相場位置
亞鉛＝伸び惱む市價
棉花＝低迷を脱し市價奔騰に一轉
小麥＝大戰勃發で相場急騰
ゴム＝戰時需要增大し相場昂騰

中國中央政治委員會の結成

貿易省設置の機運熟す

イタリア中立の背後關係

官吏制度の改革とは

九月廿八日號内容一斑

權益をめぐる日ソ關係

停戰協定成立と日ソ關係打開

對ソ權益の雄、露領漁業の現況

危殆に瀕する石炭利權の行衛

埋藏量二億瓲の北樺太石油

價格停止令と配給機構

一般價格停止令の發動

砂糖飢饉の正體と配給機構の整備

電力動員實施の意義

熱狂する世界海運市況

日ソ停戰協定とソ聯の波蘭進駐

豐富新鮮なる

資料・統計

△内外政治、經濟ニュース、諸統計類の資料を豐富に輯錄

△世界主要市場より日々入電する業界情報、市況、需給集散諸統計、諸相場を滿載

△世界經濟界の動き一目瞭然！

國内政治・財政及び經濟ニュース
滿支及び海外政治・經濟ニュース
通商貿易及び内外國際諸商品情報
内外金融・爲替・證券・商品市況
銀行會社近況
財政・貿易・物價・金融・商品統計
内外株式・公債・社債相場・金利
内外重要國際商品相場

定價

一部 三十錢（送料一錢）
一年分（送料共）
内地・滿支十四圓五十錢
其他海外二十圓五十錢

發行

東京市京橋區銀座西八ノ九
電話銀座(57)一三五一番
振替口座東京八五〇〇〇番

社團法人 同盟通信社

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

昭和十五年版・・・十月中旬出來

同盟時事年鑑

四六倍判八百餘頁
定價一部　三　圓
送料（書留）市内十二錢　地方三十三錢　外地六十二錢

理想的な年鑑・經濟的な年鑑

凡ゆる年鑑の標準版

二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行されてより茲に三歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて**最も理想的な年鑑たる威容**を整へるに至つた。本昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、**群小年鑑の上に燦然と光を放つ標準決定版を上梓**し得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豐富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず**一大百科全書として萬戸必備の寶典**たることを主眼とした。各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい・出來次第送本します

△△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！
△△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を！
△△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑！
△△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

發行所　東京市京橋區銀座西七丁目一番地
社團法人同盟通信社　電話代表番號銀座(57)二二二番(5)
振替貯金口座東京八五〇〇〇番
發行所　東京・銀座
社團法人同盟通信社
振替東京八五〇〇〇番